平成 29 年度

水道水及び水道用薬品等に関する調査等一式業務

報　　告　　書

平成 30 年 3 月

株式会社　日水コン

― 目 次 ―

1.　業務概要 ･･･ 1
1-1.　業務目的･･･ 1
1-2.　業務内容･･･ 2
2.　水質基準等の水質検査結果の整理 ･･･ 4
2-1.　過去 5 年間の水質検査結果に基づく水質基準項目及び水質管理目標設定項目の分類の見直し･･･ 4
2-2.　水道事業体における要検討項目等の検出状況の整理･････････････････････････ 70
2-3.　「最近の水質基準等項目の状況について」情報整理表の更新･････････････････ 113
3.　水道水質関連調査及び簡易専用水道の管理に関する調査の集計 ･････････････････ 141
3-1.　水道水質の被害状況等調査･･･ 141
3-2.　クリプトスポリジウム等対策実施状況調査･･････････････････････････････ 146
3-3.　貯水槽水道及び飲用井戸に係る衛生管理状況調査･････････････････････････ 150
3-4.　水道水質検査の実施状況等に関する調査･････････････････････････････････ 168
3-5.　水安全計画の策定状況等に関する調査･････････････････････････････････ 183
4.　クリプトスポリジウム等の検出状況の整理 ･････････････････････････････････ 184
4-1.　調査概要･･･ 184
4-2.　集計結果･･･ 185
5.　薬品基準等に関する各国の動向等の収集、整理 ･････････････････････････････ 197
5-1.　各国における薬品基準等の概要･･･ 197
5-2.　各国における水道用薬品の現行基準・規格･････････････････････････････ 202
6.　国内外の最新の毒性情報等の収集・整理他 ･････････････････････････････････ 206
6-1.　内閣府食品安全委員会における評価物質･････････････････････････････････ 206
6-2.　海外諸国・機関の基準値・目標値等の収集・整理･････････････････････････ 226
7.　水質基準等に関する情報の更新(仕様書業務内容(6)) ･････････････････････････ 239
7-1.　水質基準等の見直しの動向･･･ 239
7-2.　データベースの整理・情報更新･･･ 265
8.　基礎情報収集対象物質のとりまとめ(仕様書業務内容(7)) ･････････････････････ 267
8-1.　要検討項目への追加候補物質の検討･････････････････････････････････････ 267
8-2.　追加すべき候補物質の検討･･･ 272

1. 業務概要

1-1. 業務目的

本調査業務は、水道水及び水道原水における水質検査結果等の整理及び水道用の薬品基準に関する各国の動向等の収集・整理等を行うことにより、水質基準等について基準値等の変更や分類の見直しに係る原案を作成するとともに、「平成 28 年度水道水及び水道用薬品等に関する調査等業務」において構築した水道水における有害物質のデータベースをもとに、水道法の水質基準等に係る国内外の最新の毒性情報等の収集・整理、要検討項目の対象とする物質に係る検討、我が国の現行の水質基準等に関する情報及び有害物質の健康影響等の最新の情報を収集・整理することにより、水質基準の逐次改正に資することを目的とする。

1-2. 業務内容

1）水質基準等の水質検査結果の整理（仕様書 2 の(1)）

（1）過去 5 年間の水質検査結果に基づく水質基準項目及び水質管理目標設定項目の分類の見直し

水質基準項目及び水質管理目標設定項目の検出状況について、「水道統計」の過去 5 年分の水質検査結果（平成 23 年度～平成 27 年度版、浄水）を、第 8 回厚生科学審議会生活環境水道部会で確認された分類要件（資料 4：水質基準項目及び水質管理目標設定項目の分類の見直しについて）に基づき、基準値又は目標値の 10%、50%、100%値の経年的な超過状況を表及びグラフに整理し、検討を行った。

（2）水道事業体における要検討項目等の検出状況の整理

全国の水道事業者が平成 27 年度及び 28 年度水道水質検査計画で定めた地点等における水質測定結果（要検討項目等、農薬類）について、データチェック及び集計を行った。

（3）「最近の水質基準等項目の状況について」情報整理表の更新

直近の水道統計データ（平成 27 年度統計）より収集した情報及び前記（2）により収集した情報に基づき、全水質基準等項目等（水質基準項目、水質管理目標設定項目、要検討項目等）について整理した。

2）水道水質関連調査及び簡易専用水道の管理に関する調査の集計（仕様書 2 の(2)）

次の調査（平成 29 年度実施）について、回答内容を確認、整理及び集計した。

・水道水質関連調査（調査対象:都道府県（水道事業者等））

・簡易専用水道の管理に関する調査（調査対象：簡易専用水道登録検査機関）

3）クリプトスポリジウム等の検出状況の整理（仕様書 2 の(3)）

平成 21 年度以降、厚生労働省に対し全国の都道府県及び水道事業者等から報告された耐塩素性病原生物の検出状況等の情報について、一覧表として整理した。

4）薬品基準等に関する各国の動向等の収集、整理（（仕様書 2 の(4)））

（1）薬品基準等に関する各国の動向等の収集・整理

米国（AWWA 及び NSF）、欧州、中国、韓国、WHO における薬品基準等の①概要（改正経緯含む）、②現行基準の内容と設定根拠を収集・整理した。

（2）各国基準の比較表の作成

日本(JWWA、JIS)の規格と(1)に示す各国の基準項目及び基準値を整理した。

5）国内外の最新の毒性情報等の収集・整理（仕様書 2 の(5)）

（1）日本の毒性情報

我が国の現行の水質基準等(水質基準項目、水質管理目標設定項目、要検討項目及び農薬類（水質管理目標設定項目 15 の対象農薬リスト掲載農薬類、要検討農薬類及びその他農薬類）に係る内閣府食品安全委員会における検討結果(平成 29 年 3 月以降に評価結果が公表されたものに限る。〉を収集・整理し、過年度の評価結果の一覧(H28 年度調査業務：表 6-3)を更新した。

（2）海外の毒性情報

海外諸国・機関(米国、欧州、カナダ、オーストラリア、韓国、中国、WHO)における基準値・目標値等(H28 年度調査業務：表 6-5～表 6-10)を更新し、我が国の現行の水質基準等の間で基準値・目標値等の比較を行った。

（3）毒性情報の知見整理

我が国の現行の水質基準等と比較していずれかの海外諸国・機関で基準値・目標値等に相違点のあった物質について、知見を整理し、我が国の現行の水質基準等との間で耐容一日摂取量等の設定根拠・考え方の比較を行った。

6）水質基準等に関する情報の更新（仕様書 2 の(6)）

（1）関連情報の更新

我が国の現行の水質基準等について、基準値・目標値等、評価値に関連した検討状況、課題及び留意事項等の関連情報(H28 年度調査業務:表 6-12～表 6-18)を更新した。

（2）データベース更新

我が国の現行の水質基準等について、H28 年度調査業務において作成したデータベースを更新した。

7）基礎情報収集対象物質のとりまとめ（仕様書 2 の(7)）

平成 21 年度第 1 回水質基準逐次改正検討会資料 5-1「水道水から検出されるおそれのある物質(母集団物質リスト候補物質)に関する情報整理」に示された基礎情報収集対象物質(過年度業務において追加された基礎情報収集対象物質リストを含む)について、平成 27 年度の環境中での各物質の検出状況(環境省による化学物質環境実態調査及び要調査項目存在状況調査)から新たに要検討項目へ追加すべき物質を検討した。

8）報告書作成

以上の調査結果をとりまとめ、会議資料及び報告書を作成した。

2. 水質基準等の水質検査結果の整理

2-1. 過去 5 年間の水質検査結果に基づく水質基準項目及び水質管理目標設定項目の分類の見直し

現在の水質基準項目及び水質管理目標設定項目は、平成 15 年 4 月の厚生科学審議会答申「水質基準の見直し等について（答申）」に基づいて設定されたものであり、浄水中の検出状況から物質毎のリスクレベルの評価結果等を踏まえ、水質基準項目と水質管理目標設定項目に分類されている。

ここでは、第 8 回厚生科学審議会生活環境水道部会（平成 22 年 2 月 2 日）の「資料 4　水質基準項目及び水質管理目標設定項目の分類の見直しについて」に従って、水質基準項目及び水質管理目標設定項目間での分類変更について検討した。

2-1-1. 基準項目等の分類に関する考え方

第 8 回厚生科学審議会生活環境水道部会（平成 22 年 2 月 2 日）の「資料 4　水質基準項目及び水質管理目標設定項目の分類の見直しについて」にて承認された、水質基準項目と水質管理目標設定項目の分類に関する考え方を以下に示す。

1）定期見直しの進め方

化学物質はその使用状況等に応じて水道水から検出される濃度・頻度が変化していくものであり、水質検査結果に基づき、その時点で比較的高濃度かつ高頻度で検出される物質を水質基準項目とするよう、計画的に見直しを行うべきである。定期見直しの具体的な方法については、以下のとおりとする。

（1）定期見直しの対象物質

すべての水質基準項目及び水質管理目標設定項目を、水質検査結果に基づく定期見直しの対象とするのではなく、以下の考え方に基づいて基準項目等に据え置くべき項目以外の項目を選定する。

①水質基準項目等へ据え置くべき項目を整理-----表 2-1、表 2-2
②基準項目に据え置くべきか専門家の議論も踏まえて確認すべき物質------表 2-3

この結果、基準項目及び管理目標設定項目の分類の見直しの検討対象とする項目は表 2-4 のとおりとなる。

（2）定期見直しの検討に使用する水質検査結果

検査年度による水質検査結果のばらつき等を考慮すると、直近の単年度のみではなく、中長期的な検査結果に基づいて分類見直しの検討を行うべきと考えられる。具体的には水質検査結果の保存義務年限である過去 5 年分の検査結果に基づいて計画的に見直すこととする。

表 2-1　基準項目等に据え置くべき対象物質の考え方（水質基準項目）

据え置くべきとする理由	項目名
水道法第 4 条に例示されている項目	水銀、フェノール、味、 臭気等 11 項目
環境中に広く存在し、少なくない数の水道事業者において、当該項目の濃度の低い水源を求めたり、浄水処理工程（設備）を設けて分解･除去等を行ったりする必要があると考えられる項目（基準項目から外すことにより、濃度の低減化が行われなくなるおそれがあるため）	ヒ素及びその化合物、亜硝酸態窒素※、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、マンガン及びその化合物、ジェオスミン、2-MIB
飲料水の水質としての基本的指標と考えられる項目	ナトリウム及びその化合物、塩化物イオン、カルシウム、マグネシウム等（硬度）、蒸発残留物、有機物（全有機炭素（TOC）の量）
検出状況よりは指標性の観点から議論すべき項目	一般細菌、大腸菌
浄水処理に広く利用される次亜塩素酸の管理指標	塩素酸
浄水処理に広く利用される PAC の管理指標	アルミニウム及びその化合物

※　平成 26 年 2 月 28 日厚生労働省令第 15 号により、亜硝酸態窒素を水質基準項目に追加。

表 2-2　基準項目等に据え置くべき対象物質の考え方（水質管理目標設定項目）

据え置くべきとする理由	項目名
評価値が暫定の項目	ウラン等 3 項目
水道水質基準を補完する項目	pH 値、アルミニウム、 残留塩素等 9 項目
より望ましい水の目標値である項目（水質基準とはしない）	遊離炭酸、腐食性（ランゲリア指数）
検出状況よりは指標性の観点から議論すべき項目	従属栄養細菌

表 2-3　基準項目に据え置くべきか確認すべき物質の考え方（水質基準項目）

基準項目として据え置くことも考えられる理由	項目名
水質に係る代表的な汚染物質として社会的関心が高い	カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物
原水においてトリハロメタン生成能は広く存在し、水質基準項目から除外した場合、生成量の低減管理が行われなくなるおそれがある	クロロホルム、ジブロモクロロメタン、総トリハロメタン、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム
オゾン処理の副生成物、浄水処理に広く利用される次亜塩素酸ナトリウムにも含まれる	臭素酸

表 2-4　基準項目及び管理目標設定項目の分類の見直しの検討対象とする項目

基準項目等の見直し対象とする項目（案）	項目名
水質基準項目	セレン及びその化合物 四塩化炭素 シス及びトランス-ジクロロエチレン ベンゼン ジクロロ酢酸 ホルムアルデヒド 陰イオン界面活性剤 ホウ素及びその化合物 1,4-ジオキサン ジクロロメタン クロロ酢酸 トリクロロ酢酸 亜鉛及びその化合物 非イオン界面活性剤
水質管理目標設定項目※	アンチモン及びその化合物 1,2-ジクロロエタン トルエン 亜塩素酸 農薬類 メチル-t-ブチルエーテル ニッケル及びその化合物 1,1,2-トリクロロエタン フタル酸ジ（2-エチルヘキシル） 二酸化塩素 1,1,1-トリクロロエタン 1,1-ジクロロエチレン

※　平成 22 年 2 月 17 日健水発 0217 第 1 号により、1,1,2-トリクロロエタンを水質管理目標設定項目から削除。

※　平成 26 年 3 月 31 日健水発 0331 第 6 号により、亜硝酸態窒素を水質管理目標設定項目から削除。

（3）定期見直しにおける水質基準等の分類方法

水質基準項目及び水質管理目標設定項目の分類の考え方は、基本的には平成 15 年答申のもの（表 2-5）を踏襲するべきであるが、複数年度における検出状況の判断や、検出率の取扱いについて運用の明確化を行う必要がある。

表 2-5　過去の審議会答申における水質基準等の分類の考え方（参考）

	水質基準項目	水質管理目標設定項目・監視項目
平成 15 年答申	・浄水において、評価値の 1/10 を超えて検出され、又は検出されるおそれの高い項目（特異値によるものを除く。評価値が暫定であるものを除く。） ・水道法第 4 条の例示項目	・場合によっては、浄水において評価値の 1/10 を超えて検出される可能性のある項目 ・水質基準項目の分類要件に該当するもののうち、評価値が暫定であるもの
平成 4 年答申	・最大値が評価値の 50%を超えていること（特異値と考えられる場合は除く） ・かつ、評価値の 10%を超えるものの検出率が数%	・最大値が評価値の数%以上（特異値と考えられる場合は除く） ・かつ、評価値の 1%を超えるものの検出率が数%以上

※　農薬については、平成 15 年答申において、①水質基準項目の分類要件に該当する農薬については個別に水質基準を設定し、②それら以外については総農薬方式により水質管理目標設定項目に位置づけることとされているところ。

表 2-5 に示した過去の答申の内容を参考にすると、例えば表 2-6 に示す分類要件に従って水質基準項目等の分類を行うことが考えられる。

分類要件１：最近 3 ヶ年継続で評価値の 10%超過地点が 1 地点以上存在

分類要件２：最近 3 ヶ年継続で評価値の 50%超過地点が 1 地点以上存在
又は最近 5 ヶ年の間に評価値超過地点が 1 地点以上存在

表 2-6　水質基準項目及び水質管理目標設定項目の分類要件

	分類要件１　YES		分類要件１　NO
	分類要件２　YES	分類要件２　NO	
見直し時点で水質基準項目	水質基準項目	水質基準項目	水質管理目標設定項目
見直し時点で水質管理目標設定項目	水質基準項目	水質管理目標設定項目	水質管理目標設定項目

ただし、個々の項目の水質基準項目及び水質管理目標設定項目への分類については、当該項目の浄水における検出状況に加え、環境汚染状況の推移や生成メカニズム、浄水処理における除去性等を総合的に評価して判断すべきであり、分類要件のみによってあてはめるべきものではない。

2）過去 5 年間の水質基準等の超過状況

（1）データ整理

水質基準項目及び水質管理目標設定項目について、水道統計水質編の過去 5 年分（平成 23 年度版～平成 27 年度版）の水質検査結果（浄水）より、評価値の 10%、50%、100%値の経年的な超過状況を表及びグラフに整理した。

水道水質基準項目の水道水質データの整理結果は表 2-7 に示し、水質管理目標設定項目の水道水質データの整理結果は表 2-8 に示す。また、水質基準項目の過去 5 年間の基準値等の超過状況を図 2-1～図 2-25 に示し、水質管理目標設定項目の過去 5 年間の目標値等の超過状況を図 2-26～図 2-37 に示す。

過去 5 年間に基準値及び目標値が変更になった項目については、現行の基準値又は目標値により集計を行った。

表 2-7　水道水質基準項目の水道水質データの整理結果(1/4)

番号	項目名	基準値※1 (mg/L)	区分	評価	H23			H24			H25			H26 ※2			H27 ※3		
					調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合
基-1	一般細菌	100個/mL	健康項目	対基準値	5,934	2	0.0%	5,981	1	0.0%	6,002	3	0.0%	6,074	5	0.1%	6,181	2	0.0%
				対50%値	5,934	22	0.4%	5,981	16	0.3%	6,002	21	0.3%	6,074	21	0.3%	6,181	16	0.3%
				対10%値	5,934	115	1.9%	5,981	124	2.1%	6,002	115	1.9%	6,074	107	1.8%	6,181	99	1.6%
基-2	大腸菌	不検出	健康項目	陽性	5,933	1	0.0%	5,981	0	0.0%	6,001	1	0.0%	6,074	0	0.0%	6,181	2	0.0%
基-3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L	健康項目	対基準値	5,672	0	0.0%	5,709	0	0.0%	5,684	0	0.0%	5,582	0	0.0%	5,703	0	0.0%
				対50%値	5,672	3	0.1%	5,709	3	0.1%	5,684	2	0.0%	5,582	4	0.1%	5,703	1	0.0%
				対10%値	5,672	24	0.4%	5,709	14	0.2%	5,684	8	0.1%	5,582	9	0.2%	5,703	7	0.1%
基-4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L	健康項目	対基準値	5,370	0	0.0%	5,409	0	0.0%	5,522	0	0.0%	5,467	0	0.0%	5,585	0	0.0%
				対50%値	5,370	4	0.1%	5,409	6	0.1%	5,522	3	0.1%	5,467	2	0.0%	5,585	3	0.1%
				対10%値	5,370	5	0.1%	5,409	7	0.1%	5,522	3	0.1%	5,467	4	0.1%	5,585	6	0.1%
基-5	セレン及びその化合物	0.01mg/L	健康項目	対基準値	5,453	0	0.0%	5,499	0	0.0%	5,603	0	0.0%	5,548	0	0.0%	5,674	0	0.0%
				対50%値	5,453	1	0.0%	5,499	6	0.1%	5,603	1	0.0%	5,548	2	0.0%	5,674	0	0.0%
				対10%値	5,453	8	0.1%	5,499	13	0.2%	5,603	6	0.1%	5,548	12	0.2%	5,674	4	0.1%
基-6	鉛及びその化合物	0.01mg/L	健康項目	対基準値	5,607	1	0.0%	5,644	0	0.0%	5,745	1	0.0%	5,713	1	0.0%	5,817	0	0.0%
				対50%値	5,607	31	0.6%	5,644	23	0.4%	5,745	20	0.3%	5,713	20	0.4%	5,817	15	0.3%
				対10%値	5,607	321	5.7%	5,644	291	5.2%	5,745	285	5.0%	5,713	235	4.1%	5,817	240	4.1%
基-7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L	健康項目	対基準値	5,512	0	0.0%	5,550	1	0.0%	5,645	0	0.0%	5,604	0	0.0%	5,723	0	0.0%
				対50%値	5,512	52	0.9%	5,550	54	1.0%	5,645	54	1.0%	5,604	79	1.4%	5,723	74	1.3%
				対10%値	5,512	524	9.5%	5,550	516	9.3%	5,645	502	8.9%	5,604	544	9.7%	5,723	547	9.6%
基-8	六価クロム化合物	0.05mg/L	健康項目	対基準値	5,547	0	0.0%	5,596	0	0.0%	5,702	0	0.0%	5,658	0	0.0%	5,780	0	0.0%
				対50%値	5,547	0	0.0%	5,596	0	0.0%	5,702	0	0.0%	5,658	0	0.0%	5,780	0	0.0%
				対10%値	5,547	2	0.0%	5,596	1	0.0%	5,702	2	0.0%	5,658	1	0.0%	5,780	3	0.1%
基-9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L	健康項目	対基準値	1,974	15	0.8%	2,048	1	0.0%	2,085	0	0.0%	5,906	0	0.0%	6,136	0	0.0%
				対50%値	1,974	18	0.9%	2,048	3	0.1%	2,085	2	0.1%	5,906	6	0.1%	6,136	4	0.1%
				対10%値	1,974	55	2.8%	2,048	42	2.1%	2,085	74	3.5%	5,906	150	2.5%	6,136	83	1.4%
基-10	シアン化物及び塩化シアン	0.01mg/L	健康項目	対基準値	5,926	0	0.0%	5,971	0	0.0%	5,987	0	0.0%	6,063	0	0.0%	6,173	0	0.0%
				対50%値	5,926	0	0.0%	5,971	0	0.0%	5,987	0	0.0%	6,063	3	0.0%	6,173	0	0.0%
				対10%値	5,926	10	0.2%	5,971	10	0.2%	5,987	13	0.2%	6,063	9	0.1%	6,173	20	0.3%
基-11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L	健康項目	対基準値	5,725	0	0.0%	5,737	1	0.0%	5,812	1	0.0%	5,825	0	0.0%	5,921	0	0.0%
				対50%値	5,725	152	2.7%	5,737	134	2.3%	5,812	147	2.5%	5,825	137	2.4%	5,921	133	2.2%
				対10%値	5,725	2,307	40.3%	5,737	2,159	37.6%	5,812	2,153	37.0%	5,825	2,096	36.0%	5,921	2,041	34.5%
基-12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L	健康項目	対基準値	5,616	0	0.0%	5,651	0	0.0%	5,747	1	0.0%	5,726	0	0.0%	5,835	0	0.0%
				対50%値	5,616	53	0.9%	5,651	58	1.0%	5,747	55	1.0%	5,726	64	1.1%	5,835	53	0.9%
				対10%値	5,616	1,970	35.1%	5,651	1,973	34.9%	5,747	2,004	34.9%	5,726	1,874	32.7%	5,835	1,802	30.9%
基-13	ホウ素及びその化合物	1mg/L	健康項目	対基準値	5,479	0	0.0%	5,531	0	0.0%	5,631	1	0.0%	5,578	0	0.0%	5,709	0	0.0%
				対50%値	5,479	22	0.4%	5,531	21	0.4%	5,631	19	0.3%	5,578	14	0.3%	5,709	15	0.3%
				対10%値	5,479	186	3.4%	5,531	172	3.1%	5,631	172	3.1%	5,578	164	2.9%	5,709	162	2.8%
基-14	四塩化炭素	0.002mg/L	健康項目	対基準値	5,443	0	0.0%	5,482	0	0.0%	5,591	0	0.0%	5,540	0	0.0%	5,656	0	0.0%
				対50%値	5,443	1	0.0%	5,482	1	0.0%	5,591	3	0.1%	5,540	5	0.1%	5,656	4	0.1%
				対10%値	5,443	11	0.2%	5,482	6	0.1%	5,591	7	0.1%	5,540	8	0.1%	5,656	5	0.1%
基-15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L	健康項目	対基準値	5,383	0	0.0%	5,427	0	0.0%	5,557	0	0.0%	5,506	0	0.0%	5,633	0	0.0%
				対50%値	5,383	0	0.0%	5,427	0	0.0%	5,557	1	0.0%	5,506	2	0.0%	5,633	0	0.0%
				対10%値	5,383	8	0.1%	5,427	6	0.1%	5,557	4	0.1%	5,506	6	0.1%	5,633	2	0.0%

表 2-7　水道水質基準項目の水道水質データの整理結果(2/4)

番号	項目名	基準値※1 (mg/L)	区分	評価	H23			H24			H25			H26 ※2			H27 ※3		
					調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合
基-16	cis-1,2-ジクロロエチレン及びトランス－1,2－ジクロロエチレン	0.04mg/L	健康項目	対基準値	5,707	0	0.0%	5,582	0	0.0%	5,646	0	0.0%	5,555	0	0.0%	5,677	0	0.0%
				対50%値	5,707	0	0.0%	5,582	0	0.0%	5,646	0	0.0%	5,555	1	0.0%	5,677	0	0.0%
				対10%値	5,707	3	0.1%	5,582	1	0.0%	5,646	2	0.0%	5,555	5	0.1%	5,677	2	0.0%
~~基-16~~	~~(シス-1,2-ジクロロエチレン)~~※	0.04mg/L	健康項目	対基準値															
				対50%値															
				対10%値															
~~基-16~~	~~(トランス－1,2－ジクロロエチレン)~~※	0.04mg/L	健康項目	対基準値															
				対50%値															
				対10%値															
基-17	ジクロロメタン	0.02mg/L	健康項目	対基準値	5,445	0	0.0%	5,484	0	0.0%	5,591	0	0.0%	5,541	0	0.0%	5,658	0	0.0%
				対50%値	5,445	2	0.0%	5,484	0	0.0%	5,591	0	0.0%	5,541	0	0.0%	5,658	0	0.0%
				対10%値	5,445	2	0.0%	5,484	1	0.0%	5,591	1	0.0%	5,541	2	0.0%	5,658	1	0.0%
基-18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L	健康項目	対基準値	5,446	0	0.0%	5,485	0	0.0%	5,591	0	0.0%	5,543	0	0.0%	5,661	0	0.0%
				対50%値	5,446	1	0.0%	5,485	2	0.0%	5,591	3	0.1%	5,543	1	0.0%	5,661	0	0.0%
				対10%値	5,446	11	0.2%	5,485	10	0.2%	5,591	23	0.4%	5,543	14	0.3%	5,661	14	0.2%
基-19	トリクロロエチレン	0.01mg/L	健康項目	対基準値	5,494	0	0.0%	5,529	0	0.0%	5,635	0	0.0%	5,562	0	0.0%	5,670	0	0.0%
				対50%値	5,494	2	0.0%	5,529	2	0.0%	5,635	4	0.1%	5,562	1	0.0%	5,670	1	0.0%
				対10%値	5,494	41	0.7%	5,529	35	0.6%	5,635	34	0.6%	5,562	28	0.5%	5,670	37	0.7%
基-20	ベンゼン	0.01mg/L	健康項目	対基準値	5,444	0	0.0%	5,485	0	0.0%	5,589	0	0.0%	5,541	0	0.0%	5,659	0	0.0%
				対50%値	5,444	0	0.0%	5,485	0	0.0%	5,589	1	0.0%	5,541	0	0.0%	5,659	0	0.0%
				対10%値	5,444	1	0.0%	5,485	6	0.1%	5,589	7	0.1%	5,541	1	0.0%	5,659	2	0.0%
基-21	塩素酸	0.6mg/L	健康項目（消）	対基準値	5,924	5	0.1%	5,970	7	0.1%	5,991	6	0.1%	6,062	5	0.1%	6,174	5	0.1%
				対50%値	5,924	253	4.3%	5,970	236	4.0%	5,991	265	4.4%	6,062	177	2.9%	6,174	194	3.1%
				対10%値	5,924	3,199	54.0%	5,970	3,174	53.2%	5,991	3,148	52.5%	6,062	2,953	48.7%	6,174	2,954	47.8%
基-22	クロロ酢酸	0.02mg/L	健康項目（消）	対基準値	5,924	0	0.0%	5,972	0	0.0%	5,989	0	0.0%	6,063	0	0.0%	6,174	0	0.0%
				対50%値	5,924	1	0.0%	5,972	4	0.1%	5,989	3	0.1%	6,063	5	0.1%	6,174	6	0.1%
				対10%値	5,924	39	0.7%	5,972	32	0.5%	5,989	31	0.5%	6,063	53	0.9%	6,174	39	0.6%
基-23	クロロホルム	0.06mg/L	健康項目（消）	対基準値	5,925	0	0.0%	5,972	0	0.0%	5,991	0	0.0%	6,064	1	0.0%	6,174	1	0.0%
				対50%値	5,925	225	3.8%	5,972	216	3.6%	5,991	255	4.3%	6,064	181	3.0%	6,174	185	3.0%
				対10%値	5,925	2,298	38.8%	5,972	2,291	38.4%	5,991	2,312	38.6%	6,064	2,254	37.2%	6,174	2,319	37.6%
基-24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L	健康項目（消）	対基準値	5,925	6	0.1%	5,970	7	0.1%	5,989	8	0.1%	6,064	4	0.1%	6,174	2	0.0%
				対50%値	5,925	123	2.1%	5,970	102	1.7%	5,989	121	2.0%	6,064	92	1.5%	6,174	75	1.2%
				対10%値	5,925	1,745	29.5%	5,970	1,714	28.7%	5,989	1,706	28.5%	6,064	1,701	28.1%	6,174	1,616	26.2%
基-25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L	健康項目（消）	対基準値	5,925	0	0.0%	5,972	1	0.0%	5,991	0	0.0%	6,064	0	0.0%	6,174	0	0.0%
				対50%値	5,925	24	0.4%	5,972	25	0.4%	5,991	18	0.3%	6,064	20	0.3%	6,174	14	0.2%
				対10%値	5,925	298	5.0%	5,972	273	4.6%	5,991	268	4.5%	6,064	234	3.9%	6,174	222	3.6%
基-26	臭素酸	0.01mg/L	健康項目（消）	対基準値	5,925	1	0.0%	5,972	1	0.0%	5,991	1	0.0%	6,063	0	0.0%	6,174	2	0.0%
				対50%値	5,925	22	0.4%	5,972	25	0.4%	5,991	13	0.2%	6,063	15	0.2%	6,174	10	0.2%
				対10%値	5,925	254	4.3%	5,972	274	4.6%	5,991	260	4.3%	6,063	249	4.1%	6,174	238	3.9%
基-27	総トリハロメタン	0.1mg/L	健康項目（消）	対基準値	5,925	2	0.0%	5,972	3	0.1%	5,991	3	0.1%	6,064	2	0.0%	6,174	1	0.0%
				対50%値	5,925	247	4.2%	5,972	209	3.5%	5,991	204	3.4%	6,064	153	2.5%	6,174	161	2.6%
				対10%値	5,925	2,798	47.2%	5,972	2,774	46.5%	5,991	2,834	47.3%	6,064	2,752	45.4%	6,174	2,848	46.1%
基-28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L	健康項目（消）	対基準値	5,925	30	0.5%	5,972	27	0.5%	5,989	29	0.5%	6,064	21	0.3%	6,174	3	0.0%
				対50%値	5,925	347	5.9%	5,972	312	5.2%	5,989	398	6.6%	6,064	388	6.4%	6,174	285	4.6%
				対10%値	5,925	900	15.2%	5,972	918	15.4%	5,989	999	16.7%	6,064	1,006	16.6%	6,174	1,938	31.4%

表 2-7　水道水質基準項目の水道水質データの整理結果(3/4)

番号	項目名	基準値※1 (mg/L)	区分	評価	H23			H24			H25			H26 ※2			H27 ※3		
					調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合
基-29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L	健康項目（消）	対基準値	5,925	2	0.0%	5,972	3	0.1%	5,991	4	0.1%	6,064	3	0.0%	6,174	1	0.0%
				対50%値	5,925	179	3.0%	5,972	178	3.0%	5,991	168	2.8%	6,064	109	1.8%	6,174	113	1.8%
				対10%値	5,925	2,543	42.9%	5,972	2,525	42.3%	5,991	2,564	42.8%	6,064	2,493	41.1%	6,174	2,534	41.0%
基-30	ブロモホルム	0.09mg/L	健康項目（消）	対基準値	5,925	0	0.0%	5,971	0	0.0%	5,991	0	0.0%	6,064	0	0.0%	6,174	0	0.0%
				対50%値	5,925	2	0.0%	5,971	4	0.1%	5,991	1	0.0%	6,064	6	0.1%	6,174	2	0.0%
				対10%値	5,925	138	2.3%	5,971	129	2.2%	5,991	130	2.2%	6,064	117	1.9%	6,174	154	2.5%
基-31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L	健康項目（消）	対基準値	5,925	0	0.0%	5,972	0	0.0%	5,988	0	0.0%	6,063	0	0.0%	6,174	0	0.0%
				対50%値	5,925	2	0.0%	5,972	5	0.1%	5,988	0	0.0%	6,063	5	0.1%	6,174	0	0.0%
				対10%値	5,925	64	1.1%	5,972	76	1.3%	5,988	40	0.7%	6,063	54	0.9%	6,174	43	0.7%
基-32	亜鉛及びその化合物	1mg/L	性状項目	対基準値	5,559	0	0.0%	5,606	0	0.0%	5,714	0	0.0%	5,672	0	0.0%	5,784	0	0.0%
				対50%値	5,559	0	0.0%	5,606	0	0.0%	5,714	0	0.0%	5,672	1	0.0%	5,784	1	0.0%
				対10%値	5,559	12	0.2%	5,606	13	0.2%	5,714	14	0.2%	5,672	14	0.2%	5,784	16	0.3%
基-33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L	性状項目	対基準値	5,648	2	0.0%	5,683	10	0.2%	5,799	7	0.1%	5,768	8	0.1%	5,872	9	0.2%
				対50%値	5,648	120	2.1%	5,683	146	2.6%	5,799	157	2.7%	5,768	107	1.9%	5,872	108	1.8%
				対10%値	5,648	1,578	27.9%	5,683	1,650	29.0%	5,799	1,542	26.6%	5,768	1,523	26.4%	5,872	1,511	25.7%
基-34	鉄及びその化合物	0.3mg/L	性状項目	対基準値	5,641	1	0.0%	5,663	3	0.1%	5,804	2	0.0%	5,743	2	0.0%	5,848	1	0.0%
				対50%値	5,641	25	0.4%	5,663	24	0.4%	5,804	27	0.5%	5,743	17	0.3%	5,848	17	0.3%
				対10%値	5,641	416	7.4%	5,663	414	7.3%	5,804	385	6.6%	5,743	323	5.6%	5,848	344	5.9%
基-35	銅及びその化合物	1mg/L	性状項目	対基準値	5,558	0	0.0%	5,601	0	0.0%	5,711	0	0.0%	5,667	0	0.0%	5,778	0	0.0%
				対50%値	5,558	0	0.0%	5,601	1	0.0%	5,711	0	0.0%	5,667	0	0.0%	5,778	1	0.0%
				対10%値	5,558	14	0.3%	5,601	11	0.2%	5,711	12	0.2%	5,667	10	0.2%	5,778	9	0.2%
基-36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L	性状項目	対基準値	5,514	0	0.0%	5,552	0	0.0%	5,660	0	0.0%	5,608	0	0.0%	5,726	0	0.0%
				対50%値	5,514	4	0.1%	5,552	1	0.0%	5,660	1	0.0%	5,608	2	0.0%	5,726	2	0.0%
				対10%値	5,514	653	11.8%	5,552	657	11.8%	5,660	625	11.0%	5,608	577	10.3%	5,726	566	9.9%
基-37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L	性状項目	対基準値	5,587	1	0.0%	5,626	1	0.0%	5,742	0	0.0%	5,693	1	0.0%	5,810	1	0.0%
				対50%値	5,587	11	0.2%	5,626	6	0.1%	5,742	4	0.1%	5,693	7	0.1%	5,810	7	0.1%
				対10%値	5,587	163	2.9%	5,626	161	2.9%	5,742	144	2.5%	5,693	125	2.2%	5,810	115	2.0%
基-38	塩化物イオン	200mg/L	性状項目	対基準値	5,934	3	0.1%	5,981	0	0.0%	6,001	0	0.0%	6,074	0	0.0%	6,179	0	0.0%
				対50%値	5,934	28	0.5%	5,981	12	0.2%	6,001	13	0.2%	6,074	15	0.2%	6,179	13	0.2%
				対10%値	5,934	1,159	19.5%	5,981	1,106	18.5%	6,001	1,077	17.9%	6,074	1,009	16.6%	6,179	954	15.4%
基-39	カルシウム、マグネシウム(硬度)	300mg/L	性状項目	対基準値	5,673	3	0.1%	5,715	0	0.0%	5,797	2	0.0%	5,795	0	0.0%	5,915	0	0.0%
				対50%値	5,673	89	1.6%	5,715	76	1.3%	5,797	79	1.4%	5,795	70	1.2%	5,915	68	1.1%
				対10%値	5,673	4,254	75.0%	5,715	4,281	74.9%	5,797	4,354	75.1%	5,795	4,273	73.7%	5,915	4,350	73.5%
基-40	蒸発残留物	500mg/L	性状項目	対基準値	5,677	1	0.0%	5,721	0	0.0%	5,782	0	0.0%	5,806	0	0.0%	5,920	0	0.0%
				対50%値	5,677	205	3.6%	5,721	202	3.5%	5,782	190	3.3%	5,806	167	2.9%	5,920	172	2.9%
				対10%値	5,677	5,330	93.9%	5,721	5,319	93.0%	5,782	5,418	93.7%	5,806	5,422	93.4%	5,920	5,494	92.8%
基-41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L	性状項目	対基準値	5,348	0	0.0%	5,386	0	0.0%	5,499	0	0.0%	5,454	0	0.0%	5,564	0	0.0%
				対50%値	5,348	1	0.0%	5,386	1	0.0%	5,499	0	0.0%	5,454	0	0.0%	5,564	1	0.0%
				対10%値	5,348	1	0.0%	5,386	1	0.0%	5,499	0	0.0%	5,454	0	0.0%	5,564	1	0.0%
基-42	ジェオスミン	0.00001mg/L	性状項目	対基準値	5,447	1	0.0%	5,481	7	0.1%	5,575	3	0.1%	5,635	6	0.1%	5,735	12	0.2%
				対50%値	5,447	38	0.7%	5,481	47	0.9%	5,575	68	1.2%	5,635	62	1.1%	5,735	62	1.1%
				対10%値	5,447	673	12.4%	5,481	712	13.0%	5,575	747	13.4%	5,635	721	12.8%	5,735	685	11.9%
基-43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L	性状項目	対基準値	5,449	1	0.0%	5,481	7	0.1%	5,574	1	0.0%	5,635	1	0.0%	5,734	1	0.0%
				対50%値	5,449	18	0.3%	5,481	28	0.5%	5,574	36	0.6%	5,635	16	0.3%	5,734	8	0.1%
				対10%値	5,449	285	5.2%	5,481	356	6.5%	5,574	355	6.4%	5,635	311	5.5%	5,734	301	5.2%

表 2-7　水道水質基準項目の水道水質データの整理結果(4/4)

番号	項目名	基準値※1 (mg/L)	区分	評価	H23			H24			H25			H26 ※2			H27 ※3		
					調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合
基-44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L	性状項目	対基準値	5,463	0	0.0%	5,512	0	0.0%	5,619	0	0.0%	5,599	0	0.0%	5,639	0	0.0%
				対50%値	5,463	5	0.1%	5,512	3	0.1%	5,619	4	0.1%	5,599	2	0.0%	5,639	0	0.0%
				対10%値	5,463	201	3.7%	5,512	178	3.2%	5,619	187	3.3%	5,599	190	3.4%	5,639	173	3.1%
基-45	フェノール類	0.005mg/L	性状項目	対基準値	5,334	0	0.0%	5,372	0	0.0%	5,483	0	0.0%	5,431	0	0.0%	5,546	0	0.0%
				対50%値	5,334	3	0.1%	5,372	6	0.1%	5,483	2	0.0%	5,431	2	0.0%	5,546	0	0.0%
				対10%値	5,334	5	0.1%	5,372	10	0.2%	5,483	2	0.0%	5,431	3	0.1%	5,546	2	0.0%
基-46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L	性状項目	対基準値	5,933	0	0.0%	5,980	0	0.0%	6,002	0	0.0%	6,073	0	0.0%	6,181	1	0.0%
				対50%値	5,933	133	2.2%	5,980	129	2.2%	6,002	136	2.3%	6,073	95	1.6%	6,181	92	1.5%
				対10%値	5,933	3,594	60.6%	5,980	3,531	59.0%	6,002	3,489	58.1%	6,073	3,451	56.8%	6,181	3,454	55.9%
基-47	pH値	5.8-8.6	性状項目	酸側超	5,934	6	0.1%	5,981	4	0.1%	6,002	6	0.1%	6,074	5	0.1%	6,181	3	0.0%
				アルカリ側超	5,934	1	0.0%	5,981	1	0.0%	6,002	7	0.1%	6,074	5	0.1%	6,181	1	0.0%
基-48	味	異常でない	性状項目	異常でない	5,906	－	－	5,981	3	0.1%	5,997	3	0.1%	6,071	1	0.0%	6,178	1	0.0%
基-49	臭気	異常でない	性状項目	異常でない	5,923	－	－	5,981	3	0.1%	6,000	12	0.2%	6,074	9	0.1%	6,181	7	0.1%
基-50	色度	5度	性状項目	対基準値	5,934	0	0.0%	5,981	6	0.1%	6,002	2	0.0%	6,002	3	0.0%	6,181	4	0.1%
				対50%値	5,934	129	2.2%	5,981	131	2.2%	6,002	112	1.9%	6,002	100	1.7%	6,181	77	1.2%
				対10%値	5,934	1,552	26.2%	5,981	1,526	25.5%	6,002	1,513	25.2%	6,002	1,427	23.8%	6,181	1,435	23.2%
基-51	濁度	2度	性状項目	対基準値	5,934	1	0.0%	5,981	1	0.0%	6,002	2	0.0%	6,074	3	0.0%	6,181	1	0.0%
				対50%値	5,934	40	0.7%	5,981	17	0.3%	6,002	32	0.5%	6,074	27	0.4%	6,181	29	0.5%
				対10%値	5,934	386	6.5%	5,981	343	5.7%	6,002	321	5.3%	6,074	290	4.8%	6,181	296	4.8%

※1　平成29年4月1日時点の基準値で評価している。
※2　平成26年度の六価クロム化合物については、水道事業者等へヒアリングを行い水道統計結果を一部修正している（対50%値超過1地点が誤報告であることを確認）。
※3　平成27年度の六価クロム化合物については、水道事業者等へヒアリングを行い水道統計結果を一部修正している（対50%値超過2地点が誤報告であることを確認）。

表 2-8　水質管理目標設定項目の水道水質データの整理結果(1/2)

番号	項目名	目標値※1（mg/L）	区分	評価	H23			H24			H25 ※2			H26			H27 ※3		
					調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合
目-1	アンチモン及びその化合物	0.02mg/L	健康項目	対目標値	1,939	0	0.0%	1,992	0	0.0%	2,010	0	0.0%	2,088	0	0.0%	2,053	0	0.0%
				対50%値	1,939	0	0.0%	1,992	0	0.0%	2,010	0	0.0%	2,088	0	0.0%	2,053	0	0.0%
				対10%値	1,939	2	0.1%	1,992	4	0.2%	2,010	8	0.4%	2,088	6	0.3%	2,053	3	0.1%
目-2	ウラン及びその化合物	0.002mg/L	健康項目	対目標値	1,893	1	0.1%	1,952	1	0.1%	1,969	1	0.1%	2,057	0	0.0%	2,030	0	0.0%
				対50%値	1,893	3	0.2%	1,952	2	0.1%	1,969	2	0.1%	2,057	3	0.1%	2,030	2	0.1%
				対10%値	1,893	41	2.2%	1,952	38	1.9%	1,969	42	2.1%	2,057	37	1.8%	2,030	37	1.8%
目-3	ニッケル及びその化合物	0.02mg/L	健康項目	対目標値	2,138	0	0.0%	2,217	0	0.0%	2,223	1	0.0%	2,322	0	0.0%	2,281	1	0.0%
				対50%値	2,138	1	0.0%	2,217	1	0.0%	2,223	2	0.1%	2,322	1	0.0%	2,281	2	0.1%
				対10%値	2,138	50	2.3%	2,217	49	2.2%	2,223	31	1.4%	2,322	18	0.8%	2,281	21	0.9%
目-5	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L	健康項目	対目標値	1,879	0	0.0%	1,940	0	0.0%	1,963	0	0.0%	2,026	0	0.0%	2,009	0	0.0%
				対50%値	1,879	0	0.0%	1,940	1	0.1%	1,963	0	0.0%	2,026	0	0.0%	2,009	0	0.0%
				対10%値	1,879	0	0.0%	1,940	2	0.1%	1,963	1	0.1%	2,026	0	0.0%	2,009	1	0.0%
目-8	トルエン	0.4mg/L	健康項目	対目標値	1,915	0	0.0%	1,974	0	0.0%	1,986	0	0.0%	2,052	0	0.0%	2,033	0	0.0%
				対50%値	1,915	0	0.0%	1,974	0	0.0%	1,986	0	0.0%	2,052	0	0.0%	2,033	0	0.0%
				対10%値	1,915	0	0.0%	1,974	0	0.0%	1,986	0	0.0%	2,052	0	0.0%	2,033	0	0.0%
目-9	フタル酸ジ（2－エチルヘキシル）	0.08mg/L	健康項目	対目標値	1,700	0	0.0%	1,759	0	0.0%	1,766	0	0.0%	1,817	0	0.0%	1,767	0	0.0%
				対50%値	1,700	0	0.0%	1,759	0	0.0%	1,766	1	0.1%	1,817	0	0.0%	1,767	0	0.0%
				対10%値	1,700	18	1.1%	1,759	18	1.0%	1,766	51	2.9%	1,817	35	1.9%	1,767	7	0.4%
目-10	亜塩素酸	0.6mg/L	健康項目（消）	対目標値	1,105	0	0.0%	1,127	0	0.0%	1,123	0	0.0%	1,151	0	0.0%	1,131	0	0.0%
				対50%値	1,105	9	0.8%	1,127	0	0.0%	1,123	0	0.0%	1,151	0	0.0%	1,131	0	0.0%
				対10%値	1,105	10	0.9%	1,127	0	0.0%	1,123	0	0.0%	1,151	2	0.2%	1,131	1	0.1%
目-12	二酸化塩素	0.6mg/L	健康項目（消）	対目標値	552	0	0.0%	574	0	0.0%	567	0	0.0%	584	0	0.0%	567	0	0.0%
				対50%値	552	0	0.0%	574	0	0.0%	567	0	0.0%	584	0	0.0%	567	0	0.0%
				対10%値	552	1	0.2%	574	0	0.0%	567	0	0.0%	584	0	0.0%	567	0	0.0%
目-13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L	健康項目（消）	対目標値	2,403	0	0.0%	2,465	0	0.0%	2,462	0	0.0%	2,527	0	0.0%	2,506	0	0.0%
				対50%値	2,403	3	0.1%	2,465	6	0.2%	2,462	5	0.2%	2,527	15	0.6%	2,506	6	0.2%
				対10%値	2,403	308	12.8%	2,465	338	13.7%	2,462	395	16.0%	2,527	353	14.0%	2,506	339	13.5%
目-14	抱水クロラール	0.02mg/L	健康項目（消）	対目標値	2,401	0	0.0%	2,466	0	0.0%	2,463	0	0.0%	2,535	0	0.0%	2,508	0	0.0%
				対50%値	2,401	24	1.0%	2,466	39	1.6%	2,463	39	1.6%	2,535	27	1.1%	2,508	23	0.9%
				対10%値	2,401	643	26.8%	2,466	670	27.2%	2,463	725	29.4%	2,535	697	27.5%	2,508	687	27.4%
目-15	農薬類	検出値と目標値の比の和として、1以下	健康項目	対目標値	743	0	0.0%	750	0	0.0%	736	0	0.0%	708	0	0.0%	696	0	0.0%
				対50%値	743	5	0.7%	750	2	0.3%	736	2	0.3%	708	0	0.0%	696	0	0.0%
				対10%値	743	6	0.8%	750	5	0.7%	736	8	1.1%	708	1	0.1%	696	1	0.1%
目-16	残留塩素	1mg/L	性状項目	対目標値	5,792	44	0.8%	5,829	45	0.8%	5,864	58	1.0%	5,937	50	0.8%	6,060	50	0.8%
				対50%値	5,792	1,777	30.7%	5,829	1,706	29.3%	5,864	1,760	30.0%	5,937	1,727	29.1%	6,060	1,737	28.7%
				対10%値	5,792	5,607	96.8%	5,829	5,660	97.1%	5,864	5,712	97.4%	5,937	5,770	97.2%	6,060	5,916	97.6%

表 2-8　水質管理目標設定項目の水道水質データの整理結果(2/2)

番号	項目名	目標値※1 (mg/L)	区分	評価	H23			H24			H25 ※2			H26			H27 ※3		
					調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合
目-17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10-100mg/L	性状項目	<10	5,673	93	1.6%	5,715	80	1.4%	5,797	92	1.6%	5,795	94	1.6%	5,915	95	1.6%
				> 100	5,673	429	7.6%	5,715	389	6.8%	5,797	416	7.2%	5,795	377	6.5%	5,915	375	6.3%
目-18	マンガン	0.01mg/L	性状項目	対目標値	5,587	57	1.0%	5,626	59	1.0%	5,742	50	0.9%	5,693	47	0.8%	5,810	47	0.8%
				対50%値	5,587	163	2.9%	5,626	161	2.9%	5,742	144	2.5%	5,693	125	2.2%	5,810	115	2.0%
				対10%値	5,587	441	7.9%	5,626	435	7.7%	5,742	445	7.7%	5,693	408	7.2%	5,810	407	7.0%
目-19	遊離炭酸	20mg/L	性状項目	対目標値	2,197	95	4.3%	2,237	96	4.3%	2,228	76	3.4%	2,272	72	3.2%	2,237	81	3.6%
				対50%値	2,197	344	15.7%	2,237	339	15.2%	2,228	337	15.1%	2,272	295	13.0%	2,237	319	14.3%
				対10%値	2,197	1,627	74.1%	2,237	1,704	76.2%	2,228	1,669	74.9%	2,272	1,702	74.9%	2,237	1,648	73.7%
目-20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L	性状項目	対目標値	1,923	0	0.0%	2,017	0	0.0%	2,031	0	0.0%	2,088	0	0.0%	2,063	0	0.0%
				対50%値	1,923	0	0.0%	2,017	0	0.0%	2,031	0	0.0%	2,088	0	0.0%	2,063	0	0.0%
				対10%値	1,923	0	0.0%	2,017	0	0.0%	2,031	0	0.0%	2,088	2	0.1%	2,063	0	0.0%
目-21	メチル-t-ブチルエーテル(MTBE)	0.02mg/L	性状項目	対目標値	1,802	0	0.0%	1,871	0	0.0%	1,879	0	0.0%	1,946	0	0.0%	1,934	0	0.0%
				対50%値	1,802	0	0.0%	1,871	0	0.0%	1,879	0	0.0%	1,946	1	0.1%	1,934	0	0.0%
				対10%値	1,802	0	0.0%	1,871	0	0.0%	1,879	0	0.0%	1,946	2	0.1%	1,934	0	0.0%
目-22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/L	性状項目	対目標値	1,614	37	2.3%	1,657	28	1.7%	1,623	30	1.8%	1,594	34	2.1%	1,595	24	1.5%
				対50%値	1,614	407	25.2%	1,657	391	23.6%	1,623	370	22.8%	1,594	335	21.0%	1,595	338	21.2%
				対10%値	1,614	1,359	84.2%	1,657	1,390	83.9%	1,623	1,320	81.3%	1,594	1,316	82.6%	1,595	1,309	82.1%
目-23	臭気強度(TON)	3 TON	性状項目	対目標値	1,972	19	1.0%	2,018	27	1.3%	2,012	28	1.4%	2,063	10	0.5%	2,049	15	0.7%
				対50%値	1,972	113	5.7%	2,018	119	5.9%	2,012	122	6.1%	2,063	116	5.6%	2,049	118	5.8%
				対10%値	1,972	445	22.6%	2,018	418	20.7%	2,012	448	22.3%	2,063	402	19.5%	2,049	423	20.6%
目-24	蒸発残留物	30-200mg/L	性状項目	<30	5,677	65	1.1%	5,721	68	1.2%	5,782	54	0.9%	5,806	63	1.1%	5,920	74	1.3%
				> 200	5,677	611	10.8%	5,721	619	10.8%	5,782	629	10.9%	5,806	537	9.2%	5,920	552	9.3%
目-25	濁度	1度	性状項目	対目標値	5,934	40	0.7%	5,981	17	0.3%	6,002	32	0.5%	6,074	27	0.4%	6,181	29	0.5%
				対50%値	5,934	113	1.9%	5,981	87	1.5%	6,002	88	1.5%	6,074	104	1.7%	6,181	83	1.3%
				対10%値	5,934	791	13.3%	5,981	681	11.4%	6,002	683	11.4%	6,074	590	9.7%	6,181	599	9.7%
目-26	pH値	7.5程度	性状項目	7.3以下	5,934	4,257	71.7%	5,981	4,282	71.6%	6,002	4,278	71.3%	6,074	4,312	71.0%	6,181	4,305	69.6%
				7.7以上	5,934	2,112	35.6%	5,981	2,162	36.1%	6,002	2,107	35.1%	6,074	2,058	33.9%	6,181	2,141	34.6%
目-27	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし、極力0に近づける	性状項目	<-1	2,212	1,607	72.6%	2,252	1,613	71.6%	2,252	1,637	72.7%	2,298	1,635	71.1%	2,263	1,619	71.5%
				>0	2,212	71	3.2%	2,252	70	3.1%	2,252	63	2.8%	2,298	57	2.5%	2,263	48	2.1%
目-28	従属栄養細菌	1mLの検水で形成される集落数が2,000以下	性状項目	対目標値	2,383	2	0.1%	2,463	2	0.1%	2,486	1	0.0%	2,545	3	0.1%	2,509	0	0.0%
				対50%値	2,383	5	0.2%	2,463	4	0.2%	2,486	6	0.2%	2,545	5	0.2%	2,509	5	0.2%
				対10%値	2,383	60	2.5%	2,463	42	1.7%	2,486	46	1.9%	2,545	49	1.9%	2,509	40	1.6%
目-29	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L	性状項目	対目標値	2,084	0	0.0%	2,102	0	0.0%	2,093	0	0.0%	2,114	0	0.0%	2,097	0	0.0%
				対50%値	2,084	1	0.0%	2,102	0	0.0%	2,093	0	0.0%	2,114	0	0.0%	2,097	0	0.0%
				対10%値	2,084	1	0.0%	2,102	0	0.0%	2,093	0	0.0%	2,114	0	0.0%	2,097	2	0.1%
目-30	アルミニウム	0.1mg/L	性状項目	対目標値	5,648	120	2.1%	5,683	146	2.6%	5,799	157	2.7%	5,768	107	1.9%	5,872	108	1.8%
				対50%値	5,648	547	9.7%	5,683	602	10.6%	5,799	607	10.5%	5,768	515	8.9%	5,872	489	8.3%
				対10%値	5,648	2,147	38.0%	5,683	2,239	39.4%	5,799	2,173	37.5%	5,768	2,210	38.3%	5,872	2,203	37.5%

※1　平成29年4月1日時点の目標値で評価している。
※2　平成25年度のメチル-t-ブチルエーテル(MTBE)については、水道事業者等へヒアリングを行い水道統計結果を一部修正している(対50%値超過1地点が誤報告であることを確認)。
※3　平成27年度の以下の項目については、水道事業者等へヒアリングを行い水道統計結果を一部修正している(()内の地点が誤報告であることを確認)。
アンチモン及びその化合物(対50%値超過1地点)、ウラン及びその化合物(対50%値超過1地点)、ニッケル及びその化合物(対50%値超過2地点)、1,2-ジクロロエタン(対50%値超過1地点)、トルエン(対50%値超過1地点)、フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)(対50%値超過1地点)、二酸化塩素(対50%値超過1地点)、ジクロロアセトニトリル(対50%値超過1地点)、抱水クロラール(対目標値超過1地点、対50%値超過1地点)、農薬類(対50%値超過1地点)、残留塩素(対50%値超過1地点)、1,1,1-トリクロロエタン(対50%値超過1地点)、メチル-t-ブチルエーテル(MTBE)(対50%値超過1地点)、従属栄養細菌(対50%値超過1地点)、1,1-ジクロロエチレン(対50%値超過1地点)

表 2-9　農薬類（対象農薬リスト掲載農薬類）の水道水質データの整理結果（1/13）

群	番号	項目名	目標値※1（mg/L）	評価	H23			H24			H25 ※2			H26 ※3			H27 ※4		
					調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合
対	1	1,3-ジクロロプロペン(D-D)	0.05	対目標値超	625	0	0.0%	624	0	0.0%	629	0	0.0%	621	0	0.0%	615	0	0.0%
				対50%値超	625	0	0.0%	624	0	0.0%	629	0	0.0%	621	0	0.0%	615	0	0.0%
				対10%値超	625	0	0.0%	624	0	0.0%	629	0	0.0%	621	0	0.0%	615	0	0.0%
				対 1%値超	625	0	0.0%	624	0	0.0%	629	1	0.2%	621	0	0.0%	615	1	0.2%
対	2	ダラポン	0.08	対目標値超	506	0	0.0%	500	0	0.0%	508	0	0.0%	431	0	0.0%	430	0	0.0%
				対50%値超	506	0	0.0%	500	0	0.0%	508	0	0.0%	431	0	0.0%	430	0	0.0%
				対10%値超	506	1	0.2%	500	0	0.0%	508	0	0.0%	431	0	0.0%	430	0	0.0%
				対 1%値超	506	1	0.2%	500	0	0.0%	508	10	2.0%	431	1	0.2%	430	10	2.3%
対	3	2,4-ジクロロフェノキシ酢酸(2,4-D)	0.03	対目標値超	643	0	0.0%	629	0	0.0%	620	0	0.0%	596	0	0.0%	553	0	0.0%
				対50%値超	643	0	0.0%	629	0	0.0%	620	0	0.0%	596	0	0.0%	553	0	0.0%
				対10%値超	643	0	0.0%	629	0	0.0%	620	0	0.0%	596	0	0.0%	553	0	0.0%
				対 1%値超	643	0	0.0%	629	0	0.0%	620	2	0.3%	596	0	0.0%	553	0	0.0%
対	4	EPN	0.004	対目標値超	624	0	0.0%	614	0	0.0%	629	0	0.0%	632	0	0.0%	610	0	0.0%
				対50%値超	624	0	0.0%	614	0	0.0%	629	0	0.0%	632	0	0.0%	610	0	0.0%
				対10%値超	624	0	0.0%	614	0	0.0%	629	0	0.0%	632	0	0.0%	610	0	0.0%
				対 1%値超	624	5	0.8%	614	4	0.7%	629	10	1.6%	632	6	0.9%	610	16	2.6%
対	5	MCPA	0.005	対目標値超	15	0	0.0%	14	0	0.0%	115	0	0.0%	380	0	0.0%	404	0	0.0%
				対50%値超	15	0	0.0%	14	0	0.0%	115	0	0.0%	380	0	0.0%	404	0	0.0%
				対10%値超	15	0	0.0%	14	0	0.0%	115	0	0.0%	380	0	0.0%	404	0	0.0%
				対 1%値超	15	1	6.7%	14	0	0.0%	115	2	1.7%	380	1	0.3%	404	11	2.7%
対	6	アシュラム	0.9	対目標値超	658	0	0.0%	647	0	0.0%	647	0	0.0%	550	0	0.0%	538	0	0.0%
				対50%値超	658	0	0.0%	647	0	0.0%	647	0	0.0%	550	0	0.0%	538	0	0.0%
				対10%値超	658	0	0.0%	647	0	0.0%	647	0	0.0%	550	0	0.0%	538	0	0.0%
				対 1%値超	658	0	0.0%	647	0	0.0%	647	0	0.0%	550	0	0.0%	538	0	0.0%
対	7	アセフェート	0.006	対目標値超	609	0	0.0%	615	0	0.0%	592	0	0.0%	606	0	0.0%	578	0	0.0%
				対50%値超	609	0	0.0%	615	0	0.0%	592	0	0.0%	606	0	0.0%	578	0	0.0%
				対10%値超	609	2	0.3%	615	5	0.8%	592	5	0.8%	606	3	0.5%	578	16	2.8%
				対 1%値超	609	2	0.3%	615	5	0.8%	592	12	2.0%	606	3	0.5%	578	17	2.9%
対	8	アトラジン	0.01	対目標値超	567	0	0.0%	572	0	0.0%	600	0	0.0%	588	0	0.0%	571	0	0.0%
				対50%値超	567	0	0.0%	572	0	0.0%	600	0	0.0%	588	0	0.0%	571	0	0.0%
				対10%値超	567	0	0.0%	572	0	0.0%	600	0	0.0%	588	0	0.0%	571	0	0.0%
				対 1%値超	567	0	0.0%	572	0	0.0%	600	0	0.0%	588	0	0.0%	571	0	0.0%
対	9	アニロホス	0.003	対目標値超	534	0	0.0%	531	0	0.0%	568	0	0.0%	508	0	0.0%	506	0	0.0%
				対50%値超	534	0	0.0%	531	0	0.0%	568	0	0.0%	508	0	0.0%	506	0	0.0%
				対10%値超	534	0	0.0%	531	0	0.0%	568	0	0.0%	508	0	0.0%	506	0	0.0%
				対 1%値超	534	1	0.2%	531	0	0.0%	568	7	1.2%	508	1	0.2%	506	11	2.2%
対	10	アミトラズ	0.006	対目標値超	0	0	－	0	0	－	117	0	0.0%	345	0	0.0%	359	0	0.0%
				対50%値超	0	0	－	0	0	－	117	0	0.0%	345	0	0.0%	359	0	0.0%
				対10%値超	0	0	－	0	0	－	117	0	0.0%	345	0	0.0%	359	0	0.0%
				対 1%値超	0	0	－	0	0	－	117	2	1.7%	345	1	0.3%	359	10	2.8%

※表中の網掛けの意味は以下の通り。黄色：調査地点数0、黒：調査対象外、紺：H23・H24年度において調査必須ではないが調査地点が存在。

表 2-9　農薬類（対象農薬リスト掲載農薬類）の水道水質データの整理結果（2/13）

群	番号	項目名	目標値※1 (mg/L)	評価	H23			H24			H25 ※2			H26 ※3			H27 ※4		
					調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合
対	11	アラクロール	0.03	対目標値超	582	0	0.0%	577	0	0.0%	613	0	0.0%	596	0	0.0%	577	0	0.0%
				対50%値超	582	0	0.0%	577	0	0.0%	613	0	0.0%	596	0	0.0%	577	0	0.0%
				対10%値超	582	0	0.0%	577	0	0.0%	613	0	0.0%	596	0	0.0%	577	0	0.0%
				対 1%値超	582	0	0.0%	577	0	0.0%	613	0	0.0%	596	0	0.0%	577	0	0.0%
対	12	イソキサチオン	0.008	対目標値超	707	0	0.0%	714	0	0.0%	712	0	0.0%	674	0	0.0%	630	0	0.0%
				対50%値超	707	0	0.0%	714	0	0.0%	712	0	0.0%	674	0	0.0%	630	0	0.0%
				対10%値超	707	0	0.0%	714	0	0.0%	712	0	0.0%	674	0	0.0%	630	0	0.0%
				対 1%値超	707	0	0.0%	714	1	0.1%	712	3	0.4%	674	0	0.0%	630	1	0.2%
対	13	イソフェンホス	0.001	対目標値超	579	0	0.0%	567	0	0.0%	585	0	0.0%	557	0	0.0%	537	0	0.0%
				対50%値超	579	0	0.0%	567	0	0.0%	585	0	0.0%	557	0	0.0%	537	0	0.0%
				対10%値超	579	0	0.0%	567	0	0.0%	585	0	0.0%	557	0	0.0%	537	0	0.0%
				対 1%値超	579	1	0.2%	567	0	0.0%	585	7	1.2%	557	2	0.4%	537	13	2.4%
対	14	イソプロカルブ(MIPC)	0.01	対目標値超	562	0	0.0%	551	0	0.0%	593	0	0.0%	577	0	0.0%	561	0	0.0%
				対50%値超	562	0	0.0%	551	0	0.0%	593	0	0.0%	577	0	0.0%	561	0	0.0%
				対10%値超	562	0	0.0%	551	0	0.0%	593	0	0.0%	577	0	0.0%	561	0	0.0%
				対 1%値超	562	0	0.0%	551	0	0.0%	593	0	0.0%	577	0	0.0%	561	0	0.0%
対	15	イソプロチオラン(IPT)	0.3	対目標値超	703	0	0.0%	704	0	0.0%	697	0	0.0%	648	0	0.0%	635	0	0.0%
				対50%値超	703	0	0.0%	704	0	0.0%	697	0	0.0%	648	0	0.0%	635	0	0.0%
				対10%値超	703	0	0.0%	704	0	0.0%	697	0	0.0%	648	0	0.0%	635	0	0.0%
				対 1%値超	703	0	0.0%	704	0	0.0%	697	0	0.0%	648	0	0.0%	635	0	0.0%
対	16	イプロベンホス(IBP)	0.09	対目標値超	664	0	0.0%	656	0	0.0%	667	0	0.0%	633	0	0.0%	600	0	0.0%
				対50%値超	664	0	0.0%	656	0	0.0%	667	0	0.0%	633	0	0.0%	600	0	0.0%
				対10%値超	664	0	0.0%	656	0	0.0%	667	0	0.0%	633	0	0.0%	600	0	0.0%
				対 1%値超	664	0	0.0%	656	0	0.0%	667	0	0.0%	633	0	0.0%	600	0	0.0%
対	17	イミノクタジン酢酸塩	0.006	対目標値超	451	0	0.0%	448	0	0.0%	424	0	0.0%	395	0	0.0%	403	0	0.0%
				対50%値超	451	0	0.0%	448	1	0.2%	424	0	0.0%	395	0	0.0%	403	0	0.0%
				対10%値超	451	0	0.0%	448	1	0.2%	424	0	0.0%	395	0	0.0%	403	0	0.0%
				対 1%値超	451	0	0.0%	448	1	0.2%	424	0	0.0%	395	0	0.0%	403	1	0.2%
対	18	インダノファン	0.009	対目標値超	0	0	－	0	0	－	117	0	0.0%	408	0	0.0%	485	0	0.0%
				対50%値超	0	0	－	0	0	－	117	0	0.0%	408	0	0.0%	485	0	0.0%
				対10%値超	0	0	－	0	0	－	117	0	0.0%	408	0	0.0%	485	0	0.0%
				対 1%値超	0	0	－	0	0	－	117	2	1.7%	408	1	0.2%	485	1	0.2%
対	19	エスプロカルブ	0.03	対目標値超	599	0	0.0%	585	0	0.0%	630	0	0.0%	581	0	0.0%	573	0	0.0%
				対50%値超	599	0	0.0%	585	0	0.0%	630	0	0.0%	581	0	0.0%	573	0	0.0%
				対10%値超	599	0	0.0%	585	0	0.0%	630	0	0.0%	581	0	0.0%	573	0	0.0%
				対 1%値超	599	0	0.0%	585	0	0.0%	630	0	0.0%	581	0	0.0%	573	0	0.0%
対	20	エディフェンホス(ｴｼﾞﾌｪﾝﾎｽ, EDDP)	0.006	対目標値超	581	0	0.0%	573	0	0.0%	603	0	0.0%	529	0	0.0%	528	0	0.0%
				対50%値超	581	0	0.0%	573	0	0.0%	603	0	0.0%	529	0	0.0%	528	0	0.0%
				対10%値超	581	0	0.0%	573	0	0.0%	603	0	0.0%	529	0	0.0%	528	0	0.0%
				対 1%値超	581	0	0.0%	573	0	0.0%	603	0	0.0%	529	0	0.0%	528	0	0.0%

※表中の網掛けの意味は以下の通り。黄色：調査地点数0、黒：調査対象外、紺：H23・H24年度において調査必須ではないが調査地点が存在。

表 2-9　農薬類（対象農薬リスト掲載農薬類）の水道水質データの整理結果（3/13）

群	番号	項目名	目標値※1（mg/L）	評価	H23			H24			H25 ※2			H26 ※3			H27 ※4		
					調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合
対	21	エトフェンプロックス	0.08	対目標値超	662	0	0.0%	660	0	0.0%	670	0	0.0%	686	0	0.0%	660	0	0.0%
				対50%値超	662	0	0.0%	660	0	0.0%	670	0	0.0%	686	0	0.0%	660	0	0.0%
				対10%値超	662	0	0.0%	660	0	0.0%	670	0	0.0%	686	0	0.0%	660	0	0.0%
				対 1%値超	662	0	0.0%	660	0	0.0%	670	0	0.0%	686	0	0.0%	660	0	0.0%
対	22	エトリジアゾール(エクロメゾール)	0.004	対目標値超	567	0	0.0%	571	0	0.0%	586	0	0.0%	539	0	0.0%	527	0	0.0%
				対50%値超	567	0	0.0%	571	0	0.0%	586	0	0.0%	539	0	0.0%	527	0	0.0%
				対10%値超	567	0	0.0%	571	0	0.0%	586	0	0.0%	539	0	0.0%	527	0	0.0%
				対 1%値超	567	0	0.0%	571	0	0.0%	586	0	0.0%	539	0	0.0%	527	0	0.0%
対	23	ｴﾝﾄﾞｽﾙﾌｧﾝ(ﾍﾞﾝｿﾞｴﾋﾟﾝ,ｴﾝﾄﾞｽﾙﾌｪｰﾄ)	0.01	対目標値超	547	0	0.0%	549	0	0.0%	581	0	0.0%	510	0	0.0%	457	0	0.0%
				対50%値超	547	0	0.0%	549	0	0.0%	581	0	0.0%	510	0	0.0%	457	0	0.0%
				対10%値超	547	0	0.0%	549	0	0.0%	581	0	0.0%	510	0	0.0%	457	0	0.0%
				対 1%値超	547	0	0.0%	549	0	0.0%	581	0	0.0%	510	0	0.0%	457	0	0.0%
対	24	オキサジクロメホン	0.02	対目標値超							126	0	0.0%	396	0	0.0%	444	0	0.0%
				対50%値超							126	0	0.0%	396	0	0.0%	444	0	0.0%
				対10%値超							126	0	0.0%	396	0	0.0%	444	0	0.0%
				対 1%値超							126	0	0.0%	396	0	0.0%	444	0	0.0%
対	25	オキシン銅	0.03	対目標値超	577	0	0.0%	589	0	0.0%	564	0	0.0%	545	0	0.0%	513	0	0.0%
				対50%値超	577	0	0.0%	589	0	0.0%	564	0	0.0%	545	0	0.0%	513	0	0.0%
				対10%値超	577	0	0.0%	589	0	0.0%	564	0	0.0%	545	0	0.0%	513	0	0.0%
				対 1%値超	577	1	0.2%	589	4	0.7%	564	12	2.1%	545	2	0.4%	513	1	0.2%
対	26	オリサストロビン	0.1	対目標値超							122	0	0.0%	351	0	0.0%	400	0	0.0%
				対50%値超							122	0	0.0%	351	0	0.0%	400	0	0.0%
				対10%値超							122	0	0.0%	351	0	0.0%	400	0	0.0%
				対 1%値超							122	0	0.0%	351	1	0.3%	400	0	0.0%
対	27	カズサホス	0.0006	対目標値超							110	0	0.0%	345	0	0.0%	413	0	0.0%
				対50%値超							110	0	0.0%	345	0	0.0%	413	0	0.0%
				対10%値超							110	0	0.0%	345	0	0.0%	413	0	0.0%
				対 1%値超							110	0	0.0%	345	0	0.0%	413	2	0.5%
対	28	カフェンストロール	0.008	対目標値超	627	0	0.0%	608	0	0.0%	639	0	0.0%	646	0	0.0%	640	0	0.0%
				対50%値超	627	0	0.0%	608	0	0.0%	639	0	0.0%	646	0	0.0%	640	0	0.0%
				対10%値超	627	0	0.0%	608	0	0.0%	639	0	0.0%	646	0	0.0%	640	0	0.0%
				対 1%値超	627	2	0.3%	608	0	0.0%	639	0	0.0%	646	0	0.0%	640	0	0.0%
対	29	カルタップ	0.3	対目標値超	1	0	0.0%	1	0	0.0%	51	0	0.0%	188	0	0.0%	248	0	0.0%
				対50%値超	1	0	0.0%	1	0	0.0%	51	0	0.0%	188	0	0.0%	248	0	0.0%
				対10%値超	1	0	0.0%	1	0	0.0%	51	0	0.0%	188	0	0.0%	248	0	0.0%
				対 1%値超	1	0	0.0%	1	0	0.0%	51	0	0.0%	188	0	0.0%	248	0	0.0%
対	30	カルバリル(NAC)	0.05	対目標値超	636	0	0.0%	621	0	0.0%	617	0	0.0%	537	0	0.0%	518	0	0.0%
				対50%値超	636	0	0.0%	621	0	0.0%	617	0	0.0%	537	0	0.0%	518	0	0.0%
				対10%値超	636	0	0.0%	621	0	0.0%	617	0	0.0%	537	0	0.0%	518	0	0.0%
				対 1%値超	636	0	0.0%	621	0	0.0%	617	0	0.0%	537	0	0.0%	518	0	0.0%

※表中の網掛けの意味は以下の通り。黄色：調査地点数0、黒：調査対象外、紺：H23・H24年度において調査必須ではないが調査地点が存在。

表 2-9　農薬類（対象農薬リスト掲載農薬類）の水道水質データの整理結果（4/13）

群	番号	項目名	目標値※1（mg/L）	評価	H23			H24			H25 ※2			H26 ※3			H27 ※4		
					調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合
対	31	カルプロパミド	0.04	対目標値超	567	0	0.0%	567	0	0.0%	572	0	0.0%	487	0	0.0%	466	0	0.0%
				対50%値超	567	0	0.0%	567	0	0.0%	572	0	0.0%	487	0	0.0%	466	0	0.0%
				対10%値超	567	0	0.0%	567	0	0.0%	572	0	0.0%	487	0	0.0%	466	0	0.0%
				対 1%値超	567	0	0.0%	567	0	0.0%	572	0	0.0%	487	0	0.0%	466	0	0.0%
対	32	カルボフラン(カルボスルファン代謝物)	0.005	対目標値超	557	0	0.0%	559	0	0.0%	552	0	0.0%	536	0	0.0%	504	0	0.0%
				対50%値超	557	0	0.0%	559	0	0.0%	552	0	0.0%	536	0	0.0%	504	0	0.0%
				対10%値超	557	0	0.0%	559	0	0.0%	552	0	0.0%	536	0	0.0%	504	0	0.0%
				対 1%値超	557	2	0.4%	559	0	0.0%	552	2	0.4%	536	0	0.0%	504	0	0.0%
対	33	キノクラミン（ACN）	0.005	対目標値超	4	0	0.0%	3	0	0.0%	123	0	0.0%	359	0	0.0%	401	0	0.0%
				対50%値超	4	0	0.0%	3	0	0.0%	123	0	0.0%	359	0	0.0%	401	0	0.0%
				対10%値超	4	0	0.0%	3	0	0.0%	123	0	0.0%	359	0	0.0%	401	0	0.0%
				対 1%値超	4	0	0.0%	3	0	0.0%	123	0	0.0%	359	0	0.0%	401	0	0.0%
対	34	キャプタン	0.3	対目標値超	608	0	0.0%	609	0	0.0%	604	0	0.0%	593	0	0.0%	567	0	0.0%
				対50%値超	608	0	0.0%	609	0	0.0%	604	0	0.0%	593	0	0.0%	567	0	0.0%
				対10%値超	608	0	0.0%	609	0	0.0%	604	0	0.0%	593	0	0.0%	567	0	0.0%
				対 1%値超	608	0	0.0%	609	0	0.0%	604	0	0.0%	593	0	0.0%	567	0	0.0%
対	35	クミルロン	0.03	対目標値超	0	0	－	0	0	－	108	0	0.0%	393	0	0.0%	474	0	0.0%
				対50%値超	0	0	－	0	0	－	108	0	0.0%	393	0	0.0%	474	0	0.0%
				対10%値超	0	0	－	0	0	－	108	0	0.0%	393	0	0.0%	474	0	0.0%
				対 1%値超	0	0	－	0	0	－	108	0	0.0%	393	1	0.3%	474	0	0.0%
対	36	グリホサート	2	対目標値超	567	0	0.0%	565	0	0.0%	543	0	0.0%	474	0	0.0%	466	0	0.0%
				対50%値超	567	0	0.0%	565	0	0.0%	543	0	0.0%	474	0	0.0%	466	0	0.0%
				対10%値超	567	0	0.0%	565	0	0.0%	543	0	0.0%	474	0	0.0%	466	0	0.0%
				対 1%値超	567	0	0.0%	565	0	0.0%	543	0	0.0%	474	0	0.0%	466	0	0.0%
対	37	グルホシネート	0.02	対目標値超	4	0	0.0%	3	0	0.0%	57	0	0.0%	163	0	0.0%	228	0	0.0%
				対50%値超	4	0	0.0%	3	0	0.0%	57	0	0.0%	163	0	0.0%	228	0	0.0%
				対10%値超	4	0	0.0%	3	0	0.0%	57	0	0.0%	163	1	0.6%	228	0	0.0%
				対 1%値超	4	0	0.0%	3	0	0.0%	57	0	0.0%	163	3	1.8%	228	0	0.0%
対	38	クロメプロップ	0.02	対目標値超	1	0	0.0%	5	0	0.0%	116	0	0.0%	404	0	0.0%	428	0	0.0%
				対50%値超	1	0	0.0%	5	0	0.0%	116	0	0.0%	404	0	0.0%	428	0	0.0%
				対10%値超	1	0	0.0%	5	0	0.0%	116	0	0.0%	404	0	0.0%	428	0	0.0%
				対 1%値超	1	0	0.0%	5	0	0.0%	116	2	1.7%	404	0	0.0%	428	0	0.0%
対	39	クロルニトロフェン（CNP）	0.0001	対目標値超	537	0	0.0%	523	0	0.0%	531	0	0.0%	514	0	0.0%	493	0	0.0%
				対50%値超	537	1	0.2%	523	0	0.0%	531	0	0.0%	514	2	0.4%	493	0	0.0%
				対10%値超	537	1	0.2%	523	0	0.0%	531	0	0.0%	514	2	0.4%	493	0	0.0%
				対 1%値超	537	1	0.2%	523	0	0.0%	531	0	0.0%	514	2	0.4%	493	0	0.0%
対	40	クロルピリホス	0.003	対目標値超	618	0	0.0%	615	0	0.0%	622	0	0.0%	640	0	0.0%	609	0	0.0%
				対50%値超	618	0	0.0%	615	0	0.0%	622	0	0.0%	640	0	0.0%	609	0	0.0%
				対10%値超	618	0	0.0%	615	0	0.0%	622	0	0.0%	640	0	0.0%	609	0	0.0%
				対 1%値超	618	0	0.0%	615	4	0.7%	622	8	1.3%	640	1	0.2%	609	12	2.0%

※表中の網掛けの意味は以下の通り。黄色：調査地点数0、黒：調査対象外、紺：H23・H24年度において調査必須ではないが調査地点が存在。

表 2-9　農薬類（対象農薬リスト掲載農薬類）の水道水質データの整理結果（5/13）

群	番号	項目名	目標値※1（mg/L）	評価	H23			H24			H25 ※2			H26 ※3			H27 ※4		
					調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合
対	41	クロロタロニル(TPN)	0.05	対目標値超	676	0	0.0%	670	0	0.0%	674	0	0.0%	692	0	0.0%	669	0	0.0%
				対50%値超	676	0	0.0%	670	0	0.0%	674	0	0.0%	692	0	0.0%	669	0	0.0%
				対10%値超	676	0	0.0%	670	0	0.0%	674	0	0.0%	692	0	0.0%	669	0	0.0%
				対 1%値超	676	0	0.0%	670	0	0.0%	674	0	0.0%	692	0	0.0%	669	0	0.0%
対	42	シアナジン	0.004	対目標値超	12	0	0.0%	20	0	0.0%	114	0	0.0%	418	0	0.0%	485	0	0.0%
				対50%値超	12	0	0.0%	20	0	0.0%	114	0	0.0%	418	0	0.0%	485	0	0.0%
				対10%値超	12	0	0.0%	20	0	0.0%	114	0	0.0%	418	0	0.0%	485	0	0.0%
				対 1%値超	12	0	0.0%	20	0	0.0%	114	2	1.8%	418	0	0.0%	485	0	0.0%
対	43	シアノホス（CYAP）	0.003	対目標値超	1	0	0.0%	1	0	0.0%	117	0	0.0%	389	0	0.0%	417	0	0.0%
				対50%値超	1	0	0.0%	1	0	0.0%	117	0	0.0%	389	0	0.0%	417	0	0.0%
				対10%値超	1	0	0.0%	1	0	0.0%	117	0	0.0%	389	0	0.0%	417	0	0.0%
				対 1%値超	1	0	0.0%	1	0	0.0%	117	0	0.0%	389	0	0.0%	417	0	0.0%
対	44	ジウロン(DCMU)	0.02	対目標値超	590	0	0.0%	571	0	0.0%	577	0	0.0%	542	0	0.0%	534	0	0.0%
				対50%値超	590	0	0.0%	571	0	0.0%	577	0	0.0%	542	0	0.0%	534	0	0.0%
				対10%値超	590	0	0.0%	571	0	0.0%	577	0	0.0%	542	0	0.0%	534	0	0.0%
				対 1%値超	590	0	0.0%	571	0	0.0%	577	0	0.0%	542	0	0.0%	534	0	0.0%
対	45	ジクロベニル(DBN)	0.03	対目標値超	646	0	0.0%	633	0	0.0%	652	0	0.0%	602	0	0.0%	588	0	0.0%
				対50%値超	646	0	0.0%	633	0	0.0%	652	0	0.0%	602	0	0.0%	588	0	0.0%
				対10%値超	646	0	0.0%	633	0	0.0%	652	0	0.0%	602	0	0.0%	588	0	0.0%
				対 1%値超	646	0	0.0%	633	0	0.0%	652	0	0.0%	602	0	0.0%	588	0	0.0%
対	46	ジクロルボス(DDVP)	0.008	対目標値超	737	0	0.0%	726	0	0.0%	705	0	0.0%	575	0	0.0%	556	0	0.0%
				対50%値超	737	0	0.0%	726	0	0.0%	705	0	0.0%	575	0	0.0%	556	0	0.0%
				対10%値超	737	0	0.0%	726	0	0.0%	705	0	0.0%	575	0	0.0%	556	0	0.0%
				対 1%値超	737	0	0.0%	726	0	0.0%	705	0	0.0%	575	0	0.0%	556	0	0.0%
対	47	ジクワット	0.005	対目標値超	549	0	0.0%	536	0	0.0%	535	0	0.0%	451	0	0.0%	436	0	0.0%
				対50%値超	549	0	0.0%	536	0	0.0%	535	0	0.0%	451	0	0.0%	436	0	0.0%
				対10%値超	549	1	0.2%	536	1	0.2%	535	12	2.2%	451	8	1.8%	436	22	5.0%
				対 1%値超	549	2	0.4%	536	1	0.2%	535	13	2.4%	451	8	1.8%	436	23	5.3%
対	48	エチルチオメトン	0.004	対目標値超	720	0	0.0%	702	0	0.0%	682	0	0.0%	580	0	0.0%	578	0	0.0%
				対50%値超	720	0	0.0%	702	0	0.0%	682	0	0.0%	580	0	0.0%	578	0	0.0%
				対10%値超	720	0	0.0%	702	0	0.0%	682	0	0.0%	580	0	0.0%	578	0	0.0%
				対 1%値超	720	0	0.0%	702	3	0.4%	682	0	0.0%	580	1	0.2%	578	0	0.0%
対	49	ジチアノン	0.03	対目標値超	1	0	0.0%	1	0	0.0%	47	0	0.0%	191	0	0.0%	175	0	0.0%
				対50%値超	1	0	0.0%	1	0	0.0%	47	0	0.0%	191	0	0.0%	175	0	0.0%
				対10%値超	1	0	0.0%	1	0	0.0%	47	0	0.0%	191	1	0.5%	175	1	0.6%
				対 1%値超	1	0	0.0%	1	0	0.0%	47	0	0.0%	191	2	1.0%	175	1	0.6%
対	50	ジチオカルバメート系農薬	0.005	対目標値超							45	0	0.0%	150	0	0.0%	179	0	0.0%
				対50%値超							45	0	0.0%	150	0	0.0%	179	0	0.0%
				対10%値超							45	0	0.0%	150	0	0.0%	179	0	0.0%
				対 1%値超							45	0	0.0%	150	0	0.0%	179	1	0.6%

※表中の網掛けの意味は以下の通り。黄色：調査地点数0、黒：調査対象外、紺：H23・H24年度において調査必須ではないが調査地点が存在。

表 2-9　農薬類（対象農薬リスト掲載農薬類）の水道水質データの整理結果（6/13）

群	番号	項目名	目標値※1 (mg/L)	評価	H23			H24			H25 ※2			H26 ※3			H27 ※4		
					調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合
対	51	ジチオピル	0.009	対目標値超	561	0	0.0%	558	0	0.0%	592	0	0.0%	532	0	0.0%	533	0	0.0%
				対50%値超	561	0	0.0%	558	0	0.0%	592	0	0.0%	532	0	0.0%	533	0	0.0%
				対10%値超	561	0	0.0%	558	0	0.0%	592	0	0.0%	532	0	0.0%	533	0	0.0%
				対 1%値超	561	0	0.0%	558	0	0.0%	592	0	0.0%	532	0	0.0%	533	0	0.0%
対	52	シハロホップブチル	0.006	対目標値超	7	0	0.0%	4	0	0.0%	127	0	0.0%	378	0	0.0%	446	0	0.0%
				対50%値超	7	0	0.0%	4	0	0.0%	127	0	0.0%	378	0	0.0%	446	0	0.0%
				対10%値超	7	0	0.0%	4	0	0.0%	127	0	0.0%	378	0	0.0%	446	0	0.0%
				対 1%値超	7	0	0.0%	4	0	0.0%	127	0	0.0%	378	0	0.0%	446	0	0.0%
対	53	シマジン(CAT)	0.003	対目標値超	630	0	0.0%	636	0	0.0%	647	0	0.0%	660	0	0.0%	638	0	0.0%
				対50%値超	630	0	0.0%	636	0	0.0%	647	0	0.0%	660	0	0.0%	638	0	0.0%
				対10%値超	630	0	0.0%	636	0	0.0%	647	0	0.0%	660	0	0.0%	638	0	0.0%
				対 1%値超	630	0	0.0%	636	0	0.0%	647	3	0.5%	660	0	0.0%	638	0	0.0%
対	54	ジメタメトリン	0.02	対目標値超	583	0	0.0%	565	0	0.0%	615	0	0.0%	586	0	0.0%	579	0	0.0%
				対50%値超	583	0	0.0%	565	0	0.0%	615	0	0.0%	586	0	0.0%	579	0	0.0%
				対10%値超	583	0	0.0%	565	0	0.0%	615	0	0.0%	586	0	0.0%	579	0	0.0%
				対 1%値超	583	0	0.0%	565	0	0.0%	615	0	0.0%	586	0	0.0%	579	1	0.2%
対	55	ジメトエート	0.05	対目標値超	595	0	0.0%	584	0	0.0%	612	0	0.0%	594	0	0.0%	578	0	0.0%
				対50%値超	595	0	0.0%	584	0	0.0%	612	0	0.0%	594	0	0.0%	578	0	0.0%
				対10%値超	595	0	0.0%	584	0	0.0%	612	0	0.0%	594	0	0.0%	578	0	0.0%
				対 1%値超	595	0	0.0%	584	0	0.0%	612	0	0.0%	594	0	0.0%	578	0	0.0%
対	56	シメトリン	0.03	対目標値超	618	0	0.0%	616	0	0.0%	639	0	0.0%	634	0	0.0%	608	0	0.0%
				対50%値超	618	0	0.0%	616	0	0.0%	639	0	0.0%	634	0	0.0%	608	0	0.0%
				対10%値超	618	0	0.0%	616	0	0.0%	639	0	0.0%	634	0	0.0%	608	0	0.0%
				対 1%値超	618	0	0.0%	616	0	0.0%	639	0	0.0%	634	0	0.0%	608	0	0.0%
対	57	ジメピペレート	0.003	対目標値超	548	0	0.0%	531	0	0.0%	559	0	0.0%	519	0	0.0%	520	0	0.0%
				対50%値超	548	0	0.0%	531	0	0.0%	559	0	0.0%	519	0	0.0%	520	0	0.0%
				対10%値超	548	0	0.0%	531	0	0.0%	559	0	0.0%	519	0	0.0%	520	0	0.0%
				対 1%値超	548	0	0.0%	531	0	0.0%	559	0	0.0%	519	0	0.0%	520	0	0.0%
対	58	ダイアジノン	0.003	対目標値超	767	0	0.0%	759	0	0.0%	751	0	0.0%	731	0	0.0%	708	0	0.0%
				対50%値超	767	0	0.0%	759	0	0.0%	751	0	0.0%	731	0	0.0%	708	0	0.0%
				対10%値超	767	0	0.0%	759	0	0.0%	751	1	0.1%	731	1	0.1%	708	1	0.1%
				対 1%値超	767	3	0.4%	759	6	0.8%	751	15	2.0%	731	10	1.4%	708	27	3.8%
対	59	ダイムロン	0.8	対目標値超	625	0	0.0%	615	0	0.0%	615	0	0.0%	544	0	0.0%	532	0	0.0%
				対50%値超	625	0	0.0%	615	0	0.0%	615	0	0.0%	544	0	0.0%	532	0	0.0%
				対10%値超	625	0	0.0%	615	0	0.0%	615	0	0.0%	544	0	0.0%	532	0	0.0%
				対 1%値超	625	0	0.0%	615	0	0.0%	615	0	0.0%	544	0	0.0%	532	0	0.0%
対	60 (～H27)	ダゾメット※	0.006	対目標値超	1	0	0.0%	1	0	0.0%	54	0	0.0%	153	0	0.0%	202	0	0.0%
				対50%値超	1	0	0.0%	1	0	0.0%	54	0	0.0%	153	1	0.7%	202	0	0.0%
				対10%値超	1	0	0.0%	1	0	0.0%	54	0	0.0%	153	1	0.7%	202	0	0.0%
				対 1%値超	1	0	0.0%	1	0	0.0%	54	0	0.0%	153	3	2.0%	202	0	0.0%
対	60	ダゾメット、メタム（カーバム）及びメチルイソチオシアネート※	0.01（メチルイソチオシアネートとして）	対目標値超							55	0	0.0%	153	0	0.0%	202	0	0.0%
				対50%値超							55	0	0.0%	153	1	0.7%	202	0	0.0%
				対10%値超							55	0	0.0%	153	1	0.7%	202	0	0.0%
				対 1%値超							55	0	0.0%	153	3	2.0%	202	0	0.0%

※表中の網掛けの意味は以下の通り。黄色：調査地点数0、黒：調査対象外、紺：H23・H24年度において調査必須ではないが調査地点が存在。

表 2-9　農薬類（対象農薬リスト掲載農薬類）の水道水質データの整理結果（7/13）

群	番号	項目名	目標値※1（mg/L）	評価	H23			H24			H25 ※2			H26 ※3			H27 ※4		
					調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合
対	61	チアジニル	0.1	対目標値超							110	0	0.0%	379	0	0.0%	433	0	0.0%
				対50%値超							110	0	0.0%	379	0	0.0%	433	0	0.0%
				対10%値超							110	0	0.0%	379	0	0.0%	433	0	0.0%
				対 1%値超							110	0	0.0%	379	0	0.0%	433	0	0.0%
対	62	チウラム	0.02	対目標値超	608	0	0.0%	606	0	0.0%	610	0	0.0%	651	0	0.0%	604	0	0.0%
				対50%値超	608	0	0.0%	606	0	0.0%	610	0	0.0%	651	0	0.0%	604	0	0.0%
				対10%値超	608	0	0.0%	606	0	0.0%	610	0	0.0%	651	0	0.0%	604	0	0.0%
				対 1%値超	608	0	0.0%	606	0	0.0%	610	2	0.3%	651	0	0.0%	604	0	0.0%
対	63	チオジカルブ	0.08	対目標値超	566	0	0.0%	564	0	0.0%	566	0	0.0%	520	0	0.0%	513	0	0.0%
				対50%値超	566	0	0.0%	564	0	0.0%	566	0	0.0%	520	0	0.0%	513	0	0.0%
				対10%値超	566	0	0.0%	564	0	0.0%	566	0	0.0%	520	0	0.0%	513	0	0.0%
				対 1%値超	566	0	0.0%	564	0	0.0%	566	0	0.0%	520	0	0.0%	513	0	0.0%
対	64	チオファネートメチル	0.3	対目標値超	586	0	0.0%	592	0	0.0%	593	0	0.0%	567	0	0.0%	534	0	0.0%
				対50%値超	586	0	0.0%	592	0	0.0%	593	0	0.0%	567	0	0.0%	534	0	0.0%
				対10%値超	586	0	0.0%	592	0	0.0%	593	0	0.0%	567	0	0.0%	534	0	0.0%
				対 1%値超	586	0	0.0%	592	0	0.0%	593	0	0.0%	567	0	0.0%	534	0	0.0%
対	65	チオベンカルブ	0.02	対目標値超	598	0	0.0%	605	0	0.0%	626	0	0.0%	629	0	0.0%	608	0	0.0%
				対50%値超	598	0	0.0%	605	0	0.0%	626	0	0.0%	629	0	0.0%	608	0	0.0%
				対10%値超	598	0	0.0%	605	0	0.0%	626	0	0.0%	629	0	0.0%	608	0	0.0%
				対 1%値超	598	0	0.0%	605	0	0.0%	626	0	0.0%	629	0	0.0%	608	0	0.0%
対	66	テフリルトリオン	0.002	対目標値超															
				対50%値超															
				対10%値超															
				対 1%値超	0	0	－	0	0	－	24	0	0.0%	21	0	0.0%	24	0	0.0%
対	67	テルブカルブ(MBPMC)	0.02	対目標値超	560	0	0.0%	540	0	0.0%	567	0	0.0%	515	0	0.0%	513	0	0.0%
				対50%値超	560	0	0.0%	540	0	0.0%	567	0	0.0%	515	0	0.0%	513	0	0.0%
				対10%値超	560	0	0.0%	540	0	0.0%	567	0	0.0%	515	0	0.0%	513	0	0.0%
				対 1%値超	560	0	0.0%	540	0	0.0%	567	7	1.2%	515	2	0.4%	513	1	0.2%
対	68	トリクロピル	0.006	対目標値超	620	0	0.0%	613	0	0.0%	607	0	0.0%	584	0	0.0%	554	0	0.0%
				対50%値超	620	0	0.0%	613	0	0.0%	607	0	0.0%	584	0	0.0%	554	0	0.0%
				対10%値超	620	0	0.0%	613	0	0.0%	607	0	0.0%	584	0	0.0%	554	0	0.0%
				対 1%値超	620	0	0.0%	613	0	0.0%	607	2	0.3%	584	0	0.0%	554	0	0.0%
対	69	トリクロルホン(DEP)	0.005	対目標値超	621	0	0.0%	615	0	0.0%	632	0	0.0%	566	0	0.0%	541	0	0.0%
				対50%値超	621	0	0.0%	615	0	0.0%	632	0	0.0%	566	0	0.0%	541	0	0.0%
				対10%値超	621	0	0.0%	615	0	0.0%	632	1	0.2%	566	0	0.0%	541	0	0.0%
				対 1%値超	621	1	0.2%	615	4	0.7%	632	11	1.7%	566	2	0.4%	541	5	0.9%
対	70	トリシクラゾール	0.1	対目標値超	598	0	0.0%	603	0	0.0%	600	0	0.0%	544	0	0.0%	527	0	0.0%
				対50%値超	598	0	0.0%	603	0	0.0%	600	0	0.0%	544	0	0.0%	527	0	0.0%
				対10%値超	598	0	0.0%	603	0	0.0%	600	0	0.0%	544	0	0.0%	527	0	0.0%
				対 1%値超	598	0	0.0%	603	0	0.0%	600	0	0.0%	544	0	0.0%	527	0	0.0%

※表中の網掛けの意味は以下の通り。黄色：調査地点数0、黒：調査対象外、紺：H23・H24年度において調査必須ではないが調査地点が存在。

表 2-9　農薬類（対象農薬リスト掲載農薬類）の水道水質データの整理結果（8/13）

群	番号	項目名	目標値※1 (mg/L)	評価	H23			H24			H25 ※2			H26 ※3			H27 ※4		
					調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合
対	71	トリフルラリン	0.06	対目標値超	607	0	0.0%	596	0	0.0%	615	0	0.0%	632	0	0.0%	628	0	0.0%
				対50%値超	607	0	0.0%	596	0	0.0%	615	0	0.0%	632	0	0.0%	628	0	0.0%
				対10%値超	607	0	0.0%	596	0	0.0%	615	0	0.0%	632	0	0.0%	628	0	0.0%
				対 1%値超	607	0	0.0%	596	0	0.0%	615	0	0.0%	632	0	0.0%	628	0	0.0%
対	72	ナプロパミド	0.03	対目標値超	558	0	0.0%	555	0	0.0%	589	0	0.0%	530	0	0.0%	524	0	0.0%
				対50%値超	558	0	0.0%	555	0	0.0%	589	0	0.0%	530	0	0.0%	524	0	0.0%
				対10%値超	558	0	0.0%	555	0	0.0%	589	0	0.0%	530	0	0.0%	524	0	0.0%
				対 1%値超	558	0	0.0%	555	0	0.0%	589	0	0.0%	530	0	0.0%	524	0	0.0%
対	73	パラコート	0.005	対目標値超	10	0	0.0%	11	0	0.0%	58	0	0.0%	209	0	0.0%	269	0	0.0%
				対50%値超	10	0	0.0%	11	0	0.0%	58	0	0.0%	209	0	0.0%	269	0	0.0%
				対10%値超	10	0	0.0%	11	0	0.0%	58	0	0.0%	209	1	0.5%	269	0	0.0%
				対 1%値超	10	0	0.0%	11	0	0.0%	58	0	0.0%	209	3	1.4%	269	1	0.4%
対	74	ピペロホス	0.0009	対目標値超	537	0	0.0%	521	0	0.0%	547	0	0.0%	507	0	0.0%	504	0	0.0%
				対50%値超	537	0	0.0%	521	0	0.0%	547	0	0.0%	507	0	0.0%	504	0	0.0%
				対10%値超	537	0	0.0%	521	0	0.0%	547	0	0.0%	507	0	0.0%	504	0	0.0%
				対 1%値超	537	1	0.2%	521	0	0.0%	547	7	1.3%	507	8	1.6%	504	11	2.2%
対	75	ピラクロニル	0.01	対目標値超							61	0	0.0%	149	0	0.0%	203	0	0.0%
				対50%値超							61	0	0.0%	149	0	0.0%	203	0	0.0%
				対10%値超							61	0	0.0%	149	0	0.0%	203	0	0.0%
				対 1%値超							61	0	0.0%	149	0	0.0%	203	4	2.0%
対	76	ピラゾキシフェン	0.004	対目標値超	0	0	－	0	0	－	114	0	0.0%	344	0	0.0%	398	0	0.0%
				対50%値超	0	0	－	0	0	－	114	0	0.0%	344	0	0.0%	398	0	0.0%
				対10%値超	0	0	－	0	0	－	114	0	0.0%	344	0	0.0%	398	0	0.0%
				対 1%値超	0	0	－	0	0	－	114	0	0.0%	344	0	0.0%	398	1	0.3%
対	77	ピラゾリネート（ピラゾレート）	0.02	対目標値超	6	0	0.0%	6	0	0.0%	113	0	0.0%	383	0	0.0%	407	0	0.0%
				対50%値超	6	0	0.0%	6	0	0.0%	113	0	0.0%	383	0	0.0%	407	0	0.0%
				対10%値超	6	0	0.0%	6	0	0.0%	113	0	0.0%	383	0	0.0%	407	0	0.0%
				対 1%値超	6	0	0.0%	6	0	0.0%	113	0	0.0%	383	0	0.0%	407	0	0.0%
対	78	ピリダフェンチオン	0.002	対目標値超	576	0	0.0%	567	0	0.0%	574	0	0.0%	553	0	0.0%	534	0	0.0%
				対50%値超	576	0	0.0%	567	0	0.0%	574	0	0.0%	553	0	0.0%	534	0	0.0%
				対10%値超	576	0	0.0%	567	0	0.0%	574	0	0.0%	553	0	0.0%	534	0	0.0%
				対 1%値超	576	0	0.0%	567	1	0.2%	574	6	1.0%	553	1	0.2%	534	11	2.1%
対	79	ピリブチカルブ	0.02	対目標値超	602	0	0.0%	593	0	0.0%	626	0	0.0%	601	0	0.0%	597	0	0.0%
				対50%値超	602	0	0.0%	593	0	0.0%	626	0	0.0%	601	0	0.0%	597	0	0.0%
				対10%値超	602	0	0.0%	593	0	0.0%	626	0	0.0%	601	0	0.0%	597	0	0.0%
				対 1%値超	602	0	0.0%	593	0	0.0%	626	3	0.5%	601	0	0.0%	597	0	0.0%
対	80	ピロキロン	0.05	対目標値超	600	0	0.0%	589	0	0.0%	626	0	0.0%	589	0	0.0%	587	0	0.0%
				対50%値超	600	0	0.0%	589	0	0.0%	626	0	0.0%	589	0	0.0%	587	0	0.0%
				対10%値超	600	0	0.0%	589	0	0.0%	626	0	0.0%	589	0	0.0%	587	0	0.0%
				対 1%値超	600	0	0.0%	589	0	0.0%	626	0	0.0%	589	1	0.2%	587	1	0.2%

※表中の網掛けの意味は以下の通り。黄色：調査地点数0、黒：調査対象外、紺：H23・H24年度において調査必須ではないが調査地点が存在。

表 2-9　農薬類（対象農薬リスト掲載農薬類）の水道水質データの整理結果（9/13）

群	番号	項目名	目標値※1 (mg/L)	評価	H23			H24			H25 ※2			H26 ※3			H27 ※4		
					調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合
対	81	フィプロニル	0.0005	対目標値超	595	0	0.0%	615	0	0.0%	632	0	0.0%	610	0	0.0%	602	0	0.0%
				対50%値超	595	0	0.0%	615	0	0.0%	632	0	0.0%	610	0	0.0%	602	0	0.0%
				対10%値超	595	0	0.0%	615	0	0.0%	632	2	0.3%	610	0	0.0%	602	0	0.0%
				対 1%値超	595	0	0.0%	615	0	0.0%	632	2	0.3%	610	0	0.0%	602	0	0.0%
対	82	フェニトロチオン(MEP)	0.01	対目標値超	775	0	0.0%	769	0	0.0%	762	0	0.0%	718	0	0.0%	706	0	0.0%
				対50%値超	775	0	0.0%	769	0	0.0%	762	0	0.0%	718	0	0.0%	706	0	0.0%
				対10%値超	775	0	0.0%	769	0	0.0%	762	0	0.0%	718	0	0.0%	706	0	0.0%
				対 1%値超	775	1	0.1%	769	0	0.0%	762	1	0.1%	718	0	0.0%	706	0	0.0%
対	83	フェノブカルブ(BPMC)	0.03	対目標値超	692	0	0.0%	694	0	0.0%	693	0	0.0%	665	0	0.0%	637	0	0.0%
				対50%値超	692	0	0.0%	694	0	0.0%	693	0	0.0%	665	0	0.0%	637	0	0.0%
				対10%値超	692	0	0.0%	694	0	0.0%	693	0	0.0%	665	0	0.0%	637	0	0.0%
				対 1%値超	692	1	0.1%	694	0	0.0%	693	0	0.0%	665	0	0.0%	637	1	0.2%
対	84	フェリムゾン	0.05	対目標値超	5	0	0.0%	3	0	0.0%	56	0	0.0%	204	0	0.0%	256	0	0.0%
				対50%値超	5	0	0.0%	3	0	0.0%	56	0	0.0%	204	0	0.0%	256	0	0.0%
				対10%値超	5	0	0.0%	3	0	0.0%	56	0	0.0%	204	0	0.0%	256	0	0.0%
				対 1%値超	5	0	0.0%	3	0	0.0%	56	0	0.0%	204	0	0.0%	256	0	0.0%
対	85	フェンチオン(MPP)	0.006	対目標値超	638	0	0.0%	633	0	0.0%	661	0	0.0%	612	0	0.0%	613	0	0.0%
				対50%値超	638	0	0.0%	633	0	0.0%	661	0	0.0%	612	0	0.0%	613	0	0.0%
				対10%値超	638	0	0.0%	633	0	0.0%	661	0	0.0%	612	1	0.2%	613	1	0.2%
				対 1%値超	638	0	0.0%	633	0	0.0%	661	0	0.0%	612	1	0.2%	613	1	0.2%
対	86	フェントエート(PAP)	0.007	対目標値超	643	0	0.0%	637	0	0.0%	652	0	0.0%	605	0	0.0%	600	0	0.0%
				対50%値超	643	0	0.0%	637	0	0.0%	652	0	0.0%	605	0	0.0%	600	0	0.0%
				対10%値超	643	0	0.0%	637	0	0.0%	652	0	0.0%	605	0	0.0%	600	0	0.0%
				対 1%値超	643	0	0.0%	637	0	0.0%	652	1	0.2%	605	0	0.0%	600	0	0.0%
対	87	フェントラザミド	0.01	対目標値超							111	0	0.0%	378	0	0.0%	405	0	0.0%
				対50%値超							111	0	0.0%	378	0	0.0%	405	0	0.0%
				対10%値超							111	0	0.0%	378	0	0.0%	405	0	0.0%
				対 1%値超							111	0	0.0%	378	0	0.0%	405	0	0.0%
対	88	フサライド	0.1	対目標値超	624	0	0.0%	612	0	0.0%	643	0	0.0%	637	0	0.0%	617	0	0.0%
				対50%値超	624	0	0.0%	612	0	0.0%	643	0	0.0%	637	0	0.0%	617	0	0.0%
				対10%値超	624	0	0.0%	612	0	0.0%	643	0	0.0%	637	0	0.0%	617	0	0.0%
				対 1%値超	624	0	0.0%	612	0	0.0%	643	0	0.0%	637	0	0.0%	617	0	0.0%
対	89	ブタクロール	0.03	対目標値超	7	0	0.0%	18	0	0.0%	117	0	0.0%	360	0	0.0%	431	0	0.0%
				対50%値超	7	0	0.0%	18	0	0.0%	117	0	0.0%	360	0	0.0%	431	0	0.0%
				対10%値超	7	0	0.0%	18	0	0.0%	117	0	0.0%	360	0	0.0%	431	0	0.0%
				対 1%値超	7	0	0.0%	18	0	0.0%	117	0	0.0%	360	0	0.0%	431	3	0.7%
対	90	ブタミホス	0.02	対目標値超	613	0	0.0%	580	0	0.0%	619	0	0.0%	598	0	0.0%	583	0	0.0%
				対50%値超	613	0	0.0%	580	0	0.0%	619	0	0.0%	598	0	0.0%	583	0	0.0%
				対10%値超	613	0	0.0%	580	0	0.0%	619	0	0.0%	598	0	0.0%	583	0	0.0%
				対 1%値超	613	0	0.0%	580	0	0.0%	619	0	0.0%	598	0	0.0%	583	0	0.0%

※表中の網掛けの意味は以下の通り。黄色：調査地点数0、黒：調査対象外、紺：H23・H24年度において調査必須ではないが調査地点が存在。

表 2-9　農薬類（対象農薬リスト掲載農薬類）の水道水質データの整理結果（10/13）

群	番号	項目名	目標値※1（mg/L）	評価	H23			H24			H25 ※2			H26 ※3			H27 ※4		
					調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合
対	91	ブプロフェジン	0.02	対目標値超	600	0	0.0%	595	0	0.0%	606	0	0.0%	610	0	0.0%	585	0	0.0%
				対50%値超	600	0	0.0%	595	0	0.0%	606	0	0.0%	610	0	0.0%	585	0	0.0%
				対10%値超	600	0	0.0%	595	0	0.0%	606	0	0.0%	610	0	0.0%	585	0	0.0%
				対 1%値超	600	0	0.0%	595	0	0.0%	606	0	0.0%	610	0	0.0%	585	0	0.0%
対	92	フルアジナム	0.03	対目標値超	1	0	0.0%	1	0	0.0%	104	0	0.0%	390	0	0.0%	424	0	0.0%
				対50%値超	1	0	0.0%	1	0	0.0%	104	0	0.0%	390	0	0.0%	424	0	0.0%
				対10%値超	1	0	0.0%	1	0	0.0%	104	0	0.0%	390	0	0.0%	424	0	0.0%
				対 1%値超	1	0	0.0%	1	0	0.0%	104	0	0.0%	390	0	0.0%	424	0	0.0%
対	93	プレチラクロール	0.05	対目標値超	639	0	0.0%	619	0	0.0%	669	0	0.0%	655	0	0.0%	631	0	0.0%
				対50%値超	639	0	0.0%	619	0	0.0%	669	0	0.0%	655	0	0.0%	631	0	0.0%
				対10%値超	639	0	0.0%	619	0	0.0%	669	0	0.0%	655	0	0.0%	631	0	0.0%
				対 1%値超	639	2	0.3%	619	1	0.2%	669	0	0.0%	655	2	0.3%	631	1	0.2%
対	94	プロシミドン	0.09	対目標値超	564	0	0.0%	561	0	0.0%	585	0	0.0%	548	0	0.0%	531	0	0.0%
				対50%値超	564	0	0.0%	561	0	0.0%	585	0	0.0%	548	0	0.0%	531	0	0.0%
				対10%値超	564	0	0.0%	561	0	0.0%	585	0	0.0%	548	0	0.0%	531	0	0.0%
				対 1%値超	564	0	0.0%	561	0	0.0%	585	0	0.0%	548	0	0.0%	531	0	0.0%
対	95	プロチオホス	0.004	対目標値超	10	0	0.0%	10	0	0.0%	49	0	0.0%	153	0	0.0%	240	0	0.0%
				対50%値超	10	0	0.0%	10	0	0.0%	49	0	0.0%	153	0	0.0%	240	0	0.0%
				対10%値超	10	0	0.0%	10	0	0.0%	49	0	0.0%	153	0	0.0%	240	0	0.0%
				対 1%値超	10	0	0.0%	10	0	0.0%	49	0	0.0%	153	0	0.0%	240	0	0.0%
対	96	プロピコナゾール	0.05	対目標値超	560	0	0.0%	547	0	0.0%	574	0	0.0%	555	0	0.0%	548	0	0.0%
				対50%値超	560	0	0.0%	547	0	0.0%	574	0	0.0%	555	0	0.0%	548	0	0.0%
				対10%値超	560	0	0.0%	547	0	0.0%	574	0	0.0%	555	0	0.0%	548	0	0.0%
				対 1%値超	560	0	0.0%	547	3	0.5%	574	0	0.0%	555	0	0.0%	548	0	0.0%
対	97	プロピザミド	0.05	対目標値超	578	0	0.0%	582	0	0.0%	596	0	0.0%	631	0	0.0%	605	0	0.0%
				対50%値超	578	0	0.0%	582	0	0.0%	596	0	0.0%	631	0	0.0%	605	0	0.0%
				対10%値超	578	0	0.0%	582	0	0.0%	596	0	0.0%	631	0	0.0%	605	0	0.0%
				対 1%値超	578	0	0.0%	582	0	0.0%	596	0	0.0%	631	0	0.0%	605	0	0.0%
対	98	プロベナゾール	0.05	対目標値超	594	0	0.0%	600	0	0.0%	600	0	0.0%	574	0	0.0%	558	0	0.0%
				対50%値超	594	0	0.0%	600	0	0.0%	600	0	0.0%	574	0	0.0%	558	0	0.0%
				対10%値超	594	0	0.0%	600	0	0.0%	600	0	0.0%	574	0	0.0%	558	0	0.0%
				対 1%値超	594	0	0.0%	600	0	0.0%	600	2	0.3%	574	0	0.0%	558	0	0.0%
対	99	ブロモブチド	0.1	対目標値超	623	0	0.0%	613	0	0.0%	656	0	0.0%	605	0	0.0%	602	0	0.0%
				対50%値超	623	0	0.0%	613	0	0.0%	656	0	0.0%	605	0	0.0%	602	0	0.0%
				対10%値超	623	0	0.0%	613	0	0.0%	656	0	0.0%	605	0	0.0%	602	0	0.0%
				対 1%値超	623	1	0.2%	613	0	0.0%	656	3	0.5%	605	3	0.5%	602	2	0.3%
対	100	ベノミル	0.02	対目標値超	611	0	0.0%	602	0	0.0%	631	0	0.0%	560	0	0.0%	546	0	0.0%
				対50%値超	611	0	0.0%	602	0	0.0%	631	0	0.0%	560	0	0.0%	546	0	0.0%
				対10%値超	611	0	0.0%	602	0	0.0%	631	0	0.0%	560	0	0.0%	546	0	0.0%
				対 1%値超	611	0	0.0%	602	0	0.0%	631	0	0.0%	560	0	0.0%	546	0	0.0%

※表中の網掛けの意味は以下の通り。黄色：調査地点数0、黒：調査対象外、紺：H23・H24年度において調査必須ではないが調査地点が存在。

表 2-9　農薬類（対象農薬リスト掲載農薬類）の水道水質データの整理結果（11/13）

群	番号	項目名	目標値※1 (mg/L)	評価	H23			H24			H25 ※2			H26 ※3			H27 ※4		
					調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合
対	101	ペンシクロン	0.1	対目標値超	630	0	0.0%	626	0	0.0%	635	0	0.0%	595	0	0.0%	596	0	0.0%
				対50%値超	630	0	0.0%	626	0	0.0%	635	0	0.0%	595	0	0.0%	596	0	0.0%
				対10%値超	630	0	0.0%	626	0	0.0%	635	0	0.0%	595	0	0.0%	596	0	0.0%
				対 1%値超	630	1	0.2%	626	0	0.0%	635	0	0.0%	595	0	0.0%	596	0	0.0%
対	102	ベンゾビシクロン	0.09	対目標値超							113	0	0.0%	384	0	0.0%	432	0	0.0%
				対50%値超							113	0	0.0%	384	0	0.0%	432	0	0.0%
				対10%値超							113	0	0.0%	384	0	0.0%	432	0	0.0%
				対 1%値超							113	2	1.8%	384	1	0.3%	432	0	0.0%
対	103	ベンゾフェナップ	0.005	対目標値超	15	0	0.0%	15	0	0.0%	107	0	0.0%	383	0	0.0%	417	0	0.0%
				対50%値超	15	0	0.0%	15	0	0.0%	107	0	0.0%	383	0	0.0%	417	0	0.0%
				対10%値超	15	0	0.0%	15	0	0.0%	107	0	0.0%	383	0	0.0%	417	0	0.0%
				対 1%値超	15	0	0.0%	15	0	0.0%	107	2	1.9%	383	0	0.0%	417	0	0.0%
対	104	ベンタゾン	0.2	対目標値超	628	0	0.0%	595	0	0.0%	601	0	0.0%	607	0	0.0%	566	0	0.0%
				対50%値超	628	0	0.0%	595	0	0.0%	601	0	0.0%	607	0	0.0%	566	0	0.0%
				対10%値超	628	0	0.0%	595	0	0.0%	601	0	0.0%	607	0	0.0%	566	0	0.0%
				対 1%値超	628	0	0.0%	595	0	0.0%	601	0	0.0%	607	0	0.0%	566	0	0.0%
対	105	ペンディメタリン	0.3	対目標値超	639	0	0.0%	631	0	0.0%	660	0	0.0%	662	0	0.0%	640	0	0.0%
				対50%値超	639	0	0.0%	631	0	0.0%	660	0	0.0%	662	0	0.0%	640	0	0.0%
				対10%値超	639	0	0.0%	631	0	0.0%	660	0	0.0%	662	0	0.0%	640	0	0.0%
				対 1%値超	639	0	0.0%	631	0	0.0%	660	0	0.0%	662	0	0.0%	640	0	0.0%
対	106	ベンフラカルブ	0.04	対目標値超	555	0	0.0%	551	0	0.0%	552	0	0.0%	512	0	0.0%	500	0	0.0%
				対50%値超	555	0	0.0%	551	0	0.0%	552	0	0.0%	512	0	0.0%	500	0	0.0%
				対10%値超	555	0	0.0%	551	0	0.0%	552	0	0.0%	512	0	0.0%	500	0	0.0%
				対 1%値超	555	0	0.0%	551	0	0.0%	552	0	0.0%	512	0	0.0%	500	0	0.0%
対	107	ベンフルラリン(ベスロジン)	0.01	対目標値超	563	0	0.0%	560	0	0.0%	597	0	0.0%	558	0	0.0%	547	0	0.0%
				対50%値超	563	0	0.0%	560	0	0.0%	597	0	0.0%	558	0	0.0%	547	0	0.0%
				対10%値超	563	0	0.0%	560	0	0.0%	597	0	0.0%	558	0	0.0%	547	0	0.0%
				対 1%値超	563	1	0.2%	560	4	0.7%	597	4	0.7%	558	0	0.0%	547	0	0.0%
対	108	ベンフレセート	0.07	対目標値超	2	0	0.0%	2	0	0.0%	113	0	0.0%	354	0	0.0%	379	0	0.0%
				対50%値超	2	0	0.0%	2	0	0.0%	113	0	0.0%	354	0	0.0%	379	0	0.0%
				対10%値超	2	0	0.0%	2	0	0.0%	113	0	0.0%	354	0	0.0%	379	0	0.0%
				対 1%値超	2	0	0.0%	2	0	0.0%	113	0	0.0%	354	0	0.0%	379	1	0.3%
対	109	ホスチアゼート	0.003	対目標値超	0	0	－	0	0	－	118	0	0.0%	369	0	0.0%	430	0	0.0%
				対50%値超	0	0	－	0	0	－	118	0	0.0%	369	0	0.0%	430	0	0.0%
				対10%値超	0	0	－	0	0	－	118	0	0.0%	369	0	0.0%	430	0	0.0%
				対 1%値超	0	0	－	0	0	－	118	0	0.0%	369	0	0.0%	430	0	0.0%
対	110	マラソン（マラチオン）	0.7	対目標値超	633	0	0.0%	635	0	0.0%	647	0	0.0%	627	0	0.0%	604	0	0.0%
				対50%値超	633	0	0.0%	635	0	0.0%	647	0	0.0%	627	0	0.0%	604	0	0.0%
				対10%値超	633	0	0.0%	635	0	0.0%	647	0	0.0%	627	0	0.0%	604	0	0.0%
				対 1%値超	633	0	0.0%	635	0	0.0%	647	0	0.0%	627	0	0.0%	604	0	0.0%

※表中の網掛けの意味は以下の通り。黄色：調査地点数0、黒：調査対象外、紺：H23・H24年度において調査必須ではないが調査地点が存在。

表 2-9　農薬類（対象農薬リスト掲載農薬類）の水道水質データの整理結果（12/13）

群	番号	項目名	目標値※1 (mg/L)	評価	H23			H24			H25 ※2			H26 ※3			H27 ※4		
					調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合
対	111	メコプロップ(MCPP)	0.05	対目標値超	670	0	0.0%	656	0	0.0%	652	0	0.0%	600	0	0.0%	576	0	0.0%
				対50%値超	670	0	0.0%	656	0	0.0%	652	0	0.0%	600	0	0.0%	576	0	0.0%
				対10%値超	670	0	0.0%	656	0	0.0%	652	0	0.0%	600	0	0.0%	576	0	0.0%
				対 1%値超	670	0	0.0%	656	0	0.0%	652	0	0.0%	600	0	0.0%	576	0	0.0%
対	112	メソミル	0.03	対目標値超	584	0	0.0%	590	0	0.0%	598	0	0.0%	586	0	0.0%	570	0	0.0%
				対50%値超	584	0	0.0%	590	0	0.0%	598	0	0.0%	586	0	0.0%	570	0	0.0%
				対10%値超	584	0	0.0%	590	0	0.0%	598	0	0.0%	586	0	0.0%	570	0	0.0%
				対 1%値超	584	0	0.0%	590	0	0.0%	598	0	0.0%	586	0	0.0%	570	0	0.0%
対	112(～H27)	メタム（カーバム）	0.01	対目標値超	1	0	0.0%	1	0	0.0%	47	0	0.0%	133	0	0.0%	180	0	0.0%
				対50%値超	1	0	0.0%	1	0	0.0%	47	0	0.0%	133	0	0.0%	180	0	0.0%
				対10%値超	1	0	0.0%	1	0	0.0%	47	0	0.0%	133	2	1.5%	180	0	0.0%
				対 1%値超	1	0	0.0%	1	0	0.0%	47	0	0.0%	133	3	2.3%	180	0	0.0%
対	113	メタラキシル	0.06	対目標値超	663	0	0.0%	661	0	0.0%	666	0	0.0%	614	0	0.0%	605	0	0.0%
				対50%値超	663	0	0.0%	661	0	0.0%	666	0	0.0%	614	0	0.0%	605	0	0.0%
				対10%値超	663	0	0.0%	661	0	0.0%	666	0	0.0%	614	0	0.0%	605	0	0.0%
				対 1%値超	663	0	0.0%	661	0	0.0%	666	0	0.0%	614	0	0.0%	605	0	0.0%
対	114	メチダチオン(DMTP)	0.004	対目標値超	669	0	0.0%	668	0	0.0%	688	0	0.0%	640	0	0.0%	634	0	0.0%
				対50%値超	669	0	0.0%	668	0	0.0%	688	0	0.0%	640	0	0.0%	634	0	0.0%
				対10%値超	669	0	0.0%	668	0	0.0%	688	0	0.0%	640	0	0.0%	634	0	0.0%
				対 1%値超	669	0	0.0%	668	0	0.0%	688	0	0.0%	640	0	0.0%	634	0	0.0%
対	115	メチルダイムロン	0.03	対目標値超	550	0	0.0%	530	0	0.0%	573	0	0.0%	523	0	0.0%	518	0	0.0%
				対50%値超	550	0	0.0%	530	0	0.0%	573	0	0.0%	523	0	0.0%	518	0	0.0%
				対10%値超	550	0	0.0%	530	0	0.0%	573	0	0.0%	523	0	0.0%	518	0	0.0%
				対 1%値超	550	0	0.0%	530	0	0.0%	573	0	0.0%	523	0	0.0%	518	0	0.0%
対	116	メトミノストロビン	0.04	対目標値超	0	0	－	0	0	－	118	0	0.0%	411	0	0.0%	456	0	0.0%
				対50%値超	0	0	－	0	0	－	118	0	0.0%	411	0	0.0%	456	0	0.0%
				対10%値超	0	0	－	0	0	－	118	0	0.0%	411	0	0.0%	456	0	0.0%
				対 1%値超	0	0	－	0	0	－	118	0	0.0%	411	0	0.0%	456	0	0.0%
対	117	メトリブジン	0.03	対目標値超	0	0	－	0	0	－	111	0	0.0%	400	0	0.0%	480	0	0.0%
				対50%値超	0	0	－	0	0	－	111	0	0.0%	400	0	0.0%	480	0	0.0%
				対10%値超	0	0	－	0	0	－	111	0	0.0%	400	0	0.0%	480	0	0.0%
				対 1%値超	0	0	－	0	0	－	111	2	1.8%	400	0	0.0%	480	0	0.0%
対	118	メフェナセット	0.02	対目標値超	703	0	0.0%	693	0	0.0%	698	0	0.0%	646	0	0.0%	625	0	0.0%
				対50%値超	703	0	0.0%	693	0	0.0%	698	0	0.0%	646	0	0.0%	625	0	0.0%
				対10%値超	703	0	0.0%	693	0	0.0%	698	0	0.0%	646	0	0.0%	625	0	0.0%
				対 1%値超	703	2	0.3%	693	1	0.1%	698	6	0.9%	646	0	0.0%	625	0	0.0%
対	119	メプロニル	0.1	対目標値超	602	0	0.0%	594	0	0.0%	617	0	0.0%	615	0	0.0%	601	0	0.0%
				対50%値超	602	0	0.0%	594	0	0.0%	617	0	0.0%	615	0	0.0%	601	0	0.0%
				対10%値超	602	0	0.0%	594	0	0.0%	617	0	0.0%	615	0	0.0%	601	0	0.0%
				対 1%値超	602	0	0.0%	594	0	0.0%	617	0	0.0%	615	0	0.0%	601	0	0.0%

※表中の網掛けの意味は以下の通り。黄色：調査地点数0、黒：調査対象外、紺：H23・H24年度において調査必須ではないが調査地点が存在。

表 2-9　農薬類（対象農薬リスト掲載農薬類）の水道水質データの整理結果（13/13）

群	番号	項目名	目標値※1 (mg/L)	評価	H23			H24			H25 ※2			H26 ※3			H27 ※4		
					調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合
対	120	モリネート	0.005	対目標値超	612	0	0.0%	607	0	0.0%	657	0	0.0%	642	0	0.0%	640	0	0.0%
				対50%値超	612	0	0.0%	607	0	0.0%	657	0	0.0%	642	0	0.0%	640	0	0.0%
				対10%値超	612	0	0.0%	607	0	0.0%	657	0	0.0%	642	0	0.0%	640	0	0.0%
				対 1%値超	612	1	0.2%	607	0	0.0%	657	0	0.0%	642	0	0.0%	640	0	0.0%

※1　平成29年4月1日時点の目標値で評価している。タゾメット、メタム（カーバム）及びメチルイソチオシアネート（MITC）については平成25～27年度のデータより、原体（タゾメット、メタム）の検出結果から分子量（タゾメット：162、メタム：129、、MITC：73）を基に換算。

※2　平成25年度の以下の項目については、水道事業者等へヒアリングを行い水道統計集計結果を一部修正している（（）内の地点が誤報告であることを確認）。
イミノクタジン酢酸塩（対50%値超過6地点）、グルホシネート（対50%値超過2地点）、クロルニトロフェン（CNP）（対50%値超過5地点）、ジチオカルバメート系農薬（対目標値超過2地点）

※3　平成26年度の以下の項目については、水道事業者等へヒアリングを行い水道統計集計結果を一部修正している（（）内の地点が誤報告であることを確認）。
イミノクタジン酢酸塩（対50%値超過6地点）、ジチオカルバメート系農薬（対10%値超過1地点、対1%値超過1地点）

※4　平成27年度の以下の項目については、水道事業者等へヒアリングを行い水道統計集計結果を一部修正している（（）内の地点が誤報告であることを確認）。
アセフェート（対目標値超か1地点）、イミノクタジン酢酸塩（対50%値超過20地点）、クロルニトロフェン（CNP）（対50%値超過11地点）、ジチオカルバメート系農薬（対50%値超過1地点）

基-1　　一般細菌　　【健康項目】

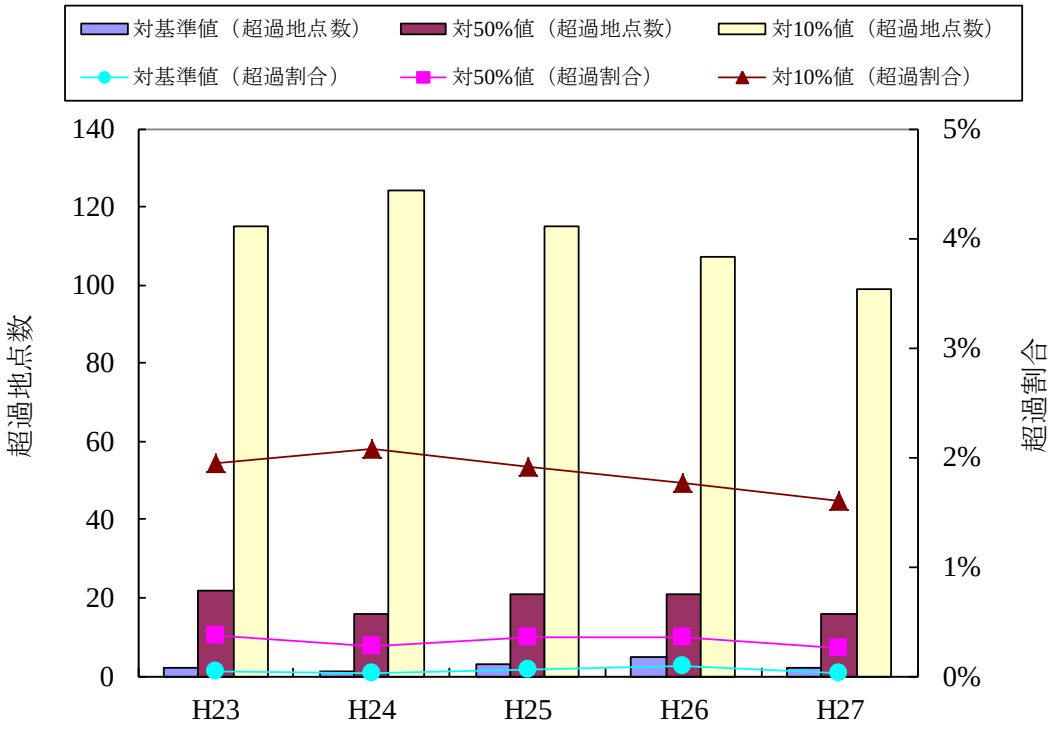

基-3　　カドミウム及びその化合物　　【健康項目】

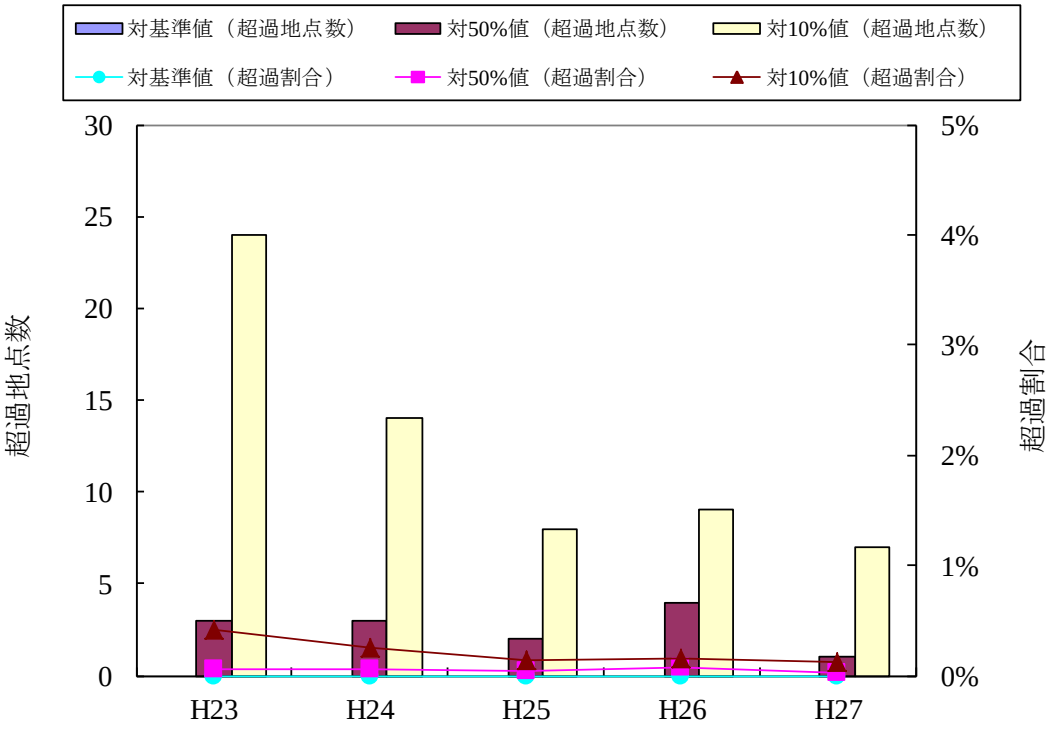

図 2-1　水質基準項目の過去 5 年間の基準値の超過状況(1)

基-4　　水銀及びその化合物　　【健康項目】

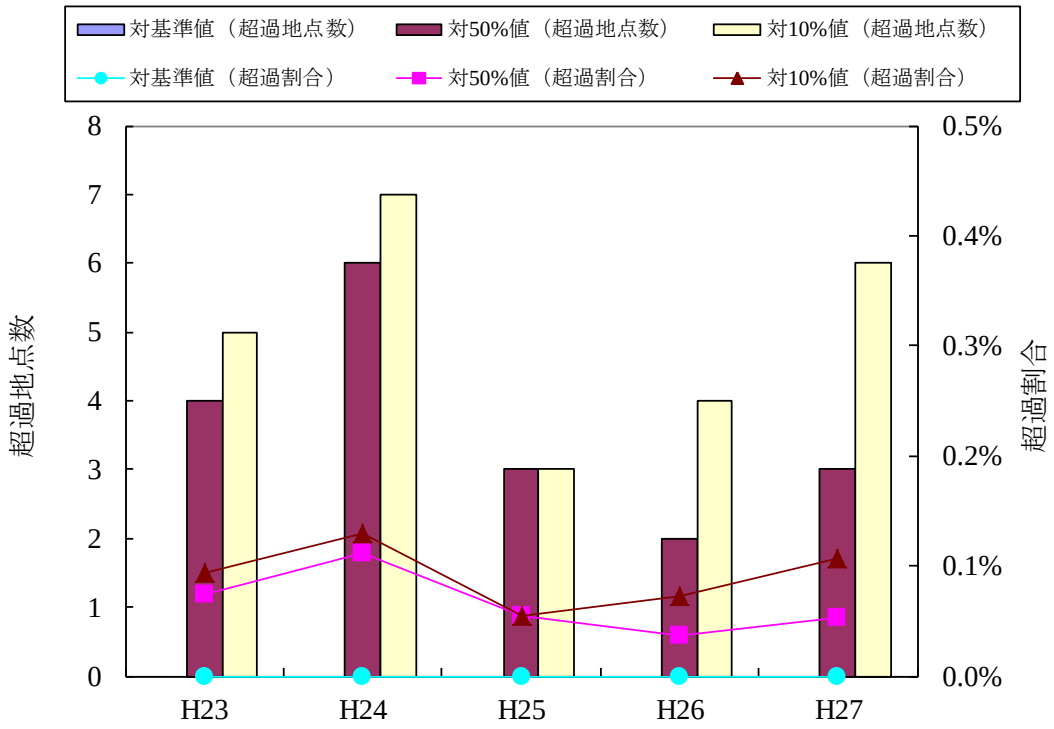

基-5　　セレン及びその化合物　　【健康項目】

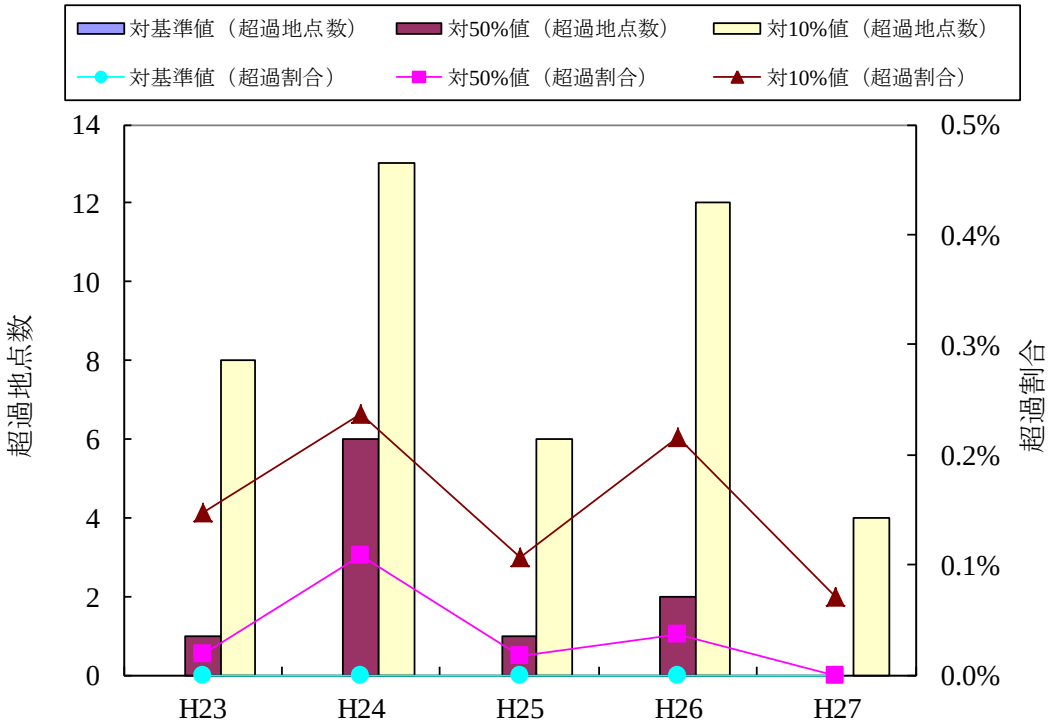

図 2-2　水質基準項目の過去 5 年間の基準値の超過状況(2)

基-6　　鉛及びその化合物　　【健康項目】

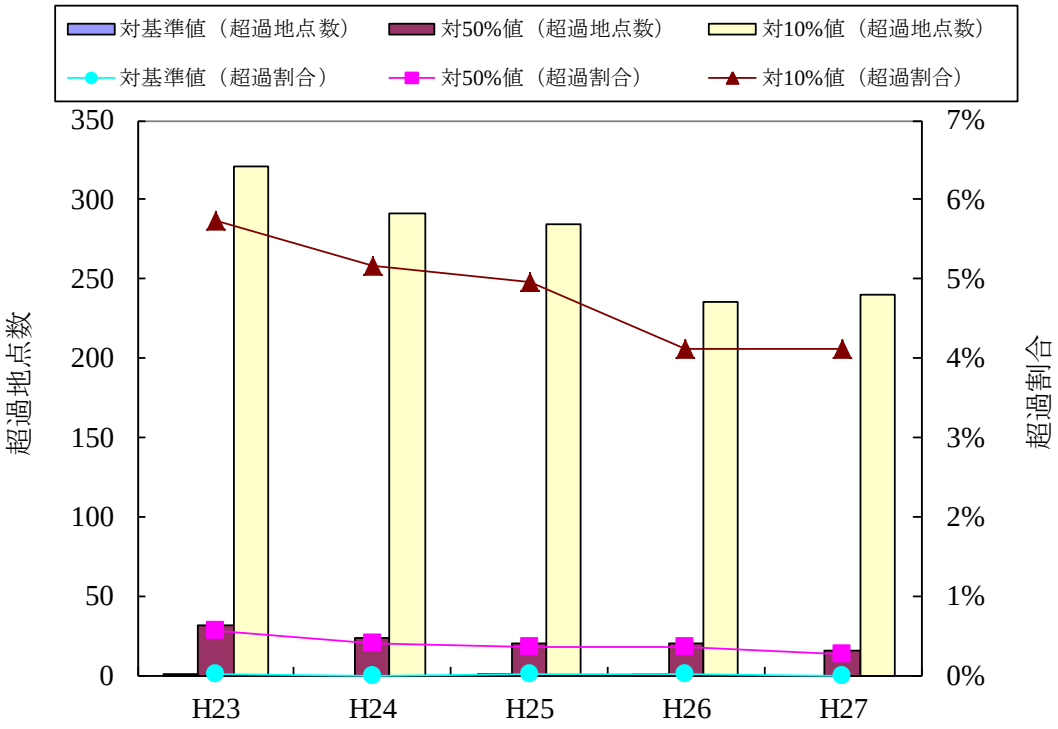

基-7　　ヒ素及びその化合物　　【健康項目】

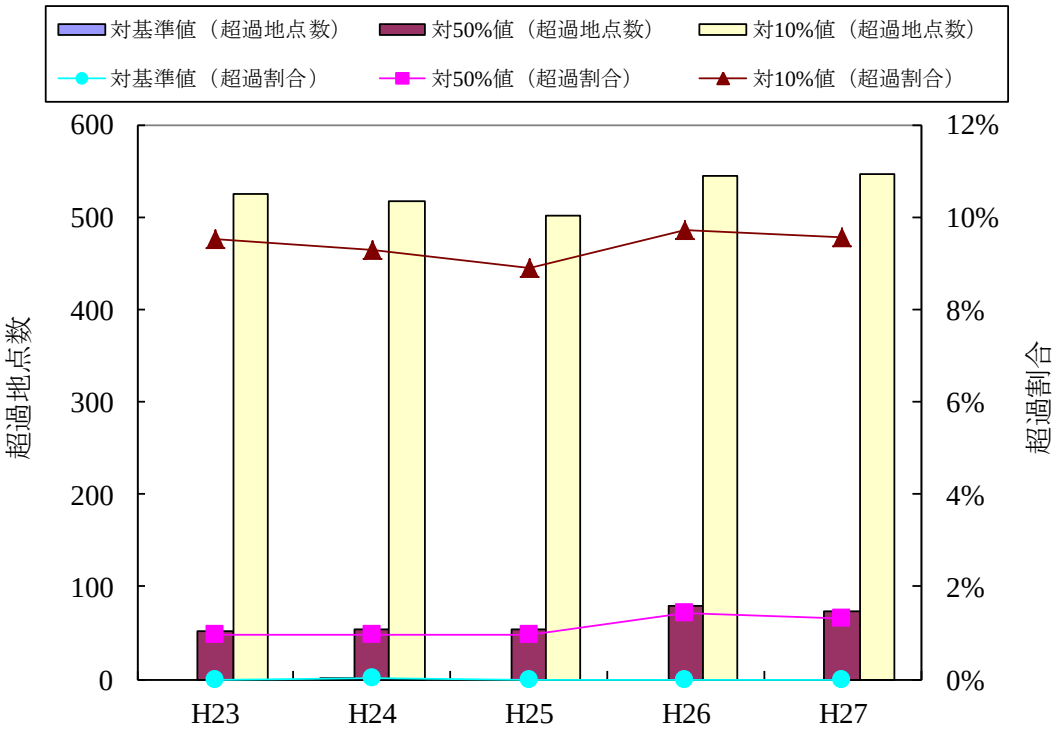

図 2-3　水質基準項目の過去 5 年間の基準値の超過状況(3)

基-8　　六価クロム化合物　　【健康項目】

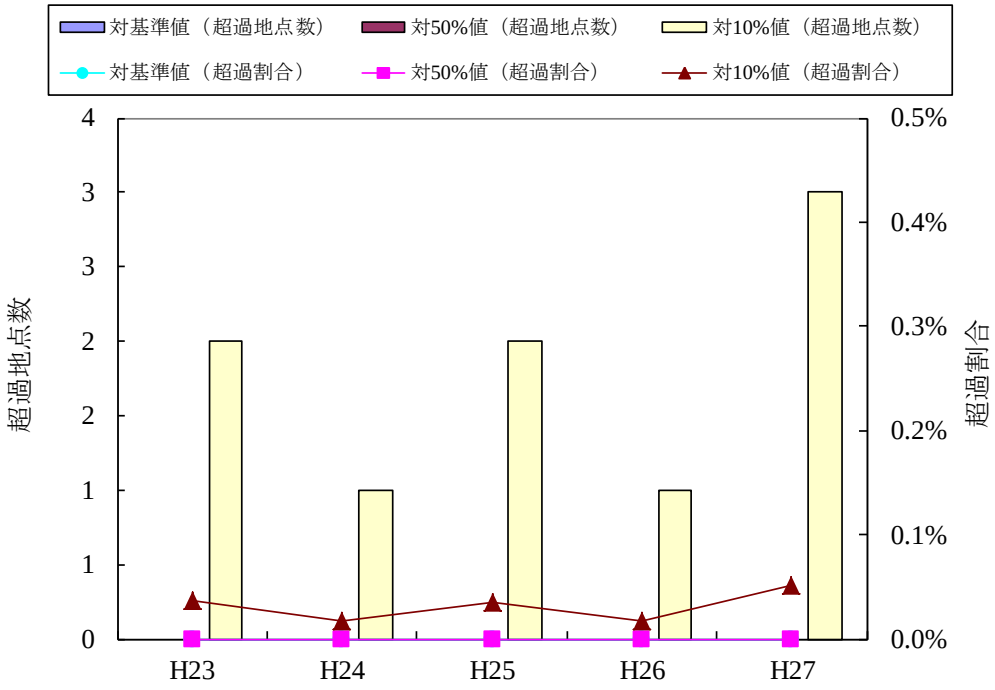

基-9　　亜硝酸態窒素　　【健康項目】

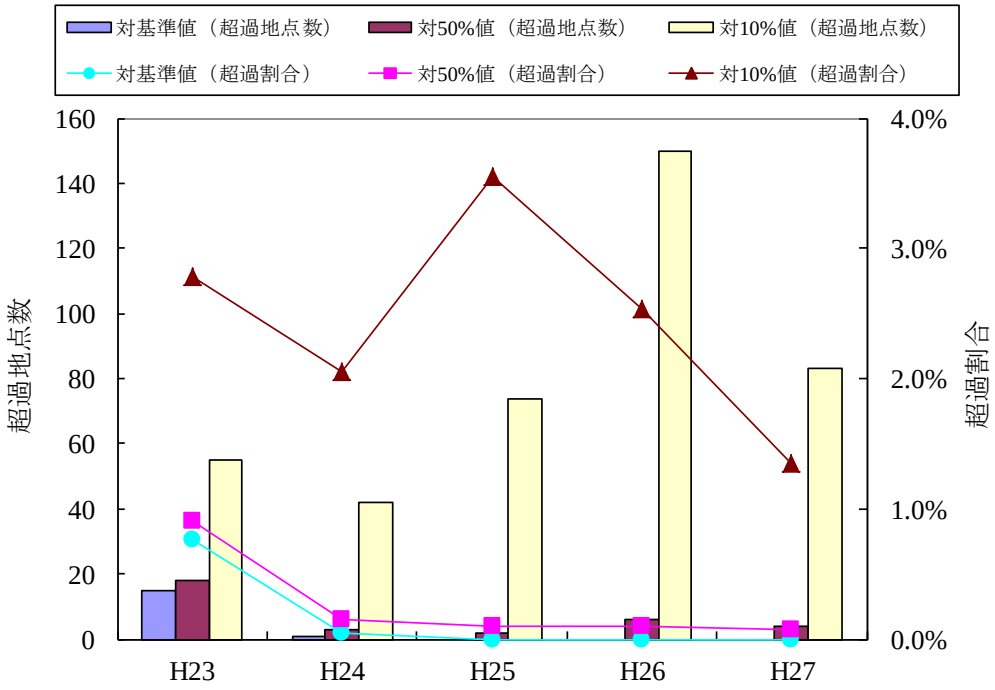

図 2-4　水質基準項目の過去 5 年間の基準値の超過状況(4)

基-10　　シアン化物及び塩化シアン　　【健康項目】

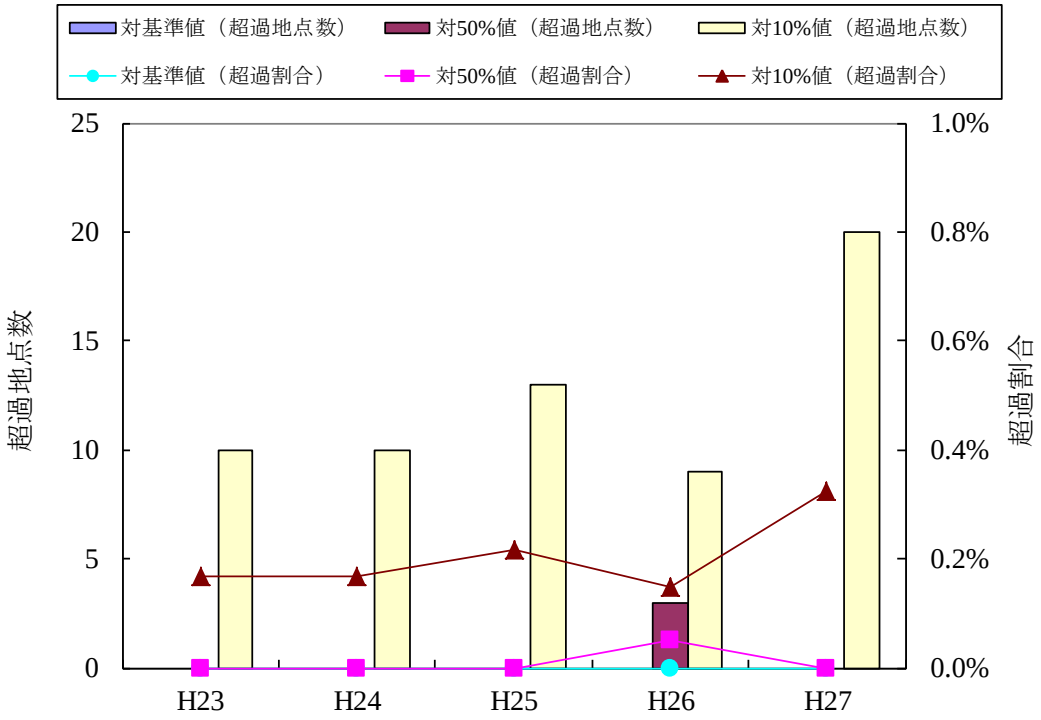

基-11　　硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素【健康項目】

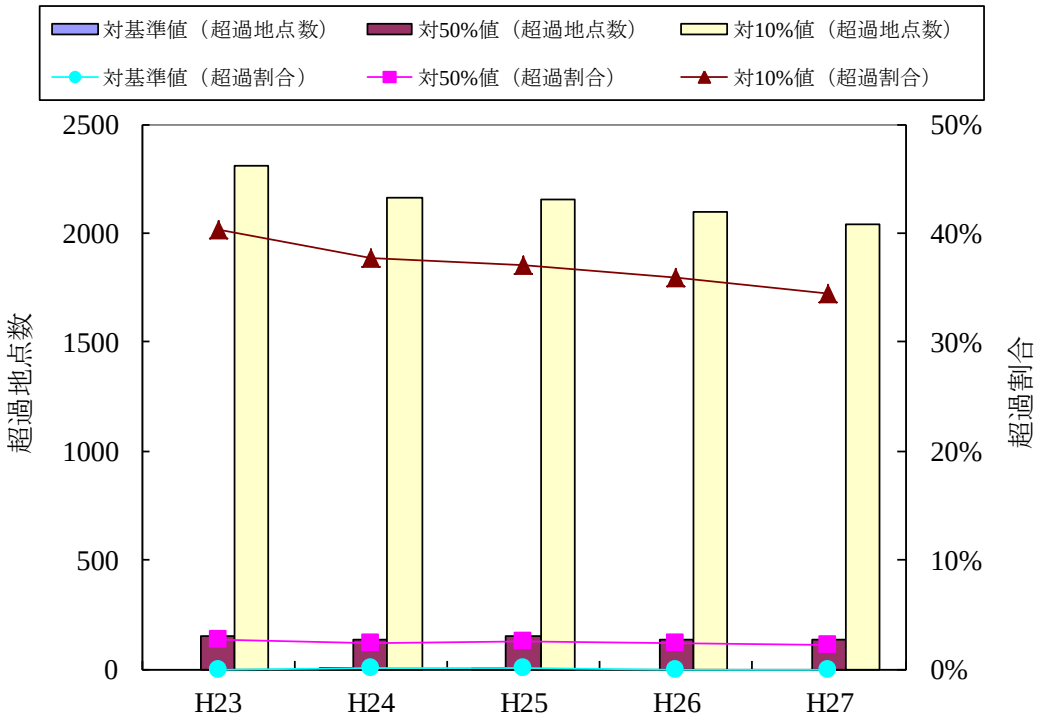

図 2-5　水質基準項目の過去 5 年間の基準値の超過状況(5)

基-12　　フッ素及びその化合物　　【健康項目】

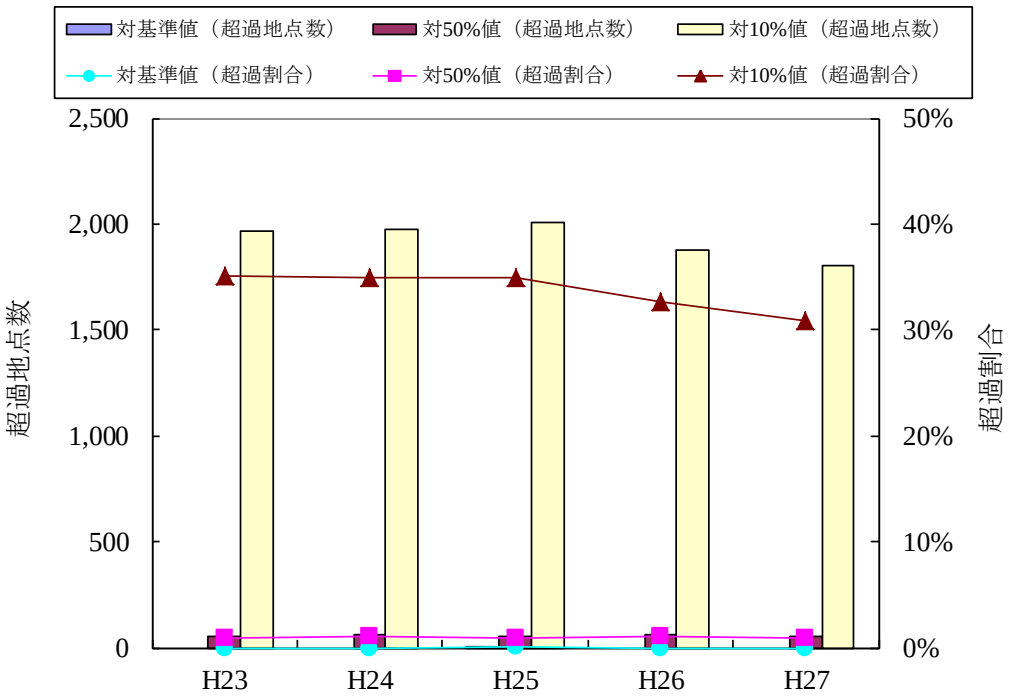

基-13　　ホウ素及びその化合物　　【健康項目】

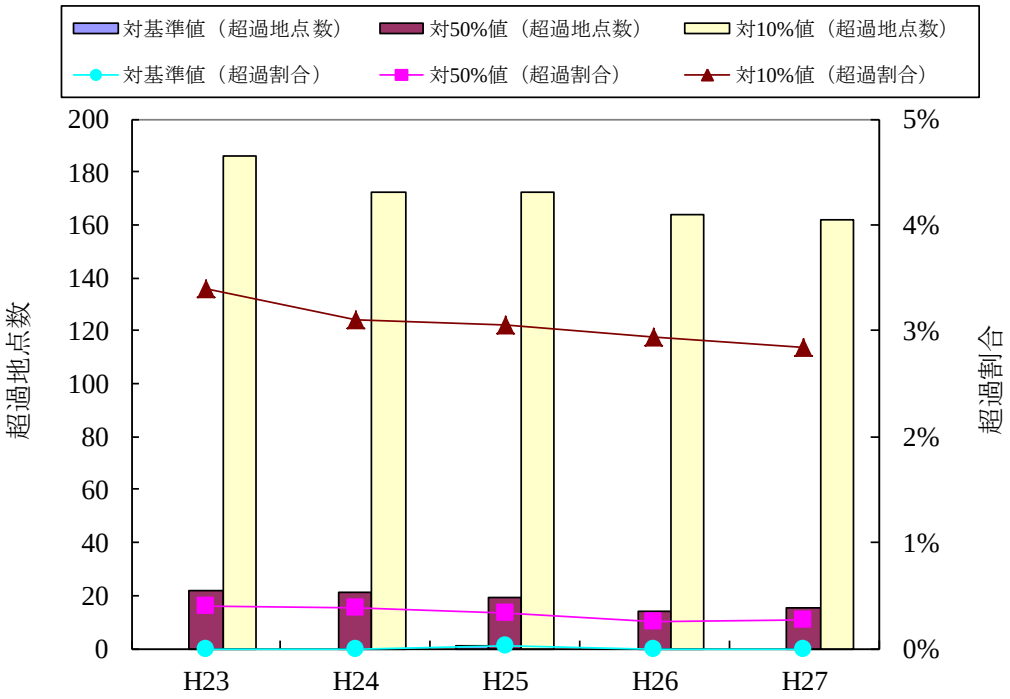

図 2-6　水質基準項目の過去 5 年間の基準値の超過状況(6)

基-14　四塩化炭素　【健康項目】

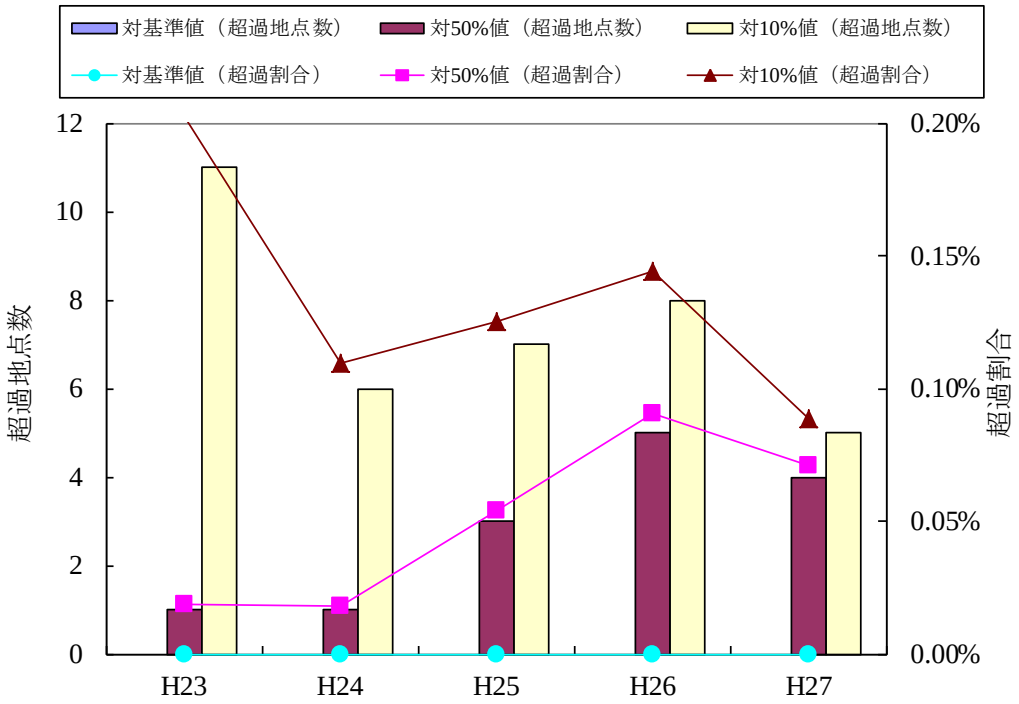

基-15　1,4-ジオキサン　【健康項目】

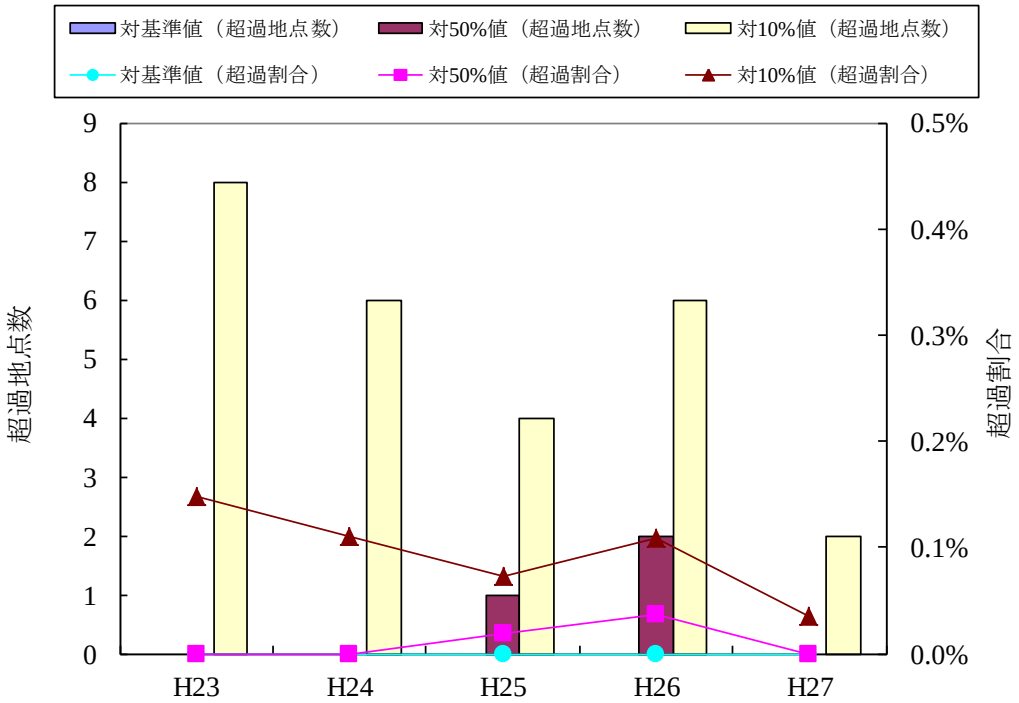

図 2-7　水質基準項目の過去 5 年間の基準値の超過状況(7)

~~基-16　シス-1,2-ジクロロエチレン~~　【健康項目】

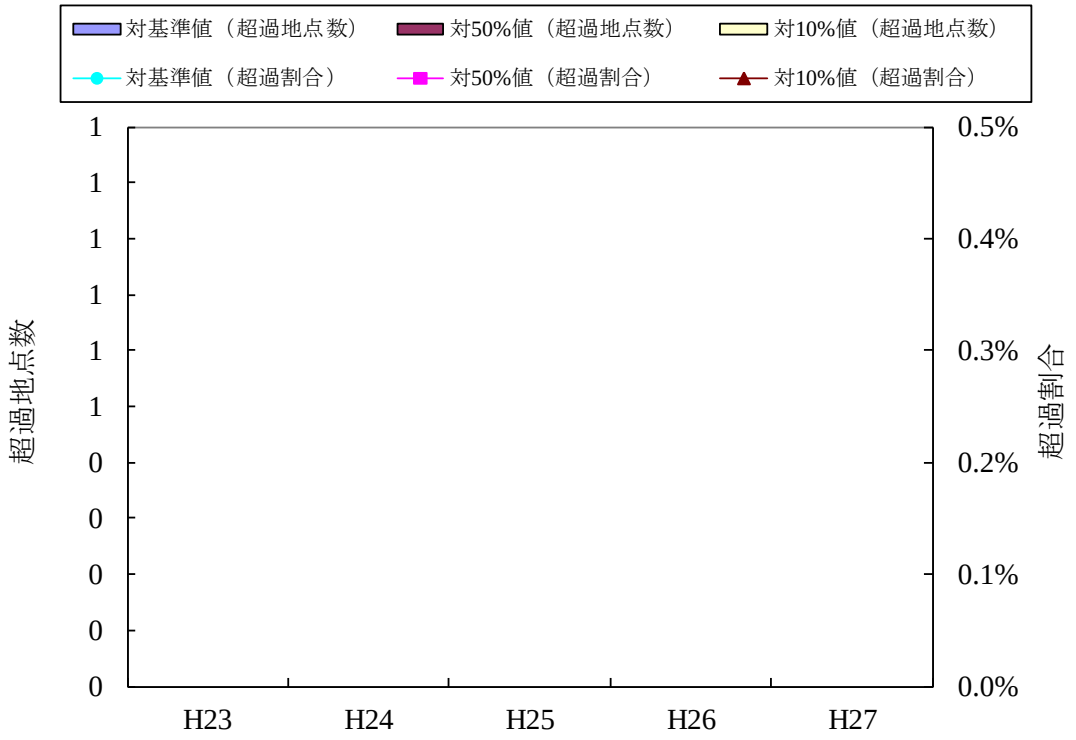

平成21年4月1日改正によりｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝに変更。

~~基-16　トランス-1,2-ジクロロエチレン~~【健康項目】

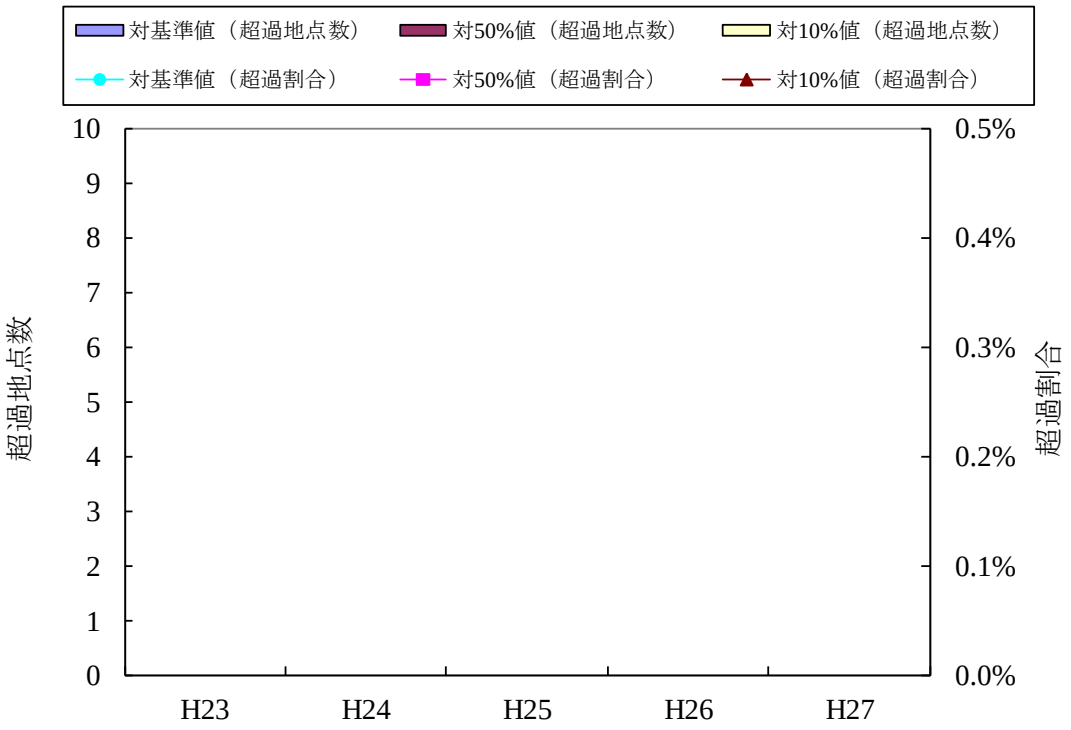

平成21年4月1日改正によりｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝに変更。

図 2-8　水質基準項目の過去 5 年間の基準値の超過状況(8)

基-16　　シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン 【健康項目】

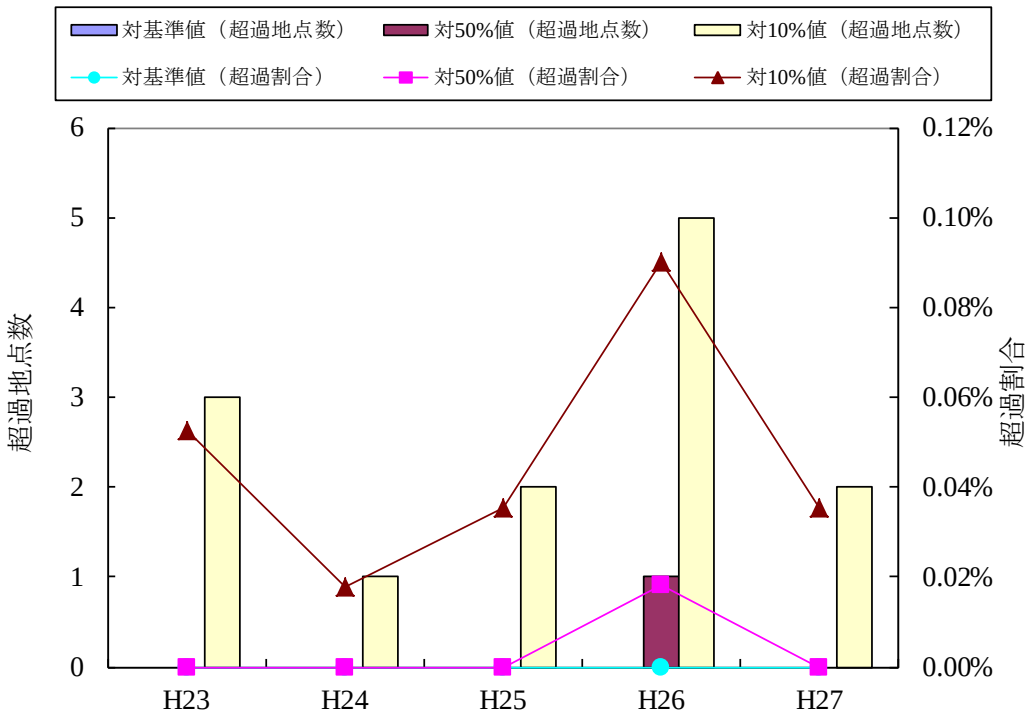

平成21年4月1日改正によりｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝに変更。

基-17　　ジクロロメタン　　【健康項目】

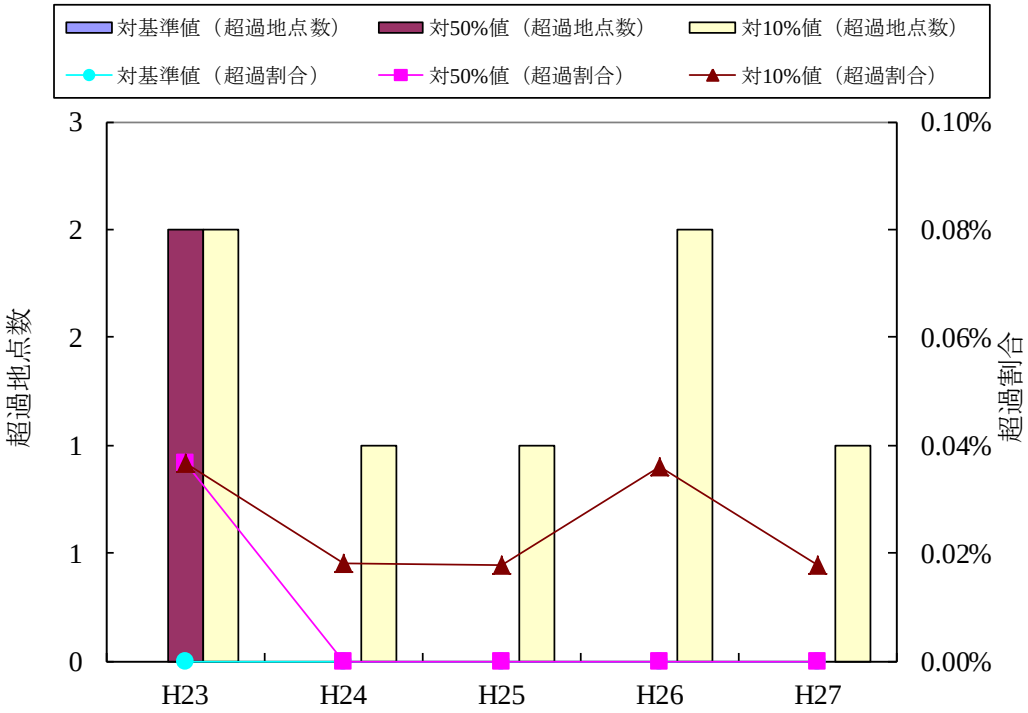

図 2-9　水質基準項目の過去 5 年間の基準値の超過状況(9)

基-18　テトラクロロエチレン　【健康項目】

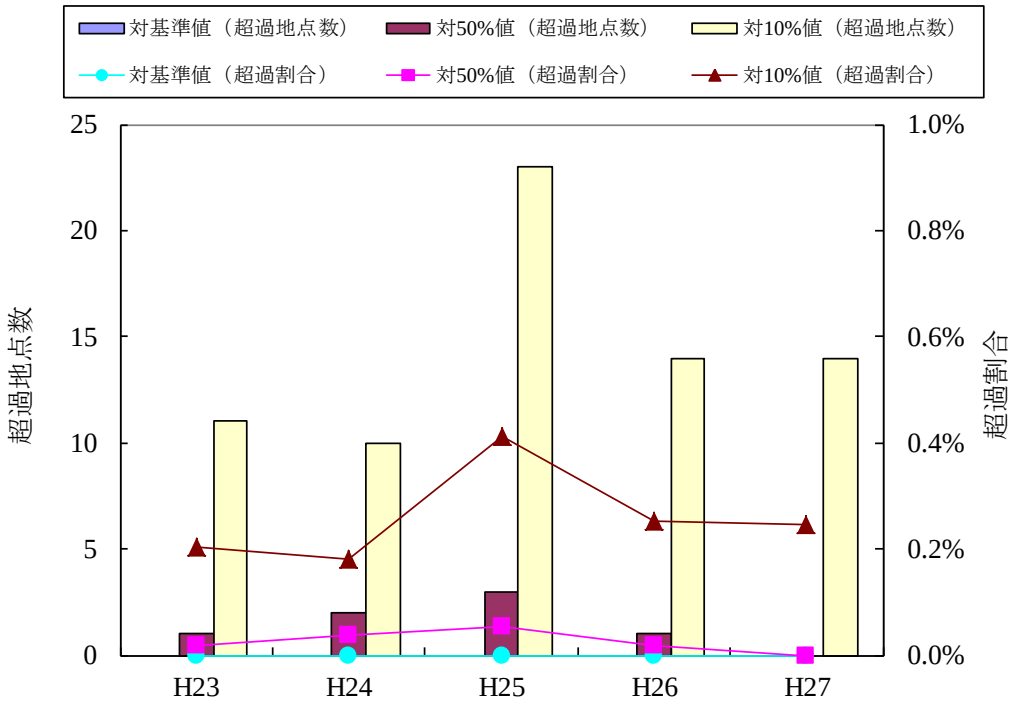

基-19　トリクロロエチレン　【健康項目】

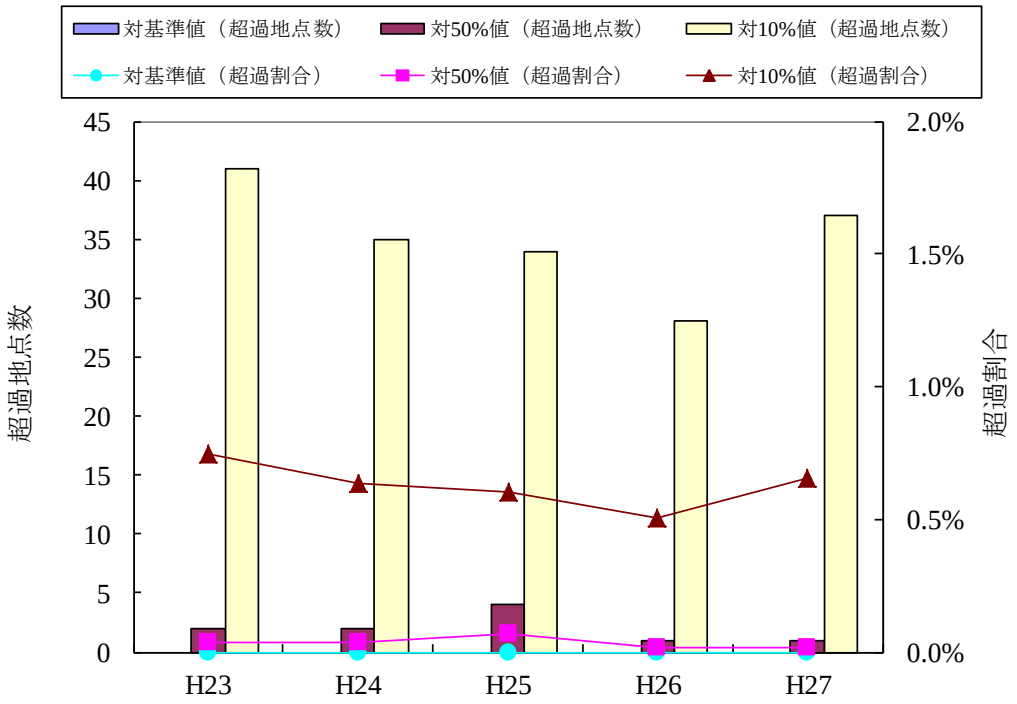

図 2-10　水質基準項目の過去 5 年間の基準値の超過状況(10)

基-20　　ベンゼン　　【健康項目】

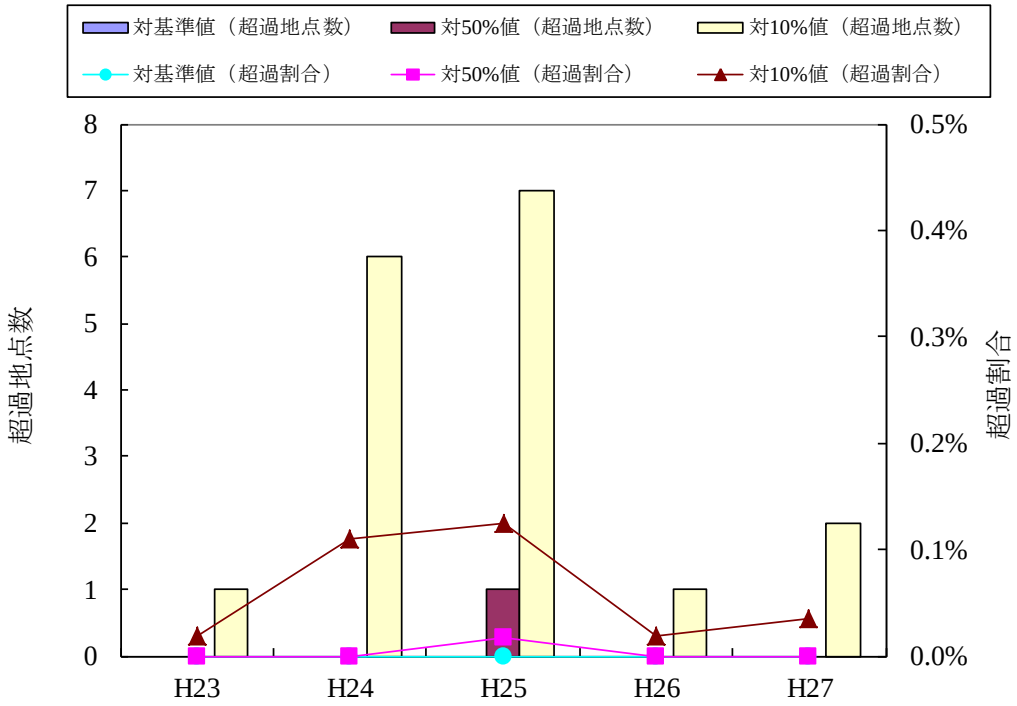

基-21　　塩素酸　　【健康項目(消)】

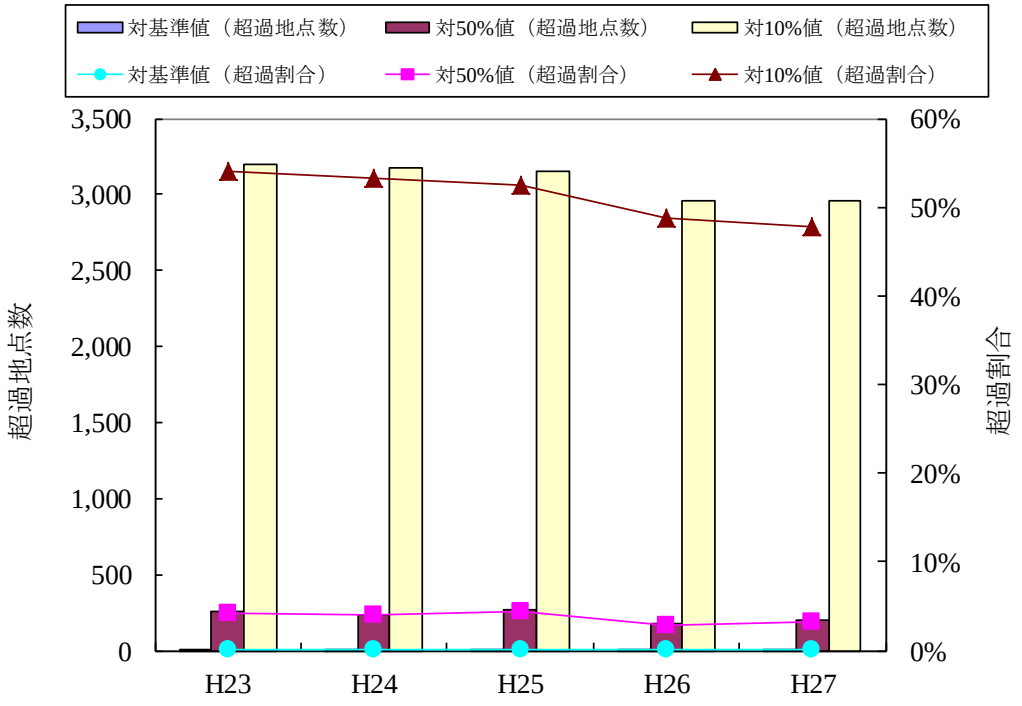

図 2-11　水質基準項目の過去 5 年間の基準値の超過状況(11)

基-22　　クロロ酢酸　　【健康項目(消)】

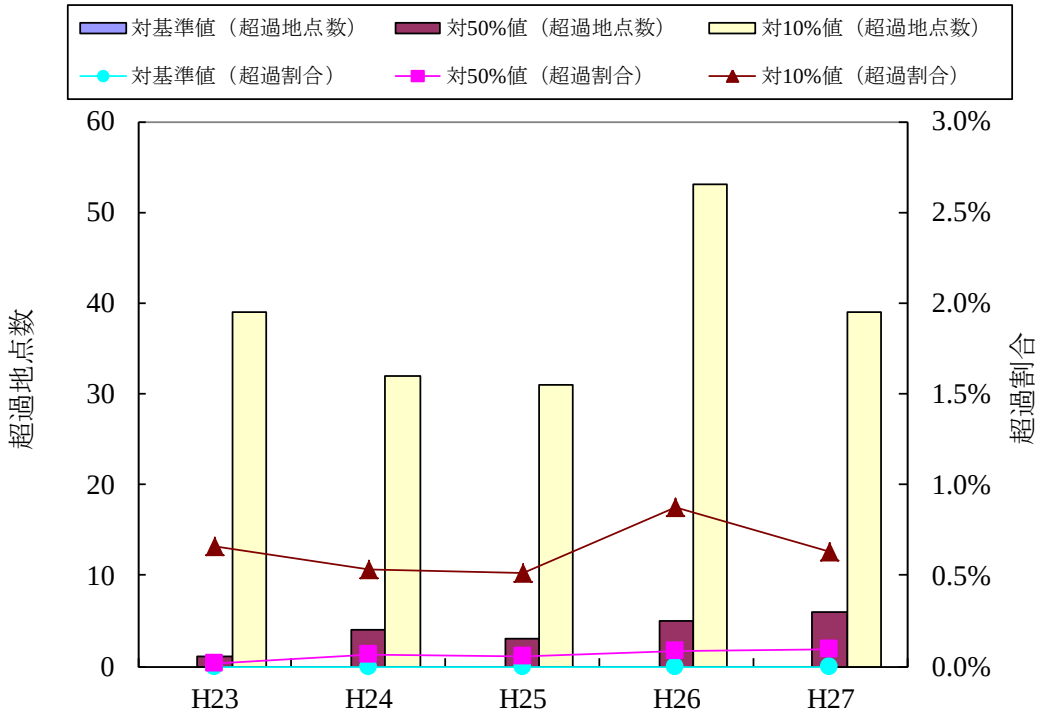

基-23　　クロロホルム　　【健康項目(消)】

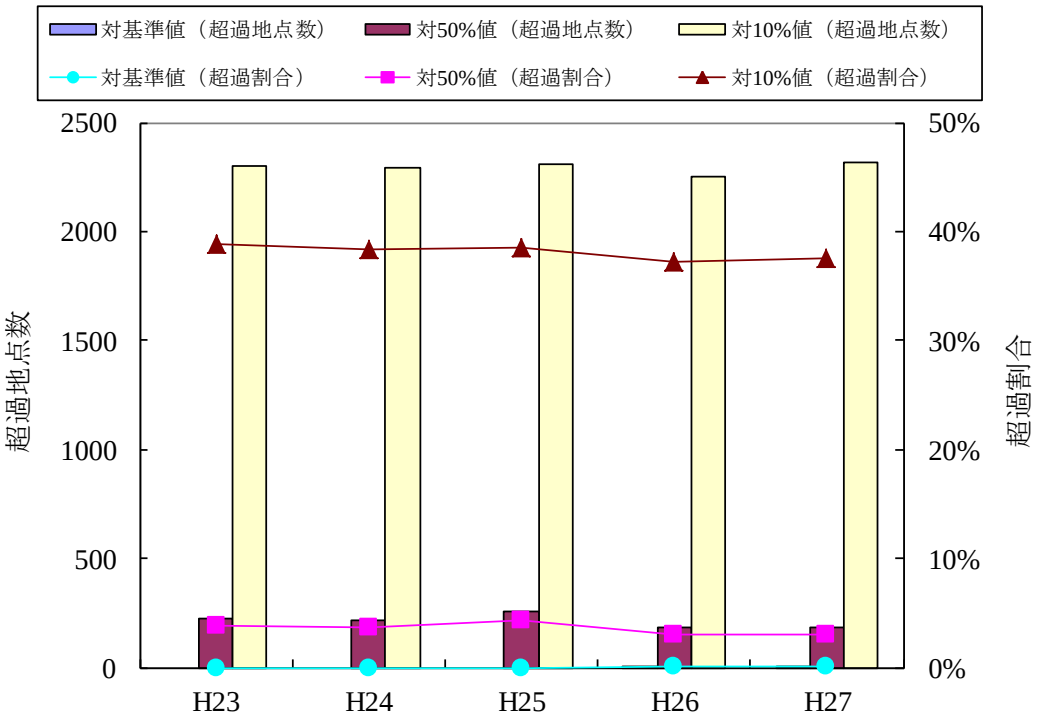

図 2-12　水質基準項目の過去 5 年間の基準値の超過状況(12)

基-24　　ジクロロ酢酸　　【健康項目(消)】

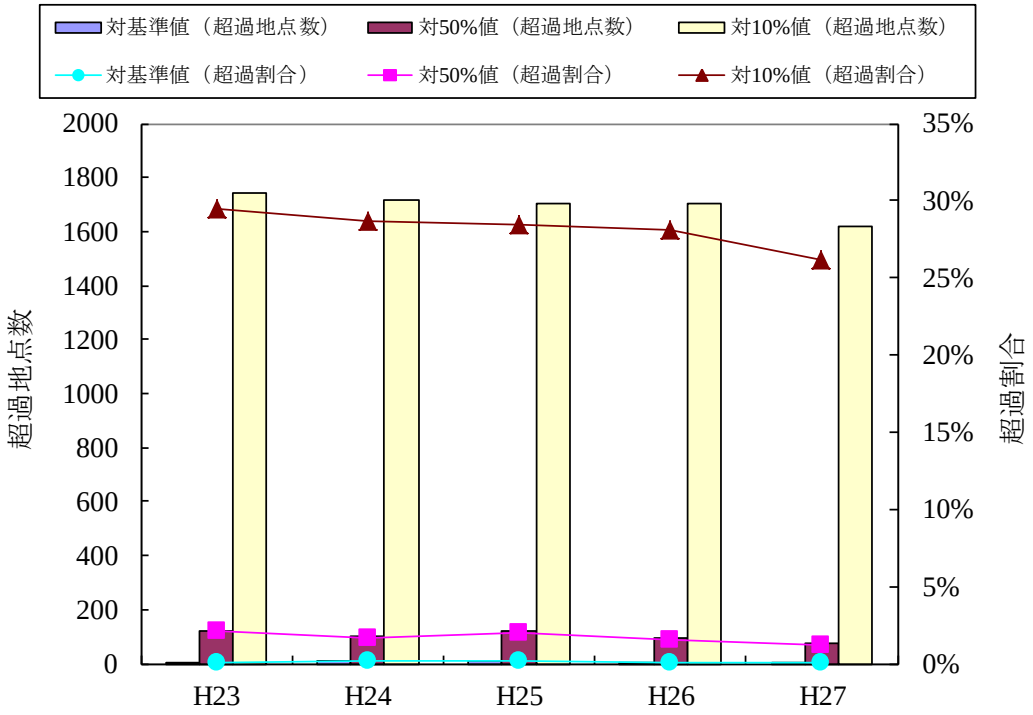

基-25　　ジブロモクロロメタン　　【健康項目(消)】

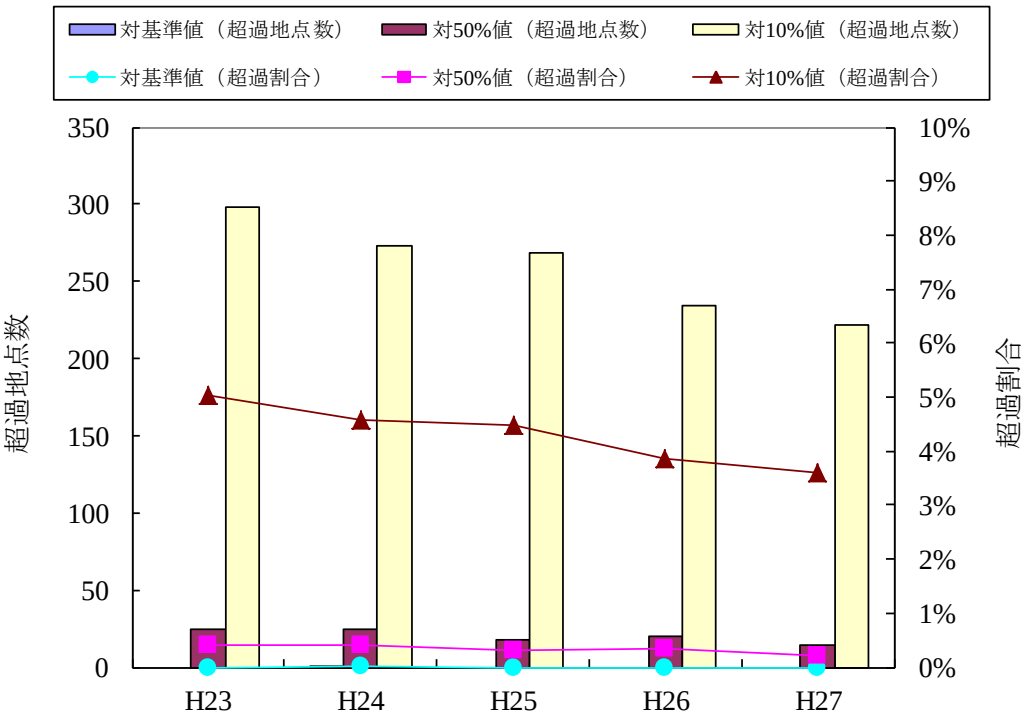

図 2-13　水質基準項目の過去 5 年間の基準値の超過状況(13)

基-26　　臭素酸　　【健康項目(消)】

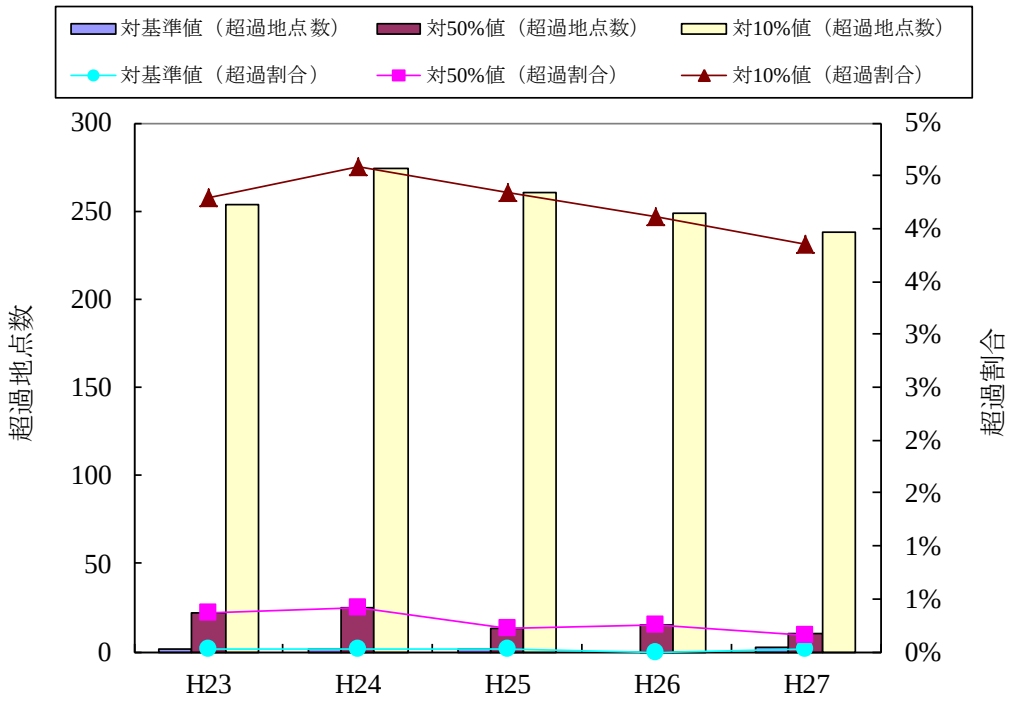

基-27　　総トリハロメタン　　【健康項目(消)】

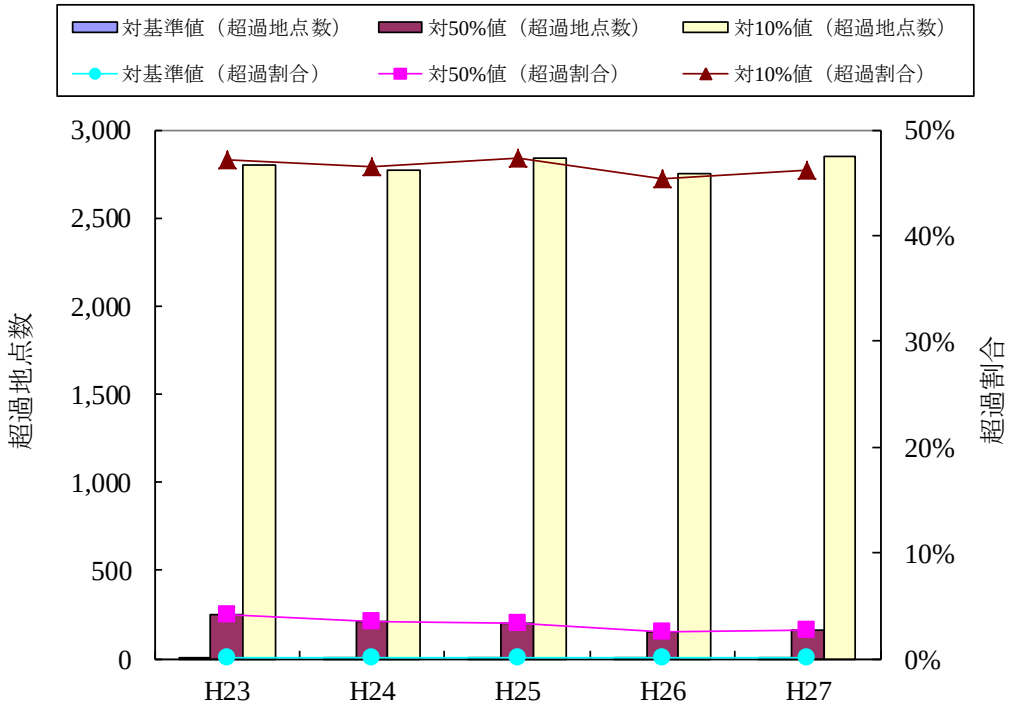

図 2-14　水質基準項目の過去 5 年間の基準値の超過状況(14)

基-28　　トリクロロ酢酸　　【健康項目(消)】

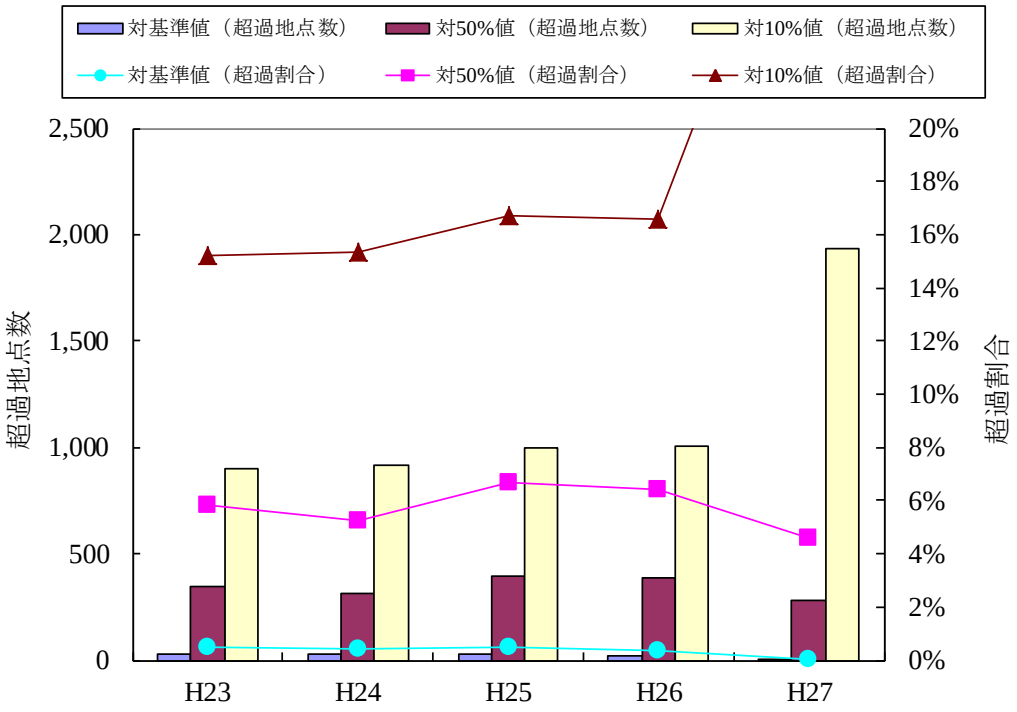

基-29　　ブロモジクロロメタン　　【健康項目(消)】

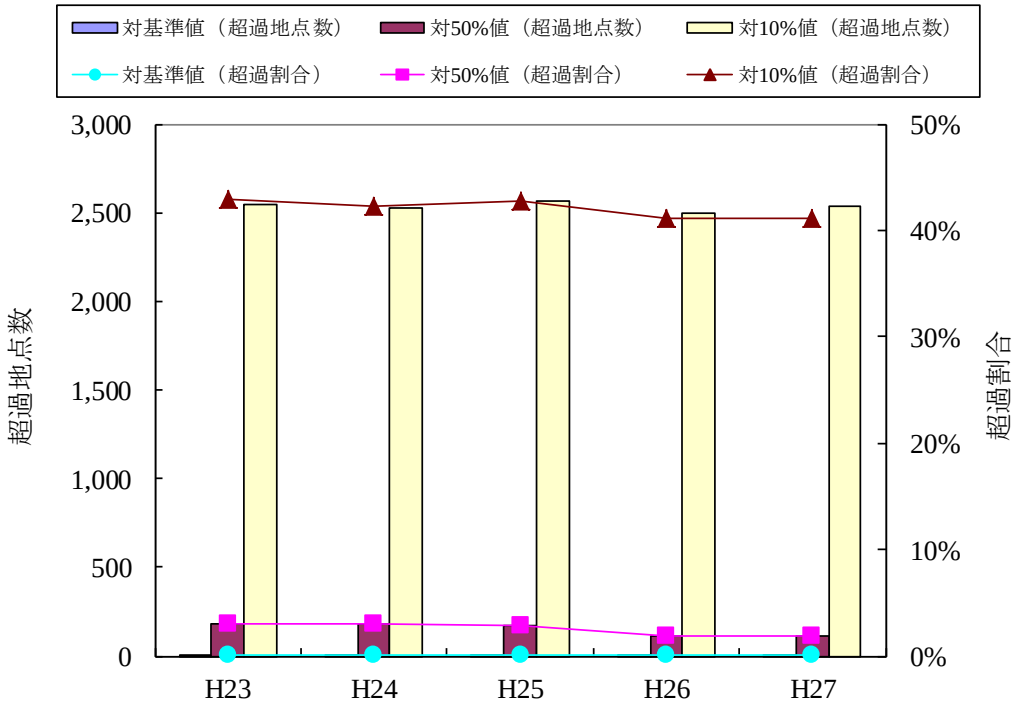

図 2-15　水質基準項目の過去 5 年間の基準値の超過状況(15)

基-30　　ブロモホルム　　【健康項目(消)】

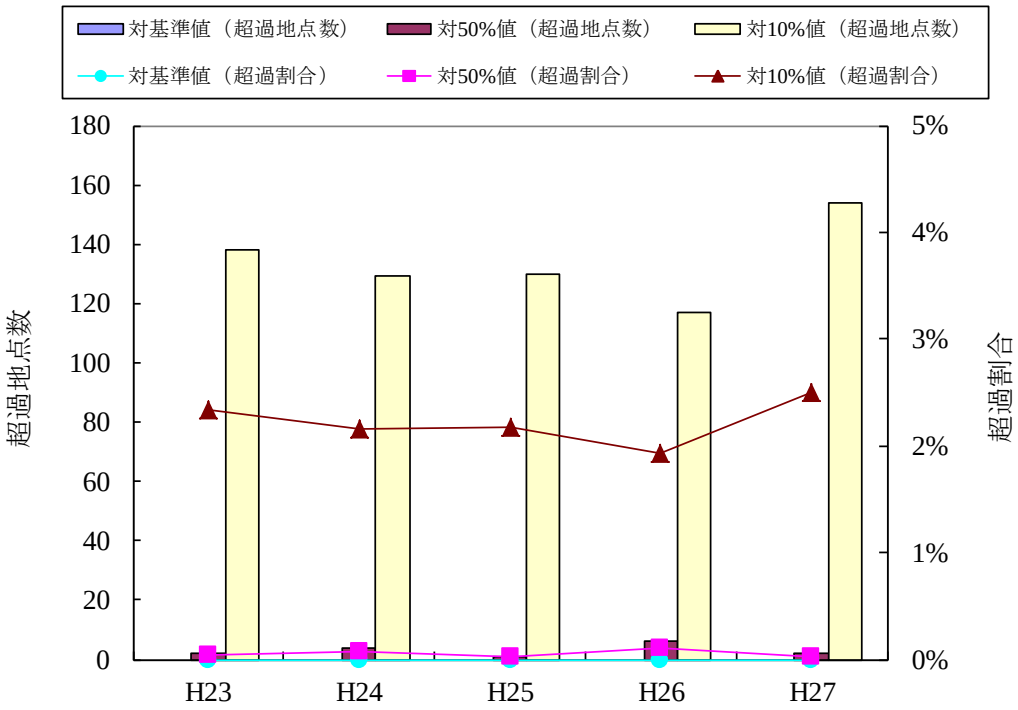

基-31　　ホルムアルデヒド　　【健康項目(消)】

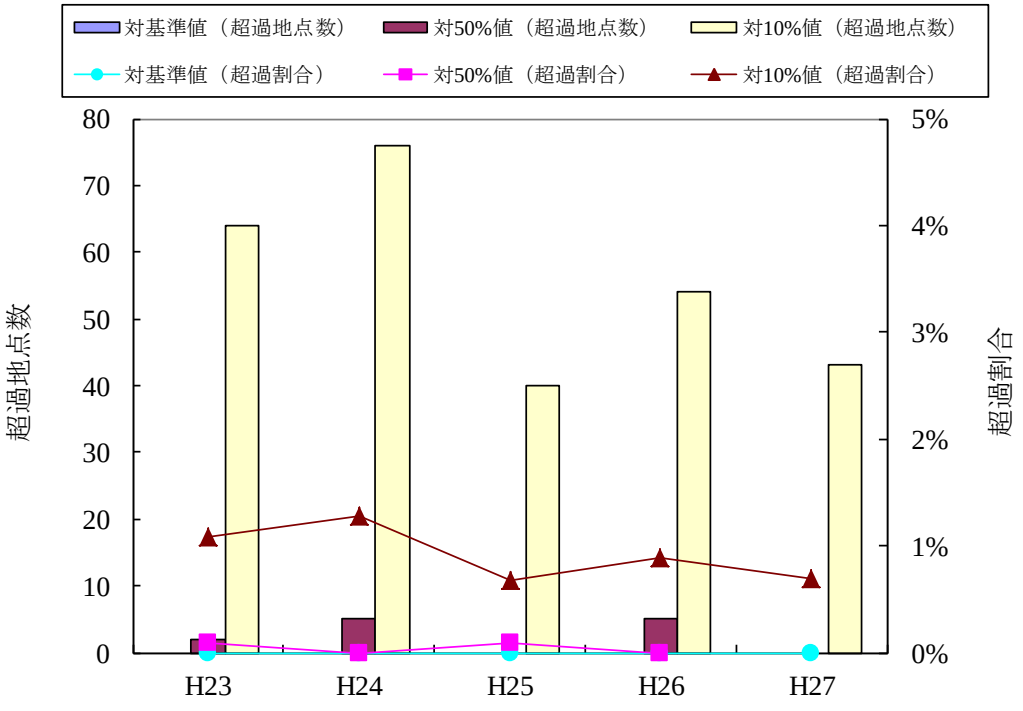

図 2-16　水質基準項目の過去 5 年間の基準値の超過状況(16)

基-32　亜鉛及びその化合物　【性状項目】

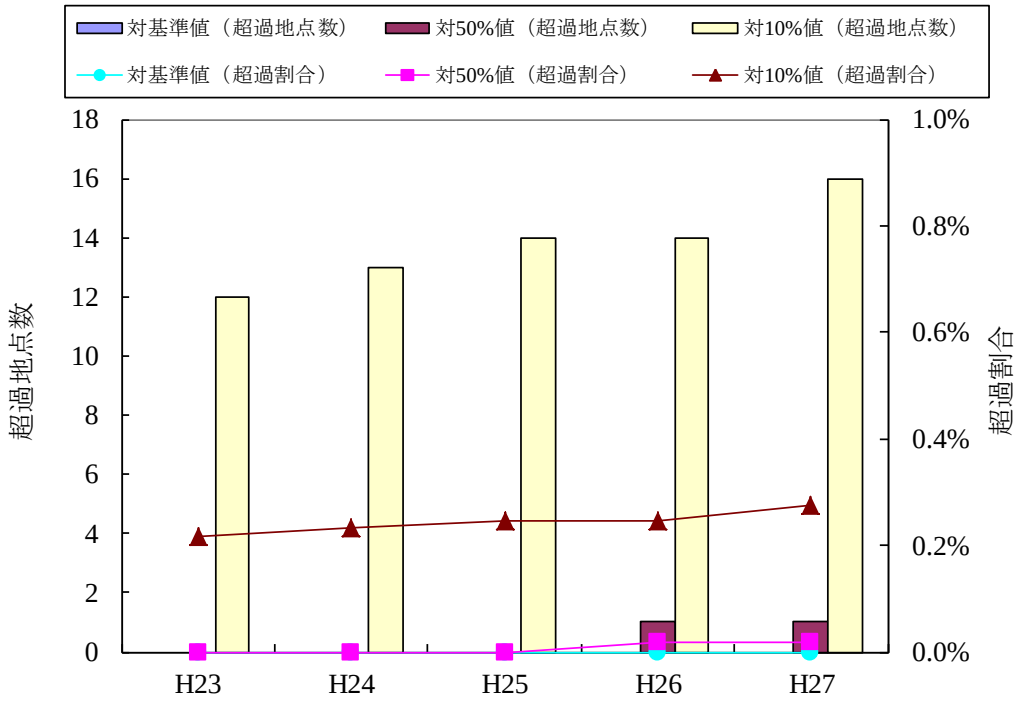

基-33　アルミニウム及びその化合物【性状項目】

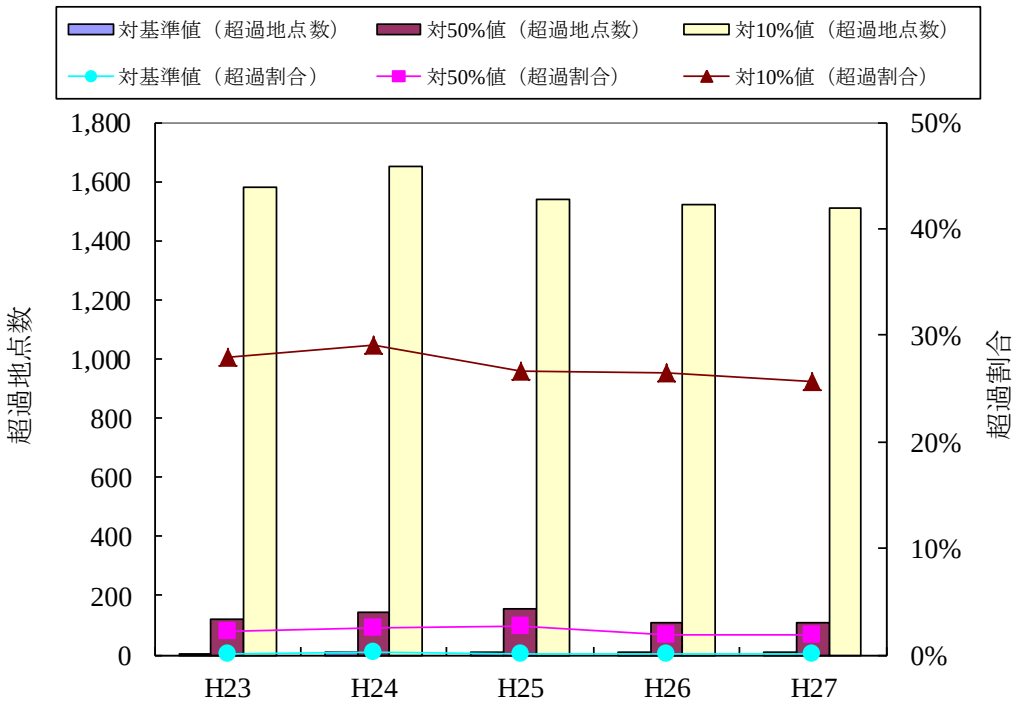

図 2-17　水質基準項目の過去 5 年間の基準値の超過状況(17)

基-34　　鉄及びその化合物　　【性状項目】

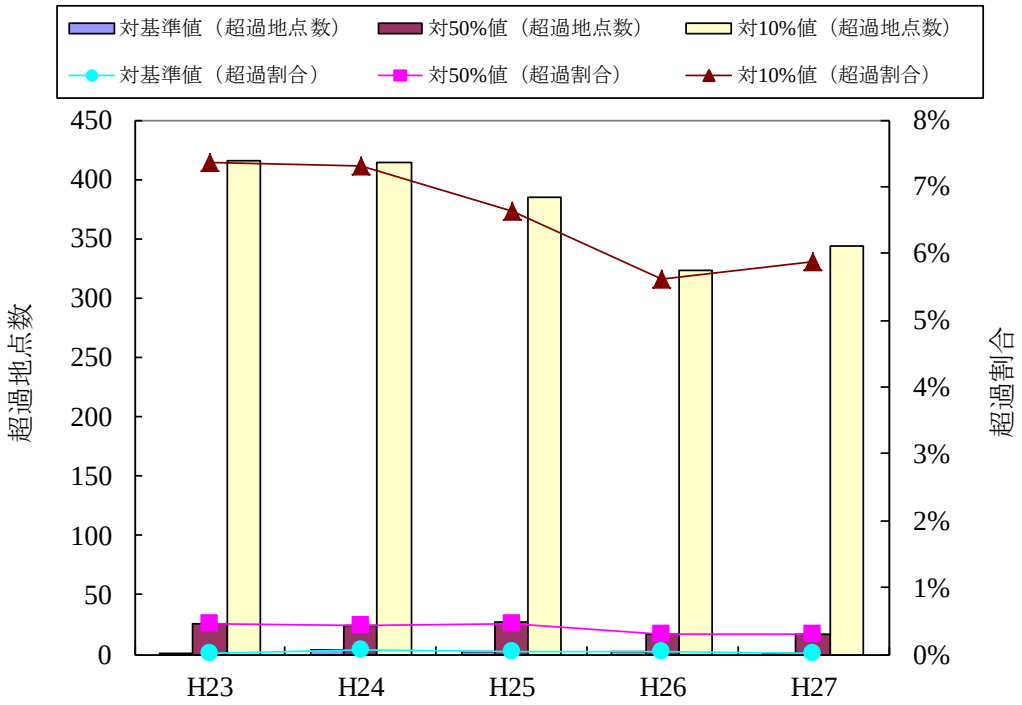

基-35　　銅及びその化合物　　【性状項目】

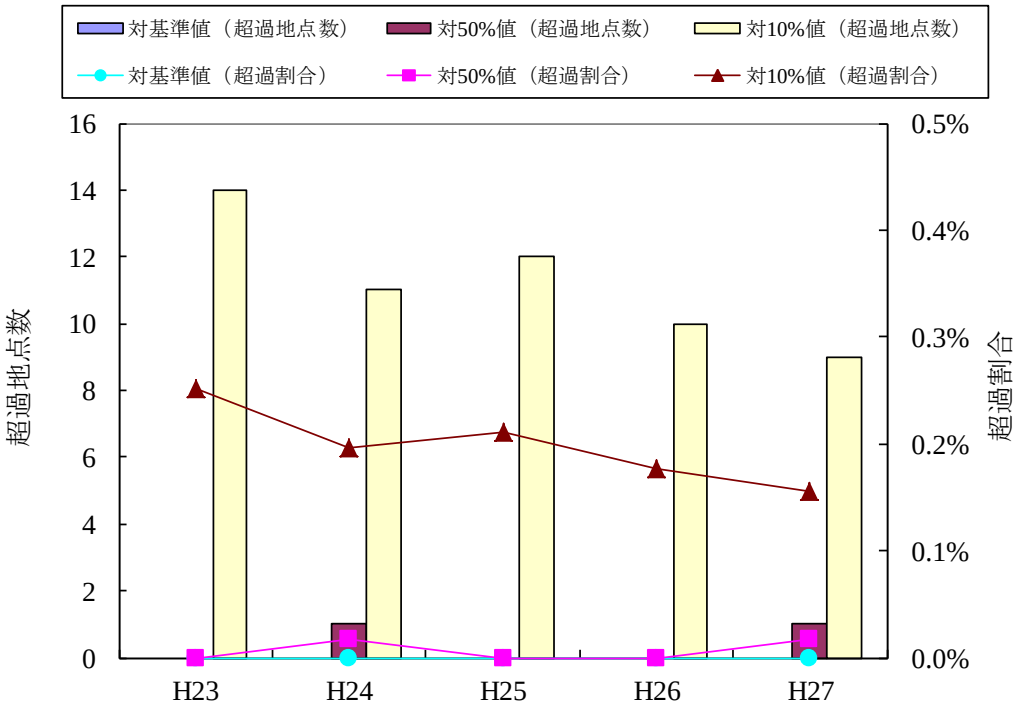

図 2-18　水質基準項目の過去 5 年間の基準値の超過状況(18)

基-36　　ナトリウム及びその化合物　　【性状項目】

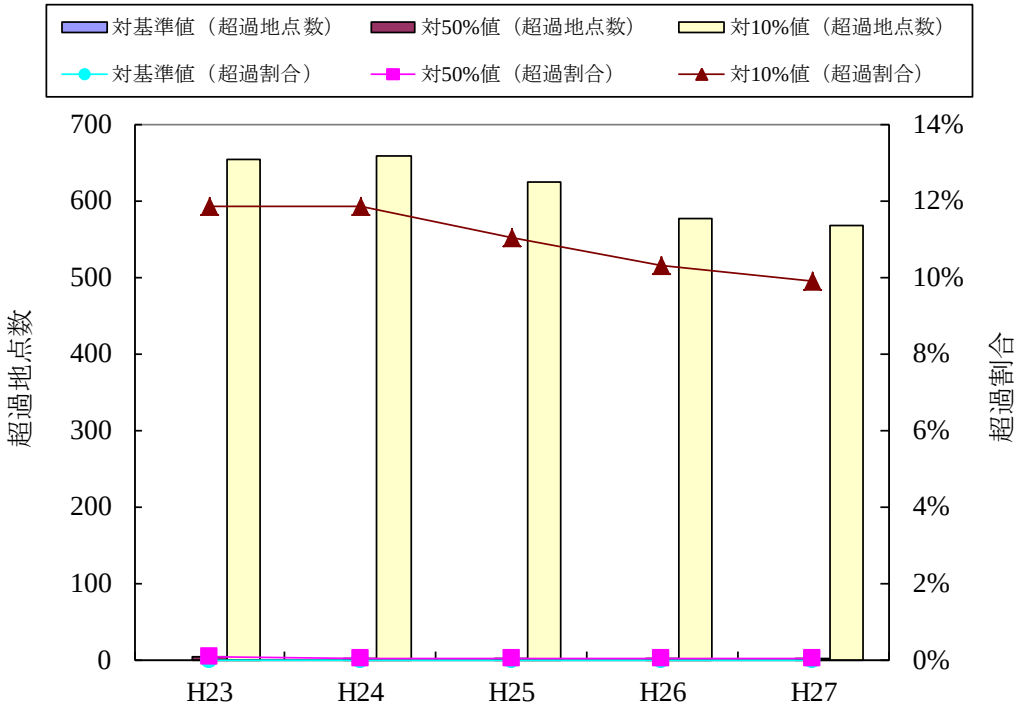

基-37　　マンガン及びその化合物　　【性状項目】

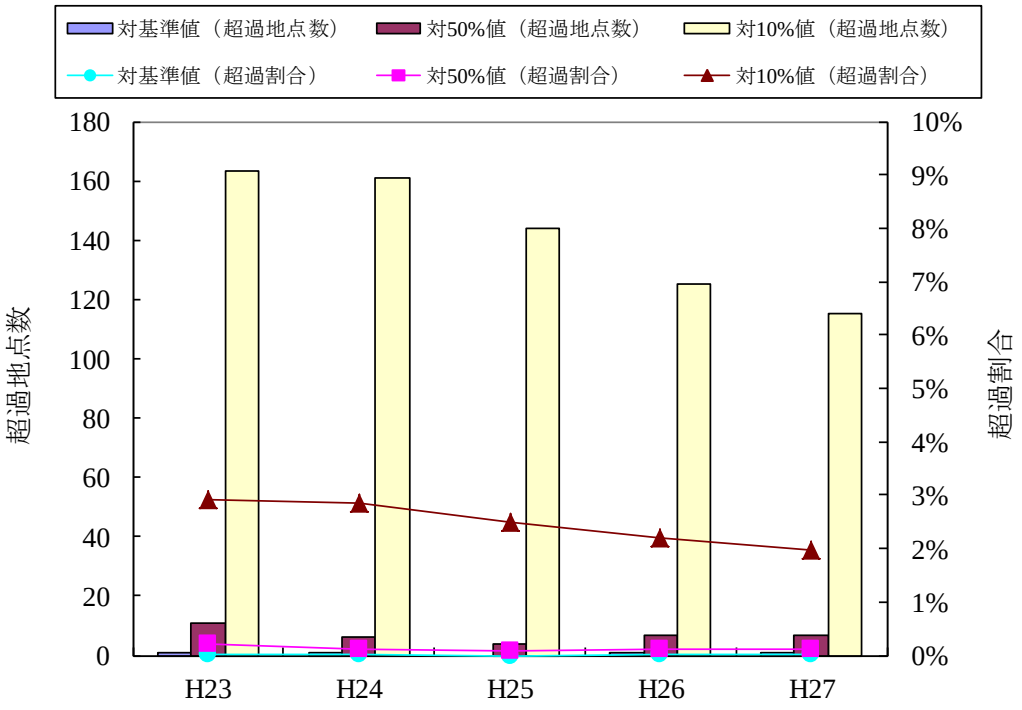

図 2-19　水質基準項目の過去 5 年間の基準値の超過状況(19)

基-38　　塩化物イオン　　【性状項目】

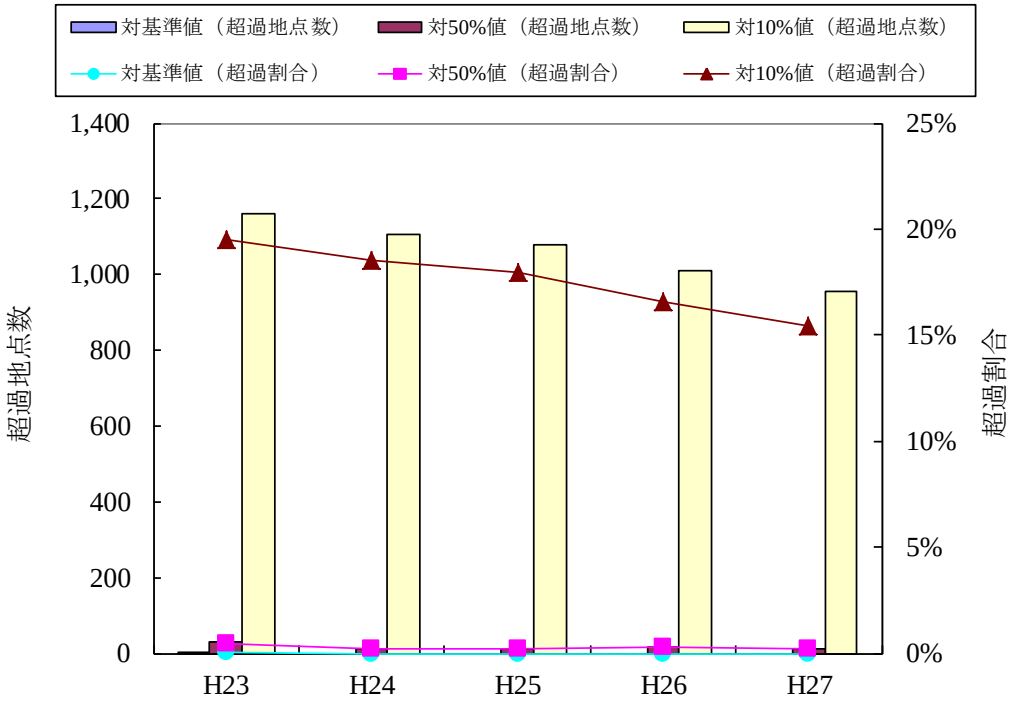

基-39　　カルシウム、マグネシウム(硬度)　　【性状項目】

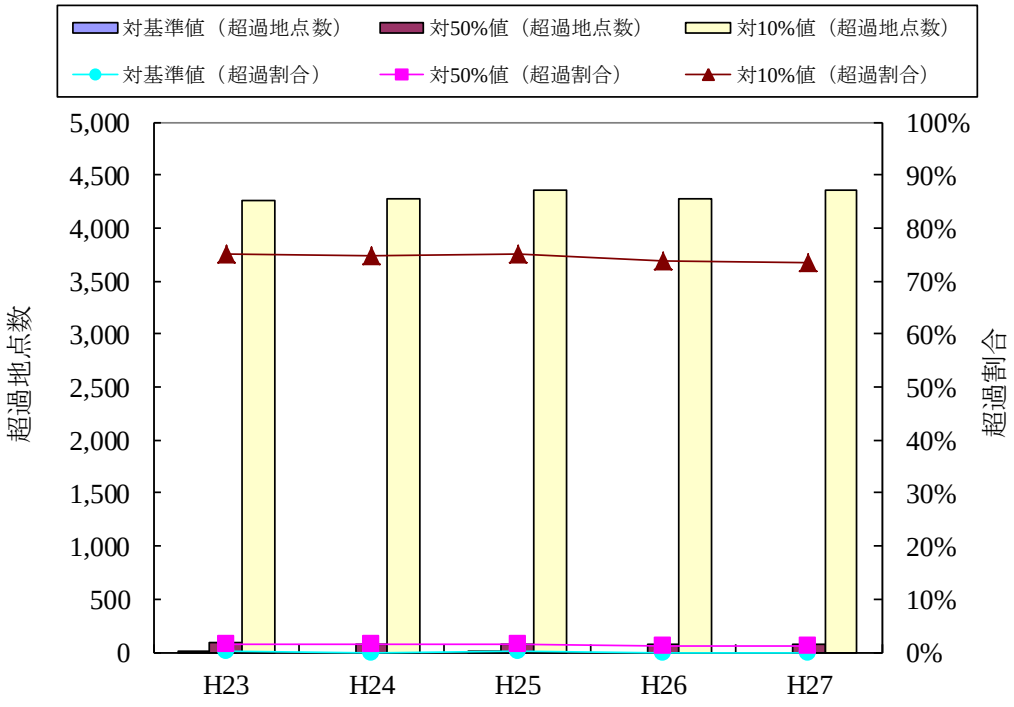

図 2-20　水質基準項目の過去 5 年間の基準値の超過状況(20)

基-40　　蒸発残留物　　【性状項目】

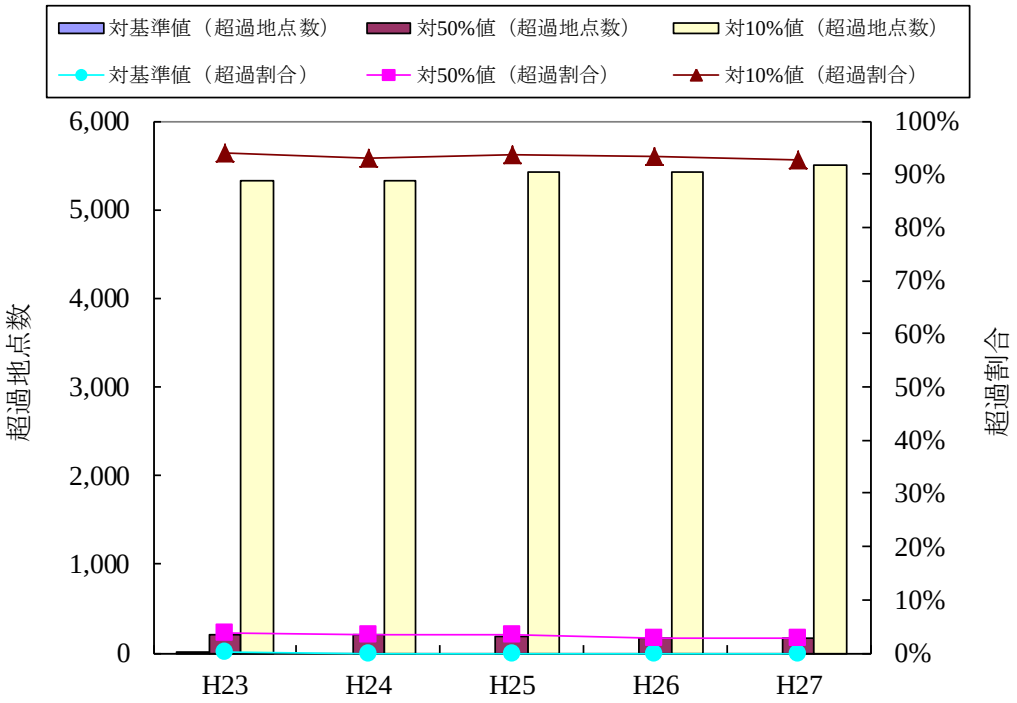

基-41　　陰イオン界面活性剤　　【性状項目】

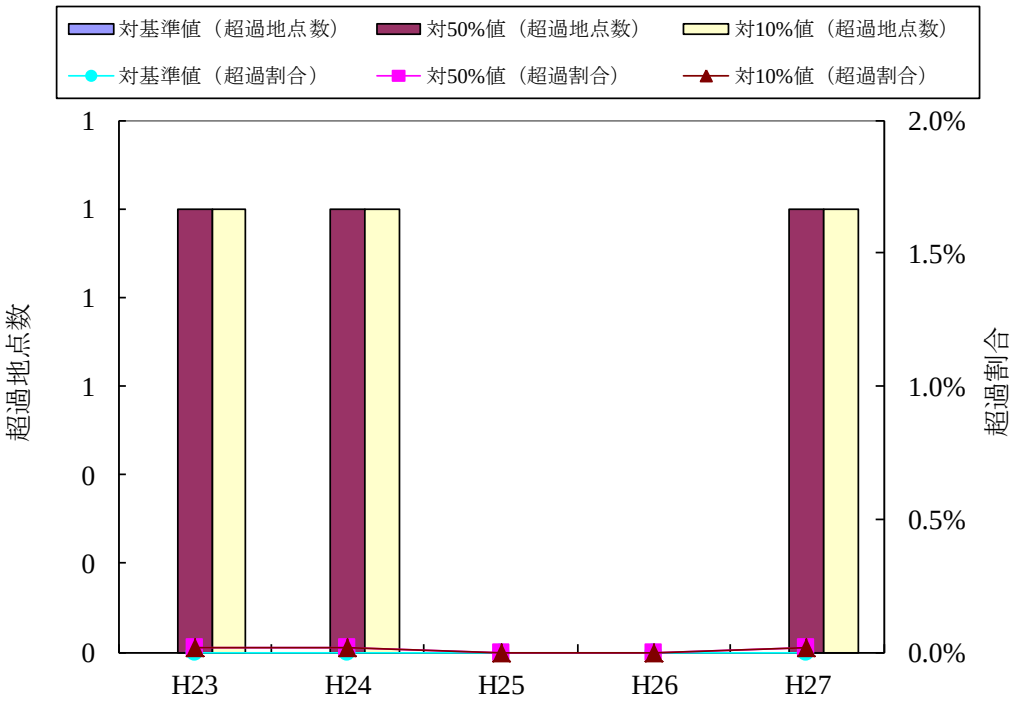

図 2-21　水質基準項目の過去 5 年間の基準値の超過状況(21)

基-42　　ジェオスミン　　【性状項目】

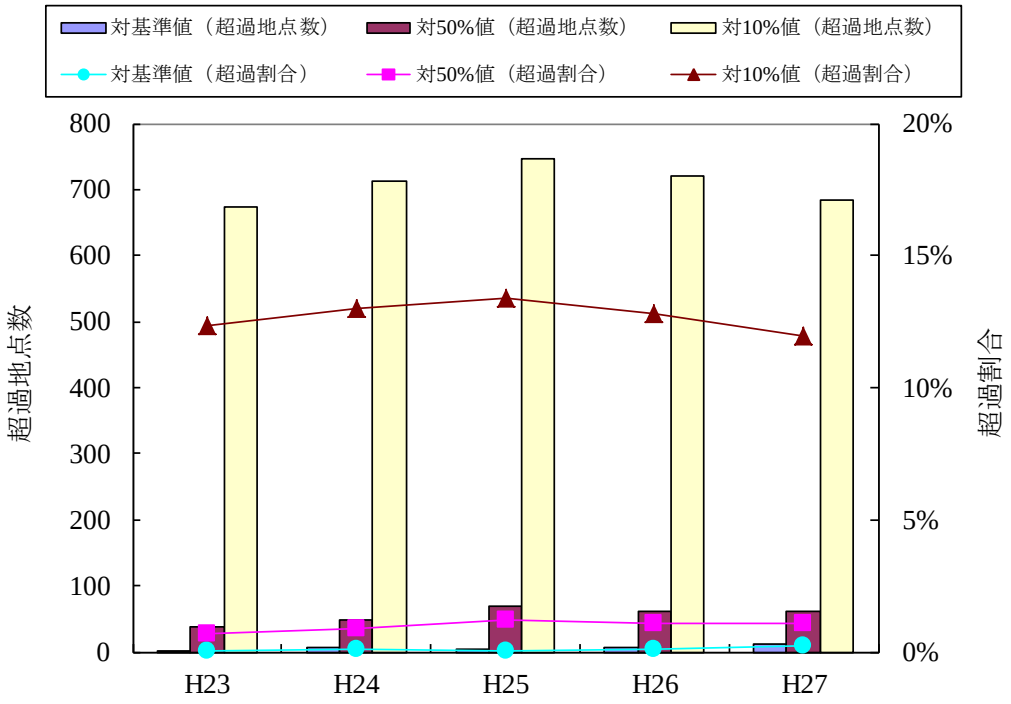

基-43　　2-メチルイソボルネオール　　【性状項目】

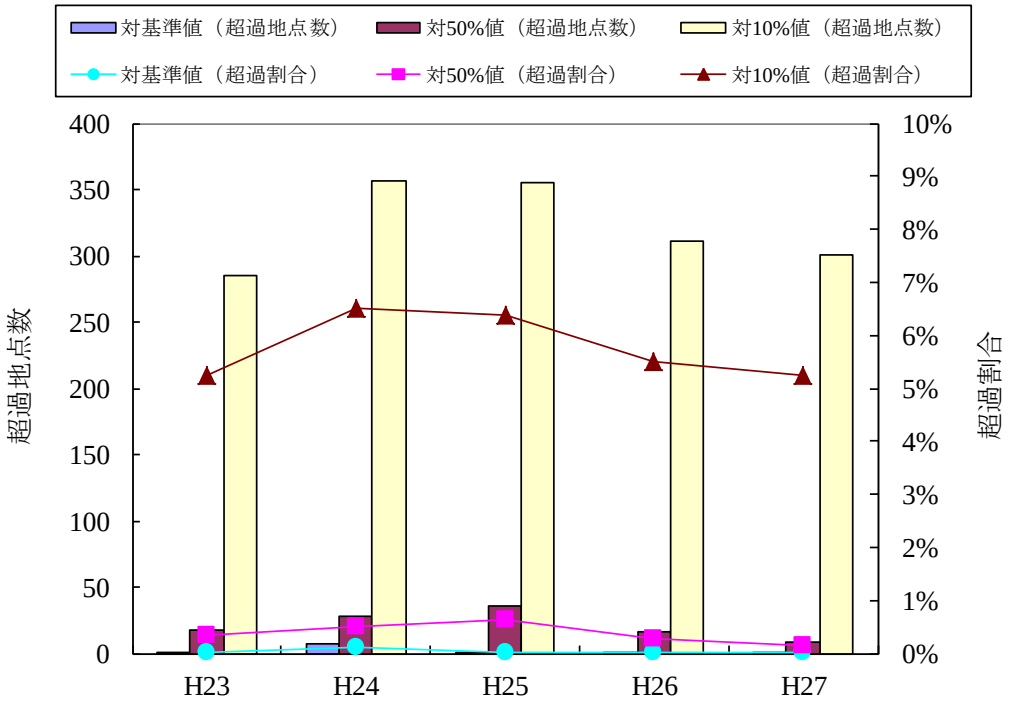

図 2-22　水質基準項目の過去 5 年間の基準値の超過状況(22)

基-44　　非イオン界面活性剤　　【性状項目】

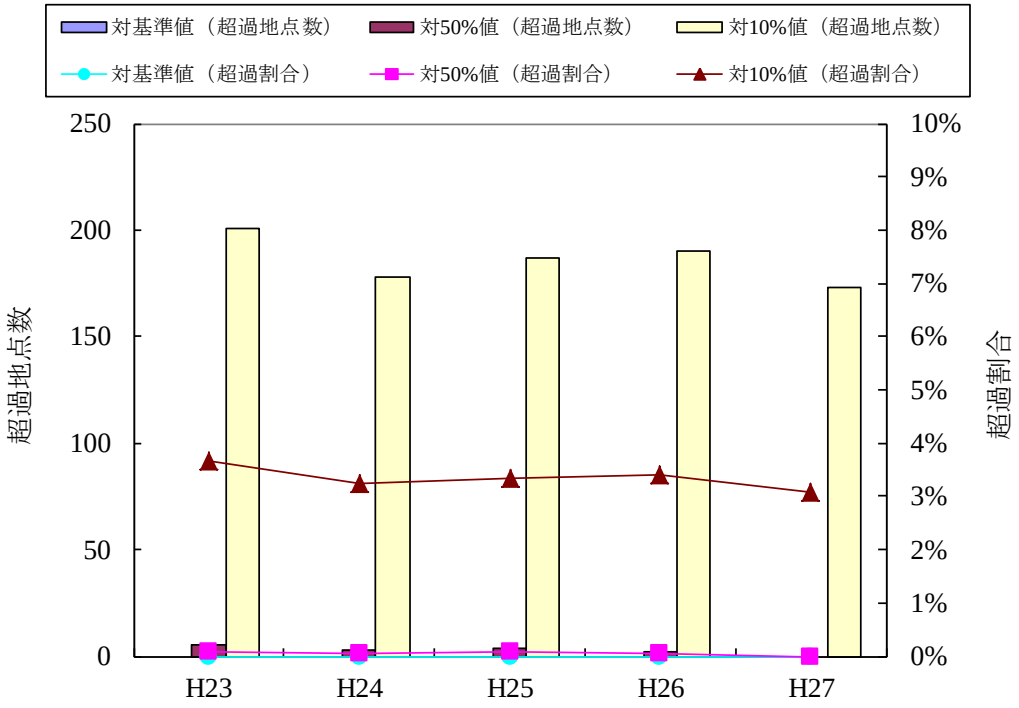

基-45　　フェノール類　　【性状項目】

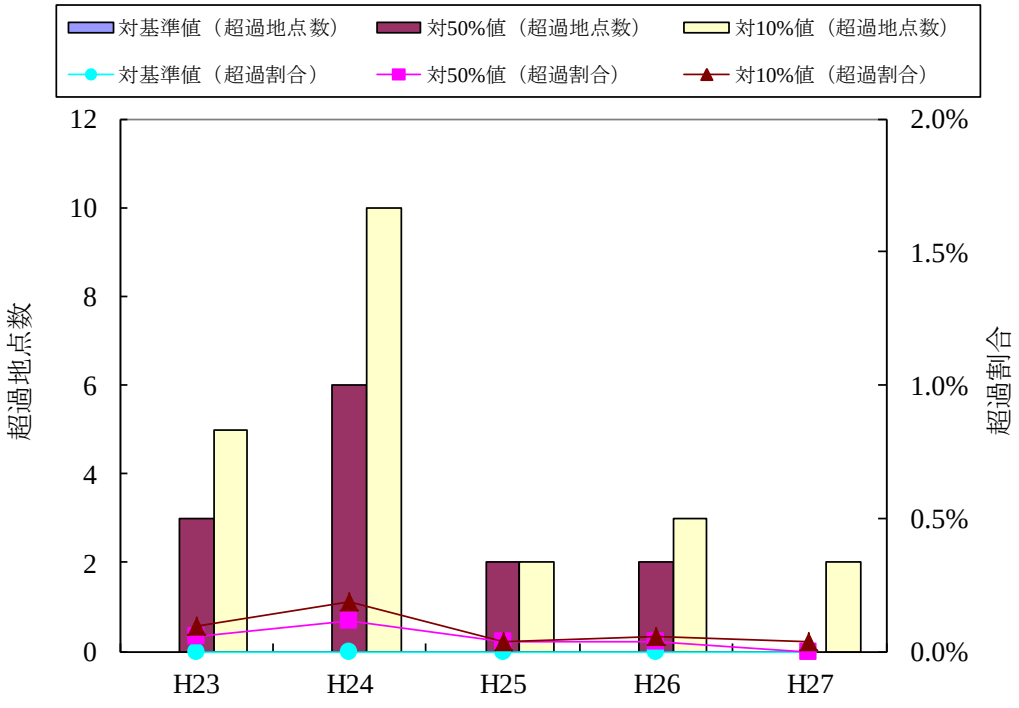

図 2-23　水質基準項目の過去 5 年間の基準値の超過状況(23)

基-46　有機物(全有機炭素(TOC)の量)　【性状項目】

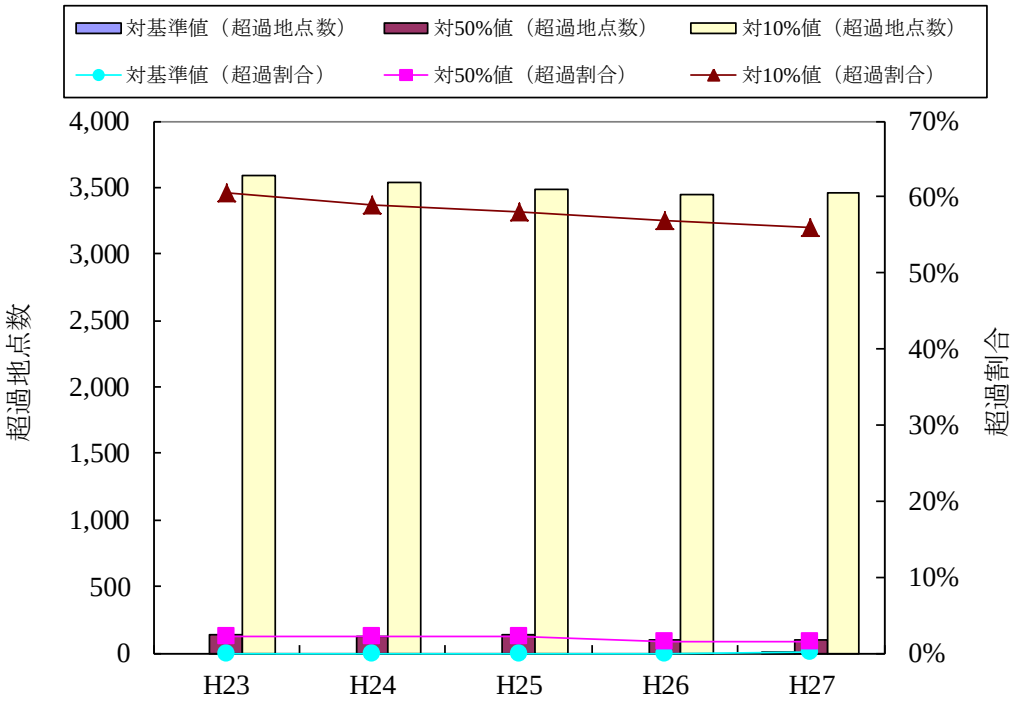

基-50　色度　【性状項目】

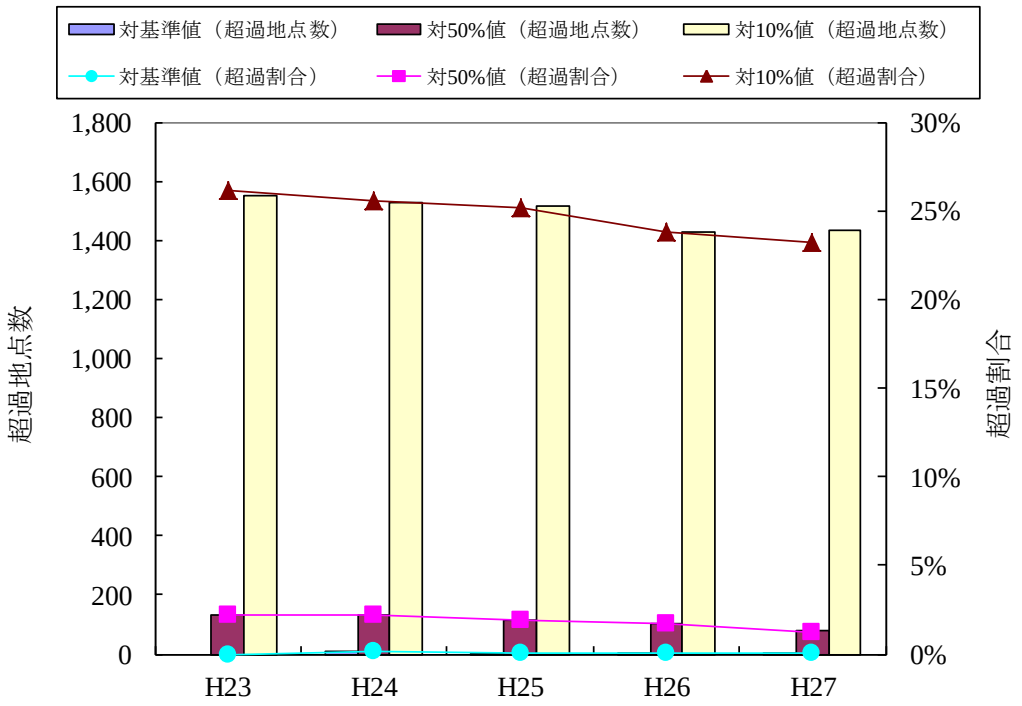

図 2-24　水質基準項目の過去 5 年間の基準値の超過状況(24)

基-51　　濁度　　【性状項目】

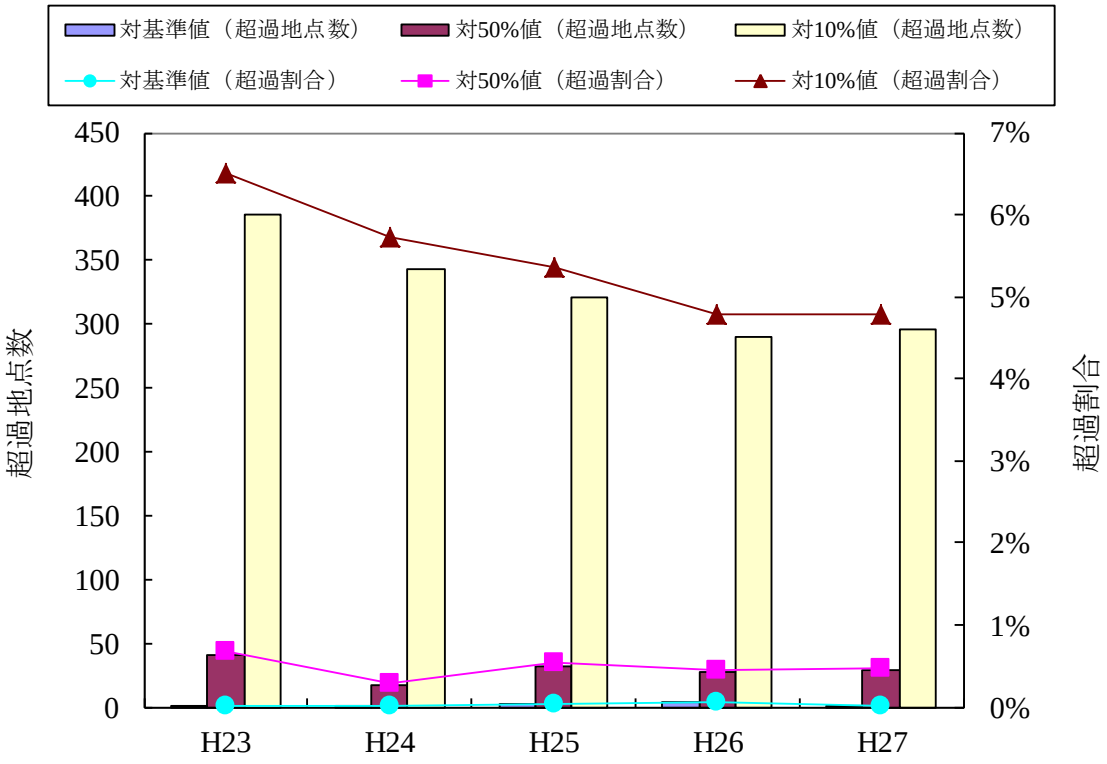

図 2-25　水質基準項目の過去 5 年間の基準値の超過状況(25)

目-1　　アンチモン及びその化合物　【健康項目】

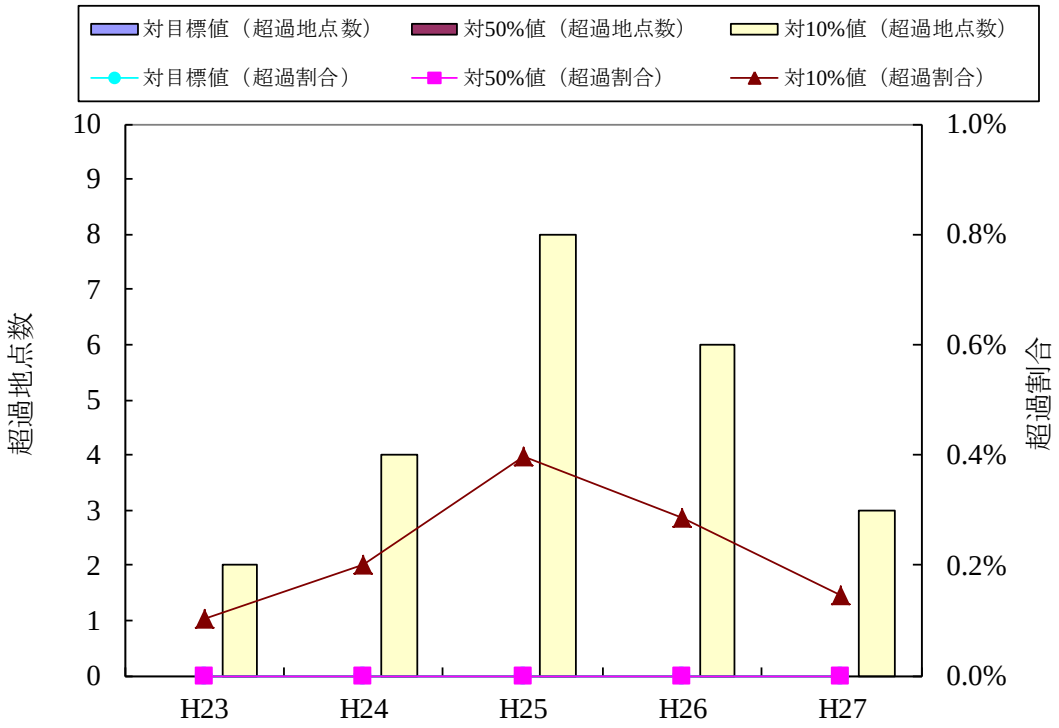

目-2　　ウラン及びその化合物　　【健康項目】

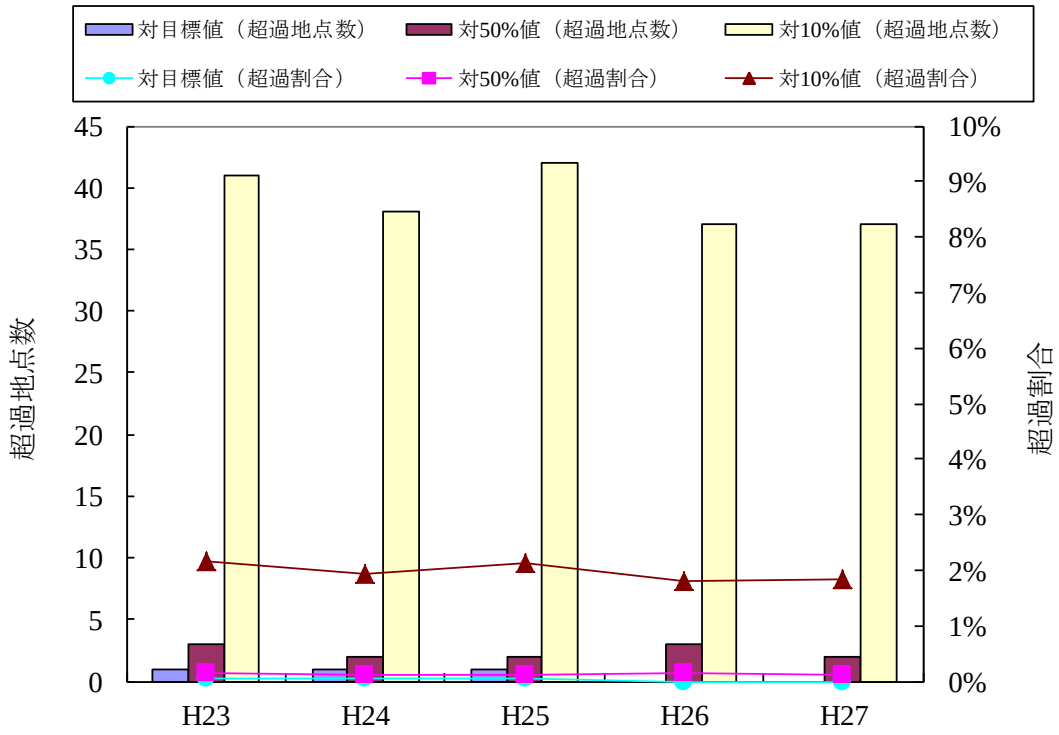

図 2-26　水質管理目標設定項目の過去 5 年間の目標値等の超過状況(1)

目-3　　ニッケル及びその化合物　　【健康項目】

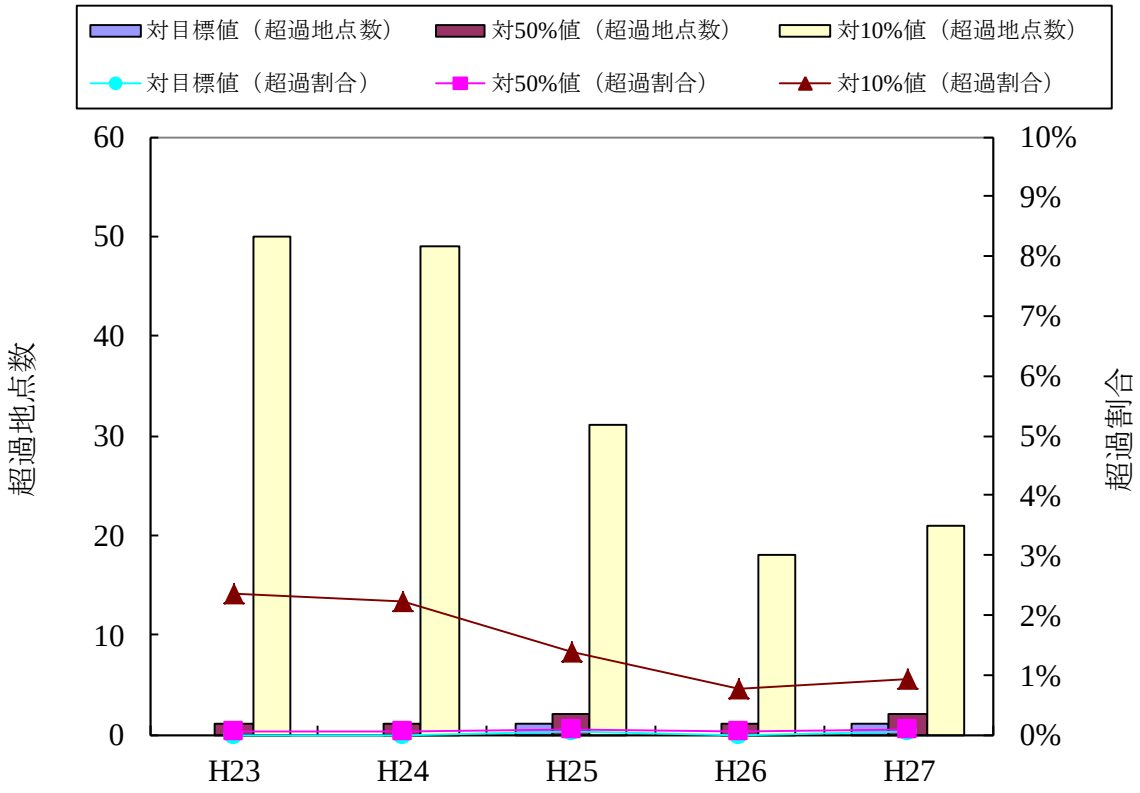

目-4　　欠番

図 2-27　水質管理目標設定項目の過去 5 年間の目標値等の超過状況(2)

目-5　　1,2-ジクロロエタン　　【健康項目】

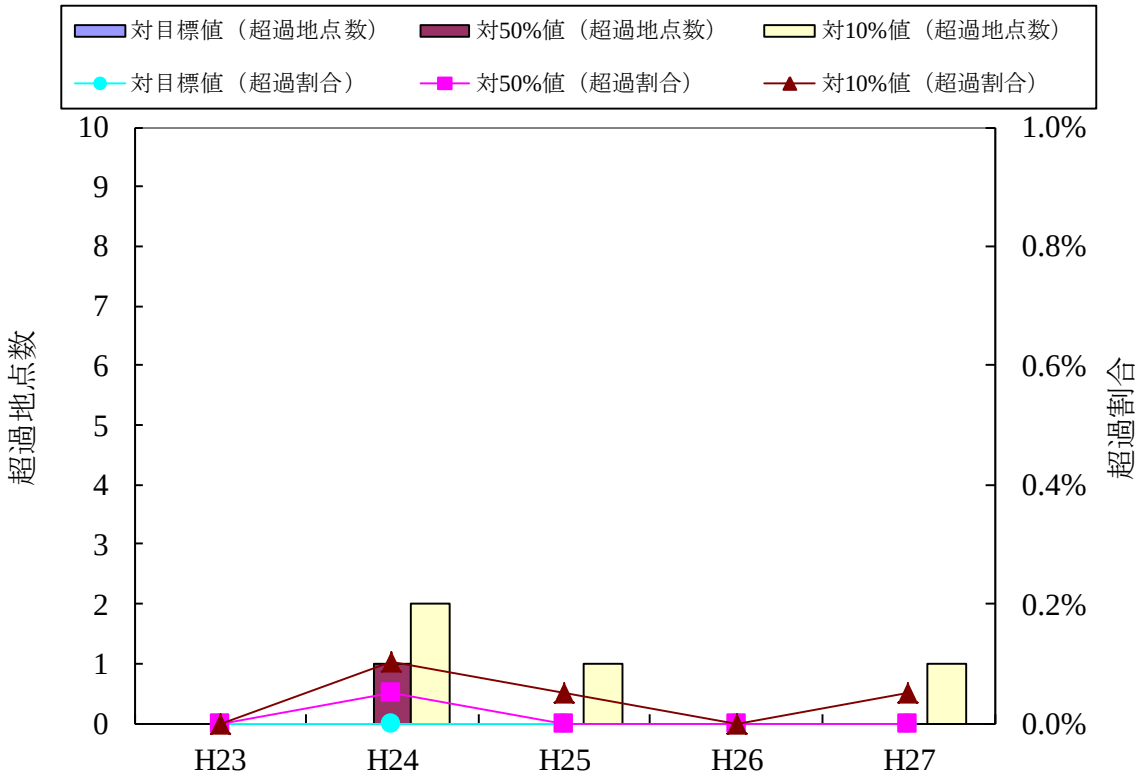

目-6　　欠番
目-7　　欠番

図 2-28　水質管理目標設定項目の過去 5 年間の目標値等の超過状況(3)

目-8　　トルエン　　【健康項目】

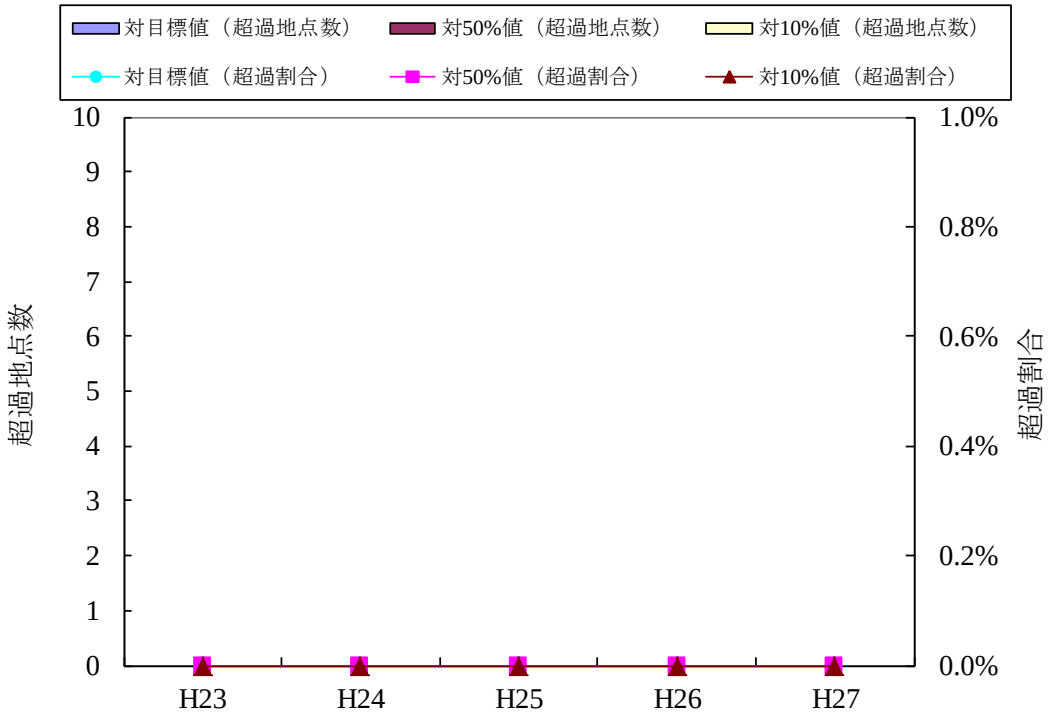

目-9　　フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)【健康項目】

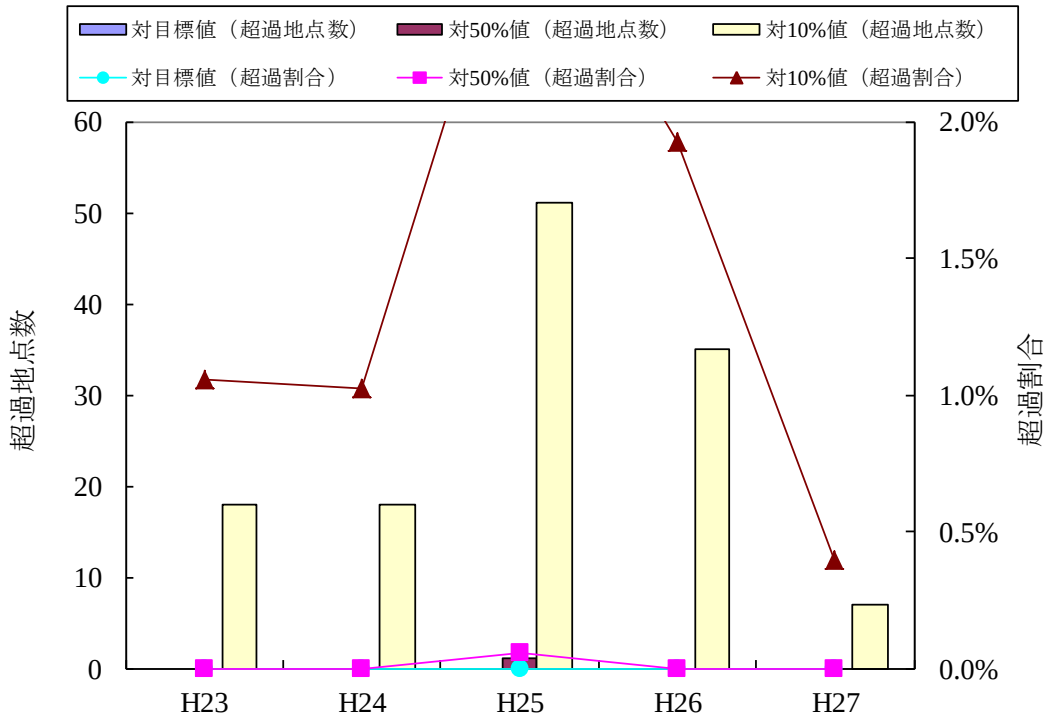

図 2-29　水質管理目標設定項目の過去 5 年間の目標値等の超過状況(4)

目-10　亜塩素酸　【健康項目(消)】

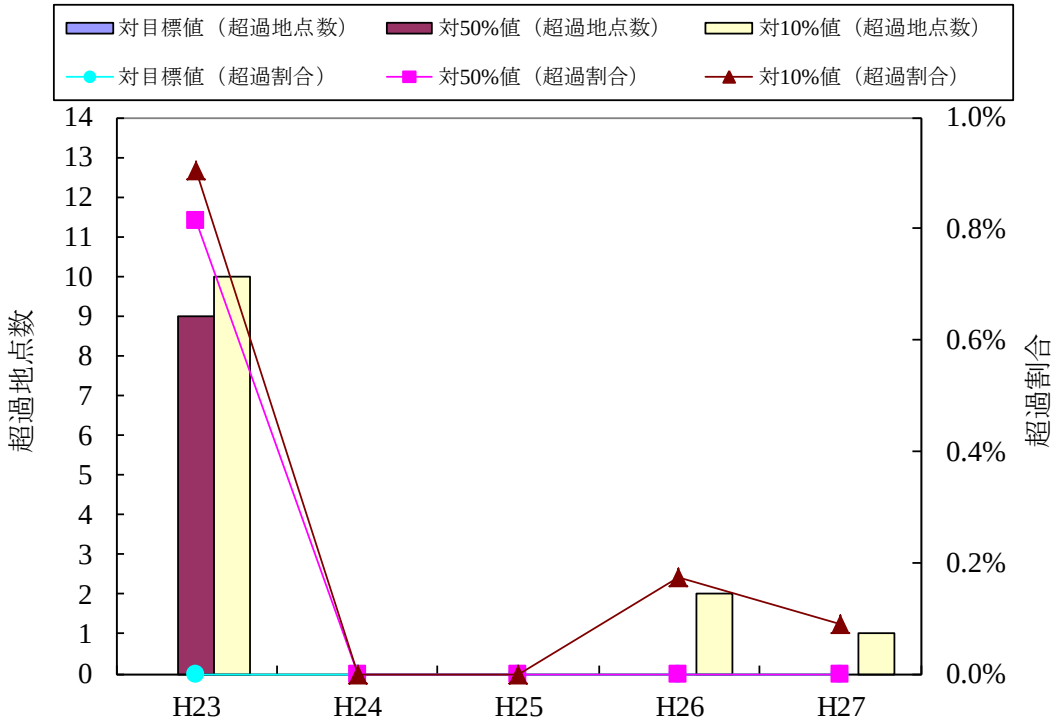

目-11　欠番

目-12　二酸化塩素　【健康項目(消)】

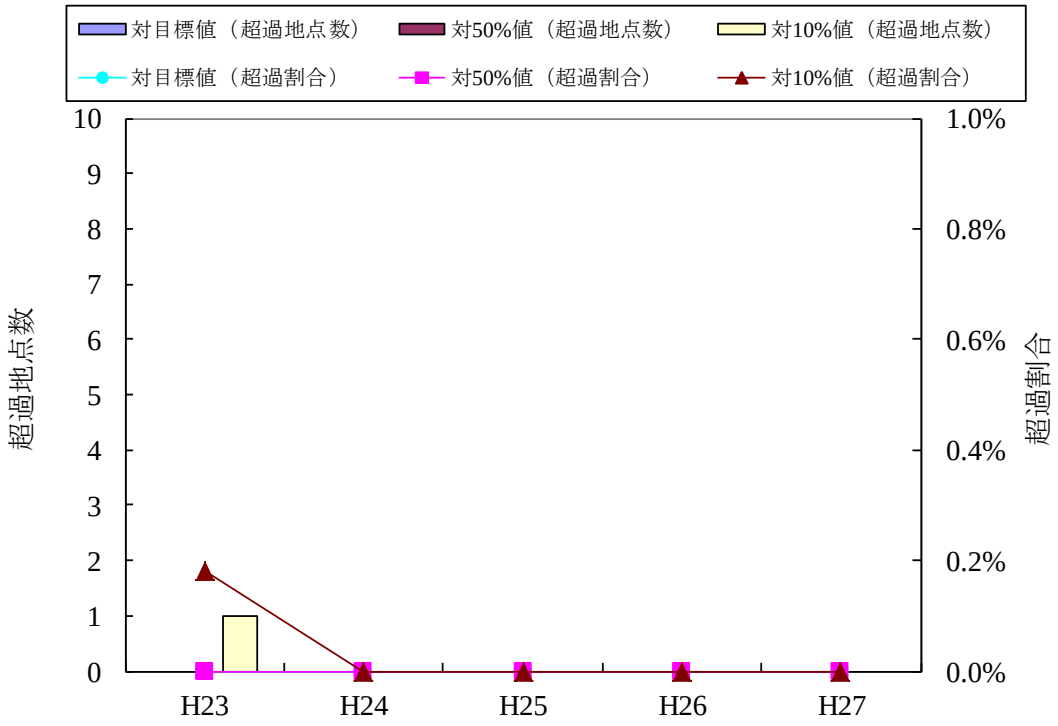

図 2-30　水質管理目標設定項目の過去 5 年間の目標値等の超過状況(5)

目-13　ジクロロアセトニトリル　【健康項目(消)】

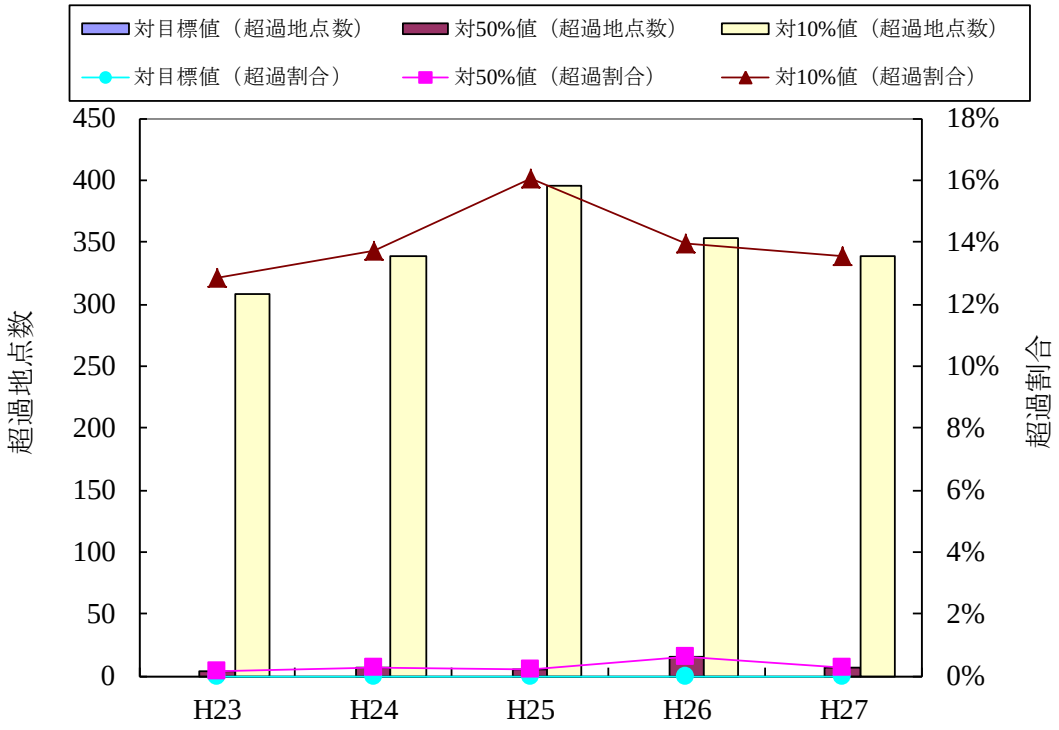

目-14　抱水クロラール　【健康項目(消)】

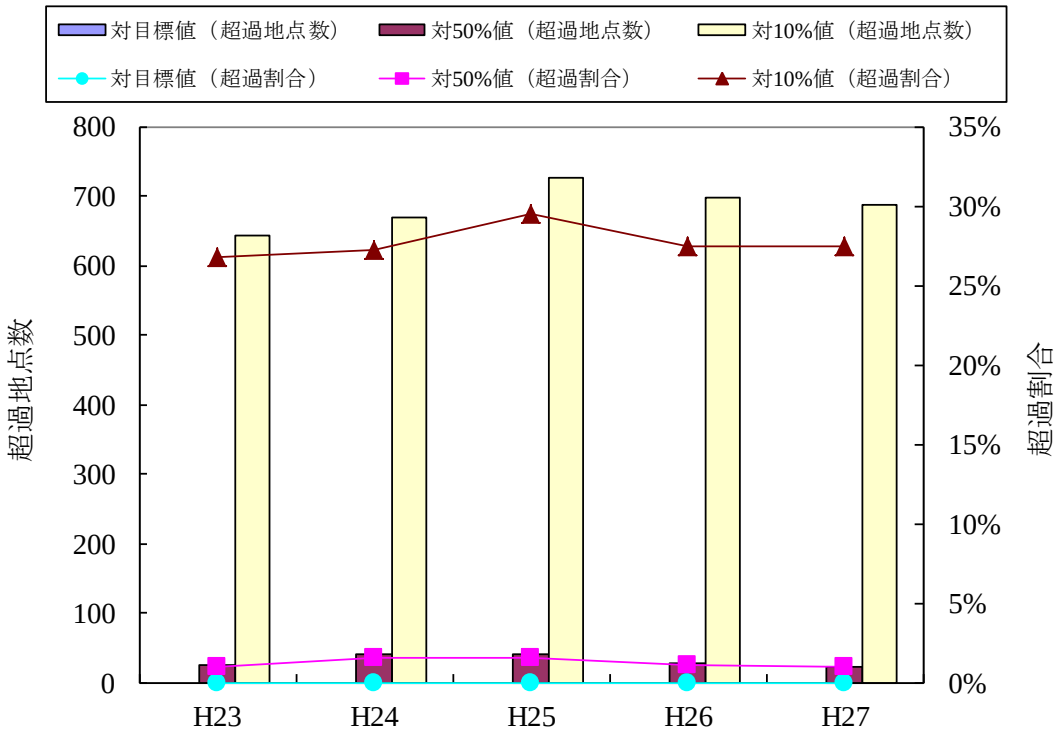

図 2-31　水質管理目標設定項目の過去 5 年間の目標値等の超過状況(6)

目-15　　農薬類

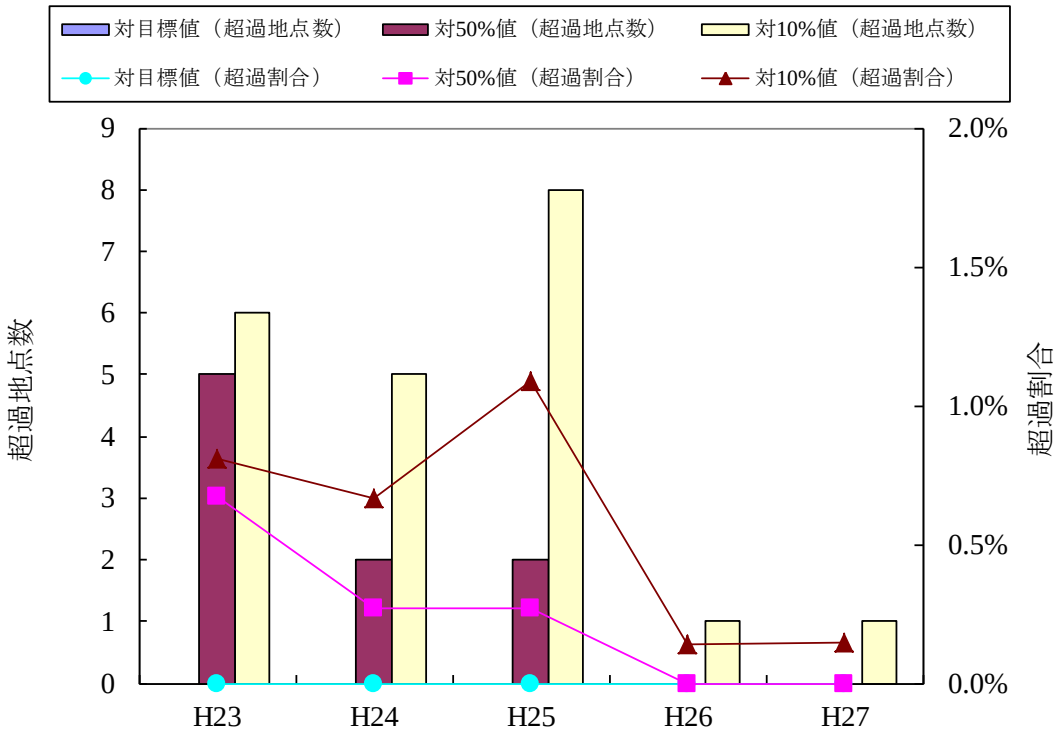

目-16　　残留塩素　　【性状項目】

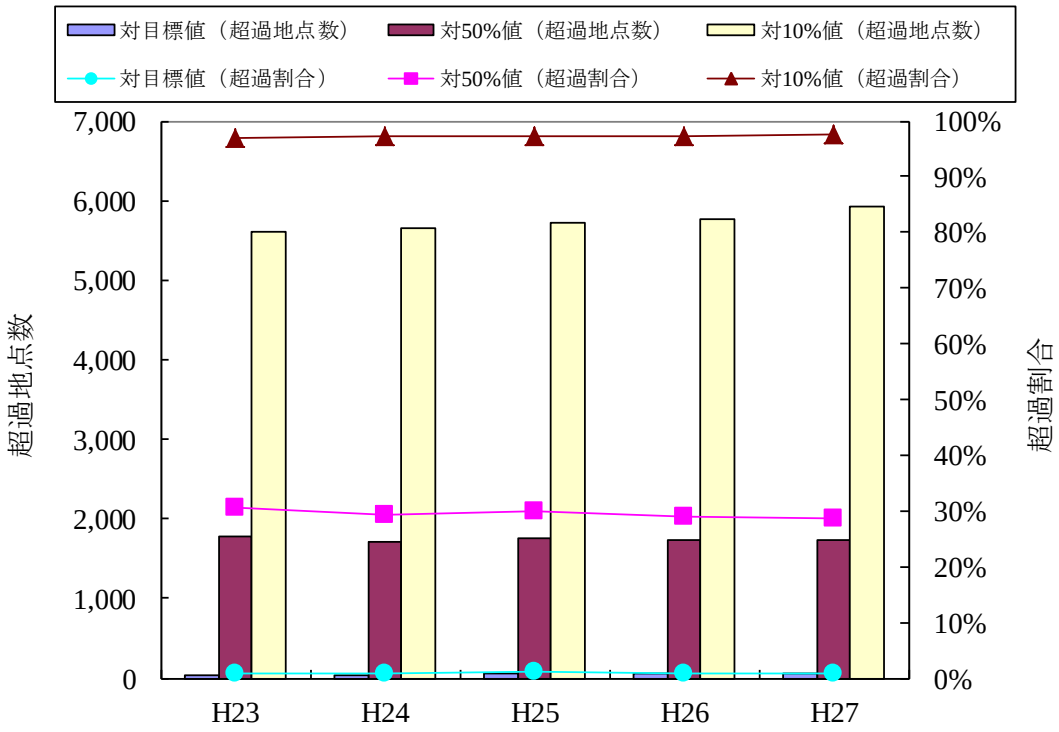

図 2-32　水質管理目標設定項目の過去 5 年間の目標値等の超過状況(7)

目-18　マンガン及びその化合物　【性状項目】

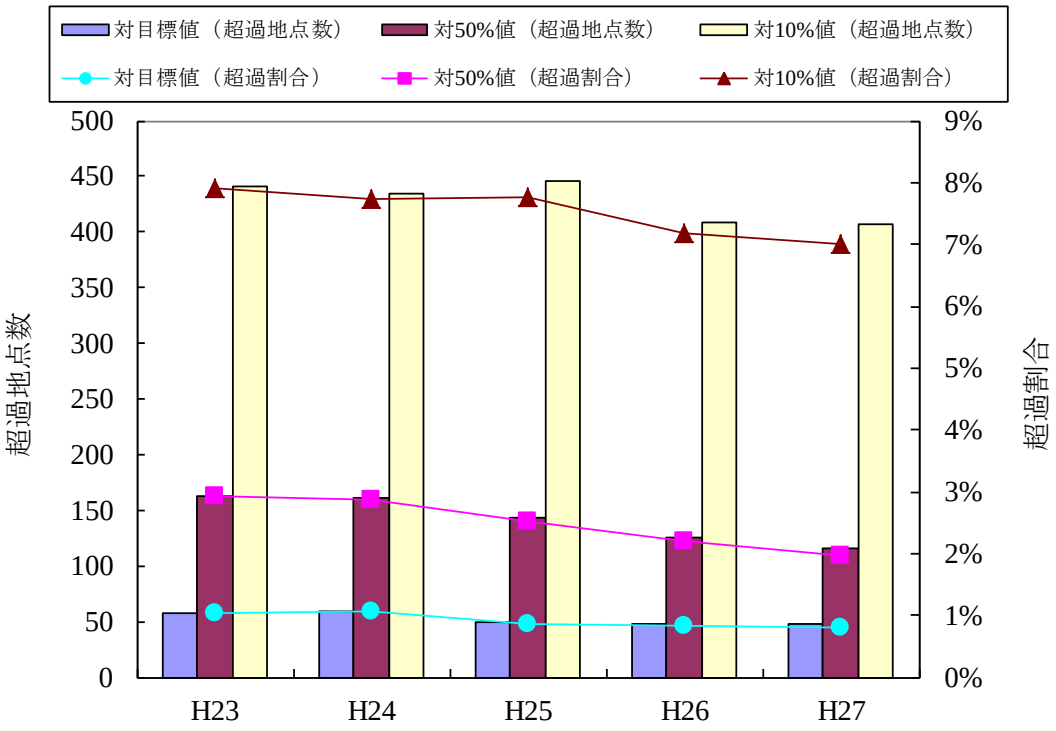

目-19　遊離炭酸　【性状項目】

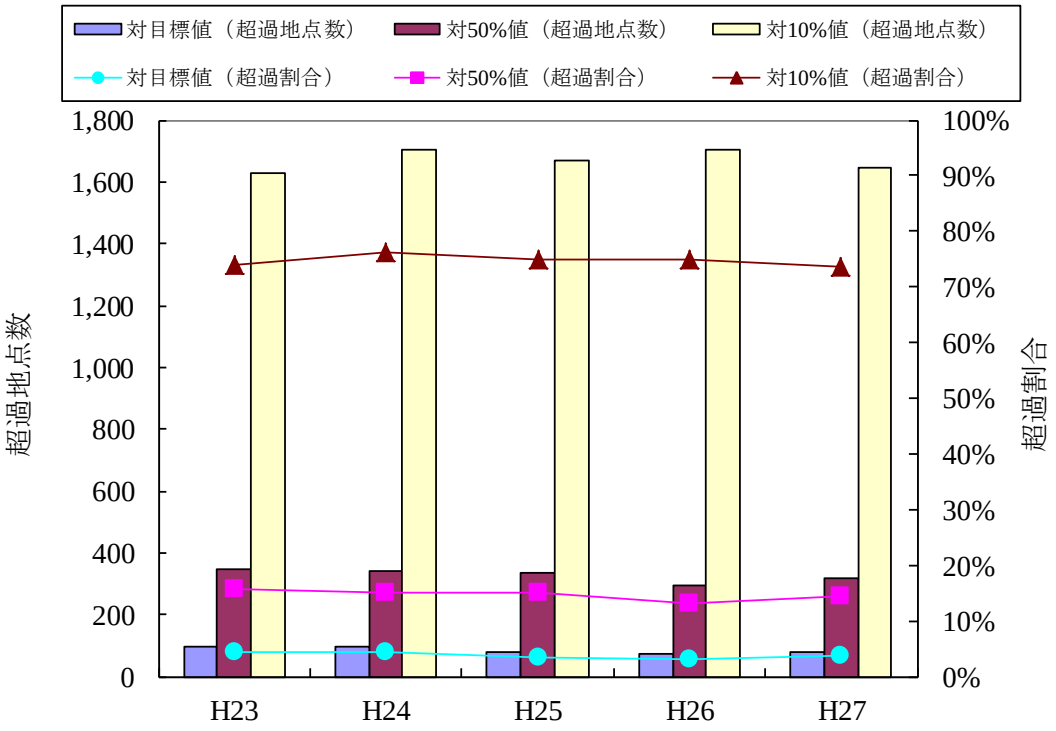

（目-17 は基-39 で前掲）

図 2-33　水質管理目標設定項目の過去 5 年間の目標値等の超過状況(8)

目-20　1,1,1-トリクロロエタン　【性状項目】

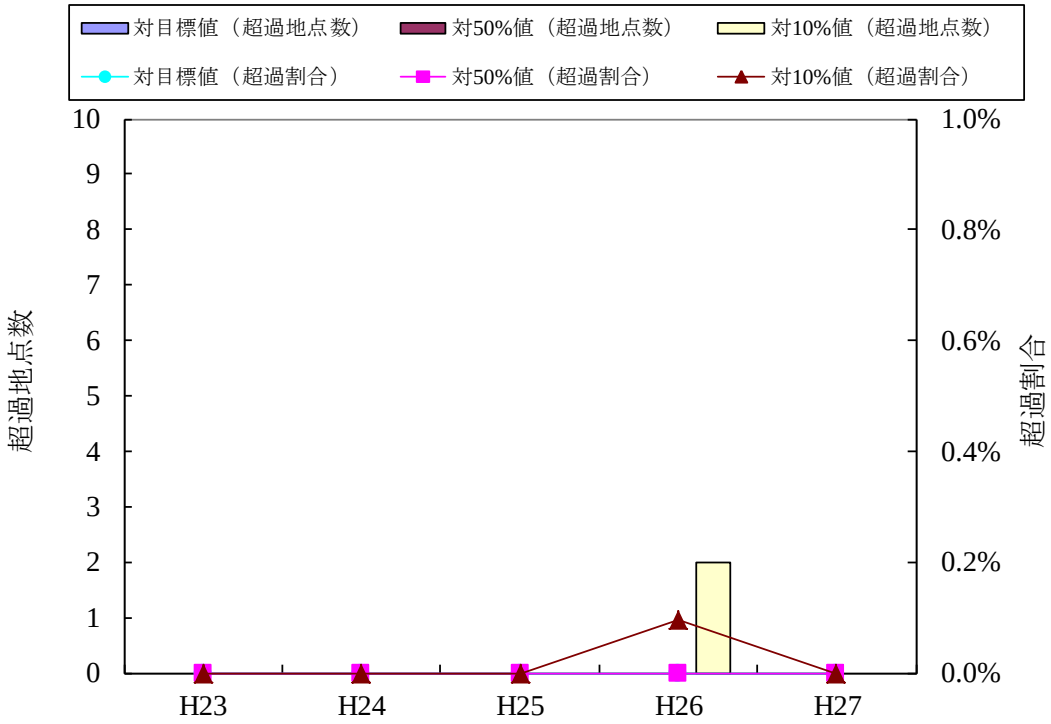

目-21　メチル-t-ブチルエーテル（MTBE）　【性状項目】

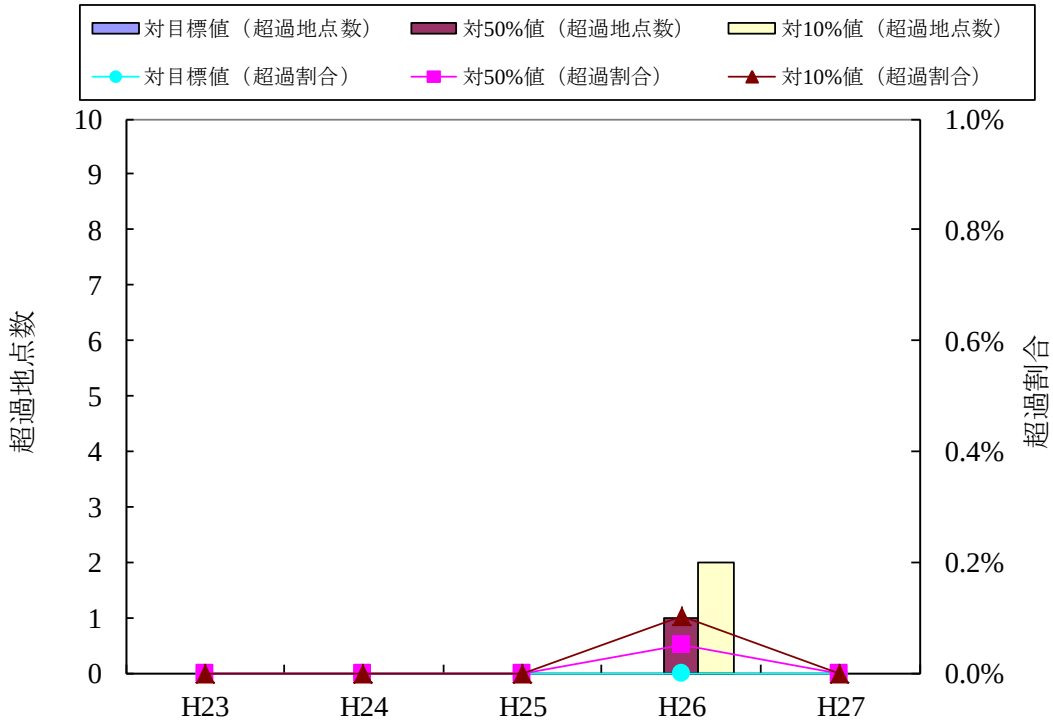

図 2-34　水質管理目標設定項目の過去 5 年間の目標値等の超過状況(9)

目-22　　有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）【性状項目】

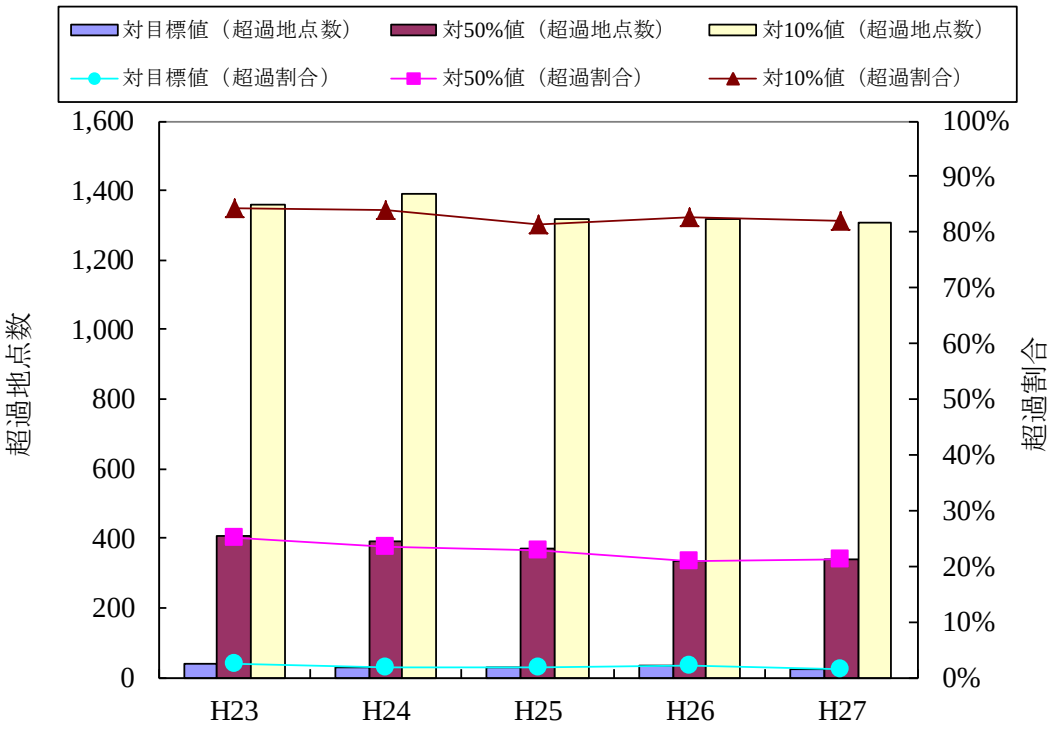

目-23　　臭気強度（TON）　　【性状項目】

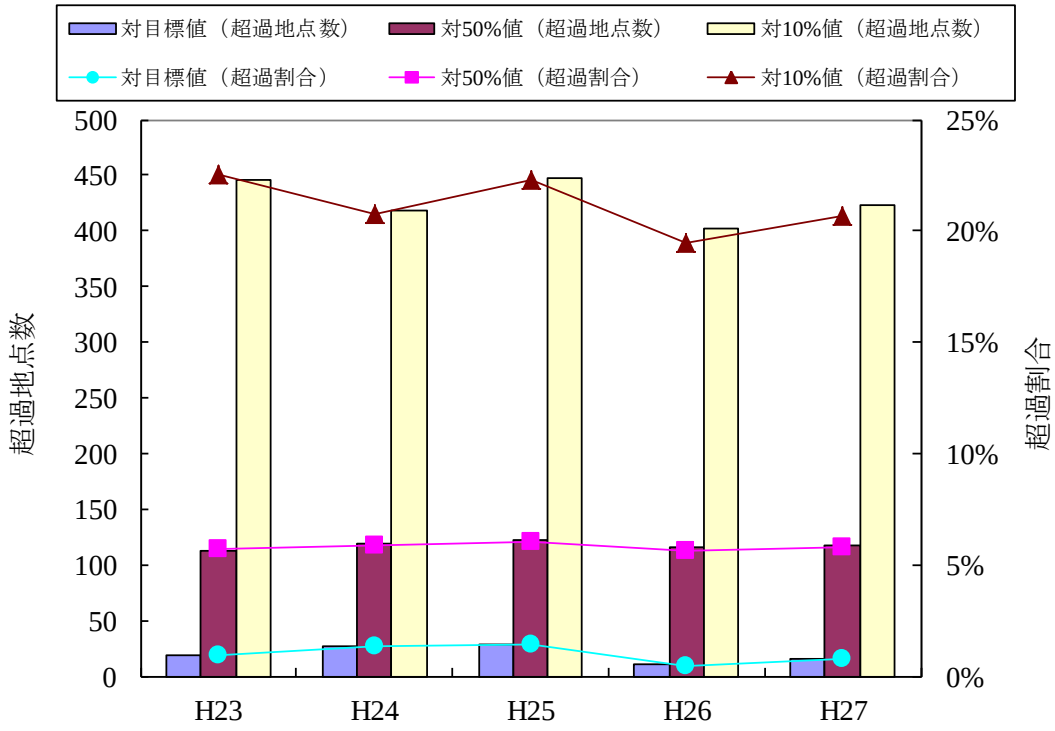

図 2-35　水質管理目標設定項目の過去 5 年間の目標値等の超過状況(10)

目-25　濁度　【性状項目】

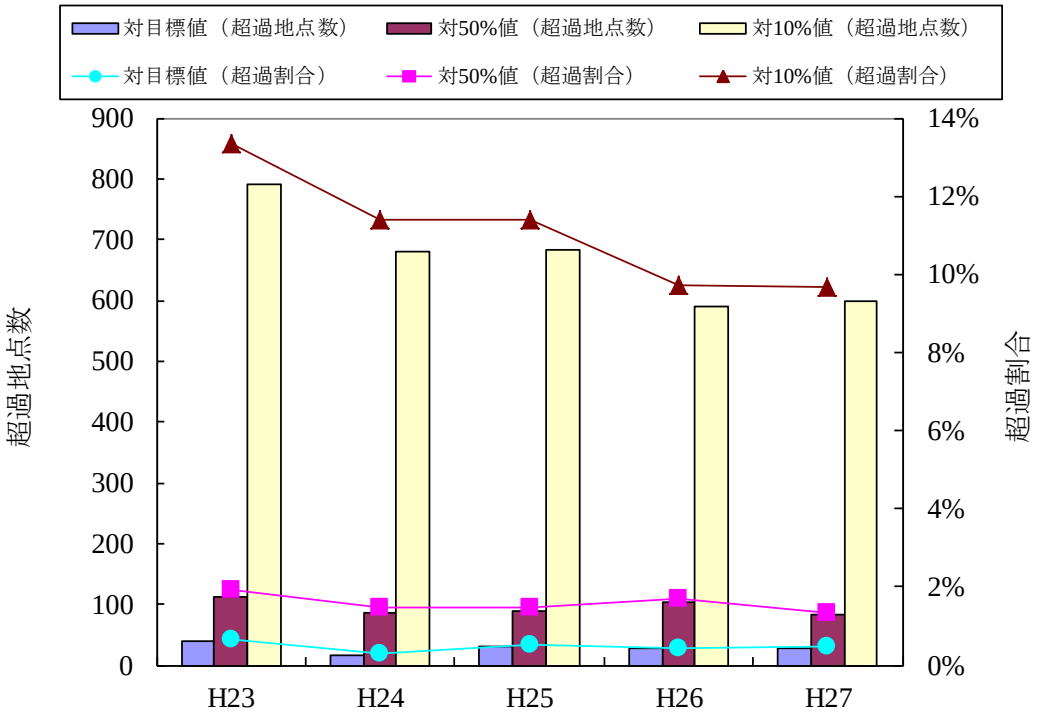

目-28　従属栄養細菌　【性状項目】

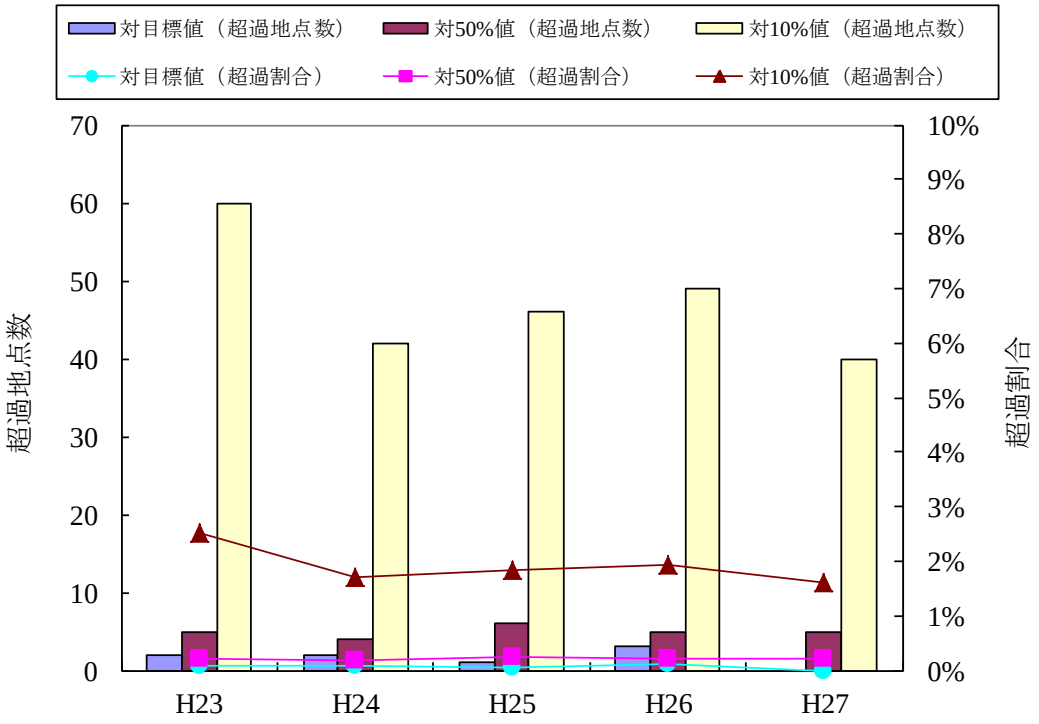

（目-24 は基-40 で前掲）

図 2-36　水質管理目標設定項目の過去 5 年間の目標値等の超過状況(11)

目-29　1,1-ジクロロエチレン　【健康項目】

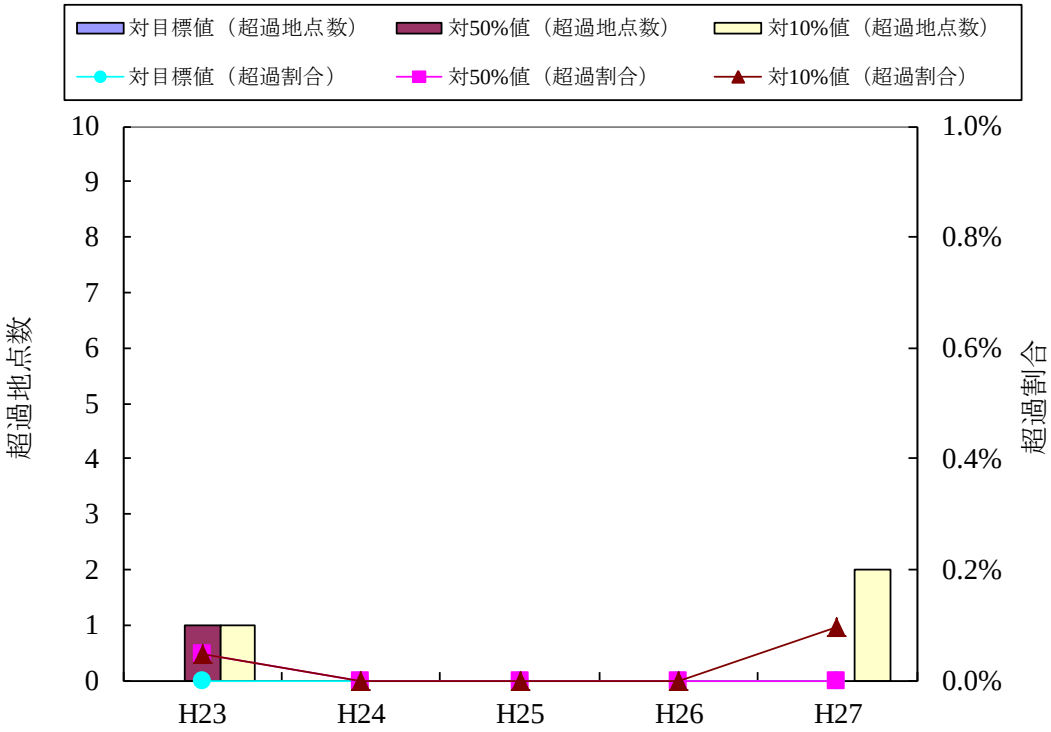

目-30　アルミニウム及びその化合物【性状項目】

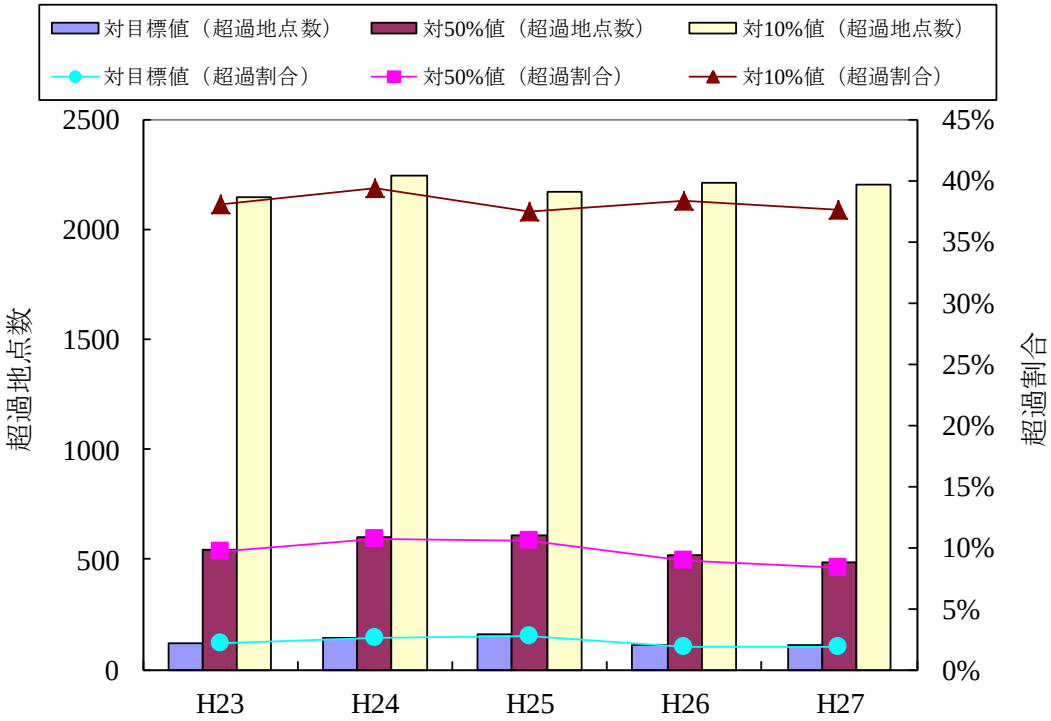

図 2-37　水質管理目標設定項目の過去 5 年間の目標値等の超過状況(12)

(2) 水質基準等の超過状況

前項で整理した過去 5 年間（平成 23～27 年度）の水道水質データを対象として、以下に掲げる 2 つの観点から 100%値（基準値又は目標値)、50%値、10%値それぞれの超過傾向を整理した結果を表 2-10、表 2-11 に示す。

① 5 ヶ年経年での超過状況

○：直近 3 ヶ年以上継続で超過地点数が 1 地点以上

△：直近 3 ヶ年で、継続ではないが、3 ヶ年のいずれかで超過地点数が 1 地点以上

※：直近 3 ヶ年では超過地点数はないが、4～5 年前に超過地点数が 1 地点以上

－：5 ヶ年継続で超過地点数が 0 地点

② 直近 1 年の超過割合

0% ……0%（超過地点数が 1 地点もない）

0-0.1% ……0%超、0.1%以下

0.1-1% ……0.1%超、1%以下

1-10% ……1%超、10%以下

10-100% ….10%超、100%以下

表 2-10　水道水質基準項目・水質管理目標設定項目の超過状況（農薬類を除く）

リスク順位	5ヶ年経年の超過状況※4			対10%値の直近の超過割合	水道水質基準項目			水質管理目標設定項目	
	対基準値対目標値	対50%値	対10%値		基準項目の見直し対象とする項目	基準項目に据え置くべきか確認すべき項目	基準項目に据え置くべき対象項目※1	水質管理目標設定項目の見直し対象とする項目※2	水質管理目標設定項目に据え置くべき対象項目※3
1	○	○	○	10-100%	ジクロロ酢酸 トリクロロ酢酸	総トリハロメタン ブロモジクロロメタン	ジェオスミン 塩素酸 アルミニウム及びその化合物 色度		アルミニウム及びその化合物 残留塩素 遊離炭酸 有機物等（過マンガン酸カリウム消費量） 臭気強度（TON）
2				1-10%			一般細菌 鉄及びその化合物 2-メチルイソボルネオール 濁度		マンガン 濁度
3				0.1-1%					
4	△	○	○	10-100%		クロロホルム	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 カルシウム、マグネシウム(硬度) 有機物(全有機炭素(TOC)の量) フッ素及びその化合物		
5				1-10%	ホウ素及びその化合物	臭素酸	マンガン及びその化合物 鉛及びその化合物		ウラン及びその化合物 従属栄養細菌
6				0.1-1%				ニッケル及びその化合物	
7	※	○	○	10-100%			塩化物イオン 蒸発残留物		
8				1-10%		ジブロモクロロメタン	ヒ素及びその化合物 亜硝酸態窒素		
9				0.1-1%					
10	－	○	○	10-100%					ジクロロアセトニトリル 抱水クロラール
11				1-10%		ブロモホルム	ナトリウム及びその化合物		
12				0.1-1%	クロロ酢酸	カドミウム及びその化合物	水銀及びその化合物 トリクロロエチレン		
13				0-0.1%	四塩化炭素				
14	△	△	○	1-10%					
15	※	※	○	0.1-1%					
16	－	△	○	1-10%	非イオン界面活性剤				
17				0.1-1%	ホルムアルデヒド 亜鉛及びその化合物		テトラクロロエチレン シアン化物及び塩化シアン 銅及びその化合物	フタル酸ジ(2－エチルヘキシル)	
18				0-0.1%	ベンゼン セレン及びその化合物 1,4-ジオキサン cis-1,2-ジクロロエチレン及びトランス－1,2－ジクロロエチレン		フェノール類		
19	－	※	○	0-0.1%	ジクロロメタン				
20	－	－	○	1-10%					
21				0.1-1%				アンチモン及びその化合物	
22				0-0.1%		六価クロム化合物			
23	－	△	△	0.1-1%					
24				0-0.1%	陰イオン界面活性剤				
25				0%				メチル－t－ブチルエーテル（MTBE）	
26	－	※	△	0-0.1%				亜塩素酸 1,2-ジクロロエタン 1,1-ジクロロエチレン	
27	－	※	※	0%					
28	－	－	△	0-0.1%					
29				0%				1,1,1-トリクロロエタン	
30	－	－	※	0%				二酸化塩素	
31	－	－	－	0%				トルエン	

凡例　○：直近3ヶ年以上継続で超過地点数が1地点以上　△：直近3ヶ年で、継続ではないが、3カ年のいずれかで超過地点数が1地点以上
※：直近3ヶ年では超過地点数はないが、4～5年前に超過地点数が1地点以上　－：5ヶ年継続で超過地点数が0地点

※1：大腸菌（基準値：不検出）、pH値（基準値：5.8～8.6）、味（基準値：異常でないこと）、臭気（基準値：異常でないこと）を除く。
※2：農薬類を除く。
※3：カルシウム、マグネシウム等（硬度）（目標値：10～100）、蒸発残留物（目標値：30～200）、pH値（目標値：7.5程度）、腐食性（ランゲリア指数）（目標値：-1～0）を除く。
※4：平成29年4月1日時点の基準値及び目標値で評価している。

表 2-11　農薬類の超過状況

リスク順位	5ヶ年終年の超過状況※1 対基準値対目標値	対50%値	対10%値	対10%値の直近の超過割合	水質管理目標設定項目 水質管理目標設定項目の見直し対象とする項目				
1	○	○	○	10−100%					
2				1−10%					
3				0.1−1%					
4	△	○	○	10−100%					
5				1−10%					
6				0.1−1%					
7	※	○	○	1−10%					
8	−	○	○	10−100%					
9				1−10%					
10				0.1−1%					
11	△	△	○	1−10%					
12				0.1−1%					
13	※	△	○	1−10%					
14	−	△	○	0.1−1%					
15				0−0.1%					
16	−	※	○	1−10%					
17	−	−	○	1−10%	ジクワット	アセフェート			
18				0.1−1%	ダイアジノン				
19				0%					
20	−	△	△	1−10%					
21				0.1−1%					
22				0%	ダゾメット	ダゾメット、メタム（カーバム）及びメチルイソチオシアネート		クロルニトロフェン(CNP)	
23	−	※	※	0%	イミノクタジン酢酸塩				
24	−	−	△	1−10%					
25				0.1−1%	ジチアノン	フェンチオン(MPP)			
26				0−0.1%					
27				0%	トリクロルホン(DEP)	パラコート	フィプロニル	メタム（カーバム）	グルホシネート
28	−	−	※	0%	ダラポン				
28	−	−	−	0%	1,3−ジクロロプロペン(D−D)	カフェンストロール	シメトリン	フェントエート(PAP)	マラソン（マラチオン）
					2,4−ジクロロフェノキシ酢酸(2,4−D)	カルタップ	ジメピペレート	フェントラザミド	メコプロップ(MCPP)
					EPN	カルバリル(NAC)	ダイムロン	フサライド	メソミル
					MCPA	カルプロパミド	チアジニル	ブタクロール	メタラキシル
					アシュラム	カルボフラン(カルボスルファン代謝物)	チウラム	ブタミホス	メチダチオン(DMTP)
					アトラジン	キノクラミン（ACN）	チオジカルブ	ブプロフェジン	メチルダイムロン
					アニロホス	キャプタン	チオファネートメチル	フルアジナム	メトミノストロビン
					アミトラズ	クミルロン	チオベンカルブ	プレチラクロール	メトリブジン
					アラクロール	グリホサート	テフリルトリオン	プロシミドン	メフェナセット
					イソキサチオン	クロメプロップ	テルブカルブ(MBPMC)	プロチオホス	メプロニル
					イソフェンホス	クロルピリホス	トリクロピル	プロピコナゾール	モリネート
					イソプロカルブ(MIPC)	クロロタロニル(TPN)	トリシクラゾール	プロピザミド	
					イソプロチオラン(IPT)	シアナジン	トリフルラリン	プロベナゾール	
					イプロベンホス(IBP)	シアノホス（CYAP）	ナプロパミド	ブロモブチド	
					インダノファン	ジウロン(DCMU)	ピペロホス	ベノミル	
					エスプロカルブ	ジクロベニル(DBN)	ピラクロニル	ペンシクロン	
					エディフェンホス(ｴｼﾞﾌｪﾝﾎｽ, EDDP)	ジクロルボス(DDVP)	ピラゾキシフェン	ペンゾピシクロン	
					エトフェンプロックス	エチルチオメトン	ピラゾリネート（ピラゾレート）	ペンゾフェナップ	
					エトリジアゾール(エクロメゾール)	ジチオカルバメート系農薬	ピリダフェンチオン	ペンタゾン	
					ｴﾝﾄﾞｽﾙﾌｧﾝ(ﾍﾟﾝｿﾞｴﾋﾟﾝ,ｴﾝﾄﾞｽﾙﾌｪｰﾄ)	ジチオピル	ピリブチカルブ	ペンディメタリン	
					オキサジクロメホン	シハロホップブチル	ピロキロン	ペンフラカルブ	
					オキシン銅	シマジン(CAT)	フェニトロチオン(MEP)	ペンフルラリン(ベスロジン)	
					オリサストロビン	ジメタメトリン	フェノブカルブ(BPMC)	ペンフレセート	
					カズサホス	ジメトエート	フェリムゾン	ホスチアゼート	

凡例　○：直近3ヶ年以上継続で超過地点数が1地点以上　△：直近3ヶ年で、継続ではないが、3ヵ年のいずれかで超過地点数が1地点以上

※：直近3ヶ年では超過地点数はないが、4～5年前に超過地点数が1地点以上　－：5ヶ年継続で超過地点数が0地点

※1：平成29年4月1日時点の目標値で評価している。

(3) 定期見直しにおける水質基準等の分類結果

整理した超過状況に対し、表 2-12 に示した分類要件を適用して分類した。過去 5 年間に基準値又は目標値が変更になった項目については、現行の基準値又は目標値により集計を行った。(表 2-13～表 2-14)

表 2-12　水質基準項目及び水質管理目標設定項目の分類要件

	分類要件 1　YES		分類要件 1　NO
	分類要件 2　YES	分類要件 2　NO	
見直し時点で水質基準項目	水質基準項目	水質基準項目	水質管理目標設定項目
見直し時点で水質管理目標設定項目	水質基準項目	水質管理目標設定項目	水質管理目標設定項目

分類要件 1 ：最近 3 ヶ年継続で評価値の 10%超過地点が 1 地点以上存在

分類要件 2 ：最近 3 ヶ年継続で評価値の 50%超過地点が 1 地点以上存在

又は最近 5 ヶ年の間に評価値超過地点が 1 地点以上存在

表 2-13　分類要件に基づく水質基準項目及び水質管理目標設定項目の分類結果

<table>
<tr><th rowspan="4"></th><th colspan="3">分類要件1
最近3ヶ年継続で評価値の10%超過地点が1地点以上存在</th></tr>
<tr><th colspan="2">YES</th><th rowspan="3">NO</th></tr>
<tr><th colspan="2">分類要件2
最近3ヶ年継続で評価値の50%超過地点が1地点以上存在
又は最近5ヶ年の間に評価値超過地点が1地点以上存在</th></tr>
<tr><th>YES</th><th>NO</th></tr>
<tr><td rowspan="2">見直し時点で
水質基準項目</td><td>水質基準項目</td><td>水質基準項目</td><td>水質管理目標設定項目</td></tr>
<tr><td>ジクロロ酢酸
トリクロロ酢酸
ホウ素及びその化合物
クロロ酢酸
四塩化炭素
カドミウム及びその化合物
クロロホルム
ジブロモクロロメタン
総トリハロメタン
ブロモジクロロメタン
ブロモホルム
臭素酸</td><td>ホルムアルデヒド
セレン及びその化合物
亜鉛及びその化合物
1,4-ジオキサン
cis-1,2-ジクロロエチレン及びトランス－1,2－ジクロロエチレン
ジクロロメタン
非イオン界面活性剤
六価クロム化合物
ベンゼン</td><td>陰イオン界面活性剤</td></tr>
<tr><td rowspan="2">見直し時点で
水質管理目標
設定項目</td><td>水質基準項目</td><td>水質管理目標設定項目</td><td>水質管理目標設定項目</td></tr>
<tr><td>ニッケル及びその化合物</td><td>アンチモン及びその化合物
フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）</td><td>亜塩素酸
1,1-ジクロロエチレン
1,1,1-トリクロロエタン
1,2-ジクロロエタン
二酸化塩素
トルエン
メチル－t－ブチルエーテル（MTBE）</td></tr>
</table>

表 2-14　対象農薬リスト掲載農薬類の分類結果

	分類要件1 最近3ヶ年継続で評価値の10%超過地点が1地点以上存在				
	YES		NO		
	分類要件2 最近3ヶ年継続で評価値の50%超過地点が1地点以上存在 又は最近5ヶ年の間に評価値超過地点が1地点以上存在				
	YES	NO			
	水質基準項目	水質管理目標設定項目	水質管理目標設定項目		
見直し時点で水質管理目標設定項目	該当なし	アセフェート	1,3-ジクロロプロペン(D-D)	シアナジン	フェリムゾン
		ジクワット	2,4-ジクロロフェノキシ酢酸(2,4-D)	シアノホス（ＣＹＡＰ）	フェンチオン(MPP)
		ダイアジノン	EPN	ジウロン(DCMU)	フェントエート(PAP)
			ＭＣＰＡ	ジクロベニル(DBN)	フェントラザミド
			アシュラム	ジクロルボス(DDVP)	フサライド
			アトラジン	ジチアノン	ブタクロール
			アニロホス	ジチオカルバメート系農薬	ブタミホス
			アミトラズ	ジチオピル	ブプロフェジン
			アラクロール	シハロホップブチル	フルアジナム
			イソキサチオン	シマジン(CAT)	プレチラクロール
			イソフェンホス	ジメタメトリン	プロシミドン
			イソプロカルブ(MIPC)	ジメトエート	プロチオホス
			イソプロチオラン(IPT)	シメトリン	プロピコナゾール
			イプロベンホス(IBP)	ジメピペレート	プロピザミド
			イミノクタジン酢酸塩	ダイムロン	プロベナゾール
			インダノファン	タゾメット、メタム（カーバム）及びメチルイソトオシアネート	ブロモブチド
			エスプロカルブ	ダラポン	ベノミル
			エチルチオメトン	チアジニル	ペンシクロン
			エディフェンホス(ｴｼﾞﾌｪﾝﾎｽ, EDDP)	チウラム	ペンゾビシクロン
			エトフェンプロックス	チオジカルブ	ペンゾフェナップ
			エトリジアゾール(エクロメゾール)	チオファネートメチル	ベンタゾン
			ｴﾝﾄﾞｽﾙﾌｧﾝ(ﾍﾞﾝｿﾞｴﾋﾟﾝ,ｴﾝﾄﾞｽﾙﾌｪｰﾄ)	チオベンカルブ	ベンディメタリン
			オキサジクロメホン	テフリルトリオン	ベンフラカルブ
			オキシン銅	テルブカルブ(MBPMC)	ベンフルラリン(ベスロジン)
			オリサストロビン	トリクロピル	ベンフレセート
			カズサホス	トリクロルホン(DEP)	ホスチアゼート
			カフェンストロール	トリシクラゾール	マラソン (マラチオン)
			カルタップ	トリフルラリン	メコプロップ(MCPP)
			カルバリル(NAC)	ナプロパミド	メソミル
			カルプロパミド	パラコート	メタラキシル
			カルボフラン(カルボスルファン代謝物)	ピペロホス	メチダチオン(DMTP)
			キノクラミン(ACN)	ピラクロニル	メチルダイムロン
			キャプタン	ピラゾキシフェン	メトミノストロビン
			クミルロン	ピラゾリネート(ピラゾレート)	メトリブジン
			グリホサート	ピリダフェンチオン	メフェナセット
			グルホシネート	ピリブチカルブ	メプロニル
			クロメプロップ	ピロキロン	モリネート
			クロルニトロフェン(CNP)	フィプロニル	
			クロルピリホス	フェニトロチオン(MEP)	
			クロロタロニル(TPN)	フェノブカルブ(BPMC)	

2-2. 水道事業体における要検討項目等の検出状況の整理

2-2-1. 調査概要

全国の水道事業者等が平成 23 年度～28 年度に実施した水質測定の結果（要検討項目及び農薬類）について、データチェック及び集計を行った。

1）調査の対象とした水質測定結果

全国の厚生労働大臣認可及び都道府県知事認可の水道事業者及び水道用水供給事業者が平成 23 年度～28 年度に実施した要検討項目及び農薬類の測定の結果を対象とした。

2）調査の対象とした水質項目

調査対象項目は、以下に示す合計 146 項目とした。項目の一覧を表 2-15 に示す。

- 要検討項目　　48 項目（うち１項目削除）
- 農薬類　　98 項目（要検討：14 項目、その他：84 項目）

表 2-15　検討対象項目

分類	番号	項目	目標値等（mg/L）
要検討項目	検-01	銀	－
要検討項目	検-02	バリウム	0.7
要検討項目	検-03	ビスマス	－
要検討項目	検-04	モリブデン	0.07
要検討項目	検-05	アクリルアミド	0.0005
要検討項目	検-06	アクリル酸	－
要検討項目	検-07	１７－β－エストラジオール（Ｅ２）	0.00008P
要検討項目	検-08	エチニル－エストラジオール（ＥＥ２）	0.00002P
要検討項目	検-09	エチレンジアミン四酢酸（ＥＤＴＡ）	0.5
要検討項目	検-10	エピクロロヒドリン	0.0004P
要検討項目	検-11	塩化ビニル	0.002
要検討項目	検-12	酢酸ビニル	－
要検討項目	検-13	２，４－トルエンジアミン	－
要検討項目	検-14	２，６－トルエンジアミン	－
要検討項目	検-15	Ｎ，Ｎ－ジメチルアニリン	－
要検討項目	検-16	スチレン	0.02
要検討項目	検-17	ダイオキシン類	1pgTEQ/L（P）
要検討項目	検-18	トリエチレンテトラミン	－
要検討項目	検-19	ノニルフェノール	0.3P
要検討項目	検-20	ビスフェノールＡ	0.1P
要検討項目	検-21	ヒドラジン	－
要検討項目	検-22	１，２－ブタジエン	－
要検討項目	検-23	１，３－ブタジエン	－
要検討項目	検-24	フタル酸ジ（ｎ－ブチル）	0.01

表 2-15　検討対象項目

分類	番号	項目	目標値等（mg/L）
要検討項目	検-25	フタル酸ブチルベンジル	0.5
要検討項目	検-26	ミクロキスチン－ＬＲ	0.0008P
要検討項目	検-27	有機すず化合物	0.0006P（TBTO）
要検討項目	検-28	ブロモクロロ酢酸	－
要検討項目	検-29	ブロモジクロロ酢酸	－
要検討項目	検-30	ジブロモクロロ酢酸	－
要検討項目	検-31	ブロモ酢酸	－
要検討項目	検-32	ジブロモ酢酸	－
要検討項目	検-33	トリブロモ酢酸	－
要検討項目	検-34	トリクロロアセトニトリル	－
要検討項目	検-35	ブロモクロロアセトニトリル	－
要検討項目	検-36	ジブロモアセトニトリル	0.06
要検討項目	検-37	アセトアルデヒド	－
要検討項目	検-38	ＭＸ	0.001
要検討項目	検-39	削除	
要検討項目	検-40	キシレン	0.4
要検討項目	検-41	過塩素酸	0.025
要検討項目	検-42	パーフルオロオクタン酸（ＰＦＯＡ）	－
要検討項目	検-43	パーフルオロオクタンスルホン酸（ＰＦＯＳ）	－
要検討項目	検-44	Ｎ－ニトロソジメチルアミン（ＮＤＭＡ）	0.0001
要検討項目	検-45	アニリン	0.02
要検討項目	検-46	キノリン	0.0001
要検討項目	検-47	１，２，３－トリクロロベンゼン	0.02
要検討項目	検-48	ニトリロ三酢酸（ＮＴＡ）	0.2
要検討農薬類	要-001	アセタミプリド	0.2
要検討農薬類	要-002	イミダクロプリド	0.1
要検討農薬類	要-003	エチプロール	0.01
要検討農薬類	要-004	クロロピクリン	-
要検討農薬類	要-005	テブコナゾール	0.07
要検討農薬類	要-006	テフリルトリオン	0.002
要検討農薬類	要-006	パラチオンメチル	0.04
要検討農薬類	要-007	ヒメキサゾール（ヒドロキシイソキサゾール）	0.1
要検討農薬類	要-008	ピラクロホス	－
要検討農薬類	要-009	フルスルファミド	－
要検討農薬類	要-010	ブロマシル	0.05
要検討農薬類	要-011	ペントキサゾン	0.6
要検討農薬類	要-012	ホサロン	0.005
要検討農薬類	要-013	メタアルデヒド	0.06
要検討農薬類	要-014 (~H27)	ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネート：メチルイソチオシアネート	-

表 2-15　検討対象項目

分類	番号	項目	目標値等（mg/L）
要検討農薬類	要-014	メトラクロール	0.2
その他農薬類	他-001	２―クロロプロピオン酸メチル（ＭＣＰＭ）	－
その他農薬類	他-002	２，４―ＤＢ	－
その他農薬類	他-003	ＤＢＥＤＣ	－
その他農薬類	他-004	ＭＣＰＢ	0.08
その他農薬類	他-005	アシベンゾラルＳメチル	0.2
その他農薬類	他-006	アジムスルフロン	0.2
その他農薬類	他-007	アミトロール	0.003
その他農薬類	他-008	アメトリン	0.2
その他農薬類	他-009	イナベンフィド	0.3
その他農薬類	他-010	イマゾスルフロン	0.2
その他農薬類	他-011	ウニコナゾールＰ	0.04
その他農薬類	他-012	エトキシスルフロン	0.1
その他農薬類	他-013	エトベンザニド	0.1
その他農薬類	他-014	エンドタール	－
その他農薬類	他-015	オキサジアルギル	0.02
その他農薬類	他-016	オキサミル	0.05
その他農薬類	他-017	オキソリニック酸	0.05
その他農薬類	他-018	キザロホップエチル	0.02
その他農薬類	他-019	クロチアニジン	0.2
その他農薬類	他-020	クロマフェノジド	0.7
その他農薬類	他-021	クロルタールジメチル（ＴＣＴＰ）	－
その他農薬類	他-022	クロルピリホスメチル	0.03
その他農薬類	他-023	シクロスルファムロン	0.08
その他農薬類	他-024	ジクロフェンチオン（ＥＣＰ）	0.006
その他農薬類	他-025	シクロプロトリン	0.008
その他農薬類	他-026	ジクロメジン	0.05
その他農薬類	他-027	ジクロルプロップ	0.06
その他農薬類	他-028	ジコホル（ケルセン）	0.06
その他農薬類	他-029	シノスルフロン	0.2
その他農薬類	他-030	ジノテフラン	0.6
その他農薬類	他-031	ジフェノコナゾール	0.02
その他農薬類	他-032	シフルトリン	0.05
その他農薬類	他-033	ジフルベンズロン	0.05
その他農薬類	他-034	シプロコナゾール	0.02
その他農薬類	他-035	シプロジニル	0.07
その他農薬類	他-036	シペルメトリン	0.1
その他農薬類	他-037	シメコナゾール	0.02
その他農薬類	他-038	ジメチルビンホス	0.01
その他農薬類	他-039	シラフルオフェン	0.3
その他農薬類	他-040	シンメチリン	0.1

表 2-15　検討対象項目

分類	番号	項目	目標値等（mg/L）
その他農薬類	他-041	スピノサド	0.06
その他農薬類	他-042	セトキシジム	0.4
その他農薬類	他-043	チアクロプリド	－
その他農薬類	他-044	チアメトキサム	0.05
その他農薬類	他-045	チオシクラム	0.03
その他農薬類	他-046	チフルザミド	0.04
その他農薬類	他-047	テクロフタラム	0.1
その他農薬類	他-048	テトラクロルビンホス（ＣＶＭＰ）	0.01
その他農薬類	他-049	テトラコナゾール	0.01
その他農薬類	他-050	テブフェノジド	0.04
その他農薬類	他-051	トリネキサパックエチル	0.01
その他農薬類	他-052	トリフルミゾール	0.04
その他農薬類	他-053	トルフェンピラド	0.01
その他農薬類	他-054	ナプロアニリド	0.02
その他農薬類	他-055	ニテンピラム	1.3
その他農薬類	他-056	パクロブトラゾール	0.05
その他農薬類	他-057	バリダマイシン	－
その他農薬類	他-058	ビスピリバック	0.03
その他農薬類	他-059	ピメトロジン	0.03
その他農薬類	他-060	ピラゾスルフロンエチル	0.03
その他農薬類	他-061	ピリミノバックメチル	0.05
その他農薬類	他-062	ピリミホスメチル	0.06
その他農薬類	他-063	ピレトリン	0.1
その他農薬類	他-064	フェノキサニル	0.02
その他農薬類	他-065	フェンバレレート	0.04
その他農薬類	他-066	フラチオカルブ	0.008
その他農薬類	他-067	フラメトピル	0.02
その他農薬類	他-068	フルアジホップ	0.01
その他農薬類	他-069	プロパニル（ＤＣＰＡ）	0.04
その他農薬類	他-070	プロパホス	0.001
その他農薬類	他-071	プロパルギット（ＢＰＰＳ）	0.02
その他農薬類	他-072	プロヘキサジオン	0.5
その他農薬類	他-073	プロポキスル（ＰＨＣ）	0.2
その他農薬類	他-074	プロメトリン	0.08
その他農薬類	他-075	ペルメトリン	0.1
その他農薬類	他-076	ベンスルタップ	0.09
その他農薬類	他-077	ベンダイオカルブ	0.009
その他農薬類	他-078	ホキシム	0.003
その他農薬類	他-079	ボスカリド	0.1
その他農薬類	他-080	ミルネブ（チアジアジン）	－
その他農薬類	他-081	メタミドホス	0.002

表 2-15　検討対象項目

分類	番号	項目	目標値等（mg/L）
その他農薬類	他-082	メチルイソシアネート	0.006
その他農薬類	他-083	モノクロトホス	0.002
その他農薬類	他-084	リニュロン	0.02

2-2-2. 測定地点数、検出地点数及び検出率の一覧表

各調査対象項目について、各年度の原水／浄水別の測定地点数と検出地点数及び検出率を表 2-16 に示す。

ここでは次の２ケースについて検出地点数と検出率を整理した。

《ａ》最大値が目標値の 10%値（農薬においては 1%値、目標値が定められていない項目については定量下限値）を超過して検出された地点

《ｂ》最大値が定量下限値以上かつ目標値の 10%値以下（農薬においては 1%値以下）で検出された地点
（目標値が定められていない項目については、最大値が定量下限値と等しい地点）

表 2-16　測定地点数、検出地点数及び検出率（1/9）

物質No.	物質名称	目標値(mg/L)	年度	測定地点数		《a》最大値が目標値の10%値（農薬は1%値、目標値がない項目は定量下限値）を超過して検出された地点				《b》最大値が定量下限値以上かつ目標値の10%値以下（農薬は1%値以下）で検出された地点（目標値がない項目は年最大値が定量下限値と等しい地点）				《c》最大値及び最大値の目標値に対する割合			
						検出地点数		検出率（測定地点数に対する割合）		検出地点数		検出率（測定地点数に対する割合）		原水		浄水	
				原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	濃度※(mg/L)	目標値に対する割合	濃度※(mg/L)	目標値に対する割合
検-01	銀	－	H27	103	129	1	0	1.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.001	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
			H28	97	135	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
検-02	バリウム	0.7	H27	133	161	4	0	3.0%	0.0%	72	89	54.1%	55.3%	0.1	14.3%	0.05	7.1%
			H28	123	168	3	0	2.4%	0.0%	65	83	52.8%	49.4%	0.09	12.9%	0.05	7.1%
検-03	ビスマス	－	H27	91	113	2	1	2.2%	0.9%	0	0	0.0%	0.0%	0.001	目標値ナシ	0.001	目標値ナシ
			H28	91	129	1	0	1.1%	0.0%	1	0	1.1%	0.0%	0.01	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
検-04	モリブデン	0.07	H27	381	423	2	0	0.5%	0.0%	30	24	7.9%	5.7%	0.018	25.7%	0.002	2.9%
			H28	333	412	3	0	0.9%	0.0%	31	25	9.3%	6.1%	0.017	24.3%	0.007	10.0%
検-05	アクリルアミド	0.0005	H27	61	78	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H28	43	55	0	0	0.0%	0.0%	0	2	0.0%	3.6%	ND	0%	0.00005	10.0%
検-06	アクリル酸	－	H27	9	25	0	1	0.0%	4.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値ナシ	0.002	目標値ナシ
			H28	19	29	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
検-07	１７－β－エストラジオール（Ｅ２）	0.00008(P)	H27	35	51	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H28	35	48	0	0	0.0%	0.0%	1	0	2.9%	0.0%	0.000002	2.5%	ND	0%
検-08	エチニルーエストラジオール（ＥＥ２）	0.00002(P)	H27	33	50	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H28	33	47	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
検-09	エチレンジアミン四酢酸（ＥＤＴＡ）	0.5	H27	48	40	0	0	0.0%	0.0%	16	15	33.3%	37.5%	0.021	4.2%	0.02	4.0%
			H28	58	39	0	0	0.0%	0.0%	15	14	25.9%	35.9%	0.017	3.4%	0.01	2.0%
検-10	エピクロロヒドリン	0.0004(P)	H27	45	48	1	0	2.2%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.0004	100.0%	ND	0%
			H28	54	44	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
検-11	塩化ビニル	0.002	H27	58	49	1	0	1.7%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.0002	10.0%	ND	0%
			H28	65	47	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
検-12	酢酸ビニル	－	H27	23	25	1	0	4.3%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.001	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
			H28	42	28	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
検-13	２，４－トルエンジアミン	－	H27	3	7	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
			H28	18	28	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
検-14	２，６－トルエンジアミン	－	H27	3	7	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
			H28	18	28	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
検-15	Ｎ，Ｎ－ジメチルアニリン	－	H27	54	55	1	0	1.9%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.001	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
			H28	46	32	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
検-16	スチレン	0.02	H27	61	63	0	0	0.0%	0.0%	1	0	1.6%	0.0%	0.001	5.0%	ND	0%
			H28	68	58	0	0	0.0%	0.0%	0	1	0.0%	1.7%	ND	0%	0.00001	0.1%
検-17	ダイオキシン類	1pgTEQ/L(P)	H27	406	285	58	0	14.3%	0.0%	270	250	66.5%	87.7%	1.5	150.0%	0.042	4.2%
			H28	315	270	48	1	15.2%	0.4%	249	233	79.0%	86.3%	25	2500.0%	0.18	18.0%

注）検出地点数と検出率が“－”のケースは、測定結果の回答がなかったケースを表す。
　　着色セルは、検出率が0%のケースを表す。

表 2-16　測定地点数、検出地点数及び検出率（2/9）

物質No.	物質名称	目標値(mg/L)	年度	測定地点数		《a》最大値が目標値の10%値（農薬は1%値、目標値がない項目は定量下限値）を超過して検出された地点				《b》最大値が定量下限値以上かつ目標値の10%値以下（農薬は1%値以下）で検出された地点（目標値がない項目は年最大値が定量下限値と等しい地点）				《c》最大値及び最大値の目標値に対する割合			
						検出地点数		検出率（測定地点数に対する割合）		検出地点数		検出率（測定地点数に対する割合）		原水		浄水	
				原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	濃度※(mg/L)	目標値に対する割合	濃度※(mg/L)	目標値に対する割合
検-18	トリエチレンテトラミン	－	H27	1	5	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
			H28	12	14	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
検-19	ノニルフェノール	0.3(P)	H27	95	106	3	0	3.2%	0.0%	1	1	1.1%	0.9%	0.1	33.3%	0.01	3.3%
			H28	92	89	1	0	1.1%	0.0%	1	1	1.1%	1.1%	0.1	33.3%	0.0001	0.0%
検-20	ビスフェノールＡ	0.1(P)	H27	83	110	0	0	0.0%	0.0%	14	1	16.9%	0.9%	0.01	10.0%	0.01	10.0%
			H28	93	91	0	0	0.0%	0.0%	13	5	14.0%	5.5%	0.01	10.0%	0.01	10.0%
検-21	ヒドラジン	－	H27	13	5	1	0	7.7%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.02	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
			H28	33	13	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
検-22	１，２－ブタジエン	－	H27	4	8	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
			H28	14	16	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
検-23	１，３－ブタジエン	－	H27	4	8	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
			H28	14	16	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
検-24	フタル酸ジ（ｎ－ブチル）	0.2(P)	H27	106	144	0	0	0.0%	0.0%	9	5	8.5%	3.5%	0.001	0.5%	0.0002	0.1%
		0.01	H28	114	160	2	2	1.8%	1.3%	4	0	3.5%	0.0%	0.003	30.0%	0.005	50.0%
検-25	フタル酸ブチルベンジル	0.5(P)	H27	104	143	0	0	0.0%	0.0%	1	0	1.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
		0.5	H28	113	160	0	0	0.0%	0.0%	1	1	0.9%	0.6%	0.002	0.4%	0.005	1.0%
検-26	ミクロキスチン－ＬＲ	0.0008(P)	H27	51	67	8	0	15.7%	0.0%	4	0	7.8%	0.0%	0.00087	108.8%	ND	0%
			H28	38	50	6	1	15.8%	2.0%	4	0	10.5%	0.0%	0.000447	55.9%	0.0008	100.0%
検-27	有機すず化合物	0.0006(P)	H27	6	12	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
		(TBTO)	H28	21	31	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
検-28	ブロモクロロ酢酸	－	H27	16	160	0	41	0.0%	25.6%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値ナシ	0.01	目標値ナシ
			H28	16	128	0	29	0.0%	22.7%	0	23	0.0%	18.0%	ND	目標値ナシ	0.005	目標値ナシ
検-29	ブロモジクロロ酢酸	－	H27	10	97	0	15	0.0%	15.5%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
			H28	10	81	0	13	0.0%	16.0%	0	7	0.0%	8.6%	ND	目標値ナシ	0.03	目標値ナシ
検-30	ジブロモクロロ酢酸	－	H27	10	83	0	1	0.0%	1.2%	0	2	0.0%	2.4%	ND	目標値ナシ	0.03	目標値ナシ
			H28	10	81	0	1	0.0%	1.2%	0	1	0.0%	1.2%	ND	目標値ナシ	0.03	目標値ナシ
検-31	ブロモ酢酸	－	H27	25	153	0	1	0.0%	0.7%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値ナシ	0.005	目標値ナシ
			H28	24	175	0	1	0.0%	0.6%	0	1	0.0%	0.6%	ND	目標値ナシ	0.005	目標値ナシ
検-32	ジブロモ酢酸	－	H27	16	139	0	22	0.0%	15.8%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値ナシ	0.005	目標値ナシ
			H28	16	128	0	15	0.0%	11.7%	0	8	0.0%	6.3%	ND	目標値ナシ	0.005	目標値ナシ
検-33	トリブロモ酢酸	－	H27	10	83	0	1	0.0%	1.2%	0	1	0.0%	1.2%	ND	目標値ナシ	0.03	目標値ナシ
			H28	10	81	0	0	0.0%	0.0%	0	1	0.0%	1.2%	ND	目標値ナシ	0.03	目標値ナシ
検-34	トリクロロアセトニトリル	－	H27	18	158	0	1	0.0%	0.6%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値ナシ	0.001	目標値ナシ
			H28	20	183	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値ナシ	0.001	目標値ナシ

注）検出地点数と検出率が“-”のケースは、測定結果の回答がなかったケースを表す。
　　着色セルは、検出率が0%のケースを表す。

表 2-16　測定地点数、検出地点数及び検出率（3/9）

物質No.	物質名称	目標値(mg/L)	年度	測定地点数		《a》最大値が目標値の10%値（農薬は1%値、目標値がない項目は定量下限値）を超過して検出された地点				《b》最大値が定量下限値以上かつ目標値の10%値以下（農薬は1%値以下）で検出された地点（目標値がない項目は年最大値が定量下限値と等しい地点）				《c》最大値及び最大値の目標値に対する割合			
						検出地点数		検出率（測定地点数に対する割合）		検出地点数		検出率（測定地点数に対する割合）		原水		浄水	
				原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	濃度※(mg/L)	目標値に対する割合	濃度※(mg/L)	目標値に対する割合
検-35	ブロモクロロアセトニトリル	－	H27	16	122	0	6	0.0%	4.9%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値ナシ	0.002	目標値ナシ
			H28	18	148	0	0	0.0%	0.0%	0	2	0.0%	1.4%	ND	目標値ナシ	0.001	目標値ナシ
検-36	ジブロモアセトニトリル	0.06	H27	29	169	0	0	0.0%	0.0%	0	9	0.0%	5.3%	ND	0%	0.002	3.3%
			H28	31	186	0	0	0.0%	0.0%	0	4	0.0%	2.2%	ND	0%	0.002	3.3%
検-37	アセトアルデヒド	－	H27	15	135	0	23	0.0%	17.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値ナシ	0.002	目標値ナシ
			H28	18	141	1	5	5.6%	3.5%	1	17	5.6%	12.1%	0.002	目標値ナシ	0.005	目標値ナシ
検-38	ＭＸ	0.001	H27	6	23	0	0	0.0%	0.0%	3	3	50.0%	13.0%	0.0000001	0.0%	0.0000003	0.0%
			H28	6	21	0	0	0.0%	0.0%	0	4	0.0%	19.0%	ND	0%	0.0001	10.0%
検-40	キシレン	0.4	H27	332	389	0	0	0.0%	0.0%	1	7	0.3%	1.8%	0.001	0.3%	0.002	0.5%
			H28	308	373	0	0	0.0%	0.0%	0	12	0.0%	3.2%	ND	0%	0.001	0.3%
検-41	過塩素酸	0.025	H27	47	61	3	2	6.4%	3.3%	11	14	23.4%	23.0%	0.0037	14.8%	0.0032	12.8%
			H28	42	54	1	0	2.4%	0.0%	11	14	26.2%	25.9%	0.0032	12.8%	0.0023	9.2%
検-42	パーフルオロオクタンスルホン酸（ＰＦＯＳ）	－	H27	150	175	9	8	6.0%	4.6%	30	32	20.0%	18.3%	0.00034	目標値ナシ	0.00014	目標値ナシ
			H28	91	112	4	0	4.4%	0.0%	5	5	5.5%	4.5%	0.007	目標値ナシ	0.000026	目標値ナシ
検-43	パーフルオロオクタン酸（ＰＦＯＡ）	－	H27	137	163	0	0	0.0%	0.0%	45	47	32.8%	28.8%	0.00012	目標値ナシ	0.000042	目標値ナシ
			H28	91	112	4	0	4.4%	0.0%	2	1	2.2%	0.9%	0.016	目標値ナシ	0.000024	目標値ナシ
検-44	Ｎ－ニトロソジメチルアミン（ＮＤＭＡ）	0.0001	H27	41	62	1	0	2.4%	0.0%	9	7	22.0%	11.3%	0.00001	10.0%	0.000004	4.0%
			H28	37	60	1	0	2.7%	0.0%	7	7	18.9%	11.7%	0.000011	11.0%	0.000005	5.0%
検-45	アニリン	0.02	H27	34	41	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H28	38	50	0	0	0.0%	0.0%	0	1	0.0%	2.0%	ND	0%	0.002	10.0%
検-46	キノリン	0.0001	H27	34	41	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H28	34	41	1	0	2.9%	0.0%	0	1	0.0%	2.4%	0.00003	30.0%	0.00001	10.0%
検-47	１，２，３－トリクロロベンゼン	0.02	H27	35	46	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H28	39	56	0	0	0.0%	0.0%	0	1	0.0%	1.8%	ND	0%	0.00003	0.2%
検-48	ニトリロ三酢酸（ＮＴＡ）	0.2	H27	34	41	0	0	0.0%	0.0%	6	0	17.6%	0.0%	0.0008	0.4%	ND	0%
			H28	34	39	0	0	0.0%	0.0%	4	1	11.8%	2.6%	0.0008	0.4%	0.02	10.0%

注）検出地点数と検出率が“－”のケースは、測定結果の回答がなかったケースを表す。
　　着色セルは、検出率が0%のケースを表す。

表 2-16　測定地点数、検出地点数及び検出率（4/9）

物質No.	物質名称	目標値(mg/L)	年度	測定地点数		《a》最大値が目標値の10%値（農薬は1%値、目標値がない項目は定量下限値）を超過して検出された地点				《b》最大値が定量下限値以上かつ目標値の10%値以下（農薬は1%値以下）で検出された地点（目標値がない項目は年最大値が定量下限値と等しい地点）				《c》最大値及び最大値の目標値に対する割合			
						検出地点数		検出率（測定地点数に対する割合）		検出地点数		検出率（測定地点数に対する割合）		原水		浄水	
				原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	濃度※(mg/L)	目標値に対する割合	濃度※(mg/L)	目標値に対する割合
要-001	アセタミプリド	0.2	H27	53	50	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H28	48	48	0	0	0.0%	0.0%	2	3	4.2%	6.3%	0.000037	0.0%	0.000058	0.0%
要-002	イミダクロプリド	0.1	H27	57	55	0	0	0.0%	0.0%	2	0	3.5%	0.0%	0.00002	0.0%	ND	0%
			H28	57	57	0	0	0.0%	0.0%	6	2	10.5%	3.5%	0.00003	0.0%	0.00004	0.0%
要-003	エチプロール	0.01	H27	7	3	0	0	0.0%	0.0%	3	0	42.9%	0.0%	0.00007	0.7%	ND	0%
			H28	12	7	0	0	0.0%	0.0%	1	0	8.3%	0.0%	0.00003	0.3%	ND	0%
要-004	クロロピクリン	—	H27	9	8	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
			H28	7	7	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
要-005	テブコナゾール	0.07	H27	53	47	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H28	46	44	0	0	0.0%	0.0%	4	2	8.7%	4.5%	0.000018	0.0%	0.000009	0.0%
要-006	パラチオンメチル	0.04	H27	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
			H28	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
要-007	ヒメキサゾール（ヒドロキシイソキサゾール）	0.1	H27	1	–	0	–	0.0%	–	0	–	0.0%	–	ND	0%	–	–
			H28	7	6	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
要-008	ピラクロホス	—	H27	42	37	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
			H28	34	34	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
要-009	フルスルファミド	—	H27	41	36	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
			H28	42	41	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
要-010	ブロマシル	—	H27	58	46	7	0	12.1%	0.0%	2	0	3.4%	0.0%	0.0001	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
		0.05	H28	43	43	0	0	0.0%	0.0%	3	0	7.0%	0.0%	0.00012	0.2%	ND	0%
要-011	ペントキサゾン	0.6	H27	23	18	0	0	0.0%	0.0%	2	0	8.7%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H28	40	40	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
要-012	ホサロン	—	H27	42	37	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
		0.005	H28	36	36	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
要-013	メタアルデヒド	0.06	H27	6	–	0	–	0.0%	–	1	–	16.7%	–	ND	0%	–	–
			H28	8	–	0	–	0.0%	–	0	–	0.0%	–	ND	0%	–	–
要-014	メトラクロール	0.2	H27	46	41	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H28	40	40	0	0	0.0%	0.0%	1	0	2.5%	0.0%	0.000015	0.0%	ND	0%

注）検出地点数と検出率が“–”のケースは、測定結果の回答がなかったケースを表す。
　　着色セルは、検出率が0%のケースを表す。

表 2-16　測定地点数、検出地点数及び検出率（5/9）

物質No.	物質名称	目標値(mg/L)	年度	測定地点数		《a》最大値が目標値の10%値（農薬は1%値、目標値がない項目は定量下限値）を超過して検出された地点				《b》最大値が定量下限値以上かつ目標値の10%値以下（農薬は1%値以下）で検出された地点（目標値がない項目は年最大値が定量下限値と等しい地点）				《c》最大値及び最大値の目標値に対する割合			
						検出地点数		検出率（測定地点数に対する割合）		検出地点数		検出率（測定地点数に対する割合）		原水		浄水	
				原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	濃度※(mg/L)	目標値に対する割合	濃度※(mg/L)	目標値に対する割合
他-001	２―クロロプロピオン酸メチル（ＭＣＰＭ）	―	H27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	目標値ナシ	-	目標値ナシ
			H28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	目標値ナシ	-	目標値ナシ
他-002	２，４―ＤＢ	―	H27	-	4	-	2	-	50.0%	-	0	-	0.0%	-	目標値ナシ	0.0003	目標値ナシ
			H28	-	1	-	1	-	100.0%	-	1	-	100.0%	-	目標値ナシ	0.0003	目標値ナシ
他-003	ＤＢＥＤＣ	―	H27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	目標値ナシ	-	目標値ナシ
			H28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	目標値ナシ	-	目標値ナシ
他-004	ＭＣＰＢ	0.08	H27	5	1	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H28	6	1	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-005	アシベンゾラルＳメチル	0.1 0.2	H27	24	19	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H28	26	26	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-006	アジムスルフロン	0.2	H27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			H28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
他-007	アミトロール	0.003	H27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			H28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
他-008	アメトリン	0.2	H27	32	27	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H28	26	26	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-009	イナベンフィド	0.3	H27	24	19	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H28	26	26	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-010	イマゾスルフロン	0.2	H27	26	23	0	0	0.0%	0.0%	4	0	15.4%	0.0%	0.00012	0%	ND	0%
			H28	24	16	0	0	0.0%	0.0%	1	0	4.2%	0.0%	0.00013	0.1%	ND	0%
他-011	ウニコナゾールＰ	0.04	H27	36	31	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H28	30	30	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-012	エトキシスルフロン	0.1	H27	28	21	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H28	30	26	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-013	エトベンザニド	0.1	H27	35	29	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H28	29	26	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-014	エンドタール	―	H27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			H28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
他-015	オキサジアルギル	0.02	H27	24	18	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H28	27	24	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-016	オキサミル	0.05	H27	24	19	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H28	26	26	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-017	オキソリニック酸	0.05	H27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			H28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

注）検出地点数と検出率が“-”のケースは、測定結果の回答がなかったケースを表す。
　　着色セルは、検出率が0%のケースを表す。

表 2-16　測定地点数、検出地点数及び検出率（6/9）

物質No.	物質名称	目標値(mg/L)	年度	測定地点数		《a》最大値が目標値の10%値（農薬は1%値、目標値がない項目は定量下限値）を超過して検出された地点				《b》最大値が定量下限値以上かつ目標値の10%値以下（農薬は1%値以下）で検出された地点（目標値がない項目は年最大値が定量下限値と等しい地点）				《c》最大値及び最大値の目標値に対する割合			
						検出地点数		検出率（測定地点数に対する割合）		検出地点数		検出率（測定地点数に対する割合）		原水		浄水	
				原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	濃度※(mg/L)	目標値に対する割合	濃度※(mg/L)	目標値に対する割合
他-018	キザロホップエチル	0.02	H27	24	19	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H28	24	24	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-019	クロチアニジン	0.2	H27	49	34	0	0	0.0%	0.0%	3	1	6.1%	2.9%	0.00002	0%	0.00001	0.0%
			H28	59	42	0	0	0.0%	0.0%	1	0	1.7%	0.0%	0.00002	0.0%	ND	0%
他-020	クロマフェノジド	0.7	H27	24	19	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H28	24	24	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-021	クロルタールジメチル（ＴＣＴＰ）	—	H27	36	31	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	目標値ナシ
			H28	28	28	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
他-022	クロルピリホスメチル	0.03	H27	39	33	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H28	33	30	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-023	シクロスルファムロン	0.08	H27	1	–	0	–	0.0%	–	0	–	0.0%	–	ND	–	–	–
			H28	1	–	0	–	0.0%	–	0	–	0.0%	–	ND	–	ND	–
他-024	ジクロフェンチオン（ＥＣＰ）	0.006	H27	36	31	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H28	28	28	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-025	シクロプロトリン	0.008	H27	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
			H28	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
他-026	ジクロメジン	0.05	H27	24	19	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H28	24	24	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-027	ジクロルプロップ	0.06	H27	24	19	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H28	26	26	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-028	ジコホル（ケルセン）	0.06	H27	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
			H28	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
他-029	シノスルフロン	0.2	H27	24	19	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H28	31	26	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-030	ジノテフラン	0.6	H27	50	41	0	0	0.0%	0.0%	8	2	16.0%	4.9%	0.001	0%	0.0002	0.0%
			H28	54	50	0	0	0.0%	0.0%	2	2	3.7%	4.0%	0.00017	0.0%	0.0002	0.0%
他-031	ジフェノコナゾール	0.02	H27	35	29	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H28	27	24	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-032	シフルトリン	0.05	H27	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	0%	–	–
			H28	0	0	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
他-033	ジフルベンズロン	0.03 0.05	H27	24	19	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H28	26	26	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-034	シプロコナゾール	0.02	H27	35	29	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H28	29	26	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%

注）検出地点数と検出率が“–”のケースは、測定結果の回答がなかったケースを表す。
　　着色セルは、検出率が0%のケースを表す。

表 2-16　測定地点数、検出地点数及び検出率（7/9）

物質No.	物質名称	目標値(mg/L)	年度	測定地点数		《a》最大値が目標値の10%値（農薬は1%値、目標値がない項目は定量下限値）を超過して検出された地点				《b》最大値が定量下限値以上かつ目標値の10%値以下（農薬は1%値以下）で検出された地点（目標値がない項目は年最大値が定量下限値と等しい地点）				《c》最大値及び最大値の目標値に対する割合			
						検出地点数		検出率（測定地点数に対する割合）		検出地点数		検出率（測定地点数に対する割合）		原水		浄水	
				原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	濃度※(mg/L)	目標値に対する割合	濃度※(mg/L)	目標値に対する割合
他-035	シプロジニル	0.07	H27	36	31	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H28	30	30	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-036	シペルメトリン	0.1	H27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			H28	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
他-037	シメコナゾール	0.02	H27	35	29	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H28	32	26	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-038	ジメチルビンホス	0.01	H27	32	27	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H28	26	26	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-039	シラフルオフェン	0.3	H27	35	22	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H28	37	25	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-040	シンメチリン	0.1	H27	32	27	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H28	26	26	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-041	スピノサド	0.06	H27	7	3	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H28	6	1	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-042	セトキシジム	0.4	H27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			H28	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
他-043	チアクロプリド	－	H27	43	37	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
			H28	38	35	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
他-044	チアメトキサム	0.05	H27	46	39	0	0	0.0%	0.0%	1	0	2.2%	0.0%	0.00005	0.1%	ND	0%
			H28	38	36	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-045	チオシクラム	0.03	H27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			H28	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
他-046	チフルザミド	0.04	H27	42	32	0	0	0.0%	0.0%	1	0	2.4%	0.0%	0.00002	0.1%	ND	0%
			H28	35	27	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-047	テクロフタラム	0.1	H27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			H28	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
他-048	テトラクロルビンホス（ＣＶＭＰ）	0.01	H27	32	27	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H28	26	26	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-049	テトラコナゾール	－ 0.01	H27	35	29	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
			H28	29	26	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-050	テブフェノジド	0.04	H27	36	25	0	0	0.0%	0.0%	3	0	8.3%	0.0%	0.00008	0.2%	ND	0%
			H28	36	25	0	0	0.0%	0.0%	1	0	2.8%	0.0%	0.0001	0.3%	ND	0%
他-051	トリネキサパックエチル	0.01	H27	23	17	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H28	28	22	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%

注）検出地点数と検出率が“-”のケースは、測定結果の回答がなかったケースを表す。
　　着色セルは、検出率が0%のケースを表す。

表 2-16　測定地点数、検出地点数及び検出率（8/9）

物質No.	物質名称	目標値(mg/L)	年度	測定地点数		《a》最大値が目標値の10%値（農薬は1%値、目標値がない項目は定量下限値）を超過して検出された地点				《b》最大値が定量下限値以上かつ目標値の10%値以下（農薬は1%値以下）で検出された地点（目標値がない項目は年最大値が定量下限値と等しい地点）				《c》最大値及び最大値の目標値に対する割合			
						検出地点数		検出率（測定地点数に対する割合）		検出地点数		検出率（測定地点数に対する割合）		原水		浄水	
				原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	濃度※(mg/L)	目標値に対する割合	濃度※(mg/L)	目標値に対する割合
他-052	トリフルミゾール	ー	H27	35	29	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
		0.04	H28	29	26	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-053	トルフェンピラド	0.01	H27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			H28	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
他-054	ナプロアニリド	0.02	H27	24	19	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H28	24	24	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-055	ニテンピラム	1.3	H27	34	29	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H28	35	35	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-056	パクロブトラゾール	0.05	H27	38	33	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H28	33	30	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-057	バリダマイシン	ー	H27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			H28	1	-	0	-	0.0%	-	0	-	0.0%	-	ND	目標値ナシ	-	-
他-058	ビスピリバック	0.03	H27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			H28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
他-059	ピメトロジン	0.03	H27	35	22	1	0	2.9%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.0003	1.0%	ND	0%
			H28	34	27	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-060	ピラゾスルフロンエチル	0.1	H27	36	29	0	0	0.0%	0.0%	1	0	2.8%	0.0%	0.00004	0.0%	ND	0%
		0.03	H28	36	31	0	0	0.0%	0.0%	1	1	2.8%	3.2%	0.0002	0.7%	0.00005	0.2%
他-061	ピリミノバックメチル	0.05	H27	45	39	0	0	0.0%	0.0%	4	4	8.9%	10.3%	0.00008	0.2%	0.00006	0.1%
			H28	38	35	0	0	0.0%	0.0%	4	4	10.5%	11.4%	0.000032	0.1%	0.000026	0.1%
他-062	ピリミホスメチル	0.06	H27	35	29	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H28	29	26	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-063	ピレトリン	0.1	H27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			H28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
他-064	フェノキサニル	0.02	H27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			H28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
他-065	フェンバレレート	0.05	H27	-	5	-	0	-	0.0%	-	0	-	0.0%	-	-	-	0%
		0.04	H28	0	5	-	0	-	0.0%	-	0	-	0.0%	-	-	ND	0%
他-066	フラチオカルブ	0.008	H27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			H28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
他-067	フラメトピル	0.02	H27	47	35	0	0	0.0%	0.0%	4	0	8.5%	0.0%	0.00008	0.4%	ND	0%
			H28	38	29	0	0	0.0%	0.0%	2	0	5.3%	0.0%	0.00002	0.1%	ND	0%
他-068	フルアジホップ	0.03	H27	27	21	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
		0.01	H28	29	26	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%

注）検出地点数と検出率が“-”のケースは、測定結果の回答がなかったケースを表す。
　　着色セルは、検出率が0%のケースを表す。

表 2-16　測定地点数、検出地点数及び検出率（9/9）

物質No.	物質名称	目標値(mg/L)	年度	測定地点数		《a》最大値が目標値の10%値（農薬は1%値、目標値がない項目は定量下限値）を超過して検出された地点				《b》最大値が定量下限値以上かつ目標値の10%値以下（農薬は1%値以下）で検出された地点（目標値がない項目は年最大値が定量下限値と等しい地点）				《c》最大値及び最大値の目標値に対する割合			
						検出地点数		検出率（測定地点数に対する割合）		検出地点数		検出率（測定地点数に対する割合）		原水		浄水	
				原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	濃度※(mg/L)	目標値に対する割合	濃度※(mg/L)	目標値に対する割合
他-069	プロパニル（ＤＣＰＡ）	0.04	H27	32	27	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H28	26	26	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-070	プロパホス	0.001	H27	36	31	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H28	30	30	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-071	プロパルギット（ＢＰＰＳ）	0.02	H27	15	15	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H28	15	13	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-072	プロヘキサジオン	0.5	H27	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
			H28	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
他-073	プロポキスル（ＰＨＣ）	0.2	H27	36	31	0	0	0.0%	0.0%	1	0	2.8%	0.0%	0.00001	0.0%	ND	0%
			H28	30	30	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-074	プロメトリン	0.06 0.08	H27	32	27	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H28	26	26	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-075	ペルメトリン	0.1	H27	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
			H28	0	0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
他-076	ベンスルタップ	0.09	H27	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
			H28	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
他-077	ベンダイオカルブ	0.009	H27	24	19	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H28	26	26	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-078	ホキシム	0.003	H27	24	19	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H28	24	24	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-079	ボスカリド	0.1	H27	36	29	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H28	32	27	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-080	ミルネブ（チアジアジン）	－	H27	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
			H28	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
他-081	メタミドホス	0.002	H27	24	18	0	0	0.0%	0.0%	2	0	8.3%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H28	21	22	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-082	メチルイソシアネート	0.006	H27	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
			H28	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
他-083	モノクロトホス	0.002	H27	24	19	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H28	24	24	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-084	リニュロン	0.02	H27	25	23	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H28	27	30	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%

注）検出地点数と検出率が“－”のケースは、測定結果の回答がなかったケースを表す。
　　着色セルは、検出率が0%のケースを表す。

2-2-3. 調査結果

1）最大値が目標値の 10%値（農薬は 1%値）を超過した地点及び項目

調査の対象とした水質測定結果のうち、原水あるいは浄水の最大値が目標値の 10%値（農薬においては 1%値）を超過した項目の一覧を表 2-17 に示す。

表 2-17　最大値が目標値の 10%値（農薬は 1%値）を超過した項目（H27・H28 の 2 年分）

物質No.	物質名称	目標値(mg/L)	該当する地点	
			原水	浄水
検-02	バリウム	0.7	■14%	■7%
検-04	モリブデン	0.07	■26%	■10%
検-10	エピクロロヒドリン	0.0004(P)	■100%	(ND)
検-11	塩化ビニル	0.002	■10%	(ND)
検-17	ダイオキシン類	1pgTEQ/L(P)	■2500%	■18%
検-19	ノニルフェノール	0.3(P)	■33%	■3%
検-24	フタル酸ジ（n－ブチル）	0.01	■30%	■50%
検-26	ミクロキスチン－LR	0.0008(P)	■109%	■100%
検-41	過塩素酸	0.025	■15%	■13%
検-44	N－ニトロソジメチルアミン（NDMA）	0.0001	■11%	■5%
検-46	キノリン	0.0001	■30%	■10%
他-059	ピメトロジン	0.03	■1%	(ND)

注）■の横の%値は、最大値の目標値に対する割合を表す

2）目標値のない項目の最大値

調査の対象とした水質測定結果のうち、目標値が設定されていない項目について、原水あるいは浄水の最大値の一覧を表 2-18 に示す（全ての測定結果が定量下限値未満であった項目と測定されていなかった項目を除く）。

表 2-18　目標値のない項目の最大値（H27・H28 の 2 年分）

物質No.	物質名称	採水年度	種別最大値（mg/L）	
			原水	浄水
検-01	銀	H27	0.001	ND
		H28	ND	ND
検-03	ビスマス	H27	0.001	0.001
		H28	0.01	ND
検-06	アクリル酸	H27	ND	0.002
		H28	ND	ND
検-12	酢酸ビニル	H27	0.001	ND
		H28	ND	ND
検-15	N，N－ジメチルアニリン	H27	0.001	ND
		H28	ND	ND
検-21	ヒドラジン	H27	0.02	ND
		H28	ND	ND
検-28	ブロモクロロ酢酸	H27	ND	0.01
		H28	ND	0.005
検-29	ブロモジクロロ酢酸	H27	ND	ND
		H28	ND	0.03
検-30	ジブロモクロロ酢酸	H27	ND	0.03
		H28	ND	0.03
検-31	ブロモ酢酸	H27	ND	0.005
		H28	ND	0.005
検-32	ジブロモ酢酸	H27	ND	0.005
		H28	ND	0.005
検-33	トリブロモ酢酸	H27	ND	0.03
		H28	ND	0.03
検-34	トリクロロアセトニトリル	H27	ND	0.001
		H28	ND	0.001
検-35	ブロモクロロアセトニトリル	H27	ND	0.002
		H28	ND	0.001
検-37	アセトアルデヒド	H27	ND	0.002
		H28	0.002	0.005
検-42	パーフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）	H27	0.00034	0.00014
		H28	0.007	0.000026
検-43	パーフルオロオクタン酸（PFOA）	H27	0.00012	0.000042
		H28	0.016	0.000024
他-002	2，4―DB	H27	－	0.0003
		H28	－	0.0003
他-057	バリダマイシン	H27	－	－
		H28	ND	－

3）最大値が定量下限値以上かつ目標値の 10%値（農薬は 1%値）以下であった項目

調査の対象とした水質測定結果のうち、原水あるいは浄水のそれぞれにおいて、全地点の最大値が定量下限値以上かつ目標値の 10%値（農薬においては 1%値）以下であった項目の一覧を表 2-19 に示す。

表 2-19　最大値が定量下限値以上かつ目標値の 10%値（農薬は 1%値）以下であった項目（H27・H28 の 2 年分）

物質No.	物質名称	目標値(mg/L)	該当する地点	
			原水	浄水
検-02	バリウム	0.7	(>10%)	■7%
検-04	モリブデン	0.07	(>10%)	■10%
検-05	アクリルアミド	0.0005	■0%	■10%
検-07	17－β －エストラジオール（E2）	0.00008(P)	■3%	■0%
検-09	エチレンジアミン四酢酸（EDTA）	0.5	■4%	■4%
検-16	スチレン	0.02	■5%	ND
検-17	ダイオキシン類	1pgTEQ/L(P)	(>10%)	(>10%)
検-19	ノニルフェノール	0.3(P)	(>10%)	■3%
検-20	ビスフェノールA	0.1(P)	■10%	■10%
検-24	フタル酸ジ（n－ブチル）	0.2(P)	(>10%)	(>10%)
検-25	フタル酸ブチルベンジル	0.5(P)	■0%	■1%
検-36	ジブロモアセトニトリル	0.06	■0%	■3%
検-38	MX	0.001	■0%	■10%
検-40	キシレン	0.4	■0%	■1%
検-41	過塩素酸	0.025	(>10%)	■9%
検-44	N－ニトロソジメチルアミン（NDMA）	0.0001	(>10%)	■5%
検-45	アニリン	0.02	■0%	■10%
検-46	キノリン	0.0001	(>10%)	■10%
検-47	1，2，3－トリクロロベンゼン	0.02	■0%	■0%
検-48	ニトリロ三酢酸（NTA）	0.2	■0%	■10%
要-001	アセタミプリド	0.2	■0%	■0%
要-002	イミダクロプリド	0.1	■0%	■0%
要-003	エチプロール	0.01	■1%	(ND)
要-005	テブコナゾール	0.07	■0%	■0%
要-010	ブロマシル	0.05	■0%	■0%
要-014	メトラクロール	0.2	■0%	■0%
他-010	イマゾスルフロン	0.2	■0%	■0%
他-019	クロチアニジン	0.2	■0%	■0%
他-030	ジノテフラン	0.6	■0%	■0%
他-044	チアメトキサム	0.05	■0%	(ND)
他-046	チフルザミド	0.04	■0%	(ND)
他-050	テブフェノジド	0.04	■0%	■0%
他-060	ピラゾスルフロンエチル	0.03	■1%	■0%
他-061	ピリミノバックメチル	0.05	■0%	■0%
他-067	フラメトピル	0.02	■0%	■0%
他-073	プロポキスル（PHC）	0.2	■0%	(ND)

注）■の横の%値は、最大値の目標値に対する割合を表す

4）全ての測定結果が定量下限値未満であった項目

調査の対象とした水質測定結果のうち、原水あるいは浄水のそれぞれにおいて、全ての測定結果が定量下限値未満であった項目の一覧を表 2-20 に示す。

表 2-20　全ての測定結果が定量下限値未満であった項目の一覧表(H27・H28 の 2 年分)(1/2)

物質No.	物質名称	目標値(mg/L)	該当する地点	
			原水	浄水
検-08	エチニルーエストラジオール(EE2)	0.00002(P)	■	■
検-13	2，4ートルエンジアミン	―	■	■
検-14	2，6ートルエンジアミン	―	■	■
検-18	トリエチレンテトラミン	―	■	■
検-22	1，2ーブタジエン	―	■	■
検-23	1，3ーブタジエン	―	■	■
検-27	有機すず化合物	0.0006(P)(TBTO)	■	■
要-004	クロロピクリン	―	■	■
要-007	ヒメキサゾール(ヒドロキシイソキサゾール)	0.1	■	■
要-008	ピラクロホス	―	■	■
要-009	フルスルファミド	―	■	■
要-011	ペントキサゾン	0.6	■	■
要-012	ホサロン	0.005	■	■
要-013	メタアルデヒド	0.06	■	(未測定)
他-004	MCPB	0.08	■	■
他-005	アシベンゾラルSメチル	0.2	■	■
他-008	アメトリン	0.2	■	■
他-009	イナベンフィド	0.3	■	■
他-011	ウニコナゾールP	0.04	■	■
他-012	エトキシスルフロン	0.1	■	■
他-013	エトベンザニド	0.1	■	■
他-015	オキサジアルギル	0.02	■	■
他-016	オキサミル	0.05	■	■
他-018	キザロホップエチル	0.02	■	■
他-020	クロマフェノジド	0.7	■	■
他-021	クロルタールジメチル(TCTP)	―	■	■
他-022	クロルピリホスメチル	0.03	■	■
他-023	シクロスルファムロン	0.08	■	■
他-024	ジクロフェンチオン(ECP)	0.006	■	■
他-026	ジクロメジン	0.05	■	■
他-027	ジクロルプロップ	0.06	■	■
他-029	シノスルフロン	0.2	■	■
他-031	ジフェノコナゾール	0.02	■	■
他-033	ジフルベンズロン	0.05	■	■
他-034	シプロコナゾール	0.02	■	■
他-035	シプロジニル	0.07	■	■
他-037	シメコナゾール	0.02	■	■
他-038	ジメチルビンホス	0.01	■	■
他-039	シラフルオフェン	0.3	■	■
他-040	シンメチリン	0.1	■	■
他-041	スピノサド	0.06	■	■
他-043	チアクロプリド	―	■	■
他-048	テトラクロルビンホス(CVMP)	0.01	■	■
他-049	テトラコナゾール	0.01	■	■
他-051	トリネキサパックエチル	0.01	■	■
他-052	トリフルミゾール	0.04	■	■
他-054	ナプロアニリド	0.02	■	■
他-055	ニテンピラム	1.3	■	■
他-056	パクロブトラゾール	0.05	■	■
他-062	ピリミホスメチル	0.06	■	■
他-068	フルアジホップ	0.01	■	■
他-069	プロパニル(DCPA)	0.04	■	■
他-070	プロパホス	0.001	■	■

表 2-20　全ての測定結果が定量下限値未満であった項目の一覧表（H27・H28 の 2 年分）(2/2)

物質No.	物質名称	目標値(mg/L)	該当する地点	
			原水	浄水
他-071	プロパルギット(BPPS)	0.02	■	■
他-074	プロメトリン	0.08	■	■
他-077	ベンダイオカルブ	0.009	■	■
他-078	ホキシム	0.003	■	■
他-079	ボスカリド	0.1	■	■
他-081	メタミドホス	0.002	■	■
他-083	モノクロトホス	0.002	■	■
他-084	リニュロン	0.02	■	■

5）測定されていなかった項目

本調査において回答のあった全ての水道事業者において測定されていなかった項目の一覧を表 2-21 に示す。

表 2-21　測定されていなかった項目（H27・H28 の 2 年分）

物質№	物質名称	目標値（mg/L）
要-006	パラチオンメチル	0.04
他-001	2―クロロプロピオン酸メチル（MCPM）	―
他-003	DBEDC	―
他-006	アジムスルフロン	0.2
他-007	アミトロール	0.003
他-014	エンドタール	―
他-017	オキソリニック酸	0.05
他-025	シクロプロトリン	0.008
他-028	ジコホル（ケルセン）	0.06
他-032	シフルトリン	0.05
他-036	シペルメトリン	0.1
他-042	セトキシジム	0.4
他-045	チオシクラム	0.03
他-047	テクロフタラム	0.1
他-053	トルフェンピラド	0.01
他-057	バリダマイシン	―
他-058	ビスピリバック	0.03
他-063	ピレトリン	0.1
他-064	フェノキサニル	0.02
他-066	フラチオカルブ	0.008
他-072	プロヘキサジオン	0.5
他-075	ペルメトリン	0.1
他-076	ベンスルタップ	0.09
他-080	ミルネブ（チアジアジン）	―
他-082	メチルイソシアネート	0.006

2-2-4. 測定値の度数分布表

調査の対象とした水質測定結果のうち、最大値について作成した度数分布表を表 2-22～表 2-41 に示す。なお、水質階級の設定について、要検討項目は 10%から 100%まで 10%刻み、農薬類については 1、2、3、5、7、10、30、50、70、100%刻みで集計を行った。また、目標値が設定されていない項目については、濃度の分布状況のみを示した。

・要検討項目---------- 表 2-22～表 2-28
・要検討農薬類---------- 表 2-29～表 2-30
・その他農薬類
表 2-31～表 2-42

表 2-22　測定値（最大値）の度数分布表（要検討項目・その 1）

検-01　銀及びその化合物

年度	浄水/原水の別	測定地点数	度数分布表（mg／L）											
			ND	≦0.001	≦0.002	≦0.003	≦0.004	≦0.005	≦0.006	≦0.007	≦0.008	≦0.009	≦0.01	＞0.01
H27	原水	102	101	1										
	浄水	129	129											
H28	原水	97	97											
	浄水	135	135											

ND：定量下限値未満

検-02　バリウム及びその化合物

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.7mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			10%未満	10%	10%超過20%以下	20%超過30%以下	30%超過40%以下	40%超過50%以下	50%超過60%以下	60%超過70%以下	70%超過80%以下	80%超過90%以下	90%超過100%以下	100%超過
			＜0.07	0.07	≦0.14	≦0.21	≦0.28	≦0.35	≦0.42	≦0.49	≦0.56	≦0.63	≦0.7	＞0.7
H27	原水	129	125	4										
	浄水	161	161											
H28	原水	123	120		3									
	浄水	168	168											

検-03　ビスマス及びその化合物

年度	浄水/原水の別	測定地点数	度数分布表（mg／L）											
			ND	≦0.001	≦0.002	≦0.003	≦0.004	≦0.005	≦0.006	≦0.007	≦0.008	≦0.009	≦0.01	＞0.01
H27	原水	89	87	2										
	浄水	112	111	1										
H28	原水	91	90										1	
	浄水	129	129											

ND：定量下限値未満

検-04　モリブデン及びその化合物

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.07mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			10%未満	10%	10%超過20%以下	20%超過30%以下	30%超過40%以下	40%超過50%以下	50%超過60%以下	60%超過70%以下	70%超過80%以下	80%超過90%以下	90%超過100%以下	100%超過
			＜0.007	0.007	≦0.014	≦0.021	≦0.028	≦0.035	≦0.042	≦0.049	≦0.056	≦0.063	≦0.07	＞0.07
H27	原水	379	377	1	1									
	浄水	423	423											
H28	原水	333	330		2	1								
	浄水	412	411	1										

検-05　アクリルアミド

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.0005mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			10%未満	10%	10%超過20%以下	20%超過30%以下	30%超過40%以下	40%超過50%以下	50%超過60%以下	60%超過70%以下	70%超過80%以下	80%超過90%以下	90%超過100%以下	100%超過
			＜0.00005	0.00005	≦0.0001	≦0.00015	≦0.0002	≦0.00025	≦0.0003	≦0.00035	≦0.0004	≦0.00045	≦0.0005	＞0.0005
H27	原水	61	61											
	浄水	78	78											
H28	原水	43	43											
	浄水	55	54	1										

検-06　アクリル酸

年度	浄水/原水の別	測定地点数	度数分布表（mg／L）											
			ND	≦0.0002	≦0.0004	≦0.0006	≦0.0008	≦0.001	≦0.0012	≦0.0014	≦0.0016	≦0.0018	≦0.002	＞0.002
H27	原水	9	9											
	浄水	24	23											1
H28	原水	19	19											
	浄水	29	29											

ND：定量下限値未満

検-07　17－β －エストラジオール

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.00008mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			10%未満	10%	10%超過20%以下	20%超過30%以下	30%超過40%以下	40%超過50%以下	50%超過60%以下	60%超過70%以下	70%超過80%以下	80%超過90%以下	90%超過100%以下	100%超過
			＜0.000008	0.000008	≦0.000016	≦0.000024	≦0.000032	≦0.00004	≦0.000048	≦0.000056	≦0.000064	≦0.000072	≦0.00008	＞0.00008
H27	原水	35	35											
	浄水	51	51											
H28	原水	35	35											
	浄水	48	48											

表 2-23　測定値（最大値）の度数分布表（要検討項目・その 2）

検-08　エチニルーエストラジオール

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.00002mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			10%未満	10%	10%超過20%以下	20%超過30%以下	30%超過40%以下	40%超過50%以下	50%超過60%以下	60%超過70%以下	70%超過80%以下	80%超過90%以下	90%超過100%以下	100%超過
			＜0.000002	0.000002	≦0.000004	≦0.000006	≦0.000008	≦0.00001	≦0.000012	≦0.000014	≦0.000016	≦0.000018	≦0.00002	＞0.00002
H27	原水	33	33											
	浄水	50	50											
H28	原水	33	33											
	浄水	47	47											

検-09　エチレンジアミン四酢酸（EDTA）

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.5mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			10%未満	10%	10%超過20%以下	20%超過30%以下	30%超過40%以下	40%超過50%以下	50%超過60%以下	60%超過70%以下	70%超過80%以下	80%超過90%以下	90%超過100%以下	100%超過
			＜0.05	0.05	≦0.1	≦0.15	≦0.2	≦0.25	≦0.3	≦0.35	≦0.4	≦0.45	≦0.5	＞0.5
H27	原水	48	48											
	浄水	40	40											
H28	原水	58	58											
	浄水	39	39											

検-10　エピクロロヒドリン

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.0004mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			10%未満	10%	10%超過20%以下	20%超過30%以下	30%超過40%以下	40%超過50%以下	50%超過60%以下	60%超過70%以下	70%超過80%以下	80%超過90%以下	90%超過100%以下	100%超過
			＜0.00004	0.00004	≦0.00008	≦0.00012	≦0.00016	≦0.0002	≦0.00024	≦0.00028	≦0.00032	≦0.00036	≦0.0004	＞0.0004
H27	原水	44	43											1
	浄水	48	48											
H28	原水	54	54											
	浄水	44	44											

検-11　塩化ビニル

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.002mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			10%未満	10%	10%超過20%以下	20%超過30%以下	30%超過40%以下	40%超過50%以下	50%超過60%以下	60%超過70%以下	70%超過80%以下	80%超過90%以下	90%超過100%以下	100%超過
			＜0.0002	0.0002	≦0.0004	≦0.0006	≦0.0008	≦0.001	≦0.0012	≦0.0014	≦0.0016	≦0.0018	≦0.002	＞0.002
H27	原水	57	56	1										
	浄水	49	49											
H28	原水	65	65											
	浄水	47	47											

検-12　酢酸ビニル

年度	浄水/原水の別	測定地点数	度数分布表（mg／L）											
			ND	≦0.00001	≦0.00002	≦0.00003	≦0.00004	≦0.00005	≦0.00006	≦0.00007	≦0.00008	≦0.00009	≦0.0001	＞0.0001
H27	原水	22	21											1
	浄水	25	25											
H28	原水	42	42											
	浄水	28	28											

ND：定量下限値未満

検-13　2，4－トルエンジアミン

年度	浄水/原水の別	測定地点数	度数分布表（mg／L）											
			ND	≦0.00005	≦0.0001	≦0.00015	≦0.0002	≦0.00025	≦0.0003	≦0.00035	≦0.0004	≦0.00045	≦0.0005	＞0.0005
H27	原水	3	3											
	浄水	7	7											
H28	原水	18	18											
	浄水	28	28											

ND：定量下限値未満

検-14　2，6－トルエンジアミン

年度	浄水/原水の別	測定地点数	度数分布表（mg／L）											
			ND	≦0.00005	≦0.0001	≦0.00015	≦0.0002	≦0.00025	≦0.0003	≦0.00035	≦0.0004	≦0.00045	≦0.0005	＞0.0005
H27	原水	3	3											
	浄水	7	7											
H28	原水	18	18											
	浄水	28	28											

ND：定量下限値未満

表 2-24　測定値（最大値）の度数分布表（要検討項目・その 3）

検-15　N, N－ジメチルアニリン

年度	浄水/原水の別	測定地点数	度数分布表（mg／L）											
			ND	≦0.00001	≦0.00002	≦0.00003	≦0.00004	≦0.00005	≦0.00006	≦0.00007	≦0.00008	≦0.00009	≦0.0001	＞0.0001
H27	原水	53	52											1
	浄水	55	55											
H28	原水	46	46											
	浄水	32	32											

ND：定量下限値未満

検-16　スチレン

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.02mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			10%未満	10%	10%超過20%以下	20%超過30%以下	30%超過40%以下	40%超過50%以下	50%超過60%以下	60%超過70%以下	70%超過80%以下	80%超過90%以下	90%超過100%以下	100%超過
			＜0.002	0.002	≦0.004	≦0.006	≦0.008	≦0.01	≦0.012	≦0.014	≦0.016	≦0.018	≦0.02	＞0.02
H27	原水	61	61											
	浄水	63	63											
H28	原水	68	68											
	浄水	58	58											

検-17　ダイオキシン類

年度	浄水/原水の別	測定地点数	1pg－TEQ／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：pg－TEQ／L）											
			10%未満	10%	10%超過20%以下	20%超過30%以下	30%超過40%以下	40%超過50%以下	50%超過60%以下	60%超過70%以下	70%超過80%以下	80%超過90%以下	90%超過100%以下	100%超過
			＜0.1	0.1	≦0.2	≦0.3	≦0.4	≦0.5	≦0.6	≦0.7	≦0.8	≦0.9	≦1	＞1
H27	原水	348	290	31	6	6	8		2	1		2		2
	浄水	285	285											
H28	原水	315	261	6	22	16	6	2						2
	浄水	270	269		1									

検-18　トリエチレンテトラミン

年度	浄水/原水の別	測定地点数	度数分布表（mg／L）											
			ND	≦0.001	≦0.002	≦0.003	≦0.004	≦0.005	≦0.006	≦0.007	≦0.008	≦0.009	≦0.01	＞0.01
H27	原水	1	1											
	浄水	5	5											
H28	原水	12	12											
	浄水	14	14											

ND：定量下限値未満

検-19　ノニルフェノール

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.3mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			10%未満	10%	10%超過20%以下	20%超過30%以下	30%超過40%以下	40%超過50%以下	50%超過60%以下	60%超過70%以下	70%超過80%以下	80%超過90%以下	90%超過100%以下	100%超過
			＜0.03	0.03	≦0.06	≦0.09	≦0.12	≦0.15	≦0.18	≦0.21	≦0.24	≦0.27	≦0.3	＞0.3
H27	原水	92	89	1		2								
	浄水	106	106											
H28	原水	92	91				1							
	浄水	89	89											

検-20　ビスフェノールA

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.1mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			10%未満	10%	10%超過20%以下	20%超過30%以下	30%超過40%以下	40%超過50%以下	50%超過60%以下	60%超過70%以下	70%超過80%以下	80%超過90%以下	90%超過100%以下	100%超過
			＜0.01	0.01	≦0.02	≦0.03	≦0.04	≦0.05	≦0.06	≦0.07	≦0.08	≦0.09	≦0.1	＞0.1
H27	原水	83	83											
	浄水	110	110											
H28	原水	93	92	1										
	浄水	91	90	1										

検-21　ヒドラジン

年度	浄水/原水の別	測定地点数	度数分布表（mg／L）											
			ND	≦0.0005	≦0.001	≦0.0015	≦0.002	≦0.0025	≦0.003	≦0.0035	≦0.004	≦0.0045	≦0.005	＞0.005
H27	原水	12	11											1
	浄水	5	5											
H28	原水	33	33											
	浄水	13	13											

ND：定量下限値未満

表 2-25　測定値（最大値）の度数分布表（要検討項目・その 4）

検-22　1，2－ブタジエン

年度	浄水/原水の別	測定地点数	度数分布表（mg／L）											
			ND	≦0.000001	≦0.000002	≦0.000003	≦0.000004	≦0.000005	≦0.000006	≦0.000007	≦0.000008	≦0.000009	≦0.00001	＞0.00001
H27	原水	4	4											
	浄水	8	8											
H28	原水	14	14											
	浄水	16	16											

ND：定量下限値未満

検-23　1，3－ブタジエン

年度	浄水/原水の別	測定地点数	度数分布表（mg／L）											
			ND	≦0.000001	≦0.000002	≦0.000003	≦0.000004	≦0.000005	≦0.000006	≦0.000007	≦0.000008	≦0.000009	≦0.00001	＞0.00001
H27	原水	4	4											
	浄水	8	8											
H28	原水	14	14											
	浄水	16	16											

ND：定量下限値未満

検-24　フタル酸ジ（n－ブチル）

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.01mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			10%未満	10%	10%超過20%以下	20%超過30%以下	30%超過40%以下	40%超過50%以下	50%超過60%以下	60%超過70%以下	70%超過80%以下	80%超過90%以下	90%超過100%以下	100%超過
			＜0.001	0.001	≦0.002	≦0.003	≦0.004	≦0.005	≦0.006	≦0.007	≦0.008	≦0.009	≦0.01	＞0.01
H27	原水	106	106											
	浄水	144	144											
H28	原水	114	112			2								
	浄水	160	158				1	1						

検-25　フタル酸ブチルベンジル

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.5mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			10%未満	10%	10%超過20%以下	20%超過30%以下	30%超過40%以下	40%超過50%以下	50%超過60%以下	60%超過70%以下	70%超過80%以下	80%超過90%以下	90%超過100%以下	100%超過
			＜0.05	0.05	≦0.1	≦0.15	≦0.2	≦0.25	≦0.3	≦0.35	≦0.4	≦0.45	≦0.5	＞0.5
H27	原水	104	104											
	浄水	143	143											
H28	原水	113	113											
	浄水	160	160											

検-26　ミクロキスチン－LR

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.0008mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			10%未満	10%	10%超過20%以下	20%超過30%以下	30%超過40%以下	40%超過50%以下	50%超過60%以下	60%超過70%以下	70%超過80%以下	80%超過90%以下	90%超過100%以下	100%超過
			＜0.00008	0.00008	≦0.00016	≦0.00024	≦0.00032	≦0.0004	≦0.00048	≦0.00056	≦0.00064	≦0.00072	≦0.0008	＞0.0008
H27	原水	43	35	2	1		1			1	1	1		1
	浄水	67	67											
H28	原水	38	32		3	1	1		1					
	浄水	50	49										1	

検-27　有機すず化合物

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.0006mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			10%未満	10%	10%超過20%以下	20%超過30%以下	30%超過40%以下	40%超過50%以下	50%超過60%以下	60%超過70%以下	70%超過80%以下	80%超過90%以下	90%超過100%以下	100%超過
			＜0.00006	0.00006	≦0.00012	≦0.00018	≦0.00024	≦0.0003	≦0.00036	≦0.00042	≦0.00048	≦0.00054	≦0.0006	＞0.0006
H27	原水	6	6											
	浄水	12	12											
H28	原水	21	21											
	浄水	31	31											

検-28　ブロモクロロ酢酸

年度	浄水/原水の別	測定地点数	度数分布表（mg／L）											
			ND	≦0.001	≦0.002	≦0.003	≦0.004	≦0.005	≦0.006	≦0.007	≦0.008	≦0.009	≦0.01	＞0.01
H27	原水	16	16											
	浄水	119	78	12	18	6	4							1
H28	原水	16	16											
	浄水	128	78	21	9	12	5	3						

ND：定量下限値未満

表 2-26　測定値（最大値）の度数分布表（要検討項目・その 5）

検-29 ブロモジクロロ酢酸

年度	浄水/原水の別	測定地点数	度数分布表（mg／L）											
			ND	≦0.001	≦0.002	≦0.003	≦0.004	≦0.005	≦0.006	≦0.007	≦0.008	≦0.009	≦0.01	＞0.01
H27	原水	10	10											
	浄水	82	67	3	6	4			1					1
H28	原水	10	10											
	浄水	81	67	1	9	2	1	1						

ND：定量下限値未満

検-30 ジブロモクロロ酢酸

年度	浄水/原水の別	測定地点数	度数分布表（mg／L）											
			ND	≦0.003	≦0.006	≦0.009	≦0.012	≦0.015	≦0.018	≦0.021	≦0.024	≦0.027	≦0.03	＞0.03
H27	原水	10	10											
	浄水	82	81											1
H28	原水	10	10											
	浄水	81	79	1		1								

ND：定量下限値未満

検-31 ブロモ酢酸

年度	浄水/原水の別	測定地点数	度数分布表（mg／L）											
			ND	≦0.0005	≦0.001	≦0.0015	≦0.002	≦0.0025	≦0.003	≦0.0035	≦0.004	≦0.0045	≦0.005	＞0.005
H27	原水	25	25											
	浄水	152	151											1
H28	原水	24	24											
	浄水	175	174		1									

ND：定量下限値未満

検-32 ジブロモ酢酸

年度	浄水/原水の別	測定地点数	度数分布表（mg／L）											
			ND	≦0.001	≦0.002	≦0.003	≦0.004	≦0.005	≦0.006	≦0.007	≦0.008	≦0.009	≦0.01	＞0.01
H27	原水	16	16											
	浄水	117	95	10	7	3	1	1						
H28	原水	16	16											
	浄水	128	106	7	10	4	1							

ND：定量下限値未満

検-33 トリブロモ酢酸

年度	浄水/原水の別	測定地点数	度数分布表（mg／L）											
			ND	≦0.005	≦0.01	≦0.015	≦0.02	≦0.025	≦0.03	≦0.035	≦0.04	≦0.045	≦0.05	＞0.05
H27	原水	10	10											
	浄水	82	81						1					
H28	原水	10	10											
	浄水	81	80	1										

ND：定量下限値未満

検-34 トリクロロアセトニトリル

年度	浄水/原水の別	測定地点数	度数分布表（mg／L）											
			ND	≦0.001	≦0.002	≦0.003	≦0.004	≦0.005	≦0.006	≦0.007	≦0.008	≦0.009	≦0.01	＞0.01
H27	原水	18	18											
	浄水	157	156	1										
H28	原水	20	20											
	浄水	183	183											

ND：定量下限値未満

検-35 ブロモクロロアセトニトリル

年度	浄水/原水の別	測定地点数	度数分布表（mg／L）											
			ND	≦0.001	≦0.002	≦0.003	≦0.004	≦0.005	≦0.006	≦0.007	≦0.008	≦0.009	≦0.01	＞0.01
H27	原水	16	16											
	浄水	116	110	5	1									
H28	原水	18	18											
	浄水	148	146	2										

ND：定量下限値未満

表 2-27　測定値（最大値）の度数分布表（要検討項目・その 6）

検-36　ジブロモアセトニトリル

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.06mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			10%未満	10%	10%超過20%以下	20%超過30%以下	30%超過40%以下	40%超過50%以下	50%超過60%以下	60%超過70%以下	70%超過80%以下	80%超過90%以下	90%超過100%以下	100%超過
			＜0.006	0.006	≦0.012	≦0.018	≦0.024	≦0.03	≦0.036	≦0.042	≦0.048	≦0.054	≦0.06	＞0.06
H27	原水	29	29											
	浄水	169	169											
H28	原水	31	31											
	浄水	186	186											

検-37　アセトアルデヒド

年度	浄水/原水の別	測定地点数	度数分布表（mg／L）											
			ND	≦0.001	≦0.002	≦0.003	≦0.004	≦0.005	≦0.006	≦0.007	≦0.008	≦0.009	≦0.01	＞0.01
H27	原水	15	15											
	浄水	112	89	4	19									
H28	原水	18	17		1									
	浄水	141	119	17	4			1						

ND：定量下限値未満

検-38　MX

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.001mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			10%未満	10%	10%超過20%以下	20%超過30%以下	30%超過40%以下	40%超過50%以下	50%超過60%以下	60%超過70%以下	70%超過80%以下	80%超過90%以下	90%超過100%以下	100%超過
			＜0.0001	0.0001	≦0.0002	≦0.0003	≦0.0004	≦0.0005	≦0.0006	≦0.0007	≦0.0008	≦0.0009	≦0.001	＞0.001
H27	原水	6	6											
	浄水	23	23											
H28	原水	6	6											
	浄水	21	20	1										

検-39

年度	浄水/原水の別	測定地点数	00に対する度数分布表（上段：%　下段：0）											
			10%未満	10%	10%超過20%以下	20%超過30%以下	30%超過40%以下	40%超過50%以下	50%超過60%以下	60%超過70%以下	70%超過80%以下	80%超過90%以下	90%超過100%以下	100%超過
			ND	≦0	≦0	≦0	≦0	≦0	≦0	≦0	≦0	≦0	≦0	＞0
H27	原水	9	9											
	浄水	8	8											
H28	原水	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A
	浄水	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A

検-40　キシレン

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.4mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			10%未満	10%	10%超過20%以下	20%超過30%以下	30%超過40%以下	40%超過50%以下	50%超過60%以下	60%超過70%以下	70%超過80%以下	80%超過90%以下	90%超過100%以下	100%超過
			＜0.04	0.04	≦0.08	≦0.12	≦0.16	≦0.2	≦0.24	≦0.28	≦0.32	≦0.36	≦0.4	＞0.4
H27	原水	332	332											
	浄水	389	389											
H28	原水	308	308											
	浄水	373	373											

検-41　過塩素酸

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.025mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			10%未満	10%	10%超過20%以下	20%超過30%以下	30%超過40%以下	40%超過50%以下	50%超過60%以下	60%超過70%以下	70%超過80%以下	80%超過90%以下	90%超過100%以下	100%超過
			＜0.0025	0.0025	≦0.005	≦0.0075	≦0.01	≦0.0125	≦0.015	≦0.0175	≦0.02	≦0.0225	≦0.025	＞0.025
H27	原水	44	41	3										
	浄水	59	57	2										
H28	原水	42	41		1									
	浄水	54	54											

検-42　パーフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）

年度	浄水/原水の別	測定地点数	度数分布表（mg／L）											
			ND	≦0.00003	≦0.00006	≦0.00009	≦0.00012	≦0.00015	≦0.00018	≦0.00021	≦0.00024	≦0.00027	≦0.0003	＞0.0003
H27	原水	141	132	2	4	2								1
	浄水	167	159	4	3		1							
H28	原水	91	68	19	1									3
	浄水	112	91	21										

ND：定量下限値未満

表 2-28　測定値（最大値）の度数分布表（要検討項目・その 7）

検-43　パーフルオロオクタン酸（PFOA）

年度	浄水/原水の別	測定地点数	度数分布表（mg／L）											
			ND	≦0.001	≦0.002	≦0.003	≦0.004	≦0.005	≦0.006	≦0.007	≦0.008	≦0.009	≦0.01	＞0.01
H27	原水	137	137											
	浄水	163	163											
H28	原水	91	54	33				2				1		1
	浄水	112	81	31										

ND：定量下限値未満

検-44　Ｎ－ニトロソジメチルアミン（NDMA）

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.0001mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			10%未満	10%	10%超過20%以下	20%超過30%以下	30%超過40%以下	40%超過50%以下	50%超過60%以下	60%超過70%以下	70%超過80%以下	80%超過90%以下	90%超過100%以下	100%超過
			＜0.00001	0.00001	≦0.00002	≦0.00003	≦0.00004	≦0.00005	≦0.00006	≦0.00007	≦0.00008	≦0.00009	≦0.0001	＞0.0001
H27	原水	40	39	1										
	浄水	62	62											
H28	原水	37	35	1	1									
	浄水	60	60											

検-45　アニリン

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.02mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			10%未満	10%	10%超過20%以下	20%超過30%以下	30%超過40%以下	40%超過50%以下	50%超過60%以下	60%超過70%以下	70%超過80%以下	80%超過90%以下	90%超過100%以下	100%超過
			＜0.002	0.002	≦0.004	≦0.006	≦0.008	≦0.01	≦0.012	≦0.014	≦0.016	≦0.018	≦0.02	＞0.02
H27	原水	34	34											
	浄水	41	41											
H28	原水	38	38											
	浄水	50	49	1										

検-46　キノリン

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.0001mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			10%未満	10%	10%超過20%以下	20%超過30%以下	30%超過40%以下	40%超過50%以下	50%超過60%以下	60%超過70%以下	70%超過80%以下	80%超過90%以下	90%超過100%以下	100%超過
			＜0.00001	0.00001	≦0.00002	≦0.00003	≦0.00004	≦0.00005	≦0.00006	≦0.00007	≦0.00008	≦0.00009	≦0.0001	＞0.0001
H27	原水	34	34											
	浄水	41	41											
H28	原水	34	33			1								
	浄水	41	40	1										

検-47　1，2，3－トリクロロベンゼン

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.02mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			10%未満	10%	10%超過20%以下	20%超過30%以下	30%超過40%以下	40%超過50%以下	50%超過60%以下	60%超過70%以下	70%超過80%以下	80%超過90%以下	90%超過100%以下	100%超過
			＜0.002	0.002	≦0.004	≦0.006	≦0.008	≦0.01	≦0.012	≦0.014	≦0.016	≦0.018	≦0.02	＞0.02
H27	原水	35	35											
	浄水	46	46											
H28	原水	39	39											
	浄水	56	56											

検-48　ニトリロ三酢酸（NTA）

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.2mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			10%未満	10%	10%超過20%以下	20%超過30%以下	30%超過40%以下	40%超過50%以下	50%超過60%以下	60%超過70%以下	70%超過80%以下	80%超過90%以下	90%超過100%以下	100%超過
			＜0.02	0.02	≦0.04	≦0.06	≦0.08	≦0.1	≦0.12	≦0.14	≦0.16	≦0.18	≦0.2	＞0.2
H27	原水	34	34											
	浄水	41	41											
H28	原水	34	34											
	浄水	39	38	1										

表 2-29　測定値（最大値）の度数分布表（要検討農薬類・その 1）

要-001　アセタミプリド

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.2mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.002	0.002	≦0.004	≦0.006	≦0.01	≦0.014	≦0.02	≦0.06	≦0.1	≦0.14	≦0.2	＞0.2
H27	原水	53	53											
	浄水	50	50											
H28	原水	48	48											
	浄水	48	48											

要-002　イミダクロプリド

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.1mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.001	0.001	≦0.002	≦0.003	≦0.005	≦0.007	≦0.01	≦0.03	≦0.05	≦0.07	≦0.1	＞0.1
H27	原水	57	57											
	浄水	55	55											
H28	原水	57	57											
	浄水	57	57											

要-003　エチプロール

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.01mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.0001	0.0001	≦0.0002	≦0.0003	≦0.0005	≦0.0007	≦0.001	≦0.003	≦0.005	≦0.007	≦0.01	＞0.01
H27	原水	7	7											
	浄水	3	3											
H28	原水	12	12											
	浄水	7	7											

要-004　クロロピクリン

年度	浄水/原水の別	測定地点数	度数分布表（mg／L）											
			ND	≦0.0000001	≦0.0000002	≦0.0000003	≦0.0000005	≦0.0000007	≦0.000001	≦0.000003	≦0.000005	≦0.000007	≦0.00001	＞0.00001
H27	原水	0												
	浄水	0												
H28	原水	7	7											
	浄水	7	7											

ND：定量下限値未満

要-005　テブコナゾール

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.07mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.0007	0.0007	≦0.0014	≦0.0021	≦0.0035	≦0.0049	≦0.007	≦0.021	≦0.035	≦0.049	≦0.07	＞0.07
H27	原水	53	53											
	浄水	47	47											
H28	原水	46	46											
	浄水	44	44											

要-006　パラチオンメチル

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.04mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.0004	0.0004	≦0.0008	≦0.0012	≦0.002	≦0.0028	≦0.004	≦0.012	≦0.02	≦0.028	≦0.04	＞0.04
H27	原水	0	水質測定結											
	浄水	0	水質測定結											
H28	原水	0	水質測定結											
	浄水	0	水質測定結											

要-007　ヒメキサゾール（ヒドロキシイソキサゾール）

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.1mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.001	0.001	≦0.002	≦0.003	≦0.005	≦0.007	≦0.01	≦0.03	≦0.05	≦0.07	≦0.1	＞0.1
H27	原水	1	1											
	浄水	0												
H28	原水	7	7											
	浄水	6	6											

表 2-30　測定値（最大値）の度数分布表（要検討農薬類・その 2）

要-008　ピラクロホス

年度	浄水/原水の別	測定地点数	度数分布表（mg／L）											
			ND	≦0.0000001	≦0.0000002	≦0.0000003	≦0.0000005	≦0.0000007	≦0.000001	≦0.000003	≦0.000005	≦0.000007	≦0.00001	＞0.00001
H27	原水	42	42											
	浄水	37	37											
H28	原水	34	34											
	浄水	34	34											

ND：定量下限値未満

要-009　フルスルファミド

年度	浄水/原水の別	測定地点数	度数分布表（mg／L）											
			ND	≦0.0000001	≦0.0000002	≦0.0000003	≦0.0000005	≦0.0000007	≦0.000001	≦0.000003	≦0.000005	≦0.000007	≦0.00001	＞0.00001
H27	原水	41	41											
	浄水	36	36											
H28	原水	42	42											
	浄水	41	41											

ND：定量下限値未満

要-010　ブロマシル

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.05mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.0005	0.0005	≦0.001	≦0.0015	≦0.0025	≦0.0035	≦0.005	≦0.015	≦0.025	≦0.035	≦0.05	＞0.05
H27	原水	51	44											7
	浄水	46	46											
H28	原水	43	43											
	浄水	43	43											

要-011　ペントキサゾン

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.6mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.006	0.006	≦0.012	≦0.018	≦0.03	≦0.042	≦0.06	≦0.18	≦0.3	≦0.42	≦0.6	＞0.6
H27	原水	23	23											
	浄水	18	18											
H28	原水	40	40											
	浄水	40	40											

要-012　ホサロン

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.005mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.00005	0.00005	≦0.0001	≦0.00015	≦0.00025	≦0.00035	≦0.0005	≦0.0015	≦0.0025	≦0.0035	≦0.005	＞0.005
H27	原水	42	42											
	浄水	37	37											
H28	原水	36	36											
	浄水	36	36											

要-013　メタアルデヒド

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.06mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.0006	0.0006	≦0.0012	≦0.0018	≦0.003	≦0.0042	≦0.006	≦0.018	≦0.03	≦0.042	≦0.06	＞0.06
H27	原水	6	6											
	浄水	0												
H28	原水	8	8											
	浄水	0												

要-014　メトラクロール

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.2mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.002	0.002	≦0.004	≦0.006	≦0.01	≦0.014	≦0.02	≦0.06	≦0.1	≦0.14	≦0.2	＞0.2
H27	原水	46	46											
	浄水	41	41											
H28	原水	40	40											
	浄水	40	40											

表 2-31　測定値（最大値）の度数分布表（その他農薬類・その 1）

他-001　2―クロロプロピオン酸メチル（MCPM）

年度	浄水/原水の別	測定地点数	度数分布表（mg／L）											
			ND	≦0.0000001	≦0.0000002	≦0.0000003	≦0.0000005	≦0.0000007	≦0.000001	≦0.000003	≦0.000005	≦0.000007	≦0.00001	＞0.00001
H27	原水	0												
	浄水	0												
H28	原水	0												
	浄水	0												

ND：定量下限値未満

他-002　2，4―DB

年度	浄水/原水の別	測定地点数	度数分布表（mg／L）											
			ND	≦0.0000001	≦0.0000002	≦0.0000003	≦0.0000005	≦0.0000007	≦0.000001	≦0.000003	≦0.000005	≦0.000007	≦0.00001	＞0.00001
H27	原水	0												
	浄水	2												2
H28	原水	0												
	浄水	1												1

ND：定量下限値未満

他-003　DBEDC

年度	浄水/原水の別	測定地点数	度数分布表（mg／L）											
			ND	≦0.0000001	≦0.0000002	≦0.0000003	≦0.0000005	≦0.0000007	≦0.000001	≦0.000003	≦0.000005	≦0.000007	≦0.00001	＞0.00001
H27	原水	0	水質測定結果なし											
	浄水	0												
H28	原水	0												
	浄水	0												

ND：定量下限値未満

他-004　MCPB

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.08mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.0008	0.0008	≦0.0016	≦0.0024	≦0.004	≦0.0056	≦0.008	≦0.024	≦0.04	≦0.056	≦0.08	＞0.08
H27	原水	5	5											
	浄水	1	1											
H28	原水	6	6											
	浄水	1	1											

他-005　アシベンゾラルSメチル

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.2mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.002	0.002	≦0.004	≦0.006	≦0.01	≦0.014	≦0.02	≦0.06	≦0.1	≦0.14	≦0.2	＞0.2
H27	原水	24	24											
	浄水	19	19											
H28	原水	26	26											
	浄水	26	26											

他-006　アジムスルフロン

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.2mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.002	0.002	≦0.004	≦0.006	≦0.01	≦0.014	≦0.02	≦0.06	≦0.1	≦0.14	≦0.2	＞0.2
H27	原水	0	水質測定結果なし											
	浄水	0												
H28	原水	0												
	浄水	0												

他-007　アミトロール

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.003mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.00003	0.00003	≦0.00006	≦0.00009	≦0.00015	≦0.00021	≦0.0003	≦0.0009	≦0.0015	≦0.0021	≦0.003	＞0.003
H27	原水	0	水質測定結果なし											
	浄水	0												
H28	原水	0												
	浄水	0												

表 2-32　測定値（最大値）の度数分布表（その他農薬類・その 2）

他-008　アメトリン

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.2mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.002	0.002	≦0.004	≦0.006	≦0.01	≦0.014	≦0.02	≦0.06	≦0.1	≦0.14	≦0.2	＞0.2
H27	原水	32	32											
	浄水	27	27											
H28	原水	26	26											
	浄水	26	26											

他-009　イナベンフィド

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.3mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.003	0.003	≦0.006	≦0.009	≦0.015	≦0.021	≦0.03	≦0.09	≦0.15	≦0.21	≦0.3	＞0.3
H27	原水	24	24											
	浄水	19	19											
H28	原水	26	26											
	浄水	26	26											

他-010　イマゾスルフロン

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.2mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.002	0.002	≦0.004	≦0.006	≦0.01	≦0.014	≦0.02	≦0.06	≦0.1	≦0.14	≦0.2	＞0.2
H27	原水	26	26											
	浄水	23	23											
H28	原水	24	24											
	浄水	16	16											

他-011　ウニコナゾールP

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.04mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.0004	0.0004	≦0.0008	≦0.0012	≦0.002	≦0.0028	≦0.004	≦0.012	≦0.02	≦0.028	≦0.04	＞0.04
H27	原水	36	36											
	浄水	31	31											
H28	原水	30	30											
	浄水	30	30											

他-012　エトキシスルフロン

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.1mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.001	0.001	≦0.002	≦0.003	≦0.005	≦0.007	≦0.01	≦0.03	≦0.05	≦0.07	≦0.1	＞0.1
H27	原水	28	28											
	浄水	21	21											
H28	原水	30	30											
	浄水	26	26											

他-013　エトベンザニド

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.1mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.001	0.001	≦0.002	≦0.003	≦0.005	≦0.007	≦0.01	≦0.03	≦0.05	≦0.07	≦0.1	＞0.1
H27	原水	35	35											
	浄水	29	29											
H28	原水	29	29											
	浄水	26	26											

他-014　エンドタール

年度	浄水/原水の別	測定地点数	度数分布表（mg／L）											
			ND	≦0.0000001	≦0.0000002	≦0.0000003	≦0.0000005	≦0.0000007	≦0.000001	≦0.000003	≦0.000005	≦0.000007	≦0.00001	＞0.00001
H27	原水	0												
	浄水	0												
H28	原水	0												
	浄水	0												

ND：定量下限値未満

表 2-33　測定値（最大値）の度数分布表（その他農薬類・その 3）

他-015　オキサジアルギル

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.02mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.0002	0.0002	≦0.0004	≦0.0006	≦0.001	≦0.0014	≦0.002	≦0.006	≦0.01	≦0.014	≦0.02	＞0.02
H27	原水	24	24											
	浄水	18	18											
H28	原水	27	27											
	浄水	24	24											

他-016　オキサミル

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.05mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.0005	0.0005	≦0.001	≦0.0015	≦0.0025	≦0.0035	≦0.005	≦0.015	≦0.025	≦0.035	≦0.05	＞0.05
H27	原水	24	24											
	浄水	19	19											
H28	原水	26	26											
	浄水	26	26											

他-017　オキソリニック酸

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.05mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.0005	0.0005	≦0.001	≦0.0015	≦0.0025	≦0.0035	≦0.005	≦0.015	≦0.025	≦0.035	≦0.05	＞0.05
H27	原水	0												
	浄水	0												
H28	原水	0												
	浄水	0												

他-018　キザロホップエチル

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.02mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.0002	0.0002	≦0.0004	≦0.0006	≦0.001	≦0.0014	≦0.002	≦0.006	≦0.01	≦0.014	≦0.02	＞0.02
H27	原水	24	24											
	浄水	19	19											
H28	原水	24	24											
	浄水	24	24											

他-019　クロチアニジン

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.2mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.002	0.002	≦0.004	≦0.006	≦0.01	≦0.014	≦0.02	≦0.06	≦0.1	≦0.14	≦0.2	＞0.2
H27	原水	49	49											
	浄水	34	34											
H28	原水	59	59											
	浄水	42	42											

他-020　クロマフェノジド

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.7mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.007	0.007	≦0.014	≦0.021	≦0.035	≦0.049	≦0.07	≦0.21	≦0.35	≦0.49	≦0.7	＞0.7
H27	原水	24	24											
	浄水	19	19											
H28	原水	24	24											
	浄水	24	24											

他-021　クロルタールジメチル（TCTP）

年度	浄水/原水の別	測定地点数	度数分布表（mg／L）											
			ND	≦0.0000001	≦0.0000002	≦0.0000003	≦0.0000005	≦0.0000007	≦0.000001	≦0.000003	≦0.000005	≦0.000007	≦0.00001	＞0.00001
H27	原水	36	36											
	浄水	31	31											
H28	原水	28	28											
	浄水	28	28											

ND：定量下限値未満

表 2-34　測定値（最大値）の度数分布表（その他農薬類・その 4）

他-022　クロルピリホスメチル

年度	浄水/原水の別	測定地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			0.03mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			＜0.0003	0.0003	≦0.0006	≦0.0009	≦0.0015	≦0.0021	≦0.003	≦0.009	≦0.015	≦0.021	≦0.03	＞0.03
H27	原水	39	39											
	浄水	33	33											
H28	原水	33	33											
	浄水	30	30											

他-023　シクロスルファムロン

年度	浄水/原水の別	測定地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			0.08mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			＜0.0008	0.0008	≦0.0016	≦0.0024	≦0.004	≦0.0056	≦0.008	≦0.024	≦0.04	≦0.056	≦0.08	＞0.08
H27	原水	1	1											
	浄水	0												
H28	原水	1	1											
	浄水	0												

他-024　ジクロフェンチオン（ECP）

年度	浄水/原水の別	測定地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			0.006mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			＜0.00006	0.00006	≦0.00012	≦0.00018	≦0.0003	≦0.00042	≦0.0006	≦0.0018	≦0.003	≦0.0042	≦0.006	＞0.006
H27	原水	36	36											
	浄水	31	31											
H28	原水	28	28											
	浄水	28	28											

他-025　シクロプロトリン

年度	浄水/原水の別	測定地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			0.008mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			＜0.00008	0.00008	≦0.00016	≦0.00024	≦0.0004	≦0.00056	≦0.0008	≦0.0024	≦0.004	≦0.0056	≦0.008	＞0.008
H27	原水	0												
	浄水	0												
H28	原水	0												
	浄水	0												

他-026　ジクロメジン

年度	浄水/原水の別	測定地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			0.05mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			＜0.0005	0.0005	≦0.001	≦0.0015	≦0.0025	≦0.0035	≦0.005	≦0.015	≦0.025	≦0.035	≦0.05	＞0.05
H27	原水	24	24											
	浄水	19	19											
H28	原水	24	24											
	浄水	24	24											

他-027　ジクロルプロップ

年度	浄水/原水の別	測定地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			0.06mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			＜0.0006	0.0006	≦0.0012	≦0.0018	≦0.003	≦0.0042	≦0.006	≦0.018	≦0.03	≦0.042	≦0.06	＞0.06
H27	原水	24	24											
	浄水	19	19											
H28	原水	26	26											
	浄水	26	26											

他-028　ジコホル（ケルセン）

年度	浄水/原水の別	測定地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			0.06mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			＜0.0006	0.0006	≦0.0012	≦0.0018	≦0.003	≦0.0042	≦0.006	≦0.018	≦0.03	≦0.042	≦0.06	＞0.06
H27	原水	0												
	浄水	0												
H28	原水	0												
	浄水	0												

表 2-35　測定値（最大値）の度数分布表（その他農薬類・その 5）

他-029　シノスルフロン

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.2mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.002	0.002	≦0.004	≦0.006	≦0.01	≦0.014	≦0.02	≦0.06	≦0.1	≦0.14	≦0.2	＞0.2
H27	原水	24	24											
	浄水	19	19											
H28	原水	31	31											
	浄水	26	26											

他-030　ジノテフラン

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.6mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.006	0.006	≦0.012	≦0.018	≦0.03	≦0.042	≦0.06	≦0.18	≦0.3	≦0.42	≦0.6	＞0.6
H27	原水	50	50											
	浄水	41	41											
H28	原水	54	54											
	浄水	50	50											

他-031　ジフェノコナゾール

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.02mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.0002	0.0002	≦0.0004	≦0.0006	≦0.001	≦0.0014	≦0.002	≦0.006	≦0.01	≦0.014	≦0.02	＞0.02
H27	原水	35	35											
	浄水	29	29											
H28	原水	27	27											
	浄水	24	24											

他-032　シフルトリン

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.05mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.0005	0.0005	≦0.001	≦0.0015	≦0.0025	≦0.0035	≦0.005	≦0.015	≦0.025	≦0.035	≦0.05	＞0.05
H27	原水	0	水質測定結果なし											
	浄水	0												
H28	原水	0												
	浄水	0												

他-033　ジフルベンズロン

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.05mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.0005	0.0005	≦0.001	≦0.0015	≦0.0025	≦0.0035	≦0.005	≦0.015	≦0.025	≦0.035	≦0.05	＞0.05
H27	原水	24	24											
	浄水	19	19											
H28	原水	26	26											
	浄水	26	26											

他-034　シプロコナゾール

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.02mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.0002	0.0002	≦0.0004	≦0.0006	≦0.001	≦0.0014	≦0.002	≦0.006	≦0.01	≦0.014	≦0.02	＞0.02
H27	原水	35	35											
	浄水	29	29											
H28	原水	29	29											
	浄水	26	26											

他-035　シプロジニル

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.07mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.0007	0.0007	≦0.0014	≦0.0021	≦0.0035	≦0.0049	≦0.007	≦0.021	≦0.035	≦0.049	≦0.07	＞0.07
H27	原水	36	36											
	浄水	31	31											
H28	原水	30	30											
	浄水	30	30											

表 2-36　測定値（最大値）の度数分布表（その他農薬類・その 6）

他-036　シペルメトリン

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.1mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.001	0.001	≦0.002	≦0.003	≦0.005	≦0.007	≦0.01	≦0.03	≦0.05	≦0.07	≦0.1	＞0.1
H27	原水	0	水質測定結果なし											
	浄水	0												
H28	原水	0												
	浄水	0												

他-037　シメコナゾール

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.02mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.0002	0.0002	≦0.0004	≦0.0006	≦0.001	≦0.0014	≦0.002	≦0.006	≦0.01	≦0.014	≦0.02	＞0.02
H27	原水	35	35											
	浄水	29	29											
H28	原水	32	32											
	浄水	26	26											

他-038　ジメチルビンホス

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.01mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.0001	0.0001	≦0.0002	≦0.0003	≦0.0005	≦0.0007	≦0.001	≦0.003	≦0.005	≦0.007	≦0.01	＞0.01
H27	原水	32	32											
	浄水	27	27											
H28	原水	26	26											
	浄水	26	26											

他-039　シラフルオフェン

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.3mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.003	0.003	≦0.006	≦0.009	≦0.015	≦0.021	≦0.03	≦0.09	≦0.15	≦0.21	≦0.3	＞0.3
H27	原水	35	35											
	浄水	22	22											
H28	原水	37	37											
	浄水	25	25											

他-040　シンメチリン

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.1mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.001	0.001	≦0.002	≦0.003	≦0.005	≦0.007	≦0.01	≦0.03	≦0.05	≦0.07	≦0.1	＞0.1
H27	原水	32	32											
	浄水	27	27											
H28	原水	26	26											
	浄水	26	26											

他-041　スピノサド

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.06mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.0006	0.0006	≦0.0012	≦0.0018	≦0.003	≦0.0042	≦0.006	≦0.018	≦0.03	≦0.042	≦0.06	＞0.06
H27	原水	7	7											
	浄水	3	3											
H28	原水	6	6											
	浄水	1	1											

他-042　セトキシジム

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.4mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.004	0.004	≦0.008	≦0.012	≦0.02	≦0.028	≦0.04	≦0.12	≦0.2	≦0.28	≦0.4	＞0.4
H27	原水	0												
	浄水	0												
H28	原水	0												
	浄水	0												

表 2-37　測定値（最大値）の度数分布表（その他農薬類・その 7）

他-043　チアクロプリド

年度	浄水/原水の別	測定地点数	度数分布表（mg／L）											
			ND	≦0.0000001	≦0.0000002	≦0.0000003	≦0.0000005	≦0.0000007	≦0.000001	≦0.000003	≦0.000005	≦0.000007	≦0.00001	＞0.00001
H27	原水	43	43											
	浄水	37	37											
H28	原水	38	38											
	浄水	35	35											

ND：定量下限値未満

他-044　チアメトキサム

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.05mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.0005	0.0005	≦0.001	≦0.0015	≦0.0025	≦0.0035	≦0.005	≦0.015	≦0.025	≦0.035	≦0.05	＞0.05
H27	原水	46	46											
	浄水	39	39											
H28	原水	38	38											
	浄水	36	36											

他-045　チオシクラム

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.03mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.0003	0.0003	≦0.0006	≦0.0009	≦0.0015	≦0.0021	≦0.003	≦0.009	≦0.015	≦0.021	≦0.03	＞0.03
H27	原水	0	水質測定結果なし											
	浄水	0												
H28	原水	0												
	浄水	0												

他-046　チフルザミド

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.04mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.0004	0.0004	≦0.0008	≦0.0012	≦0.002	≦0.0028	≦0.004	≦0.012	≦0.02	≦0.028	≦0.04	＞0.04
H27	原水	42	42											
	浄水	32	32											
H28	原水	35	35											
	浄水	27	27											

他-047　テクロフタラム

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.1mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.001	0.001	≦0.002	≦0.003	≦0.005	≦0.007	≦0.01	≦0.03	≦0.05	≦0.07	≦0.1	＞0.1
H27	原水	0	水質測定結果なし											
	浄水	0												
H28	原水	0												
	浄水	0												

他-048　テトラクロルビンホス（CVMP）

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.01mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.0001	0.0001	≦0.0002	≦0.0003	≦0.0005	≦0.0007	≦0.001	≦0.003	≦0.005	≦0.007	≦0.01	＞0.01
H27	原水	32	32											
	浄水	27	27											
H28	原水	26	26											
	浄水	26	26											

他-049　テトラコナゾール

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.01mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.0001	0.0001	≦0.0002	≦0.0003	≦0.0005	≦0.0007	≦0.001	≦0.003	≦0.005	≦0.007	≦0.01	＞0.01
H27	原水	35	35											
	浄水	29	29											
H28	原水	29	29											
	浄水	26	26											

表 2-38　測定値（最大値）の度数分布表（その他農薬類・その 8）

他-050　テブフェノジド

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.04mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.0004	0.0004	≦0.0008	≦0.0012	≦0.002	≦0.0028	≦0.004	≦0.012	≦0.02	≦0.028	≦0.04	＞0.04
H27	原水	36	36											
	浄水	25	25											
H28	原水	36	36											
	浄水	25	25											

他-051　トリネキサパックエチル

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.01mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.0001	0.0001	≦0.0002	≦0.0003	≦0.0005	≦0.0007	≦0.001	≦0.003	≦0.005	≦0.007	≦0.01	＞0.01
H27	原水	23	23											
	浄水	17	17											
H28	原水	28	28											
	浄水	22	22											

他-052　トリフルミゾール

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.04mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.0004	0.0004	≦0.0008	≦0.0012	≦0.002	≦0.0028	≦0.004	≦0.012	≦0.02	≦0.028	≦0.04	＞0.04
H27	原水	35	35											
	浄水	29	29											
H28	原水	29	29											
	浄水	26	26											

他-053　トルフェンピラド

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.01mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.0001	0.0001	≦0.0002	≦0.0003	≦0.0005	≦0.0007	≦0.001	≦0.003	≦0.005	≦0.007	≦0.01	＞0.01
H27	原水	0	水質測定結果なし											
	浄水	0												
H28	原水	0												
	浄水	0												

他-054　ナプロアニリド

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.02mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.0002	0.0002	≦0.0004	≦0.0006	≦0.001	≦0.0014	≦0.002	≦0.006	≦0.01	≦0.014	≦0.02	＞0.02
H27	原水	24	24											
	浄水	19	19											
H28	原水	24	24											
	浄水	24	24											

他-055　ニテンピラム

年度	浄水/原水の別	測定地点数	1.3mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.013	0.013	≦0.026	≦0.039	≦0.065	≦0.091	≦0.13	≦0.39	≦0.65	≦0.91	≦1.3	＞1.3
H27	原水	34	34											
	浄水	29	29											
H28	原水	35	35											
	浄水	35	35											

他-056　パクロブトラゾール

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.05mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.0005	0.0005	≦0.001	≦0.0015	≦0.0025	≦0.0035	≦0.005	≦0.015	≦0.025	≦0.035	≦0.05	＞0.05
H27	原水	38	38											
	浄水	33	33											
H28	原水	33	33											
	浄水	30	30											

表 2-39　測定値（最大値）の度数分布表（その他農薬類・その 9）

他-057　バリダマイシン

年度	浄水/原水の別	測定地点数	度数分布表（mg／L）											
			ND	≦0.0000001	≦0.0000002	≦0.0000003	≦0.0000005	≦0.0000007	≦0.000001	≦0.000003	≦0.000005	≦0.000007	≦0.00001	＞0.00001
H27	原水	0												
	浄水	0												
H28	原水	1	1											
	浄水	0												

ND：定量下限値未満

他-058　ビスピリバック

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.03mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.0003	0.0003	≦0.0006	≦0.0009	≦0.0015	≦0.0021	≦0.003	≦0.009	≦0.015	≦0.021	≦0.03	＞0.03
H27	原水	0												
	浄水	0												
H28	原水	0												
	浄水	0												

他-059　ピメトロジン

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.03mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.0003	0.0003	≦0.0006	≦0.0009	≦0.0015	≦0.0021	≦0.003	≦0.009	≦0.015	≦0.021	≦0.03	＞0.03
H27	原水	34	33	1										
	浄水	22	22											
H28	原水	34	34											
	浄水	27	27											

他-060　ピラゾスルフロンエチル

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.03mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.0003	0.0003	≦0.0006	≦0.0009	≦0.0015	≦0.0021	≦0.003	≦0.009	≦0.015	≦0.021	≦0.03	＞0.03
H27	原水	36	36											
	浄水	29	29											
H28	原水	36	36											
	浄水	31	31											

他-061　ピリミノバックメチル

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.05mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.0005	0.0005	≦0.001	≦0.0015	≦0.0025	≦0.0035	≦0.005	≦0.015	≦0.025	≦0.035	≦0.05	＞0.05
H27	原水	45	45											
	浄水	39	39											
H28	原水	38	38											
	浄水	35	35											

他-062　ピリミホスメチル

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.06mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.0006	0.0006	≦0.0012	≦0.0018	≦0.003	≦0.0042	≦0.006	≦0.018	≦0.03	≦0.042	≦0.06	＞0.06
H27	原水	35	35											
	浄水	29	29											
H28	原水	29	29											
	浄水	26	26											

他-063　ピレトリン

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.1mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.001	0.001	≦0.002	≦0.003	≦0.005	≦0.007	≦0.01	≦0.03	≦0.05	≦0.07	≦0.1	＞0.1
H27	原水	0	水質測定結果なし											
	浄水	0												
H28	原水	0												
	浄水	0												

表 2-40　測定値（最大値）の度数分布表（その他農薬類・その 10）

他-064　フェノキサニル

年度	浄水/原水の別	測定地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			0.02mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			＜0.0002	0.0002	≦0.0004	≦0.0006	≦0.001	≦0.0014	≦0.002	≦0.006	≦0.01	≦0.014	≦0.02	＞0.02
H27	原水	0	水質測定結果なし											
	浄水	0												
H28	原水	0												
	浄水	0												

他-065　フェンバレレート

年度	浄水/原水の別	測定地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			0.04mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			＜0.0004	0.0004	≦0.0008	≦0.0012	≦0.002	≦0.0028	≦0.004	≦0.012	≦0.02	≦0.028	≦0.04	＞0.04
H27	原水	0												
	浄水	5	5											
H28	原水	0												
	浄水	5	5											

他-066　フラチオカルブ

年度	浄水/原水の別	測定地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			0.008mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			＜0.00008	0.00008	≦0.00016	≦0.00024	≦0.0004	≦0.00056	≦0.0008	≦0.0024	≦0.004	≦0.0056	≦0.008	＞0.008
H27	原水	0												
	浄水	0												
H28	原水	0												
	浄水	0												

他-067　フラメトピル

年度	浄水/原水の別	測定地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			0.02mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			＜0.0002	0.0002	≦0.0004	≦0.0006	≦0.001	≦0.0014	≦0.002	≦0.006	≦0.01	≦0.014	≦0.02	＞0.02
H27	原水	47	47											
	浄水	35	35											
H28	原水	38	38											
	浄水	29	29											

他-068　フルアジホップ

年度	浄水/原水の別	測定地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			0.01mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			＜0.0001	0.0001	≦0.0002	≦0.0003	≦0.0005	≦0.0007	≦0.001	≦0.003	≦0.005	≦0.007	≦0.01	＞0.01
H27	原水	27	27											
	浄水	21	21											
H28	原水	29	29											
	浄水	26	26											

他-069　プロパニル（DCPA）

年度	浄水/原水の別	測定地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			0.04mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			＜0.0004	0.0004	≦0.0008	≦0.0012	≦0.002	≦0.0028	≦0.004	≦0.012	≦0.02	≦0.028	≦0.04	＞0.04
H27	原水	32	32											
	浄水	27	27											
H28	原水	26	26											
	浄水	26	26											

他-070　プロパホス

年度	浄水/原水の別	測定地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			0.001mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			＜0.00001	0.00001	≦0.00002	≦0.00003	≦0.00005	≦0.00007	≦0.0001	≦0.0003	≦0.0005	≦0.0007	≦0.001	＞0.001
H27	原水	36	36											
	浄水	31	31											
H28	原水	30	30											
	浄水	30	30											

表 2-41　測定値（最大値）の度数分布表（その他農薬類・その 11）

他-071　プロパルギット（BPPS）

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.02mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.0002	0.0002	≦0.0004	≦0.0006	≦0.001	≦0.0014	≦0.002	≦0.006	≦0.01	≦0.014	≦0.02	＞0.02
H27	原水	15	15											
	浄水	15	15											
H28	原水	15	15											
	浄水	13	13											

他-072　プロヘキサジオン

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.5mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.005	0.005	≦0.01	≦0.015	≦0.025	≦0.035	≦0.05	≦0.15	≦0.25	≦0.35	≦0.5	＞0.5
H27	原水	0												
	浄水	0												
H28	原水	0												
	浄水	0												

他-073　プロポキスル（PHC）

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.2mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.002	0.002	≦0.004	≦0.006	≦0.01	≦0.014	≦0.02	≦0.06	≦0.1	≦0.14	≦0.2	＞0.2
H27	原水	36	36											
	浄水	31	31											
H28	原水	30	30											
	浄水	30	30											

他-074　プロメトリン

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.08mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.0008	0.0008	≦0.0016	≦0.0024	≦0.004	≦0.0056	≦0.008	≦0.024	≦0.04	≦0.056	≦0.08	＞0.08
H27	原水	32	32											
	浄水	27	27											
H28	原水	26	26											
	浄水	26	26											

他-075　ペルメトリン

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.1mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.001	0.001	≦0.002	≦0.003	≦0.005	≦0.007	≦0.01	≦0.03	≦0.05	≦0.07	≦0.1	＞0.1
H27	原水	0												
	浄水	0												
H28	原水	0												
	浄水	0												

他-076　ベンスルタップ

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.09mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.0009	0.0009	≦0.0018	≦0.0027	≦0.0045	≦0.0063	≦0.009	≦0.027	≦0.045	≦0.063	≦0.09	＞0.09
H27	原水	0												
	浄水	0												
H28	原水	0												
	浄水	0												

他-077　ベンダイオカルブ

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.009mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.00009	0.00009	≦0.00018	≦0.00027	≦0.00045	≦0.00063	≦0.0009	≦0.0027	≦0.0045	≦0.0063	≦0.009	＞0.009
H27	原水	24	24											
	浄水	19	19											
H28	原水	26	26											
	浄水	26	26											

表 2-42　測定値（最大値）の度数分布表（その他農薬類・その 12）

他-078　ホキシム

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.003mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.00003	0.00003	≦0.00006	≦0.00009	≦0.00015	≦0.00021	≦0.0003	≦0.0009	≦0.0015	≦0.0021	≦0.003	＞0.003
H27	原水	24	24											
	浄水	19	19											
H28	原水	24	24											
	浄水	24	24											

他-079　ボスカリド

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.1mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.001	0.001	≦0.002	≦0.003	≦0.005	≦0.007	≦0.01	≦0.03	≦0.05	≦0.07	≦0.1	＞0.1
H27	原水	36	36											
	浄水	29	29											
H28	原水	32	32											
	浄水	27	27											

他-080　ミルネブ（チアジアジン）

年度	浄水/原水の別	測定地点数	度数分布表（mg／L）											
			ND	≦0.0000001	≦0.0000002	≦0.0000003	≦0.0000005	≦0.0000007	≦0.000001	≦0.000003	≦0.000005	≦0.000007	≦0.00001	＞0.00001
H27	原水	0	水質測定結果なし											
	浄水	0												
H28	原水	0												
	浄水	0												

ND：定量下限値未満

他-081　メタミドホス

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.002mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.00002	0.00002	≦0.00004	≦0.00006	≦0.0001	≦0.00014	≦0.0002	≦0.0006	≦0.001	≦0.0014	≦0.002	＞0.002
H27	原水	24	24											
	浄水	18	18											
H28	原水	21	21											
	浄水	22	22											

他-082　メチルイソシアネート

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.006mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.00006	0.00006	≦0.00012	≦0.00018	≦0.0003	≦0.00042	≦0.0006	≦0.0018	≦0.003	≦0.0042	≦0.006	＞0.006
H27	原水	0												
	浄水	0												
H28	原水	0												
	浄水	0												

他-083　モノクロトホス

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.002mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.00002	0.00002	≦0.00004	≦0.00006	≦0.0001	≦0.00014	≦0.0002	≦0.0006	≦0.001	≦0.0014	≦0.002	＞0.002
H27	原水	24	24											
	浄水	19	19											
H28	原水	24	24											
	浄水	24	24											

他-084　リニュロン

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.02mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.0002	0.0002	≦0.0004	≦0.0006	≦0.001	≦0.0014	≦0.002	≦0.006	≦0.01	≦0.014	≦0.02	＞0.02
H27	原水	25	25											
	浄水	23	23											
H28	原水	27	27											
	浄水	30	30											

2-3. 「最近の水質基準等項目の状況について」情報整理表の更新

直近の水道統計水質編（平成 27 年度版）及び章で収集した情報に基づき、水質基準等項目（水質基準項目、水質管理目標設定項目、要検討項目の全て）について情報を整理した。

最近の水道水質基準項目等の状況を表 2-43～表 2-47 に示す。

表 2-43　最近の水道水質基準等項目の状況について（水質基準項目）(1/6)

	旧番号	項　目　名	基準値※1 値(mg/L)※3		根拠TDI等 (μ g/kg/日)	WHO/GDWQ※2 (mg/L)	最終審議・予定 厚科審	食安委	WHO等	15年答申	評価値に関連したその後の検討（平成30年3月現在）	浄水超過状況※3（H26水道統計）	浄水超過状況※3（H27水道統計）	課題、留意事項	その他注
基-1	1	一般細菌	100個/ml	直＊						・感度は劣るが従属栄養細菌との量的相関、培養時間が短い等から当面は水質基準項目として据え置く		対基準値 5 / 6,074 対50%値 21 / 6,074 対10%値 107 / 6,074	対基準値 2 / 6,181 対50%値 16 / 6,181 対10%値 99 / 6,181	・H15パブコメ回答で「従属栄養細菌に変更する方向で考えており」と回答 ・浄水場管理には迅速性の観点から従属栄養細菌より適する(H17厚生科学研究)	
基-2	2	大腸菌	不検出	直＊						・糞便汚染の指標として適当		陽性 0 / 6,074	陽性 2 / 6,181		
基-3	3	カドミウム及びその化合物	0.003	H22.4.1施行		0.003	H20.12.16 基準値強化 0.003←0.01	H20.9.25 答申済み		・JECFAでの評価結果を待つ必要があるが現時点では微量重金属調査研究会（1970）ベースの0.01mg/Lを当面維持	・2003年6月のJECFAは当時の暫定耐用摂取量7μ g/kg/週を維持（寄与率10%で2.5μ g/L） ・食安委答申（食品からのカドミウム摂取の現状に係る安全性確保、H20.7.3） →耐容週間摂取量 7μ g/kg/週（JECFAの評価とは異なる方法をとったが、結果は同じ値。）	対基準値 0 / 5,582 対50%値 4 / 5,582 対10%値 9 / 5,582	対基準値 0 / 5,703 対50%値 1 / 5,703 対10%値 7 / 5,703	・厚生科学審議会生活環境水道部会(平成20年12月16日)で審議。基準値は0.003mg/Lとなる方向。	
基-4	4	水銀及びその化合物	0.0005	直＊	0.7	0.006（2005）	H20.12.16 H15からの変更無し（メチル水銀）H25.3.19 現行評価値を維持	H24.5.10 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加	・水質基準として維持 ・疫学上の結果をもとに0.001mg/Lが算出されるが基準の継続性を考慮	・食安委答申（魚介類に含まれるメチル水銀、H17.8.4） →ハイリスクグループ（胎児）を対象とした耐容週間摂取量2.0μ g/kg/週（メチル水銀） ・食安委化学物質・汚染物質専門調査会 幹事会（H24.1.27） →TDI＝0.7（水銀として） ・食安委答申（H24.5.10） →TDI＝0.7（水銀として）	対基準値 0 / 5,467 対50%値 2 / 5,467 対10%値 4 / 5,467	対基準値 0 / 5,585 対50%値 3 / 5,585 対10%値 6 / 5,585		
基-5	5	セレン及びその化合物	0.01		4	0.04	H25.3.19 現行評価値を維持	H24.10.29 答申済み	WHO第4版 暫定基準に変更	・評価値の10%を超えるものは1%未満だが1地点で90%を超えており継続性の観点から当面水質基準として維持	・食安委答申（H.24.10.29） →TDI＝4 ・推奨摂取量＝25～35mg/日前後（成人、上限量400mg/日前後）の必須元素 ・食安委意見募集終了（H24.7.20締切）	対基準値 0 / 5,548 対50%値 2 / 5,548 対10%値 12 / 5,548	対基準値 0 / 5,674 対50%値 0 / 5,674 対10%値 4 / 5,674		
基-6	6	鉛及びその化合物	0.01		3.5	0.01 A,T		H24.3.22 審議中（専門調査会）自ら評価	WHO第4版 変更 0.04P←0.01	・4年答申では長期目標値を0.01mg/Lとし概ね10年間に鉛管の布設替えを行い、濃度の段階的低減を図るとした	・食安委検討中（H24.3.22専門調査会） 血中鉛濃度から摂取量への変換に関して新たな知見が蓄積された場合には、耐容摂取量の設定を検討	対基準値 1 / 5,713 対50%値 20 / 5,713 対10%値 235 / 5,713	対基準値 0 / 5,817 対50%値 15 / 5,817 対10%値 240 / 5,817		
基-7	7	ヒ素及びその化合物	0.01			0.01 A,T		H.25.12.16 答申済み	WHO第4版 暫定とした理由変更 A,T←P	・発がん性リスクアセスメントの不確実さと除去困難性から従来からの基準値10μ g/Lを維持	・WH.O第3版第2次追補版ガイドライン値0.01mg/L ・食安委答申（H.25.12.16） ヒ素の直接的なDNAへの影響の有無について判断することはできない。	対基準値 0 / 5,604 対50%値 79 / 5,604 対10%値 544 / 5,604	対基準値 0 / 5,723 対50%値 74 / 5,723 対10%値 547 / 5,723		
基-8	8	六価クロム化合物	0.05			0.05 P（全Cr）		H21.8.17 審議中（清涼飲料水部会）	WHO第4版 追加予定 →追加されず	・クロムの毒性については従来どおり六価のものに着目することが妥当	・食安委検討中（H21.8.17清涼飲料水部会） ・Crは必須元素（推奨摂取量＝30～40mg/日、成人）	対基準値 0 / 5,658 対50%値 0 / 5,658 対10%値 1 / 5,658	対基準値 0 / 5,780 対50%値 0 / 5,780 対10%値 3 / 5,780	・分析法上は全Crを測定	
基-9		亜硝酸態窒素	0.04		15	0.9（Nitriteとして3）	H26.1.14 水質基準として追加	H25.7.22 答申済み	WHO第4版 変更 Nitrite 長期暴露ガイドライン値 設定せず←0.2P	・WHOのガイドライン値は毒性評価の観点から暫定値とされていることから、水質管理目標設定項目とする	・食安委答申（H24.10.29） →硝酸態窒素：TDI＝1500 →亜硝酸態窒素：TDI＝15 ・食安委意見募集終了（H24.6.22締切）	対基準値 0 / 5,906 対50%値 6 / 5,906 対10%値 150 / 5,906	対基準値 0 / 6,136 対50%値 4 / 6,136 対10%値 83 / 6,136	・超過事例は一時的で未対策なものが多い。継続的超過地点では用水受水に変更の見込み ・ﾒﾄﾍﾓｸﾞﾛﾋﾞﾝ血症LOAELは0.4mg-NO_2/kg/日で乳児で0.8mg-N/L相当	
基-10	9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	直＊	4.5	設定せず（第4版）←0.7（AF=20%）0.6（短期暴露、2007）	H24.3.5 H15からの変更なし	H22.10.14 答申済み	WHO第4版 ガイドライン値設定せず ガイダンス値：短期暴露 シアン化物イオン 0.5、長期暴露 0.6（塩化シアンとして）、0.3（シアンとして）	・水質基準として維持	・食安委答申（H22.10.14） →TDI＝4.5（非発がん）	対基準値 0 / 6,063 対50%値 3 / 6,063 対10%値 9 / 6,063	対基準値 0 / 6,173 対50%値 0 / 6,173 対10%値 20 / 6,173	・消毒副生成物であるCICNを含む	

＊1　ガイダンス値（シアン化物イオン 短期暴露 0.5塩化シアン0.6）（塩化シアンとして）、0,3（シアンとして）

直※　基準超過時には水質異常時と見て直ちに、取水及び給水の緊急停止措置等を講じるべき項目(平成15年健水発第1010001号)

※2　P：健康影響評価の観点からの暫定、T：浄水技術の観点からの暫定値、A：測定技術の観点からの暫定値、D：消毒技術の観点からの暫定値

（ ）内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※3　ピンク：10地点以上で基準超過、ベージュ：基準値超過有、薄黄：10地点以上で50%超過

表 2-43　最近の水道水質基準等項目の状況について（水質基準項目）(2/6)

	旧番号	項　目　名	基準値※1 値(mg/L)※3		根拠TDI等 (μ g/kg/日)	WHO/GDWQ※2 (mg/L)	最終審議・予定 厚科審	食安委	WHO等	15年答申	評価値に関連したその後の検討 （平成30年3月現在）	浄水超過状況※3 (H26水道統計)	浄水超過状況※3 (H27水道統計)	課題、留意事項	その他注
基-11	10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10			50（NO3として） 3（NO2として）	H25.3.19 現行評価値を維持	H24.10.29 答申済み	WHO第4版 変更 Nitrite 長期暴露ガイドライン値 設定せず←0.2P	・亜硝酸性窒素についてはWHO/GDWQが毒性評価の観点から暫定値とされていることから水質管理目標設定項目	・食安委答申（H24.10.29） →硝酸態窒素：TDI＝1500 →亜硝酸態窒素：TDI＝15 ・食安委意見募集終了（H24.6.22締切）	対基準値　0 / 5,825 対50%値　137 / 5,825 対10%値　2,096 / 5,825	対基準値　0 / 5,921 対50%値　133 / 5,921 対10%値　2,041 / 5,921	・急性発症濃度(36mg/L～)との差が小 ・基準超過件数は減少傾向	
基-12	11	フッ素及びその化合物	0.8			1.5	H25.3.19 現行評価値を維持	H25.1.21 答申済み	WHO第3版 第2次追補版 追加	・水質基準として維持 ・斑状歯発生予防の観点から現行値：0.8mg/Lを継続	・食安委答申（H25.1.21） →TDI＝0.05 ・WHO/GDWQ第2次追補版ガイドライン値1.5mg/L	対基準値　0 / 5,726 対50%値　64 / 5,726 対10%値　1,874 / 5,726	対基準値　0 / 5,835 対50%値　53 / 5,835 対10%値　1,802 / 5,835	・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない	
基-13	12	ホウ素及びその化合物	1.0		92（AF=40%）	2.4	H25.3.19 現行評価値を維持	H24.8.6 答申済み	WHO第4版 変更 2.4←0.5T	・ホウ素摂取量の調査のためマーケットバスケット調査を実施。 ・問題となるのは、基本的に海水淡水化、地質等の影響	・食安委答申（H24.8.6清涼飲料水） →TDI＝96 ・食安委意見募集終了（H24.7.20締切） ・WHO/GDWQ：2008会合にてGV値2.4mg/Lで合意。ただし各国アロケーション考慮して変更可能。	対基準値　0 / 5,578 対50%値　14 / 5,578 対10%値　164 / 5,578	対基準値　0 / 5,709 対50%値　15 / 5,709 対10%値　162 / 5,709		
基-14	13	四塩化炭素	0.002		0.71	0.004	H19.10.26 H15からの変更なし	H19.3.15 答申済み			・食安委答申（H19.3.15清涼飲料水） →TDI＝0.71	対基準値　0 / 5,540 対50%値　5 / 5,540 対10%値　8 / 5,540	対基準値　0 / 5,656 対50%値　4 / 5,656 対10%値　5 / 5,656		
基-15	14	1,4－ジオキサン	0.05		10-5Risk	0.05（2005）	H19.10.26 H15からの変更なし	H19.3.15 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加		・食安委答申（H19.3.15清涼飲料水） →TDI＝18	対基準値　0 / 5,506 対50%値　2 / 5,506 対10%値　6 / 5,506	対基準値　0 / 5,633 対50%値　0 / 5,633 対10%値　2 / 5,633		
~~基-16~~	15	~~1,1－ジクロロエチレン~~	削除	H21.4.1 水質管理目標設定項目に変更（旧基-15（0.02mg/L））	9	設定せず （2005） ←0.14	H19.10.26 水質基準から水質管理項目に変更 評価値変更 0.1←0.02	H19.3.15 答申済み		評価値の10%を超えるものは1%未満だが6年以来基準値超の例もあり、継続性の観点から水質基準とする	・食安委答申（H19.3.15清涼飲料水） →TDI＝46 ・食安委答申（H20.5.29水質基準廃止）	対基準値　0 / 0 対50%値　0 / 0 対10%値　0 / 0	対基準値　0 / 0 対50%値　0 / 0 対10%値　0 / 0		
基-16	16	シス－1,2－ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	H21.4.1 追加（旧基-15・旧目-6）	17	0.05	H19.10.26 シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレンを合算して評価、シス-1,2-ジクロロエチレンの基準を廃止	H19.3.15（シス体） H20.5.29（トランス体） 答申済み	WHO第4版 追加	・評価値の10%を超えるものは1%未満だが6年以来基準値超の例もあり、継続性の観点から水質基準とする	・食安委答申（H19.3.15清涼飲料水） →TDI＝17（トランス体合算） ・食安委答申（H20.5.29水質基準設定） →TDI＝17（シス体及びトランス体）	対基準値　0 / 5,555 対50%値　1 / 5,555 対10%値　5 / 5,555	対基準値　0 / 5,677 対50%値　0 / 5,677 対10%値　2 / 5,677	・シス体の超過状況（トランス体については対10%値超過地点はない）	
~~基-16~~	6	~~シス-1,2-ジクロロエチレン~~	削除	旧基-16 H21.4.1 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレンに変更	17		H19.10.26 シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレンを合算して評価、シス-1,2-ジクロロエチレンの基準を廃止			・シス体との混合物として使用されうるので管理目標設定項目として経過観察	・食安委答申（H19.3.15清涼飲料水） →TDI＝17（シス体合算） ・食安委答申（H20.5.29水質基準設定） →TDI＝17（シス体及びトランス体）	対基準値　0 / 0 対50%値　0 / 0 対10%値　0 / 0	対基準値　0 / 0 対50%値　0 / 0 対10%値　0 / 0		
基-17	17	ジクロロメタン	0.02		6	0.02	H22.2.2 H15からの変更なし	H20.11.6 答申済み		・評価値の10%を超えるものは1%未満だが1地点で60%を超えており継続性の観点から水質基準とする	・食安委答申（H20.11.6清涼飲料水） →TDI＝6	対基準値　0 / 5,541 対50%値　0 / 5,541 対10%値　2 / 5,541	対基準値　0 / 5,658 対50%値　0 / 5,658 対10%値　1 / 5,658	H16は基準超過件数が多かった（7件）	

*1　ガイダンス値（シアン化物イオン 短期暴露　0.5塩化シアン0.6）（塩化シアンとして）、0,3（シアンとして）

直※　基準超過時には水質異常時と見て直ちに、取水及び給水の緊急停止措置等を講じるべき項目（平成15年健水発第1010001号）

※2　P：健康影響評価の観点からの暫定、T：浄水技術の観点からの暫定値、A：測定技術の観点からの暫定値、D：消毒技術の観点からの暫定値

（　）内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※3　ピンク：10地点以上で基準超過、ベージュ：基準値超過有、薄黄：10地点以上で50%超過

表 2-43　最近の水道水質基準等項目の状況について（水質基準項目）(3/6)

	旧番号	項　目　名	基準値※1 値(mg/L)※3		根拠TDI等 (μ g/kg/日)	WHO/GDWQ※2 (mg/L)	最終審議・予定 厚科審	食安委	WHO等	15年答申	評価値に関連したその後の検討 （平成30年3月現在）	浄水超過状況※3 (H26水道統計)	浄水超過状況※3 (H27水道統計)	課題、留意事項	その他注
基-18	18	テトラクロロエチレン	0.01		10-5Risk	0.04	H22.2.2 H15からの 変更なし	H20.11.6 答申済み		・WHO/GDWQは我が国基準値より高いが安全性の観点から現行基準を維持	・食安委答申（H20.11.6清涼飲料水） →TDI＝14	対基準値　0 / 5,543 対50%値　1 / 5,543 対10%値　14 / 5,543	対基準値　0 / 5,661 対50%値　0 / 5,661 対10%値　14 / 5,661		
基-19	19	トリクロロエチレン	0.01	H23.4.1 施行 （0.03→ 0.01）	10-5Risk	0.02 P （2005）	H22.2.2 評価値強化 0.01←0.03	H22.9.2 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加	・WHO/GDWQは我が国基準値より高いが安全性の観点から現行基準を維持	・食安委答申（H20.11.6清涼飲料水） ・食安委答申（化学物質・汚染物質、H22.9.2） →TDI＝1.46（非発がん） 10-5発がんリスク相当VSD ＝1.2 μ g/kg体重/日	対基準値　0 / 5,562 対50%値　1 / 5,562 対10%値　28 / 5,562	対基準値　0 / 5,670 対50%値　1 / 5,670 対10%値　37 / 5,670		
基-20	20	ベンゼン	0.01		10-5Risk	0.01	H22.2.2 H15からの 変更なし	H20.11.6 答申済み		・概ね評価値の10%以下であるが過去に基準値を超えていた例もあり、継続性の観点から当面、水質基準として維持	・食安委答申（H20.11.6清涼飲料水） →TDI＝18（非発がん） 10-5発がんリスク相当VSD ＝0.40μ g/kg体重/日	対基準値　0 / 5,541 対50%値　0 / 5,541 対10%値　1 / 5,541	対基準値　0 / 5,659 対50%値　0 / 5,659 対10%値　2 / 5,659		
基-21	21	塩素酸	0.6	H20.4.1施行 （水質管理目標設定項目（旧目-11）から変更）	30 （AF=80%）	0.7 D （AF=80%） （2005）	H18.8.4 追加	H19.3.15 答申済み		ヒト暴露が想定されるのは基本的にClO2が水道水の浄水処理に使用される場合であり、水質管理目標設定項目としClO2が浄水処理に使用される場合の指針として活用されるべき。 水質基準の設定等はClO2の浄水過程での使用が進んだ段階において検討すべき。	・食安委答申（H19.3.15水道水及び清涼飲料水） →TDI=30	対基準値　5 / 6,062 対50%値　177 / 6,062 対10%値　2,953 / 6,062	対基準値　5 / 6,174 対50%値　194 / 6,174 対10%値　2,954 / 6,174	・超過事例は全て一時的なもので次亜塩素酸Naの注入等で対応。未対策3地点は島嶼部の簡水 ・次亜塩素酸Naの適正保管につきH18.3事務連絡 ・施設基準省令に基づく薬品基準は0.6mg/L	
基-22	22	クロロ酢酸	0.02	（新規）	3.5 （AF=20%）	0.02 （AF=20%）	H26.1.14 現行評価値を 維持	H26.10.7 答申済み		LOAEL＝3.5 TDI＝3.5 ・評価値＝0.02	・食安委化学物質・汚染物質専門調査会 幹事会（H24.1.27） →TDI＝3.5 ・食安委答申（H24.5.10） →TDI＝3.5	対基準値　0 / 6,063 対50%値　5 / 6,063 対10%値　53 / 6,063	対基準値　0 / 6,174 対50%値　6 / 6,174 対10%値　39 / 6,174	・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない	
基-23	23	クロロホルム	0.06		12.9 （AF=20%）	0.3 （AF=75%） （2005）	H22.12.21 H15からの変 更なし	H21.8.20 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加		・食安委答申（H21.8.20清涼飲料水） →TDI=12.9（非発がん）（TDI不変）	対基準値　1 / 6,064 対50%値　181 / 6,064 対10%値　2,254 / 6,064	対基準値　1 / 6,174 対50%値　185 / 6,174 対10%値　2,319 / 6,174	・基準超過件数は減少傾向 ・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない	
基-24	24	ジクロロ酢酸	0.03	（変更）	1.3 （10-5Risk）	0.05 D	H27.2.5	H26.10.7 答申済み	WHO第4版 暫定とした理由変更 D←T,D	VSD＝1.43 評価値＝0.04	・食安委化学物質・汚染物質専門調査会 幹事会（H24.1.27） →非発がん影響 TDI＝12.5 発がん影響　TDI＝12.8 SF＝7.8E-3 ・食安委報告前H24.3.23現在）	対基準値　4 / 6,064 対50%値　92 / 6,064 対10%値　1,701 / 6,064	対基準値　2 / 6,174 対50%値　75 / 6,174 対10%値　1,616 / 6,174	・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない	
基-25	25	ジブロモクロロメタン	0.1		21 （AF=20%）	0.1 （2005）	H22.12.21 H15からの変 更なし	H21.8.20 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加		・食安委答申（H21.8.20清涼飲料水） →TDI＝21.4（非発がん）（TDI不変）	対基準値　0 / 6,064 対50%値　20 / 6,064 対10%値　234 / 6,064	対基準値　0 / 6,174 対50%値　14 / 6,174 対10%値　222 / 6,174	・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない	
基-26	26	臭素酸	0.01	（新規）	10-5Risk ↓ BAT	0.01 AT （2005） ←0.002	H22.2.2 H15からの 変更なし	H20.11.6 答申済み		・10-5リスク相当VSDからは0.009mg/L ・除去方法はO3濃度の調節やH2O2-UV法に限定	・食安委答申（H20.11.6清涼飲料水） →TDI＝11（非発がん） 10-5発がんリスク相当VSD ＝0.36μ g/kg体重/日	対基準値　0 / 6,063 対50%値　15 / 6,063 対10%値　249 / 6,063	対基準値　2 / 6,174 対50%値　10 / 6,174 対10%値　238 / 6,174	・施設基準省令に基づく薬品基準は0.005mg/L ・超過事例の殆どは一時的なもので次亜塩素酸Naの選定、貯蔵管理等で対応。本件注意事項を事務連絡(H16.6) ・状況は改善傾向 ・O3処理時の溶存濃度と注入率の制御も重要	

*1　ガイダンス値（シアン化物イオン 短期暴露　0.5塩化シアン0.6）（塩化シアンとして）、0,3（シアンとして）

直※　基準超過時には水質異常時と見て直ちに、取水及び給水の緊急停止措置等を講じるべき項目(平成15年健水発第1010001号)

※2　P：健康影響評価の観点からの暫定、T：浄水技術の観点からの暫定値、A：測定技術の観点からの暫定値、D：消毒技術の観点からの暫定値

（　）内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※3　ピンク：10地点以上で基準超過、ベージュ：基準値超過有、薄黄：10地点以上で50%超過

表 2-43　最近の水道水質基準等項目の状況について（水質基準項目）(4/6)

	旧番号	項　目　名	基準値※1 値(mg/L)※3		根拠TDI等 (μ g/kg/日)	WHO/GDWQ※2 (mg/L)	最終審議・予定 厚科審	食安委	WHO等	15年答申	評価値に関連したその後の検討 （平成30年3月現在）	浄水超過状況※3 (H26水道統計)	浄水超過状況※3 (H27水道統計)	課題、留意事項	その他注
基-27	27	総トリハロメタン	0.1	クロロホルム＋ジブロモクロロメタン＋ブロモジクロロメタン＋ブロモホルム		設定せず(2005) 総評価は推奨	H22.12.21 H15からの変更なし	H21.8.20 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加		・食安委答申(H21.8.20清涼飲料水) →総トリハロメタンとしてのTDIは設定できない	対基準値 2 / 6,064 対50%値 153 / 6,064 対10%値 2,752 / 6,064	対基準値 1 / 6,174 対50%値 161 / 6,174 対10%値 2,848 / 6,174	・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない	
基-28	28	トリクロロ酢酸	0.03	（変更）	6 （AF=20%）	0.2 （AF=20%）	H27.2.5	H26.10.7 答申済み		NOAEL＝32.5 TDI＝32.5 評価値＝0.2	・食安委化学物質・汚染物質専門調査会 幹事会(H24.1.27) →TDI＝6 ・食安委答申(H24.5.10) →TDI＝6	対基準値 21 / 6,064 対50%値 388 / 6,064 対10%値 1,006 / 6,064	対基準値 3 / 6,174 対50%値 285 / 6,174 対10%値 1,938 / 6,174	・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない	
基-29	29	ブロモジクロロメタン	0.03		6.1 （AF=20%）	0.06	H22.12.21 H15からの変更なし	H21.8.20 答申済み	WHO第4版 変更		・食安委答申(H21.8.20清涼飲料水) →TDI＝6.1(非発がん)（TDI不変）	対基準値 3 / 6,064 対50%値 109 / 6,064 対10%値 2,493 / 6,064	対基準値 1 / 6,174 対50%値 113 / 6,174 対10%値 2,534 / 6,174	・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない	
基-30	30	ブロモホルム	0.09		17.9 （AF=20%）	0.1 （2005）	H22.12.21 H15からの変更なし	H21.8.20 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加		・食安委答申(H21.8.20清涼飲料水) →TDI＝17.9(非発がん)（TDI不変）	対基準値 0 / 6,064 対50%値 6 / 6,064 対10%値 117 / 6,064	対基準値 0 / 6,174 対50%値 2 / 6,174 対10%値 154 / 6,174	・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない	
基-31	31	ホルムアルデヒド	0.08		15 （AF=20%）	設定せず(2005) ←2.6	H20.12.16 H15からの変更なし	H20.4.17 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加	・入浴時等の水道水からの気化による吸入暴露による影響も考慮	・食安委答申(H20.4.17清涼飲料水) →TDI＝15	対基準値 0 / 6,063 対50%値 5 / 6,063 対10%値 54 / 6,063	対基準値 0 / 6,174 対50%値 0 / 6,174 対10%値 43 / 6,174	・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない	
基-32	32	亜鉛及びその化合物	1.0	味覚及び色				H29.4.25 答申済み			・推奨摂取量＝7～10mg/日(成人、上限量30mg/日)の必須元素	対基準値 0 / 5,672 対50%値 1 / 5,672 対10%値 14 / 5,672	対基準値 0 / 5,784 対50%値 1 / 5,784 対10%値 16 / 5,784		
基-33	33	アルミニウム及びその化合物	0.2	色(鉄共存時) H21.4.1 管理目標設定項目追加			H19.10.26 水質管理目標値を0.1に設定			・多量の凝集剤を投入せざるを得ない場合にも技術的に0.1mg/Lを達成可能であるかについてはなお疑問の余地有	H19に水質管理目標値を0.1に設定	対基準値 8 / 5,768 対50%値 107 / 5,768 対10%値 1,523 / 5,768	対基準値 9 / 5,872 対50%値 108 / 5,872 対10%値 1,511 / 5,872	・超過事例は全て一時的なもので凝集剤の注入方法等で対応	
基-34	34	鉄及びその化合物	0.3	味覚及び洗濯物の着色		設定せず		H29.4.25 答申済み		・水質基準として維持	・推奨摂取量＝10mg/日前後(成人、上限量40～50mg/日前後)の必須元素	対基準値 2 / 5,743 対50%値 17 / 5,743 対10%値 323 / 5,743	対基準値 1 / 5,848 対50%値 17 / 5,848 対10%値 344 / 5,848		
基-35	35	銅及びその化合物	1.0	洗濯物への着色		2 （洗濯染みは生じる可能性有）	H20.12.16 基準改正の必要性について検討を行う	H20.4.17 答申済み		・水質基準として維持	・食安委答申(H20.4.17清涼飲料水) →許容上限摂取量=9mg/ヒト(成人)/日 ・推奨摂取量＝0.7～0.9mg/日(成人、上限量10mg/日)の必須元素 ・H20年基準値改正の必要性の検討が課題とされた。	対基準値 0 / 5,667 対50%値 0 / 5,667 対10%値 10 / 5,667	対基準値 0 / 5,778 対50%値 1 / 5,778 対10%値 9 / 5,778	・見直し検討中(厚生科学審議会生活環境水道部会(平成20年12月16日)で審議)	
基-36	36	ナトリウム及びその化合物	200	味覚								対基準値 0 / 5,608 対50%値 2 / 5,608 対10%値 577 / 5,608	対基準値 0 / 5,726 対50%値 2 / 5,726 対10%値 566 / 5,726	・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない	

*1　ガイダンス値(シアン化物イオン 短期暴露　0.5塩化シアン0.6)(塩化シアンとして)、0,3(シアンとして)

直※　基準超過時には水質異常時と見て直ちに、取水及び給水の緊急停止措置等を講じるべき項目(平成15年健水発第1010001号)

※2　P:健康影響評価の観点からの暫定、T:浄水技術の観点からの暫定値、A:測定技術の観点からの暫定値、D:消毒技術の観点からの暫定値

(　)内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※3　ピンク:10地点以上で基準超過、ベージュ:基準値超過有、薄黄:10地点以上で50%超過

表 2-43　最近の水道水質基準等項目の状況について（水質基準項目）(5/6)

	旧番号	項　目　名	基準値※1 値(mg/L)※3		根拠TDI等 (μ g/kg/日)	WHO/GDWQ※2 (mg/L)	最終審議・予定 厚科審	食安委	WHO等	15年答申	評価値に関連したその後の検討（平成30年3月現在）	浄水超過状況※3（H26水道統計）	浄水超過状況※3（H27水道統計）	課題、留意事項	その他注
基-37	37	マンガン及びその化合物	0.05	黒水障害		設定せず	H25.3.19 現行評価値を維持	H24.8.6 答申済み	WHO第4版 変更 設定せず←0.4C		・食安委答申（H.24.8.6清涼飲料水） →TDI＝180 ・目安摂取量＝3.5～4mg/日前後（成人、上限量10mg/日前後）の必須元素 ・食安委意見募集終了（H24.7.20締切）	対基準値 1 / 5,693 対50%値 7 / 5,693 対10%値 125 / 5,693	対基準値 1 / 5,810 対50%値 7 / 5,810 対10%値 115 / 5,810	・より高レベルの水道を目指すため管理目標設定(0.01mg/L)	
基-38	38	塩化物イオン	200	味覚								対基準値 0 / 6,074 対50%値 15 / 6,074 対10%値 1,009 / 6,074	対基準値 0 / 6,179 対50%値 13 / 6,179 対10%値 954 / 6,179	・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない	
基-39	39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	石鹸の泡立等				H29.4.25 答申済み	WHO第4版 追加予定 →追加されず		・WHO第4版追加予定→追加されず ・Caは推奨摂取量＝1g/日前後（成人、上限量2.3g/日）の必須元素 ・Mgは推奨摂取量＝300～400mg/日前後（成人）の必須元素	対基準値 0 / 5,795 対50%値 70 / 5,795 対10%値 4,273 / 5,795	対基準値 0 / 5,915 対50%値 68 / 5,915 対10%値 4,350 / 5,915	・おいしい水の観点から管理目標設定(10-100mg/L) ・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない	
基-40	40	蒸発残留物	500									対基準値 0 / 5,806 対50%値 167 / 5,806 対10%値 5,422 / 5,806	対基準値 0 / 5,920 対50%値 172 / 5,920 対10%値 5,494 / 5,920	・おいしい水の観点から管理目標設定(30-200mg/L) ・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない	
基-41	41	陰イオン界面活性剤	0.2	発泡						・混合すると起泡力や安定度に相乗効果が見られる場合があり知見の充実を図る必要がある		対基準値 0 / 5,454 対50%値 0 / 5,454 対10%値 0 / 5,454	対基準値 0 / 5,564 対50%値 1 / 5,564 対10%値 1 / 5,564		
基-42	42	ジェオスミン	0.00001	臭気						・粉末活性炭処理による場合：20ng/L ・粒状活性炭等恒久施設による場合：10ng/L		対基準値 6 / 5,635 対50%値 62 / 5,635 対10%値 721 / 5,635	対基準値 12 / 5,735 対50%値 62 / 5,735 対10%値 685 / 5,735		
基-43	43	2－メチルイソボルネオール	0.00001	臭気						・粉末活性炭処理による場合：20ng/L ・粒状活性炭等恒久施設による場合：10ng/L		対基準値 1 / 5,635 対50%値 16 / 5,635 対10%値 311 / 5,635	対基準値 1 / 5,734 対50%値 8 / 5,734 対10%値 301 / 5,734		
基-44	44	非イオン界面活性剤	0.02	発泡						・混合すると起泡力や安定度に相乗効果が見られる場合があり知見の充実を図る必要がある		対基準値 0 / 5,599 対50%値 2 / 5,599 対10%値 190 / 5,599	対基準値 0 / 5,639 対50%値 0 / 5,639 対10%値 173 / 5,639	・施設基準省令に基づく薬品基準は0.005mg/L	
基-45	45	フェノール類	0.005	臭気						・水質基準として維持		対基準値 0 / 5,431 対50%値 2 / 5,431 対10%値 3 / 5,431	対基準値 0 / 5,546 対50%値 0 / 5,546 対10%値 2 / 5,546		

*1　ガイダンス値（シアン化物イオン 短期暴露　0.5塩化シアン0.6）（塩化シアンとして）、0.3（シアンとして）

直※　基準超過時には水質異常時と見て直ちに、取水及び給水の緊急停止措置等を講じるべき項目(平成15年健水発第1010001号)

※2　P：健康影響評価の観点からの暫定、T：浄水技術の観点からの暫定値、A：測定技術の観点からの暫定値、D：消毒技術の観点からの暫定値

(　)内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※3　ピンク：10地点以上で基準超過、ベージュ：基準値超過有、薄黄：10地点以上で50%超過

表 2-43　最近の水道水質基準等項目の状況について（水質基準項目）(6/6)

	旧番号	項　目　名	基準値※1		根拠TDI等	WHO/GDWQ※2	最終審議・予定			15年答申	評価値に関連したその後の検討（平成30年3月現在）	浄水超過状況※3（H26水道統計）	浄水超過状況※3（H27水道統計）	課題、留意事項	その他注
			値(mg/L)※3		(μ g/kg/日)	(mg/L)	厚科審	食安委	WHO等						
基-46	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	H21.4.1 施行 有機物			H19.10.26 基準値を3に強化			・旧基準であるKMnO4消費量10mg/Lに相当するTOCは相関性から1～4mg/Lで上限値に危険率25%を見込む		対基準値　0 / 6,073 対50%値　95 / 6,073 対10%値　3,451 / 6,073	対基準値　1 / 6,181 対50%値　92 / 6,181 対10%値　3,454 / 6,181		
基-47	47	pH値	5.8-8.6	腐食防止						・水質基準として維持 ・より高いレベルの水道を目指すための目標として、7.5程度を管理目標に設定		酸側超　5 / 6,074 ｱﾙｶﾘ側超　5 / 6,074	酸側超　3 / 6,181 ｱﾙｶﾘ側超　1 / 6,181	・より高レベルの水道を目指すため管理目標設定(7.5)	
基-48	48	味	異常でない	基本指標								陽性　1 / 6,071	陽性　1 / 6,178		
基-49	49	臭気	異常でない	基本指標						・水質基準として維持		陽性　9 / 6,074	陽性　7 / 6,181		
基-50	50	色度	5度	基本指標						・水質基準として維持		対基準値　3 / 6,002 対50%値　100 / 6,002 対10%値　1,427 / 6,002	対基準値　4 / 6,181 対50%値　77 / 6,181 対10%値　1,435 / 6,181		
基-51	51	濁度	2度	基本指標						・より高いレベルの水道を目指すための目標として1度以下を管理目標に設定		対基準値　3 / 6,074 対50%値　27 / 6,074 対10%値　290 / 6,074	対基準値　1 / 6,181 対50%値　29 / 6,181 対10%値　296 / 6,181	・おいしい水の観点から管理目標設定(1度) ・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない	

＊1　ガイダンス値（シアン化物イオン 短期暴露　0.5塩化シアン0.6）（塩化シアンとして）、0,3（シアンとして）

直※　基準超過時には水質異常時と見て直ちに、取水及び給水の緊急停止措置等を講じるべき項目（平成15年健水発第1010001号）

※2　P：健康影響評価の観点からの暫定、T：浄水技術の観点からの暫定値、A：測定技術の観点からの暫定値、D：消毒技術の観点からの暫定値

（　）内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※3　ピンク：10地点以上で基準超過、ベージュ：基準値超過有、薄黄：10地点以上で50%超過

表 2-44　最近の水道水質基準等項目の状況について（水質管理目標設定項目）(1/4)

	旧番号	項　目　名	目標値		根拠TDI等	WHO/GDWQ※1	最終審議・予定			15年答申	評価値に関連したその後の検討	浄水超過状況※2	浄水超過状況※2	課題、留意事項	その他注
			値(mg/L)		(μ g/kg/日)	(mg/L)	厚科審	食安委	WHO等		（平成30年3月現在）	（H26水道統計）	（H27水道統計）		
目-1	1	アンチモン及びその化合物	0.02	（変更）	6	0.02	H26.1.14	H24.8.6 答申済み		・三酸化アンチモンを用いた研究より導いたかなり安全側にたった評価	・食安委答申（H.24.8.6） →TDI＝6 ・食安委意見募集終了（H24.7.20締切）	対目標値　0 / 2,088 対50%値　0 / 2,088 対10%値　6 / 2,088	対目標値　0 / 2,053 対50%値　0 / 2,053 対10%値　3 / 2,053	・施設基準省令に基づく薬品基準が設定されている	
目-2	2	ウラン及びその化合物	0.002	暫定値	0.2←0.6	0.03 P	H24.3.5 H15からの 変更なし	H24.1.12 答申済み	WHO第4版 変更 0.030P← 0.015P,T	・LOAEL：0.06 mg/kg日, UF：100 ・寄与率：10% ・評価値：0.002 mg/L	・食安委答申（H24.1.12） →TDI＝0.2 （LOAEL：0.06 mg/kg/日, UF：300）	対目標値　0 / 2,057 対50%値　3 / 2,057 対10%値　37 / 2,057	対目標値　0 / 2,030 対50%値　2 / 2,030 対10%値　37 / 2,030	・施設基準省令に基づく薬品基準が設定されている	
目-3	3	ニッケル及びその化合物	0.02	暫定値扱いを取りやめ	4	0.07 （AF=20%） （2007提案）	H25.3.19 暫定値扱いを取りやめ、評価値を0.02とする	H24.7.23 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加		・食安委答申（H.24.7.23） →TDI＝4 ・食安委意見募集終了（H24.6.22締切）	対目標値　0 / 2,322 対50%値　1 / 2,322 対10%値　18 / 2,322	対目標値　1 / 2,281 対50%値　2 / 2,281 対10%値　21 / 2,281	・施設基準省令に基づく薬品基準が設定されている	
目-5	5	1,2-ジクロロエタン	0.004		10-5Risk	0.03	H22.2.2 H15からの 変更なし	H20.11.6 答申済み		・WHO/GDWQは我が国基準値より高いが安全性の観点から現行目標値を維持	・食安委答申（H20.11.6清涼飲料水） →TDI＝37.5（非発がん） 10-5発がんリスク相当VSD ＝0.18μ g/kg体重/日	対目標値　0 / 2,026 対50%値　0 / 2,026 対10%値　0 / 2,026	対目標値　0 / 2,009 対50%値　0 / 2,009 対10%値　1 / 2,009	・施設基準省令に基づく薬品基準が設定されている	
~~目-6~~	~~6~~	~~トランス-1,2-ジクロロエチレン~~	~~削除~~	旧目-6 H21.4.1 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレンに変更	17		H19.10.26 シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレンを合算して評価、シス-1,2-ジクロロエチレンの基準を廃止			・ｼｽ体との混合物として使用されうるので管理目標設定項目として経過観察	・食安委答申（H19.3.15清涼飲料水） →TDI＝17（ｼｽ体合算） ・食安委答申（H20.5.29水質基準設定） →TDI＝17（ｼｽ体及びﾄﾗﾝｽ体）	対目標値　0 / 0 対50%値　0 / 0 対10%値　0 / 0	対目標値　0 / 0 対50%値　0 / 0 対10%値　0 / 0	・施設基準省令に基づく薬品基準が設定されている	
~~目-7~~	~~7~~	~~1,1,2-トリクロロエタン~~	~~削除~~	H22.4.1水質管理目標設定項目から削除 （旧目-7）	10-5Risk		H20.12.16 H15からの 変更なし	H20.4.17 答申済み			・食安委答申（H20.4.17清涼飲料水） →TDI=3.9	対目標値　0 / 0 対50%値　0 / 0 対10%値　0 / 0	対目標値　0 / 0 対50%値　0 / 0 対10%値　0 / 0	・施設基準省令に基づく薬品基準が設定されている	
目-8	8	トルエン	0.4	H23.4.1 （施行）	149 （AF=10%）	0.7（ C）	H22.2.2 評価値緩和 0.4←0.2	H20.11.6 答申済み			・食安委答申（H20.11.6清涼飲料水） →TDI＝149	対目標値　0 / 2,052 対50%値　0 / 2,052 対10%値　0 / 2,052	対目標値　0 / 2,033 対50%値　0 / 2,033 対10%値　0 / 2,033		
目-9	9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08	（変更）	30 （AF=10%）	0.008 （AF=1%）	H27.2.5	H25.4.15 答申済み		NOAEL＝3.7 TDI＝40 評価値＝0.1	・食安委答申（H25.4.15） →TDI=30μ g/kg/日	対目標値　0 / 1,817 対50%値　0 / 1,817 対10%値　35 / 1,817	対目標値　0 / 1,767 対50%値　0 / 1,767 対10%値　7 / 1,767	・基準値は12年厚生省通知(塩ビ手袋の食品使用)をベースに設定	

※1　P：健康影響評価の観点からの暫定、T：浄水技術の観点からの暫定値、A：測定技術の観点からの暫定値、D：消毒技術の観点からの暫定値
（)内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。
※2　ピンク：10地点以上で基準超過、ベージュ：基準値超過有、薄黄：10地点以上で10%超過

表 2-44　最近の水道水質基準等項目の状況について（水質管理目標設定項目）(2/4)

	旧番号	項　目　名	目標値		根拠TDI等	WHO/GDWQ※1	最終審議・予定			15年答申	評価値に関連したその後の検討 （平成30年3月現在）	浄水超過状況※2 （H26水道統計）	浄水超過状況※2 （H27水道統計）	課題、留意事項	その他注
			値(mg/L)		(μ g/kg/日)	(mg/L)	厚科審	食安委	WHO等						
目-10	10	亜塩素酸	0.6		29 （AF=80%）	0.7 D （AF=80%） （2005）	H20.12.16 H15からの 変更なし	H20.6.19 答申済み		・ヒト暴露が想定されるのは基本的にClO2が水道水の浄水処理に使用される場合であり、水質管理目標設定項目としCIO2が浄水処理に使用される場合の指針として活用されるべき。 ・水質基準の設定等はCIO2の浄水過程での使用が進んだ段階において検討すべき。	・食安委答申（H20.6.19清涼飲料水） →TDI＝29 ・添加物としてはTDI29を答申（H18.11）	対目標値　0 / 1,151 対50%値　0 / 1,151 対10%値　2 / 1,151	対目標値　0 / 1,131 対50%値　0 / 1,131 対10%値　1 / 1,131	・施設基準省令に基づく薬品基準は0.6mg/L	
~~目-11~~		~~塩素酸~~	削除	H20.4.1施行 （水質管理目標設定項目（旧目-11）から変更）	30 （AF=80%）	0.7 D （AF=80%） （2005）	H18.8.4 追加	H19.3.15 答申済み			・食安委答申（H19.3.15水道水及び清涼飲料水） →TDI=30				
目-12	11	二酸化塩素	0.6		29 （AF=80%）	設定せず （2005） 亜塩素酸対応	H20.12.16 H15からの 変更なし	H20.6.19 答申済み			・食安委答申（H20.6.19清涼飲料水） →TDI＝29 ・WHOは異臭味閾値を0.4mg/Lとしている	対目標値　0 / 584 対50%値　0 / 584 対10%値　0 / 584	対目標値　0 / 567 対50%値　0 / 567 対10%値　0 / 567	・施設基準省令に基づく薬品基準は0.6mg/L	
目-13	12	ジクロロアセトニトリル	0.01	暫定値 H21.4.1変更	8 （AF=20%）	0.02 P （AF=20%）	H19.10.26 評価値変更 0.01（暫定）← 0.04（暫定）	H19.3.15 答申済み			・食安委答申（H19.3.15清涼飲料水） →TDI=2.7	対目標値　0 / 2,527 対50%値　15 / 2,527 対10%値　353 / 2,527	対目標値　0 / 2,506 対50%値　6 / 2,506 対10%値　339 / 2,506	・超過事例は近接地点で一時的に発生	
目-14	13	抱水クロラール	0.02	暫定値	5.3 （AF=20%）	設定せず （2005）	H19.10.26 評価値変更 0.02（暫定）← 0.03（暫定）	H19.3.15 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加		・食安委答申（H19.3.15清涼飲料水） →TDI＝4.5	対目標値　0 / 2,535 対50%値　27 / 2,535 対10%値　697 / 2,535	対目標値　0 / 2,508 対50%値　23 / 2,508 対10%値　687 / 2,508	・超過事例はいずれも一時的なもの	
目-15	14	農薬類	検出値/目標値の総和が1以下							・浄水から目標値10%値を超えて検出される事例有り(特異値を除く)は水質基準を設定。 農薬 ・農薬類(第1群)…現に水道原水から検出又は国内推定出荷量50t以上。 ・第2群…国内推定出荷量50t以上であるが水道水に適した測定方法が未確立。早急に確立しその時点で第1群に組入。27物質。 ・第3群…国内推定出荷量が50t未満で測定しても検出されるおそれがない。79物質。	・フィプロニル（殺虫剤）を追加（H20.4.1）			・現行目標値が小さいのはCNPの0.0001mg/L ・使用又は販売が禁止された農薬のうち検出されているもの、生産・輸入量が多く測定法が確立したものを追加 ・テルブカルビ、ジメピペレートは削除案が提出されたが、平成17年度調査において、浄水及び原水から、目標値の1%前後の検出が認められたことから、農薬類の対象農薬リストからの削除を見送り。	
目-16	15	残留塩素	1	（衛生上措置） 遊離塩素 0.1mg/L以上	150	0.5～5 C （上限値は AF=100%）	H19.10.26 H15からの 変更なし	H19.3.15 答申済み		・おいしさの観点に着目したもので今後とも水質管理目標設定項目とする	・食安委答申（H19.3.15清涼飲料水） →TDI＝136	対目標値　50 / 5,937 対50%値　1,727 / 5,937 対10%値　5,770 / 5,937	対目標値　50 / 6,060 対50%値　1,737 / 6,060 対10%値　5,916 / 6,060	・目標超過件数は減少傾向だが、継続的で未対策の超過地点も多い	
目-17	16	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10-100	石鹸の泡立等				H29.4.25 答申済み	WHO第4版 追加予定 →追加されず		・WHO第4版追加予定→追加されず ・Caは推奨摂取量＝1g/日前後（成人、上限量2.3g/日）の必須元素 ・Mgは推奨摂取量＝300～400mg/日前後（成人）の必須元素	10未満　94 / 5,795 100超過　377 / 5,795	10未満　95 / 5,915 100超過　375 / 5,915	・水質基準　300	
目-18	17	マンガン及びその化合物	0.01	黒水障害		設定せず	H25.3.19 現行評価値を 維持	H24.8.6 答申済み	WHO第4版 変更 設定せず← 0.4C		・食安委答申（H.24.8.6清涼飲料水） →TDI＝180 ・目安摂取量＝3.5～4mg/日前後（成人、上限量10mg/日前後）の必須元素 ・食安委意見募集終了（H24.7.20締切）	対目標値　47 / 5,693 対50%値　125 / 5,693 対10%値　408 / 5,693	対目標値　47 / 5,810 対50%値　115 / 5,810 対10%値　407 / 5,810	・水質基準　0.05	
目-19	18	遊離炭酸	20							・おいしさの観点に着目したもので今後とも水質管理目標設定項目とする		対目標値　72 / 2,272 対50%値　295 / 2,272 対10%値　1,702 / 2,272	対目標値　81 / 2,237 対50%値　319 / 2,237 対10%値　1,648 / 2,237	・目標超過件数はH16増加	

※1　P：健康影響評価の観点からの暫定、T：浄水技術の観点からの暫定値、A：測定技術の観点からの暫定値、D：消毒技術の観点からの暫定値
（　）内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。
※2　ピンク：10地点以上で基準超過、ベージュ：基準値超過有、薄黄：10地点以上で10%超過

表 2-44　最近の水道水質基準等項目の状況について（水質管理目標設定項目）(3/4)

	旧番号	項　目　名	目標値 値(mg/L)	目標値	根拠TDI等 (μ g/kg/日)	WHO/GDWQ※1 (mg/L)	最終審議・予定 厚科審	最終審議・予定 食安委	最終審議・予定 WHO等	15年答申	評価値に関連したその後の検討 （平成30年3月現在）	浄水超過状況※2 (H26水道統計)	浄水超過状況※2 (H27水道統計)	課題、留意事項	その他注
目-20	19	1,1,1-トリクロロエタン	0.3		600		H20.12.16 H15からの 変更なし	H20.4.17 答申済み		・健康影響に関する評価値は1.5mg/Lだが臭味発生防止の観点から設定。	・食安委答申（H20.4.17清涼飲料水） →TDI＝800	対目標値 0 / 2,088 対50%値 0 / 2,088 対10%値 2 / 2,088	対目標値 0 / 2,063 対50%値 0 / 2,063 対10%値 0 / 2,063		
目-21	20	メチル－t－ブチルエーテル（MTBE）	0.02	（新規）	143	設定せず （2005） ←0.015	H20.12.16 H15からの 変更なし	H20.4.17 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加	・地下水で一過的に高濃度で検出されるとの情報もある	・食安委答申（H20.4.17清涼飲料水） →TDI＝143 ・WHOは異臭閾値を0.015mg/Lとしている	対目標値 0 / 1,946 対50%値 1 / 1,946 対10%値 2 / 1,946	対目標値 0 / 1,934 対50%値 0 / 1,934 対10%値 0 / 1,934		
目-22	21	有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	3							・指標性や測定方法に関し種々問題点 ・TOCとの相関を見るため、当面水質管理目標設定項目として維持		対目標値 34 / 1,594 対50%値 335 / 1,594 対10%値 1,316 / 1,594	対目標値 24 / 1,595 対50%値 338 / 1,595 対10%値 1,309 / 1,595	・旧水質基準　10mg/L	
目-23	22	臭気強度（TON）	3TON							・おいしい水の観点から維持		対目標値 10 / 2,063 対50%値 116 / 2,063 対10%値 402 / 2,063	対目標値 15 / 2,049 対50%値 118 / 2,049 対10%値 423 / 2,049		
目-24	23	蒸発残留物	30-200									30未満 63 / 5,806 200超過 537 / 5,806	30未満 74 / 5,920 200超過 552 / 5,920	・水質基準　500	
目-25	24	濁度	1度	基本指標						・より高いレベルの水道を目指すための目標として1度以下を管理目標に設定		対目標値 27 / 6,074 対50%値 104 / 6,074 対10%値 590 / 6,074	対目標値 29 / 6,181 対50%値 83 / 6,181 対10%値 599 / 6,181	・水質基準　2度	
目-26	25	pH値	7.5程度	腐食防止						・水質基準として維持 ・より高いレベルの水道を目指すための目標として、7.5程度を管理目標に設定		7.3以下 4,312 / 6,074 7.7以上 2,058 / 6,074	7.3以下 4,305 / 6,181 7.7以上 2,141 / 6,181	・水質基準　5.8～8.6	
目-27	26	腐食性（ランゲリア指数）	-1程度以上とし、極力0に近づける							・水道施設の維持管理やCaCO3析出防止の観点から水質管理目標設定項目とする		-1未満 1,635 / 2,298 0超過 57 / 2,298	-1未満 1,619 / 2,263 0超過 48 / 2,263		
目-28	27	従属栄養細菌	2000	H21.4.1追加		USEPA処理基準 500cfu/ml以下	H18.8.4 追加			・本来的細菌数を表現、培養方法が確立、施設清浄度の劣化を表現、レジオネラ増殖環境か否かの判定が可能 ・細菌現存量の指標として有効だが、我が国の水道における情報等が不足	・水道施設の健全性を判断	対目標値 3 / 2,545 対50%値 5 / 2,545 対10%値 49 / 2,545	対目標値 0 / 2,509 対50%値 5 / 2,509 対10%値 40 / 2,509		

※1　P：健康影響評価の観点からの暫定、T：浄水技術の観点からの暫定値、A：測定技術の観点からの暫定値、D：消毒技術の観点からの暫定値
　　(　)内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。
※2　ピンク：10地点以上で基準超過、ベージュ：基準値超過有、薄黄：10地点以上で10%超過

表 2-44　最近の水道水質基準等項目の状況について（水質管理目標設定項目）(4/4)

	旧番号	項　目　名	目標値		根拠TDI等	WHO/GDWQ※1	最終審議・予定			15年答申	評価値に関連したその後の検討	浄水超過状況※2	浄水超過状況※2	課題、留意事項	その他注
			値(mg/L)		(μ g/kg/日)	(mg/L)	厚科審	食安委	WHO等		（平成30年3月現在）	(H26水道統計)	(H27水道統計)		
目-29		1,1－ジクロロエチレン	0.1	H21.4.1水質管理目標設定項目に変更(旧基-15 (0.02mg/L))	9	設定せず (2005) ←0.14	H19.10.26 水質基準から水質管理項目に変更 評価値変更 0.1←0.02	H19.3.15 答申済み		評価値の10%を超えるものは1%未満だが6年以来基準値超の例もあり、継続性の観点から水質基準とする	・食安委答申(H19.3.15清涼飲料水) →TDI＝46 ・食安委答申(H20.5.29水質基準廃止)	対目標値 0 / 2,114 対50%値 0 / 2,114 対10%値 0 / 2,114	対目標値 0 / 2,097 対50%値 0 / 2,097 対10%値 2 / 2,097		
目-30		アルミニウム及びその化合物	0.1	色(鉄共存時) H21.4.1管理目標設定項目追加			H19.10.26 水質管理目標値を0.1に設定			・多量の凝集剤を投入せざるを得ない場合にも技術的に0.1mg/Lを達成可能であるかについてはなお疑問の余地有		対目標値 107 / 5,768 対50%値 515 / 5,768 対10%値 2,210 / 5,768	対目標値 108 / 5,872 対50%値 489 / 5,872 対10%値 2,203 / 5,872		

【答申言及】

対策指針		耐塩素性病原生物	－			USEPA処理基準 ・ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ99%除去 ・ｼﾞｱﾙｼﾞｱ99.9%除去又は不活化				・検出方法等に種々の課題が残っている	・原水から指標菌が検出されたことがある施設においては、水質検査計画等に基づき、適切な頻度で原水のクリプトスポリジウム等及び指標菌を検査 ・H20から水質検査計画に基づき原水を測定				
101		ウイルスその他の病原微生物	－			USEPA処理基準 ・消化器系感染ｳｲﾙｽ99.99%除去又は不活化				・将来的に起こり得るCyclospora等新たな病原微生物への対策にも注意 ・万全を期すためウイルス汚染対策、特に検出方法等に関する研究を推進				・ウィルスによる水系感染症は井戸水などを原水とする小規模水道で、消毒工程の不備・不具合が殆ど(H17厚生科学研究) ・塩素消毒の効果は不明点多い(同)	
102		不快生物(線虫等)	－							・混入や繁殖の防止対策、漏出時の原因、汚染場所、病原性の有無等に関する解析・検討体制の整備などについて検討	・2006年WHO/GDWQ専門家会合では、病原性バクテリアを媒介する可能性も議論されたがGDWQを示せない、とした				

※1　P:健康影響評価の観点からの暫定、T:浄水技術の観点からの暫定値、A:測定技術の観点からの暫定値、D:消毒技術の観点からの暫定値
　　( )内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。
※2　ピンク:10地点以上で基準超過、ベージュ:基準値超過有、薄黄:10地点以上で10%超過

表 2-45　最近の水道水質基準等項目の状況について（要検討項目）(1/2)

番号	項　目　名	目標値		根拠TDI等	WHO/GDWQ※1	評価値	備考	最終審議・予定			15年答申	評価値に関連したその後の検討（平成30年3月現在）	浄水超過状況（H27年水質測定結果）	浄水超過状況（H28年水質測定結果）	課題、留意事項	その他注
		値(mg/L)		(μ g/kg/日)	(mg/L)	μ g/kg/日	80%)	厚科審	食安委	WHO等						
検01	銀	－									浄水器等で消毒のために利用する事例があること等から知見収集に努める		対1ug/L　0/129	対1ug/L　0/135	・施設基準省令に基づく薬品基準は0.01mg/L	
検02	バリウム	0.7			1.3	0.73	ヒトNOAEL7.3、UF 10		H24.10.29答申済み	WHO第4版第1次追補版変更		・食安委答申（H24.10.29） →TDI＝20（ヒトNOAEL 0.21（mg/kg体重／日）、UF 10）	対目標値　0/161 対10%値　0/161	対目標値　0/168 対10%値　0/168	・施設基準省令に基づく薬品基準が設定されている	
検03	ビスマス	－									鉛代替品としての利用が考えられており材質管理の観点で留意		対1ug/L　1/113	対1ug/L　0/129		
検04	モリブデン	0.07			設定せず	NOAEL 0.2	NOAELにUF 3（個体差）を適用し基準値を導出			WHO/GDWQ第4版変更設定せず←0.07			対目標値　0/423 対10%値　0/423	対目標値　0/412 対10%値　0/412		
検05	アクリルアミド	0.0005			0.0005 10-5		線形多段階モデルを適用				高分子凝集剤の製品管理において残留モノマーの確実なコントロールが必要		対目標値　0/78 対10%値　0/78	対目標値　0/55 対10%値　0/55	・施設基準省令に基づく薬品基準が設定されている	
検06	アクリル酸	－									日本水道協会規格の塗料の品質として0.002mg/L以下を設定		対0.2ug/L　1/25	対0.2ug/L　0/29		
検07	17-β -エストラジオール	0.00008	暫定値	0.03							社会的関心の高い物質であり測定データ等知見の充実に努めていく必要あり		対目標値　0/51 対10%値　0/51	対目標値　0/48 対10%値　0/48		
検08	エチニルーエストラジオール	0.00002	暫定値	0.006							社会的関心の高い物質であり測定データ等知見の充実に努めていく必要あり		対目標値　0/50 対10%値　0/50	対目標値　0/47 対10%値　0/47		
検09	エチレンジアミン四酢酸（EDTA）	0.5		190 （AF=1%）	0.6 （AF=1%）	1900							対目標値　0/40 対10%値　0/40	対目標値　0/39 対10%値　0/39		
検10	エピクロロヒドリン	0.0004	暫定値	10-5Risk	0.0004 P	0.14							対目標値　0/48 対10%値　0/48	対目標値　0/44 対10%値　0/44		
検11	塩化ビニル	0.002		10-5Risk	0.0003 10-5		線形外挿法を適用				10-5リスク相当VSDから設定		対目標値　0/49 対10%値　0/49	対目標値　0/47 対10%値　0/47		
検12	酢酸ビニル	－									施設基準省令で溶出基準0.01mg/Lを設定		対0.01ug/L　0/25	対0.01ug/L　0/28		
検13	2,4-トルエンジアミン	－									施設基準省令で溶出基準0.002mg/Lを設定		対0.05ug/L　0/7	対0.05ug/L　0/28		
検14	2,6-トルエンジアミン	－									施設基準省令で溶出基準0.001mg/Lを設定		対0.05ug/L　0/7	対0.05ug/L　0/28		
検15	N,N-ジメチルアニリン	－									施設基準省令で溶出基準0.01mg/Lを設定		対0.01ug/L　1/55	対0.01ug/L　0/32		
検16	スチレン	0.02		7.7	0.02 C	7.7					臭気の閾値と一致		対目標値　0/63 対10%値　0/63	対目標値　0/58 対10%値　0/58		
検17	ダイオキシン類	1pgTEQ/L	暫定値	4pgTEQ/kg/日									対目標値　0/285 対10%値　0/285	対目標値　0/270 対10%値　1/270		
検18	トリエチレンテトラミン	－									施設基準省令で溶出基準0.01mg/Lを設定		対1ug/L　0/5	対1ug/L　0/14		
検19	ノニルフェノール	0.3	暫定値	100							社会的関心の高い物質であり測定データ等知見の充実に努めていく必要あり		対目標値　0/106 対10%値　0/106	対目標値　0/89 対10%値　0/89		
検20	ビスフェノールA	0.1	暫定値	50							社会的関心の高い物質であり測定データ等知見の充実に努めていく必要あり	・食品安全部→食安委員会諮問(H20.7.8)	対目標値　0/110 対10%値　0/110	対目標値　0/91 対10%値　0/91		
検21	ヒドラジン	－									日本水道協会規格の塗料の品質として0.005mg/L以下を設定		対0.5ug/L　0/5	対0.5ug/L　0/13		
検22	1,2-ブタジエン	－									施設基準省令で溶出基準0.001mg/Lを設定		対0.001ug/L　0/8	対0.001ug/L　0/16		
検23	1,3-ブタジエン	－									施設基準省令で溶出基準0.001mg/Lを設定		対0.001ug/L　0/8	対0.001ug/L　0/16		
検24	フタル酸ジ（n-ブチル）	0.01	H27.4.1より0.2→0.01	5		5	LOAEL=2.5mg/kg/d、安全係数500	H27.2.5	H26.6.10答申済み		社会的関心の高い物質であり測定データ等知見の充実に努めていく必要あり	・食安委答申（H26.6.10器具・容器包装専門調査会）→TDI=5μ g/kg/日	対目標値　0/144 対10%値　0/144	対目標値　0/160 対10%値　2/160		
検25	フタル酸ブチルベンジル	0.5		200		200		H28.2.17	H27.4.7答申済み		社会的関心の高い物質であり測定データ等知見の充実に努めていく必要あり	・食安委答申（H27.4.7 器具・容器包装専門調査会））→TDI=200 μ g/kg/日	対目標値　0/143 対10%値　0/143	対目標値　0/160 対10%値　0/160		
検26	ミクロキスチンーLR	0.0008	暫定値	0.04 （AF=80%）	0.001 P （AF=80%）	0.04							対目標値　0/67 対10%値　0/67	対目標値　0/50 対10%値　1/50		
検27	有機すず化合物	0.0006	TBTO暫定値	0.25									対目標値　0/12 対10%値　0/12	対目標値　0/31 対10%値　0/31		

※1　P：健康影響評価の観点からの暫定、T：浄水技術の観点からの暫定値、A：測定技術の観点からの暫定値、D：消毒技術の観点からの暫定値
（　）内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。
※2　英国健康保護庁（HPA）による飲料水中「最大許容」濃度の改定勧告よりPFOAは0.01mg/L、PFOSは0.0003mg/Lで評価している。

表 2-45　最近の水道水質基準等項目の状況について（要検討項目）(2/2)

番号	項　目　名	目標値		根拠TDI等	WHO/GDWQ※1	評価値	備考	最終審議・予定			15年答申	評価値に関連したその後の検討 （平成30年3月現在）	浄水超過状況 (H27年水質測定結果)	浄水超過状況 (H28年水質測定結果)	課題、留意事項	その他注
		値(mg/L)		(μ g/kg/日)	(mg/L)	μ g/kg/日	80%)	厚科審	食安委	WHO等						
検28	ブロモクロロ酢酸	－									予防的見地から、ハロ酢酸類の低減化対策を進めることが望ましい		対1ug/L　58/160	対1ug/L　29/128		
検29	ブロモジクロロ酢酸	－									予防的見地から、ハロ酢酸類の低減化対策を進めることが望ましい		対1ug/L　39/97	対1ug/L　14/81		
検30	ジブロモクロロ酢酸	－									予防的見地から、ハロ酢酸類の低減化対策を進めることが望ましい		対3ug/L　5/83	対3ug/L　2/81		
検31	ブロモ酢酸	－									予防的見地から、ハロ酢酸類の低減化対策を進めることが望ましい		対0.5ug/L　5/153	対0.5ug/L　2/175		
検32	ジブロモ酢酸	－									予防的見地から、ハロ酢酸類の低減化対策を進めることが望ましい		対1ug/L　32/139	対1ug/L　16/128		
検33	トリブロモ酢酸	－									予防的見地から、ハロ酢酸類の低減化対策を進めることが望ましい		対5ug/L　2/83	対5ug/L　0/81		
検34	トリクロロアセトニトリル	－											対1ug/L　0/158	対1ug/L　0/183		
検35	ブロモクロロアセトニトリル	－											対1ug/L　0/122	対1ug/L　0/148		
検36	ジブロモアセトニトリル	0.06		11.3 (AF=20%)	0.07 (AF=20%)	11							対目標値　0/169 対10%値　0/169	対目標値　0/186 対10%値　0/186		
検37	アセトアルデヒド	－	H15からの変更なし					H20.12.16	H17.7.21 答申済み			・食安委答申（添加物、H17.7.21） →食品の着香の目的の場合、安全性に懸念が無い。（完全に生体成分に代謝される。）	対1ug/L　22/135	対1ug/L　6/141		
検38	MX	0.001		10-5Risk	検出濃度は評価値に対し極めて低く、基準値は設定しない	0.0018	・線形多段階モデルを適用						対目標値　0/23 対10%値　0/23	対目標値　0/21 対10%値　0/21		
検40	キシレン	0.4		179	0.5（C）	179							対目標値　－/389 対10%値　0/389	対目標値　0/373 対10%値　0/373		
検41	過塩素酸	0.025								WHO2010 （H22）		・米国EPAが暫定的なhealth advisory levelとして、15μ g/lを定めている(RfD：0.7μ g/kg/日に基づく)。全国的な規制の是非については検討中。 ・主たる生体影響はヨウ素摂取量の抑制 ・JECFA評価（2010.Feb.） BMDL50＝0.11 mg/kg/d（ヒト） UF＝10 PMTDI＝0.01 mg/kg/d PMTDI：暫定最大一日耐容摂取量	対目標値　0/61 対10%値　2/61	対目標値　0/54 対10%値　0/54	・利根川流域の関係企業で排出削減対策を実施中	
検42	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)	－										・英国COTがTDI：3μ g/kg/日を示している。これに基づきCICADが評価を行う方向で検討中 ・発がん性の指摘はあるが、英国COTは閾値有りの評価が使用できるとの判断	対0.03μ g/L　0/175	対0.03μ g/L　0/112	・作業従事者で高い血清中濃度が報告されている	
検43	ペルフルオロオクタン酸(PFOA)	－										・英国COTがTDI：0.3μ g/kg/日を示している。これに基づきCICADが評価を行う方向で検討中	対0.03ug/L※2　0/163	対0.03ug/L※2　0/112	・作業従事者で高い血清中濃度が報告されている	
検44	N-ニトロソジメチルアミン(NDMA)	0.0001	追加		0.0001 (2008)			H22.2.2		WHO/GDWQ 第3版第2次 追補版追加		・WHO/GDWQ第2次追補版追加(0.1μ g/l)	対1ug/L※2　0/62	対1ug/L※2　0/60		
検45	アニリン	0.02	追加			0.02	LOAEL=7 mg/kg/日 UF=1000 TDI=7 μ g/kg/日	H24.3.5					対目標値　0/41 対10%値　0/41	対目標値　0/50 対10%値　0/50		
検46	キノリン	0.0001	追加			0.0001	IRIS：10-5	H24.3.5						対目標値　0/41 対10%値　0/41		
検47	1,2,3-トリクロロベンゼン	0.02	追加		設定せず （健康に基づく評価値=0.02 TDI=7.7）	0.02	WHO（参考値）	H24.3.5						対目標値　0/56 対10%値　0/56		
検48	ニトリロ三酢酸（NTA）	0.2	追加		0.2 （TDI=10）	0.2	WHO（ガイドライン値）	H24.3.5						対目標値　0/39 対10%値　0/39		

※1　P：健康影響評価の観点からの暫定、T：浄水技術の観点からの暫定値、A：測定技術の観点からの暫定値、D：消毒技術の観点からの暫定値
（　）内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。
※2　英国健康保護庁（HPA）による飲料水中「最大許容」濃度の改定勧告よりPFOAは0.01mg/L、PFOSは0.0003mg/Lで評価している。

表 2-46　最近の水道水質基準項目の状況について（対象農薬リスト掲載農薬類）(1/8)

群	番号	項　目　名	用途	失効情報	販売・使用禁止	目標値		根拠TDI等	WHO/GDWQ※1	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 （平成30年3月現在）	浄水超過状況※2 (H26水道統計)	浄水超過状況※2 (H27水道統計)	課題、留意事項	その他注
						値(mg/L)		(μ g/kg/日)	(mg/L)	厚科審	食安委	WHO等					
対	1	1,3-ジクロロプロペン(D-D)	土壌薫蒸	－	－	0.05	H27.4.1より 0.002→0.05	20	0.02	H28.2.17	H25.2.18 H27.10.20 答申済み		・食安委答申（H25.2.18, H27.10.20） → ADI = 20 ・評価申請（H29.3.15）	10%値超　0 ／　621 1%値超　0 ／　621	10%値超　0 ／　615 1%値超　1 ／　615	・地下水からの検出事例が多い	
対	2	ダラポン	除草剤	－	－	0.08		30			H29.3.28 答申済み		・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超　0 ／　431 1%値超　1 ／　431	10%値超　0 ／　430 1%値超　10 ／　430		
対	3	2,4-ジクロロフェノキシ酢酸(2,4-D)	除草剤	－	－	0.03		10	0.03	H30.2.15	H29.5.16 答申済み		・評価第四部会審議中（H25.7.10） ・食安委答申(H29.5.16) → ADI = 9.9	10%値超　0 ／　596 1%値超　0 ／　596	10%値超　0 ／　553 1%値超　0 ／　553		
対	4	EPN	殺虫剤	－	－	0.004	H21.4.1 より 0.006→ 0.004	1.4		H19.10.26 評価値変更	H29.2.14 答申済み		・食安委答申（H20.10.16, H20.11.27, H29.2.14） → ADI = 1.4	10%値超　0 ／　632 1%値超　6 ／　632	10%値超　0 ／　610 1%値超　16 ／　610	・【H17】浄水からの検出レベルは最高11%(表流水)	
対	5	MCPA	除草剤	－	－	0.005	変更なし	2	設定せず	H27.2.5	H26.7.29 答申済み	WHO第4版 第1次追補版 変更	・食安委答申（H26.7.29） →ADI＝1.9	10%値超　0 ／　380 1%値超　1 ／　380	10%値超　0 ／　404 1%値超　11 ／　404		
対	6	アシュラム	除草剤	－	－	0.9	H28.4.1より 0.2→0.9	72		H27.2.5	H26.10.21 答申済み		・食安委答申(H26.10.21) →ADI=360	10%値超　0 ／　550 1%値超　0 ／　550	10%値超　0 ／　538 1%値超　0 ／　538		
対	7	アセフェート	殺虫剤	－	－	0.006	H25.4.1より 変更なし	2.4		H24.3.5	H28.12.13 答申済み		・食安委答申 （H22.7.22, H25.9.30, H28.12.13） → ADI = 2.4	10%値超　3 ／　606 1%値超　3 ／　606	10%値超　16 ／　578 1%値超　17 ／　578		
対	8	アトラジン	除草剤	－	－	0.01		4	0.1			WHO第4版 変更 0.1←0.002	・評価申請（H23.10.11）	10%値超　0 ／　588 1%値超　0 ／　588	10%値超　0 ／　571 1%値超　0 ／　571		
対	9	アニロホス	除草剤	－	－	0.003		1			H25.3.18 意見書提出		・食安委答申（H25.3.18） 食品中の残留基準を削除することに関する意見書提出	10%値超　0 ／　508 1%値超　1 ／　508	10%値超　0 ／　506 1%値超　11 ／　506		
対	10	アミトラズ	殺虫剤	－	－	0.006	0.003→ 0.006	2.5		H20.12.16	H19.5.17 答申済み		・食安委答申 (H19.5.17) →　ADI = 2.5　（ 0.006mg/L ）	10%値超　0 ／　345 1%値超　1 ／　345	10%値超　0 ／　359 1%値超　10 ／　359		
対	11	アラクロール	除草剤	－	－	0.03	H25.4.1より 変更なし	10	0.02	H24.3.5	H25.3.18 答申済み		・食安委答申（H25.3.18） →ADI＝10	10%値超　0 ／　596 1%値超　0 ／　596	10%値超　0 ／　577 1%値超　0 ／　577		
対	12	イソキサチオン	殺虫剤	－	－	0.005	H30.4.1より 0.008→ 0.005	2		H30.2.15	H28.2.23 答申済み		・食安委答申 (H28.2.23)　→　ADI = 2	10%値超　0 ／　674 1%値超　0 ／　674	10%値超　0 ／　630 1%値超　1 ／　630		
対	13	イソフェンホス	殺虫剤	－	－	0.001		0.5					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超　0 ／　557 1%値超　2 ／　557	10%値超　0 ／　537 1%値超　13 ／　537		
対	14	イソプロカルブ(MIPC)	殺虫剤	－	－	0.01		4					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超　0 ／　577 1%値超　0 ／　577	10%値超　0 ／　561 1%値超　0 ／　561		

※1　( )内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。
※2　薄黄：浄水の1地点以上で10%超過

表 2-46　最近の水道水質基準項目の状況について（対象農薬リスト掲載農薬類）(2/8)

群	番号	項　目　名	用途	失効情報	販売・使用禁止	目標値		根拠TDI等	WHO/GDWQ※1	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 （平成30年3月現在）	浄水超過状況※2 (H26水道統計)	浄水超過状況※2 (H27水道統計)	課題、留意事項	その他注
						値(mg/L)		(μ g/kg/日)	(mg/L)	厚科審	食安委	WHO等					
対	15	イソプロチオラン(IPT)	殺虫剤 殺菌剤 植物成長調整剤	－	－	0.3	H22.4.1 より 0.04→0.3	100		H24.3.5	H24.12.10 答申済み		・食安委答申（H24.12.10） → AD1=100（0.3 mg/L）	10%値超　0 ／　648 1%値超　0 ／　648	10%値超　0 ／　635 1%値超　0 ／　635	・厚生科学審議会生活環境水道部会(平成20年12月16日)で審議。基準値は0.3mg/Lとなる方向	
対	16	イプロベンホス(IBP)	殺菌剤	－	－	0.09	H23.4.1より 0.008→0.09	35		H22.12.21	H21.4.23 答申済み		・食安委答申（H21.4.23） →　ADI = 35	10%値超　0 ／　633 1%値超　0 ／　633	10%値超　0 ／　600 1%値超　0 ／　600		
対	17	イミノクタジン酢酸塩	殺菌剤	－	－	0.006		2.3（イミノクタジンとして）					・食安委検討中（H22.10.6部会） ・評価要請（H22.1.25）	10%値超　0 ／　395 1%値超　0 ／　395	10%値超　0 ／　403 1%値超　1 ／　403	・定量下限≦0.005mg/L	
対	18	インダノファン	除草剤	－	－	0.009	H15年から の変更なし	3.5		H24.3.5	H22.9.9 答申済み		・食安委答申（H22.9.9） → ADI=3.5	10%値超　0 ／　408 1%値超　1 ／　408	10%値超　0 ／　485 1%値超　1 ／　485		
対	19	エスプロカルブ	除草剤	－	－	0.03	H22.4.1より 0.01→0.03	10		H22.12.21	H24.2.23 答申済み		・食安委答申（H24.2.23） →　ADI = 10	10%値超　0 ／　581 1%値超　0 ／　581	10%値超　0 ／　573 1%値超　0 ／　573	・厚生科学審議会生活環境水道部会(平成20年12月16日)で審議。基準値は0.03mg/Lとなる方向	
対	20	エディフェンホス(ｴｼﾞﾌｪﾝﾎｽ, EDDP)	殺菌剤	－	－	0.006		2.5				WHO第4版 変更 削除←0.05	・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超　0 ／　529 1%値超　0 ／　529	10%値超　0 ／　528 1%値超　0 ／　528		
対	21	エトフェンプロックス	殺虫剤 殺菌剤	－	－	0.08	H15年から の変更なし	30		H28.2.17	H29.4.25 答申済み		・食安委答申 (H21.11.19, H25.8.5, H27.6.9, H29.4.25) → ADI = 31	10%値超　0 ／　686 1%値超　0 ／　686	10%値超　0 ／　660 1%値超　0 ／　660		
対	22	エトリジアゾール(エクロメゾール)	殺菌剤	－	－	0.004		1.6						10%値超　0 ／　539 1%値超　0 ／　539	10%値超　0 ／　527 1%値超　0 ／　527		
対	23	ｴﾝﾄﾞｽﾙﾌｧﾝ(ﾍﾞﾝｿﾞｴﾋﾟﾝ,ｴﾝﾄﾞｽﾙﾌｪｰﾄ)	殺虫剤	－	－	0.01		5.7					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超　0 ／　510 1%値超　0 ／　510	10%値超　0 ／　457 1%値超　0 ／　457	・定量下限≦0.01mg/L	
対	24	オキサジクロメホン	除草剤	－	－	0.02	H26.4.1より 新規設定	9.1		H26.1.14	H15.9.18 H20.8.21 答申済み		・食安委答申（H15.9.18） →　ADI = 9.0 ・食安委答申（H20.8.21） →　ADI = 9.1	10%値超　0 ／　396 1%値超　0 ／　396	10%値超　0 ／　444 1%値超　0 ／　444		
対	25	オキシン銅	殺虫剤 殺菌剤	－	－	0.03	H27.4.1より 0.04→0.03	17		H27.2.5	H25.4.22 答申済み		・食安委答申（H25.4.22） →　ADI = 10	10%値超　0 ／　545 1%値超　2 ／　545	10%値超　0 ／　513 1%値超　1 ／　513		
対	26	オリサストロビン	殺菌剤、殺虫殺菌剤	－	－	0.1	H26.4.1より 新規設定	52		H26.1.14	H20.3.27 答申済み		・食安委答申（H20.3.27） →　ADI = 52	10%値超　0 ／　351 1%値超　1 ／　351	10%値超　0 ／　400 1%値超　0 ／　400		
対	27	カズサホス	殺虫剤	－	－	0.0006	H26.4.1より 新規設定	0.25		H26.1.14	H29.5.23 答申済み		・食安委答申 (H17.6.30, H19.2.22, H20.7.3, H29.5.23) → ADI = 0.25	10%値超　0 ／　345 1%値超　0 ／　345	10%値超　0 ／　413 1%値超　2 ／　413		
対	28	カフェンストロール	殺虫剤 除草剤	－	－	0.008	H15年から の変更なし	3		H20.12.16	H20.2.21 答申済み		・食安委答申（H20.2.21） →　ADI = 3　（ 0.008mg/L ）	10%値超　0 ／　646 1%値超　0 ／　646	10%値超　0 ／　640 1%値超　0 ／　640		
対	29	カルタップ	殺虫剤	－	－	0.3	H15年答申	100						10%値超　0 ／　188 1%値超　0 ／　188	10%値超　0 ／　248 1%値超　0 ／　248		

※1　（　）内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。
※2　薄黄：浄水の1地点以上で10%超過

表 2-46　最近の水道水質基準項目の状況について（対象農薬リスト掲載農薬類）(3/8)

群	番号	項 目 名	用途	失効情報	販売・使用禁止	目標値		根拠TDI等	WHO/GDWQ※1	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討（平成30年3月現在）	浄水超過状況※2（H26水道統計）	浄水超過状況※2（H27水道統計）	課題、留意事項	その他注
						値(mg/L)		(μ g/kg/日)	(mg/L)	厚科審	食安委	WHO等					
対	30	カルバリル(NAC)	殺虫剤	－	－	0.05		20			審議中		・評価第四部会審議中（H25.8.7）	10%値超　0 ／　537 1%値超　0 ／　537	10%値超　0 ／　518 1%値超　0 ／　518		
対	31	カルプロパミド	殺菌剤	－	－	0.04	H15年からの変更なし	14		H20.12.16	H19.12.13 答申済み		・食安委答申（H19.12.13） →　ADI = 14　（ 0.04mg/L ）	10%値超　0 ／　487 1%値超　0 ／　487	10%値超　0 ／　466 1%値超　0 ／　466		
対	32	カルボフラン(カルボスルファン代謝物)	殺虫剤	－	－	0.005		2	0.007		H23.12.26 審議中		・評価第一部会にて審議中（最近の議事H:23.12.26部会）	10%値超　0 ／　536 1%値超　0 ／　536	10%値超　0 ／　504 1%値超　0 ／　504		
対	33	キノクラミン（ACN）	除草剤	－	－	0.005	H15年からの変更なし	2.1		H26.1.14	H25.10.7 答申済み		・食安委答申（H25.10.7） →　ADI = 2.1	10%値超　0 ／　359 1%値超　0 ／　359	10%値超　0 ／　401 1%値超　0 ／　401		
対	34	キャプタン	殺菌剤	－	－	0.3		125			H29.3.7 答申済み		・食安委答申（H29.3.7） → ADI = 100	10%値超　0 ／　593 1%値超　0 ／　593	10%値超　0 ／　567 1%値超　0 ／　567		
対	35	クミルロン	除草剤	－	－	0.03	H15年からの変更なし	10		H20.12.16	H19.8.9 答申済み		・食安委答申（H19.8.9） →　ADI = 10　（ 0.03mg/L ）	10%値超　0 ／　393 1%値超　1 ／　393	10%値超　0 ／　474 1%値超　0 ／　474		
対	36	グリホサート	除草剤	－	－	2		1		H29.1.31	H28.7.12 答申済み		・食安委答申（H28.7.12） → ADI = 1000	10%値超　0 ／　474 1%値超　0 ／　474	10%値超　0 ／　466 1%値超　0 ／　466		
対	37	グルホシネート	除草剤 植物成長調整剤	－	－	0.02	H26.4.1より新規設定	9.1		H26.1.14	H25.7.29 答申済み		・食安委答申（H25.7.29） →　ADI = 9.1	10%値超　1 ／　163 1%値超　3 ／　163	10%値超　0 ／　228 1%値超　0 ／　228		
対	38	クロメプロップ	除草剤	－	－	0.02	H15年からの変更なし	6.2		H22.12.21	H21.7.23 答申済み		・食安委答申（H21.7.23） →　ADI = 6.2	10%値超　0 ／　404 1%値超　0 ／　404	10%値超　0 ／　428 1%値超　0 ／　428		
対	39	クロルニトロフェン(CNP)	除草剤	1996失効	－	0.0001		設定せず						10%値超　2 ／　514 1%値超　2 ／　514	10%値超　0 ／　493 1%値超　0 ／　493	・定量下限≦0.0001mg/L	
対	40	クロルピリホス	殺虫剤	－	－	0.003	H21.4.1 より 0.03→0.003	1	0.03 (2008)	H19.10.26 H24.3.5	H23.6.2 答申済み		・食安委答申 （H19.3.22, H22.11.4, H23.6.2）→ ADI = 1 ・評価要請（H29.7.21） ・WHO/GDWQ第2次追補版追加（30μ g/L）	10%値超　0 ／　640 1%値超　1 ／　640	10%値超　0 ／　609 1%値超　12 ／　609		
対	41	クロロタロニル(TPN)	殺菌剤	－	－	0.05		18					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～） ・評価要請（H29.7.21）	10%値超　0 ／　692 1%値超　0 ／　692	10%値超　0 ／　669 1%値超　0 ／　669		
対	42	シアナジン	除草剤	－	－	0.004	H15年答申	1.5	0.0006	H30.2.15	H29.2.28 答申済み	WHO第4版追加	・食安委答申（H29.2.28） → ADI = 0.53	10%値超　0 ／　418 1%値超　0 ／　418	10%値超　0 ／　485 1%値超　0 ／　485		
対	43	シアノホス（CYAP）	殺虫剤	－	－	0.003	H15年答申	1			H29.10.17 答申済み		・食安委答申（H29.10.17） → ADI = 1	10%値超　0 ／　389 1%値超　0 ／　389	10%値超　0 ／　417 1%値超　0 ／　417		
対	44	ジウロン(DCMU)	除草剤	－	－	0.02		6.25					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～）	10%値超　0 ／　542 1%値超　0 ／　542	10%値超　0 ／　534 1%値超　0 ／　534		

※1　（ ）内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。
※2　薄黄：浄水の1地点以上で10%超過

表 2-46　最近の水道水質基準項目の状況について（対象農薬リスト掲載農薬類）(4/8)

群	番号	項 目 名	用途	失効情報	販売・使用禁止	目標値		根拠TDI等	WHO/GDWQ※1	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討（平成30年3月現在）	浄水超過状況※2（H26水道統計）	浄水超過状況※2（H27水道統計）	課題、留意事項	その他注
						値(mg/L)		(μ g/kg/日)	(mg/L)	厚科審	食安委	WHO等					
対	45	ジクロベニル(DBN)	除草剤	－	－	0.03	H28.4.1より 0.01→0.03	10		H27.2.5	H26.7.1 答申済み		・食安委答申（H26.7.1） →ADI=10μ g/kg/日	10%値超 0 / 602 1%値超 0 / 602	10%値超 0 / 588 1%値超 0 / 588		
対	46	ジクロルボス(DDVP)	殺虫剤	－	－	0.008		3.3	0.02 (2007)				・食安委検討中（清涼飲料水、H15～） ・評価要請（H21.3.24）	10%値超 0 / 575 1%値超 0 / 575	10%値超 0 / 556 1%値超 0 / 556		
対	47	ジクワット	除草剤	－	－	0.005		1.9					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超 8 / 451 1%値超 8 / 451	10%値超 22 / 436 1%値超 23 / 436	・定量下限≦0.001mg/L	
対	48	エチルチオメトン	殺虫剤	－	－	0.004		1.4						10%値超 0 / 580 1%値超 1 / 580	10%値超 0 / 578 1%値超 0 / 578		
対	49	ジチアノン	殺虫剤	－	－	0.03	H15年答申	10			H22.6.17 答申済み		・食安委答申（H22.6.17） → ADI = 10 ・評価要請（H29.8.31）	10%値超 1 / 191 1%値超 2 / 191	10%値超 1 / 175 1%値超 1 / 175		
対	50	ジチオカルバメート系農薬	－	－	－	0.005	H26.4.1より 新規設定			H26.1.14			二硫化炭素として	10%値超 0 / 150 1%値超 0 / 150	10%値超 0 / 179 1%値超 1 / 179		
対	51	ジチオピル	除草剤	－	－	0.009	H22.4.1より 0.008→ 0.009	3.6		H20.12.16	H20.1.10 答申済み		・食安委答申 (H20.1.10) → ADI = 3.6 （ 0.009mg/L ）	10%値超 0 / 532 1%値超 0 / 532	10%値超 0 / 533 1%値超 0 / 533	・厚生科学審議会生活環境水道部会(平成20年12月16日)で審議。基準値は0.009mg/Lとなる方向	
対	52	シハロホップブチル	除草剤	－	－	0.006	H15年答申	2.4						10%値超 0 / 378 1%値超 0 / 378	10%値超 0 / 446 1%値超 0 / 446		
対	53	シマジン(CAT)	除草剤	－	－	0.003		1.3	0.002				・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超 0 / 660 1%値超 0 / 660	10%値超 0 / 638 1%値超 0 / 638		
対	54	ジメタメトリン	除草剤	－	－	0.02	H15年から の変更なし	9.4		H24.3.5	H23.12.22 答申済み		・食安委答申（H23.12.22） →ADI＝9.4	10%値超 0 / 586 1%値超 0 / 586	10%値超 0 / 579 1%値超 1 / 579		
対	55	ジメトエート	殺虫剤	－	－	0.05		20	0.006				・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超 0 / 594 1%値超 0 / 594	10%値超 0 / 578 1%値超 0 / 578		
対	56	シメトリン	除草剤	－	－	0.03		11					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超 0 / 634 1%値超 0 / 634	10%値超 0 / 608 1%値超 0 / 608		
対	57	ジメピペレート	除草剤	2004.6失効	－	0.003		1		H18.8.4			・H18.8.4厚科審で項目削除は見送り（浄水、原水からの検出が確認されたため） ・食安委(H24.3.1) 食品中の残留基準における削除に関する意見書提出	10%値超 0 / 519 1%値超 0 / 519	10%値超 0 / 520 1%値超 0 / 520		
対	58	ダイアジノン	殺虫剤	－	－	0.003	H28.4.1より 0.005→ 0.003	2		H27.2.5	H26.8.19 答申済み		・食安委答申（H26.8.19） → ADI = 1 ・評価要請（H29.5.24）	10%値超 1 / 731 1%値超 10 / 731	10%値超 1 / 708 1%値超 27 / 708		
対	59	ダイムロン	除草剤	－	－	0.8	H15年から の変更なし	300		H20.12.16	H19.11.8 答申済み		・食安委答申 (H19.11.8) → ADI = 300 （ 0.8mg/L ）	10%値超 0 / 544 1%値超 0 / 544	10%値超 0 / 532 1%値超 0 / 532		

※1　( )内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。
※2　薄黄：浄水の1地点以上で10%超過

表 2-46　最近の水道水質基準項目の状況について（対象農薬リスト掲載農薬類）(5/8)

群	番号	項　目　名	用途	失効情報	販売・使用禁止	目標値		根拠TDI等	WHO/GDWQ※1	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討（平成30年3月現在）	浄水超過状況※2（H26水道統計）	浄水超過状況※2（H27水道統計）	課題、留意事項	その他注
						値(mg/L)		(μ g/kg/日)	(mg/L)	厚科審	食安委	WHO等					
対	60	ダゾメット、メタム（カーバム）及びメチルイソチオシアネート	殺菌剤	－	－	0.01	H29.4.1より新規設定	2.5		H29.1.31	H27.3.24答申済み		・食安委答申（H27.3.24） →　ADI = 4	10%値超　1 ／　153 1%値超　3 ／　153	10%値超　0 ／　202 1%値超　0 ／　202		
対	61	チアジニル	殺菌剤、殺虫殺菌剤、除草剤	－	－	0.1	H26.4.1より新規設定	40		H26.1.14	H19.10.25答申済み		・食安委答申（H19.10.25） →　ADI = 40	10%値超　0 ／　379 1%値超　0 ／　379	10%値超　0 ／　433 1%値超　0 ／　433		
対	62	チウラム	殺菌剤	－	－	0.02		8.4					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超　0 ／　651 1%値超　0 ／　651	10%値超　0 ／　604 1%値超　0 ／　604		
対	63	チオジカルブ	殺虫剤	－	－	0.08		30					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超　0 ／　520 1%値超　0 ／　520	10%値超　0 ／　513 1%値超　0 ／　513		
対	64	チオファネートメチル	殺菌剤	－	－	0.3		120					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超　0 ／　567 1%値超　0 ／　567	10%値超　0 ／　534 1%値超　0 ／　534		
対	65	チオベンカルブ	除草剤	－	－	0.02	H15年からの変更なし	9		H24.3.5	H22.8.5答申済み		・食安委答申（H22.8.5） → ADI=9（0.02 mg/L）	10%値超　0 ／　629 1%値超　0 ／　629	10%値超　0 ／　608 1%値超　0 ／　608		
対	67	テルブカルブ(MBPMC)	除草剤	1998.7失効	－	0.02		6.4		H18.8.4			・H18.8.4の厚科審で項目削除は見送り（浄水、原水からの検出が確認されたため）	10%値超　0 ／　515 1%値超　2 ／　515	10%値超　0 ／　513 1%値超　1 ／　513		
対	68	トリクロピル	除草剤	－	－	0.006		2.5					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超　0 ／　584 1%値超　0 ／　584	10%値超　0 ／　554 1%値超　0 ／　554		トリクロピルブトキシエチルを厚労科研H15検出
対	69	トリクロルホン(DEP)	殺虫剤	－	－	0.005	H26.4.1より0.03→0.005	10	不要	H26.1.14			・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超　0 ／　566 1%値超　2 ／　566	10%値超　0 ／　541 1%値超　5 ／　541		
対	70	トリシクラゾール	殺虫剤 殺菌剤 植物成長調整剤	－	－	0.1	H28.4.1より0.08→0.1	30		H27.2.5	H26.1.20答申済み		・食安委答申（H26.1.20） →ADI＝50	10%値超　0 ／　544 1%値超　0 ／　544	10%値超　0 ／　527 1%値超　0 ／　527		
対	71	トリフルラリン	除草剤	－	－	0.06		24	0.02	H25.3.19	H24.1.26答申済み		・食安委答申（H24.1.26） →ADI＝24	10%値超　0 ／　632 1%値超　0 ／　632	10%値超　0 ／　628 1%値超　0 ／　628		
対	72	ナプロパミド	除草剤	－	－	0.03		12.5						10%値超　0 ／　530 1%値超　0 ／　530	10%値超　0 ／　524 1%値超　0 ／　524		
対	73	パラコート	除草剤	－	－	0.005	H15年答申	2						10%値超　1 ／　209 1%値超　3 ／　209	10%値超　0 ／　269 1%値超　1 ／　269		
対	74	ピペロホス	除草剤	－	－	0.0009		0.36					・食安委(H24.3.1) 食品中の残留基準を削除することに関する意見書提出	10%値超　0 ／　507 1%値超　8 ／　507	10%値超　0 ／　504 1%値超　11 ／　504	・定量下限≦0.0001mg/L	
対	75	ピラクロニル	除草剤	－	－	0.01	H26.4.1より新規設定	4.4		H26.1.14	H23.6.2答申済み		・食安委答申（H23.6.2） →　ADI = 4.4	10%値超　0 ／　149 1%値超　0 ／　149	10%値超　0 ／　203 1%値超　4 ／　203		

※1　（　）内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。
※2　薄黄：浄水の1地点以上で10%超過

表 2-46　最近の水道水質基準項目の状況について（対象農薬リスト掲載農薬類）(6/8)

群	番号	項　目　名	用途	失効情報	販売・使用禁止	目標値		根拠TDI等	WHO/GDWQ※1	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 （平成30年3月現在）	浄水超過状況※2 (H26水道統計)	浄水超過状況※2 (H27水道統計)	課題、留意事項	その他注
						値(mg/L)		(μ g/kg/日)	(mg/L)	厚科審	食安委	WHO等					
対	76	ピラゾキシフェン	除草剤	－	－	0.004	H15年答申	1.5			H20.4.24 答申済み		・食安委答申（H20.4.24） →　ADI = 26　（ 0.07mg/L ）	10%値超　0 /　344 1%値超　0 /　344	10%値超　0 /　398 1%値超　1 /　398		
対	77	ピラゾリネート(ピラゾレート)	除草剤	－	－	0.02	H15年答申	6						10%値超　0 /　383 1%値超　0 /　383	10%値超　0 /　407 1%値超　0 /　407		
対	78	ピリダフェンチオン	殺虫剤	2007.2失効	－	0.002		0.85			H25.3.18 意見書提出		・食安委答申（H25.3.18） 食品中の残留基準を削除することに関する意見書提出	10%値超　0 /　553 1%値超　1 /　553	10%値超　0 /　534 1%値超　11 /　534		
対	79	ピリブチカルブ	除草剤	－	－	0.02	H15年からの変更なし	7.5		H22.2.2	H20.9.11 答申済み		・食安委答申(H20.9.11) →　ADI = 8.8　（ 0.02mg/L ）	10%値超　0 /　601 1%値超　0 /　601	10%値超　0 /　597 1%値超　0 /　597		
対	80	ピロキロン	殺虫剤 殺菌剤	－	－	0.05	H29.4.1より 0.04→0.05	15		H28.2.17	H27.6.9 答申済み		・食安委答申（H27.6.9） →　ADI = 19	10%値超　0 /　589 1%値超　1 /　589	10%値超　0 /　587 1%値超　1 /　587		
対	81	フィプロニル	殺虫剤	－	－	0.0005	変更なし	0.2		H29.1.31	H28.4.5 答申済み		・食安委答申（H26.1.20, H28.4.5） →ADI＝0.19 ・評価書(案)を一部修正の上、委員会に報告することとなった。(最近の議事：28.1.14幹事会)	10%値超　0 /　610 1%値超　0 /　610	10%値超　0 /　602 1%値超　0 /　602	・左記は管理目標調査に基づくもの。 ・【H17】原水の検出レベルは90～100%。	
対	82	フェニトロチオン(MEP)	殺虫剤	－	－	0.01	H28.4.1より 0.003→0.01	5		H27.2.5	H29.8.22 答申済み		・食安委答申（H26.6.3, H29.8.22） → ADI = 4.9	10%値超　0 /　718 1%値超　0 /　718	10%値超　0 /　706 1%値超　0 /　706	・【H17】浄水からの検出レベルは最高20%(表流水)、原水で100%超が1例存在(表流水) ・【H18】浄水・原水ともに最高濃度	
対	83	フェノブカルブ(BPMC)	殺虫剤 殺菌剤	－	－	0.03	H15年からの変更なし	13		H26.1.14	H25.9.9 答申済み		・食安委答申（H25.9.9） →　ADI = 13	10%値超　0 /　665 1%値超　0 /　665	10%値超　0 /　637 1%値超　1 /　637		
対	84	フェリムゾン	殺虫剤 殺菌剤	－	－	0.05	0.02→0.06	19		H22.2.2	H24.2.23 答申済み		・食安委答申（H24.2.23） →　ADI = 19	10%値超　0 /　204 1%値超　0 /　204	10%値超　0 /　256 1%値超　0 /　256		
対	85	フェンチオン(MPP)	殺虫剤	－	－	0.006	H25.4.1より 0.001→ 0.006	2.3		H24.3.5	H25.9.30 答申済み		・食安委答申（H25.9.30） → ADI=2.3	10%値超　1 /　612 1%値超　1 /　612	10%値超　1 /　613 1%値超　1 /　613		
対	86	フェントエート(PAP)	殺虫剤	－	－	0.007	H25.4.1より 0.004→ 0.007	2.9		H24.3.5	H25.1.21 答申済み		・食安委答申（H25.1.21） →ADI＝2.9	10%値超　0 /　605 1%値超　0 /　605	10%値超　0 /　600 1%値超　0 /　600		フェニトエートとあったが間違い
対	87	フェントラザミド	除草剤	－	－	0.01	H26.4.1より 新規設定	5.2		H26.1.14	H20.12.4 答申済み		・食安委答申（H20.12.4） →　ADI = 5.2	10%値超　0 /　378 1%値超　0 /　378	10%値超　0 /　405 1%値超　0 /　405		
対	88	フサライド	殺菌剤	－	－	0.1		40						10%値超　0 /　637 1%値超　0 /　637	10%値超　0 /　617 1%値超　0 /　617		
対	89	ブタクロール	除草剤	－	－	0.03	H15年からの変更なし	10		H24.3.5	H23.8.25 答申済み		・食安委答申（H23.8.25） →ADI＝10	10%値超　0 /　360 1%値超　0 /　360	10%値超　0 /　431 1%値超　3 /　431		
対	90	ブタミホス	除草剤	－	－	0.02	H23.4.1より 0.01→0.02	8		H22.2.2	H21.2.12 答申済み		・食安委答申(H21.2.12) →　ADI = 8　（ 0.02mg/L ）	10%値超　0 /　598 1%値超　0 /　598	10%値超　0 /　583 1%値超　0 /　583		

※1　（　）内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。
※2　薄黄：浄水の1地点以上で10%超過

表 2-46　最近の水道水質基準項目の状況について（対象農薬リスト掲載農薬類）(7/8)

群	番号	項 目 名	用途	失効情報	販売・使用禁止	目標値		根拠TDI等	WHO/GDWQ※1	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討（平成30年3月現在）	浄水超過状況※2（H26水道統計）	浄水超過状況※2（H27水道統計）	課題、留意事項	その他注
						値(mg/L)		(μ g/kg/日)	(mg/L)	厚科審	食安委	WHO等					
対	91	ブプロフェジン	殺虫剤	－	－	0.02	H15年からの変更なし	9		H29.1.31	H28.12.13 答申済み		・食安委答申 (H20.5.15, H24.12.10, H28.12.13) → ADI = 9	10%値超　0 ／　610 1%値超　0 ／　610	10%値超　0 ／　585 1%値超　0 ／　585		
対	92	フルアジナム	殺菌剤	－	－	0.03	0.01→0.03	10		H26.1.14	H25.11.11 答申済み		・食安委答申(H25.11.11) →ADI = 10	10%値超　0 ／　390 1%値超　0 ／　390	10%値超　0 ／　424 1%値超　0 ／　424		
対	93	プレチラクロール	除草剤	－	－	0.05	H23.4.1より 0.04→0.05	18		H22.2.2	H20.10.9 答申済み		・食安委答申(H20.10.9) → ADI=18(0.05 mg/L)	10%値超　0 ／　655 1%値超　2 ／　655	10%値超　0 ／　631 1%値超　1 ／　631		
対	94	プロシミドン	殺菌剤	－	－	0.09	変更なし	35		H27.2.5	H29.5.30 答申済み		・食安委答申 (H26.1.20, H29.5.30) → ADI = 35	10%値超　0 ／　548 1%値超　0 ／　548	10%値超　0 ／　531 1%値超　0 ／　531		
対	95	プロチオホス	殺虫剤	－	－	0.004	H15年答申	1.5						10%値超　0 ／　153 1%値超　0 ／　153	10%値超　0 ／　240 1%値超　0 ／　240		
対	96	プロピコナゾール	殺菌剤	－	－	0.05	変更なし	18		H27.2.5	H29.7.4 答申済み		・食安委答申(H26.4.8, H29.7.4) → ADI = 19	10%値超　0 ／　555 1%値超　0 ／　555	10%値超　0 ／　548 1%値超　0 ／　548		
対	97	プロピザミド	除草剤	－	－	0.05	変更なし	19		H27.2.5	H26.1.20 答申済み		・食安委答申 (H26.1.20) →　ADI = 19	10%値超　0 ／　631 1%値超　0 ／　631	10%値超　0 ／　605 1%値超　0 ／　605		
対	98	プロベナゾール	殺虫剤 殺菌剤	－	－	0.05		20			H23.9.28 審議中		評価第三部会にて審議中(最近の議事：H23.9.28評価第三部会)	10%値超　0 ／　574 1%値超　0 ／　574	10%値超　0 ／　558 1%値超　0 ／　558		
対	99	ブロモブチド	除草剤	－	－	0.1	H22.4.1より 0.04→0.1	40		H20.12.16	H20.1.10 答申済み		・食安委答申 (H20.1.10) →　ADI = 40　（ 0.1mg/L ）	10%値超　0 ／　605 1%値超　3 ／　605	10%値超　0 ／　602 1%値超　2 ／　602	・厚生科学審議会生活環境水道部会(平成20年12月16日)で審議。基準値は0.1mg/Lとなる方向	
対	100	ベノミル	殺菌剤	－	－	0.02		9					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超　0 ／　560 1%値超　0 ／　560	10%値超　0 ／　546 1%値超　0 ／　546		
対	101	ペンシクロン	殺菌剤	－	－	0.1	H23.4.1より 0.04→0.1	53		H22.2.2	H20.10.16 答申済み		・食安委答申(H20.10.16) → ADI=53(0.1 mg/L)	10%値超　0 ／　595 1%値超　0 ／　595	10%値超　0 ／　596 1%値超　0 ／　596		
対	102	ベンゾビシクロン	除草剤	－	－	0.09	H26.4.1より 新規設定	34		H26.1.14	H20.3.13 答申済み		・食安委答申 (H20.3.13) →　ADI =34	10%値超　0 ／　384 1%値超　1 ／　384	10%値超　0 ／　432 1%値超　0 ／　432		
対	103	ベンゾフェナップ	除草剤	－	－	0.005	H29.4.1より 0.004→ 0.005	1.5		H28.2.17	H27.8.18 答申済み		・食安委答申 (H27.8.18) →　ADI =2	10%値超　0 ／　383 1%値超　0 ／　383	10%値超　0 ／　417 1%値超　0 ／　417		

※1　(　)内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。
※2　薄黄：浄水の1地点以上で10%超過

表 2-46　最近の水道水質基準項目の状況について（対象農薬リスト掲載農薬類）(8/8)

群	番号	項　目　名	用途	失効情報	販売・使用禁止	目標値		根拠TDI等	WHO/GDWQ※1	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 （平成30年3月現在）	浄水超過状況※2 (H26水道統計)	浄水超過状況※2 (H27水道統計)	課題、留意事項	その他注
						値(mg/L)		(μ g/kg/日)	(mg/L)	厚科審	食安委	WHO等					
対	104	ベンタゾン	除草剤	－	－	0.2		90					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超　0 ／　607 1%値超　0 ／　607	10%値超　0 ／　566 1%値超　0 ／　566		
対	105	ペンディメタリン	除草剤	－	－	0.3	H25.4.1より 0.1→0.3	120	0.02	H24.3.5	H24.8.6 答申済み		・食安委答申（H24.8.6） → ADI=120	10%値超　0 ／　662 1%値超　0 ／　662	10%値超　0 ／　640 1%値超　0 ／　640		
対	106	ベンフラカルブ	殺虫剤	－	－	0.04		15						10%値超　0 ／　512 1%値超　0 ／　512	10%値超　0 ／　500 1%値超　0 ／　500		
対	107	ベンフルラリン(ベスロジン)	除草剤	－	－	0.01	H25.4.1より 0.08→0.01	5		H24.3.5	H22.10.14 答申済み		・食安委答申（H22.10.14） → ADI=5	10%値超　0 ／　558 1%値超　0 ／　558	10%値超　0 ／　547 1%値超　0 ／　547		
対	108	ベンフレセート	除草剤	－	－	0.07	H15から変更なし	26		H20.12.16	H21.10.22 答申済み		・食安委答申 (H21.10.22) →　ADI = 23	10%値超　0 ／　354 1%値超　0 ／　354	10%値超　0 ／　379 1%値超　1 ／　379		
対	109	ホスチアゼート	殺虫剤	－	－	0.003	H15年答申	1			H24.9.12 幹事会報告		評価書（案）を一部修正の上、農薬専門調査会幹事会に報告することとなった。ただし、確認事項に対する回答について評価部会で確認することとなった。（最近の議事：H24.9.12評価第三部会）	10%値超　0 ／　369 1%値超　0 ／　369	10%値超　0 ／　430 1%値超　0 ／　430		
対	110	マラソン（マラチオン）	殺虫剤	－	－	0.7	H28.4.1より 0.05→0.7	20		H27.2.5	H26.5.13 答申済み		・食安委答申（H26.5.13） →ADI=290μ g/kg/日	10%値超　0 ／　627 1%値超　0 ／　627	10%値超　0 ／　604 1%値超　0 ／　604		
対	111	メコプロップ(MCPP)	除草剤	－	－	0.05	H26.4.1より 0.005→0.05	2	0.01	H26.1.14			・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超　0 ／　600 1%値超　0 ／　600	10%値超　0 ／　576 1%値超　0 ／　576		
対	112	メソミル	殺虫剤	－	－	0.03		12.5					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超　0 ／　586 1%値超　0 ／　586	10%値超　0 ／　570 1%値超　0 ／　570		
		メタム（カーバム）	－	－	－	0.01	H29.4.1より 新規設定	7.5		H28.2.17	H27.3.24 答申済み		・食安委答申 (H27.3.24) →　ADI = 7.5	10%値超　2 ／　133 1%値超　3 ／　133	10%値超　0 ／　180 1%値超　0 ／　180		
対	113	メタラキシル	殺虫剤 殺菌剤	－	－	0.06	H23.4.1より 0.05→0.06	22		H22.2.2	H29.10.17 答申済み		・食安委答申（H21.3.5, H23.7.7, H26.1.20, H29.10.17） → ADI ＝ 80 （メタラキシル及びメフェノキサムとして）	10%値超　0 ／　614 1%値超　0 ／　614	10%値超　0 ／　605 1%値超　0 ／　605		
対	114	メチダチオン(DMTP)	殺虫剤	－	－	0.004		1.5					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超　0 ／　640 1%値超　0 ／　640	10%値超　0 ／　634 1%値超　0 ／　634		
対	115	メチルダイムロン	除草剤	2005.7失効	－	0.03		12		H18.8.4			・食安委検討中（清涼飲料水、H15～） ・評価要請（H21.12.14） ・H18.8.4厚科審で取扱について検討	10%値超　0 ／　523 1%値超　0 ／　523	10%値超　0 ／　518 1%値超　0 ／　518		
対	116	メトミノストロビン	殺虫剤 殺菌剤	－	－	0.04	H15年答申	16		H25.3.19	H22.3.4 答申済み		・食安委答申（H22.3.4 ） → ADI=16	10%値超　0 ／　411 1%値超　0 ／　411	10%値超　0 ／　456 1%値超　0 ／　456		
対	117	メトリブジン	除草剤	－	－	0.03	H15年答申	12.5						10%値超　0 ／　400 1%値超　0 ／　400	10%値超　0 ／　480 1%値超　0 ／　480		
対	118	メフェナセット	除草剤	－	－	0.02	H22.4.1より 0.009→0.02	7		H20.12.16	H20.3.13 答申済み		・食安委答申 (H20.3.13) →　ADI = 7　（ 0.02mg/L ）	10%値超　0 ／　646 1%値超　0 ／　646	10%値超　0 ／　625 1%値超　0 ／　625	・厚生科学審議会生活環境水道部会(平成20年12月16日)で審議。基準値は0.02mg/Lとなる方向	
対	119	メプロニル	殺虫剤 殺菌剤	－	－	0.1	H15から変更なし	50		H22.12.21	H21.12.17 答申済み		・食安委答申 (H21.12.17) →　ADI = 0.05	10%値超　0 ／　615 1%値超　0 ／　615	10%値超　0 ／　601 1%値超　0 ／　601		
対	120	モリネート	除草剤	－	－	0.005		2.1	0.006	H26.1.14	H25.3.4 答申済み		・食安委答申 (H25.3.4) →　ADI = 2.1	10%値超　0 ／　642 1%値超　0 ／　642	10%値超　0 ／　640 1%値超　0 ／　640	・定量下限≦0.001mg/L	

※1　（　）内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。
※2　薄黄：浄水の1地点以上で10%超過

表 2-47　最近の水道水質基準項目の状況について（要検討農薬類、その他の農薬類）(1/7)

群	番号	項　目　名	用途			目標値		根拠TDI等	WHO/GDWQ※1	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討（平成30年3月現在）	検出状況※2（H27年水質測定結果）		検出状況※2（H28年水質測定結果）		課題、留意事項	その他注
						値(mg/L)		(μ g/kg/日)	(mg/L)	厚科審	食安委	WHO等		浄水	原水	浄水	原水		
要	1	アセタミプリド	殺菌剤 殺虫殺菌剤	－	－	0.2	H24年度末部会	71		H28.2.17	H20.8.29 H23.6.9 H26.12.16 答申済み		・食安委答申 (H20.8.29, H23.6.9, H26.12.16) → ADI = 71	1%値超　0 ／　23	1%値超　0 ／　29	1%値超　0 ／　48	1%値超　0 ／　48		
要	2	イミダクロプリド	殺虫剤	－	－	0.1	H20.12.16 変更0.1←0.2	57		H29.1.31	H19.6.14 H22.9.9 H28.7.12 答申済み		・食安委答申 (H19.6.14,H22.9.9,H28.7.12) → ADI=57	1%値超　0 ／　29	1%値超　0 ／　25	1%値超　0 ／　57	1%値超　0 ／　57	・厚生科学審議会生活環境水道部会（平成20年12月16白）で審議。基準値は0.1 mg/Lとなる方向	
要	3	エチプロール	－	－	－	0.01		5		H27.2.5	H16.7.22 H16.7.22 H22.7.22 H26.3.24 答申済み		・食安委答申（H16.7.22, H16.7.22, H22.7.22, H26.3.24） → ADI = 5	1%値超　0 ／　6	1%値超　0 ／　5	1%値超　0 ／　7	1%値超　0 ／　12		
要	4	クロロピクリン	－	－	－	―	未設定						・評価要請（H29.6.15）	1%値超　0 ／　12	1%値超　0 ／　9	1%値超　0 ／　7	1%値超　0 ／　7		
要	5	テブコナゾール	殺菌剤	－	－	0.07	H24年度末部会	29		H28.2.17	H19.7.5 H23.9.8 H24.10.29 H27.9.8 答申済み		・食安委答申 (H19.7.5, H23.9.8, H24.10.29, H27.9.8) → ADI = 29	1%値超　0 ／　31	1%値超　0 ／　41	1%値超　0 ／　44	1%値超　0 ／　46		
		テフリルトリオン	－	－	－	0.002				H25.3.19 評価値を0.002に設定			・内閣府食品安全委員会（H2102.19） →　ADI＝0.8	1%値超　0 ／　21	1%値超　15 ／　19	1%値超　0 ／　0	1%値超　0 ／　0		
要	6	パラチオンメチル	殺虫剤	1971失効	#N/A	0.04	H15年答申	15					・食安委検討中 ・評価要請（H21.3.24）	1%値超　― ／　―	1%値超　― ／　―	1%値超 ### ／　34	1%値超 ### ／ ###	・販売・使用禁止農薬（使用事故多発）	
要	7	ヒメキサゾール（ヒドロキシイソキサゾール）	殺菌剤	－	－	0.1	H15年答申	50					・評価要請（H25.8.20）	1%値超　― ／　―	1%値超　0 ／　1	1%値超　0 ／ ###	1%値超　0 ／　7		
要	8	ピラクロホス	－	－	－	―	－	－						1%値超　0 ／　23	1%値超　0 ／　31	1%値超　0 ／　41	1%値超　0 ／　34		
要	9	フルスルファミド	殺菌剤	－	－	―	－	－					・評価要請（H24.8.21）	1%値超　0 ／　8	1%値超　0 ／　8	1%値超　0 ／　41	1%値超　0 ／　42		
要	10	ブロマシル	除草剤	－	－	0.05	H29.4.1より新規設定	0.019		H29.1.31	H28.5.17 答申済み		・食安委答申（H28.5.17） → ADI = 19	1%値超　0 ／　21	1%値超　6 ／　26	1%値超　0 ／　43	1%値超　0 ／　43		
要	11	ペントキサゾン	除草剤	－	－	0.6	H22.2.2 変更0.6←0.2	230		H22.12.21 評価値を0.6に緩和	H21.10.22 答申済み		・食安委答申（H21.10.22） →　ADI = 23	1%値超　0 ／　10	1%値超　0 ／　10	1%値超　0 ／　40	1%値超　0 ／　40		
要	12	ホサロン	殺虫剤	－	－	0.005	H27.4.1より新規	2		H27.2.5	H26.3.10 答申済み		・食安委答申（H26.3.10） → AD I= 2	1%値超　0 ／　23	1%値超　0 ／　31	1%値超　0 ／　36	1%値超　0 ／　36		
要	13	メタアルデヒド	－	－	－	0.06		22		H27.2.5	H19.7.19 H21.2.5 H23.6.23 H25.12.2 H29.2.14 答申済み		・食安委答申 (H19.7.19, H21.2.5, H23.6.23, H25.12.2, H29.2.14) → ADI = 22	1%値超　0 ／　1	1%値超　1 ／　6	1%値超　0 ／　0	1%値超　0 ／　8		

※1　（ ）内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。
※2　薄黄：浄水の1地点以上で1%超過

表 2-47　最近の水道水質基準項目の状況について（要検討農薬類、その他の農薬類）(2/7)

群	番号	項 目 名	用途			目標値		根拠TDI等	WHO/GDWQ※1	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討（平成30年3月現在）	検出状況※2（H27年水質測定結果）		検出状況※2（H28年水質測定結果）		課題、留意事項	その他注
						値(mg/L)		(μ g/kg/日)	(mg/L)	厚科審	食安委	WHO等		浄水	原水	浄水	原水		
		メチルイソチオシアネート	殺虫剤	－	－	―	－	－						1%値超　― /　―	1%値超　― /　―	1%値超　0 /　40	1%値超　0 /　40		
要	14	メトラクロール	除草剤	－	－	0.2	H15年答申	97	0.01	H22.12.21 H15からの変更なし	H21.7.30 答申済み		・食安委答申 (H21.7.30) → ADI = 97	1%値超　0 /　28	1%値超　0 /　38	1%値超 ### / ###	1%値超 ### / ###		
他	1	2―クロロプロピオン酸メチル（MCPM）	除草剤	－	－	―	－	－			H24.10.29 答申済み		・食安委答申 (H24.10.29) → ADI = 9.8	1%値超　0 /　1	1%値超　― /　―	1%値超　0 /　0	1%値超　0 /　0		
他	2	2，4―DB	除草剤	未登録	－	―	－	－	0.09		審議中		・食安委検討中	1%値超　― /　―	1%値超　― /　―	1%値超　1 /　1	1%値超　0 /　0		
他	3	DBEDC	殺虫剤 殺菌剤	－	－	―	－	－						1%値超　― /　―	1%値超　― /　―	1%値超　0 /　0	1%値超　0 /　0		
他	4	MCPB	除草剤 植物成長調整剤	－	－	0.08	H15年答申	33						1%値超　0 /　3	1%値超　0 /　1	1%値超　0 /　1	1%値超　0 /　6		
他	5	アシベンゾラルSメチル	殺菌剤	2006.12失効	－	0.2	H28.4.1より 0.1→0.2	50		H28.2.17	H27.3.24 答申済み		・食安委答申 (H27.3.24) → ADI = 77	1%値超　0 /　8	1%値超　0 /　8	1%値超　0 /　26	1%値超　0 /　26		
他	6	アジムスルフロン	除草剤	－	－	0.2	H15年答申	95		H22.12.21 H15からの変更なし	H21.4.9 答申済み		・食安委答申 (H21.4.9) → ADI = 95	1%値超　― /　―	1%値超　― /　―	1%値超　0 /　0	1%値超　0 /　0		
他	7	アミトロール	除草剤	－	－	0.003	H24.3.5変更0.003←0.06	1.2		H24.3.5 評価値強化 0.003←0.06	H22.10.7 答申済み		・食安委答申(H22.10.7) → ADI=1.2	1%値超　― /　―	1%値超　― /　―	1%値超　0 /　0	1%値超　0 /　0		
他	8	アメトリン	除草剤	－	－	0.2	H20.12.16 変更0.2←0.003	72		H20.12.16 評価値変更 0.2←0.003	H19.9.13 答申済み		・食安委答申 (H19.9.13) → ADI = 72 （ 0.2mg/L ）	1%値超　0 /　14	1%値超　0 /　19	1%値超　0 /　26	1%値超　0 /　26	・厚生科学審議会生活環境水道部会（平成20年12月16白）で審議。基準値は0.2 mg/Lとなる方向	
他	9	イナベンフィド	植物成長調整剤	2007.1失効	－	0.3	H15年答申	130						1%値超　0 /　8	1%値超　0 /　8	1%値超　0 /　26	1%値超　0 /　26		
他	10	イマゾスルフロン	殺虫剤 除草剤	－	－	0.2	H15年答申	89						1%値超　0 /　21	1%値超　0 /　24	1%値超　0 /　16	1%値超　0 /　24		
他	11	ウニコナゾールP	植物成長調整剤	－	－	0.04	H15年答申	16		H20.12.16 H15からの変更なし	H19.5.31 答申済み		・食安委答申 (H19.5.31) → ADI = 16 （ 0.04mg/L ）	1%値超　0 /　22	1%値超　0 /　31	1%値超　0 /　30	1%値超　0 /　30		
他	12	エトキシスルフロン	除草剤	－	－	0.1	H15年答申	56		H25.3.19 評価値を0.1に強化 H26.1.14 変更なし	H25.10.21 答申済み		・残留農薬安全性評価委員会（ADI＝38）	1%値超　0 /　8	1%値超　0 /　9	1%値超　0 /　26	1%値超　0 /　30		

※1　（ ）内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。
※2　薄黄：浄水の1地点以上で1%超過

表 2-47　最近の水道水質基準項目の状況について（要検討農薬類、その他の農薬類）(3/7)

群	番号	項 目 名	用途			目標値		根拠TDI等	WHO/GDWQ※1	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討（平成30年3月現在）	検出状況※2（H27年水質測定結果）		検出状況※2（H28年水質測定結果）		課題、留意事項	その他注
						値(mg/L)		(μ g/kg/日)	(mg/L)	厚科審	食安委	WHO等		浄水	原水	浄水	原水		
他	13	エトベンザニド	除草剤	－	－	0.1	H15年答申	44		H27.2.5	H26.1.20 答申済み		・食安委答申（H26.1.20） → ADI ＝ 44	1%値超　0 ／　14	1%値超　0 ／　19	1%値超　0 ／　26	1%値超　0 ／　29		
他	14	エンドタール	除草剤	－	－	―	－	－			H29.3.28 答申済み			1%値超　0 ／　1	1%値超　― ／　―	1%値超　0 ／　0	1%値超　0 ／　0		
他	15	オキサジアルギル	除草剤	－	－	0.02	H24年度末部会	8		H25.3.19 評価値を0.02に設定	H.19.10.11 答申済み		・食安委答申（H.19.10.11） →　ADI = 8	1%値超　0 ／　9	1%値超　0 ／　8	1%値超　0 ／　24	1%値超　0 ／　27		
他	16	オキサミル	殺虫剤	－	－	0.05	H15年答申	20					評価要請　H25.3.12	1%値超　0 ／　8	1%値超　0 ／　8	1%値超　0 ／　26	1%値超　0 ／　26		
他	17	オキソリニック酸	殺菌剤	－	－	0.05	H15年答申	21		H25.3.19 評価値を0.05に強化 H26.1.14 変更なし	H25.11.11 答申済み		・内閣府食品安全委員会（H23.6.30） ADI＝21	1%値超　― ／　―	1%値超　― ／　―	1%値超　0 ／　0	1%値超　0 ／　0		
他	18	キザロホップエチル	除草剤	－	－	0.02	H15年答申	9		H27.2.5	H21.10.22 H26.4.8 答申済み		・食安委答申（H21.10.22, H26.4.8） → ADI = 9	1%値超　0 ／　8	1%値超　0 ／　8	1%値超　0 ／　24	1%値超　0 ／　24		
他	19	クロチアニジン	殺菌剤、殺虫殺菌剤	－	－	0.2	H24年度末部会	97		H27.2.5	H17.1.27 H18.12.7 H20.2.28 H20.2.28 H26.1.20 H26.10.7 答申済み		・食安委答申（H17.1.27, H18.12.7, H20.2.28, H20.2.28, H26.1.20, H26.10.7） → ADI = 97	1%値超　0 ／　14	1%値超　0 ／　22	1%値超　0 ／　42	1%値超　0 ／　59		
他	20	クロマフェノジド	殺虫剤	－	－	0.7	H15年答申	270		H20.12.16 H15からの変更なし H25.3.19 現行評価値を維持	H24.5.24 答申済み		・食安委答申（H19.10.18） ・食安委答申（H24.5.24） →　ADI = 270	1%値超　0 ／　8	1%値超　0 ／　8	1%値超　0 ／　24	1%値超　0 ／　24		
他	21	クロルタールジメチル（TCTP）	除草剤	2005.9失効	－	―	－	－						1%値超　0 ／　24	1%値超　0 ／　33	1%値超　0 ／　28	1%値超　0 ／　28		
他	22	クロルピリホスメチル	殺虫剤	－	－	0.03	H15年答申	10						1%値超　0 ／　24	1%値超　0 ／　33	1%値超　0 ／　30	1%値超　0 ／　33		
他	23	シクロスルファムロン	除草剤	－	－	0.08	H15年答申	30						1%値超　― ／　―	1%値超　0 ／　1	1%値超　0 ／　0	1%値超　0 ／　1		
他	24	ジクロフェンチオン（ECP）	殺虫剤	－	－	0.006	H15年答申	2.5			H25.3.18 意見書提出		H25.3.18 食品中の残留基準を削除することに関する意見書提出	1%値超　0 ／　24	1%値超　0 ／　33	1%値超　0 ／　28	1%値超　0 ／　28		
他	25	シクロプロトリン	殺虫剤	－	－	0.008	H15年答申	3.3			H27.2.3 答申済み		・食安委答申（H27.2.3） → ADI = 85 ・評価要請（H22.1.25）	1%値超　0 ／　1	1%値超　― ／　―	1%値超　0 ／　0	1%値超　0 ／　0		
他	26	ジクロメジン	殺菌剤	－	－	0.05	H15年答申	20			H19.10.12 審議中		評価第三部会にて審議中（最近の議事：H19.10.12部会）	1%値超　0 ／　9	1%値超　0 ／　8	1%値超　0 ／　24	1%値超　0 ／　24		

※1　（ ）内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。
※2　薄黄：浄水の1地点以上で1%超過

表 2-47　最近の水道水質基準項目の状況について（要検討農薬類、その他の農薬類）(4/7)

群	番号	項　目　名	用途			目標値		根拠TDI等	WHO/GDWQ※1	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討（平成30年3月現在）	検出状況※2（H27年水質測定結果）		検出状況※2（H28年水質測定結果）		課題、留意事項	その他注
						値(mg/L)		(μ g/kg/日)	(mg/L)	厚科審	食安委	WHO等		浄水	原水	浄水	原水		
他	27	ジクロルプロップ	植物成長調整剤	－	－	0.06	H15年答申	22	0.1	H30.2.15	H29.7.4 答申済み		・食安委答申（H29.7.4） → ADI = 36	1%値超　0 ／　8	1%値超　0 ／　8	1%値超　0 ／　26	1%値超　0 ／　26		
他	28	ジコホル（ケルセン）	殺虫剤	－	#N/A	0.06	H15年答申	25	設定せず			WHO第4版 第1次追補版 変更 設定せず← 0.006		1%値超　0 ／　1	1%値超　－ ／　－	1%値超　0 ／　0	1%値超　0 ／　0		
他	29	シノスルフロン	除草剤	2006.11失効	－	0.2	H15年答申	77			H24.3.1 意見書提出		・食安委(H24.3.1) 食品中の残留基準を削除することに関する意見書提出	1%値超　0 ／　8	1%値超　0 ／　8	1%値超　0 ／　26	1%値超　0 ／　31		
他	30	ジノテフラン	殺菌剤、殺虫殺菌剤	－	－	0.6	H24年度末部会	220		H27.2.5	H17.6.16 H19.7.26 H22.9.9 H24.10.29 H25.12.2 H29.2.14 答申済み		・食安委答申（H17.6.16, H19.7.26, H22.9.9, H24.10.29, H25.12.2, H29.2.14） → ADI = 220	1%値超　0 ／　23	1%値超　0 ／　23	1%値超　0 ／　50	1%値超　0 ／　54		
他	31	ジフェノコナゾール	殺菌剤、殺虫殺菌剤	－	－	0.02	－	－		H28.2.17	H24.10.15 H27.3.3 H29.2.28 答申済み		・食安委答申（H24.10.15, H27.3.3, H29.2.28） → ADI = 9.6	1%値超　0 ／　24	1%値超　0 ／　34	1%値超　0 ／　24	1%値超　0 ／　27		
他	32	シフルトリン	殺虫剤	－	－	0.05	H15年答申	20						1%値超　－ ／　－	1%値超　－ ／　－	1%値超　0 ／　0	1%値超　0 ／　0		
他	33	ジフルベンズロン	殺虫剤	－	－	0.05	H28.4.1より 0.03→ 0.05	12	設定せず	H28.2.17	H27.7.28 答申済み	WHO第4版 変更 設定せず← 0.12	・食安委答申（H27.7.28） → ADI = 20	1%値超　0 ／　8	1%値超　0 ／　8	1%値超　0 ／　26	1%値超　0 ／　26		
他	34	シプロコナゾール	殺菌剤	－	－	0.02	H15年答申	9.9						1%値超　0 ／　24	1%値超　0 ／　34	1%値超　0 ／　26	1%値超　0 ／　29		
他	35	シプロジニル	殺菌剤	－	－	0.07	－	－		H25.3.19 評価値を0.07に設定	H.24.9.24 答申済み		・食安委答申（H.24.9.24） →　ADI = 27	1%値超　0 ／　29	1%値超　0 ／　37	1%値超　0 ／　30	1%値超　0 ／　30		
他	36	シペルメトリン	殺虫剤	－	－	0.1	H15年答申	50					評価要請　H29.1.25	1%値超　－ ／　－	1%値超　－ ／　－	1%値超　0 ／　0	1%値超　0 ／　0		
他	37	シメコナゾール	殺菌剤、殺虫殺菌剤	－	－	0.02	H24年度末部会	8.5		H29.1.31	H19.8.23 H21.3.12 H24.2.9 H24.11.12 H28.2.23 答申済み		・食安委答申（H19.8.23, H21.3.12, H24.2.9, H24.11.12, H28.2.23） → ADI = 8.5	1%値超　0 ／　20	1%値超　0 ／　28	1%値超　0 ／　26	1%値超　0 ／　32		
他	38	ジメチルビンホス	殺虫剤	2006.11失効	－	0.01	H15年答申	4						1%値超　0 ／　21	1%値超　0 ／　29	1%値超　0 ／　26	1%値超　0 ／　26		
他	39	シラフルオフェン	殺虫剤	－	－	0.3	H15年答申	110		H20.12.16 H15からの変更なし H24.3.5 H15からの変更なし H25.3.19 現行評価値を維持	H20.1.17 答申済み H24.2.9 審議終了、答申予定		・食安委答申（H20.1.17） →ADI＝110（0.3mg/L） ・食安委　審議（H24.2.9） →AD＝110	1%値超　0 ／　13	1%値超　0 ／　15	1%値超　0 ／　25	1%値超　0 ／　37		
他	40	シンメチリン	除草剤	2006.6失効	－	0.1	H15年答申	42						1%値超　0 ／　20	1%値超　0 ／　29	1%値超　0 ／　26	1%値超　0 ／　26		

※1　（　）内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。
※2　薄黄：浄水の1地点以上で1%超過

表 2-47　最近の水道水質基準項目の状況について（要検討農薬類、その他の農薬類）(5/7)

群	番号	項　目　名	用途			目標値		根拠TDI等	WHO/GDWQ※1	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討（平成30年3月現在）	検出状況※2（H27年水質測定結果）		検出状況※2（H28年水質測定結果）		課題、留意事項	その他注
						値(mg/L)		(μ g/kg/日)	(mg/L)	厚科審	食安委	WHO等		浄水	原水	浄水	原水		
他	41	スピノサド	殺虫剤	－	－	0.06	H15年答申	24		H25.3.19 現行評価値を維持	H22.4.8 答申済み		・食安委答申（H22.4.8, H27.2.17） → ADI = 24 ・評価要請　H29.5.24	1%値超　0 ／　3	1%値超　0 ／　3	1%値超　0 ／　1	1%値超　0 ／　6		
他	42	セトキシジム	除草剤	－	－	0.4	H15年答申	140			H26.2.27 審議中		・評価第一部会で審議中（最近の議事：H26.2.27評価第一部会）	1%値超　0 ／　1	1%値超　－ ／　－	1%値超　0 ／　0	1%値超　0 ／　0		
他	43	チアクロプリド	殺菌剤、殺虫殺菌剤	－	－	－	－	－						1%値超　0 ／　16	1%値超　0 ／　24	1%値超　0 ／　35	1%値超　0 ／　38		
他	44	チアメトキサム	殺菌剤、殺虫殺菌剤	－	－	0.05	H24年度末部会	18		H28.2.17	H20.4.3 H24.3.1 H27.7.28 答申済み		・食安委答申（H20.4.3, H24.3.1, H27.7.28） → ADI = 18	1%値超　0 ／　28	1%値超　0 ／　38	1%値超　0 ／　36	1%値超　0 ／　38		
他	45	チオシクラム	殺虫剤	－	－	0.03	H15年答申	12						1%値超　－ ／　－	1%値超　－ ／　－	1%値超　0 ／　0	1%値超　0 ／　0		
他	46	チフルザミド	殺菌剤	－	－	0.04	H15年答申	20		H29.1.31	H24.10.1 H28.1.26 答申済み		・食安委答申（H24.10.1, H28.1.26） → ADI = 14	1%値超　0 ／　28	1%値超　0 ／　37	1%値超　0 ／　27	1%値超　0 ／　35		
他	47	テクロフタラム	殺菌剤	－	－	0.1	H15年答申	58						1%値超　－ ／　－	1%値超　－ ／　－	1%値超　0 ／　0	1%値超　0 ／　0		
他	48	テトラクロルビンホス（CVMP）	殺虫剤	－	－	0.01	H15年答申	4			H29.3.28 答申済み			1%値超　0 ／　23	1%値超　0 ／　31	1%値超　0 ／　26	1%値超　0 ／　26		
他	49	テトラコナゾール	殺菌剤、殺虫殺菌剤	－	－	0.01	H28.4.1より新規設定	4		H28.2.17	H27.8.18 答申済み		・食安委答申（H27.8.18） → ADI = 4	1%値超　0 ／　14	1%値超　0 ／　19	1%値超　0 ／　26	1%値超　0 ／　29		
他	50	テブフェノジド	殺虫剤	－	－	0.04	H20.12.16 変更0.04 ←0.02	16		H20.12.16 評価値変更 0.04←0.02	H19.11.8 答申済み		・食安委答申（H19.11.8） →　ADI = 16　（ 0.04mg/L ）	1%値超　0 ／　13	1%値超　0 ／　13	1%値超　0 ／　25	1%値超　0 ／　36	・厚生科学審議会生活環境水道部会（平成20年12月16白）で審議。基準値は0.04 mg/Lとなる方向	
他	51	トリネキサパックエチル	植物成長調整剤	－	－	0.01	H15年答申	5.9		H19.10.26 H22.12.21 H15から変更なし	H21.10.22 答申済み		・食安委答申（H15.9.18） ・食安委答申（H21.10.22） →　ADI = 5.9　（ 0.01mg/L ）	1%値超　0 ／　4	1%値超　0 ／　5	1%値超　0 ／　22	1%値超　0 ／　28		
他	52	トリフルミゾール	殺菌剤	－	－	0.04	H26.4.1より新規設定	15		H29.1.31	H25.11.11 H28.5.17 答申済み		・食安委答申（H25.11.11, H28.5.17） → ADI = 15	1%値超　0 ／　19	1%値超　0 ／　23	1%値超　0 ／　26	1%値超　0 ／　29		
他	53	トルフェンピラド	殺虫剤	－	－	0.01	H24年度末部会	5.6		H25.3.19 評価値を0.01に設定	H.16.10.7 H.19.5.31 H.23.2.10 答申済み		・食安委答申（H.17.6.30） ・食安委答申（H.19.5.31） ・食安委答申（H.23.2.10） →　ADI = 5.6	1%値超　－ ／　－	1%値超　－ ／　－	1%値超　0 ／　0	1%値超　0 ／　0		
他	54	ナプロアニリド	除草剤	2003.11失効	－	0.02	H15年答申	7					・食安委(H24.3.1) 食品中の残留基準を削除することに関する意見書提出	1%値超　0 ／　8	1%値超　0 ／　8	1%値超　0 ／　24	1%値超　0 ／　24		

※1　（ ）内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。
※2　薄黄：浄水の1地点以上で1%超過

表 2-47　最近の水道水質基準項目の状況について（要検討農薬類、その他の農薬類）(6/7)

群	番号	項 目 名	用途			目標値		根拠TDI等	WHO/GDWQ※1	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討（平成30年3月現在）	検出状況※2（H27年水質測定結果）		検出状況※2（H28年水質測定結果）		課題、留意事項	その他注
						値(mg/L)		(μ g/kg/日)	(mg/L)	厚科審	食安委	WHO等		浄水	原水	浄水	原水		
他	55	ニテンピラム	殺虫剤	－	－	1.3	H15年答申	530		H29.1.31	H28.5.17 答申済み		・食安委答申（H28.5.17） → ADI = 530	1%値超　0 ／ 20	1%値超　0 ／ 26	1%値超　0 ／ 35	1%値超　0 ／ 35		
他	56	パクロブトラゾール	植物成長調整剤	－	－	0.05	H22.12.21 変更0.06 ←0.1	20		H29.1.31	H21.4.2 H28.9.6 答申済み		・食安委答申（H21.4.2, H28.9.6） → ADI = 20	1%値超　0 ／ 24	1%値超　0 ／ 33	1%値超　0 ／ 30	1%値超　0 ／ 33		
他	57	バリダマイシン	殺菌剤、殺虫殺菌剤	－	－	―	－	－						1%値超　― ／ ―	1%値超　― ／ ―	1%値超　0 ／ 0	1%値超　0 ／ 1		
他	58	ビスピリバック	除草剤	－	－	0.03	H15年答申	11						1%値超　― ／ ―	1%値超　0 ／ 1	1%値超　0 ／ 0	1%値超　0 ／ 0		
他	59	ピメトロジン	殺虫剤	－	－	0.03	H15年答申	13		H24.3.5 H15からの変更なし	H22.9.9 答申済み		・食安委答申（H22.9.9） → ADI=13	1%値超　0 ／ 13	1%値超　0 ／ 13	1%値超　0 ／ 27	1%値超　0 ／ 34		
他	60	ピラゾスルフロンエチル	除草剤	－	－	0.03	H27.4.1より 0.1→0.03	42		H27.2.5	H26.5.20 答申済み		・食安委答申（H26.5.20） → ADI = 10	1%値超　0 ／ 18	1%値超　0 ／ 16	1%値超　0 ／ 31	1%値超　0 ／ 36		
他	61	ピリミノバックメチル	除草剤	－	－	0.05	H24年度末部会	20		H25.3.19 評価値を0.05に緩和	H22.4.1 答申済み		・食安委答申（H22.4.1） → ADI=20	1%値超　0 ／ 29	1%値超　0 ／ 32	1%値超　0 ／ 35	1%値超　0 ／ 38		
他	62	ピリミホスメチル	殺虫剤	－	－	0.06	H15年答申	25	設定不適当 ADI0.03mg/kg/日			WHO/GDWQ 第3版第2次追補版追加		1%値超　0 ／ 25	1%値超　0 ／ 34	1%値超　0 ／ 26	1%値超　0 ／ 29		
他	63	ピレトリン	殺虫剤	－	－	0.1	H15年答申	40					・評価要請（H29.4.19）	1%値超　― ／ ―	1%値超　― ／ ―	1%値超　0 ／ 0	1%値超　0 ／ 0		
他	64	フェノキサニル	－	－	－	0.02		7		H25.3.19 評価値を0.02に設定	H15.9.18 H20.11.27 答申済み		・食安委答申（H15.9.18） → ADI = 6.9 ・食安委答申（H20.11.27） → ADI = 7	1%値超　― ／ ―	1%値超　― ／ ―	1%値超　0 ／ 0	1%値超　0 ／ 0		
他	65	フェンバレレート	殺虫剤	－	－	0.04	H26.4.1より0.05→0.04	17		H26.1.14 強化	H25.11.11 答申済み		・食安委答申（H25.7.29） → ADI = 17	1%値超　0 ／ 5	1%値超　― ／ ―	1%値超　0 ／ 5	1%値超　0 ／ 0		
他	66	フラチオカルブ	殺虫剤	2006.1失効	－	0.008	H15年答申	3			H29.3.28 答申済み			1%値超　0 ／ 1	1%値超　― ／ ―	1%値超　0 ／ 0	1%値超　0 ／ 0		
他	67	フラメトピル	殺菌剤	－	－	0.02	H15年答申	7		H24.3.5 H15からの変更なし	H23.11.17 答申済み		・食安委答申（H23.11.17） →ADI＝7	1%値超　0 ／ 21	1%値超　0 ／ 26	1%値超　0 ／ 29	1%値超　0 ／ 38		
他	68	フルアジホップ	除草剤	－	－	0.01	H28.4.1より 0.03→0.01	10		H28.2.17	H27.7.7 答申済み		・食安委答申（H27.7.7） → ADI = 4.4	1%値超　0 ／ 8	1%値超　0 ／ 8	1%値超　0 ／ 26	1%値超　0 ／ 29		
他	69	プロパニル（DCPA）	除草剤	－	－	0.04	H15年答申	17						1%値超　0 ／ 12	1%値超　0 ／ 17	1%値超　0 ／ 26	1%値超　0 ／ 26		

※1　（ ）内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。
※2　薄黄：浄水の1地点以上で1%超過

表 2-47　最近の水道水質基準項目の状況について（要検討農薬類、その他の農薬類）(7/7)

群	番号	項　目　名	用途			目標値		根拠TDI等	WHO/GDWQ※1	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討（平成30年3月現在）	検出状況※2 (H27年水質測定結果)		検出状況※2 (H28年水質測定結果)		課題、留意事項	その他注
						値(mg/L)		(μ g/kg/日)	(mg/L)	厚科審	食安委	WHO等		浄水	原水	浄水	原水		
他	70	プロパホス	殺虫剤	2007.2失効	–	0.001	H15年答申	0.4			H24.3.1 意見書提出		・食安委(H24.3.1) 食品中の残留基準を削除することに関する意見書提出	1%値超　0 /　24	1%値超　0 /　33	1%値超　0 /　30	1%値超　0 /　30		
他	71	プロパルギット（BPPS）	殺虫剤	–	–	0.02	H15年答申	8.3		H25.3.19 現行評価値を維持	H25.11.11 答申済み		・食安委答申 (H25.11.11) → ADI = 21	1%値超　0 /　4	1%値超　0 /　4	1%値超　0 /　13	1%値超　0 /　15		
他	72	プロヘキサジオン	植物成長調整剤	–	–	0.5	H15年答申	180						1%値超　— /　—	1%値超　— /　—	1%値超　0 /　0	1%値超　0 /　0		
他	73	プロポキスル（PHC）	殺虫剤	2006.4失効	–	0.2	H15年答申	63						1%値超　0 /　24	1%値超　0 /　33	1%値超　0 /　30	1%値超　0 /　30		
他	74	プロメトリン	除草剤	–	–	0.06	H15年答申	22		H28.2.17	H27.9.8 答申済み		・食安委答申 (H27.9.8) → ADI = 30	1%値超　0 /　17	1%値超　0 /　21	1%値超　0 /　26	1%値超　0 /　26		
他	75	ペルメトリン	殺虫剤	–	–	0.1	H15年答申	48	設定せず			WHO第4版変更 設定せず←0.3		1%値超　— /　—	1%値超　1 /　1	1%値超　0 /　0	1%値超　0 /　0		
他	76	ベンスルタップ	殺虫剤	–	–	0.09	H15年答申	34						1%値超　— /　—	1%値超　0 /　2	1%値超　0 /　0	1%値超　0 /　0		
他	77	ベンダイオカルブ	殺虫剤	–	–	0.009	H15年答申	4		H22.12.21 H15からの変更なし H25.3.19 評価値を強化	H21.8.27 答申済み		・食安委答申 (H21.8.27) →　ADI = 3.5	1%値超　0 /　9	1%値超　0 /　8	1%値超　0 /　26	1%値超　0 /　26		
他	78	ホキシム	防蟻剤	–	–	0.003	H15年答申	1.2					・食安委検討中 ・評価要請（H21.2.3）	1%値超　0 /　8	1%値超　0 /　8	1%値超　0 /　24	1%値超　0 /　24		
他	79	ボスカリド	殺菌剤	–	–	0.1	H24年度末部会	44		H29.1.31	H16.5.20 H18.10.26 H21.3.19 H24.8.6 H28.9.27 答申済み		・食安委答申 (H16.5.20, H18.10.26, H21.3.19, H24.8.6, H28.9.27) → ADI = 44	1%値超　0 /　28	1%値超　0 /　39	1%値超　0 /　27	1%値超　0 /　32		
他	80	ミルネブ（チアジアジン）	殺菌剤、殺虫殺菌剤	–	–	—	–	–						1%値超　— /　—	1%値超　— /　—	1%値超　0 /　0	1%値超　0 /　0		
他	81	メタミドホス	殺虫剤	未登録	–	0.002	H20.12.16 変更0.002 ←0.01	0.6		H30.2.15	H20.5.1 H28.12.13 答申済み		・食安委答申 (H20.5.1) → ADI = 0.6 ・食安委答申 (H28.12.13) → ADI = 0.56	1%値超　0 /　16	1%値超　0 /　24	1%値超　0 /　22	1%値超　0 /　21	・厚生科学審議会生活環境水道部会（平成20年12月16白）で審議。基準値は0.002 mg/Lとなる方向	
他	82	メチルイソシアネート	殺虫剤	–	–	0.006	H15年答申	2.5						1%値超　— /　—	1%値超　— /　—	1%値超　0 /　0	1%値超　0 /　0		
他	83	モノクロトホス	殺虫剤	–	–	0.002	H15年答申	0.6						1%値超　0 /　9	1%値超　0 /　8	1%値超　0 /　24	1%値超　0 /　24		
他	84	リニュロン	除草剤	–	–	0.02	H15年答申	7.7						1%値超　0 /　12	1%値超　0 /　11	1%値超　0 /　30	1%値超　0 /　27	・【H17】検出レベルは1～10%(湖沼水)	

※1　( )内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※2　薄黄：浄水の1地点以上で1%超過

3. 水道水質関連調査及び簡易専用水道の管理に関する調査の集計

3-1. 水道水質の被害状況等調査

3-1-1. 水質汚染事故による水道の被害状況

水質汚染事故による水道の被害状況を表 3-1～表 3-3、図 3-1～図 3-4 に示す。

表 3-1　水質汚染事故による被害を受けた水道事業者等の経年変化

	平成24		平成25		平成26		平成27		平成28		平　均	
上水道	154	(21)	44	()	46	()	91	(1)	75	(1)	82	(5)
簡易水道	7	(2)	5	(2)	8	(1)	5	(2)	16	(6)	8	(3)
専用水道	4	(2)	6	()	8	(3)	17	(1)	18	(2)	11	(2)
水道用水供給	15	(2)	10	(4)	29	(1)	19	(1)	24	(5)	19	(3)
合　計	180	(27)	65	(6)	91	(5)	132	(5)	133	(14)	120	(11)

※（　）内の数字は、水質汚染事故を受けて給水停止又は給水制限を選択した事業者数を示す。

表 3-2　水質汚染事故による被害を受けた水源数（平成 28 年度）

区　分	上水道				簡易水道				専用水道				用水供給				合　計				
	表流水	伏流水	地下水	他	表流水	伏流水	地下水	他	表流水	伏流水	地下水	他	表流水	伏流水	地下水	他	表流水	伏流水	地下水	他	計
北海道	4				1												5				5
東北	1					3							2				3	3			6
関東	12										3	1	12				24		3	1	28
中部	3			1							1		6				9		1	1	11
近畿	3	1									1		2				5	1	1		7
中国	3								1		1		1				5		1		6
四国																					
九州	14				1		8		1								16		8		24
沖縄																					
小　計	40	1		1	2	3	8		2		6	1	23				67	4	14	2	87
合　計	42(75)				13(16)				9(18)				23(24)				87(133)				

※合計欄の（　）内の数字は、被害を受けた水道事業者数を示す。

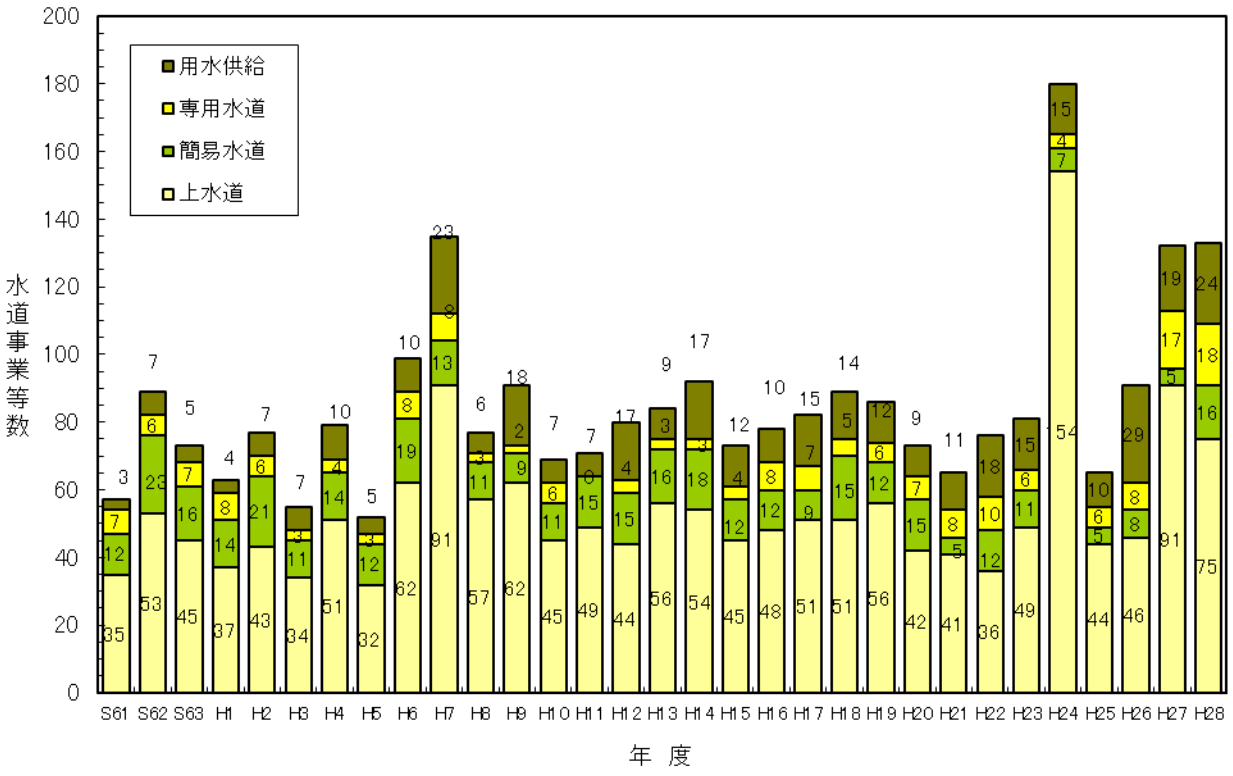

図 3-1　水質汚染事故により被害を受けた水道事業者等の経年変化

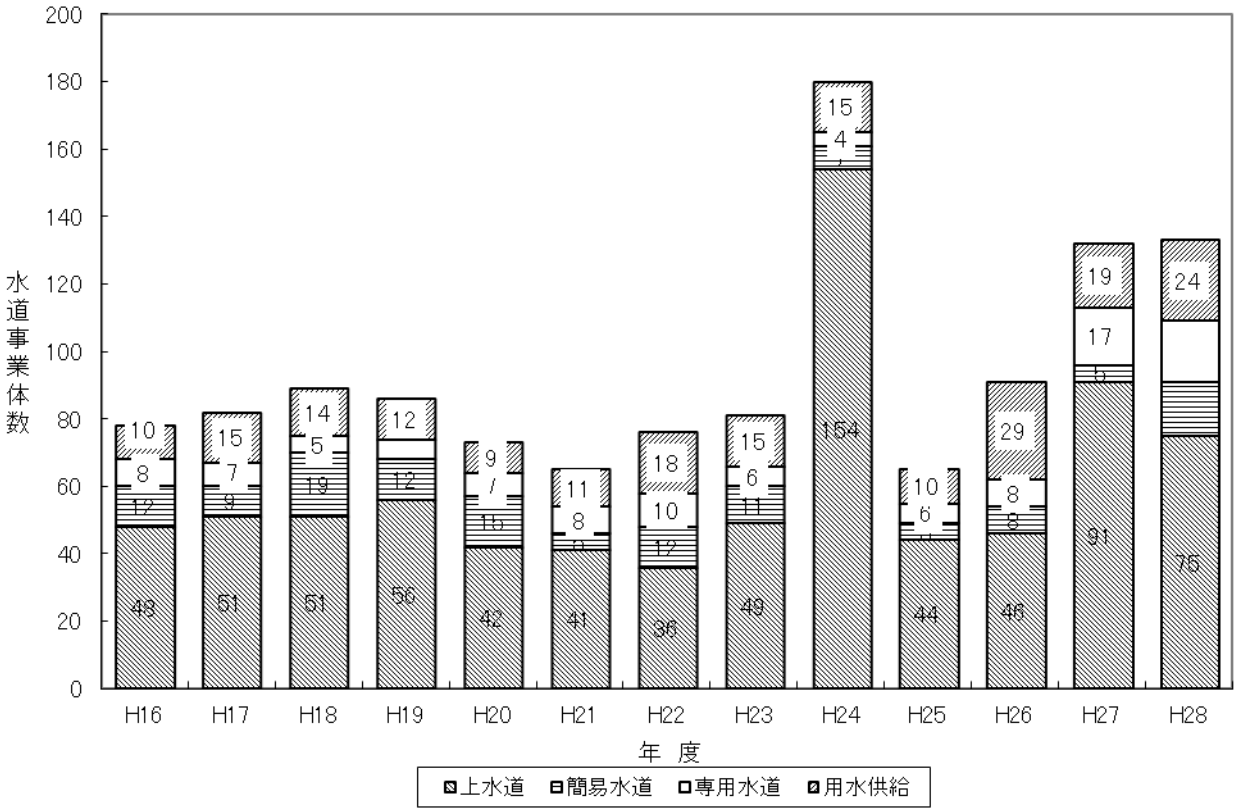

図 3-2　水質汚染事故により被害を受けた水道事業者等の経年変化（近年）

表 3-3　水質汚染項目別水質汚染事故件数の経年変化

汚染原因物質	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
油類	102	64.2%	96	67.1%	40	44.0%	76	57.6%	61	45.9%
有機物	7	4.4%	4	2.8%	4	4.4%	5	3.8%	2	1.5%
濁度	4	2.5%	5	3.5%	8	8.8%	10	7.6%	22	16.5%
臭気	4	2.5%	2	1.4%	3	3.3%	6	4.5%	4	3.0%
ｐＨ	1	0.6%	0	0.0%	1	1.1%	2	1.5%	1	0.8%
農薬	2	1.3%	2	1.4%	0	0.0%	2	1.5%	5	3.8%
無機物	2	1.3%	5	3.5%	3	3.3%	1	0.8%	1	0.8%
界面活性剤	2	1.3%	2	1.4%	0	0.0%	1	0.8%	1	0.8%
色度	0	0.0%	3	2.1%	2	2.2%	0	0.0%	2	1.5%
硝酸態窒素	0	0.0%	0	0.0%	1	1.1%	0	0.0%	2	1.5%
アンモニア態窒素	22	13.8%	18	12.6%	20	22.0%	19	14.4%	13	9.8%
塩素イオン	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.8%	2	1.5%
その他	13	8.2%	6	4.2%	9	9.9%	9	6.8%	17	12.8%
合　計	159		143		91		132		133	

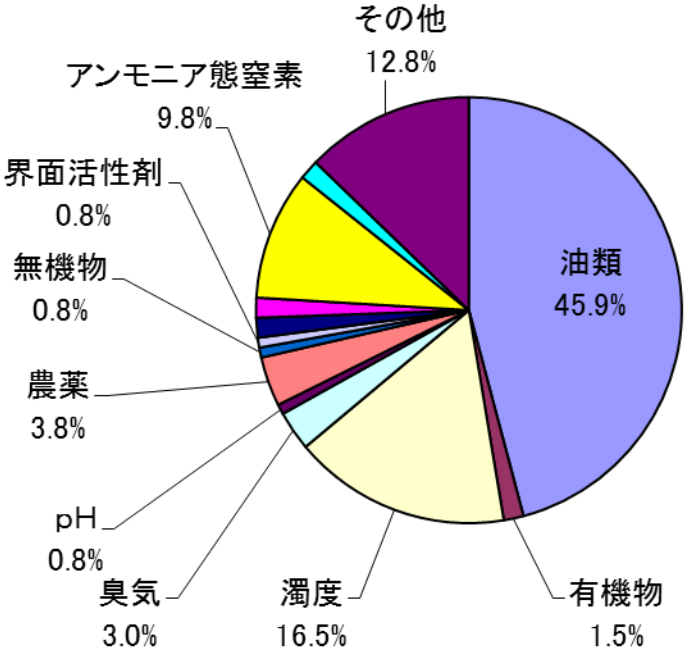

図 3-3　水質汚染事故における水質汚染項目（平成 28 年度、全 133 事故）

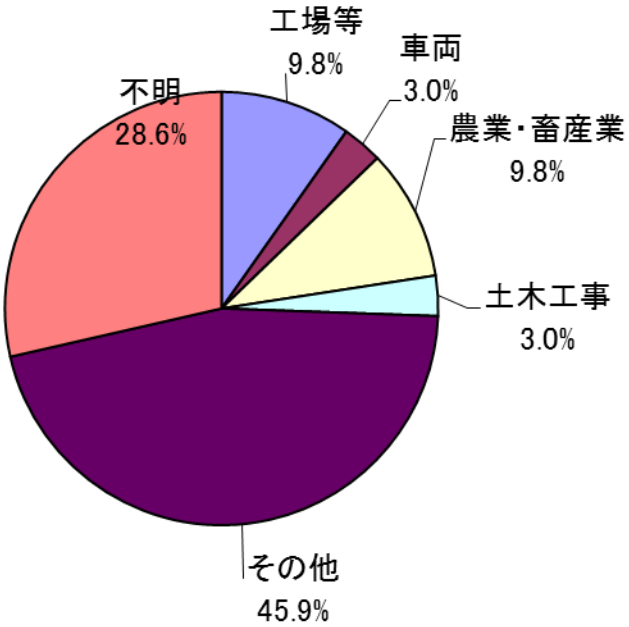

図 3-4　水質汚染事故の汚染原因（平成 28 年度、全 133 事故）

3-1-2. 異臭味等による水道の被害状況

異臭味等による水道の被害状況を表 3-4、図 3-5～図 3-6 に示す。

表 3-4　水道における異臭味の障害の発生状況

地 域	平成24年度			平成25年度			平成26年度			平成27年度			平成28年度		
	被害事業者数※1		被害人口(千人)※2	被害事業者数※1		被害人口(千人)※2	被害事業者数※1		被害人口(千人)※2	被害事業者数※1		被害人口(千人)※2	被害事業者数※1		被害人口(千人)※2
北海道	7	(1)	3	3		3	0		0	4		184	5		0
東 北	5	(2)	275	8		53	5		127	5	(1)	0	7	(1)	7
関 東	46	(18)	1,369	50	(13)	190	26	(3)	846	49	(19)	26	60	(21)	297
中 部	1		0	2		701	3		0	11	(2)	459	10	(4)	49
近 畿	26	(4)	288	22	(3)	502	18	(2)	572	12		76	19	(2)	118
中 国	18	(3)	305	19	(3)	51	14	(3)	539	16	(2)	340	17	(2)	341
四 国	4	(2)	194	6		260	3		320	7	(1)	56	6		10
九 州	16	(2)	327	24	(1)	660	13		432	10		214	11		36
計	123	(32)	2,761	134	(20)	2,420	82	(8)	2,836	114	(25)	1,355	135	(30)	858

注）※1. 被害事業者数には原水のみに異臭味が発生し、浄水では被害が発生していない事業者を含む。また、被害事業者数の（ ）内の数字は、水道用水供給事業の数を内数で表したものである。

※2. 被害人口とは、浄水で1日以上、異臭味による被害が発生した浄水場の給水人口である。また、被害人口は、百の位を四捨五入し、千人単位で表示しているため、各ブロックの総計と計の数は必ずしも一致しない。

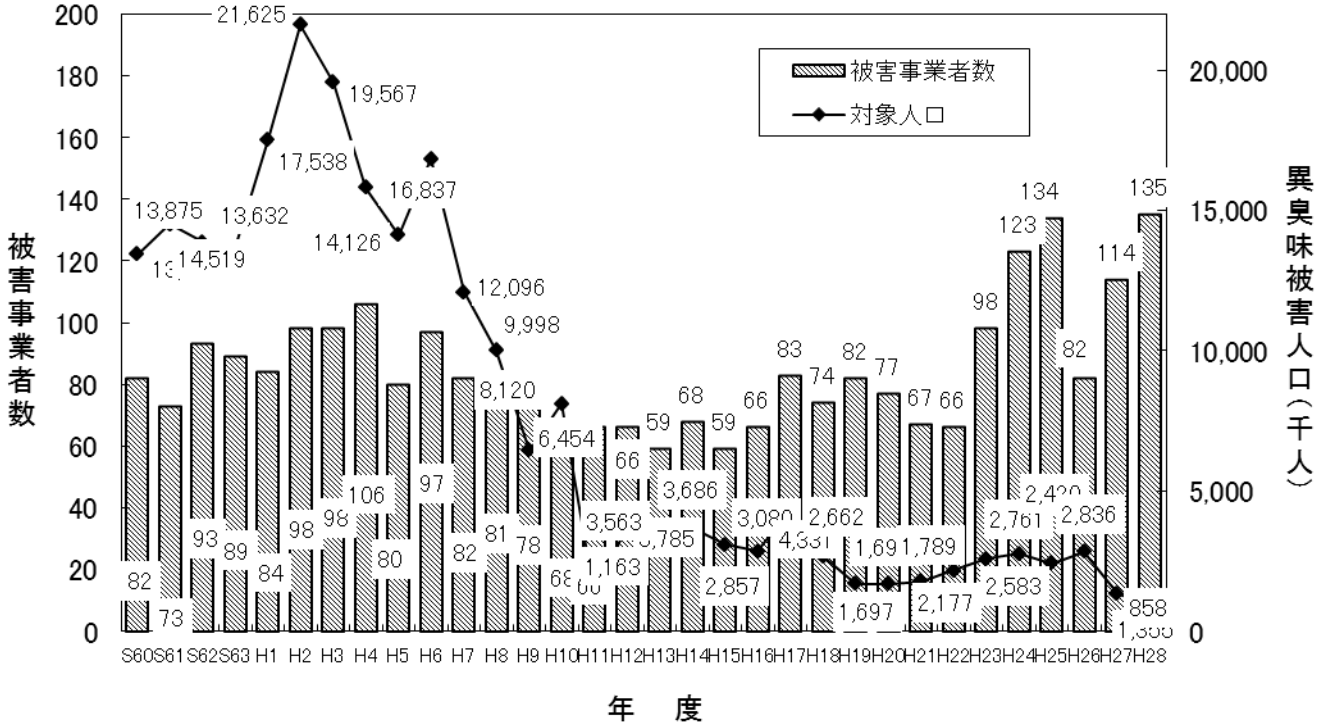

図 3-5　水道における異臭味障害の発生状況経年変化

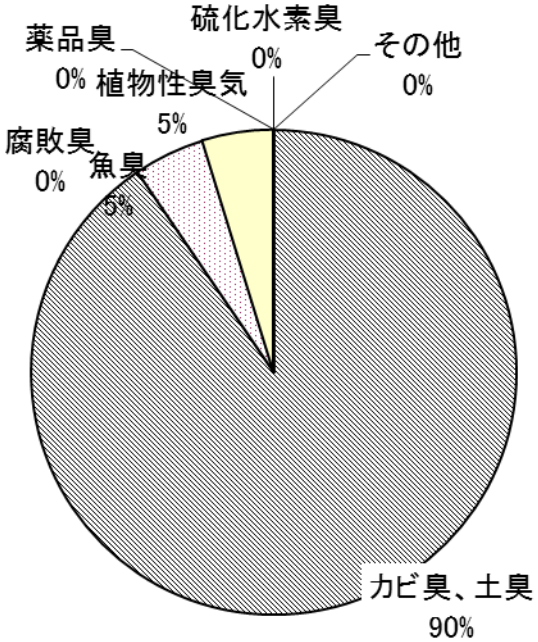

図 3-6　浄水における異臭味被害の種類別内訳（平成 28 年度、全 21 件）

3-2. クリプトスポリジウム等対策実施状況調査

クリプトスポリジウム等対策実施状況調査結果を表 3-5～表 3-8 に示す。

表 3-5　対策指針に基づく予防対策の実施状況（平成 29 年 3 月末現在）

	水道事業		水道用水供給事業	専用水道	合計	（参考）H28年3月末時点
	上水道	簡易水道				
調査対象浄水施設数	6,204 (100%)	7,087 (100%)	169 (100%)	6,758 (100%)	20,218 (100%)	19,961 (100%)
給水人口（人）	119,996,238 (100%)	4,036,812 (100%)	— (—%)	370,517 (100%)	124,403,567 (100%)	124,266,130 (100%)
レベル4施設数	1,484 (24%)	2,192 (31%)	156 (92%)	316 (5%)	4,148 (21%)	4,090 (20%)
対応済みの浄水施設数	1,399	1,780	156	259	3,594	3,550
対策施設を検討中の浄水施設数	85 [19]	412 [94]	0 [0]	57 [15]	554 [128]	540 [118]
給水人口（人）	135,547 (0.1%)	152,399 (3.8%)	0 (—%)	31,402 (8.5%)	319,348 (0.3%)	581,976 (0.5%)
レベル3施設数	1,359 (22%)	1,701 (24%)	5 (3%)	350 (5%)	3,415 (17%)	3,361 (17%)
対応済みの浄水施設数（ろ過）	516	693	4	155	1,368	1,353
対応済みの浄水施設数（紫外線照射）	177	61	0	24	262	235
対策施設を検討中の浄水施設数	666 [266]	947 [246]	1 [1]	171 [17]	1,785 [530]	1,787 [583]
給水人口（人）	2,680,213 (2%)	371,935 (9%)	0 (—%)	47,151 (13%)	3,099,298 (2%)	2,863,868 (2%)
レベル2施設数	1,321 (21%)	1,222 (17%)	5 (3%)	1,599 (24%)	4,147 (21%)	4,071 (20%)
レベル1施設数	1,845 (30%)	1,246 (18%)	3 (2%)	3,771 (56%)	6,865 (34%)	6,710 (34%)
レベル不明施設数	195 (3%)	726 (10%)	0 (0%)	722 (11%)	1,643 (8%)	1,729 (9%)
指標菌の検査が未実施	131	632	0	634	1,397	1,460
地表水で指標菌検出 → レベル4	17	24	0	0	41	40
地表水以外で指標菌検出 → レベル3	5	14	0	2	21	21

表 3-6　都道府県別対応状況（施設数）

都道府県	調査対象浄水施設(A)	対応の必要な浄水施設数(B)	B/A(%)	対応済みの浄水施設数(C)	C/B(%)	対策施設設置等検討中の浄水施設数(D)	D/B(%)
北海道	1,033	423	40.9%	319	75.4%	104	24.6%
青森県	252	73	29.0%	57	78.1%	16	21.9%
岩手県	431	224	52.0%	173	77.2%	51	22.8%
宮城県	263	113	43.0%	89	78.8%	24	21.2%
秋田県	402	139	34.6%	85	61.2%	54	38.8%
山形県	222	104	46.8%	68	65.4%	36	34.6%
福島県	555	212	38.2%	110	51.9%	102	48.1%
茨城県	427	83	19.4%	70	84.3%	13	15.7%
栃木県	525	103	19.6%	50	48.5%	53	51.5%
群馬県	546	172	31.5%	103	59.9%	69	40.1%
埼玉県	468	94	20.1%	83	88.3%	11	11.7%
千葉県	941	86	9.1%	69	80.2%	17	19.8%
東京都	300	65	21.7%	59	90.8%	6	9.2%
神奈川県	453	88	19.4%	55	62.5%	33	37.5%
新潟県	599	302	50.4%	142	47.0%	160	53.0%
富山県	365	84	23.0%	44	52.4%	40	47.6%
石川県	281	64	22.8%	40	62.5%	24	37.5%
福井県	251	112	44.6%	47	42.0%	65	58.0%
山梨県	528	173	32.8%	71	41.0%	102	59.0%
長野県	843	353	41.9%	180	51.0%	173	49.0%
岐阜県	682	343	50.3%	218	63.6%	125	36.4%
静岡県	916	240	26.2%	108	45.0%	132	55.0%
愛知県	433	125	28.9%	123	98.4%	2	1.6%
三重県	370	163	44.1%	98	60.1%	65	39.9%
滋賀県	184	93	50.5%	76	81.7%	17	18.3%
京都府	400	230	57.5%	191	83.0%	39	17.0%
大阪府	254	64	25.2%	59	92.2%	5	7.8%
兵庫県	491	323	65.8%	272	84.2%	51	15.8%
奈良県	208	84	40.4%	53	63.1%	31	36.9%
和歌山県	217	145	66.8%	130	89.7%	15	10.3%
鳥取県	364	74	20.3%	22	29.7%	52	70.3%
島根県	285	175	61.4%	156	89.1%	19	10.9%
岡山県	262	172	65.6%	139	80.8%	33	19.2%
広島県	358	205	57.3%	175	85.4%	30	14.6%
山口県	231	128	55.4%	91	71.1%	37	28.9%
徳島県	215	103	47.9%	74	71.8%	29	28.2%
香川県	131	96	73.3%	69	71.9%	27	28.1%
愛媛県	455	268	58.9%	213	79.5%	55	20.5%
高知県	337	119	35.3%	64	53.8%	55	46.2%
福岡県	538	133	24.7%	124	93.2%	9	6.8%
佐賀県	185	74	40.0%	69	93.2%	5	6.8%
長崎県	607	289	47.6%	225	77.9%	64	22.1%
熊本県	671	116	17.3%	73	62.9%	43	37.1%
大分県	507	191	37.7%	108	56.5%	83	43.5%
宮崎県	291	167	57.4%	109	65.3%	58	34.7%
鹿児島県	861	325	37.7%	223	68.6%	102	31.4%
沖縄県	80	51	63.8%	48	94.1%	3	5.9%
合計	20,218	7,563	37.4%	5,224	69.1%	2,339	30.9%

表 3-7　クリプトスポリジウム等対応状況（給水人口）

都道府県	現在給水人口(A)	対応不要又は対応済みの浄水施設人口(B)	B/A(%)	対策施設設置等検討中の浄水人口(C)	C/A(%)
北海道	5,264,487	5,151,384	97.9%	113,103	2.1%
青森県	1,263,953	1,223,803	96.8%	40,150	3.2%
岩手県	1,191,427	1,154,368	96.9%	37,059	3.1%
宮城県	2,292,669	2,273,732	99.2%	18,937	0.8%
秋田県	921,611	882,990	95.8%	38,621	4.2%
山形県	1,107,371	1,059,828	95.7%	47,543	4.3%
福島県	1,773,771	1,645,540	92.8%	128,231	7.2%
茨城県	2,735,024	2,726,235	99.7%	8,789	0.3%
栃木県	1,909,241	1,559,479	81.7%	349,762	18.3%
群馬県	1,957,861	1,826,011	93.3%	131,850	6.7%
埼玉県	7,250,288	7,177,556	99.0%	72,732	1.0%
千葉県	5,926,949	5,922,803	99.9%	4,146	0.1%
東京都	13,574,649	13,573,442	100.0%	1,207	0.0%
神奈川県	9,116,984	8,997,212	98.7%	119,772	1.3%
新潟県	2,275,681	2,198,755	96.6%	76,926	3.4%
富山県	989,238	972,358	98.3%	16,880	1.7%
石川県	1,136,460	1,132,527	99.7%	3,933	0.3%
福井県	764,671	703,488	92.0%	61,183	8.0%
山梨県	830,239	796,268	95.9%	33,971	4.1%
長野県	2,061,763	1,900,582	92.2%	161,181	7.8%
岐阜県	1,937,335	1,826,919	94.3%	110,416	5.7%
静岡県	3,653,931	3,535,674	96.8%	118,257	3.2%
愛知県	7,475,953	7,475,948	100.0%	5	0.0%
三重県	1,837,239	1,683,996	91.7%	153,243	8.3%
滋賀県	1,410,949	1,384,116	98.1%	26,833	1.9%
京都府	2,599,802	2,578,698	99.2%	21,104	0.8%
大阪府	8,831,621	8,817,481	99.8%	14,140	0.2%
兵庫県	5,512,942	5,427,915	98.5%	85,027	1.5%
奈良県	1,356,048	1,266,020	93.4%	90,028	6.6%
和歌山県	957,996	932,420	97.3%	25,576	2.7%
鳥取県	562,524	418,512	74.4%	144,012	25.6%
島根県	667,645	655,009	98.1%	12,636	1.9%
岡山県	1,896,699	1,760,476	92.8%	136,223	7.2%
広島県	2,693,252	2,665,128	99.0%	28,124	1.0%
山口県	1,300,632	1,211,879	93.2%	88,753	6.8%
徳島県	728,072	659,698	90.6%	68,374	9.4%
香川県	966,354	935,736	96.8%	30,618	3.2%
愛媛県	1,311,987	1,209,154	92.2%	102,833	7.8%
高知県	684,564	621,232	90.7%	63,332	9.3%
福岡県	4,788,924	4,774,145	99.7%	14,779	0.3%
佐賀県	797,150	796,878	100.0%	272	0.0%
長崎県	1,345,937	1,293,902	96.1%	52,035	3.9%
熊本県	1,553,872	1,358,228	87.4%	195,644	12.6%
大分県	1,060,929	935,962	88.2%	124,967	11.8%
宮崎県	1,071,852	1,037,077	96.8%	34,775	3.2%
鹿児島県	1,627,921	1,425,413	87.6%	202,508	12.4%
沖縄県	1,427,100	1,418,944	99.4%	8,156	0.6%
合計	124,403,567	120,984,921	97.3%	3,418,646	2.7%

表 3-8　水道におけるクリプトスポリジウム等検出状況と対応の事例（給水停止等の対応を行ったもの）

年度	件数	都道府県 市町村	種別	浄水処理	長期的対応	備考
平成8年度	1	埼玉県 越生町	上水道	急速ろ過処理	膜ろ過施設設置	浄水からｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑを検出。 住民14,000人のうち8,800人が感染。
平成9年度	2	鳥取県 鳥取市	簡易水道	塩素処理のみ	上水道事業に併合	原水からｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑを検出。 感染症患者なし。
		兵庫県 山崎町	簡易水道	塩素処理のみ	膜ろ過施設設置	原水からｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑを検出。 感染症患者なし。
平成10年度	2	福井県 永平寺町	簡易水道	急速ろ過処理	浄水処理管理強化	原水及び浄水からｼﾞｱﾙｼﾞｱを検出。 感染症患者なし。
		兵庫県 夢前町	簡易水道	塩素処理のみ	膜ろ過施設設置	原水からｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑを検出。 感染症患者なし。
平成11年度	1	山形県 朝日村	上水道	塩素処理のみ	広域用水供給事業から受水	原水からｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ及びｼﾞｱﾙｼﾞｱを検出。 感染症患者なし。
平成12年度	3	青森県 三戸町	簡易水道	塩素処理のみ	膜ろ過施設設置	浄水からｼﾞｱﾙｼﾞｱを検出。 感染症患者なし。
		沖縄県 名護市	小規模 水道	簡易ろ過及び 塩素処理	上水道事業に併合	浄水からｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑを検出。 感染症患者なし。
		岩手県 平泉町	簡易水道	塩素処理のみ	水源変更、急速ろ過施設設置	浄水からｼﾞｱﾙｼﾞｱを検出。 感染症患者なし。
平成13年度	5	愛媛県 今治市	上水道	塩素処理のみ	当該水源は使用中止	浄水からｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑを検出。 感染症患者なし。
		岩手県 釜石市	簡易水道	緩速ろ過処理	浄水処理管理強化	原水及び浄水からｼﾞｱﾙｼﾞｱを検出。 感染症患者なし。
		兵庫県 山崎町	簡易水道	塩素処理のみ	膜ろ過施設設置	原水からｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑを検出。 感染症患者なし。
		鹿児島県 財部町	上水道	塩素処理のみ	膜ろ過施設設置予定	原水からｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑを検出。 感染症患者なし。
		愛媛県 北条市	上水道	急速ろ過、活 性炭処理	ろ材入替、浄水処理管理強 化を予定	浄水からｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑを検出。 感染症患者なし。
平成14年度	1	山形県 新庄市	簡易水道	塩素処理のみ	応急対策として膜処理装置 設置、長期的には上水道事 業と統合予定	原水からｼﾞｱﾙｼﾞｱを検出。 感染症患者なし。
平成15年度	2	大分県 別府市	上水道	塩素処理のみ	当該水源は使用中止	原水からｼﾞｱﾙｼﾞｱを検出。 感染症患者なし。
		山形県 米沢市	小規模 水道	塩素処理のみ	応急対策として膜ろ過施設 設置、長期的には水源変更	浄水からｼﾞｱﾙｼﾞｱを検出。 感染症患者なし。
平成16年度	1	兵庫県 宝塚市	上水道	急速ろ過処理	安全確認迄の間飲用制限、 浄水処理管理強化を実施	原水及び浄水からｼﾞｱﾙｼﾞｱを検出。 感染症患者なし。
平成17年度	0	該当なし				
平成18年度	1	大阪府 能勢町	簡易水道	急速ろ過	濁度計を設置し常時濁度管理 を徹底	原水及び浄水からｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑを検出。 感染症患者なし。
平成19年度	2	富山県 富山市	簡易水道	塩素処理のみ	上水道事業に併合	原水からｼﾞｱﾙｼﾞｱを検出。 感染症患者なし。
		富山県 高岡市	簡易水道	急速ろ過 （濁度管理不可）	紫外線処理施設設置予定	原水からｼﾞｱﾙｼﾞｱを検出。 感染症患者なし。
平成20年度	1	山形県 村山市	簡易水道	塩素処理のみ	膜ろ過施設設置	原水からｼﾞｱﾙｼﾞｱを検出。 感染症患者なし。
平成21年度	0	該当なし				
平成22年度	2	富山県 南砺市	専用水道	塩素処理のみ	紫外線処理施設の設置ある いは隣接簡易水道への切り 替え	原水からｼﾞｱﾙｼﾞｱを検出。 感染症患者なし。
		千葉県 成田市	小規模貯 水槽水道	―	貯水槽を更新	給水栓水からｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ及びｼﾞｱﾙｼﾞｱを検 出。 小規模貯水槽水道の利用者43人のうち28人が 体調不良。4人がジアルジアに感染。
平成23年度	1	長野県 伊那市	簡易水道	急速ろ過		原水及び浄水からｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑを検出。 感染症患者なし。
平成24年度	1	群馬県	用水給水	急速ろ過		浄水からｼﾞｱﾙｼﾞｱを検出。 感染症患者なし。
平成25年度	3	北海道 島牧村	飲料水供給施設	塩素消毒のみ	膜ろ過施設設置	原水及び浄水からｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑを検出。 感染症患者なし。
		東京都 八王子市	専用水道	塩素消毒のみ	紫外線照射設備の設置	原水からｼﾞｱﾙｼﾞｱを検出。 感染症患者なし。
		岐阜県	専用水道	急速ろ過	濁度管理強化、危機管理マニュア	原水からｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑを検出。 感染症患者なし。
平成26年度	4	北海道 島牧村	簡易水道	塩素消毒のみ	膜ろ過施設設置	原水及び浄水からｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑを検出。 感染症患者なし。
		岐阜県	専用水道	急速ろ過	濁度管理強化	原水からｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ及びｼﾞｱﾙｼﾞｱを検出。 感染症患者なし。
		長野県 伊那市	簡易水道	塩素消毒のみ	紫外線照射設備の設置	原水からｼﾞｱﾙｼﾞｱを検出。 感染症患者なし。
		長野県 辰野町	飲料水供給施設	塩素消毒のみ	飲料水供給施設の統合	原水からｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑを検出。 感染症患者なし。
平成27年度	0	該当なし				
平成28年度	4	長野県 箕輪町	簡易水道	塩素消毒のみ	深井戸への水源切替	原水からｼﾞｱﾙｼﾞｱを検出 感染症患者なし。
		長野県 辰野町	簡易水道	塩素消毒のみ	膜ろ過施設の設置	原水からｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑを検出。 感染症患者なし。
		千葉県 千葉市	専用水道	沈砂、塩素消毒	検討中	原水からｼﾞｱﾙｼﾞｱを検出。 感染症患者なし。
		愛媛県 大洲市	簡易水道	緩速ろ過	高感度濁度計を設置予定	原水からｼﾞｱﾙｼﾞｱを検出。 感染症患者なし。
平成29年度	1	鹿児島県 長島町	簡易水道	塩素消毒のみ	応急対策として別水源から取水、 長期的には紫外線照射設備を検 討	原水からｼﾞｱﾙｼﾞｱを検出。 感染症患者なし。
計	38					

※ 原水からクリプトスポリジウム等が検出された場合で「対策指針」に基づく対策が講じられていない施設の事例を含む。

3-3. 貯水槽水道及び飲用井戸に係る衛生管理状況調査

貯水槽水道及び飲用井戸に係る衛生管理状況調査結果を表 3-9～表 3-19、図 3-7～図 3-12 に示す。

表 3-9　簡易専用水道、小規模受水槽水道の検査における不適合内容

簡易専用水道の検査における不適合内容

			平成28
施設数			207,260
検査実施施設数			162,543
施設の外観検査		**水槽の周囲の状態**	**4,275**
	受水槽	受水槽本体の状態	5,481
		受水槽上部の状態	2,975
		受水槽内部の状態	4,731
		マンホールの状態	7,723
		ｵｰﾊﾞｰﾌﾛｰ管の状態	3,069
		通気管の状態	4,272
		水抜き管の状態	3,705
		計	**31,956**
	高置水槽	高置水槽本体の状態	3,027
		高置水槽上部の状態	753
		高置水槽内部の状態	2,814
		マンホールの状態	4,785
		ｵｰﾊﾞｰﾌﾛｰ管の状態	1,781
		通気管の状態	4,970
		水抜き管の状態	746
		計	**18,876**
	他	**給水管等の状態**	**448**
水質検査		臭気	4
		味	0
		色	18
		色度	47
		濁度(濁りを含む)	38
		残留塩素	347
		計	**454**
書類の整備保存の状況			**10,806**

小規模受水槽水道の検査における不適合内容

			平成28
施設数			840,170
検査実施施設数			26,304
施設の外観検査		**水槽の周囲の状態**	**722**
	受水槽	受水槽本体の状態	586
		受水槽上部の状態	268
		受水槽内部の状態	732
		マンホールの状態	1,377
		ｵｰﾊﾞｰﾌﾛｰ管の状態	643
		通気管の状態	618
		水抜き管の状態	594
		計	**4,818**
	高置水槽	高置水槽本体の状態	323
		高置水槽上部の状態	107
		高置水槽内部の状態	397
		マンホールの状態	798
		ｵｰﾊﾞｰﾌﾛｰ管の状態	374
		通気管の状態	673
		水抜き管の状態	169
		計	**2,841**
	他	**給水管等の状態**	**85**
水質検査		臭気	0
		味	1
		色	2
		色度	31
		濁度(濁りを含む)	26
		残留塩素	111
		計	**171**
書類の整備保存の状況			**2,586**

注：上表の検査指摘施設数は、検査期間から上記23項目についての指摘を受けた施設である。
　割合は、検査実施施設に対する割合（複数回答）

水槽周辺の状態	**4,275**
受水槽	**31,956**
高置水槽	**18,876**
給水管等の状態	**448**
水質検査	**454**
書類の整備・保存の状況	**10,806**
その他	**2,064**
延べ不適合数	**68,879**

水槽周辺の状態	**722**
受水槽	**4,818**
高置水槽	**2,841**
給水管等の状態	**85**
水質検査	**171**
書類の整備・保存の状況	**2,586**
その他	**898**
延べ不適合数	**12,121**

表 3-10　簡易専用水道の設置状況及び検査実施状況

	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28
検査対象施設数	213,558	216,324	213,386	208,798	207,260
検査実施施設数	167,995	165,416	163,019	163,482	162,543
受検率	78.7%	76.5%	76.4%	78.3%	78.4%

表 3-11　簡易専用水道の検査における不適合内容

			平成24	平成25	平成26	平成27	平成28
検査指摘施設数			43,964	42,138	39,440	38,903	37,943
	検査指摘率		26.2%	25.5%	24.2%	23.8%	23.3%
施設の外観検査	受水槽	水槽の周囲の状態	12.4%	11.6%	11.8%	11.5%	11.3%
		受水槽本体の状態	16.4%	15.8%	15.8%	15.3%	14.4%
		受水槽上部の状態	7.5%	7.2%	7.5%	7.1%	7.8%
		受水槽内部の状態	11.7%	11.6%	11.9%	12.0%	12.5%
		マンホールの状態	20.0%	19.5%	20.5%	20.7%	20.4%
		オーバーフロー管の状態	7.9%	7.6%	7.9%	8.1%	8.1%
		通気管の状態	11.3%	10.9%	11.3%	11.5%	11.3%
		水抜き管の状態	9.9%	9.4%	9.9%	10.0%	9.8%
	高置水槽	高置水槽本体の状態	9.5%	8.7%	9.1%	8.5%	8.0%
		高置水槽上部の状態	1.8%	1.7%	1.9%	1.8%	2.0%
		高置水槽内部の状態	8.2%	7.7%	7.5%	7.5%	7.4%
		マンホールの状態	14.4%	13.8%	14.2%	13.6%	12.6%
		オーバーフロー管の状態	5.3%	4.8%	5.0%	4.8%	4.7%
		通気管の状態	13.3%	12.3%	13.3%	13.3%	13.1%
		水抜き管の状態	1.7%	1.9%	2.0%	2.1%	2.0%
	他	給水管等の状態	1.3%	1.1%	1.1%	1.2%	1.2%
水質検査		臭気	0.02%	0.00%	0.07%	0.03%	0.01%
		味	0.05%	0.00%	0.06%	0.01%	0.00%
		色	0.03%	0.02%	0.08%	0.05%	0.05%
		色度	0.08%	0.07%	0.09%	0.10%	0.12%
		濁度(濁りを含む)	0.07%	0.03%	0.10%	0.14%	0.10%
		残留塩素	0.8%	0.6%	0.5%	0.6%	0.9%
書類の整備保存の状況			32.3%	31.7%	33.0%	35.1%	28.5%

※1：上表の検査指摘施設数は、検査機関から上記２３項目についての指摘を受けた施設である。

※2：検査指摘率は、検査実施施設数に対する検査指摘施設数の割合

検査項目別の指摘率は、検査指摘施設数に対する割合（複数回答あり）

表 3-12　簡易専用水道の検査において「特に衛生上問題があった」ために報告された内容

			平成24	平成25	平成26	平成27	平成28
報告施設数			756	694	575	732	1,167
	報告率		0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.7%
施設の外観検査		水槽の周囲の状態	8.6%	17.9%	17.0%	19.8%	9.6%
	受水槽	受水槽本体の状態	30.2%	36.9%	37.9%	36.1%	23.4%
		受水槽上部の状態	8.6%	10.8%	10.4%	16.7%	7.8%
		受水槽内部の状態	22.5%	36.2%	48.2%	51.5%	45.4%
		マンホールの状態	39.9%	34.4%	35.5%	34.4%	24.1%
		オーバーフロー管の状態	6.9%	9.9%	9.4%	9.3%	14.6%
		通気管の状態	13.5%	14.1%	13.7%	15.2%	10.3%
		水抜き管の状態	3.6%	6.8%	8.0%	8.1%	5.0%
	高置水槽	高置水槽本体の状態	15.7%	14.6%	20.3%	21.3%	9.8%
		高置水槽上部の状態	2.5%	5.3%	3.5%	4.8%	1.5%
		高置水槽内部の状態	13.2%	13.4%	15.1%	20.4%	18.0%
		マンホールの状態	22.4%	20.6%	18.8%	23.8%	13.1%
		オーバーフロー管の状態	7.1%	10.5%	5.0%	6.6%	3.6%
		通気管の状態	14.9%	13.1%	12.7%	16.3%	9.7%
		水抜き管の状態	2.0%	4.3%	1.6%	2.2%	0.9%
	他	給水管等の状態	6.7%	3.0%	1.9%	4.5%	4.1%
水質検査		臭気	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	0.0%
		味	0.1%	0.0%	0.2%	0.0%	0.0%
		色	0.1%	0.0%	4.9%	0.5%	0.4%
		色度	1.5%	1.2%	0.9%	1.2%	0.6%
		濁度(濁りを含む)	1.1%	0.4%	0.5%	0.5%	0.3%
		残留塩素	19.0%	20.3%	14.6%	12.0%	9.6%
書類の整備保存の状況			23.5%	19.3%	17.7%	23.0%	15.8%

※上表の報告対象施設数は、平成15年7月23日付け厚生労働省告示第262号の規定に基づき、特に衛生上問題があると認められたため、検査機関の助言を受け設置者より行政庁へ報告の措置が行われた施設数であり、平成15年9月末までは、昭和53年6月5日付け水道環境部長通知（環水第63号）の規定に基づき、衛生上問題があると認められたため、検査機関から行政庁に対して通報の措置が行われた施設数である。
※検査項目別の報告（通報）率は報告（通報）施設数に対する割合（複数回答あり）

表 3-13　簡易専用水道の検査において「特に衛生上問題があった」ために報告された内容

		平成24	平成25	平成26	平成27	平成28
報告施設数		756	694	575	732	1,167
	報告率	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.7%
内訳	汚水槽その他排水設備から水槽に汚水若しくは排水が流入し、又はそのおそれがある場合	25.7%	16.7%	15.5%	14.3%	12.3%
	水槽内に動物等の死骸がある場合	6.5%	4.2%	4.7%	3.8%	4.2%
	給水栓における水質の検査において、異常が認められる場合	18.9%	21.3%	15.3%	13.7%	9.0%
	水槽の上部が清潔に保たれず、又はマンホール面が槽上面から衛生上有効に立ち上がっていないため、汚水等が水槽に流入するおそれがある場合	11.9%	5.0%	6.1%	6.6%	4.5%
	マンホール、通気管等が著しく破損し、又は汚水若しくは雨水が水槽に流入するおそれがある場合	73.3%	50.9%	61.2%	50.3%	36.1%
	その他検査者が水の供給について特に衛生上問題があると認める場合	12.2%	10.5%	12.2%	20.4%	34.0%

注：上表の報告対象施設数は、平成15年7月23日付け厚生労働省告示第262号の規定に基づき、特に衛生上問題があると認められたため、検査機関の助言を受け設置者より行政庁へ報告の措置が行われた施設数であ
・報告率は、報告施設数が判明している都道府県等の検査実施施設数に対する報告の措置が行われた施設数の割合
・内訳別の報告率は報告施設数に対する割合（複数回答あり）

表 3-14　簡易専用水道における行政立入検査・指導数（平成 28 年度）

	立入検査件数	改善指導件数		
		口頭指導	文書指導	改善命令
都道府県（以下を除く）	520	88	68	3
保健所設置市を除く市	746	445	511	26
保健所設置市	5,041	1,269	1,196	0
特別区	156	58	48	5
合計	6,463	1,860	1,823	34

表 3-15　簡易専用水道の設置状況及び検査（平成 28 年度）

（都道府県（町村のみ））

	検査対象施設数	検査実施施設数	受検率（%）
北海道	666	387	58.1
青森県	164	156	95.1
岩手県	430	315	73.3
宮城県	549	368	67.0
秋田県	72	61	84.7
山形県	156	89	57.1
福島県	478	291	60.9
茨城県	324	252	77.8
栃木県	408	240	58.8
群馬県	426	233	54.7
埼玉県	682	467	68.5
千葉県	4,689	3,538	75.5
東京都	2,874	2,861	99.5
神奈川県	804	607	75.5
新潟県	183	138	75.4
富山県	38	32	84.2
石川県	121	95	78.5
福井県	86	67	77.9
山梨県	269	125	46.5
長野県	154	59	38.3
岐阜県	1,129	1,016	90.0
静岡県	465	358	77.0
愛知県	468	354	75.6
三重県	468	294	62.8
滋賀県	99	67	67.7
京都府	206	185	89.8
大阪府	224	188	83.9
兵庫県	3,025	2,566	84.8
奈良県	389	188	48.3
和歌山県	160	133	83.1
鳥取県	72	65	90.3
島根県	53	49	92.5
岡山県	95	93	97.9
広島県	223	216	96.9
山口県	768	496	64.6
徳島県	187	99	52.9
香川県	199	177	88.9
愛媛県	130	88	67.7
高知県	159	154	96.9
福岡県	498	326	65.5
佐賀県	1,076	898	83.5
長崎県	137	121	88.3
熊本県	113	75	66.4
大分県	38	36	94.7
宮崎県	94	68	72.3
鹿児島県	181	173	95.6
沖縄県	585	529	90.4
合計	24,814	19,393	78.2

本表は全市、特別区を除いた
各都道府県の検査実績を示す。

（保健所設置市を除く市）

都道府県	市名	検査対象施設数	検査実施施設数	受検率（%）
北海道	室蘭市	110	76	69.1
北海道	釧路市	187	183	97.9
北海道	帯広市	122	115	94.3
北海道	北見市	60	54	90.0
北海道	夕張市	15	11	73.3
北海道	岩見沢市	66	66	100.0
北海道	網走市	41	40	97.6
北海道	留萌市	36	36	100.0
北海道	苫小牧市	240	172	71.7
北海道	稚内市	69	13	18.8
北海道	芦別市	11	11	100.0
北海道	江別市	113	113	100.0
北海道	赤平市	12	5	41.7
北海道	紋別市	24	14	58.3
北海道	士別市	25	25	100.0
北海道	名寄市	29	21	72.4
北海道	根室市	27	25	92.6
北海道	千歳市	132	132	100.0
北海道	滝川市	49	47	95.9
北海道	砂川市	9	4	44.4
北海道	歌志内市	6	6	100.0
北海道	深川市	14	14	100.0
北海道	富良野市	32	5	15.6
北海道	登別市	58	58	100.0
北海道	恵庭市	63	39	61.9
北海道	伊達市	11	7	63.6
北海道	北広島市	74	42	56.8
北海道	石狩市	57	0	0.0
北海道	北斗市	34	32	94.1
北海道	三笠市	0	0	－
青森県	弘前市	211	182	86.3
青森県	八戸市	234	229	97.9
青森県	黒石市	15	15	100.0
青森県	五所川原市	29	28	96.6
青森県	十和田市	57	48	84.2
青森県	三沢市	39	38	97.4
青森県	むつ市	40	40	100.0
青森県	つがる市	11	11	100.0
青森県	平川市	14	14	100.0
岩手県	宮古市	0	0	－
岩手県	大船渡市	76	64	84.2
岩手県	花巻市	122	93	76.2
岩手県	北上市	125	113	90.4
岩手県	久慈市	30	30	100.0
岩手県	遠野市	27	19	70.4
岩手県	陸前高田市	29	22	75.9
岩手県	釜石市	47	47	100.0
岩手県	二戸市	34	32	94.1
岩手県	八幡平市	31	29	93.5
岩手県	滝沢市	90	38	42.2
岩手県	一関市	180	115	63.9
宮城県	石巻市	275	148	53.8
宮城県	塩竈市	82	44	53.7
宮城県	気仙沼市	148	86	58.1
宮城県	白石市	41	24	58.5
宮城県	名取市	112	62	55.4
宮城県	角田市	39	26	66.7
宮城県	多賀城市	133	75	56.4
宮城県	岩沼市	75	52	69.3
宮城県	登米市	69	55	79.7
宮城県	栗原市	85	66	77.6
宮城県	東松島市	69	47	68.1
宮城県	大崎市	153	92	60.1
秋田県	能代市	61	61	100.0
秋田県	横手市	75	64	85.3
秋田県	大館市	85	80	94.1
秋田県	男鹿市	36	30	83.3
秋田県	湯沢市	39	39	100.0
秋田県	鹿角市	31	27	87.1
秋田県	由利本荘市	68	67	98.5

都道府県	市名	検査対象施設数	検査実施施設数	受検率(%)
秋田県	潟上市	16	16	100.0
秋田県	大仙市	57	52	91.2
秋田県	北秋田市	26	25	96.2
秋田県	にかほ市	26	20	76.9
秋田県	仙北市	31	27	87.1
山形県	山形市	438	311	71.0
山形県	米沢市	115	103	89.6
山形県	鶴岡市	118	89	75.4
山形県	酒田市	0	0	-
山形県	新庄市	47	3	6.4
山形県	寒河江市	40	28	70.0
山形県	上山市	37	35	94.6
山形県	村山市	11	10	90.9
山形県	長井市	21	21	100.0
山形県	天童市	88	17	19.3
山形県	南陽市	0	0	-
福島県	福島市	634	429	67.7
福島県	会津若松市	282	211	74.8
福島県	白河市	64	53	82.8
福島県	須賀川市	88	63	71.6
福島県	喜多方市	44	29	65.9
福島県	相馬市	52	27	51.9
福島県	二本松市	74	47	63.5
福島県	田村市	33	14	42.4
福島県	南相馬市	119	55	46.2
福島県	伊達市	43	34	79.1
福島県	本宮市	46	34	73.9
茨城県	水戸市	531	406	76.5
茨城県	日立市	147	112	76.2
茨城県	土浦市	260	176	67.7
茨城県	古河市	143	109	76.2
茨城県	石岡市	58	58	100.0
茨城県	結城市	45	38	84.4
茨城県	龍ケ崎市	67	61	91.0
茨城県	下妻市	44	28	63.6
茨城県	常総市	68	36	52.9
茨城県	常陸太田市	67	38	56.7
茨城県	高萩市	39	33	84.6
茨城県	北茨城市	52	45	86.5
茨城県	笠間市	95	64	67.4
茨城県	取手市	114	98	86.0
茨城県	牛久市	64	55	85.9
茨城県	つくば市	400	247	61.8
茨城県	ひたちなか市	219	128	58.4
茨城県	鹿嶋市	72	52	72.2
茨城県	潮来市	29	26	89.7
茨城県	守谷市	52	48	92.3
茨城県	常陸大宮市	57	38	66.7
茨城県	那珂市	52	31	59.6
茨城県	筑西市	72	52	72.2
茨城県	坂東市	55	38	69.1
茨城県	稲敷市	40	30	75.0
茨城県	かすみがうら市	53	30	56.6
茨城県	桜川市	35	28	80.0
茨城県	神栖市	134	89	66.4
茨城県	行方市	28	25	89.3
茨城県	鉾田市	36	27	75.0
茨城県	つくばみらい市	48	33	68.8
茨城県	小美玉市	42	29	69.0
栃木県	足利市	185	150	81.1
栃木県	栃木市	184	128	69.6
栃木県	佐野市	161	106	65.8
栃木県	鹿沼市	98	62	63.3
栃木県	日光市	212	113	53.3
栃木県	小山市	209	128	61.2
栃木県	真岡市	112	62	55.4
栃木県	大田原市	99	67	67.7
栃木県	矢板市	59	30	50.8
栃木県	那須塩原市	282	143	50.7
栃木県	さくら市	57	28	49.1

都道府県	市名	検査対象施設数	検査実施施設数	受検率(%)
栃木県	那須烏山市	27	13	48.1
栃木県	下野市	82	43	52.4
群馬県	桐生市	132	5	3.8
群馬県	伊勢崎市	231	158	68.4
群馬県	太田市	340	230	67.6
群馬県	沼田市	48	44	91.7
群馬県	館林市	91	71	78.0
群馬県	渋川市	102	82	80.4
群馬県	藤岡市	50	47	94.0
群馬県	富岡市	85	59	69.4
群馬県	みどり市	47	47	100.0
群馬県	安中市	85	62	72.9
埼玉県	ふじみ野市	451	158	35.0
埼玉県	羽生市	76	55	72.4
埼玉県	桶川市	113	82	72.6
埼玉県	加須市	126	83	65.9
埼玉県	吉川市	110	65	59.1
埼玉県	久喜市	239	144	60.3
埼玉県	狭山市	316	193	61.1
埼玉県	熊谷市	422	271	64.2
埼玉県	戸田市	463	343	74.1
埼玉県	幸手市	55	50	90.9
埼玉県	行田市	95	58	61.1
埼玉県	鴻巣市	165	130	78.8
埼玉県	坂戸市	169	135	79.9
埼玉県	三郷市	213	148	69.5
埼玉県	志木市	136	90	66.2
埼玉県	春日部市	366	261	71.3
埼玉県	所沢市	662	432	65.3
埼玉県	上尾市	332	215	64.8
埼玉県	新座市	377	209	55.4
埼玉県	深谷市	216	125	57.9
埼玉県	川口市	1579	1113	70.5
埼玉県	草加市	418	325	77.8
埼玉県	秩父市	125	63	50.4
埼玉県	朝霞市	406	312	76.8
埼玉県	鶴ヶ島市	168	125	74.4
埼玉県	東松山市	192	100	52.1
埼玉県	日高市	74	44	59.5
埼玉県	入間市	289	208	72.0
埼玉県	白岡市	58	44	75.9
埼玉県	八潮市	133	87	65.4
埼玉県	飯能市	149	124	83.2
埼玉県	富士見市	198	138	69.7
埼玉県	北本市	101	76	75.2
埼玉県	本庄市	174	83	47.7
埼玉県	蓮田市	58	39	67.2
埼玉県	和光市	230	173	75.2
埼玉県	蕨市	227	136	59.9
千葉県	銚子市	64	42	65.6
千葉県	浦安市	273	133	48.7
千葉県	市川市	716	503	70.3
千葉県	館山市	83	64	77.1
千葉県	木更津市	146	123	84.2
千葉県	松戸市	772	494	64.0
千葉県	野田市	139	122	87.8
千葉県	茂原市	108	103	95.4
千葉県	成田市	197	143	72.6
千葉県	佐倉市	307	200	65.1
千葉県	東金市	55	47	85.5
千葉県	旭市	49	44	89.8
千葉県	習志野市	326	292	89.6
千葉県	勝浦市	51	24	47.1
千葉県	市原市	300	278	92.7
千葉県	流山市	223	181	81.2
千葉県	八千代市	194	154	79.4
千葉県	我孫子市	168	138	82.1
千葉県	鴨川市	72	69	95.8
千葉県	鎌ケ谷市	83	72	86.7
千葉県	君津市	100	85	85.0

都道府県	市名	検査対象施設数	検査実施施設数	受検率(%)
千葉県	富津市	54	45	83.3
千葉県	四街道市	84	58	69.0
千葉県	八街市	29	0	0.0
千葉県	印西市	101	94	93.1
千葉県	白井市	46	43	93.5
千葉県	富里市	48	38	79.2
千葉県	南房総市	57	46	80.7
千葉県	匝瑳市	35	35	100.0
千葉県	香取市	75	72	96.0
千葉県	山武市	0	0	-
千葉県	いすみ市	38	33	86.8
千葉県	大網白里市	32	32	100.0
千葉県	袖ケ浦市	58	55	94.8
東京都	立川市	360	320	88.9
東京都	武蔵野市	329	323	98.2
東京都	三鷹市	295	275	93.2
東京都	青梅市	199	171	85.9
東京都	府中市	413	403	97.6
東京都	昭島市	166	157	94.6
東京都	調布市	387	367	94.8
東京都	小金井市	157	136	86.6
東京都	小平市	245	217	88.6
東京都	日野市	171	151	88.3
東京都	東村山市	190	169	88.9
東京都	国分寺市	135	126	93.3
東京都	国立市	113	97	85.8
東京都	福生市	75	63	84.0
東京都	狛江市	72	60	83.3
東京都	東大和市	81	69	85.2
東京都	清瀬市	96	93	96.9
東京都	東久留米市	143	123	86.0
東京都	武蔵村山市	38	35	92.1
東京都	多摩市	188	166	88.3
東京都	稲城市	86	79	91.9
東京都	羽村市	97	76	78.4
東京都	あきる野市	58	51	87.9
東京都	西東京市	273	247	90.5
神奈川県	平塚市	502	314	62.5
神奈川県	鎌倉市	250	130	52.0
神奈川県	小田原市	330	249	75.5
神奈川県	茅ヶ崎市	268	212	79.1
神奈川県	逗子市	89	77	86.5
神奈川県	三浦市	72	42	58.3
神奈川県	秦野市	242	110	45.5
神奈川県	厚木市	432	233	53.9
神奈川県	大和市	497	275	55.3
神奈川県	伊勢原市	156	32	20.5
神奈川県	海老名市	261	166	63.6
神奈川県	座間市	247	76	30.8
神奈川県	南足柄市	42	36	85.7
神奈川県	綾瀬市	123	106	86.2
新潟県	長岡市	391	304	77.7
新潟県	三条市	114	102	89.5
新潟県	柏崎市	135	101	74.8
新潟県	新発田市	139	87	62.6
新潟県	小千谷市	32	26	81.3
新潟県	加茂市	29	29	100.0
新潟県	十日町市	78	60	76.9
新潟県	見附市	24	22	91.7
新潟県	村上市	66	61	92.4
新潟県	燕市	61	55	90.2
新潟県	糸魚川市	37	34	91.9
新潟県	妙高市	68	45	66.2
新潟県	五泉市	32	30	93.8
新潟県	上越市	179	157	87.7
新潟県	阿賀野市	40	25	62.5
新潟県	佐渡市	90	66	73.3
新潟県	魚沼市	40	33	82.5
新潟県	南魚沼市	70	49	70.0
新潟県	胎内市	38	24	63.2

都道府県	市名	検査対象施設数	検査実施施設数	受検率(%)
富山県	高岡市	122	101	82.8
富山県	魚津市	43	42	97.7
富山県	氷見市	43	42	97.7
富山県	滑川市	29	28	96.6
富山県	黒部市	24	21	87.5
富山県	砺波市	105	35	33.3
富山県	小矢部市	17	17	100.0
富山県	南砺市	50	50	100.0
富山県	射水市	124	119	96.0
石川県	七尾市	76	43	56.6
石川県	小松市	122	85	69.7
石川県	輪島市	22	14	63.6
石川県	珠洲市	15	10	66.7
石川県	加賀市	117	49	41.9
石川県	羽咋市	15	10	66.7
石川県	かほく市	10	10	100.0
石川県	白山市	46	39	84.8
石川県	能美市	40	32	80.0
石川県	野々市市	49	47	95.9
福井県	坂井市	0	58	-
福井県	福井市	241	229	95.0
福井県	敦賀市	71	53	74.6
福井県	小浜市	26	23	88.5
福井県	大野市	7	6	85.7
福井県	勝山市	10	9	90.0
福井県	鯖江市	75	31	41.3
福井県	あわら市	53	35	66.0
福井県	越前市	43	35	81.4
山梨県	甲府市	505	437	86.5
山梨県	富士吉田市	79	33	41.8
山梨県	都留市	71	0	0.0
山梨県	大月市	41	29	70.7
山梨県	韮崎市	50	50	100.0
山梨県	南アルプス市	80	54	67.5
山梨県	北杜市	130	47	36.2
山梨県	甲斐市	99	51	51.5
山梨県	笛吹市	85	63	74.1
山梨県	甲州市	47	22	46.8
山梨県	中央市	15	5	33.3
山梨県	上野原市	30	13	43.3
長野県	松本市	306	272	88.9
長野県	上田市	185	140	75.7
長野県	岡谷市	56	56	100.0
長野県	飯田市	44	40	90.9
長野県	諏訪市	78	74	94.9
長野県	須坂市	62	36	58.1
長野県	小諸市	56	56	100.0
長野県	伊那市	50	46	92.0
長野県	駒ヶ根市	16	16	100.0
長野県	中野市	26	23	88.5
長野県	大町市	16	15	93.8
長野県	飯山市	26	17	65.4
長野県	茅野市	68	49	72.1
長野県	塩尻市	67	58	86.6
長野県	佐久市	95	95	100.0
長野県	千曲市	42	39	92.9
長野県	東御市	36	27	75.0
長野県	安曇野市	68	45	66.2
岐阜県	大垣市	131	122	93.1
岐阜県	高山市	95	76	80.0
岐阜県	多治見市	155	125	80.6
岐阜県	関市	83	83	100.0
岐阜県	中津川市	77	71	92.2
岐阜県	美濃市	21	21	100.0
岐阜県	瑞浪市	38	36	94.7
岐阜県	羽島市	41	33	80.5
岐阜県	恵那市	66	55	83.3
岐阜県	美濃加茂市	52	49	94.2
岐阜県	土岐市	50	47	94.0
岐阜県	各務原市	122	122	100.0

都道府県	市名	検査対象施設数	検査実施施設数	受検率(%)
岐阜県	可児市	91	82	90.1
岐阜県	山県市	6	6	100.0
岐阜県	瑞穂市	30	30	100.0
岐阜県	飛騨市	30	23	76.7
岐阜県	本巣市	24	21	87.5
岐阜県	郡上市	28	27	96.4
岐阜県	下呂市	41	34	82.9
岐阜県	海津市	23	22	95.7
静岡県	沼津市	483	344	71.2
静岡県	熱海市	249	212	85.1
静岡県	三島市	340	174	51.2
静岡県	富士宮市	165	104	63.0
静岡県	伊東市	150	100	66.7
静岡県	島田市	99	75	75.8
静岡県	富士市	251	251	100.0
静岡県	磐田市	186	155	83.3
静岡県	焼津市	209	161	77.0
静岡県	掛川市	201	164	81.6
静岡県	藤枝市	194	142	73.2
静岡県	御殿場市	185	131	70.8
静岡県	袋井市	139	91	65.5
静岡県	下田市	61	38	62.3
静岡県	裾野市	77	59	76.6
静岡県	湖西市	88	68	77.3
静岡県	伊豆市	67	38	56.7
静岡県	御前崎市	57	46	80.7
静岡県	菊川市	74	55	74.3
静岡県	伊豆の国市	88	68	77.3
静岡県	牧之原市	67	56	83.6
愛知県	一宮市	419	302	72.1
愛知県	瀬戸市	186	158	84.9
愛知県	半田市	159	130	81.8
愛知県	春日井市	461	318	69.0
愛知県	豊川市	180	155	86.1
愛知県	津島市	84	62	73.8
愛知県	碧南市	85	62	72.9
愛知県	刈谷市	280	221	78.9
愛知県	安城市	463	250	54.0
愛知県	西尾市	129	93	72.1
愛知県	蒲郡市	106	72	67.9
愛知県	犬山市	93	68	73.1
愛知県	常滑市	78	54	69.2
愛知県	江南市	99	96	97.0
愛知県	小牧市	328	203	61.9
愛知県	稲沢市	204	94	46.1
愛知県	新城市	43	43	100.0
愛知県	東海市	172	139	80.8
愛知県	大府市	144	132	91.7
愛知県	知多市	85	65	76.5
愛知県	知立市	118	57	48.3
愛知県	尾張旭市	156	128	82.1
愛知県	高浜市	63	34	54.0
愛知県	岩倉市	69	51	73.9
愛知県	豊明市	109	81	74.3
愛知県	日進市	162	111	68.5
愛知県	田原市	72	63	87.5
愛知県	愛西市	41	35	85.4
愛知県	清須市	81	57	70.4
愛知県	北名古屋市	75	54	72.0
愛知県	弥富市	77	43	55.8
愛知県	みよし市	60	15	25.0
愛知県	あま市	63	63	100.0
愛知県	長久手市	79	62	78.5
三重県	津市	440	166	37.7
三重県	伊勢市	117	72	61.5
三重県	松阪市	154	103	66.9
三重県	桑名市	0	0	-
三重県	鈴鹿市	262	216	82.4
三重県	名張市	85	50	58.8
三重県	尾鷲市	17	17	100.0

都道府県	市名	検査対象施設数	検査実施施設数	受検率(%)
三重県	亀山市	51	34	66.7
三重県	鳥羽市	60	36	60.0
三重県	熊野市	17	10	58.8
三重県	いなべ市	27	23	85.2
三重県	志摩市	113	52	46.0
三重県	伊賀市	95	62	65.3
滋賀県	彦根市	189	144	76.2
滋賀県	長浜市	124	95	76.6
滋賀県	近江八幡市	240	3	1.3
滋賀県	草津市	463	314	67.8
滋賀県	守山市	111	105	94.6
滋賀県	栗東市	184	11	6.0
滋賀県	甲賀市	120	79	65.8
滋賀県	野洲市	84	78	92.9
滋賀県	湖南市	154	58	37.7
滋賀県	高島市	55	45	81.8
滋賀県	東近江市	109	89	81.7
滋賀県	米原市	53	31	58.5
京都府	福知山市	155	90	58.1
京都府	舞鶴市	165	82	49.7
京都府	綾部市	55	40	72.7
京都府	宇治市	423	261	61.7
京都府	宮津市	41	38	92.7
京都府	亀岡市	116	73	62.9
京都府	城陽市	79	70	88.6
京都府	向日市	97	27	27.8
京都府	長岡京市	138	127	92.0
京都府	八幡市	81	53	65.4
京都府	京田辺市	156	120	76.9
京都府	京丹後市	58	38	65.5
京都府	南丹市	59	35	59.3
京都府	木津川市	77	67	87.0
大阪府	岸和田市	334	254	76.0
大阪府	池田市	317	171	53.9
大阪府	吹田市	620	574	92.6
大阪府	泉大津市	170	106	62.4
大阪府	貝塚市	158	136	86.1
大阪府	守口市	307	180	58.6
大阪府	茨木市	645	407	63.1
大阪府	八尾市	317	266	83.9
大阪府	泉佐野市	208	161	77.4
大阪府	富田林市	183	139	76.0
大阪府	寝屋川市	354	286	80.8
大阪府	河内長野市	156	121	77.6
大阪府	松原市	149	114	76.5
大阪府	大東市	170	135	79.4
大阪府	和泉市	355	241	67.9
大阪府	箕面市	200	149	74.5
大阪府	柏原市	113	79	69.9
大阪府	羽曳野市	110	100	90.9
大阪府	門真市	292	148	50.7
大阪府	摂津市	128	96	75.0
大阪府	高石市	119	101	84.9
大阪府	藤井寺市	92	75	81.5
大阪府	泉南市	76	61	80.3
大阪府	四條畷市	80	55	68.8
大阪府	交野市	82	75	91.5
大阪府	大阪狭山市	132	96	72.7
大阪府	阪南市	48	43	89.6
兵庫県	明石市	722	514	71.2
兵庫県	洲本市	60	50	83.3
兵庫県	芦屋市	436	424	97.2
兵庫県	伊丹市	373	334	89.5
兵庫県	相生市	58	55	94.8
兵庫県	豊岡市	137	59	43.1
兵庫県	加古川市	350	288	82.3
兵庫県	赤穂市	74	73	98.6
兵庫県	西脇市	50	46	92.0
兵庫県	宝塚市	460	432	93.9
兵庫県	三木市	92	92	100.0

都道府県	市名	検査対象施設数	検査実施施設数	受検率(%)
兵庫県	高砂市	86	86	100.0
兵庫県	川西市	280	269	96.1
兵庫県	小野市	80	61	76.3
兵庫県	三田市	239	213	89.1
兵庫県	加西市	73	53	72.6
兵庫県	篠山市	55	49	89.1
兵庫県	養父市	26	17	65.4
兵庫県	丹波市	30	50	166.7
兵庫県	南あわじ市	52	47	90.4
兵庫県	朝来市	20	20	100.0
兵庫県	淡路市	67	62	92.5
兵庫県	宍粟市	15	15	100.0
兵庫県	加東市	96	60	62.5
兵庫県	たつの市	98	79	80.6
奈良県	大和高田市	106	53	50.0
奈良県	大和郡山市	156	74	47.4
奈良県	天理市	219	177	80.8
奈良県	橿原市	196	74	37.8
奈良県	桜井市	74	39	52.7
奈良県	五條市	30	13	43.3
奈良県	御所市	27	8	29.6
奈良県	生駒市	175	134	76.6
奈良県	香芝市	80	33	41.3
奈良県	葛城市	37	22	59.5
奈良県	宇陀市	27	19	70.4
和歌山県	海南市	45	45	100.0
和歌山県	橋本市	58	57	98.3
和歌山県	有田市	14	14	100.0
和歌山県	御坊市	34	34	100.0
和歌山県	田辺市	61	0	0.0
和歌山県	新宮市	25	24	96.0
和歌山県	紀の川市	36	0	0.0
和歌山県	岩出市	65	65	100.0
鳥取県	鳥取市	372	340	91.4
鳥取県	米子市	279	259	92.8
鳥取県	倉吉市	67	64	95.5
島根県	松江市	419	322	76.8
島根県	浜田市	93	83	89.2
島根県	出雲市	199	197	99.0
島根県	益田市	60	50	83.3
島根県	大田市	39	34	87.2
島根県	安来市	32	29	90.6
島根県	江津市	24	20	83.3
島根県	雲南市	25	23	92.0
岡山県	津山市	90	84	93.3
岡山県	玉野市	63	56	88.9
岡山県	笠岡市	51	43	84.3
岡山県	井原市	22	20	90.9
岡山県	総社市	45	44	97.8
岡山県	高梁市	32	25	78.1
岡山県	新見市	15	14	93.3
岡山県	備前市	40	36	90.0
岡山県	瀬戸内市	20	18	90.0
岡山県	赤磐市	14	13	92.9
岡山県	真庭市	25	17	68.0
岡山県	美作市	30	23	76.7
岡山県	浅口市	20	20	100.0
広島県	竹原市	49	40	81.6
広島県	三原市	181	142	78.5
広島県	尾道市	216	178	82.4
広島県	府中市	39	32	82.1
広島県	三次市	73	68	93.2
広島県	庄原市	64	43	67.2
広島県	大竹市	35	31	88.6
広島県	東広島市	330	228	69.1
広島県	廿日市市	207	122	58.9
広島県	安芸高田市	27	19	70.4
広島県	江田島市	8	8	100.0
山口県	宇部市	144	100	69.4
山口県	山口市	247	162	65.6

都道府県	市名	検査対象施設数	検査実施施設数	受検率(%)
山口県	萩市	42	35	83.3
山口県	防府市	198	67	33.8
山口県	下松市	51	48	94.1
山口県	岩国市	112	88	78.6
山口県	光市	27	0	0.0
山口県	長門市	24	23	95.8
山口県	柳井市	0	0	-
山口県	美祢市	37	17	45.9
山口県	周南市	200	155	77.5
山口県	山陽小野田市	48	37	77.1
徳島県	徳島市	613	358	58.4
徳島県	鳴門市	84	40	47.6
徳島県	小松島市	32	21	65.6
徳島県	阿南市	74	47	63.5
徳島県	吉野川市	0	17	-
徳島県	阿波市	26	15	57.7
徳島県	美馬市	41	13	31.7
徳島県	三好市	41	28	68.3
香川県	丸亀市	196	133	67.9
香川県	坂出市	100	90	90.0
香川県	善通寺市	47	36	76.6
香川県	観音寺市	76	57	75.0
香川県	さぬき市	72	40	55.6
香川県	東かがわ市	44	35	79.5
香川県	三豊市	46	35	76.1
愛媛県	今治市	231	92	39.8
愛媛県	宇和島市	110	57	51.8
愛媛県	八幡浜市	59	43	72.9
愛媛県	新居浜市	218	161	73.9
愛媛県	西条市	73	51	69.9
愛媛県	大洲市	105	32	30.5
愛媛県	伊予市	50	35	70.0
愛媛県	四国中央市	116	53	45.7
愛媛県	西予市	34	17	50.0
愛媛県	東温市	65	25	38.5
高知県	安芸市	18	16	88.9
高知県	土佐市	24	22	91.7
高知県	須崎市	29	27	93.1
高知県	土佐清水市	25	16	64.0
高知県	四万十市	22	22	100.0
高知県	室戸市	10	10	100.0
福岡県	直方市	53	43	81.1
福岡県	飯塚市	215	158	73.5
福岡県	田川市	64	46	71.9
福岡県	柳川市	57	34	59.6
福岡県	八女市	22	15	68.2
福岡県	筑後市	34	32	94.1
福岡県	大川市	67	38	56.7
福岡県	行橋市	117	59	50.4
福岡県	豊前市	23	21	91.3
福岡県	中間市	43	32	74.4
福岡県	小郡市	35	26	74.3
福岡県	筑紫野市	217	153	70.5
福岡県	春日市	297	173	58.2
福岡県	大野城市	272	179	65.8
福岡県	宗像市	77	63	81.8
福岡県	太宰府市	52	48	92.3
福岡県	古賀市	108	58	53.7
福岡県	福津市	80	75	93.8
福岡県	うきは市	0	-	-
福岡県	宮若市	18	1	5.6
福岡県	嘉麻市	44	19	43.2
福岡県	朝倉市	0	-	-
福岡県	みやま市	33	21	63.6
福岡県	糸島市	108	75	69.4
佐賀県	佐賀市	536	400	74.6
佐賀県	唐津市	176	155	88.1
佐賀県	鳥栖市	124	112	90.3
佐賀県	多久市	24	21	87.5
佐賀県	伊万里市	66	65	98.5

都道府県	市名	検査対象施設数	検査実施施設数	受検率(%)
佐賀県	武雄市	89	62	69.7
佐賀県	鹿島市	31	27	87.1
佐賀県	小城市	37	32	86.5
佐賀県	嬉野市	29	19	65.5
佐賀県	神埼市	34	34	100.0
長崎県	島原市	26	26	100.0
長崎県	諫早市	140	122	87.1
長崎県	大村市	118	112	94.9
長崎県	平戸市	40	31	77.5
長崎県	松浦市	38	25	65.8
長崎県	対馬市	40	40	100.0
長崎県	壱岐市	19	19	100.0
長崎県	五島市	33	32	97.0
長崎県	西海市	19	19	100.0
長崎県	雲仙市	30	28	93.3
長崎県	南島原市	12	12	100.0
熊本県	八代市	58	58	100.0
熊本県	人吉市	74	44	59.5
熊本県	荒尾市	33	31	93.9
熊本県	水俣市	22	17	77.3
熊本県	玉名市	27	26	96.3
熊本県	菊池市	22	13	59.1
熊本県	宇土市	9	9	100.0
熊本県	上天草市	9	9	100.0
熊本県	宇城市	24	24	100.0
熊本県	阿蘇市	17	16	94.1
熊本県	天草市	42	42	100.0
熊本県	合志市	22	19	86.4
大分県	別府市	347	260	74.9
大分県	中津市	74	70	94.6
大分県	日田市	57	51	89.5
大分県	佐伯市	49	44	89.8
大分県	臼杵市	0	0	-
大分県	津久見市	7	7	100.0
大分県	竹田市	18	18	100.0
大分県	豊後高田市	16	14	87.5
大分県	杵築市	7	7	100.0
大分県	宇佐市	35	35	100.0
大分県	豊後大野市	0	0	-
大分県	由布市	37	36	97.3
大分県	国東市	23	22	95.7
宮崎県	都城市	94	66	70.2
宮崎県	延岡市	124	86	69.4
宮崎県	日南市	67	28	41.8
宮崎県	小林市	17	17	100.0
宮崎県	日向市	79	47	59.5
宮崎県	串間市	10	2	20.0
宮崎県	西都市	16	9	56.3
宮崎県	えびの市	10	8	80.0
鹿児島県	鹿屋市	67	62	92.5
鹿児島県	枕崎市	11	8	72.7
鹿児島県	阿久根市	22	22	100.0
鹿児島県	出水市	41	39	95.1
鹿児島県	指宿市	40	37	92.5
鹿児島県	西之表市	22	22	100.0
鹿児島県	垂水市	10	10	100.0
鹿児島県	薩摩川内市	106	96	90.6
鹿児島県	日置市	38	31	81.6
鹿児島県	曽於市	13	13	100.0
鹿児島県	霧島市	158	148	93.7
鹿児島県	いちき串木野市	21	20	95.2
鹿児島県	南さつま市	37	36	97.3
鹿児島県	志布志市	23	23	100.0
鹿児島県	奄美市	69	67	97.1
鹿児島県	南九州市	11	11	100.0

都道府県	市名	検査対象施設数	検査実施施設数	受検率(%)
鹿児島県	伊佐市	16	16	100.0
鹿児島県	姶良市	46	42	91.3
沖縄県	宜野湾市	237	180	75.9
沖縄県	石垣市	82	82	100.0
沖縄県	浦添市	271	246	90.8
沖縄県	名護市	130	116	89.2
沖縄県	糸満市	114	111	97.4
沖縄県	沖縄市	230	186	80.9
沖縄県	豊見城市	88	88	100.0
沖縄県	うるま市	143	132	92.3
沖縄県	宮古島市	85	0	0.0
沖縄県	南城市	90	53	58.9
合計		92,918	77,471	83.4

（保健所設置市）

	検査対象施設数	検査実施施設数	受検率（%）
札幌市	3,411	2,675	78.4
函館市	442	355	80.3
小樽市	228	205	89.9
旭川市	442	309	69.9
青森市	436	365	83.7
盛岡市	818	570	69.7
仙台市	3,852	3,219	83.6
秋田市	519	439	84.6
郡山市	717	547	76.3
いわき市	471	387	82.2
宇都宮市	1,199	781	65.1
前橋市	562	373	66.4
高崎市	514	391	76.1
さいたま市	2,809	1,939	69.0
川越市	1,076	589	54.7
越谷市	496	312	62.9
千葉市	1,602	1,325	82.7
船橋市	1,134	818	72.1
柏市	578	520	90.0
八王子市	735	623	84.8
町田市	466	434	93.1
横浜市	6,972	6,370	91.4
川崎市	2,859	2,551	89.2
相模原市	1,130	1,047	92.7
横須賀市	495	465	93.9
藤沢市	893	529	59.2
新潟市	1,524	1,413	92.7
富山市	477	412	86.4
金沢市	495	479	96.8
長野市	487	425	87.3
岐阜市	427	408	95.6
静岡市	1,406	1,328	94.5
浜松市	1,095	975	89.0
名古屋市	5,283	4,777	90.4
豊橋市	568	369	65.0
岡崎市	587	476	81.1
豊田市	612	422	69.0
四日市市	256	207	80.9
大津市	700	541	77.3
京都市	3,600	3,219	89.4
大阪市	7,615	6,223	81.7
堺市	1,262	1,063	84.2
豊中市	774	669	86.4
高槻市	286	266	93.0
枚方市	805	575	71.4
東大阪市	899	729	81.1
神戸市	2,536	2,095	82.6
姫路市	1,134	1,077	95.0
尼崎市	1,161	712	61.3
西宮市	1,342	1,188	88.5
奈良市	665	455	68.4
和歌山市	682	629	92.2
岡山市	1,196	1,063	88.9
倉敷市	499	452	90.6
広島市	2,640	2,342	88.7
呉市	421	358	85.0
福山市	663	478	72.1
下関市	507	332	65.5
高松市	891	868	97.4
松山市	1,118	623	55.7
高知市	0	474	－
北九州市	2,623	1,732	66.0
福岡市	4,414	4,096	92.8
大牟田市	132	121	91.7
久留米市	348	212	60.9
長崎市	839	700	83.4
佐世保市	491	353	71.9
熊本市	1148	1026	89.4
大分市	840	775	92.3
宮崎市	516	452	87.6
鹿児島市	985	828	84.1
那覇市	1113	916	82.3
合計	92,918	77,471	83.4

（特別区）

	検査対象施設数	検査実施施設数	受検率（%）
千代田区	624	565	90.5
中央区	1,419	1,005	70.8
港区	1,297	1,211	93.4
新宿区	1,385	472	34.1
文京区	424	340	80.2
台東区	514	445	86.6
墨田区	501	273	54.5
江東区	1,054	908	86.1
品川区	805	497	61.7
目黒区	386	315	81.6
大田区	859	798	92.9
世田谷区	881	820	93.1
渋谷区	1,065	716	67.2
中野区	387	264	68.2
杉並区	420	379	90.2
豊島区	645	474	73.5
北区	466	443	95.1
荒川区	301	262	87.0
板橋区	832	722	86.8
練馬区	822	670	81.5
足立区	849	798	94.0
葛飾区	655	514	78.5
江戸川区	717	562	78.4
合計	17,308	13,453	77.7

	検査対象施設数	検査実施施設数	受検率
都道府県	14,446	11,321	78.4
保健所設置市	92,918	77,471	83.4
保健所設置市を除く市	82,588	60,298	73.0
特別区	17,308	13,453	77.7
合計	207,260	162,543	78.4
平成27年度	208,798	163,482	78.3

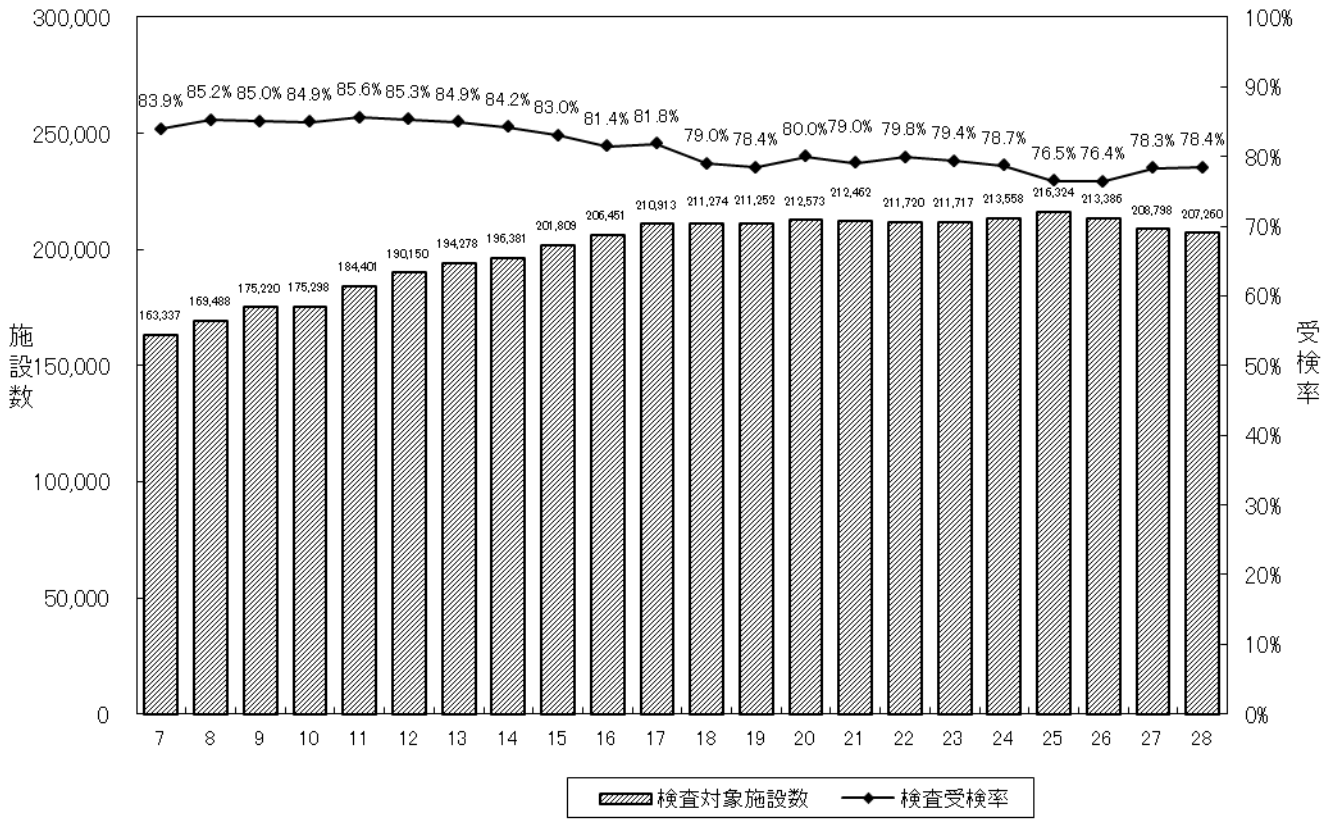

図 3-7　簡易専用水道の検査対象施設数、検査受検率経年変化

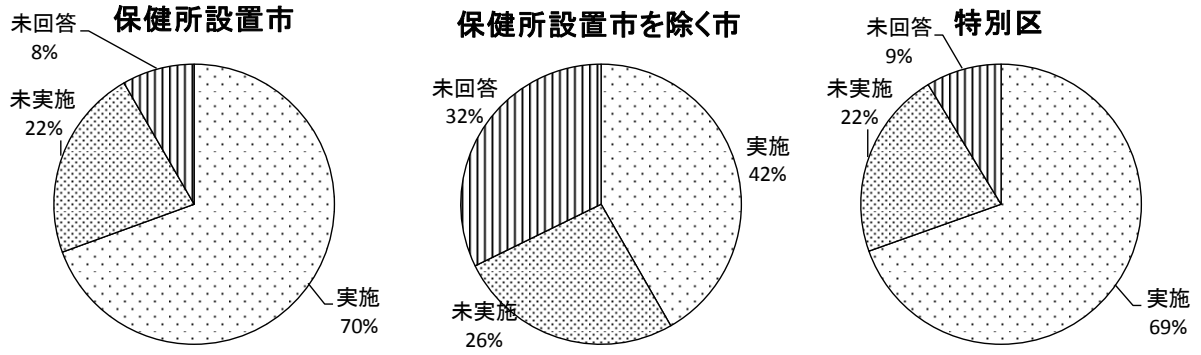

図 3-8　衛生行政担当部局と水道事業者間の簡易専用水道設置情報共有状況

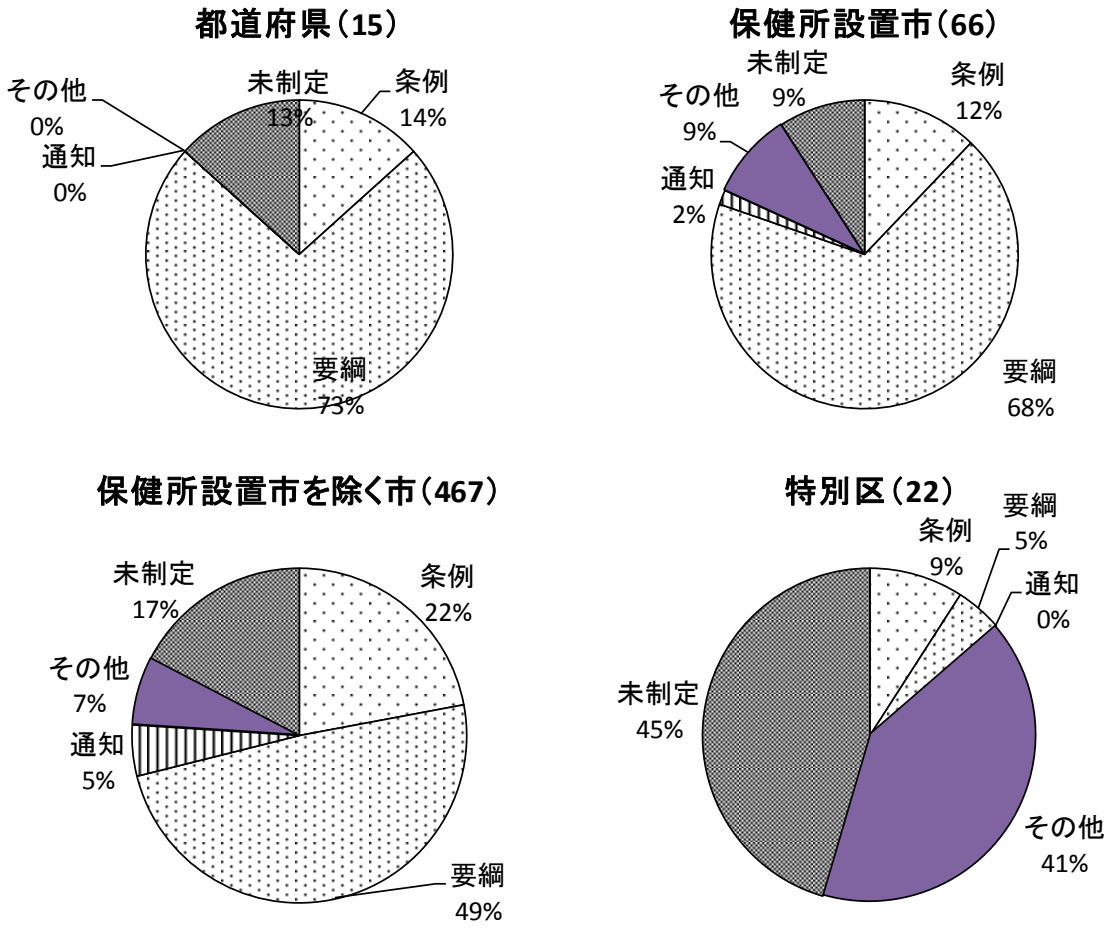

注）未回答分は除く、（）は回答自治体数を示す。

図 3-9　簡易専用水道等の指導監督に関する規定策定状況（平成 28 年度）

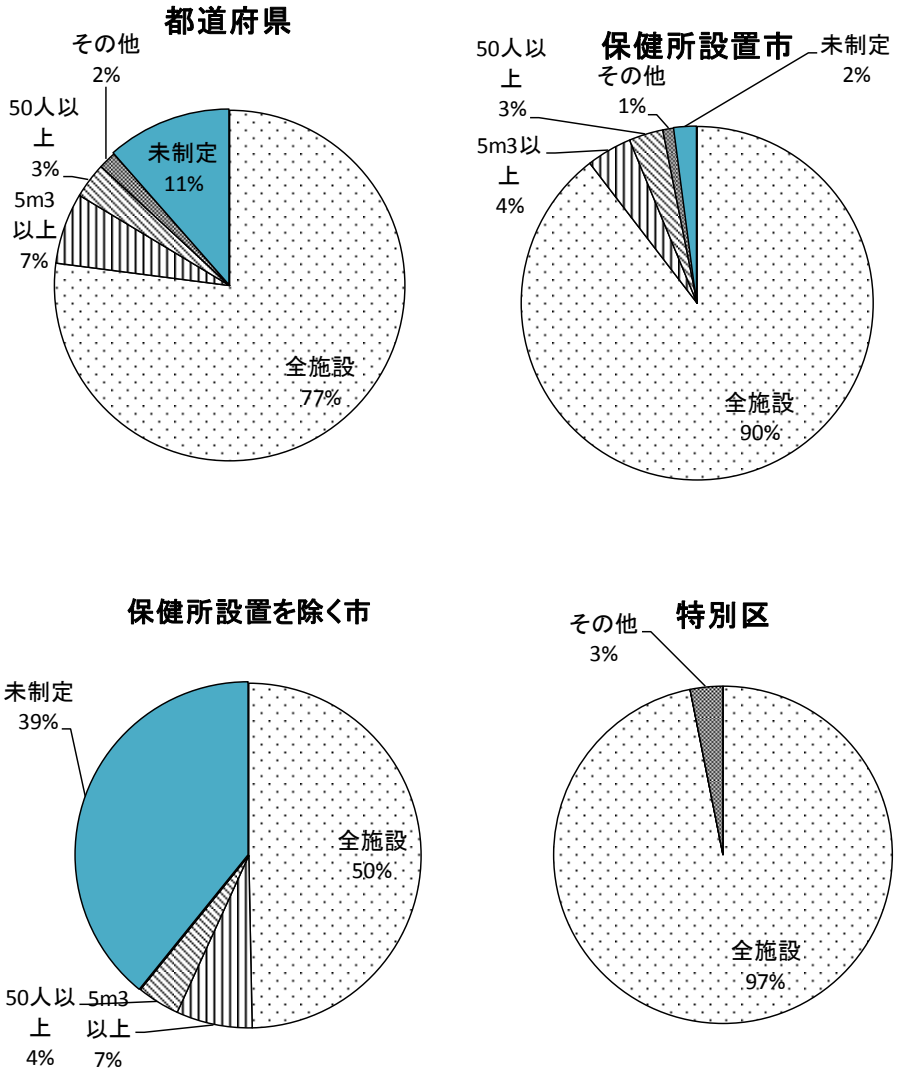

図 3-10　小規模貯水槽に係る条例・要綱等の制定状況

表 3-16　小規模貯水槽水道の設置状況及び検査実施状況

	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28
検査対象施設数	873,345	905,758	861,707	845,345	840,170
検査実施施設数	27,710	26,789	26,714	27,281	26,304
受検率	3.2%	3.0%	3.1%	3.2%	3.1%

表 3-17　小規模貯水槽水道の検査における不適合内容

			平成24	平成25	平成26	平成27	平成28
検査指摘施設数			8,127	7,621	7,547	7,343	6,673
	検査指摘率		29.3%	28.4%	28.3%	26.9%	25.4%
施設の外観検査		水槽の周囲の状態	9.8%	7.8%	9.4%	8.8%	10.8%
	受水槽	受水槽本体の状態	10.0%	9.2%	9.3%	9.2%	8.8%
		受水槽上部の状態	4.4%	4.1%	4.1%	4.1%	4.0%
		受水槽内部の状態	20.2%	19.2%	16.9%	16.6%	11.0%
		マンホールの状態	22.2%	18.4%	20.9%	21.7%	20.6%
		オーバーフロー管の状態	13.9%	11.4%	11.2%	11.5%	9.6%
		通気管の状態	10.0%	8.6%	9.8%	9.7%	9.3%
		水抜き管の状態	10.3%	8.4%	9.8%	9.4%	8.9%
	高置水槽	高置水槽本体の状態	6.7%	6.4%	6.1%	5.3%	4.8%
		高置水槽上部の状態	1.2%	1.3%	1.4%	1.4%	1.6%
		高置水槽内部の状態	7.6%	7.3%	7.6%	5.7%	5.9%
		マンホールの状態	13.8%	12.8%	12.7%	11.6%	12.0%
		オーバーフロー管の状態	5.5%	5.6%	5.3%	4.9%	5.6%
		通気管の状態	10.6%	12.8%	9.7%	9.5%	10.1%
		水抜き管の状態	2.6%	2.8%	4.8%	2.7%	2.5%
	他	給水管等の状態	1.1%	1.3%	1.2%	1.4%	1.3%
水質検査		臭気	0.15%	0.26%	1.71%	0.08%	0.00%
		味	0.03%	0.05%	0.39%	0.07%	0.01%
		色	0.02%	0.07%	1.75%	0.10%	0.03%
		色度	0.1%	0.2%	0.4%	0.2%	0.5%
		濁度(濁りを含む)	0.1%	0.1%	0.5%	0.1%	0.4%
		残留塩素	3.3%	3.1%	2.7%	2.1%	1.7%
書類の整備保存の状況			43.5%	40.1%	47.5%	50.3%	38.8%

注：上表の検査指摘施設数は、検査期間から上記23項目についての指摘を受けた施設である。
　割合は、検査実施施設に対する割合（複数回答）

表 3-18　小規模貯水槽水道に係る条例・要綱等制定状況

：今年度記載なし（昨年の記載を残している）

：今年度調査で新規に記載されたもの

：記載に変更・相違があった箇所。日付に相違あった場合は新しいものを採用

都道府県	種類	施行日	対象施設
北海道	要領	H1.5.1	全施設
青森県	要領	H26.4.1	5m3超
岩手県	要領	H15.3.31	全施設
宮城県	条例	S50.7.1	5m3超
秋田県	要領	S62.4.1	全施設
山形県	要領	H3.11.20	全施設
	条例		全施設
福島県	条例	S54.10.1	5m3超
	要領	H1.10.1	全施設
茨城県	条例	S56.4.1	5m3超
栃木県	要領	H1.6.5	全施設
群馬県	要領	H23.2.25	受水槽10m3以下
埼玉県			
千葉県	条例	S55.5.1	50人以上
東京都	条例	H15.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するもの等を除く)
神奈川県	条例	H7.7.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するもの等を除く)
新潟県	要綱	H25.4.1	全施設
	要綱	H14.10.18	全施設
富山県	条例	H15.4.1	全施設
石川県	要領	H21.4.1	全施設
	その他	H21.4.1	全施設
福井県	要領	S63.4.1	全施設
山梨県	要領	H18.4.1	全施設
長野県	要綱	S61.8.29	全施設
岐阜県			
静岡県	（要綱）		要綱等あり
愛知県	要領	S62.4.1	全施設
	要領	H3.4.1	全施設
三重県	条例	S41.7.5	50人以上
滋賀県	要領	H17.4.1	全施設
京都府	要領	H7.7.26	全施設
大阪府	要領	H3.6.1	全施設
兵庫県	要領	H24.4.1	全施設
奈良県			
和歌山県	要領	H19.7.20	全施設
	条例		全施設
鳥取県	その他	H15.3.25	全施設
	条例	H17.3.31	全施設
	条例	H10.12.16	全施設
	条例	S45.7.1	全施設
島根県			
岡山県	要領	H15.4.1	全施設
広島県	要領	H24.4.1	全施設
	要領	H15.12.1	有効容量10m3以下
山口県	条例		全施設
	要綱		全施設
	要領	H21.4.1	全施設
徳島県	要領	S63.4.1	全施設
香川県	要領	S63.7.16	全施設
愛媛県	条例		全施設
	その他		全施設
高知県	要領	H9.4.1	全施設
	要領	H3.1.1	全施設
福岡県	要領	S63.4.1	全施設
佐賀県			
長崎県			
熊本県			
大分県	要綱	S60.1.10	全施設
宮崎県	要領	H19.4.1	全施設
鹿児島県	要領	H18.4.1	全施設
沖縄県	要領	H29.4.1	10m3以下

保健所設置市	種類	施行日	対象施設
札幌市	要綱	H7.10.1	全施設
函館市	要綱	H1.5.1	全施設
小樽市	要領	H1.1.20	全施設
旭川市	要領	H18.4.1	全施設
青森市	要領	H19.10.1	5m3超
盛岡市	条例	H15.4.1	全施設
	その他	H15.4.1	全施設
仙台市	要綱	H12.4.1	5m3以下
	条例	S50.7.1	5m3超
秋田市	要領	H10.4.1	10m3以下
郡山市	条例	H9.4.1	5m3超
いわき市	条例	H11.4.1	5m3超
	条例	S44.10.17	全施設
宇都宮市	要領	H1.6.5	全施設
	要綱	H20.5.20	全施設
前橋市	要領	H24.10.29	全施設
高崎市	条例	S36.4.1	全施設
さいたま市	条例	H13.5.1	全施設
	要領	H21.5.1	全施設
川越市	条例	H15.4.1	全施設
	その他	H16.3.31	全施設
越谷市			
千葉市	要領	H12.6.1	全施設
	条例	H4.4.1	50人以上
船橋市	条例	H15.4.1	50人以上
柏市	条例	H20.4.1	50人以上
八王子市	条例	H19.4.1	全施設
	その他	H19.4.1	全施設
	その他	H27.7.16	全施設
町田市	条例	H23.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
横浜市	条例	H3.12.25	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
	要綱	H18.12.22	〃
川崎市	条例	H7.10.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
	要綱	S62.12.8	〃
相模原市	条例	H12.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するもの等を除く)
	要綱	H19.4.1	全施設
横須賀市	条例	H8.3.27	全施設
藤沢市	条例	H18.4.1	全施設
新潟市	要綱	H15.4.1	全施設
富山市	条例	H17.4.1	全施設
金沢市	要領	H16.4.1	全施設
	条例	H15.4.1	全施設
長野市	要綱	H11.4.1	全施設
岐阜市	要綱	H6.3.9	全施設
静岡市	要綱	H15.4.1	全施設
浜松市	要領	H15.4.1	全施設
名古屋市	要綱	S52.1.1	全施設
豊橋市	その他	H14.12.19	10m3未満
	要領	H24.4.1	全施設
豊田市	条例	H15.4.1	全施設
	その他	H16.2.12	全施設
岡崎市	要領	H18.9.4	全施設
四日市市	要領	H16.4.1	10m3未満
大津市	条例	H14.12.20	全施設
	要綱	H21.4.1	全施設
京都市	要領	H2.10.29	全施設
大阪市	要綱	S60.4.1	全施設
堺市	要綱	H6.4.1	全施設
豊中市	要領	H24.4.1	全施設

保健所設置市	種類	施行日	対象施設
東大阪市	要領	H3.6.1	全施設
	条例	S42.2.1	全施設
高槻市	要領	H15.4.1	全施設
枚方市	要綱	H24.10.1	全施設
神戸市	要綱	H19.4.1	全施設
	要綱	H11.4.1	0㎥＜V≦10㎥
尼崎市	要綱	S60.10.15	全施設
西宮市	要綱	H14.11.22	全施設
姫路市	要綱	H15.4.1	全施設
奈良市	条例	H15.4.1	全施設
和歌山市			
岡山市	要領	H15.4.1	全施設
倉敷市	要領	H13.11.29	全施設
広島市	要領	H3.9.1	10m3以下
呉市	要綱	S62.4.1	全施設
福山市	要領	H10.4.1	全施設
下関市	条例	H17.2.13	全施設
高松市	要綱	H11.12.1	全施設
	条例	H24.12.24	V≦10
松山市	要領	S62.7.1	全施設
高知市	要綱	H16.7.1	全施設
	要綱	H10.4.1	全施設
福岡市	要領	S64.1.1	全施設
久留米市	要綱	H24.6.1	全施設
	要綱	H15.4.1	全施設
	条例	S44.4.1	全施設
北九州市	要領	H15.4.1	全施設
大牟田市	要領	H11.4.1	全施設
	条例	S35.4.1	全施設
長崎市	要綱	H15.4.1	全施設
佐世保市	要領	－	
熊本市	要綱	H5.7.1	10m3以下
大分市	要綱	H15.4.1	全施設
宮崎市	要領	H17.4.1	全施設
	要領	H15.4.1	10m3以下
鹿児島市	条例		全施設
那覇市	条例	H9.12.26	全施設
	条例	H10.3.31	V≦10㎥

特別区	種類	施行日	対象施設
千代田区	要綱	S59.6.1	全施設
中央区	要綱	S59.7.1	全施設
港区	要綱	H9.4.1	全施設
新宿区	要綱	S59.4.1	全施設
文京区	要綱	S59.3.31	全施設
台東区	要綱	H16.7.1	全施設
	要領	H16.7.1	－
墨田区	要綱	S60.4.1	全施設
江東区	要綱	S60.5.24	全施設
品川区	要綱	H21.4.1	全施設
	要領	H1.4.1	全施設
目黒区	要綱	S59.5.1	全施設
	要綱	H8.7.1	延べ面積500m2以上
	要領	S59.5.1	全施設
大田区	要綱	S52.4.1	全施設
世田谷区	要綱	H10.2.1	全施設
渋谷区	要綱	H18.6.15	全施設
	要領	H22.2.4	全施設
中野区	要綱	S61.11.1	全施設
杉並区	要綱	S59.6.1	全施設
	要領	S59.6.8	全施設
豊島区	要綱	S59.4.1	全施設
北区	要綱	S59.7.1	全施設
荒川区	要綱	S60.5.1	全施設
	要領	S60.5.1	全施設
板橋区	要綱	S55.9.30	全施設
練馬区	要綱	S59.6.1	全施設
	その他	H10.11.4	全施設
足立区	要綱	S59.5.1	全施設
	要領	H10.11.4	全施設
葛飾区	要綱	S59.9.1	10m3以下
江戸川区	要綱	S52.5.23	全施設

表 3-19　貯水槽水道衛生管理状況一覧表（平成 28 年度全国計）

		施設数	検査実施施設数	受検率	検査指摘施設数	検査指摘率	未改善施設数	是正未確認施設数
簡易専用水道	全体計	207,260	162,543	78.4%	37,943	23.3%	1,019	13,147
	登録検査機関の検査	207,260	154,446	74.6%	37,405	24.2%	958	13,048
	地方公共団体の検査		8,097	3.9%	538	6.6%	61	99
小規模貯水槽水道	全体計	840,170	26,304	3.1%	6,673	25.4%	192	2,035

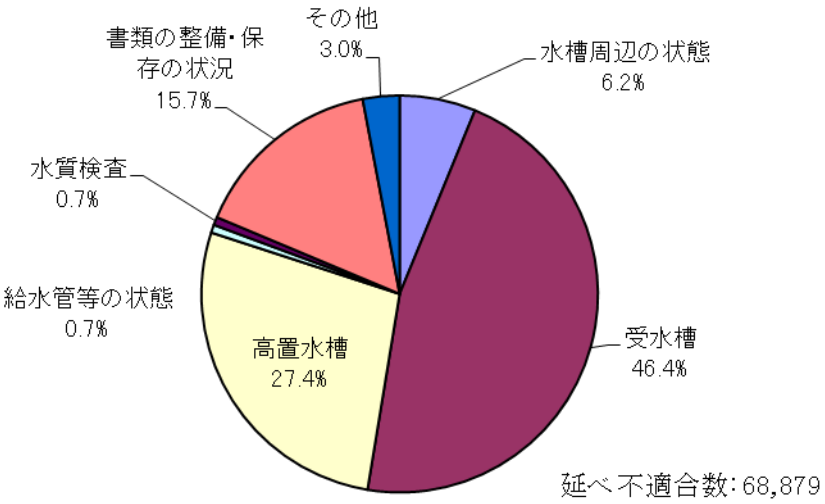

図 3-11　簡易専用水道の不適合項目区分別割合（平成 28 年度）

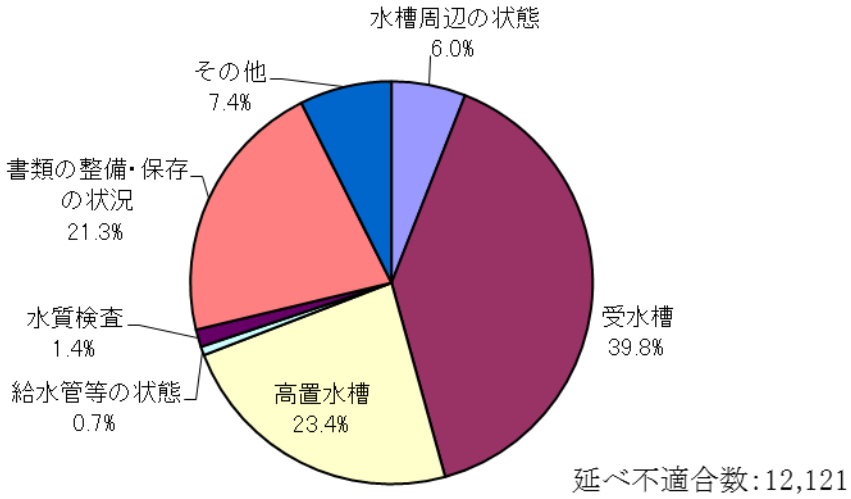

図 3-12　小規模貯水槽水道の不適合項目区分別割合（平成 28 年度）

3-4. 水道水質検査の実施状況等に関する調査

水道水質検査の実施状況等に関する調査結果を表 3-20～表 3-28、図 3-13～図 3-20 に示す。

表 3-20　一般項目に係る水質検査状況（平成 28 年度）

		平成24	平成25	平成26	平成27	平成28
検査井戸数		34,997	38,979	34,552	32,253	32,055
基準超過井戸数(超過率)		7,437 (21.3%)	8,762 (22.5%)	7,143 (20.7%)	6,788 (21.0%)	6,257 (19.5%)
	一般細菌	4,529 (12.9%)	5,344 (13.7%)	3,960 (11.5%)	4,017 (12.5%)	3,964 (12.4%)
	大腸菌(群)	1,878 (5.4%)	1,775 (4.6%)	1,670 (4.8%)	1,608 (5.0%)	1,658 (5.2%)
	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1,300 (3.7%)	1,203 (3.1%)	941 (2.7%)	933 (2.9%)	770 (2.4%)
	その他項目	3,779 (10.8%)	3,933 (10.1%)	4,535 (13.1%)	4,366 (13.5%)	4,226 (13.2%)

表 3-21　一般項目の水質基準超過井戸の対応状況（平成 28 年度）

年 度	対　応　状　況									
	専　用　井　戸					併　用　井　戸				
	水道加入	煮沸	消毒	その他	計	飲用中止	煮沸	消毒	その他	計
平成23	84	649	57	183	973	855	285	35	120	1,295
平成24	89	448	50	428	1,015	688	132	13	52	885
平成25	37	551	109	301	998	692	281	36	34	1,043
平成26	49	700	99	253	1,101	392	88	22	69	571
平成27	11	170	68	300	549	336	83	11	68	498
平成28	12	180	32	330	554	283	79	14	50	426

表 3-22　トリクロロエチレン等の水質基準超過状況

	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28
検査井戸数	4,878	6,347	4,914	4,457	4,534
基準超過井戸数(超過率)	163 (3.3%)	121 (1.9%)	104 (2.1%)	93 (2.1%)	117 (2.6%)
四塩化炭素	4 (0.1%)	27 (0.4%)	27 (0.5%)	27 (0.6%)	3 (0.1%)
1,4-ｼﾞｵｷｻﾝ	0 (0.0%)	6 (0.1%)	3 (0.1%)	3 (0.1%)	4 (0.1%)
1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
ｼｽ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	14 (0.3%)	13 (0.2%)	7 (0.1%)	6 (0.1%)	8 (0.2%)
ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	1 (0.0%)	5 (0.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	93 (1.9%)	76 (1.2%)	47 (1.0%)	53 (1.2%)	43 (0.9%)
ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	86 (1.8%)	52 (0.8%)	47 (1.0%)	31 (0.7%)	33 (0.7%)
ベンゼン	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (0.1%)
1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
その他有機溶剤等	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)

(注)1. 各年度の井戸数は、当該年度において調査された数であり、同一の井戸についての結果が複数年度の数にカウントされている場合もある。
2. 超過率は当該項目について検査を行った井戸数に対する割合。なお、検査を行った項目は井戸によって異なる。
3. 同一年度内に複数回の検査が行われた井戸の場合、一度でも水質基準を超過すれば、超過井戸としてカウントしている。
4. 対応状況はそれぞれの年度末現在の状況である。
5. 専用井戸とは汚染の判明した時点において、当該井戸が飲料水を得る唯一の手段であったものをいい、併用井戸とはその時点において水道をひいている等他に飲料水を得る手段を有しているものをいう。

表 3-23　トリクロロエチレン等の水質基準超過井戸の対応状況（平成 28 年度）

年度	対応状況							
	専用井戸				併用井戸			
	水道加入	煮沸	その他	計	飲用中止	煮沸	その他	計
平成24	2	44	32	78	34	5	7	46
平成25	5	6	29	40	28	1	2	31
平成26	3	2	38	43	23	2	2	27
平成27	4	1	35	40	24	1	0	25
平成28	2	1	27	30	26	2	0	28

表 3-24　その他項目の水質基準超過状況（平成 28 年度）

	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28
検査井戸数	17,962	20,966	18,491	16,473	18,016
基準超過井戸数(超過率)	1,498 (8.3%)	1,469 (7.0%)	1,313 (7.1%)	1,218 (7.4%)	1,436 (8.0%)
ヒ素	183 (1.0%)	172 (0.8%)	236 (1.3%)	182 (1.1%)	202 (1.1%)
フッ素	295 (1.6%)	268 (1.3%)	389 (2.1%)	365 (2.2%)	290 (1.6%)
水銀	7 (0.0%)	17 (0.1%)	7 (0.0%)	6 (0.0%)	12 (0.1%)
六価クロム	2 (0.0%)	2 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
その他水質基準項目	1,351 (7.5%)	1,319 (6.3%)	1,121 (6.1%)	1,013 (6.1%)	1,136 (6.3%)

表 3-25　その他項目の水質基準超過井戸の対応状況（平成 28 年度）

年 度	対　応　状　況					
	専　用　井　戸			併　用　井　戸		
	水道加入	その他	計	飲用中止	その他	計
平成24	11	253	264	92	6	98
平成25	7	239	246	135	8	143
平成26	2	247	249	45	14	59
平成27	1	122	123	27	23	50
平成28	2	140	142	79	11	90

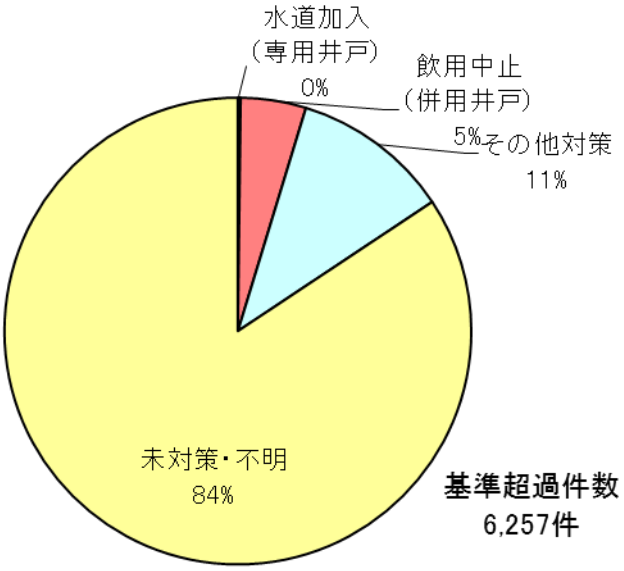

一般項目基準超過井戸対策状況

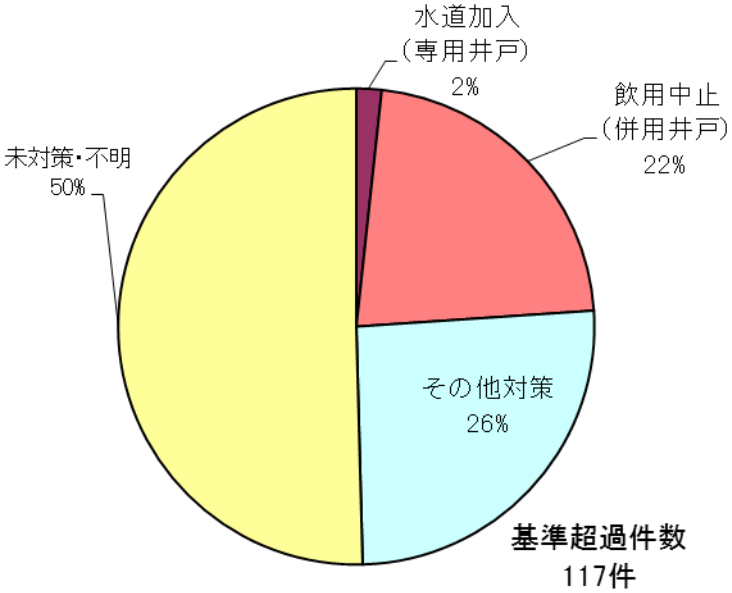

トリクロロエチレン等基準超過井戸対策状況

図 3-13　基準超過井戸対策状況(1)

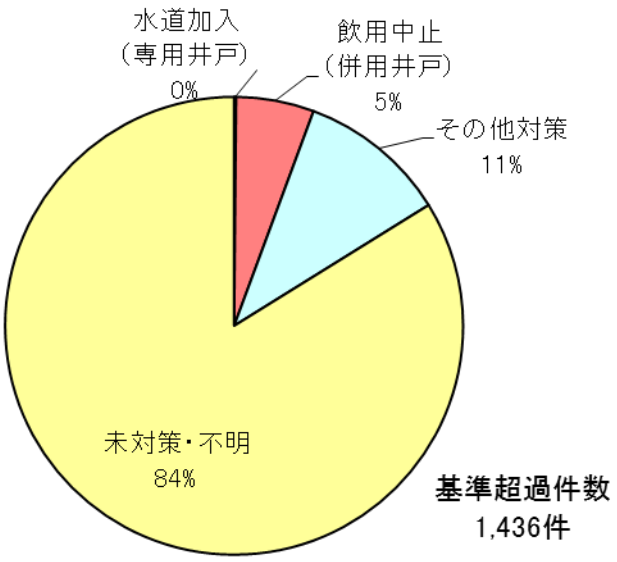

その他基準超過井戸対策状況

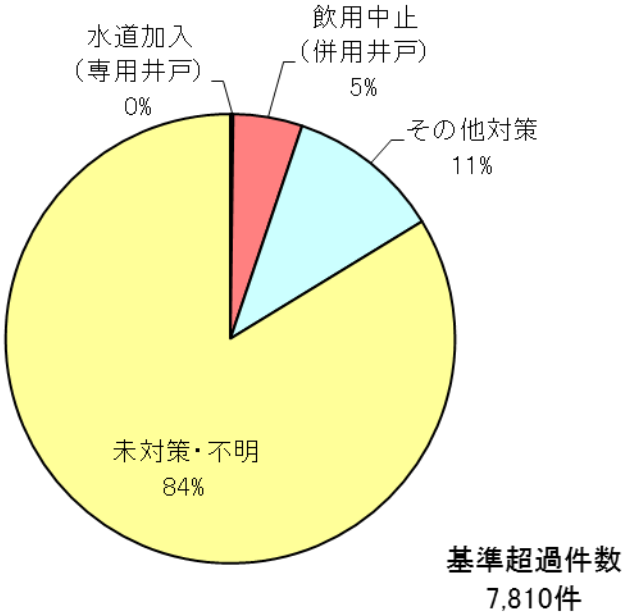

水質基準超過井戸対策状況

図 3-14　基準超過井戸対策状況(1)

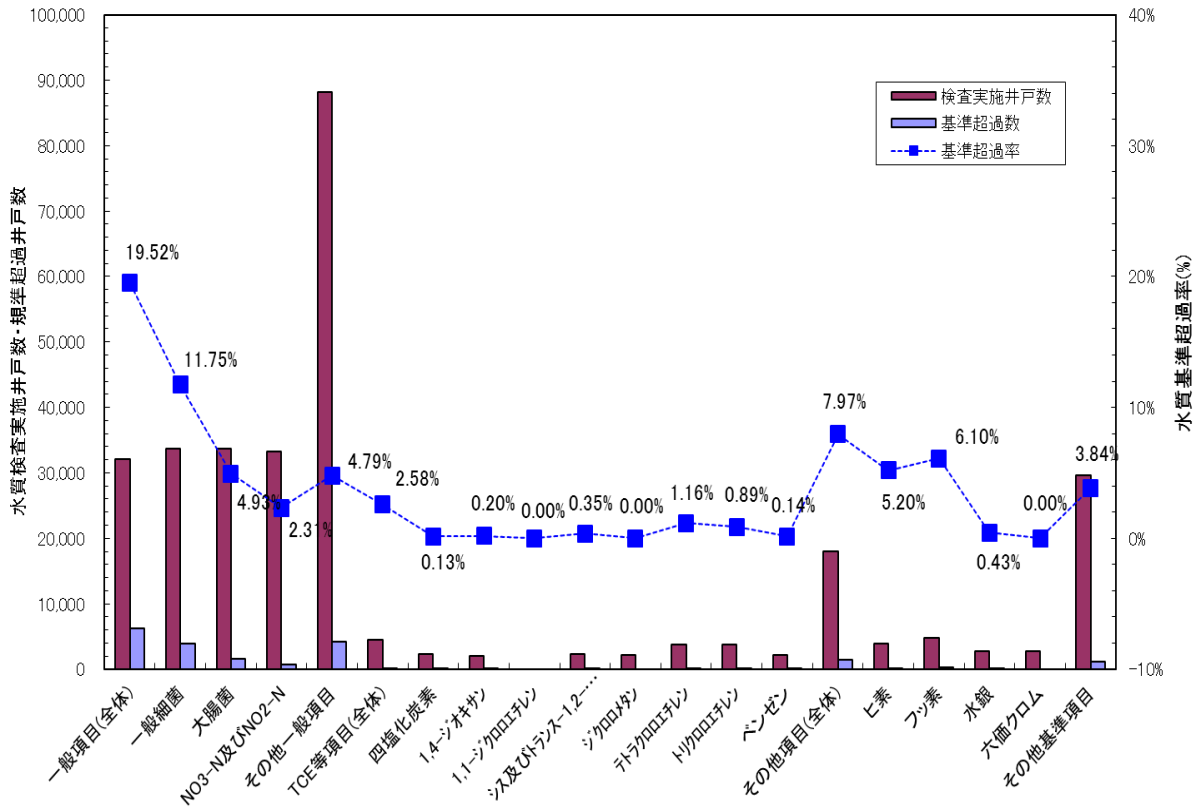

図 3-15　飲用井戸等における項目別水質検査状況（平成 28 年度）

表 3-26　規制種別による飲用井戸等の水質検査実施状況（平成 28 年度）

規制種別	区分	設置数	検査井戸数		
			一般項目	TCE等項目	その他項目
条例対象施設	公営	(879)	455	225	296
	その他	(4,760)	3,012	1,229	2,351
	小計	(5,639)	3,467	1,454	2,647
要綱・要領等対象施設	一般飲用井戸	183,257 (41,948)	6,952	669	2,086
	業務用飲用井戸	19,698 (5,675)	2,681	252	1,448
	その他の井戸	84,574 (34,357)	3,262	189	887
	小計	287,529 (81,980)	12,895	1,110	4,421
規制対象外施設	一般飲用井戸	86,443 (39,896)	11,780	1,458	8,635
	業務用飲用井戸	2,801 (1,400)	3,164	232	1,537
	その他の井戸	55,670 (6,236)	2,115	229	1,439
	小計	144,914 (47,532)	17,059	1,919	11,611
合計		438,082 (135,151)	33,421	4,483	18,679

注）一般飲用井戸とは、個人住宅、寄宿舎、社宅、共同住宅等に居住する者に対して飲用水を供給する井戸等の給水施設。
業務用飲用井戸とは、官公庁、学校、病院、店舗、工場その他の事業所等に対して飲用水を供給する井戸等の給水施設。
その他の井戸とは、一般用・業務用の区別ができない給水施設。
設置数のうち括弧内は、台帳等により実数が把握できている井戸数を示す。

表 3-27　都道府県等が実施した設置者への啓発・指導等の実施状況（平成 28 年度）

各種対象	条例対象		要綱・要領等対象			対象外・未制定		
規制状況別都道府県等数	50		73			103		
啓発・指導等の内容	公営	その他	一般飲用井戸	業務用井戸	その他の井戸	一般飲用井戸	業務用井戸	その他の井戸
検査項目・結果への助言	25	35	43	34	26	24	12	14
	(50.0%)	(70.0%)	(86.0%)	(68.0%)	(52.0%)	(48.0%)	(24.0%)	(28.0%)
周辺汚染情報の提供	16	21	23	20	14	10	7	5
	(32.0%)	(42.0%)	(46.0%)	(40.0%)	(28.0%)	(20.0%)	(14.0%)	(10.0%)
条例等による水質検査の指導	24	36	35	29	14	3	3	3
	(48.0%)	(72.0%)	(70.0%)	(58.0%)	(28.0%)	(6.0%)	(6.0%)	(6.0%)
設置届出指導	20	29	12	11	7	1	1	1
	(40.0%)	(58.0%)	(24.0%)	(22.0%)	(14.0%)	(2.0%)	(2.0%)	(2.0%)
PRパンフレット	9	13	21	16	12	11	1	5
	(18.0%)	(26.0%)	(42.0%)	(32.0%)	(24.0%)	(22.0%)	(2.0%)	(10.0%)
研修会、講習会	2	4	4	2	4	1	0	0
	(4.0%)	(8.0%)	(8.0%)	(4.0%)	(8.0%)	(2.0%)	(0.0%)	(0.0%)

啓発・指導等を実施した都道府県等数　（啓発・指導等を実施した割合）

表 3-28　飲用井戸等に係る要綱等制定状況（都道府県、特別区、保健所設置市）

都道府県	種類	施行日	対象施設
北海道	要領	H1.5.1	全施設
青森県	条例	S47.12.23	一般需要で100人以下又は、一般需要以外で30人以上100人以下
	要領	S62.8.21	全施設
岩手県	条例	S33.7.10	100人超過
	要領	H15.3.31	
宮城県	条例	S50.7.1	100人以下30人以上
秋田県	条例	S35.7.1	100人以下30人以上
	要領	S62.4.1	全施設
山形県	条例	S44.4.1	50人以上
	要領	H3.11.20	50人以下
福島県	条例	S54.10.1	50人超
	要領	H1.10.1	
茨城県	条例	S56.4.1	50人以上及び賃貸住宅
栃木県	条例	S38.10.8	50人以上の施設、学校
	要領	H1.6.15	50人未満
群馬県	条例	H23.4.1	30人以上
埼玉県	条例	S32.3.30	50人以上又は10世帯以上
千葉県	条例	S37.6.1	50人以上
東京都	条例	H15.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するもの等を除く)
	要綱	S62.10.1	全施設
神奈川県	条例	H7.7.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するもの等を除く)
	要綱	H19.10.23	全施設
新潟県	条例	S33.3.31	30人以上
富山県	要領	H14.4.22	全施設
石川県	要領	S63.4.1	
福井県	要領	S63.4.1	全施設
山梨県	条例	H16.11.1	全施設
	要領	H14.12.4	全施設
長野県	要領	H4.12.21	全施設(旅館等を除く)
岐阜県	要綱	H13.4.1	全施設
愛知県	要領	S55.4.16	全施設
三重県	条例	S41.7.5	50人以上
滋賀県	要領	H17.4.1	全施設
京都府	条例	S24.3.22	業務用井戸及び10世帯以上
	その他	H25.7.1	全施設
大阪府	条例	S33.10.13	50人以上または1日最大給水量7.5m3以上のもの
	要領	S60.7.1	50人未満かつ1日最大給水量7.5m3未満のもの
兵庫県	条例	S39.4.1	50人以上等
	要領	H25.4.1	
奈良県			
和歌山県			
鳥取県	要領	H3.7.24	
島根県			
岡山県	要領	H1.4.1	
広島県	要領	H5.12.1	全施設
山口県	要領	H21.4.1	全施設
徳島県	要領	S63.4.1	全施設
香川県	要領	S63.7.19	全施設
愛媛県	要領	S62.7.1	50人以上
高知県			
福岡県			
佐賀県	条例	S35.11.1	50人以上
長崎県			
熊本県	要領	H26.9.1	飲用井戸等
大分県	要領	H16.3.25	全施設
宮崎県	要領	S62.4.1	全施設
鹿児島県	条例	H17.4.1	全施設
	要領	H27.4.1	全施設
沖縄県			

特別区	種類	施行日	対象施設
新宿区	要綱	S62.11.18	全施設
目黒区	要綱	S63.4.1	全施設
北区	要綱	S63.6.1	全施設
足立区	要綱	H17.4.1	全施設

保健所設置市	種類	施行日	対象施設
札幌市	要綱	H7.10.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するもの等を除く)
函館市	要領	H1.5.1	全施設
小樽市	要領	H1.1.20	全施設
旭川市	要領	H18.4.1	全施設
青森市	要領	H19.10.1	全施設
盛岡市	要領	H25.4.1	
仙台市	条例	S50.7.1	30人以上
	要綱	H12.4.1	30人未満
秋田市	条例	S35.3.30	30人以上
	要領	H10.4.1	30人未満
郡山市	条例	H9.4.1	50人超
いわき市	条例	H11.4.1	50人超
	要領	H12.4.1	50人以下
宇都宮市	要領	H14.12.1	50人未満
前橋市	条例	H21.4.1	30人以上
高崎市	条例	H23.4.1	30人以上
さいたま市	条例	S32.4.1	50人以上又は10世帯以上
川越市	条例	S32.4.1	50人以上又は10世帯以上
越谷市			
千葉市	条例	H4.4.1	50人以上
船橋市	条例	H15.4.1	50人以上
柏市	条例	H20.4.1	50人以上
八王子市	条例	H19.4.1	全施設
	要綱	H19.4.1	全施設
町田市	条例	H23.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するもの等を除く)
	要綱	H23.4.1	全施設
横浜市	条例	H3.12.25	全施設(専ら一戸の住宅に供給するもの等を除く)
川崎市	条例	H7.3.20	
	要綱	S62.12.8	専ら一戸の住宅
相模原市	条例	H12.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するもの等を除く)
	要綱	H27.4.1	全施設
横須賀市	条例	H8.10.1	全施設
	要領	H23.4.1	全施設
藤沢市	条例	H18.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
新潟市	条例	H12.4.1	水道水以外の水を利用する食品営業施設
富山市			
金沢市	要領	H16.4.1	全施設
長野市	要綱	H16.4.1	全施設
岐阜市	要綱	H6.4.1	全施設
静岡市	要綱	H15.4.1	全施設
浜松市	要領	H15.4.1	
名古屋市	要綱	S52.1.1	受水タンクを有する建築物
豊橋市	要領	H24.4.1	全施設
岡崎市	要領	H18.9.4	全施設
豊田市	その他	H16.2.12	全施設
四日市市			
大津市	要綱	H21.4.1	全施設
京都市	要領	H2.10.29	全施設
大阪市			
堺市	条例	S33.10.13	50人以上
豊中市	条例	S33.10.13	50人以上
	要領	H24.4.1	全施設
高槻市	条例	S33.10.13	50人以上
	要領	H15.4.1	全施設
枚方市	条例	S33.10.13	50人以上
	要領	H26.4.1	全施設
東大阪市	条例	S33.10.13	50人以上
	要領	S63.4.1	全施設
神戸市	条例	S39.4.1	50人以上
姫路市	条例	S39.4.1	50人以上
	その他	H17.4.1	全施設
尼崎市	条例	S39.4.1	50人以上
	要綱	H20.2.1	全施設
西宮市	条例	S39.4.1	50人以上
	要領	H25.4.1	50人未満
奈良市			
和歌山市			
岡山市	要領	H6.4.1	全施設
倉敷市			
広島市	要領	S62.4.1	50人以上又は10世帯以上
呉市			
福山市			
下関市			
高松市	要綱	H11.4.1	全施設
松山市	条例	S38.7.10	50人以上
	要領	S62.7.1	全施設
高知市	要綱	H10.4.1	全施設
北九州市			
福岡市	要領	S64.1.1	全施設
大牟田市	要領	H11.4.1	全施設
久留米市			
長崎市	要綱	H15.4.1	
佐世保市			
熊本市	要綱	H5.7.1	全施設
大分市	条例	S33.11.1	50人以上
	要領	H16.4.1	全施設
	要領	H25.4.1	全施設
宮崎市	要領	H17.4.1	
鹿児島市			
那覇市			

表 3-29　飲用井戸等に係る要綱等制定状況（保健所設置市以外の市）

都道府県	市	種類	施行日	対象施設
北海道	室蘭市	要領	H25.4.1	全施設
北海道	釧路市	要領	H25.4.1	全施設
北海道	帯広市	要綱	H25.10.1	全施設
北海道	北見市	要領	H25.4.1	-
北海道	夕張市	要領	H25.4.1	全施設
北海道	網走市	要領	H27.4.1	全施設
北海道	芦別市	要領	H25.4.1	全施設
北海道	紋別市	要領	H26.6.2	全施設
北海道	根室市	要領	H25.4.1	全施設
北海道	千歳市	要領	H27.4.1	全施設
北海道	深川市	要領	H25.4.1	V≦10
北海道	富良野市	要領	H25.4.1	全施設
北海道	恵庭市	要領	H26.1.28	全施設
北海道	伊達市	要領	H25.4.1	全施設
北海道	北広島市	要領	H25.4.1	全施設
北海道	石狩市	要領	H25.3.18	V≦10
青森県	八戸市	要領	H25.4.1	全施設
青森県	五所川原市	条例	S47.12.23	100人以下
		要領	H25.4.1	全施設
青森県	十和田市	条例	S47.12.23	全施設
		要領	H25.4.1	全施設
青森県	三沢市	要領	H26.4.4	全施設
青森県	むつ市	要綱	H25.4.1	全施設
青森県	つがる市	条例	S47.12.23	100人以下
青森県	弘前市	要領	H25.4.1	全施設
青森県	黒石市	要領	H25.4.1	全施設
青森県	平川市	要領	H25.4.1	全施設
岩手県	宮古市	要領	H25.4.1	全施設
岩手県	大船渡市	要領	H25.4.1	全施設
岩手県	北上市	要領	H28.4.1	全施設
岩手県	久慈市	要綱	H25.4.1	全施設
岩手県	一関市	要領	H25.4.1	-
岩手県	陸前高田市	要領	H25.4.1	全施設
岩手県	釜石市	要領	H25.4.1	簡専以外
岩手県	八幡平市	要領	H25.4.1	-
岩手県	奥州市	要綱	H25.4.1	全施設
岩手県	滝沢市	要領	H26.1.1	全施設
岩手県	花巻市	要領	H27.2.13	全施設
宮城県	石巻市	条例	S50.7.1	30人以上
宮城県	塩竈市	条例	S50.7.1	30人以上
宮城県	気仙沼市	条例	S50.7.1	30人以上
宮城県	白石市	条例	S50.7.1	30人以上
宮城県	名取市	条例	S50.7.1	30人以上
宮城県	角田市	条例	S50.7.1	30人以上
宮城県	多賀城市	条例	S50.7.1	30人以上
宮城県	岩沼市	条例	S50.7.1	30人以上
宮城県	登米市	条例	S50.7.1	30人以上
宮城県	栗原市	条例	S50.7.1	30人以上
宮城県	東松島市	条例	S50.7.1	30人以上
宮城県	大崎市	条例	S50.7.1	30人以上
宮城県	富谷市	条例	S50.7.1	30人以上
秋田県	能代市	要綱	H25.4.1	全施設
秋田県	大館市	要領	H27.4.1	全施設
秋田県	大仙市	条例	S35.3.31	30人以上
山形県	山形市	条例	S44.3.5	50人以上
		要領	H3.11.20	全施設
山形県	米沢市	要領	H3.11.20	-
山形県	鶴岡市	条例	S44.4.1	50人以上
山形県	酒田市	条例	S44.4.1	50人以上
山形県	寒河江市	条例	S44.3.5	50人以上
		要領	H3.11.20	全施設
山形県	上山市	条例	S44.3.5	50人以上
		要領	H3.11.20	全施設
山形県	村山市	条例	S44.3.5	50人以上
		要領	H3.11.20	全施設
山形県	長井市	要領	H3.11.20	-
山形県	天童市	条例	S44.3.5	50人以上
		要領	H3.11.20	全施設
山形県	東根市	条例	S44.3.5	50人以上

都道府県	市	種類	施行日	対象施設
山形県	東根市	要領	H3.11.20	全施設
山形県	尾花沢市	条例	S44.3.5	50人以上
		要領	H3.11.20	全施設
山形県	南陽市	要領	H3.11.20	-
福島県	伊達市	条例	H25.4.1	-
福島県	福島市	条例	H25.4.1	50人以上
		要領	H25.4.1	全施設
福島県	会津若松市	条例	H25.4.1	51人以上
		要領	H25.4.1	全施設
福島県	白河市	条例	H25.4.1	51人以上
福島県	須賀川市	条例	H25.4.1	51人以上
		要綱	H25.4.1	全施設
福島県	喜多方市	条例	H25.4.1	51人以上
		要領	H26.11.1	全施設
福島県	相馬市	条例	H24.12.21	50人以上
福島県	二本松市	条例	H25.4.1	50人以下
		要領	H25.4.1	全施設
福島県	田村市	条例	H25.4.1	51人以上
		要領	H25.4.1	全施設
福島県	南相馬市	条例	H24.12.20	51人以上
		要領	H25.4.1	50人以下
福島県	本宮市	条例	H25.4.1	50人以下
		要領	H25.4.1	全施設
茨城県	水戸市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	日立市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	土浦市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	古河市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	石岡市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	結城市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	龍ケ崎市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	下妻市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	常総市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	常陸太田市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	高萩市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	北茨城市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	笠間市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	取手市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	牛久市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	つくば市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	ひたちなか市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	鹿嶋市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	潮来市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	守谷市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	常陸大宮市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	那珂市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	筑西市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	坂東市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	稲敷市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	かすみがうら市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	桜川市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	神栖市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	行方市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	鉾田市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	つくばみらい市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	小美玉市	条例	H26.4.1	50人以上
群馬県	伊勢崎市	条例	H25.4.1	30人以上
群馬県	太田市	要綱	H25.4.1	30人以上
群馬県	沼田市	条例	H25.4.1	全施設
群馬県	館林市	条例	-	-
		その他	H25.4.1	30人以上
群馬県	渋川市	要綱	H25.4.1	50人以上
群馬県	藤岡市	条例	H25.4.1	30人以上
群馬県	みどり市	要綱	H25.3.28	30人以上
埼玉県	熊谷市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	川口市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	所沢市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	飯能市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	加須市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	本庄市	条例	S32.4.1	50人以上

都道府県	市	種類	施行日	対象施設
埼玉県	深谷市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	上尾市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	蕨市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	戸田市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	朝霞市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	和光市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	新座市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	久喜市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	北本市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	八潮市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	三郷市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	幸手市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	日高市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	吉川市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	白岡市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	ふじみ野市	条例	S32.4.1	50人以上
千葉県	銚子市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	市川市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	館山市	条例	H24.12.19	100人以下
千葉県	木更津市他	条例	H25.4.1	100人以下
千葉県	松戸市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	野田市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	茂原市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	成田市	条例	H25.4.1	100人以下
千葉県	佐倉市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	東金市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	旭市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	習志野市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	勝浦市	条例	H24.12.14	50人以上
千葉県	市原市	条例	H25.4.1	全施設
千葉県	流山市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	八千代市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	我孫子市	条例	H24.12.28	50人以上
千葉県	鴨川市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	鎌ケ谷市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	浦安市	条例	H25.4.1	100人以下
千葉県	四街道市	条例	H25.4.1	100人以下
千葉県	八街市	条例	H25.3.26	-
千葉県	印西市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	白井市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	富里市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	南房総市	条例	H25.4.1	全施設
千葉県	匝瑳市	条例	H25.4.1	100人以下
千葉県	香取市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	山武市	条例	H25.4.1	-
千葉県	いすみ市	条例	H25.4.1	全施設
千葉県	大網白里市	条例	H25.4.1	-
東京都	立川市	条例	H15.4.1	全施設
		要綱	S62.10.1	全施設
東京都	武蔵野市	条例	H15.4.1	全施設
		要綱	S62.10.1	全施設
東京都	三鷹市	条例	H15.4.1	全施設
		要綱	S62.10.1	全施設
東京都	青梅市	条例	H15.4.1	全施設
		要綱	S62.10.1	全施設
東京都	府中市	条例	H15.4.1	全施設
		要綱	S62.10.1	全施設
東京都	昭島市	条例	H15.4.1	全施設
		要綱	S62.10.1	全施設
東京都	調布市	条例	H15.4.1	全施設
		要綱	S62.10.1	全施設
東京都	小金井市	条例	H15.4.1	全施設
		要綱	S62.10.1	全施設
東京都	小平市	条例	H15.4.1	全施設
		要綱	S62.10.1	全施設
東京都	日野市	条例	H15.4.1	全施設
		要綱	S62.10.1	全施設
東京都	東村山市	条例	H15.4.1	全施設
		要綱	S62.10.1	全施設
東京都	国分寺市	条例	H15.4.1	全施設

都道府県	市	種類	施行日	対象施設
東京都	国分寺市	要綱	S62.10.1	全施設
東京都	国立市	条例	H15.4.1	全施設
		要綱	S62.10.1	全施設
東京都	福生市	条例	H15.4.1	全施設
		要綱	S62.10.1	全施設
東京都	狛江市	条例	H15.4.1	全施設
		要綱	S62.10.1	全施設
東京都	東大和市	条例	H15.4.1	全施設
		要綱	S62.10.1	全施設
東京都	清瀬市	条例	H15.4.1	全施設
		要綱	S62.10.1	全施設
東京都	東久留米市	条例	H15.4.1	全施設
		要綱	S62.10.1	全施設
東京都	武蔵村山市	条例	H15.4.1	全施設
		要綱	S62.10.1	全施設
東京都	多摩市	条例	H15.4.1	全施設
		要綱	S62.10.1	全施設
東京都	稲城市	条例	H15.4.1	全施設
		要綱	S62.10.1	全施設
東京都	羽村市	条例	H15.4.1	全施設
		要綱	S62.10.1	全施設
東京都	あきる野市	条例	H15.4.1	全施設
		要綱	S62.10.1	全施設
東京都	西東京市	条例	H15.4.1	全施設
		要綱	S62.10.1	全施設
神奈川県	平塚市	条例	H25.4.1	全施設
		要綱	H25.4.1	全施設
神奈川県	鎌倉市	条例	H25.4.1	全施設
		その他	H25.4.1	全施設
神奈川県	小田原市	条例	H25.4.1	全施設
神奈川県	茅ヶ崎市	条例	H25.4.1	全施設
		要綱	H26.4.1	全施設
神奈川県	逗子市	条例	H25.4.1	全施設
		要綱	H25.4.1	全施設
神奈川県	三浦市	条例	H25.4.1	全施設
		要綱	H25.4.1	全施設
神奈川県	秦野市	条例	H25.4.1	全施設
神奈川県	厚木市	条例	H25.4.1	100人以下
神奈川県	大和市	条例	H25.4.1	全施設
		要綱	H25.4.1	全施設
神奈川県	伊勢原市	条例	H25.4.1	全施設
神奈川県	海老名市	条例	H25.4.1	全施設
神奈川県	座間市	条例	H25.4.1	全施設
神奈川県	南足柄市	条例	H25.4.1	100人以下
神奈川県	綾瀬市	条例	H25.4.1	全施設
新潟県	南魚沼市	条例	H17.9.6	全施設
新潟県	胎内市	要領	H25.4.1	全施設
新潟県	新発田市	条例	-	-
新潟県	佐渡市	要綱	H.21.4.1	全施設
石川県	七尾市	要領	H25.4.1	-
石川県	小松市	要領	S63.4.1	-
石川県	加賀市	要領	H27.4.1	全施設
石川県	羽咋市	要領	H25.4.1	全施設
石川県	白山市	要領	S63.4.1	全施設
石川県	能美市	要領	S63.4.1	-
石川県	野々市市	要領	H25.4.1	全施設
福井県	福井市	要領	H6.4.1	全施設
福井県	敦賀市	要領	H25.4.1	全施設
福井県	小浜市	条例	S26.12.25	全施設
福井県	大野市	要領	H25.4.1	全施設
山梨県	甲府市	要領	H25.4.1	全施設
山梨県	富士吉田市	要領	H25.4.1	全施設
山梨県	都留市	要領	H25.4.1	100人以下
山梨県	大月市	要領	H25.4.1	-
山梨県	韮崎市	その他	H25.4.1	全施設
山梨県	南アルプス市	要領	H25.4.1	全施設
山梨県	北杜市	条例	H16.11.1	全施設
山梨県	甲斐市	要領	H25.4.1	全施設
山梨県	上野原市	要領	H25.4.1	全施設
長野県	松本市	要領	H25.4.1	全施設

都道府県	市	種類	施行日	対象施設
長野県	上田市	要綱	H25.4.1	全施設
長野県	岡谷市	要領	H25.4.1	-
長野県	諏訪市	要綱	H25.4.1	全施設
長野県	小諸市	要領	H25.3.21	全施設
長野県	伊那市	要綱	H25.3.29	全施設
長野県	大町市	要領	H25.4.1	全施設
長野県	茅野市	要領	H25.4.1	全施設
長野県	塩尻市	要綱	H25.4.1	全施設
長野県	佐久市	要綱	H25.4.1	全施設
長野県	千曲市	要綱	H25.4.1	全施設
長野県	安曇野市	要領	H25.4.1	全施設
長野県	中野市	条例	H17.4.1	-
岐阜県	各務原市	要綱	H25.4.1	V≦10
岐阜県	美濃加茂市	要綱	H25.4.1	-
静岡県	富士市	要領	H26.6.19	全施設
静岡県	湖西市	その他	S54.7.20	全施設
愛知県	一宮市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	半田市	要綱	H25.4.1	-
愛知県	春日井市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	豊川市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	碧南市	その他	H25.4.1	全施設
愛知県	刈谷市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	安城市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	西尾市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	蒲郡市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	江南市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	小牧市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	稲沢市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	新城市	要領	H25.4.1	-
愛知県	東海市	要領	H27.4.1	全施設
愛知県	大府市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	知多市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	知立市	要綱	H25.4.1	全施設
愛知県	尾張旭市	その他	H25.4.1	-
愛知県	高浜市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	岩倉市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	豊明市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	田原市	要領	H25.4.1	100人以下
愛知県	弥富市	要綱	H25.4.1	井戸等自己水施設
愛知県	あま市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	日進市	要領	H25.4.1	全施設
滋賀県	長浜市	要綱	H25.4.1	-
京都府	城陽市	要領	H25.4.1	全施設
京都府	八幡市	その他	H25.7.1	全施設
大阪府	岸和田市	条例	S33.10.13	50人以上
		要綱	H25.4.1	-
大阪府	池田市	条例	S33.10.13	50人以上
		要領	H25.4.1	全施設
大阪府	吹田市	条例	S33.10.13	50人以上
		要領	H25.4.1	全施設
大阪府	泉大津市	条例	S33.10.13	50人以上
		要領	H25.4.1	全施設
大阪府	貝塚市	条例	S33.10.13	50人以上
		要領	H25.4.1	全施設
大阪府	守口市	条例	S33.10.13	50人以上
		要領	H25.4.1	全施設
大阪府	茨木市	条例	S33.10.13	50人以上
		要綱	H25.4.1	全施設
		要領	H29.4.1	全施設
大阪府	八尾市	条例	S33.10.13	50人以上
		要領	H25.11.1	全施設
大阪府	泉佐野市	条例	S33.10.13	50人以上
		要綱	H25.4.1	-
大阪府	寝屋川市	条例	S33.10.13	50人以上
		要領	H25.4.1	全施設
大阪府	河内長野市	条例	S33.10.13	50人以上
		要領	H25.4.1	全施設
大阪府	松原市	条例	S33.10.13	50人以上
		要領	H25.4.1	-
大阪府	大東市	条例	S33.10.13	50人以上

都道府県	市	種類	施行日	対象施設
		要領	H25.4.1	全施設
大阪府	和泉市	条例	S33.10.13	50人以上
		要領	H25.4.1	全施設
大阪府	箕面市	条例	S33.10.13	50人以上
		要綱	H25.4.1	-
大阪府	柏原市	条例	S33.10.13	50人以上
		要領	H25.4.1	-
大阪府	羽曳野市	条例	S33.10.13	50人以上
		要領	H25.4.1	-
大阪府	門真市	条例	S33.10.13	50人以上
		要領	H25.4.1	全施設
大阪府	高石市	条例	S33.10.13	50人以上
		要領	H25.4.1	-
大阪府	藤井寺市	条例	S33.10.13	50人以上
		要綱	H29.4.1	全施設
大阪府	泉南市	条例	S33.10.13	50人以上
		要領	H25.4.1	-
大阪府	四條畷市	条例	S33.10.13	50人以上
		要領	H25.4.1	全施設
大阪府	交野市	条例	S33.10.13	50人以上
		要領	H25.4.1	50人以上
大阪府	大阪狭山市	条例	S33.10.13	50人以上
		要領	H25.4.1	全施設
大阪府	阪南市	条例	S33.10.13	50人以上
		要領	H25.1.1	全施設
大阪府	摂津市	条例	S33.10.13	50人以上
兵庫県	明石市	条例	S39.4.1	50人以上
		要綱	H25.4.1	50人未満
兵庫県	洲本市	条例	S39.4.1	50人以上
		要領	H25.4.1	-
兵庫県	芦屋市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	伊丹市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	相生市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	豊岡市	条例	S39.4.1	50人以上
		要領	H25.4.1	生活関連施設を除く
兵庫県	加古川市	条例	S39.4.1	50人以上
		要領	H25.4.1	全施設
兵庫県	赤穂市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	西脇市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	宝塚市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	三木市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	高砂市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	川西市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	小野市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	三田市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	加西市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	篠山市	条例	S39.4.1	50人以上
		要領	H25.4.1	全施設
兵庫県	養父市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	丹波市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	南あわじ市	条例	S39.4.1	50人以上
		要領	H25.4.1	全施設
兵庫県	朝来市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	淡路市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	宍粟市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	加東市	条例	S39.4.1	50人以上
		要綱	H28.3.31	-
兵庫県	たつの市	条例	S39.4.1	50人以上
		要領	H25.4.1	全施設
鳥取県	倉吉市	要綱	H9.4.1	全施設
岡山県	津山市	要領	H25.4.1	全施設
岡山県	総社市	要領	H25.4.1	全施設
岡山県	笠岡市	要領	H25.4.1	全施設
岡山県	井原市	要領	H25.4.1	全施設
山口県	宇部市	要領	H26.4.1	全施設
山口県	山口市	要領	H26.4.1	全施設
山口県	萩市	要領	H25.4.1	全施設
山口県	防府市	要領	H25.4.1	全施設
山口県	下松市	要綱	H25.4.1	全施設
山口県	岩国市	要領	H25.4.1	全施設

都道府県	市	種類	施行日	対象施設
山口県	光市	要領	H25.4.1	全施設
山口県	柳井市	要領	H25.4.1	-
山口県	美祢市	要領	H25.4.1	全施設
山口県	周南市	要領	H25.4.1	全施設
徳島県	徳島市	要領	H26.4.1	全施設
徳島県	阿南市	要領	H25.4.1	全施設
徳島県	阿波市	要領	H25.4.1	全施設
徳島県	三好市	要領	H23.4.1	全施設
香川県	丸亀市	要領	H25.4.1	全施設
香川県	観音寺市	要領	H25.3.18	全施設
愛媛県	今治市	条例	S38.7.10	50人以上
		要領	S62.7.1	全施設
愛媛県	八幡浜市	要領	S62.7.1	全施設
愛媛県	西条市	要領	S62.7.1	全施設
愛媛県	大洲市	条例	S38.7.10	50人以上
		要綱	S62.7.1	全施設
愛媛県	西予市	条例	S38.7.10	50人以上
		要領	S62.7.1	全施設
愛媛県	東温市	要領	H25.4.1	-
愛媛県	宇和島市	条例	S38.7.10	50人以上
愛媛県	四国中央市	条例	S38.7.10	50人以上
愛媛県	伊予市	条例	S38.7.10	50人以上
高知県	室戸市	要綱	H25.4.1	全施設
高知県	安芸市	要綱	H25.4.1	全施設
高知県	土佐市	要綱	H25.4.1	全施設
高知県	土佐清水市	要綱	H25.4.1	全施設
高知県	宿毛市	要綱	H25.4.1	全施設
高知県	香美市	要綱	H25.4.1	-
佐賀県	佐賀市	条例	H25.4.1	50人以上100人以下
佐賀県	唐津市	条例	H25.10.1	50人以上
佐賀県	多久市	条例	H25.4.1	50人以上
佐賀県	伊万里市	条例	H25.4.1	50人以上100人以下
佐賀県	武雄市	条例	H25.4.1	50人以上100人以下
佐賀県	鹿島市	条例	H25.3.28	50人以上100人以下
佐賀県	小城市	条例	H25.4.1	50人以上100人以下
佐賀県	嬉野市	条例	H25.4.1	-
佐賀県	神埼市	条例	-	-
長崎県	諫早市	要領	H26.4.1	全施設
熊本県	人吉市	要領	H26.9.1	全施設
大分県	別府市	要綱	H25.4.1	全施設
大分県	中津市	要領	H25.4.1	全施設
大分県	日田市	要綱	H25.3.26	全施設
大分県	佐伯市	要領	H16.3.25	全施設
大分県	臼杵市	要綱	H25.3.31	全施設
大分県	豊後高田市	その他	H25.4.1	全施設
大分県	宇佐市	条例	H17.3.31	-
大分県	豊後大野市	要綱	H25.4.1	-
大分県	由布市	要綱	H25.4.1	全施設
大分県	国東市	要領	H25.4.1	全施設
宮崎県	都城市	条例	H18.1.1	全施設
		要領	H25.6.18	全施設
宮崎県	延岡市	要綱	H24.12.14	-
鹿児島県	枕崎市	条例	S54.3.1	全施設
鹿児島県	薩摩川内市	要領	H26.6.1	全施設
鹿児島県	日置市	条例	H17.5.1	揚水機口径40ミリ以上
鹿児島県	霧島市	要領	H27.4.1	全施設
沖縄県	うるま市	要綱	H25.3.27	-

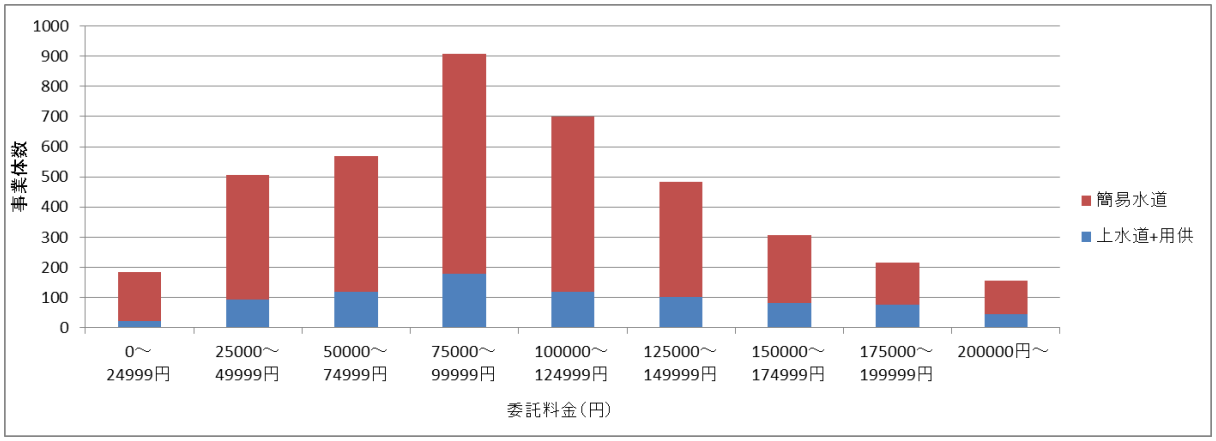

図 3-16　委託料金

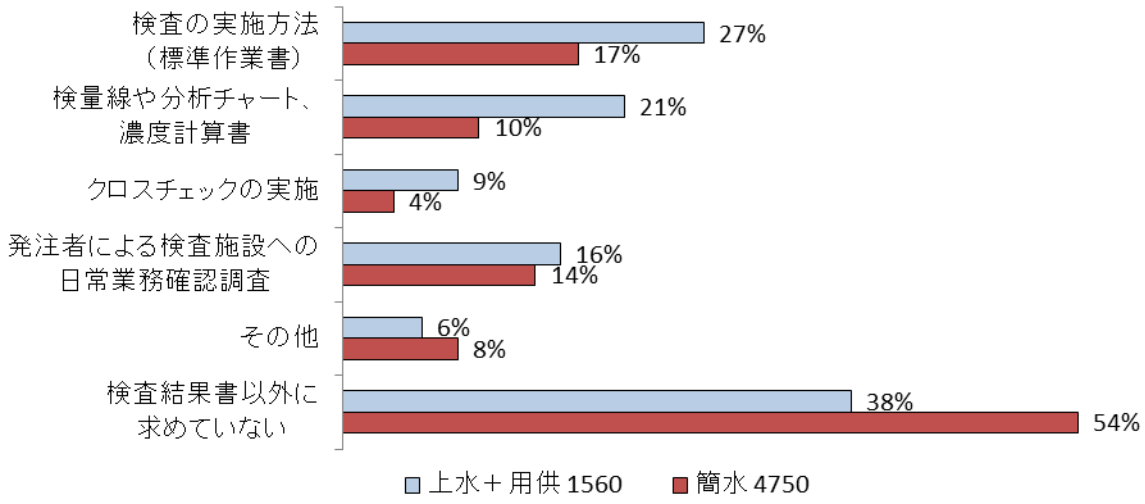

図 3-17　水質検査結果書以外に求めている事項

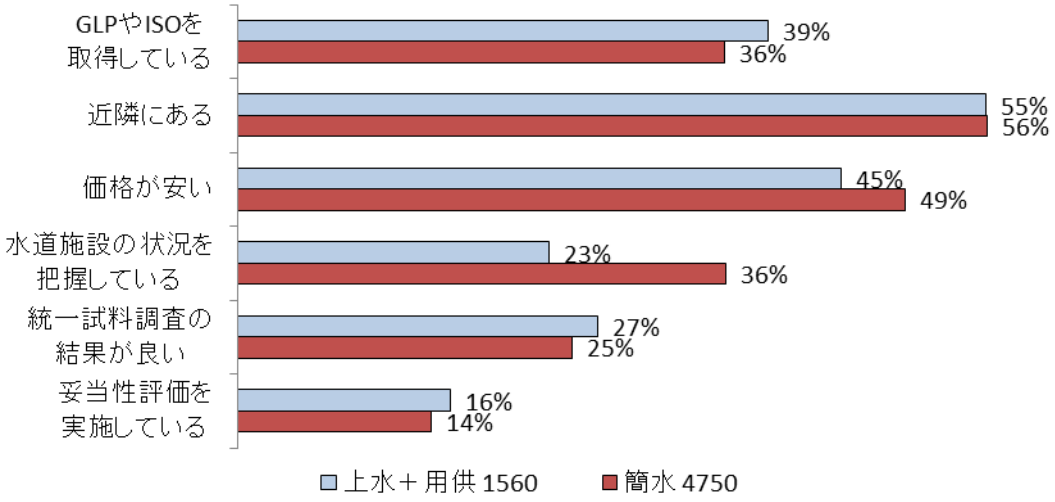

図 3-18　委託先選定の際の留意事項

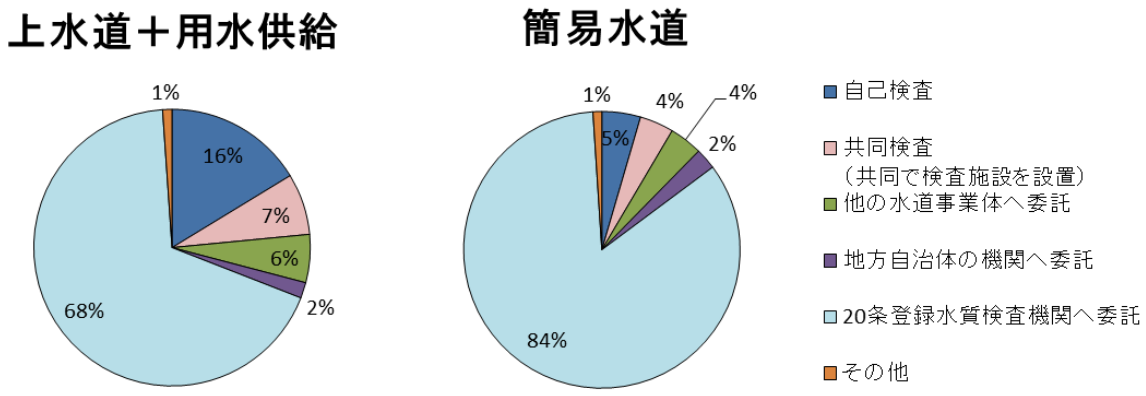

図 3-19　水質検査の実施状況

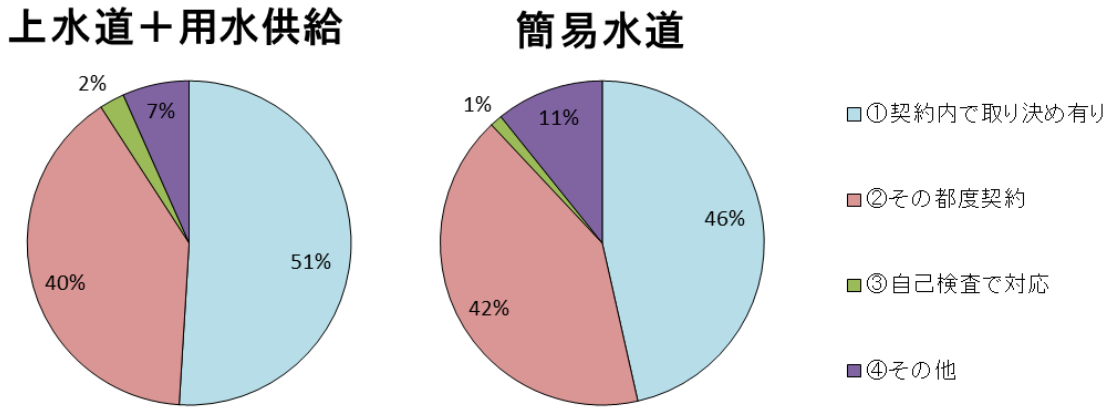

図 3-20　緊急時の水質検査

3-5. 水安全計画の策定状況等に関する調査

水安全計画の策定状況等に関する調査結果を表 3-30～表 3-31、 図 3-21 に示す。

表 3-30　水安全計画策定状況(1)

		上水道事業	簡易水道事業	水道用水供給事業	全事業	上水道＋用水供給
回収状況	事業数	1,382 (100.0%)	5,252 (100.0%)	87 (100.0%)	6,721 (100.0%)	1,469 (100.0%)
	回答あった事業	1,179 (85.3%)	3,731 (71.0%)	85 (97.7%)	4,995 (74.3%)	1,264 (86.0%)
	回答なし	203 (14.7%)	1,521 (29.0%)	2 (2.3%)	1,726 (25.7%)	205 (14.0%)
※策定・進捗状況	事業者数	1,382 (100.0%)	5,252 (100.0%)	87 (100.0%)	6,721 (100.0%)	1,469 (100.0%)
	着手状況	1,202 (87.0%)	3,734 (71.1%)	85 (97.7%)	2,286 (34.0%)	553 (37.6%)
	策定済	310 (22.4%)	215 (4.1%)	61 (70.1%)	586 (8.7%)	371 (25.3%)
	策定中	101 (7.3%)	162 (3.1%)	6 (6.9%)	269 (4.0%)	107 (7.3%)
	3年以内に着手	791 (57.2%)	3,357 (63.9%)	18 (20.7%)	4,166 (62.0%)	809 (55.1%)
	未着手	180 (13.0%)	1,518 (28.9%)	2 (2.3%)	1,700 (25.3%)	182 (12.4%)

※策定・進捗状況の異なる複数回答がある事業者については、進捗の進んでいるWSPをもとに集計した。

回答あった事業：策定予定なしの理由の回答を含む

未着手は策定済、策定中、3年以内に着手の回答がない数

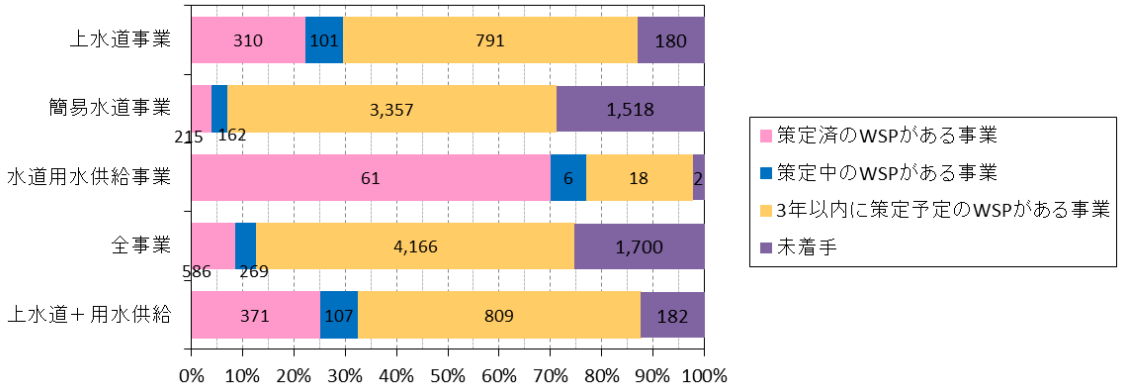

図 3-21　水安全計画策定状況

表 3-31　水安全計画策定状況(2)

		上水道事業（一事業）のみ経営	上水道事業（複数事業）のみ経営	上水道事業のみ経営	簡易水道事業（一事業）のみ経営	簡易水道事業（複数事業）のみ経営	水道用水供給事業のみ経営	上水道事業と簡易水道事業を経営	上水道事業と水道用水供給事業を経営	上水道事業と水道用水供給事業と簡易水道事業を経営	簡易水道事業と水道用水供給事業を経営	全事業者	上水道事業又は水道用水供給事業を経営	簡易水道事業のみ経営
回収状況	事業者数	816 (100.0%)	26 (100.0%)	842 (100.0%)	832 (100.0%)	221 (100.0%)	66 (100.0%)	428 (100.0%)	4 (100.0%)	1 (100.0%)	1 (100.0%)	2,395 (100.0%)	1,342 (100.0%)	1,053 (100.0%)
	回答あり(着手状況)	719 (88.1%)	21 (80.8%)	740 (87.9%)	511 (61.4%)	146 (66.1%)	64 (97.0%)	355 (82.9%)	4 (100.0%)	1 (100.0%)	1 (100.0%)	1,822 (76.1%)	1,165 (86.8%)	657 (62.4%)
	回答なし(着手状況)	97 (11.9%)	5 (19.2%)	102 (12.1%)	321 (38.6%)	75 (33.9%)	2 (3.0%)	73 (17.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	573 (23.9%)	177 (13.2%)	396 (37.6%)
※策定・進捗状況	事業者数	816 (100.0%)	26 (100.0%)	842 (100.0%)	832 (100.0%)	221 (100.0%)	66 (100.0%)	428 (100.0%)	4 (100.0%)	1 (100.0%)	1 (100.0%)	2,395 (100.0%)	1,342 (100.0%)	1,053 (100.0%)
	着手状況	719 (88.1%)	21 (80.8%)	740 (87.9%)	511 (61.4%)	146 (66.1%)	64 (97.0%)	355 (82.9%)	4 (100.0%)	1 (100.0%)	1 (100.0%)	1,822 (76.1%)	1,165 (86.8%)	657 (62.4%)
	策定済	219 (26.8%)	5 (19.2%)	224 (26.6%)	4 (0.5%)	8 (3.6%)	45 (68.2%)	64 (15.0%)	3 (75.0%)	1 (100.0%)	1 (100.0%)	350 (14.6%)	338 (25.2%)	12 (1.1%)
	策定中	61 (7.5%)	0 (0.0%)	61 (7.2%)	4 (0.5%)	5 (2.3%)	5 (7.6%)	31 (7.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	106 (4.4%)	97 (7.2%)	9 (0.9%)
	3年以内に着手	439 (53.8%)	16 (61.5%)	455 (54.0%)	503 (60.5%)	133 (60.2%)	14 (21.2%)	260 (60.7%)	1 (25.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1,366 (57.0%)	730 (54.4%)	636 (60.4%)
	未着手	97 (11.9%)	5 (19.2%)	102 (12.1%)	321 (38.6%)	75 (33.9%)	2 (3.0%)	73 (17.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	573 (23.9%)	177 (13.2%)	396 (37.6%)

※策定・進捗状況の異なる複数回答がある事業者については、進捗の進んでいるWSPをもとに集計した。

回答あり（着手状況）は策定済、策定中、3年以内に着手の回答があった数

未着手は策定済、策定中、3年以内に着手の回答がない数

4. クリプトスポリジウム等の検出状況の整理

4-1. 調査概要

報告された、耐塩素性病原生物（クリプトスポリジウム及びジアルジア）の検出状況等の情報について集計を行った。

（1）集計の対象年度及び各年度における集計件数

平成 23 年度～29 年度（29 年度は 29 年 12 月まで）に、厚生労働省に報告があったものを集計の対象とした。

各年度における集計件数（原水と浄水の両方で検出されたものは、合わせて 1 件として計数）を以下に示す。

・平成 23 年度	91 件	（原水および浄水で検出の事例：1 件）
・平成 24 年度	103 件	
・平成 25 年度	96 件	（原水および浄水で検出の事例：1 件）
・平成 26 年度	64 件	
・平成 27 年度	86 件	
・平成 28 年度（3 月時点）	77 件	
・平成 29 年度（2 月時点）	72 件	

（2）集計方法

都道府県及び水道事業者等からの報告書において、次の(3)に示す項目が記載されていたものについて、集計を行った。

事業者等からの報告書において、リスクレベル、給水人口、浄水処理方法の記載がないものについては、「水道水質関連調査結果等整理業務」による集計結果（クリプトスポリジウム等対策実施状況調査：　データベース”FILE02.xls”）も活用した（表 4-1 参照）。

表 4-1　リスクレベルの判定等に用いたデータベースファイル

クリプトスポリジウム等の検出報告	実際の検出時期	リスクレベル、給水人口、浄水処理方法の調査に活用した「水道水質関連調査業務」のデータベースファイル	データベースファイルの調査対象期間
平成23年度	平成23年4月から24年3月	H24年度_FILE02集計.xls	平成23年4月から24年3月
平成24年度	平成24年4月から25年3月	H24年度_FILE02集計.xls（レベルの判定のみ、H25年度 FILE02.xls集計で確認）	平成24年4月から25年3月
平成25年度	平成25年4月から26年3月	H25年度_FILE02集計.xls（レベルの判定のみ、H26年度_FILE02.xls集計で確認）	平成25年4月から26年3月
平成26年度	平成26年4月から27年3月	H26年度_FILE02集計.xls（レベルの判定のみ、H27年度_FILE02.xls集計で確認）	平成26年4月から27年3月
平成27年度	平成27年1月から27年12月	H27年度_FILE02集計.xls	平成27年4月から27年12月
平成28年度	平成28年2月から29年3月	H28年度_FILE02集計.xls	（平成28年4月から28年12月）
平成29年度	平成29年4月から30年2月	●FILE02集計_H29.xls	（平成29年4月から29年12月）

（3）集計項目

原水及び浄水中でクリプトスポリジウムあるいはジアルジアが検出された事例における集計項目を表 4-2 に示す。

表 4-2　集計対象項目

原水中での検出事例報告	浄水中での検出事例報告
発生時期	発生時期
都道府県名／事業体名	都道府県名／事業体名
水道種別	水道種別
水源の名称	水源の名称
水源種別	水源種別
浄水施設名	浄水施設名
リスクレベル	リスクレベル
浄水処理方法	浄水処理方法
給水人口	給水人口
病原生物の検出濃度	病原生物の検出濃度
原因	原因
検出時の浄水濁度	検出時の浄水濁度
	健康被害発生状況
	対応経緯
	関係機関との連絡状況
	今後の対応方針

4-2. 集計結果

全国の都道府県及び水道事業者等から報告された、クリプトスポリジウム及びジアルジアの検出状況等の集計結果を表 4-3 に示す。

表 4-3　クリプトポリジウム等の検出状況（1/11）

処理用連番	枝番	発生時期（年/月）	都道府県名	事業体/自治体名	水道種別	水源の名称	水源種別	浄水施設名（記載がない場合、取水口等の記載があれば記す）	リスクレベル	浄水処理方法				給水人口（人）	原因	検出時の浄水濁度	クリプトスポリジウムの検出		ジアルジアの検出		原水/浄水の別	健康被害発生状況	対応経緯	関係機関との連絡	今後の対応方針	備考欄
										凝集沈殿	急速ろ過	緩速ろ過	消毒のみ				検出の有無（検出の場合○）	濃度（個/10L）	検出の有無（検出の場合○）	濃度（個/10L）						
H23-001	-01	H23.04	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川	地表水	社家取水管理事務所			○			–	-	0.1度以下	○	1			原水					浄水施設不明、給水人口不明
H23-002	-01	H23.04	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川	地表水	木下取水場（柏井浄水場西側他）	レベル4	○	○			1031829	-	0.1度以下	○	5	○	2	原水					給水人口の内訳（柏井浄水場西側:698102/北総浄水場:333727）
H23-003	-01	H23.04	千葉県	千葉県水道局	上水道	印旛沼	地表水	印旛取水場（柏井浄水場東側）	レベル4	○	○			400000	-	0.1度以下			○	3	原水					
H23-004	-01	H23.04	千葉県	野田市水道部	上水道	江戸川	地表水	上花輪浄水場	レベル4		○			37964	-	0.1度以下	○	3	○	11	原水					
H23-005	-01	H23.04	神奈川県	横須賀市上下水道局	上水道	相模川	地表水	有馬浄水場	レベル4		○			114007	-	0.1度以下	○	1			原水					
H23-006	-01	H23.04	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系利根川	地表水	群馬県東部地域水道	レベル4		○			397004	-	0.1度以下			○	19	原水					
H23-007	-01	H23.04	愛知県	愛知県企業庁	用水供給	木曽川水系愛知用水	地表水	高蔵寺浄水場	レベル4	○	○			218753	-	0.1度以下	○	1			原水					
H23-008	-01	H23.04	千葉県	九十九里地域水道企業団	用水供給	利根川水系利根川（栗山川）	地表水	光浄水場	レベル4		○			61000	-	0.1度以下	○	4	○	2	原水					
H23-009	-01	H23.05	茨城県	茨城県企業局	用水供給	那珂川水系那珂川	地表水	水戸浄水場	レベル4	○	○			638078	-	0.1度以下			○	1	原水					
H23-010	-01	H23.05	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	地表水	小雀浄水場	レベル4	○	○			1224382	-	0.1度以下	○	1			原水					
H23-011	-01	H23.05	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川	地表水	社家取水管理事務所			○			–	-	0.1度以下			○	2	原水					浄水施設不明、給水人口不明
H23-012	-01	H23.05	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	用水供給	酒匂川水系／相模川水系	地表水	西長沢浄水場	レベル4		○			–	-	0.1度以下			○	2	原水					給水人口不明
H23-013	-01	H23.05	東京都	東京都	上水道	利根川水系江戸川	地表水	金町浄水場	レベル4		○			2219000	-	0.1度以下			○	1	原水					
H23-014	-01	H23.05	東京都	東京都	上水道	利根川水系荒川	地表水	朝霞浄水場	レベル4		○			2833000	-	0.1度以下	○	1			原水					
H23-015	-01	H23.05	千葉県	勝浦市	上水道	夷隅川水系夷隅川	地表水	佐野浄水場	レベル4		○			20027	-	0.1度以下	○	3			原水					
H23-016	-01	H23.05	千葉県	勝浦市	上水道	夷隅川水系夷隅川	地表水	松部浄水場	レベル4		○			6752	-	0.1度以下	○	1			原水					
H23-017	-01	H23.05	千葉県	千葉県水道局	上水道	江戸川	地表水	矢切取水場（ちば野菊の里浄水場他）	レベル4	○	○			684744	-	0.1度以下	○	1	○	4	原水					給水人口の内訳（ちば野菊の里浄水場:193413/栗山浄水場:491331）
H23-018	-01	H23.05	大阪府	豊中市上下水道局	上水道	猪名川	伏流水	柴原浄水場	レベル3	○	○			34400	-	0.1度以下			○	1	原水					
H23-019	-01	H23.05	千葉県	北千葉広域水道企業団	用水供給	江戸川	地表水	北千葉浄水場	レベル4		○			4109436	-	0.1度以下	○	1	○	3	原水					
H23-020	-01	H23.05	岩手県	盛岡市上下水道局	上水道	芦名沢川支流通称北ノ又沢	地表水	前田浄水場	レベル4		○			150	-	不明	○	1			原水					
H23-021	-01	H23.05	群馬県	群馬県企業局	用水供給	群馬用水（利根川水系利根川）	地表水	群馬県県央第一水道	レベル4		○			679798	-	0.1度以下			○	2	原水					
H23-022	-01	H23.06	埼玉県	埼玉県企業局	用水供給	江戸川	地表水	埼玉県庄和浄水場	レベル4	○	○			1129624	-	0.1度以下			○	2	原水					
H23-023	-01	H23.06	栃木県	栃木県企業局	用水供給	利根川水系鬼怒川	地表水	宇都宮市下岡本町　新鬼怒川橋						–	-	0.1度以下	○	1			原水					浄水施設不明、給水人口不明
H23-024	-01	H23.06	茨城県	茨城県企業局	用水供給	利根川水系鬼怒川	地表水	水海道浄水場	レベル4	○	○			229347	-	0.1度以下			○	1	原水					
H23-025	-01	H23.06	群馬県	群馬県企業局	用水供給	群馬用水（利根川水系利根川）	地表水	群馬県県央第二水道	レベル4		○			771088	-	0.1度以下			○	1	原水					
H23-026	-01	H23.06	神奈川県	横須賀市上下水道局	上水道	相模川	地表水	有馬浄水場	レベル4		○			114007	-	0.1度以下	○	2			原水					
H23-027	-01	H23.07	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川水系	地表水	飯泉取水管理事務所			○			–	-	0.1度以下			○	2	原水					浄水施設不明、給水人口不明
H23-028	-01	H23.07	茨城県	茨城県企業局	用水供給	那珂川水系那珂川	地表水	水戸浄水場	レベル4	○	○			638078	-	0.1度以下			○	10	原水					
H23-029	-01	H23.08	神奈川県	横須賀市上下水道局	上水道	相模川	地表水	有馬浄水場	レベル4		○			114007	-	0.1度以下	○	1			原水					
H23-030	-01	H23.08	群馬県	群馬県企業局	用水供給	群馬用水（利根川水系利根川）	地表水	群馬県県央第一水道	レベル4		○			679798	-	0.1度以下	○	1	○	1	原水					
H23-031	-01	H23.08	千葉県	千葉県水道局	上水道	江戸川	地表水	矢切取水場（ちば野菊の里浄水場他）	レベル4	○	○			684744	-	0.1度以下			○	2	原水					給水人口の内訳（ちば野菊の里浄水場:193413/栗山浄水場:491331）
H23-032	-01	H23.08	千葉県	いすみ市	上水道	夷隅川水系大野川	地表水	大野浄水場	レベル4		○			4285	-	0.1度以下	○	1			原水					
H23-033	-01	H23.09	滋賀県	滋賀県企業庁	用水供給	淀川水系野洲川	地表水	湖南市三雲			○			–	-	0.1度以下	○	2			原水					浄水施設不明、給水人口不明、 検出数:1個／5L
H23-034	-01	H23.09	群馬県	群馬県企業局	用水供給	群馬用水（利根川水系利根川）	地表水	群馬県県央第二水道	レベル4		○			771088	-	0.1度以下			○	1	原水					
H23-035	-01	H23.10	千葉県	勝浦市	上水道	夷隅川水系夷隅川	地表水	佐野浄水場	レベル4		○			20027	-	0.1度以下	○	1			原水					
H23-036	-01	H23.10	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川	地表水	木下取水場（柏井浄水場西側他）	レベル4	○	○			1031829	-	0.1度以下	○	2			原水					給水人口の内訳（柏井浄水場西側:698102/北総浄水場:333727）
H23-037	-01	H23.10	大阪府	池田市上下水道部	上水道	猪名川	地表水	古江浄水場	レベル4	○	○			104000	-	0.1度以下	○	9			原水					
H23-038	-01	H23.10	栃木県	栃木県		渡良瀬川水系渡良瀬川	地表水	佐野市高橋町　高橋大橋						–	-	不明			○	1	原水					浄水施設不明、給水人口不明
H23-039	-01	H23.10	千葉県	鴨川市水道局	上水道	大風沢川系大風沢川	地表水	奥谷浄水場	レベル4		○			3588	-	0.1度以下	○	1			原水					
H23-040	-01	H23.10	千葉県	九十九里地域水道企業団	用水供給	利根川水系利根川（栗山川）	地表水	光浄水場	レベル4		○			62000	-	0.1度以下	○	2			原水					
H23-041	-01	H23.10	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系利根川	地表水	群馬県東部地域水道	レベル4		○			397004	-	0.1度以下			○	2	原水					
H23-042	-01	H23.10	神奈川県	神奈川県企業庁企業局	上水道	相模川	地表水	寒川浄水場	レベル4	○	○			1263000	-	0.1度以下	○	1			原水					
H23-043	-01	H23.10	東京都	東京都	上水道	利根川水系荒川	地表水	三園浄水場	レベル4		○			613000	-	0.1度以下			○	2	原水					
H23-044	-01	H23.10	千葉県	鴨川市水道局	上水道	大風沢川系大風沢川	地表水	奥谷浄水場	レベル4		○			3588	-	0.1度以下	○	2			原水					
H23-045	-01	H23.11	大阪府	大阪府健康医療部		堀河川	伏流水	童子畑簡易水道	レベル4	○	○			230	-	0.1度以下	○	7			原水					
H23-046	-01	H23.11	茨城県	茨城県企業局	用水供給	利根川水系利根川	地表水	水海道浄水場	レベル4	○	○			229347	-	0.1度以下	○	1	○	1	原水					
H23-047	-01	H23.11	茨城県	茨城県企業局	用水供給	利根川水系鬼怒川	地表水	水海道浄水場	レベル4	○	○			229347	-	0.1度以下			○	1	原水					
H23-048	-01	H23.11	茨城県	茨城県企業局	用水供給	利根川水系利根川	地表水	利根川浄水場	レベル4	○	○			261609	-	0.1度以下	○	1			原水					
H23-049	-01	H23.11	千葉県	千葉県水道局	上水道	江戸川	地表水	矢切取水場（ちば野菊の里浄水場他）	レベル4	○	○			684744	-	0.1度以下			○	8	原水					給水人口の内訳（ちば野菊の里浄水場:193413/栗山浄水場:491331）
H23-050	-01	H23.11	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川	地表水	木下取水場（柏井浄水場西側他）	レベル4	○	○			1031829	-	0.1度以下	○	1	○	1	原水					給水人口の内訳（柏井浄水場西側:698102/北総浄水場:333727）
H23-051	-01	H23.11	栃木県	栃木県企業局	用水供給	利根川水系鬼怒川	地表水	宇都宮市下岡本町　新鬼怒川橋						–	-	0.1度以下	○	3	○	1	原水					浄水施設不明、給水人口不明
H23-052	-01	H23.11	千葉県	北千葉広域水道企業団	用水供給	江戸川	地表水	北千葉浄水場	レベル4		○			4109436	-	0.1度以下	○	1	○	1	原水					

表 4-4　クリプトポリジウム等の検出状況（2/11）

処理用連番	枝番	発生時期（年/月）	都道府県名	事業体/自治体名	水道種別	水源の名称	水源種別	浄水施設名（記載がない場合、取水口等の記載があれば記す）	リスクレベル	浄水処理方法				給水人口（人）	原因	検出時の浄水濁度	クリプトスポリジウムの検出		ジアルジアの検出		原水/浄水の別	健康被害発生状況	対応経緯	関係機関との連絡	今後の対応方針	備考欄
										凝集沈殿	急速ろ過	緩速ろ過	消毒のみ				検出の有無（検出の場合○）	濃度（個/10L）	検出の有無（検出の場合○）	濃度（個/10L）						
H23-053	-01	H23.11	長野県	長野県環境部	上水道	深沢第1水源(本水源)/深沢第2水源(予備水源)	地表水	箕輪町上水道			○			1266	猿ヶ沢水系の小動物の排出物	不明	○	5			原水					浄水施設不明
H23-054	-01	H23.12	埼玉県	埼玉県企業局	用水供給	江戸川	地表水	埼玉県庄和浄水場	レベル4	○	○			1129624	-	0.1度以下	○	4	○	8	原水					
H23-055	-01	H23.12	千葉県	南房総市	上水道	長尾川水系長尾川	地表水	白浜浄水場	レベル4	○	○			5032	-	0.1度以下	○	3			原水					
H23-056	-01	H23.12	千葉県	千葉県水道局	上水道	高滝ダム湖	地表水	福増浄水場	レベル4	○	○			230000	-	0.1度以下	○	1			原水					
H23-057	-01	H23.12	東京都	東京都	上水道	利根川水系荒川	地表水	東村山浄水場	レベル4		○			2780000	-	0.1度以下			○	2	原水					
H23-058	-01	H23.12	千葉県	南房総市	上水道	三原川系三原川	地表水	小向浄水場	レベル4		○			14936	-	0.1度以下	○	3			原水					
H23-059	-01	H23.12	千葉県	富津市	上水道	小久保ダム(湧水を宝竜寺取水口より導水し貯水)	地表水	亀田浄水場	レベル4		○			44769	-	0.1度以下	○	2			原水					
H23-060	-01	H23.12	長野県	伊那市	簡易水道	市野瀬水源　小観音沢	伏流水	市野瀬浄水場	レベル3		○			270	-	0.1度以下	○	1			原水					
H23-061	-01	H23.12	長野県	伊那市	簡易水道	宇津木水源	地表水	宇津木配水池			○			1	-	0.1度超	○	3			原水					
H23-061	-02	H23.12	長野県	伊那市	簡易水道	宇津木水源	地表水	宇津木配水池			○			1	-	0.1度超	○	3			浄水	健康被害の報告はない	飲料用の使用中止を各戸に連絡（通知）			浄水6個/20L
H23-062	-01	H23.12	大分県	大分市	上水道	大野川	地表水	県判田取水口			○			147977	大分県畜産公社(豊後大野市犬飼町)/畜産農場(豊後大野市大野川流域に散在)	0.1度以下	○	1			原水					浄水施設不明
H23-063	-01	H23.12	神奈川県	横須賀市上下水道局	上水道	相模川	地表水	有馬浄水場	レベル4		○			114007	-	0.1度以下	○	3			原水					
H23-064	-01	H24.01	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川	地表水	社家取水管理事務所			○			-	-	0.1度以下	○	3			原水					浄水施設不明、給水人口不明
H23-065	-01	H24.01	埼玉県	埼玉県	用水供給	江戸川	地表水	埼玉県新三郷浄水場	レベル4	○	○			-	-	0.1度以下	○	1	○	1	原水					給水人口不明
H23-066	-01	H24.01	東京都	東京都	上水道	利根川水系江戸川	地表水	三郷浄水場	レベル4		○			2323000	-	0.1度以下	○	3	○	2	原水					
H23-067	-01	H24.01	東京都	東京都	上水道	利根川水系荒川	地表水	三園浄水場	レベル4		○			613000	-	0.1度以下			○	1	原水					
H23-068	-01	H24.01	千葉県	九十九里地域水道企業団	用水供給	利根川水系利根川(栗山川)	地表水	光浄水場	レベル4		○			62000	-	0.1度以下			○	1	原水					
H23-069	-01	H24.01	神奈川県	神奈川県企業庁企業局	上水道	相模川	地表水	寒川浄水場	レベル4	○	○			1263000	-	0.1度以下			○	2	原水					
H23-070	-01	H24.01	大阪府	池田市上下水道部	上水道	猪名川	地表水	古江浄水場	レベル4	○	○			104000	-	0.1度以下	○	3			原水					
H23-071	-01	H24.01	千葉県	野田市	上水道	江戸川	地表水	上花輪浄水場	レベル4		○			37964	-	0.1度以下	○	4	○	8	原水					
H23-072	-01	H24.01	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系利根川	地表水	群馬県東部地域水道	レベル4		○			397004	-	0.1度以下	○	2	○	6	原水					
H23-073	-01	H24.01	埼玉県	埼玉県企業局	用水供給	荒川	地表水	吉見浄水場	レベル4	○	○			452918	-	0.1度以下	○	3	○	1	原水					
H23-074	-01	H24.02	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川	地表水	社家取水管理事務所			○			-	-	0.1度以下	○	1			原水					浄水施設不明、給水人口不明
H23-075	-01	H24.02	千葉県	夷隅郡大多喜町	上水道	養老川	地表水	面白浄水場	レベル4		○			2177	-	0.1度以下	○	3			原水					
H23-076	-01	H24.02	大阪府	大阪市水道局	上水道	淀川	地表水	柴島浄水場	レベル4	○	○			1110142	-	不明			○	1	原水					
H23-077	-01	H24.02	大阪府	大阪市水道局	上水道	淀川	地表水	庭窪浄水場	レベル4	○	○			951539	-	不明			○	1	原水					
H23-078	-01	H24.02	東京都	東京都	上水道	利根川水系江戸川	地表水	金町浄水場	レベル4		○			2026000	-	0.1度以下	○	1	○	1	原水					
H23-079	-01	H24.02	東京都	東京都	上水道	利根川水系荒川	地表水	朝霞浄水場	レベル4		○			2752000	-	0.1度以下			○	1	原水					
H23-080	-01	H24.02	千葉県	千葉県水道局	上水道	江戸川	地表水	矢切取水場(ちば野菊の里浄水場他)	レベル4	○	○			684744	-	0.1度以下	○	4	○	3	原水					給水人口の内訳(ちば野菊の里浄水場:193413/栗山浄水場:491331)
H23-081	-01	H24.02	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川	地表水	木下取水場(柏井浄水場西側他)	レベル4	○	○			1031829	-	0.1度以下	○	5	○	3	原水					給水人口の内訳(柏井浄水場西側:698102/北総浄水場:333727)
H23-082	-01	H24.02	栃木県	栃木県企業局	用水供給	利根川水系鬼怒川	地表水	宇都宮市下岡本町　新鬼怒川橋						-	-	0.1度以下			○	1	原水					浄水施設不明、給水人口不明
H23-083	-01	H24.02	千葉県	九十九里地域水道企業団	用水供給	利根川水系利根川(東金分水工)	地表水	東金浄水場	レベル4		○			149000	-	0.1度以下	○	1	○	1	原水					
H23-084	-01	H24.02	群馬県	群馬県企業局	用水供給	群馬用水(利根川水系利根川)	地表水	群馬県県央第一水道	レベル4		○			679798	-	0.1度以下	○	2	○	1	原水					
H23-085	-01	H24.03	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川	地表水	飯泉取水管理事務所			○			-	-	0.1度以下	○	1	○	2	原水					浄水施設不明、給水人口不明
H23-086	-01	H24.03	千葉県	千葉県水道局	上水道	高滝ダム湖	地表水	福増浄水場	レベル4	○	○			230000	-	0.1度以下	○	24	○	2	原水					
H23-087	-01	H24.03	千葉県	銚子市	上水道	利根川水系黒部川	地表水	香取郡東庄町新宿			○			67912	-	0.1度以下	○	3			原水					浄水施設不明
H23-088	-01	H24.03	神奈川県	川崎市上下水道局	上水道	相模川水系/酒匂川水系	地表水	潮見台浄水場	レベル4	○	○			320744	-	0.1度以下	○	1	○	1	原水					
H23-089	-01	H24.03	宮崎県	宮崎市上下水道局	上水道	大淀川水系大淀川	地表水	富吉浄水場	レベル4	○	○			128000	畜舎等からの流出が推定されるが存在場所については未特定	0.1度以下	○	1			原水					
H23-090	-01	H24.03	神奈川県	横須賀市上下水道局	上水道	相模川	地表水	有馬浄水場	レベル4		○			114007	-	0.1度以下	○	3			原水					
H23-091	-01	H24.03	愛知県	名古屋市上下水道局	上水道	木曽川水系木曽川	地表水	鍋屋上野浄水場	レベル4	○	○			390000	-	0.1度以下			○	1	原水					
H24-001	-01	H24.04	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川	地表水	社家取水管理事務所			○			-	-	0.1度以下			○	1	原水					浄水施設不明
H24-002	-01	H24.04	千葉県	野田市水道部	上水道	江戸川	地表水	上花輪浄水場	レベル4		○			37964	-	0.1度以下	○	1			原水					
H24-003	-01	H24.04	長野県	長野県	上水道	和見沢川	地表水	沢入浄水場	レベル4		○			2407	-	0.1度以下	○	2			原水					
H24-004	-01	H24.04	長野県	長野県	簡易水道	飯島町日曽利簡易水道　第2水源(南ヶ沢)	被圧地下水(深井戸)	日曽利簡易水道	レベル4		○			153	-	0.1度以下	○	1			原水					
H24-005	-01	H24.04	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系利根川	地表水	群馬県東部地域水道	レベル4		○			397004	-	0.1度以下	○	1	○	6	原水					
H24-006	-01	H24.04	神奈川県	神奈川県企業庁企業局	上水道	相模川	地表水	寒川浄水場	レベル4	○	○			1263000	-	0.1度以下			○	1	原水					
H24-007	-01	H24.04	千葉県	千葉県水道局	上水道	印旛沼	地表水	柏井浄水場東側	レベル4	○	○			296332	-	0.1度以下			○	2	原水					
H24-008	-01	H24.04	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川	地表水	木下取水場(柏井浄水場西側他)	レベル4	○	○			1031829	-	0.1度以下			○	2	原水					給水人口の内訳(柏井浄水場西側:698102/北総浄水場:333727)
H24-009	-01	H24.04	千葉県	勝浦市	上水道	夷隅川水系夷隅川	地表水	佐野浄水場	レベル4		○			12537	-	0.1度以下	○	4			原水					
H24-010	-01	H24.05	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川	地表水	飯泉取水管理事務所			○			-	-	0.1度以下			○	1	原水					浄水施設不明
H24-011	-01	H24.05	千葉県	千葉県水道局	上水道	江戸川	地表水	矢切取水場(ちば野菊の里浄水場他)	レベル4	○	○			684744	-	0.1度以下	○	1			原水					給水人口の内訳(ちば野菊の里浄水場:193413/栗山浄水場:491331)
H24-012	-01	H24.05	愛知県	愛知県企業庁	用水供給	木曽川水系愛知用水	地表水	尾張東部浄水場	レベル4	○	○			659840	-	0.1度以下	○	2			原水					

表 4-5　クリプトポリジウム等の検出状況（3/11）

処理用連番	枝番	発生時期（年/月）	都道府県名	事業体/自治体名	水道種別	水源の名称	水源種別	浄水施設名（記載がない場合、取水口等の記載があれば記す）	リスクレベル	浄水処理方法				給水人口（人）	原因	検出時の浄水濁度	クリプトスポリジウムの検出		ジアルジアの検出		原水/浄水の別	健康被害発生状況	対応経緯	関係機関との連絡	今後の対応方針	備考欄
										凝集沈殿	急速ろ過	緩速ろ過	消毒のみ				検出の有無（検出の場合○）	濃度（個/10L）	検出の有無（検出の場合○）	濃度（個/10L）						
H24-013	-01	H24.06	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川	地表水	飯泉取水管理事務所			○			–	-	0.1度以下			○	1	原水					浄水施設不明
H24-014	-01	H24.06	長野県	佐久水道企業団	上水道	久能水源	地表水	久能配水池	レベル3				○	200	不明（上流に別荘地あり）	不明	○	1.5			原水					1個/20L
H24-015	-01	H24.06	大阪府	大阪府	上水道	小和田川	地表水	歌垣浄水場	レベル4	○	○			1147	-	0.1度以下	○	3			原水					
H24-016	-01	H24.06	東京都	東京都	上水道	利根川水系荒川	地表水	東村山浄水場	レベル4		○			2780000	-	0.1度以下			○	1	原水					
H24-017	-01	H24.06	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系利根川	地表水	群馬県県央第二水道	レベル4		○			771088	-	0.1度以下			○	1	原水					
H24-018	-01	H24.06	長野県	長野県	簡易水道	駒ヶ根市上水道（旧・中山簡易水道）	地表水	中山水源					○	53	不明（野生動物糞便と推測）	不明	○	1			原水					浄水施設不明
H24-019	-01	H24.07	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川	地表水	飯泉取水管理事務所			○			–	-	0.1度以下			○	1	原水					浄水施設不明
H24-020	-01	H24.07	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川	地表水	社家取水管理事務所			○			–	-	0.1度以下	○	1			原水					浄水施設不明
H24-021	-01	H24.07	長野県	長野県	上水道	山彩村上水道・横吹沢水源	地表水	唐沢浄水場	レベル4			○		8000	不明（上流に別荘地あり）	0.1度以下	○	1			原水					
H24-022	-01	H24.07	神奈川県	神奈川県企業庁企業局	上水道	相模川	地表水	寒川浄水場	レベル4	○	○			1263000	-	0.1度以下			○	1	原水					
H24-023	-01	H24.07	神奈川県	横須賀市上下水道局	上水道	相模川	地表水	有馬浄水場	レベル4		○			114007	-	0.1度以下	○	3			原水					
H24-024	-01	H24.07	兵庫県	西宮市水道局	上水道		被圧地下水（深井戸）	鳴尾浄水場	レベル3		○			28949		不明			○	4	原水					地下水（浅井戸・深井戸）
H24-025	-01	H24.08	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川	地表水	飯泉取水管理事務所			○			–	-	0.1度以下			○	1	原水					浄水施設不明
H24-026	-01	H24.08	栃木県	栃木県企業局	用水供給	利根川水系鬼怒川	地表水	宇都宮市下岡本町　新鬼怒川橋						–	-	0.1度以下	○	5			原水					浄水施設不明
H24-027	-01	H24.08	千葉県	勝浦市	上水道	夷隅川水系夷隅川	地表水	佐野浄水場	レベル4		○			12537	-	0.1度以下	○	1			原水					
H24-028	-01	H24.08	大分県	大分市	上水道	大分川	地表水	古国府浄水場	レベル4		○			176454	畜産農場（糞尿処理場）/畜産処理場（三船地区農業集落排水処理場）	0.1度以下			○	3	原水					
H24-029	-01	H24.08	大阪府	大阪府健康医療部	その他飲用井戸等		不圧地下水（浅井戸）	大阪府民の森くろんど園地キャンプ場		○	○			200	-	0.1度以下	○	1			原水					浄水施設不明
H24-030	-01	H24.08	長野県	長野県	上水道	栗谷俣沢/一の沢/二の沢/黒川水源	地表水	男女沢浄水場	レベル4		○			15313	-	0.1度以下	○	1			原水					
H24-031	-01	H24.08	長野県	長野県	簡易水道			長谷簡易水道　車沢水源					○	14	不明（付近で近年検出例多発。野生動物影響を懸念）	不明			○	1	原水					浄水施設不明
H24-032	-01	H24.08	長野県	長野県	小規模水道			上奈良尾簡易給水施設水源				○		–	不明（付近で近年検出例多発。野生動物影響を懸念）	0.1度以下	○	0.5			原水					1個/20L　浄水施設不明
H24-033	-01	H24.08	長野県	長野県	上水道		地表水	辰野町上水道　第14水源			○			–	-	0.1度以下			○	2	原水					浄水施設不明
H24-034	-01	H24.09	埼玉県	埼玉県企業局	用水供給	荒川	地表水	埼玉県吉見浄水場	レベル4	○	○			452918	-	0.1度以下			○	1	原水					
H24-035	-01	H24.09	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川	地表水	飯泉取水管理事務所			○			–	-	0.1度以下	○	1	○	1	原水					浄水施設不明
H24-036	-01	H24.09	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川	地表水	社家取水管理事務所			○			–	-	0.1度以下			○	1	原水					浄水施設不明
H24-037	-01	H24.09	宮崎県	宮崎市上下水道局	上水道	大淀川水系大淀川	地表水	富吉浄水場	レベル4	○	○			128000	畜舎等からの流出が推定されるが存在場所については未特定	0.1度以下			○	1	原水					
H24-038	-01	H24.09	大阪府	大阪府	上水道	小和田川	地表水	歌垣浄水場	レベル4	○	○			1147	-	0.1度以下	○	2			原水					
H24-039	-01	H24.09	神奈川県	横須賀市上下水道局	上水道	相模川	地表水	有馬浄水場	レベル4		○			114007	-	0.1度以下	○	1			原水					
H24-040	-01	H24.09	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系利根川	地表水	群馬県県央第二水道	レベル4		○			771088	-	0.1度以下	○	1	○	1	原水					
H24-041	-01	H24.10	埼玉県	埼玉県企業局	用水供給	利根川	地表水	埼玉県行田浄水場	レベル4	○	○			1772455	-	0.1度以下			○	1	原水					
H24-042	-01	H24.10	神奈川県	神奈川県企業庁企業局	上水道	相模川	地表水	寒川浄水場	レベル4	○	○			1263000	-	0.1度以下	○	2			原水					
H24-043	-01	H24.10	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川	地表水	木下取水場（柏井浄水場西側他）	レベル4	○	○			1031829	-	0.1度以下	○	2	○	1	原水					給水人口の内訳（柏井浄水場西側:698102/北総浄水場:333727）
H24-044	-01	H24.10	神奈川県	横須賀市上下水道局	上水道	相模川	地表水	有馬浄水場	レベル4		○			114007	-	0.1度以下	○	4			原水					
H24-045	-01	H24.11	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川	地表水	社家取水管理事務所			○			–	-	0.1度以下	○	12			原水					浄水施設不明
H24-046	-01	H24.11	三重県	名張市上下水道部	上水道	淀川水系名張川	地表水	長瀬浄水場	レベル4	○	○			222	-	不明	○	5			原水					
H24-047	-01	H24.11	神奈川県	神奈川県企業庁企業局	上水道	相模川	地表水	寒川浄水場	レベル4	○	○			1263000	-	0.1度以下	○	3	○	7	原水					
H24-048	-01	H24.11	大阪府	池田市	上水道	猪名川	伏流水	古江浄水場	レベル4	○	○			103153	-	0.1度以下	○	1			原水					伏流水
H24-049	-01	H24.11	三重県	名張市	上水道	淀川水系名張川	地表水	長瀬浄水場	レベル4	○	○			222	-	不明	○	5			原水					
H24-050	-01	H24.11	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系利根川	地表水	群馬県東部地域水道	レベル4		○			397004	-	0.1度以下			○	5	原水					
H24-051	-01	H24.11	千葉県	千葉県水道局	上水道	江戸川	地表水	矢切取水場（ちば野菊の里浄水場他）	レベル4	○	○			684744	-	0.1度以下	○	1			原水					給水人口の内訳（ちば野菊の里浄水場:193413/栗山浄水場:491331）
H24-052	-01	H24.11	東京都	東京都	上水道	利根川水系荒川	地表水	朝霞浄水場	レベル4		○			2699000	-	0.1度以下			○	2	原水					
H24-053	-01	H24.11	栃木県	栃木県企業局	用水供給	利根川水系鬼怒川	地表水	宇都宮市下岡本町　新鬼怒川橋						–	-	0.1度以下	○	1			原水					浄水施設不明
H24-054	-01	H24.11	神奈川県	横須賀市上下水道局	上水道	相模川	地表水	有馬浄水場	レベル4		○			114007	-	0.1度以下	○	2			原水					
H24-055	-01	H24.11	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系利根川	地表水	群馬県県央第一水道	レベル4		○			679798		0.1度以下			○	1	原水					
H24-056	-01	H24.11	三重県	名張市	上水道	淀川水系名張川	地表水	長瀬浄水場	レベル4	○	○			222	-	不明	○	3			原水					
H24-057	-01	H24.12	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川	地表水	飯泉取水管理事務所			○			–	-	0.1度以下			○	1	原水					浄水施設不明
H24-058	-01	H24.12	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川	地表水	社家取水管理事務所			○			–	-	0.1度以下	○	13	○	1	原水					浄水施設不明
H24-059	-01	H24.12	大分県	大分市水道局	上水道	大野川	地表水	県判田取水口			○			148933	大分県畜産公社（豊後大野市犬飼町）/畜産農場（豊後大野市大野川流域に散在）	0.1度以下			○	1	原水					浄水施設不明
H24-060	-01	H24.12	三重県	名張市	上水道	淀川水系名張川	地表水	長瀬浄水場	レベル4	○	○			222	-	不明	○	6			原水					原水2個（取水口付近）/原水本流4個
H24-061	-01	H24.12	千葉県	南房総市	上水道	長尾川水系馬喰川	地表水	白浜浄水場	レベル4		○			4952	-	0.1度以下	○	1			原水					
H24-062	-01	H24.12	神奈川県	神奈川県企業庁企業局	上水道	相模川	地表水	寒川浄水場	レベル4	○	○			1263000	-	0.1度以下	○	3	○	3	原水					
H24-063	-01	H24.12	三重県	名張市	上水道	淀川水系名張川	地表水	長瀬浄水場	レベル4	○	○			222	-	不明	○	1			原水					
H24-064	-01	H24.12	東京都	東京都	上水道	利根川水系荒川	地表水	東村山浄水場	レベル4		○			2602000	-	0.1度以下	○	2	○	1	原水					

表 4-6　クリプトポリジウム等の検出状況（4/11）

処理用連番	枝番	発生時期（年/月）	都道府県名	事業体/自治体名	水道種別	水源の名称	水源種別	浄水施設名（記載がない場合、取水口等の記載があれば記す）	リスクレベル	浄水処理方法				給水人口（人）	原因	検出時の浄水濁度	クリプトスポリジウムの検出		ジアルジアの検出		原水/浄水の別	健康被害発生状況	対応経緯	関係機関との連絡	今後の対応方針	備考欄
										凝集沈殿	急速ろ過	緩速ろ過	消毒のみ				検出の有無（検出の場合○）	濃度（個/10L）	検出の有無（検出の場合○）	濃度（個/10L）						
H24-065	-01	H24.12	愛知県	名古屋市上下水道局	上水道	木曽川水系木曽川	地表水	春日井浄水場	レベル4	○	○			1140000	-	0.1度以下	○	1			原水					
H24-066	-01	H24.12	千葉県	富津市	上水道	小久保ダム	地表水	亀田浄水場	レベル4	○	○			44381	-	0.1度以下	○	1			原水					
H24-067	-01	H25.01	神奈川県	横須賀市上下水道局	上水道	相模川	地表水	有馬浄水場	レベル4		○			114007	-	0.1度以下	○	1			原水					
H24-068	-01	H25.01	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川	地表水	社家取水管理事務所			○			-	-	0.1度以下	○	5			原水					浄水施設不明、給水人口不明
H24-069	-01	H25.01	愛知県	愛知県企業庁	上水道	木曽川水系木曽川	地表水	犬山浄水場	レベル4	○	○			922512	-	0.1度以下			○	1	原水					
H24-070	-01	H25.01	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川	地表水	木下取水場（柏井浄水場西側他）	レベル4	○	○			1031829	-	0.1度以下	○	5	○	7	原水					給水人口の内訳（柏井浄水場西側:698102/北総浄水場:333727）
H24-071	-01	H25.01	千葉県	九十九里地域水道企業団	用水供給	利根川水系利根川（栗山川）	地表水	光浄水場	レベル4		○			62000	-	0.1度以下	○	8	○	3	原水					
H24-072	-01	H25.01	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系利根川	地表水	群馬県東部地域水道	レベル4		○			397004	-	0.1度以下	○	1	○	2	原水					
H24-073	-01	H25.01	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系渡良瀬川	地表水	群馬県新田山田水道	レベル4		○			261598	-	0.1度以下	○	1			原水					
H24-074	-01	H25.02	宮崎県	宮崎市上下水道局	上水道	大淀川水系大淀川	地表水	富吉浄水場	レベル4	○	○			128000	畜舎等からの流出が推定されるが存在場所については未特定	0.1度以下	○	1			原水					
H24-075	-01	H25.02	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系利根川	地表水	群馬県東部地域水道	レベル4		○			397004	-	0.1度以下	○	7	○	14	原水					
H24-076	-01	H25.02	千葉県	千葉県水道局	上水道	江戸川	地表水	矢切取水場（ちば野菊の里浄水場他）	レベル4	○	○			684744	-	0.1度以下	○	2			原水					給水人口の内訳（ちば野菊の里浄水場:193413/栗山浄水場:491331）
H24-077	-01	H25.02	東京都	東京都	上水道	利根川水系江戸川	地表水	金町浄水場	レベル4		○			2059000	-	0.1度以下	○	7			原水					
H24-078	-01	H25.02	東京都	東京都	上水道	利根川水系荒川	地表水	朝霞浄水場	レベル4		○			2699000	-	0.1度以下	○	3			原水					
H24-079	-01	H25.02	千葉県	北千葉広域水道企業団	用水供給	江戸川	地表水	北千葉浄水場	レベル4		○			4136894	-	0.1度以下	○	6			原水					
H24-080	-01	H25.02	宮城県	石巻地方広域水道企業団	上水道	北上川水系旧北上川	地表水	蛇田浄水場他（鹿又取水場）	レベル4		○	○		107554	-	不明	○	2			原水					給水人口の内訳（蛇田浄水場:91847/大街道浄水場:15707）
H24-081	-01	H25.02	宮城県	石巻地方広域水道企業団	上水道	北上川水系旧北上川	地表水	須江山浄水場（鹿又取水場）	レベル4		○			64263	-	不明			○	0.5	原水					1個/20L
H24-082	-01	H25.02	千葉県	九十九里地域水道企業団	用水供給	利根川水系利根川（東金分水工）	地表水	東金浄水場	レベル4	○	○			149000	-	0.1度以下	○	9			原水					
H24-083	-01	H25.02	東京都	東京都	上水道	利根川水系江戸川	地表水	金町浄水場	レベル4		○			2059000	-	0.1度以下	○	2			原水					
H24-084	-01	H25.02	東京都	東京都	上水道	利根川水系江戸川	地表水	三郷浄水場	レベル4		○			2480000	-	0.1度以下	○	4	○	2	原水					
H24-085	-01	H25.02	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系利根川	地表水	群馬県県央第一水道	レベル4	○	○			734607		0.1度以下			○	1	浄水	健康被害報告無し				検査頻度強化、運転管理のさらなる最適化
H24-086	-01	H25.03	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川	地表水	社家取水管理事務所			○			-	-	0.1度以下	○	9	○	1	原水					浄水施設不明、給水人口不明
H24-087	-01	H25.03	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川	地表水	社家取水管理事務所			○			-	-	0.1度以下	○	25			原水					浄水施設不明、給水人口不明
H24-088	-01	H25.03	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川	地表水	社家取水管理事務所			○			-	-	0.1度以下	○	7			原水					浄水施設不明、給水人口不明
H24-089	-01	H25.03	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	地表水	寒川取水事務所						-	-	0.1度以下	○	17			原水					浄水施設不明、給水人口不明
H24-090	-01	H25.03	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	地表水	小雀浄水場	レベル4	○	○			1224382	-	0.1度以下	○	32			原水					
H24-091	-01	H25.03	千葉県	銚子市	上水道	利根川水系黒部川	地表水	本城浄水場	レベル4	○	○			56000	-	0.1度以下	○	5			原水					
H24-092	-01	H25.03	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	地表水	寒川取水事務所						-	-	0.1度以下	○	15			原水					浄水施設不明、給水人口不明
H24-093	-01	H25.03	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	地表水	小雀浄水場	レベル4	○	○			1224382	-	0.1度以下	○	16			原水					
H24-094	-01	H25.03	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川	地表水	社家取水管理事務所			○			-	-	0.1度以下	○	13			原水					浄水施設不明、給水人口不明
H24-095	-01	H25.03	千葉県	九十九里地域水道企業団	用水供給	利根川（長柄ダム）	地表水	長柄浄水場	レベル4		○			149000	-	0.1度以下	○	1			原水					
H24-096	-01	H25.03	神奈川県	神奈川県企業庁企業局	上水道	相模川	地表水	寒川浄水場	レベル4	○	○			1263000	-	0.1度以下	○	7			原水					
H24-097	-01	H25.03	千葉県	千葉県水道局	上水道	高滝ダム湖	地表水	福増浄水場（高滝取水場）	レベル4	○	○			230000	-	0.1度以下	○	2	○	1	原水					
H24-098	-01	H25.03	愛知県	名古屋市上下水道局	上水道	木曽川水系木曽川	地表水	大治浄水場	レベル4	○	○			920000	-	0.1度以下			○	1	原水					
H24-099	-01	H25.03	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川	地表水	社家取水管理事務所			○			-	-	0.1度以下	○	20			原水					浄水施設不明、給水人口不明
H24-100	-01	H25.03	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系利根川	地表水	群馬県県央第二水道	レベル4		○			771088	-	0.1度以下			○	2	原水					
H24-101	-01	H25.03	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川	地表水	社家取水管理事務所			○			-	-	0.1度以下	○	4			原水					浄水施設不明、給水人口不明
H24-102	-01	H25.03	神奈川県	横須賀市上下水道局	上水道	相模川	地表水	有馬浄水場	レベル4		○			114007	-	0.1度以下	○	3			原水					
H24-103	-01	H25.03	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	地表水	寒川取水事務所						-	-	0.1度以下	○	2			原水					浄水施設不明、給水人口不明
H25-001	-01	H25.04	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川	地表水	飯泉取水管理事務所			○			-	-	0.1度以下			○	3	原水					浄水施設不明
H25-002	-01	H25.04	千葉県	市原市	上水道	養老川水系高滝ダム	地表水	新井浄水場	レベル4		○			25000	-	0.1度以下	○	1			原水					
H25-003	-01	H25.04	栃木県	栃木県企業局	用水供給	利根川水系鬼怒川	地表水	宇都宮市下岡本町　新鬼怒川橋						-	-	0.1度以下					原水					浄水施設不明、給水人口不明
H25-004	-01	H25.04	神奈川県	横須賀市上下水道局	上水道	相模川	地表水	有馬浄水場	レベル4		○			114007	-	0.1度以下	○	1			原水					
H25-005	-01	H25.04	千葉県	九十九里地域水道企業団	用水供給	利根川水系利根川（栗山川）	地表水	光浄水場	レベル4		○			62000	-	0.1度以下	○	3			原水					
H25-006	-01	H25.04	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系渡良瀬川	地表水	群馬県新田山田水道	レベル4		○			261598	-	0.1度以下			○	1	原水					
H25-007	-01	H25.04	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系利根川	地表水	群馬県東部地域水道	レベル4		○			397004	-	0.1度以下			○	8	原水					
H25-008	-01	H25.04	千葉県	千葉県水道局	上水道	印旛沼	地表水	印旛取水場（柏井浄水場東側）	レベル4	○	○			400000	-	0.1度以下			○	6	原水					
H25-009	-01	H25.04	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川	地表水	木下取水場（柏井浄水場西側他）	レベル4	○	○			1031829	-	0.1度以下			○	2	原水					給水人口の内訳（柏井浄水場西側:698102/北総浄水場:333727）
H25-010	-01	H25.04	東京都	東京都	上水道	利根川水系江戸川	地表水	三郷浄水場	レベル4		○			2480000	-	0.1度以下			○	1	原水					
H25-011	-01	H25.04	東京都	東京都	上水道	利根川水系荒川	地表水	朝霞浄水場	レベル4		○			2699000	-	0.1度以下			○	1	原水					
H25-012	-01	H25.05	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	地表水	小雀浄水場	レベル4	○	○			1224382	-	0.1度以下	○	1	○	1	原水					
H25-013	-01	H25.05	奈良県	桜井市上下水道部	上水道	倉橋溜池	地表水	外山浄水場	レベル4	○	○			37000	-	0.1度以下			○	2	原水					

表 4-7　クリプトポリジウム等の検出状況（5/11）

処理用連番	枝番	発生時期（年/月）	都道府県名	事業体/自治体名	水道種別	水源の名称	水源種別	浄水施設名（記載がない場合、取水口等の記載があれば記す）	リスクレベル	浄水処理方法 凝集沈殿	浄水処理方法 急速ろ過	浄水処理方法 緩速ろ過	浄水処理方法 消毒のみ	給水人口（人）	原因	検出時の浄水濁度	クリプトスポリジウムの検出 検出の有無（検出の場合○）	クリプトスポリジウムの検出 濃度（個/10L）	ジアルジアの検出 検出の有無（検出の場合○）	ジアルジアの検出 濃度（個/10L）	原水/浄水の別	健康被害発生状況	対応経緯	関係機関との連絡	今後の対応方針	備考欄
H25-014	-01	H25.05	東京都	東京都	上水道	利根川水系江戸川	地表水	金町浄水場	レベル4		○			2059000	-	0.1度以下	○	1			原水					
H25-015	-01	H25.05	千葉県	千葉県水道局	上水道	江戸川	地表水	矢切取水場（ちば野菊の里浄水場他）	レベル4	○	○			684744	-	0.1度以下			○	1	原水					給水人口の内訳（ちば野菊の里浄水場：193413/栗山浄水場：491331）
H25-016	-01	H25.05	山口県	下関市上下水道局	上水道	内日貯水池	地表水	長府浄水場他	レベル4	○	○	○		229845	-	0.1度以下			○	19	原水					給水人口の内訳（長府浄水場：222346/高尾浄水場：7499）
H25-017	-01	H25.06	東京都	東京都	上水道	利根川水系荒川	地表水	東村山浄水場	レベル4		○			2602000	-	0.1度以下	○	4			原水					
H25-018	-01	H25.06	神奈川県	横須賀市上下水道局	上水道	相模川	地表水	有馬浄水場	レベル4		○			114007	-	0.1度以下	○	7			原水					
H25-019	-01	H25.06	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	地表水	寒川取水事務所						–	-	0.1度以下	○	1			原水					浄水施設不明、給水人口不明
H25-020	-01	H25.06	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	地表水	小雀浄水場	レベル4	○	○			1224382	-	0.1度以下	○	1	○	1	原水					
H25-021	-01	H25.07	栃木県	栃木県	上水道	渡良瀬川水系思川	地表水	渡良瀬川水系思川（間中橋付近）						–	-	0.1度以下	○	3			原水					浄水施設不明、給水人口不明
H25-022	-01	H25.07	北海道	北海道	小規模水道	湧水	地表水	北海道島牧村								不明	○	1			原水					飲料水供給施設
H25-022	-02	H25.07	北海道	北海道	小規模水道	湧水	地表水	北海道島牧村								不明	○	2			浄水	不明	島牧村（簡水）によるポリタンク給水実施。	週末の健康被害発生情報に備えて連絡体制を確保。	膜処理装置設置準備中。	飲料水供給施設
H25-023	-01	H25.07	栃木県	栃木県	上水道	那珂川水系那珂川	地表水	那珂川水系那珂川（那須烏山市川堀付近）						–	-	0.1度以下	○	1			原水					浄水施設不明、給水人口不明
H25-024	-01	H25.07	栃木県	栃木県	上水道	渡良瀬川水系思川	地表水	渡良瀬川水系思川（清州橋付近）						–	-	0.1度以下	○	3			原水					浄水施設不明、給水人口不明
H25-025	-01	H25.07	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系渡良瀬川	地表水	群馬県新田山田水道	レベル4		○			261598	-	0.1度以下			○	1	原水					
H25-026	-01	H25.07	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川	地表水	木下取水場（柏井浄水場西側他）	レベル4	○	○			1031829	-	0.1度以下	○	1			原水					給水人口の内訳（柏井浄水場西側：698102/北総浄水場：333727）
H25-027	-01	H25.08	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	地表水	小雀浄水場	レベル4	○	○			1224382	-	0.1度以下	○	2			原水					
H25-028	-01	H25.08	千葉県	夷隅郡大多喜町	上水道	養老川水系養老川	地表水	面白浄水場	レベル4		○			2177	-	0.1度以下	○	1			原水					
H25-029	-01	H25.08	千葉県	夷隅郡大多喜町	上水道	養老川水系養老川	地表水	面白浄水場	レベル4		○			2177	-	0.1度以下	○	3			原水					
H25-030	-01	H25.08	千葉県	千葉県水道局	上水道	江戸川	地表水	矢切取水場（ちば野菊の里浄水場他）	レベル4	○	○			684744	-	0.1度以下			○	1	原水					給水人口の内訳（ちば野菊の里浄水場：193413/栗山浄水場：491331）
H25-031	-01	H25.09	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川	地表水	飯泉取水管理事務所			○			–	-	0.1度以下			○	1	原水					浄水施設不明、給水人口不明
H25-032	-01	H25.09	大阪府	大阪府健康医療部	簡易水道	天王川支流	地表水	天王浄水場	レベル4			○		175	-	0.1度以下	○	2			原水					
H25-033	-01	H25.09	東京都	八王子市	専用水道	井戸水	被圧地下水（深井戸）	特別養護老人ホーム　小松原園	レベル3					100	-	不明			○		原水					
H25-034	-01	H25.09	神奈川県	横須賀市上下水道局	上水道	相模川	地表水	有馬浄水場	レベル4		○			114007	-	0.1度以下			○	2	原水					
H25-035	-01	H25.10	岐阜県	岐阜県	上水道	関ヶ原町藤古川ダム	地表水	藤古川浄水場	レベル4	○	○		○	3000	-	0.1度以下			○	1	原水					
H25-036	-01	H25.10	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川	地表水	社家取水管理事務所			○			–	-	0.1度以下			○	1	原水					浄水施設不明、給水人口不明
H25-037	-01	H25.10	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系渡良瀬川	地表水	群馬県新田山田水道	レベル4		○			261598	-	0.1度以下			○	1	原水					
H25-038	-01	H25.10	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系利根川	地表水	群馬県東部地域水道	レベル4		○			397004	-	0.1度以下	○	1	○	6	原水					
H25-039	-01	H25.10	千葉県	千葉県水道局	上水道	印旛沼	地表水	印旛取水場（柏井浄水場東側）	レベル4	○	○			400000	-	0.1度以下			○	1	原水					
H25-040	-01	H25.10	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川	地表水	木下取水場（柏井浄水場西側他）	レベル4	○	○			1031829		0.1度以下			○	1	原水					給水人口の内訳（柏井浄水場西側：698102/北総浄水場：333727）
H25-041	-01	H25.11	東京都	東京都	上水道	大川浄水場原水管	地表水	大川浄水場	レベル4	○	○			1559	-	不明	○	1			原水					
H25-042	-01	H25.11	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系利根川	地表水	群馬県東部地域水道	レベル4		○			398101	-	0.1度以下			○	2	原水					
H25-043	-01	H25.11	東京都	東京都	上水道		地表水	秋ヶ瀬取水堰（朝霞浄水場他）	レベル4		○			5900000	-	0.1度以下	○	2			原水					給水人口の内訳（朝霞浄水場:2800000/東村山浄水場:2300000/三園浄水場:800000）
H25-044	-01	H25.11	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川水系利根川	地表水	東金分水工		○	○			1000000	-	0.1度以下	○	1			原水					浄水施設不明
H25-045	-01	H25.11	群馬県	群馬県企業局	用水供給	群馬用水（利根川水系利根川）	地表水	群馬県県央第一水道	レベル4		○			734845	-	0.1度以下			○	1	原水					
H25-046	-01	H25.11	大阪府	豊中市上下水道局	上水道	猪名川	伏流水	猪名川取水場		○	○			36956	-	0.1度以下	○	1			原水					浄水施設不明
H25-047	-01	H25.12	大阪府	大阪市水道局	上水道	淀川	地表水	柴島浄水場	レベル4	○	○			2666371	-	0.1度以下			○	2	原水					
H25-048	-01	H25.12	茨城県	茨城県企業局	上水道	涸沼川	地表水	涸沼川浄水場	レベル4	○	○			136607	-	0.1度以下			○	1	原水					
H25-049	-01	H25.12	大阪府	能勢町	簡易水道		地表水	妙見山取水場				○		5	-	0.1度以下	○	5			原水					浄水施設不明
H25-050	-01	H25.12	千葉県	千葉県水道局	上水道	養老川水系　高滝ダム湖	地表水	高滝取水場		○	○			230000	-	0.1度以下	○	2			原水					浄水施設不明
H25-051	-01	H25.12	茨城県	茨城県企業局	用水供給	利根川	地表水	県南水道事務所利根川浄水場	レベル4	○	○			264278	-	0.1度以下			○	1	原水					
H25-052	-01	H25.12	茨城県	茨城県企業局	用水供給	利根川	地表水	県西水道事務所水海道浄水場	レベル4	○	○			231672	-	0.1度以下			○	1	原水					
H25-053	-01	H25.12	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川水系利根川（長柄ダム）	地表水	長柄浄水場	レベル4	○	○			149000	-	0.1度以下	○	1			原水					
H25-054	-01	H26.01	宮崎県	宮崎市	上水道	大淀川	地表水	下北方浄水場(柏田取水口)	レベル4	○	○			179000	-	0.1度以下	○	3			原水					
H25-055	-01	H26.01	千葉県	銚子市	上水道	利根川水系黒部川	地表水	本城浄水場	レベル4	○	○			67385	-	0.1度以下	○	3	○	1	原水					
H25-056	-01	H26.01	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川	地表水	県南水道事務所利根川浄水場　取水口	レベル4	○	○			264278	-	0.1度以下	○	1	○	2	原水					
H25-057	-02	H26.01	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川	地表水	県西水道事務所水海道浄水場　利根川取水口	レベル4	○	○			231672	-	0.1度以下	○	1	○	4	原水					
H25-058	-03	H26.01	茨城県	茨城県企業局	上水道	鬼怒川	地表水	県西水道事務所水海道浄水場　鬼怒川取水口	レベル4	○	○			231672	-	0.1度以下	○	2			原水					
H25-059	-01	H26.01	群馬県	群馬県企業局	水道用水供給事業	利根川	地表水	群馬県東部地域水道（取水位置：群馬県邑楽郡千代田町大字瀬戸井地先）	レベル4		○			398101	-	0.1度以下			○	5	原水					
H25-060	-01	H26.01	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川水系　印旛沼	地表水	印旛取水場	レベル1	○	○			315000	-	0.1度以下			○	1	原水					
H25-061	-01	H26.01	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川	地表水	木下取水場		○	○			1006000	-	0.1度以下	○	5	○	5	原水					
H25-062	-01	H26.01	大阪府	池田市上下水道部	上水道	猪名川	地表水	池田市古江浄水場猪名川取水口	レベル4	○	○			103000	-	0.1度以下			○	1	原水					
H25-063	-01	H26.01	東京都	東京都	上水道	–	地表水	三郷取水庭（埼玉県三郷市新和）	レベル4		○			4500000	-	0.1度以下			○	1	原水					（給水範囲人口内訳）金町浄水場：2,500,000人、三郷浄水場：2,000,000人（平成24年度配水量等による概算）
H25-064	-01	H26.01	千葉県	野田市水道部	上水道	江戸川	地表水	中野台取水場		○	○			127000	-	不明			○	2	原水					

表 4-8　クリプトポリジウム等の検出状況（6/11）

処理用連番	枝番	発生時期（年/月）	都道府県名	事業体/自治体名	水道種別	水源の名称	水源種別	浄水施設名（記載がない場合、取水口等の記載があれば記す）	リスクレベル	浄水処理方法 凝集沈殿	急速ろ過	緩速ろ過	消毒のみ	給水人口（人）	原因	検出時の浄水濁度	クリプトスポリジウムの検出 検出の有無（検出の場合○）	濃度（個/10L）	ジアルジアの検出 検出の有無（検出の場合○）	濃度（個/10L）	原水/浄水の別	健康被害発生状況	対応経緯	関係機関との連絡	今後の対応方針	備考欄
H25-065	-01	H26.01	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川水系利根川（栗山川）	地表水	光取水場		○	○			62000	-	0.1度以下	○	24	○	3	原水					
H25-066	-01	H26.02	京都府	京都市上下水道局	上水道	琵琶湖	地表水	第2疏水取水口		○	○			1450000	-	0.1度以下			○	1	原水					
H25-067	-01	H26.02	長野県	長野県企業局	上水道	千曲川	地表水	上田市小牧地籍　上田農水頭首工		○	○			35000	-	0.1度以下			○	2	原水					
H25-068	-01	H26.02	大阪府	大阪市水道局	上水道	淀川	地表水	柴島浄水場	レベル4	○	○			2666371	-	0.1度以下	○	1			原水					
H25-069	-01	H26.02	茨城県	茨城県企業局	上水道	涸沼川	地表水	茨城県企業局　県中央水道事務所涸沼川　取水口		○	○			136607	-	0.1度以下			○	1	原水					
H25-070	-01	H26.02	岐阜県	岐阜県	専用水道	支流	地表水	貝月リゾート水源：貝月谷支流	レベル4		○			800	-	0.1度以下	○	3			原水					水源として「支流」とのみ記載
H25-071	-01	H26.02	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川	地表水	県南水道事務所利根川浄水場　取水口		○	○			264278	-	0.1度以下			○	14	原水					
H25-072	-02	H26.02	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川	地表水	県西水道事務所水海道浄水場　利根川取水口		○	○			231672	-	0.1度以下	○	1	○	18	原水					
H25-073	-03	H26.02	茨城県	茨城県企業局	上水道	鬼怒川	地表水	県西水道事務所水海道浄水場　鬼怒川取水口		○	○			231672	-	0.1度以下			○	3	原水					
H25-074	-01	H26.02	茨城県	茨城県企業局	上水道	涸沼川	地表水	茨城県企業局　県中央水道事務所涸沼川　取水口		○	○			136607	-	0.1度以下			○	1	原水					
H25-075	-01	H26.02	宮城県	石巻地方広域水道企業団	上水道	旧北上川	地表水	鹿又取水場		○	○	○		154778	-	0.1度以下	○	1			原水					（浄水処理方法）蛇田浄水場及び須江山浄水場：凝集沈殿、急速ろ過、大街道浄水場：凝集沈殿、緩速ろ過
H25-076	-01	H26.02	千葉県	千葉県水道局	上水道	江戸川	地表水	矢切取水場		○	○			650000	-	0.1度以下	○	1	○	1	原水					
H25-077	-01	H26.02	東京都	東京都	上水道	−	地表水	金町取水塔（東京都葛飾区金町浄水場地先）	レベル4		○			10400000	-	0.1度以下	○	3	○	4	原水					・水源記載なし。 ・（給水範囲人口内訳）金町浄水場：2,500,000人、三郷
H25-078	-02	H26.02	東京都	東京都	上水道	−	地表水	秋ヶ瀬取水堰（埼玉県志木市宗岡）			○			10400000	-	0.1度以下	○	2	○	7	原水					・水源記載なし。 ・（給水範囲人口内訳）金町浄水場：2,500,000人、三郷
H25-079	-01	H26.02	千葉県	北千葉広域水道企業団	水道用水供給	江戸川	地表水	北千葉広域水道企業団取水口（松戸市七右衛門新田地先）		○	○			4139442	-	0.1度以下			○	7	原水					
H25-080	-01	H26.02	群馬県	群馬県企業局	水道用水供給	利根川	地表水	群馬県東部地域水道（取水位置：群馬県邑楽郡千代田町大字瀬戸井地先）			○			398101	-	0.1度以下			○	14	原水					
H25-081	-01	H26.02	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川	地表水	東金分水工		○	○			114000	-	0.1度以下	○	26	○	1	原水					
H25-082	-01	H26.03	宮崎県	宮崎市	上水道	大淀川	地表水	下北方浄水場(柏田取水口)	レベル4	○	○			179000	-	0.1度以下	○	1			原水					
H25-083	-01	H26.03	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	地表水	社家取水管理事務所		○	○			−	-	0.1度以下			○	1	原水					
H25-084	-01	H26.03	岐阜県	岐阜県	簡易水道	フトウ谷水源	地表水	フトウ谷水源取水施設				○		64	-	0.1度以下	○	2			原水					
H25-085	-01	H26.03	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川（長柄ダム）	地表水	長柄取水場		○	○			149000	-	0.1度以下	○	3			原水					
H25-086	-01	H26.03	京都府	京都市上下水道局	上水道	琵琶湖	地表水	第2疏水取水口		○	○			1450000	-	0.1度以下			○	3	原水					
H25-087	-01	H26.03	東京都	東京都	上水道	−	地表水	カロー谷（東京都奥多摩町）			○	○		3327100	-	0.1度以下	○	1			原水					[illegible]
H25-088	-01	H26.03	群馬県	群馬県企業局	水道用水供給	群馬用水(利根川水系利根川)	地表水	群馬県県央第二水道（取水位置：群馬県沼田市岩本町大字巻地先）			○			765677	-	0.1度以下			○	1	原水					
H25-089	-01	H26.03	神奈川県	神奈川県企業庁	上水道	相模川（表流水及び伏流水）	地表水	谷ケ原浄水場	レベル4	○	○	○		440000	-	0.1度以下			○	2	原水					
H25-090	-01	H26.03	東京都	東京都	上水道	−	地表水	沼本ダム（沼本調整池）　長沢浄水場	レベル4		○			700000	-	0.1度以下	○	1			原水					
H25-091	-01	H26.03	岐阜県	岐阜県	簡易水道	戸谷水源・寄合谷水源	地表水	戸谷水源・寄合谷水源取水施設				○		255	-	0.1度以下	○	1			原水					
H25-092	-01	H26.03	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川	地表水	県南水道事務所利根川浄水場　取水口		○	○			264278	-	0.1度以下			○	1	原水					
H25-093	-02	H26.03	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川	地表水	県西水道事務所水海道浄水場　利根川取水口		○	○			231672	-	0.1度以下			○	1	原水					
H25-094	-03	H26.03	茨城県	茨城県企業局	上水道	鬼怒川	地表水	県西水道事務所水海道浄水場　鬼怒川取水口		○	○			231672	-	0.1度以下			○	2	原水					
H25-095	-01	H26.03	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	地表水	寒川取水事務所	レベル4	○	○			1290000	-	0.1度以下	○	1			原水					
H25-096	-01	H26.03	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	地表水	寒川取水事務所	レベル4	○	○			1290000	-	0.1度以下	○	1			原水					
H26-001	-01	H26.04	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川水系	地表水	飯泉取水管理事務所		○	○			−	-	0.1度以下	○	1			原水					給水人口記載なし
H26-002	-01	H26.04	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川	地表水	群馬県東部地域水道（取水位置：群馬県邑楽郡千代田町大字瀬戸井地先）			○			398101	-	0.1度以下	○	1	○	2	原水					
H26-003	-01	H26.04	神奈川県	神奈川県企業庁	上水道	相模川	地表水	寒川浄水場	レベル4	○	○			1280000	-	0.1度以下	○	2			原水					
H26-004	-01	H26.04	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川	地表水	木下取水場		○	○			1006000	-	0.1度以下	○	1			原水					
H26-005	-01	H26.05	岐阜県	岐阜県	簡易水道	谷水	地表水	大崎取水場				○		26	-	0.1度以下	○	1			原水					
H26-006	-01	H26.05	千葉県	千葉県水道局	上水道	江戸川	地表水	矢切取水場		○	○			650000	-	0.1度以下			○	1	原水					
H26-007	-01	H26.05	大阪府	豊中市上下水道局	上水道	猪名川	伏流水	猪名川取水場		○	○			50700	-	0.1度以下			○	1	原水					
H26-008	-01	H26.05	茨城県	茨城県企業局	上水道	涸沼川	地表水	茨城県企業局　県中央水道事務所涸沼川　取水口		○	○			136607	-	0.1度以下			○	6	原水					
H26-009	-01	H26.05	群馬県	群馬県企業局	用水供給	群馬用水(利根川水系利根川)	地表水	群馬県県央第一水道（取水位置：群馬県沼田市岩本町大字巻地先）	レベル4		○			734845	-	0.1度以下			○	1	原水					
H26-010	-01	H26.06	岐阜県	岐阜県	簡易水道	フトウ谷水源	地表水	フトウ谷水源取水施設				○		64	-	0.1度以下	○	3			原水					
H26-011	-01	H26.06	岐阜県	岐阜県	簡易水道	コウクルビ谷水源	地表水	コウクルビ谷水源取水施設			○			76	-	0.1度以下			○	1	原水					
H26-012	-01	H26.06	群馬県	桐生市水道局	上水道	利根川水系桐生川	地表水	上菱浄水場　跳滝取水口	レベル4	○	○			21091	-	0.1度以下			○	1	原水					
H26-013	-01	H26.06	群馬県	群馬県企業局	用水供給	群馬用水(利根川水系利根川)	地表水	群馬県県央第二水道（取水位置：群馬県沼田市岩本町大字巻地先）	レベル4		○			765677	-	0.1度以下			○	1	原水					
H26-014	-01	H26.06	岐阜県	岐阜県	簡易水道	神蛇洞水源	地表水	神蛇洞水源取水施設				○		286	-	0.1度以下	○	1			原水					
H26-015	-01	H26.06	岩手県	盛岡市上下水道局	上水道	中津川	地表水	中津川取水場		○	○			60,484	-	0.1度以下	○	1			原水					
H26-016	-01	H26.07	大阪府	大阪府	簡易水道	石川系水越川上流支川	地表水	青崩浄水場	レベル4	○	○			90	-	0.1度以下			○	1	原水					
H26-017	-01	H26.07	千葉県	野田市水道部	上水道	江戸川	地表水	中野台取水場		○	○			127,000	-	不明			○	1	原水					
H26-018	-01	H26.07	香川県	琴平町水道事業/琴平町	上水道	堀池水源地	不圧地下水（浅井戸）	五条浄水場	レベル3	○	○			9,000	-	0.1度以下	○	1			原水					
H26-019	-01	H26.07	神奈川県	横浜市水道局	上水道	道志川	地表水	青山ずい道出口				○		210,000	-	0.1度以下	○	1			原水					浄水処理方法「膜ろ過」
H26-020	-01	H26.07	東京都	東京都	上水道	−	地表水	三郷取水庭	レベル4		○			10400000	-	0.1度以下			○	1	原水					・水源記載なし。 ・（給水範囲人口内訳）金町浄水場：2,500,000人、三郷

表 4-9　クリプトポリジウム等の検出状況（7/11）

処理用連番	枝番	発生時期（年/月）	都道府県名	事業体/自治体名	水道種別	水源の名称	水源種別	浄水施設名（記載がない場合、取水口等の記載があれば記す）	リスクレベル	浄水処理方法				給水人口（人）	原因	検出時の浄水濁度	クリプトスポリジウムの検出		ジアルジアの検出		原水/浄水の別	健康被害発生状況	対応経緯	関係機関との連絡	今後の対応方針	備考欄
										凝集沈殿	急速ろ過	緩速ろ過	消毒のみ				検出の有無（検出の場合○）	濃度（個/10L）	検出の有無（検出の場合○）	濃度（個/10L）						
H26-021	-02	H26.07	東京都	東京都	上水道	–	地表水	秋ヶ瀬取水堰			○			10400000	-	0.1度以下			○	1	原水					・水源記載なし。 ・（給水範囲人口内訳）金町浄水場：2,500,000人、三郷浄水
H26-022	-01	H26.07	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川	地表水	群馬県東部地域水道（取水位置：群馬県邑楽郡千代田町大字瀬戸井地先）	レベル4		○			398,101	-	0.1度以下			○	3	原水					
H26-023	-01	H26.07	北海道	島牧村	簡易水道	高田の川	伏流水	永豊地区の配水池	レベル3				○	1,500	-	不明	○	1			浄水					・水源種別「湧水」 ・（クリプトスポリジウムの検出）原水からクリプトスポリジウム検
H26-024	-01	H26.07	栃木県	栃木県		渡良瀬川水系思川河川水	地表水	栃木県栃木市大光寺橋付近						–	-	0.1度以下	○	2			原水					・水道種別、浄水処理方法、給水範囲の人口について記載なし。
H26-025	-01	H26.08	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	地表水	社家取水管理事務所		○	○			–	-	0.1度以下	○	3			原水					
H26-026	-01	H26.08	北海道	富良野市	用水供給	–	伏流水	富良野市字山部24線地先				○		93	-	不明	○	2			原水					・水道種別の記載は「飲料水供給施設（茜ヶ丘水道利用組合）」
H26-027	-01	H26.08	岐阜県	岐阜県	専用水道	貝月谷支流水源地	地表水	貝月リゾート水源：貝月谷支流	レベル4		○			800	-	0.1度以下	○	4	○	2	原水					「経緯」等の濁度の記載について一部矛盾がみられる。報告時点で、台風11号の影響による施設破損の影響が残っているよ
H26-028	-01	H26.08	千葉県	北千葉広域水道企業団	用水供給	江戸川	地表水	北千葉広域水道企業団取水口（松戸市七右衛門新田地先）		○	○			4139442	-	0.1度以下	○	2	○	2	原水					
H26-029	-01	H26.08	千葉県	千葉県水道局	上水道	江戸川	地表水	矢切取水場		○	○			650000	-	0.1度以下			○	2	原水					
H26-030	-01	H26.08	大阪府	豊中市上下水道局	上水道	猪名川	伏流水	猪名川取水場		○	○			50,700	-	0.1度以下	○	1			原水					
H26-031	-01	H26.09	岐阜県	岐阜県	簡易水道	東谷水源	地表水	東谷水源取水施設			○			72	-	0.1度以下	○	1			原水					
H26-032	-01	H26.09	北海道	置戸町	簡易水道	訓子府支流川	地表水	秋田取水場	レベル4		○			195	-	0.1度以下	○	2			原水					
H26-033	-01	H26.09	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川	地表水	小山取水場		○	○			231,672	-	0.1度以下			○	1	原水					
H26-034	-02	H26.09	茨城県	茨城県企業局	上水道	鬼怒川	地表水	板戸井取水場		○	○			231,672	-	0.1度以下			○	3	原水					
H26-035	-01	H26.09	東京都	東京都	上水道	–	地表水	扇浦浄水場水質試験室		○	○			2,025	-	0.1度以下			○	1	原水					
H26-036	-02	H26.09	東京都	東京都	上水道	–	不圧地下水（浅井戸）	沖村浄水場着水井		○	○			463	-	0.1度以下			○	1	原水					
H26-037	-01	H26.09	東京都	東京都	上水道	–	地表水	檜原村　北秋川浄水場原水蛇口			○			2,330	-	0.1度以下	○	1			原水					浄水処理方法の記載は「MF膜ろ過法」
H26-038	-01	H26.09	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	地表水	寒川取水事務所	レベル4	○	○			1,290,000	-	0.1度以下			○	1	原水					
H26-039	-01	H26.09	長野県	長野県	簡易水道	汀ノ沢（なぎのさわ）水源	伏流水	水源					○	1,200	-	0.1度以下			○	1	原水					・水源種別「湧水」 ・発生時期は採水が行われた「H26.09」としたが、異常が認知さ
H26-040	-01	H26.10	群馬県	みどり市	上水道	利根川水系川口川	地表水	塩原浄水場　第1水源取水口	レベル4	○	○			49,624	-	0.1度以下	○	1			原水					
H26-041	-01	H26.10	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	地表水	社家取水管理事務所		○	○			–	-	0.1度以下	○	2			原水					・給水人口は記載なし。
H26-042	-01	H26.10	広島県	広島県	簡易水道	才乙水源	伏流水	才乙水源	レベル3			○		130	-	0.1度以下			○	1	原水					
H26-043	-01	H26.10	栃木県	栃木県	用水供給	鬼怒川河川水	地表水	栃木県企業局　鬼怒水道事務所　栃木県宇都宮市板戸地先（鬼怒川左岸）	レベル4					–	-	0.1度以下	○	2			原水					・浄水処理方法、給水範囲の人口は記載なし。
H26-044	-01	H26.10	千葉県	銚子市	上水道	利根川水系黒部川	地表水	千葉県香取郡東庄町新宿1465番地地先		○	○			66,432	-	0.1度以下	○	1			原水					
H26-045	-01	H26.10	岐阜県	岐阜県	上水道	関ケ原町藤古川ダム	地表水	岐阜県関ケ原町藤古川浄水場（取水位置：浄水場内）	レベル4	○	○			3,000	-	0.1度以下	○	2			原水					
H26-046	-01	H26.10	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川	地表水	群馬県東部地域水道（取水位置：群馬県邑楽郡千代田町大字瀬戸井地先）	レベル4		○			398,101	-	0.1度以下			○	3	原水					
H26-047	-02	H26.10	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系渡良瀬川	地表水	群馬県新田山田水道（取水位置：群馬県みどり市大間々町桐原地先）	レベル4		○			264,689	-	0.1度以下			○	1	原水					
H26-048	-01	H26.10	東京都	東京都	上水道	–	地表水	秋ヶ瀬取水堰			○			5,900,000	-	0.1度以下	○	1			原水					・水源名称は記載なし。 ・（給水範囲の人口内訳）東村山浄水場：2,600,000人、三園
H26-049	-01	H26.10	千葉県	野田市水道部	上水道	江戸川	地表水	中野台取水場		○	○			127,000		0.1度以下			○	1	原水					
H26-050	-01	H26.10	群馬県	富岡市	上水道	南牧川	地表水	群馬県下仁田町宮室頭首工取水口		○	○			46,375		0.1度以下			○	1	原水					
H26-051	-01	H26.10	東京都	東京都	上水道	–	地表水	川苔谷（東京都奥多摩町）			○	○		3,629,800		0.1度以下	○	1			原水					・水源名称は記載なし。 ・給水範囲の人口は9箇所の浄水所の合計。内訳は割愛。
H26-052	-01	H26.11	宮崎県	宮崎市	上水道	大淀川	地表水	富吉浄水場(富吉取水口)	レベル4	○	○			154,000		0.1度以下	○	1			原水					
H26-053	-01	H26.11	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川水系	地表水	飯泉取水管理事務所		○	○			–		0.1度以下			○	1	原水					・給水人口は記載なし。
H26-054	-01	H26.11	千葉県	北千葉広域水道企業団	上水道	江戸川	地表水	北千葉広域水道企業団取水口（松戸市七右衛門新田地先）		○	○			4,139,442		0.1度以下	○	2			原水					
H26-055	-01	H26.11	岐阜県	岐阜県	簡易水道	–	不圧地下水（浅井戸）	中神渕第一取水	レベル3		○			927		0.1度以下	○	1			原水					
H26-056	-01	H26.11	北海道	北海道	上水道	石狩川水系千歳川	地表水	江別市ゆめみ野東町30番地地先			○			75,000		0.1度以下			○	1	原水					
H26-057	-01	H26.11	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川	地表水	茨城県企業局　県南水道事務所利根川浄水場　取水口		○	○			260,208		0.1度以下			○	1	原水					
H26-058	-01	H26.11	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川	地表水	東金分水工		○	○			143,404		0.1度以下			○	5	原水					
H26-059	-01	H26.11	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川	地表水	群馬県東部地域水道（取水位置：群馬県邑楽郡千代田町大字瀬戸井地先）	レベル4		○			398,101		0.1度以下			○	3	原水					
H26-060	-01	H26.11	群馬県	桐生市水道局	上水道	利根川水系桐生川	地表水	上菱浄水場　跳滝取水口	レベル4	○	○			21,889		0.1度以下	○	1			原水					
H26-061	-01	H26.12	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	地表水	社家取水管理事務所		○	○			–		0.1度以下	○	2	○	1	原水					・給水人口は記載なし。
H26-062	-01	H26.12	岐阜県	岐阜県	用水供給	高原川支流呑水谷	地表水	呑水谷水源取水施設				○		27		0.1度以下	○	1			原水					
H26-063	-01	H26.12	群馬県	群馬県企業局	用水供給	群馬用水(利根川水系利根川)	地表水	群馬県県央第二水道（取水位置：群馬県沼田市岩本町大字巻地先）	レベル4		○			765,677		0.1度以下	○	7			原水					
H26-064	-01	H26.12	茨城県	茨城県企業局	上水道	鬼怒川	地表水	茨城県企業局　県西水道事務所水海道浄水場　板戸井取水場		○	○			195509		0.1度以下			○	1	原水					
H27-001	-01	H27.01	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	地表水	社家取水管理事務所		○	○			—		0.1度以下	○	1	○	1	原水					・給水人口は記載なし。
H27-002	-01	H27.01	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	地表水	小雀浄水場（取水場所：高座郡寒川町宮山4073）	レベル4	○	○			1,290,000		0.1度以下	○	6			原水					
H27-003	-01	H27.01	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川水系利根川、鬼怒川	地表水	[illegible]	レベル4	○	○			455,717		0.1度以下	○	2	○	1	原水					
H27-004	-01	H27.01	岐阜県	岐阜県	上水道	関ケ原町藤古川ダム	地表水	岐阜県関ケ原町藤古川浄水場（取水位置：浄水場内）	レベル4	○	○			3,000		0.1度以下	○	1			原水					
H27-005	-01	H27.01	神奈川県	神奈川県企業庁	上水道	相模川（表流水及び伏流水）	地表水、伏流水	寒川浄水場	レベル4	○	○			1,280,000		0.1度以下	○	1	○	1	原水					
H27-006	-01	H27.01	北海道	北海道（増毛町）	簡易水道	岩老川水系カワキの沢川	地表水	増毛町岩老　道有林12林班	レベル4			○		31		0.1度以下	○	1			原水					
H27-007	-01	H27.01	千葉県	野田市水道部	上水道	江戸川	地表水	中野台取水場		○	○			127,000		0.1度以下	○	5			原水					
H27-008	-01	H27.01	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川水系　印旛沼（湖沼）	地表水	印旛取水場	レベル1	○	○			315,000		0.1度以下	○	1			原水					

表 4-10　クリプトポリジウム等の検出状況（8/11）

処理用連番	枝番	発生時期（年/月）	都道府県名	事業体/自治体名	水道種別	水源の名称	水源種別	浄水施設名（記載がない場合、取水口等の記載があれば記す）	リスクレベル	浄水処理方法				給水人口（人）	原因	検出時の浄水濁度	クリプトスポリジウムの検出		ジアルジアの検出		原水/浄水の別	健康被害発生状況	対応経緯	関係機関との連絡	今後の対応方針	備考欄
										凝集沈殿	急速ろ過	緩速ろ過	消毒のみ				検出の有無（検出の場合○）	濃度（個/10L）	検出の有無（検出の場合○）	濃度（個/10L）						
H27-009	-01	H27.01	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川水系　利根川	地表水	木下取水場		○	○			1,011,000		0.1度以下			○	1	原水					
H27-010	-01	H27.01	千葉県	銚子市	上水道	利根川水系黒部川	地表水	千葉県香取郡東庄町新宿1465番地地先		○	○			64,580		0.1度以下	○	1			原水					
H27-011	-01	H27.01	千葉県	銚子市	上水道	利根川水系高田川	地表水	千葉県銚子市白石町80番地地先		○	○			64,580		0.1度以下	○	2			原水					
H27-012	-01	H27.01	群馬県	群馬県企業局	水道用水供給事業	利根川水系利根川	地表水	群馬県東部地域水道（取水位置：群馬県邑楽郡千代田町大字瀬戸井地先）	レベル4		○			406,263		0.1度以下			○	2	原水					
H27-013	-01	H27.01	東京都	東京都	上水道	表流水	地表水	三郷取水庭（埼玉県三郷市新和）	レベル4		○			4,800,000		0.1度以下	○	8	○	1	原水					
H27-014	-01	H27.01	埼玉県	企業局	水道用水供給事業	ダム放流水	地表水	大久保浄水場	レベル4	○	○			－		0.1度以下	○	2			原水					・給水人口は記載なし。
H27-015	-01	H27.01	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川水系利根川（栗山川）	地表水	光取水場（千葉県山武郡横芝光町宝米1751番地）	レベル4	○	○			61,638		0.1度以下	○	1			原水					
H27-016	-01	H27.01	長野県	（辰野町建設水道課）	飲料水供給施設	町沢水源（湧水）	不圧地下水（浅井戸）	水源					○	35		不明	○	1			原水					
H27-017	-01	H27.01	高知県	高知県	専用水道	表流水	地表水	ゆとりすとパーク専用水道位置：高知県長岡郡大豊町中村大王字長橋　竹谷川	レベル4			○		50		0.1度以下	○	1			原水					
H27-018	-01	H27.02	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	地表水	社家取水管理事務所		○	○			－		0.1度以下	○	2			原水					・給水人口は記載なし。
H27-019	-01	H27.02	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	地表水	小雀浄水場（取水場所：高座郡寒川町宮山4073）	レベル4	○	○			1,290,000		0.1度以下	○	9	○	1	原水					
H27-020	-01	H27.02	埼玉県	企業局	水道用水供給事業	ダム放流水	地表水	吉見浄水場	レベル4	○	○			－		0.1度以下	○	5			原水					・給水人口は記載なし。
H27-021	-01	H27.02	岐阜県	岐阜県	七宗町簡易水道（麻生給水区域）	一級河川　神渕川	地表水	麻生取水場	レベル4					1,830		0.1度以下			○	1	原水					・浄水処理方法は「膜ろ過」
H27-022	-01	H27.02	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	地表水	社家取水管理事務所		○	○			－		0.1度以下	○	2	○	8	原水					・給水人口は記載なし。
H27-023	-01	H27.02	茨城県	茨城県企業局	上水道	涸沼川、那珂川	地表水	茨城県企業局　県中央水道事務所涸沼川浄水場　取水口茨城県企業局　県中央水道事務所水戸浄水場　取水場	レベル4	○	○			758,362		0.1度以下			○	1	原水					
H27-024	-01	H27.02	千葉県	北千葉広域水道企業団	水道用水供給	江戸川	地表水	北千葉広域水道企業団取水口（松戸市七右衛門新田地先）	レベル4	○	○			4,155,481		0.1度以下	○	4	○	1	原水					
H27-025	-01	H27.02	北海道	北海道（上砂川町）	上砂川町簡易水道	石狩川水系パンケ歌志内川	地表水	歌志内市字西山44番1地先			○			4,610		0.1度以下	○	1			原水					
H27-026	-01	H27.02	岐阜県	岐阜県	七宗町簡易水道（室兼給水区域）	室兼水源（浅井戸）	不圧地下水（浅井戸）	室兼取水場	レベル3			○		131		0.1度以下	○	1			原水					
H27-027	-01	H27.02	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川水系利根川	地表水	東金分水工（千葉県東金市松之郷字関ノ戸3668番地3）	レベル4	○	○			143,404		0.1度以下	○	3			原水					
H27-028	-01	H27.02	宮城県	石巻地方広域水道企業団	上水道	旧北上川	地表水	鹿又取水場		○	○	○		190,059		0.1度以下	○	1	○	1	原水					
H27-029	-01	H27.02	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川水系鬼怒川、利根川	地表水	茨城県企業局　①県西水道事務所水海道浄水場　板戸井取水場　②県南水道事務所利根川浄水場　利根川取水口	レベル4	○	○			455,717		0.1度以下	○	3	○	3	原水					
H27-030	-01	H27.02	千葉県	北千葉広域水道企業団	水道用水供給	江戸川	地表水	北千葉広域水道企業団取水口（松戸市七右衛門新田地先）	レベル4	○	○			4,155,481		0.1度以下	○	1	○	2	原水					
H27-031	-01	H27.02	東京都	東京都	上水道	利根川水系江戸川	地表水	金町取水塔（東京都葛飾区金町浄水場地先）	レベル4		○			4,800,000		0.1度以下	○	1			原水					
H27-032	-01	H27.02	埼玉県	企業局	水道用水供給事業	表流水、（ダム放流水等）	地表水	新三郷浄水場　江戸川右岸	レベル4	○	○			－		0.1度以下	○	4	○	2	原水					・給水人口は記載なし。
H27-033	-01	H27.02	神奈川県	横須賀市上下水道局	上水道	相模川	地表水	有馬浄水場	レベル4	○	○			410,000		0.1度以下	○	2			原水					
H27-034	-01	H27.02	神奈川県	神奈川県企業庁	上水道	相模川	地表水	寒川浄水場	レベル4	○	○			1,280,000		0.1度以下	○	4			原水					
H27-035	-01	H27.02	群馬県	群馬県企業局	水道用水供給事業	利根川水系利根川	地表水	群馬県東部地域水道（取水位置：群馬県邑楽郡千代田町大字瀬戸井地先）	レベル4		○			398,101		0.1度以下	○	6	○	8	原水					
H27-036	-01	H27.02	沖縄県	沖縄県企業局	用水供給	比謝川・長田川・北部河川・倉敷ダム	地表水	北谷浄水場原水	レベル4	○	○			400,000		0.1度以下	○	1			原水					
H27-037	-01	H27.03	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	地表水	社家取水管理事務所		○	○			－		0.1度以下	○	1			原水					・給水人口は記載なし。
H27-038	-01	H27.03	千葉県	銚子市	上水道	利根川水系黒部川	地表水	千葉県香取郡東庄町新宿1465番地地先		○	○			65,922		0.1度以下	○	2			原水					
H27-039	-01	H27.03	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川，鬼怒川	地表水	茨城県企業局　県西水道事務所水海道浄水場　小山取水場（利根川）板戸井取水場（鬼怒川）	レベル4	○	○			231,672		0.1度以下			○	4	原水					
H27-040	-01	H27.03	宮崎県	宮崎市	上水道	大淀川	地表水	下北方浄水場(柏田取水口)、富吉浄水場(富吉取水口)	レベル4	○	○			3,330,000		0.1度以下	○	1			原水					
H27-041	-01	H27.03	岐阜県	岐阜県	飛騨市神岡上水道	山田川支流穴谷水源	地表水	穴谷水源地			○			6,213		0.1度以下			○	1	原水					
H27-042	-01	H27.03	東京都	東京都	上水道	表流水	地表水	秋ヶ瀬取水堰（埼玉県志木市宗岡）			○			5,800,000		0.1度以下	○	3	○	1	原水					
H27-043	-01	H27.03	神奈川県	横須賀市上下水道局	上水道	相模川	地表水	有馬浄水場	レベル4	○	○			410,000		0.1度以下	○	1	○	1	原水					
H27-044	-01	H27.03	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	地表水	寒川取水事務所	レベル4	○	○			1,290,000		0.1度以下	○	2			原水					
H27-045	-01	H27.03	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	地表水	小雀浄水場（取水場所：高座郡寒川町宮山4073）	レベル4	○	○			1,290,000		0.1度以下	○	1			原水					
H27-046	-01	H27.01	福岡県	北九州市	専用水道	遠賀川、紫川、河内貯水池の混合原水（比	地表水	新日鐵住金専用水道　戸畑浄水場		○	○			44,500		0.1度以下			○	1	原水					
H27-047	-01	H28.02	東京都	東京都	上水道	表流水	地表水	秋ヶ瀬取水堰（埼玉県志木市宗岡）			○			5,410,000		0.1度以下	○	3			原水					
H27-048	-01	H27.04	北海道	（南富良野町）	簡易水道	石狩川水系エホロアカンベツ川支流一の沢	地表水	空知郡南富良野町字北落合国有林幾寅事業区22林班二小班	レベル4			○		95		0.1度以下	○	1			原水					
H27-049	-01	H27.04	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川水系利根川（栗山川）	地表水	光取水場（千葉県山武郡横芝光町宝米1751番地）	レベル4	○	○			61,638		0.1度以下			○	1	原水					
H27-050	-01	H27.04	東京都	東京都	上水道	表流水	地表水	東村山浄水場（1急系）※荒川水系秋川取水堰から導水	レベル4		○			5,900,000		0.1度以下			○	2	原水					
H27-051	-01	H27.05	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	地表水	社家取水管理事務所		○	○			－		0.1度以下	○	1			原水					・給水人口は記載なし。
H27-052	-01	H27.05	東京都	東京都	上水道	表流水	地表水	金町取水塔（東京都葛飾区金町浄水場地先）	レベル4		○			4,800,000		0.1度以下			○	1	原水					
H27-053	-01	H27.05	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川	地表水	茨城県企業局　県南水道事務所利根川浄水場　取水口	レベル4	○	○			260,208		0.1度以下	○	1			原水					
H27-054	-01	H27.05	千葉県	北千葉広域水道企業団	水道用水供給	江戸川	地表水	北千葉広域水道企業団取水口（松戸市七右衛門新田地先）	レベル4	○	○			4,155,481		0.1度以下	○	1			原水					
H27-055	-01	H27.05	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川水系　江戸川	地表水	矢切取水場		○	○			650,000		0.1度以下			○	1	原水					
H27-056	-01	H27.06	栃木県	栃木県	用水供給	利根川水系鬼怒川河川水（原水）	地表水	栃木県企業局　鬼怒水道事務所栃木県宇都宮市板戸地先（鬼怒川左岸）	レベル4					－		0.1度以下			○	1	原水					・浄水処理方法は記載なし。・給水人口は記載なし。
H27-057	-01	H27.06	神奈川県	横須賀市上下水道局	上水道	相模川	地表水	有馬浄水場	レベル4	○	○			410,000		0.1度以下	○	1			原水					
H27-058	-01	H27.07	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川	地表水	茨城県企業局　県南水道事務所利根川浄水場　取水口	レベル4	○	○			260,208		0.1度以下	○	1			原水					
H27-059	-01	H27.07	千葉県	野田市水道部	上水道	江戸川	地表水	中野台取水場		○	○			127,000		0.1度以下			○	1	原水					
H27-060	-01	H27.08	愛媛県	愛媛県	四国中央市新宮地区北東部簡易水道	表流水	地表水	北東部浄水場	レベル4			○		204		0.1度以下			○	1	原水					

表 4-11　クリプトポリジウム等の検出状況（9/11）

処理用連番	枝番	発生時期（年/月）	都道府県名	事業体/自治体名	水道種別	水源の名称	水源種別	浄水施設名（記載がない場合、取水口等の記載があれば記す）	リスクレベル	浄水処理方法 凝集沈殿	急速ろ過	緩速ろ過	消毒のみ	給水人口（人）	原因	検出時の浄水濁度	クリプトスポリジウムの検出 検出の有無（検出の場合○）	濃度（個/10L）	ジアルジアの検出 検出の有無（検出の場合○）	濃度（個/10L）	原水/浄水の別	健康被害発生状況	対応経緯	関係機関との連絡	今後の対応方針	備考欄
H27-061	-01	H27.09	東京都	東京都	上水道	表流水	地表水	三園浄水場（東京都板橋区地先）	レベル4		○			5,800,000		0.1度以下			○	1	原水					
H27-062	-01	H27.09	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	地表水	寒川取水事務所	レベル4	○	○			1,290,000		0.1度以下			○	1	原水					
H27-063	-01	H27.10	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	地表水	社家取水管理事務所		○	○			ー		0.1度以下	○	2			原水					・給水人口は記載なし。
H27-064	-01	H27.10	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川	地表水	茨城県企業局 県南水道事務所利根川浄水場 取水口	レベル4	○	○			260,208		0.1度以下			○	2	原水					
H27-065	-01	H27.10	埼玉県	企業局	水道用水供給事業	表流水、（ダム放流水等）	地表水	新三郷浄水場　江戸川右岸	レベル4	○	○			ー		0.1度以下			○	2	原水					・給水人口は記載なし。
H27-066	-01	H27.10	北海道	北海道（増毛町）	増毛町上水道	暑寒別川水系暑寒別川	地表水	増毛町暑寒沢482番地地先水源取水口	レベル4	○	○			4,159		0.1度以下	○	1			原水					
H27-067	-01	H27.10	群馬県	群馬県企業局	水道用水供給事業	利根川水系利根川	地表水	群馬県東部地域水道（取水位置：群馬県邑楽郡千代田町大字瀬戸井地先）	レベル4		○			396,347		0.1度以下			○	2	原水					
H27-068	-01	H27.10	埼玉県	秩父市	簡易水道	寺沢川	地表水	寺沢配水場				○		30戸		不明			○	1	原水					・給水人口は「30戸」と記載。
H27-069	-01	H27.11	神奈川県	横浜市水道局	上水道	道志川	地表水	川井浄水場	レベル4					540,000		0.1度以下			○	2	原水					・浄水処理方法は「膜ろ過」
H27-070	-01	H27.11	千葉県	千葉県	上水道	夷隅川水系夷隅川	地表水	佐野浄水場取水口	レベル4	○	○			6,326戸		0.1度以下	○	1			原水					・給水人口は「6,326戸」と記載。
H27-071	-01	H27.11	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	地表水	社家取水管理事務所		○	○			ー		0.1度以下	○	2			原水					・給水人口は記載なし。
H27-072	-01	H27.11	大阪府	河内長野市	上水道	大和川水系　石川支流　石見川	地表水	三日市浄水場　取水口	レベル4	○	○			6,000		0.1度以下	○	2			原水					
H27-073	-01	H27.11	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川，鬼怒川	地表水	[illegible]	レベル4	○	○			491,880		0.1度以下			○	2	原水					
H27-074	-01	H27.11	千葉県	北千葉広域水道企業団	水道用水供給	江戸川	地表水	北千葉広域水道企業団取水口（松戸市七右衛門新田地先）	レベル4	○	○			4,155,481		0.1度以下			○	1	原水					
H27-075	-01	H27.11	神奈川県	横須賀市上下水道局	上水道	相模川	地表水	有馬浄水場	レベル4	○	○			410,000		0.1度以下	○	1			原水					
H27-076	-01	H27.11	群馬県	桐生市水道局	上水道	利根川水系渡良瀬川	地表水	元宿浄水場赤岩堰用水路：群馬県桐生市元宿町2108番地先	レベル4	○	○			76,132		0.1度以下			○	1	原水					
H27-077	-01	H27.11	群馬県	群馬県企業局	水道用水供給事業	利根川水系利根川	地表水	群馬県東部地域水道（取水位置：群馬県邑楽郡千代田町大字瀬戸井地先）	レベル4		○			396,347		0.1度以下			○	3	原水					
H27-078	-01	H27.11	北海道	北海道（江別市）	江別市上水道	石狩川水系千歳川	地表水	江別市ゆめみ野東町30番地先		○	○			119,897		0.1度以下			○	2	原水					
H27-079	-01	H27.11	長野県	長野県	伊那市上新山簡易水道	花平水源	地表水	花平水源	レベル4			○		200		0.1度以下	○	1			原水					
H27-080	-01	H27.12	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	地表水	社家取水管理事務所		○	○			ー		0.1度以下	○	4			原水					・給水人口は記載なし。
H27-081	-01	H27.12	茨城県	茨城県企業局	上水道	涸沼川	地表水	茨城県企業局　涸沼川浄水場　取水口	レベル4	○				101,798		0.1度以下	○	1			原水					
H27-082	-01	H27.12	神奈川県	横須賀市上下水道局	上水道	相模川	地表水	有馬浄水場	レベル4	○	○			410,000		0.1度以下	○	3			原水					
H27-083	-01	H27.12	東京都	東京都	上水道	表流水	地表水	三園浄水場（東京都板橋区地先）	レベル4		○			5,410,000		0.1度以下			○	2	原水					
H27-084	-01	H27.12	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	地表水	寒川取水事務所	レベル4	○	○			1,290,000		0.1度以下	○	4			原水					
H27-085	-01	H27.12	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川	地表水	茨城県企業局 県南水道事務所利根川浄水場 取水口	レベル4	○	○			260,208		0.1度以下			○	2	原水					
H27-086	-01	H27.12	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	地表水	小雀浄水場（取水場所：高座郡寒川町宮山4073）	レベル4	○	○			1,290,000		0.1度以下	○	2	○	1	原水					
H28-001	-01	H28.02	北海道	剣淵町簡易水道	簡易水道	湧水	その他	旧12区浄水場					○	2,547		0.1度以下	○	22	○	17	原水					
H28-002	-01	H28.04	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	地表水	社家取水管理事務所		○	○					0.1度以下	○	3			原水					・給水人口は記載なし。
H28-003	-01	H28.04	神奈川県	企業局水道部浄水課	上水道	相模川	地表水	寒川浄水場		○	○			1,280,000		0.1度以下	○	1			原水					
H28-004	-01	H28.04	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川水系　印旛沼	地表水	印旛取水場		○	○			320,000		0.1度以下	○	1	○	1	原水					
H28-004	-02	H28.04	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川水系　利根川	地表水	木下取水場		○	○			960,000		0.1度以下			○	1	原水					
H28-005	-01	H28.04	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川水系利根川（ 栗山川 ）	地表水	光取水場		○	○			61,000		0.1度以下	○	1			原水					
H28-006	-01	H28.05	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川水系	地表水	飯泉取水管理事務所		○	○					0.1度以下	○	2	○	1	原水					・給水人口は記載なし。
H28-007	-01	H28.05	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川水系　江戸川	地表水	矢切取水場		○	○			710,000		0.1度以下			○	2	原水					
H28-008	-01	H28.05	千葉県	千葉県	上水道	夷隅川水系夷隅川	地表水	佐野浄水場取水口		○	○			6,392		0.1度以下			○	1	原水					
H28-009	-01	H28.05	神奈川県	横須賀市上下水道局	上水道	相模川	地表水	有馬浄水場		○	○			410,000		0.1度以下	○	1			原水					
H28-010	-01	H28.06	埼玉県	秩父広域市町村圏組合水道局	上水道	小森川	地表水	煤川浄水場			○		○	21		0.1度以下			○	1	原水					
H28-011	-01	H28.06	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川水系	地表水	飯泉取水管理事務所		○	○					0.1度以下			○	1	原水					・給水人口は記載なし。
H28-011	-02	H28.06	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	地表水	社家取水管理事務所		○	○					0.1度以下	○	2			原水					・給水人口は記載なし。
H28-012	-01	H28.06	岐阜県	岐阜県	簡易水道	黒津谷	地表水	黒津浄水場　黒津谷取水地点				○		294		0.1度以下	○	1			原水					
H28-013	-01	H28.06	北海道	北海道（美幌町）	上水道	網走川水系女満別川	地表水	日並浄水場　着水井		○	○			113,180		0.1度以下	○	1			原水					
H28-014	-01	H28.06	群馬県	群馬県企業局	用水供給	群馬用水(利根川水系利根川)	地表水	群馬県県央第二水道			○			760,198		0.1度以下			○	1	原水					
H28-015	-01	H28.06	千葉県	千葉県水道局	上水道	養老川水系　高滝ダム湖	地表水	高滝取水場		○	○			220,000		0.1度以下			○	1	原水					
H28-016	-01	H28.06	長野県	（辰野町建設水道課）	簡易水道	飯沼沢水源	その他	飯沼沢水源					○	68		0.1度以下	○	1			原水					
H28-017	-01	H28.06	長野県	（箕輪町長岡地区住民組合）	簡易水道	郷沢水源	その他	郷沢水源					○	1,200		0.1度以下			○	1	原水					
H28-018	-01	H28.06	長野県	（辰野町建設水道課、箕輪町建設水道課）	上水道	桑沢水源	地表水	桑沢浄水場着水井			○					0.1度以下			○	1	原水					・給水人口は記載なし。
H28-019	-01	H28.07	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川	地表水	印旛取水場		○	○			320,000		0.1度以下			○	1	原水					
H28-019	-02	H28.07	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川	地表水	木下取水場		○	○			960,000		0.1度以下			○	1	原水					
H28-020	-01	H28.07	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川水系	地表水	飯泉取水管理事務所		○	○					0.1度以下	○	1			原水					・給水人口は記載なし。
H28-020	-02	H28.07	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	地表水	社家取水管理事務所		○	○					0.1度以下			○	1	原水					・給水人口は記載なし。
H28-021	-01	H28.07	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川	地表水	印旛取水場		○	○			320,000		0.1度以下			○	1	原水					
H28-021	-02	H28.07	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川	地表水	木下取水場		○	○			960,000		0.1度以下			○	1	原水					

表 4-12　クリプトポリジウム等の検出状況（10/11）

処理用連番	枝番	発生時期（年/月）	都道府県名	事業体/自治体名	水道種別	水源の名称	水源種別	浄水施設名（記載がない場合、取水口等の記載があれば記す）	リスクレベル	浄水処理方法				給水人口（人）	原因	検出時の浄水濁度	クリプトスポリジウムの検出		ジアルジアの検出		原水/浄水の別	健康被害発生状況	対応経緯	関係機関との連絡	今後の対応方針	備考欄
										凝集沈殿	急速ろ過	緩速ろ過	消毒のみ				検出の有無（検出の場合○）	濃度（個/10L）	検出の有無（検出の場合○）	濃度（個/10L）						
H28-022	-01	H28.07	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系渡良瀬川	地表水	群馬県新田山田水道			○			265,903		0.1度以下	○	1	○	1	原水					
H28-023	-01	H28.07	北海道	北海道(羽幌町)	簡易水道	白浜名無川	地表水	白浜浄水場		○	○			219		0.1度以下	○	1			原水					
H28-024	-01	H28.08	長野県	長野県	上水道	栗谷俣沢、一の沢、二の沢、黒川各水源	地表水	男女沢浄水場　着水井			○			15,380		0.1度以下	○	1			原水					・給水人口はFILE02より。
H28-025	-01	H28.08	新潟県	長岡市水道局	簡易水道	塩谷川支流	地表水	明道浄水場　着水井				○		300		0.1度以下			○	1	原水					
H28-026	-01	H28.08	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川水系　江戸川	地表水	矢切取水場		○	○			690,000		0.1度以下			○	4	原水					
H28-027	-01	H28.08	群馬県	群馬県企業局	水道用水供給	群馬用水(利根川水系利根川)	地表水	群馬県県央第一水道			○			731,977		0.1度以下	○	4	○	2	原水					
H28-028	-01	H28.09	東京都	東京都	簡易水道	利島村浄水場(貯水池)	表流水	利島村浄水場(貯水池)			○			304		0.1度以下	○	1	○	2	原水					
H28-029	-01	H28.09	福井県	福井県	用水供給	九頭竜川水系竹田川	表流水	福井県坂井市丸岡町山久保6字釜ヶ淵29番1地先		○	○			135,000		0.1度以下			○	1	原水					
H28-030	-01	H28.09	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	表流水	社家取水管理事務所		○	○					0.1度以下			○	1	原水					・給水人口は記載なし。
H28-031	-01	H28.09	神奈川県	横須賀市上下水道局	上水道	相模川	表流水	有馬浄水場		○	○			410,000		0.1度以下	○	1			原水					
H28-032	-01	H28.09	群馬県	群馬県企業局	用水供給	群馬用水(利根川水系利根川)	表流水	群馬県県央第二水道			○			760,198		0.1度以下	○	2			原水					
H28-033	-01	H28.09	千葉県	千葉市	専用水道	地下水	不圧地下水（浅井戸）	学校法人千葉明徳学園千葉明徳短期大学					○	1,869		不明			○	7	原水					濁度記載なし
H28-034	-01	H28.10	愛媛県	愛媛県	簡易水道	上須戒水源	表流水	大洲市上須戒乙733-1				○		364		0.1度以下			○	1	原水					
H28-035	-01	H28.10	埼玉県	企業局	用水供給	表流水、（ダム放流水等）	表流水	吉見浄水場　荒川右岸		○	○			447,492		0.1度以下			○	1	原水					・給水人口はFILE02より。
H28-036	-01	H28.10	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川水系	表流水	飯泉取水管理事務所		○	○					0.1度以下			○	1	原水					・給水人口は記載なし。
H28-037	-01	H28.10	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系渡良瀬川	表流水	群馬県新田山田水道			○			265,903		0.1度以下			○	1	原水					
H28-038	-01	H28.10	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系利根川	表流水	群馬県東部地域水道			○			396,347		0.1度以下	○	1			原水					
H28-039	-01	H28.10	長野県	（伊那市高遠長谷水道課）	簡易水道	岩ノ沢水源（湧水）	その他	岩ノ沢水源　原水					○	100		不明			○	1	原水					
H28-040	-01	H28.11	神奈川県	横須賀市上下水道局	上水道	相模川	表流水	有馬浄水場		○	○			410,000		0.1度以下	○	1			原水					
H28-041	-01	H28.11	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	表流水	小雀浄水場		○	○			1,310,000		0.1度以下	○	1	○	1	原水					
H28-042	-01	H28.11	広島県	広島県企業局	用水供給	沼田川	表流水	本郷取水場取水口		○	○	○		730,000		0.1度以下			○	1	原水					
H28-043	-01	H28.11	東京都	東京都	上水道	–	表流水	金町浄水場　金町取水塔			○			2,715,000		0.1度以下			○	2	原水					
H28-043	-02	H28.11	東京都	東京都	上水道	–	表流水	朝霞浄水場　秋ヶ瀬取水堰			○			2,887,000		0.1度以下			○	2	原水					
H28-044	-01	H28.11	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	表流水	社家取水管理事務所		○	○					0.1度以下	○	8	○	1	原水					・給水人口は記載なし。
H28-045	-01	H28.11	千葉県	北千葉広域水道企業団	用水供給	江戸川	表流水	北千葉広域水道企業団取水口		○	○			4,220,073		0.1度以下			○	1	原水					
H28-046	-01	H28.11	大阪府	箕面市	上水道	–	表流水	箕面取水場			○	○		24,683		0.1度以下			○	10	原水					
H28-047	-01	H28.11	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川水系	表流水	飯泉取水管理事務所		○	○					0.1度以下			○	1	原水					・給水人口は記載なし。
H28-048	-01	H28.11	神奈川県	神奈川県企業庁	上水道	相模川	表流水	寒川浄水場		○	○			1,280,000		0.1度以下	○	1			原水					
H28-049	-01	H28.11	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系利根川	表流水	群馬県東部地域水道			○			396,347		0.1度以下	○	2			原水					
H28-050	-01	H28.11	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川	表流水	県南水道事務所利根川浄水場　取水口		○	○			260,208		0.1度以下			○	1	原水					
H28-051	-01	H28.12	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	表流水	社家取水管理事務所		○	○					0.1度以下	○	7			原水					
H28-052	-01	H28.12	宮崎県	宮崎市	上水道	大淀川	表流水	下北方浄水場		○	○			179,000		0.1度以下	○	1			原水					
H28-052	-02	H28.12	宮崎県	宮崎市	上水道	大淀川	表流水	富吉浄水場		○	○			154,000		0.1度以下	○	1			原水					
H28-053	-01	H28.12	神奈川県	神奈川県企業庁	上水道	相模湖	表流水	谷ケ原浄水場		○	○			950,000		0.1度以下	○	1			原水					
H28-054	-01	H28.12	群馬県	群馬県企業局	用水供給	群馬用水	表流水	群馬県県央第二水道			○			760,198		0.1度以下	○	1	○	1	原水					
H28-055	-01	H28.12	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川	表流水	県西水道事務所水海道浄水場　小山取水場		○	○			231,672		0.1度以下			○	1	原水					
H28-056	-01	H29.01	千葉県	千葉県	上水道	養老川水系　高滝ダム	表流水	高滝取水場			○			46,902		0.1度以下			○	3	原水					
H28-057	-01	H29.01	埼玉県	企業局	用水供給	–	表流水	庄和浄水場　江戸川右岸		○	○			1,145,451		0.1度以下	○	2	○	1	原水					・給水人口はFILE02より。
H28-058	-01	H29.01	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	表流水	社家取水管理事務所		○	○					0.1度以下	○	3			原水					・給水人口は記載なし。
H28-059	-01	H29.01	千葉県	銚子市	上水道	利根川水系黒部川	表流水	千葉県香取郡東庄町新宿1465番地地先		○	○			62,419		0.1度以下	○	4			原水					
H28-060	-01	H29.01	宮崎県	宮崎市	上水道	大淀川	表流水	下北方浄水場(柏田取水口)		○	○			179,000		0.1度以下	○	3	○	1	原水					
H28-060	-02	H29.01	宮崎県	宮崎市	上水道	大淀川	表流水	富吉浄水場(富吉取水口)		○	○			154,000		0.1度以下	○	3			原水					
H28-061	-01	H29.01	千葉県	野田市水道部	上水道	江戸川	表流水	中野台取水場		○	○			127,000		不明	○	1	○	1	原水					
H28-062	-01	H29.01	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	表流水	寒川取水事務所		○	○			1,310,000		0.1度以下	○	4			原水					
H28-063	-01	H29.01	神奈川県	横須賀市上下水道局	上水道	相模川	表流水	有馬浄水場		○	○			410,000		0.1度以下	○	5			原水					
H28-064	-01	H29.01	東京都	東京都	上水道	–	表流水	東村山浄水場			○			5,887,000		0.1度以下			○	2	原水					
H28-065	-01	H29.01	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系利根川	表流水	群馬県東部地域水道			○			396,347		0.1度以下	○	3	○	2	原水					
H28-066	-01	H29.01	北海道	旭川市水道局	上水道	石狩川	表流水	石狩川浄水場		○	○			224,900		0.1度以下			○	0.25	原水					「ジアルジアの濃度＝1個/40L」と記載
H28-067	-01	H29.01	千葉県	南房総広域水道企業団	上水道	利根川水系利根川	表流水	大多喜浄水場		○	○			198,064		0.1度以下	○	5			原水					
H28-068	-01	H29.01	埼玉県	企業局	用水供給	–	表流水	行田浄水場		○	○			1,748,900		0.1度以下	○	1	○	1	原水					・給水人口はFILE02より。
H28-069	-01	H29.01	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川	表流水	水海道浄水場　小山取水場			○			231,672		0.1度以下			○	1	原水					
H28-070	-01	H29.01	茨城県	茨城県企業局	上水道	鬼怒川	表流水	水海道浄水場　板戸井取水場			○			231,672		0.1度以下			○	2	原水					

表 4-13　クリプトポリジウム等の検出状況（11/11）

処理用連番	枝番	発生時期（年/月）	都道府県名	事業体/自治体名	水道種別	水源の名称	水源種別	浄水施設名（記載がない場合、取水口等の記載があれば記す）	リスクレベル	浄水処理方法 凝集沈殿	急速ろ過	緩速ろ過	消毒のみ	給水人口（人）	原因	検出時の浄水濁度	クリプトスポリジウムの検出 検出の有無（検出の場合○）	濃度（個/10L）	ジアルジアの検出 検出の有無（検出の場合○）	濃度（個/10L）	原水/浄水の別	健康被害発生状況	対応経緯	関係機関との連絡	今後の対応方針	備考欄
H28-071	-01	H29.02	神奈川県	横須賀市上下水道局	上水道	相模川	表流水	有馬浄水場		○	○			410,000		0.1度以下	○	5			原水					
H28-072	-01	H29.02	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	表流水	小雀浄水場		○	○			1,310,000		0.1度以下	○	5			原水					
H28-073	-01	H29.02	千葉県	千葉県	上水道	夷隅川水系夷隅川	表流水	佐野浄水場取水口		○	○					0.1度以下	○	1			原水					「給水範囲の戸数＝6,392戸」と記載
H28-074	-01	H29.02	千葉県	北千葉広域水道企業団	用水供給	江戸川	表流水	北千葉広域水道企業団取水口		○	○			4,220,073		0.1度以下	○	1			原水					
H28-075	-01	H29.02	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川水系　江戸川	表流水	矢切取水場		○	○			690,000		0.1度以下			○	1	原水					
H28-076	-01	H29.02	群馬県	群馬県企業局	用水供給	群馬用水	表流水	群馬県県央第一水道			○			731,977		0.1度以下	○	1			原水					
H28-077	-01	H29.03	群馬県	群馬県企業局	用水供給	群馬用水	表流水	群馬県県央第二水道			○			760,198		0.1度以下			○	1	原水					
H29-001	-01	H29.04	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	表流水	社家取水管理事務所	レベル4	○	○			－	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		県保健福祉局生活衛生部環境衛生課、同一水系	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-002	-01	H29.04	神奈川県	川崎市上下水道局	上水道	相模川水系	表流水	長沢浄水場　第1着水井（原水）	レベル4	○	○			1,350,000	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		市健康福祉局感染症対策課、同一水系、厚生労働省	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-003	-01	H29.04	神奈川県	横須賀市上下水道局	上水道	相模川	表流水	有馬浄水場	レベル4	○	○			410,000	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		市健康部保健所生活衛生課、同一水系	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-004	-01	H29.05	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川水系	表流水	飯泉取水管理事務所	レベル4	○	○			－	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		県保健福祉局生活衛生部環境衛生課、同一水系	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-004	-02	H29.05	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	表流水	社家取水管理事務所	レベル4	○	○			－	不明	0.1度以下	○	5			原水	健康被害報告なし		県保健福祉局生活衛生部環境衛生課、同一水系	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-005	-01	H29.05	沖縄県	沖縄県企業局	用水供給	比謝川・長田川・天願川（表流水）倉敷ダム（ダム水）、嘉手納井戸群（浅井戸）	その他	北谷浄水場	レベル4	○	○			400,000	不明	0.1度以下	○	1	○	1	原水	健康被害報告なし				
H29-006	-01	H29.05	千葉県	北千葉広域水道企業団	水道用水供給	江戸川	表流水	北千葉広域水道企業団取水口（松戸市七右衛門新田地先）	レベル4	○	○			4,220,073	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		厚生労働省、県総合企画部水政課、構成団体	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-007	-01	H29.05	沖縄県	沖縄県企業局	用水供給	比謝川	表流水	比謝川	レベル4	○	○			400,000	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし			ろ過水濁度管理の徹底	
H29-008	-01	H29.05	岐阜県	岐阜県	上水道	今須中町水源	不圧地下水（浅井戸）	今須中町浄水場	レベル3		○			530	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		関ケ原町、県西濃保健所	浄水濁度管理徹底・急速ろ過施設運用管理の徹底	
H29-009	-01	H29.06	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	表流水	社家取水管理事務所	レベル4	○	○			－	不明	0.1度以下	○	2			原水	健康被害報告なし		県保健福祉局生活衛生部生活衛生課、同一水系	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-009	-02	H29.06	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	表流水	社家取水管理事務所	レベル4	○	○			－	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		県保健福祉局生活衛生部生活衛生課、同一水系	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-010	-01	H29.07	青森県	青森市	上水道	横内川	表流水	横内浄水場	レベル4			○		92,000	ハタネズミ又はマスクラット（推定）	0.1度以下			○	2		健康被害報告なし		国立感染症研究所	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-011	-01	H29.07	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川水系	表流水	飯泉取水管理事務所	レベル4	○	○			－	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		県保健福祉局生活衛生部生活衛生課、同一水系	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-011	-02	H29.07	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	表流水	社家取水管理事務所	レベル4	○	○			－	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		県保健福祉局生活衛生部生活衛生課、同一水系	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-012	-01	H29.07	神奈川県	横須賀市上下水道局	上水道	相模川	表流水	有馬浄水場	レベル4	○	○			410,000	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		市健康部保健所生活衛生課、同一水	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-013	-01	H29.07	北海道	初山別村	飲料水供給施設	茂築別川水系湧水の沢川	表流水	東山浄水場				○		3	不明		○	1			原水	健康被害報告なし		留萌保健所	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-014	-01	H29.07	北海道	羽幌町	上水道	準用河川福寿川	表流水	準用河川福寿会　取水口	レベル4		○			6,650	前日の降雨の影響（推定）	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		留萌保健所	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-015	-01	H29.07	群馬県	群馬県企業局	水道用水供給	利根川水系利根川	表流水	群馬県東部地域水道	レベル4		○			396,347	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		県健康福祉部食品・生活衛生課、同一水系	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-016	-01	H29.08	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川水系江戸川	表流水	矢切取水場	レベル4	○	○			700,000	不明	0.1度以下			○	5	原水	健康被害報告なし		県総合企画部水政課、同一水系	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-017	-01	H29.08	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川水系利根川	地表水	房総導水路東金分水工	レベル4	○	○			141,000	不明	0.1度以下			○	2	原水	健康被害報告なし		県総合企画部水政課、同一水系	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-018	-01	H29.09	鹿児島県	鹿児島県	長島町西部地区簡易水道	指江第4（川内）水源	被圧地下水（深井戸）	指江第4（川内）水源					○	1,177	ジアルジアの検出				○	1	原水	健康被害報告なし		県川薩保健所	紫外線処理設備を施設整備したうえ、取水を再開	
H29-019	-01	H29.09	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川水系	表流水	飯泉取水管理事務所	レベル4	○	○			－	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		県保健福祉局生活衛生部生活衛生課、同一水系	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-019	-02	H29.09	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	表流水	社家取水管理事務所	レベル4	○	○			－	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		県保健福祉局生活衛生部生活衛生課、同一水系	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-020	-01	H29.09	岩手県	盛岡市上下水道局	上水道	中津川	表流水	新庄浄水場着水井	レベル4	○	○			62,508	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		厚生労働省、岩手県、盛岡市保健所	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-021	-01	H29.09	千葉県	千葉県水道局	上水道	養老川水系　高滝ダム湖	表流水	高滝取水場	レベル4	○	○			220,000	不明	0.1度以下			○	19	原水	健康被害報告なし		県総合企画部水政課、同一水系	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-022	-01	H29.09	神奈川県	横須賀市上下水道局	上水道	相模川	表流水	有馬浄水場	レベル4	○	○			410,000	不明	0.1度以下	○	2			原水	健康被害報告なし		市健康部保健所生活衛生課、同一水	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-023	-01	H29.09	沖縄県	沖縄県企業局	用水供給	平南川	表流水	平南川	レベル4	○	○			40,000	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし			ろ過水濁度管理の徹底	
H29-024	-01	H29.09	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	表流水	寒川取水事務所	レベル4	○	○			1,340,000	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		県保健福祉局、市健康福祉局、厚労省、同一水系	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-025	-01	H29.10	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川水系	表流水	飯泉取水管理事務所	レベル4	○	○			－	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		県保健福祉局生活衛生部生活衛生課、同一水系	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-025	-02	H29.10	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	表流水	社家取水管理事務所	レベル4	○	○			－	不明	0.1度以下	○	2			原水	健康被害報告なし		県保健福祉局生活衛生部生活衛生課、同一水系	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-026	-01	H29.10	千葉県	千葉県	上水道	待崎川水系待崎川	表流水	鴨川市水道局横渚浄水場取水口	レベル4	○	○			6479戸	不明	0.1度以下			○	3	原水	健康被害報告なし		千葉県総合企画部水政課	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-027	-01	H29.10	新潟県	新潟市水道局	上水道	中ノ口川	表流水	戸頭浄水場	レベル4	○	○			57,000	原水からクリプトスポリジウム	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		新潟県	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-028	-01	H29.10	大阪府	大阪広域水道企業団	上水道	淀川	表流水	一津屋取水場（三島浄水場）	レベル4	○	○			613,000	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		大阪府健康医療部環境衛生課、同一水系	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-028	-02	H29.10	大阪府	大阪広域水道企業団	上水道	淀川	表流水	磯島取水場（村野浄水場）	レベル4	○	○			3,480,000	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		大阪府健康医療部環境衛生課、同一水系	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-029	-01	H29.10	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川水系　印旛沼	表流水	印旛取水場	レベル4	○	○			320,000	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		県総合企画部水政課、同一水系	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-029	-02	H29.10	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川水系　利根川	表流水	木下取水場	レベル4	○	○			1,000,000	不明	0.1度以下			○	4	原水	健康被害報告なし		県総合企画部水政課、同一水系	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-030	-01	H29.10	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川水系利根川	表流水	光取水場	レベル4	○	○			60,000	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		県総合企画部水政課、同一水系	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-031	-01	H29.11	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	その他	西谷浄水場	レベル4	○	○			790,000	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		県保健福祉局、市健康福祉局、厚生労働省	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-032	-01	H29.11	岐阜県	西濃保健所	専用水道	貝月谷支流	表流水	貝月リゾート水源：貝月谷支流	レベル4		○			800（1日最大利用者）	取水施設上流で動物の糞便等	0.1度以下			○		原水	健康被害報告なし		西濃保健所	クリプトスポリジウム等検査前倒し	
H29-033	-01	H29.11	千葉県	千葉県	上水道	夷隅川水系夷隅川	表流水	佐野浄水場取水口	レベル4	○	○			6392戸	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		千葉県総合企画部水政課	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-034	-01	H29.11	宮崎県	宮崎市	上水道	大淀川	表流水	富吉浄水場(富吉取水口)	レベル4	○	○			147,000	不明	0.1度以下	○	2			原水	健康被害報告なし		厚生労働省、宮崎県中央保健所	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-035	-01	H29.11	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川水系	表流水	飯泉取水管理事務所	レベル4	○	○			－	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		県保健福祉局生活衛生部生活衛生課、同一水系	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-036	-01	H29.11	千葉県	北千葉広域水道企業団	水道用水供給	江戸川	表流水	北千葉広域水道企業団取水口（松戸市七右衛門新田地先）	レベル4	○	○			4,220,073	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		厚生労働省、県総合企画部水政	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-037	-01	H29.11	神奈川県	横須賀市上下水道局	上水道	相模川	表流水	有馬浄水場	レベル4	○	○			410,000	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		市健康部保健所生活衛生課、同一水系	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-038	-01	H29.11	神奈川県	川崎市上下水道局	上水道	相模川水系	表流水	長沢浄水場　第3着水井	レベル4	○	○			1,150,000	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		県保健福祉局、市健康福祉局、同一水系、厚労省	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-039	-01	H29.11	群馬県	群馬県企業局	水道用水供給	群馬用水（利根川水系利根川）	表流水	群馬県県央第一水道	レベル4		○			741,104	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		県保健福祉部食品・生活衛生課、厚労省、同一水系	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-040	-01	H29.11	神奈川県	神奈川県企業庁	上水道	相模川	表流水	寒川浄水場	レベル4	○	○			1,190,000	不明	0.1度以下	○	2			原水	健康被害報告なし		県保健福祉局生活衛生部、同一水系、厚生労働省	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-041	-01	H29.11	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川水系　江戸川	表流水	矢切取水場	レベル4	○	○			700,000	不明	0.1度以下			○	2	原水	健康被害報告なし		県総合企画部水政課、同一水系	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-042	-01	H29.12	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	社家取水管理事務所	表流水	相模川水系	レベル4	○	○			－	不明	0.1度以下	○	13			原水	健康被害報告なし		県保健福祉局生活衛生部生活衛生課、同一水系	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-043	-01	H29.12	宮崎県	宮崎市上下水道局水道部浄水課	上水道	大淀川	表流水	下北方浄水場(柏田取水口)、富吉浄水場(富吉取水口)	レベル4	○	○			357,000	不明	0.1度以下	○	3			原水	健康被害報告なし		厚生労働省、宮崎県中央保健所	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-044	-01	H29.12	群馬県	群馬県企業局	用水供給	群馬用水(利根川水系利根川)	表流水	群馬県県央第二水道	レベル4		○			767,468	不明	0.1度以下	○	2			原水	健康被害報告なし		県健康福祉部食品・生活衛生課、同一水系、厚生労働省	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-045	-01	H29.12	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	表流水	寒川取水事務所	レベル4	○	○			1,340,000	不明	0.1度以下	○	1	○	1	原水	健康被害報告なし		県保健福祉局、市健康福祉局健、同一水系、厚労省	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-046	-01	H29.12	千葉県	千葉県水道局	上水道	養老川水系　高滝ダム湖	表流水	高滝取水場	レベル4	○	○			220,000	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		県総合企画部水政課、同一水系	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-047	-01	H29.12	埼玉県	埼玉県企業局	用水供給	ダム放流水	表流水	行田浄水場	レベル4	○	○			－	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		埼玉県保健医療部生活衛生課、利根川・荒川水系連絡協議会	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-048	-01	H29.12	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	表流水	小雀浄水場	レベル4	○	○			1,340,000	不明	0.1度以下	○	2			原水	健康被害報告なし		県保健福祉局、市健康福祉局、同一水系、厚労省	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-049	-01	H29.12	群馬県	群馬東部水道企業団	上水道	利根川水系渡良瀬川	表流水	太田渡良瀬川取水場	レベル4	○	○			116,915	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		県健康福祉部衛生食品課、同一水系	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-050	-01	H30.1	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	社家取水管理事務所	表流水	相模川水系	レベル4	○	○			－	不明	0.1度以下	○	6			原水	健康被害報告なし		県保健福祉局生活衛生部生活衛生課、同一水系	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-050	-02	H30.1	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	社家取水管理事務所	表流水	相模川水系	レベル4	○	○			－	不明	0.1度以下	○	2			原水	健康被害報告なし		県保健福祉局生活衛生部生活衛生課、同一水系	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-051	-01	H30.1	千葉県	千葉県総合企画部水政課	上水道	養老川水系　高滝ダム湖	表流水	高滝取水場	レベル4	○	○			46,223	不明	0.1度以下	○	6			原水	調査中		県水政課、同一水系	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-052	-01	H30.1	神奈川県	横須賀市上下水道局	上水道	相模川	表流水	社家取水管理センター取水口(有馬浄水場)	レベル4	○	○			400,000	不明	0.1度以下	○	15			原水	健康被害報告なし		横須賀市健康部保健所生活衛生課、同一水系	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-053	-01	H30.1	宮崎県	宮崎市上下水道局水道部浄水課	上水道	大淀川	表流水	下北方浄水場(柏田取水口)、富吉浄水場(富吉取水口)	レベル4	○	○			357,000	不明	0.1度以下	○	3			原水	健康被害報告なし		厚生労働省、宮崎県中央保健所	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-054	-01	H30.1	東京都	東京都福祉保健局健康安全部環境保健衛生課水道担当	上水道	荒川	表流水	三郷浄水場、三園浄水場	レベル4	○	○			3,107,000	不明	0.1度以下	○	2	○	3	原水	健康被害報告なし		同一水系、感染症対策課	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-055	-01	H30.1	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川、渡良瀬川	表流水	群馬県新田山田水道、群馬県東部地域水道	レベル4	○	○			677,630	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		県健康福祉部食品・生活衛生課、同一水系、厚労省	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-056	-01	H30.1	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川水系　印旛沼	表流水	印旛取水場	レベル4	○	○			320,000	不明	0.1度以下			○	5	原水	健康被害報告なし		千葉県総合企画部水政課、同一水系	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-056	-02	H30.1	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川水系　利根川	表流水	木下取水場	レベル4	○	○			1,000,000	不明	0.1度以下			○	4	原水	健康被害報告なし		千葉県総合企画部水政課、同一水系	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-057	-01	H30.1	大阪府	河内長野市上下水道部水道課	上水道	大和川水系　石川	表流水	西代浄水場	レベル4	○	○			10,000	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		富田林市、大阪府藤井寺保健所、厚生労働省	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-058	-01	H30.1	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	表流水	寒川取水事務所	レベル4	○	○			1,340,000	不明	0.1度以下	○	11	○	1	原水	健康被害報告なし		県保健福祉局、市健康福祉局、同一水系、厚労省	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-058	-02	H30.1	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	表流水	寒川取水事務所	レベル4	○	○			1,340,000	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		県保健福祉局、市健康福祉局、同一水系、厚労省	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-059	-01	H30.1	埼玉県	埼玉県企業局	用水供給	ダム放流水	表流水	新三郷浄水場	レベル4	○	○			－	不明	0.1度以下			○	5	原水	健康被害報告なし		埼玉県保健医療部生活衛生課、同一水系	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-060	-01	H30.2	茨城県	茨城県企業局	上水道	鬼怒川	表流水	県西水道事務所水海道浄水場　坂戸井取水場	レベル4	○	○			231,672	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		保健福祉部生活衛生課、同一水系、厚生労働省	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-061	-01	H30.2	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	表流水	小雀浄水場	レベル4	○	○			1,340,000	不明	0.1度以下	○	5	○	1	原水	健康被害報告なし		県保健福祉局、市健康福祉局、同一水系、厚労省	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-062	-01	H30.2	熊本県	熊本県環境生活部環境局環境保全課水道班	上水道	一本木1号井（深井戸）及び一本木2号井（深井戸）	被圧地下水（深井戸）	一本木水源地	レベル3					35,000	不明	不明	○	1	○	1	原水	健康被害報告なし		熊本市保健所生活衛生課	調査中のため停止、紫外線処理を行っている	

5. 薬品基準等に関する各国の動向等の収集、整理

5-1. 各国における薬品基準等の概要

1）日本

わが国では、主要な水道用薬品について日本水道協会（JWWA）規格と日本工業規格（JIS）がある。水道事業者は、これらの規格がある水道用薬品については、厚生労働省の「水道用薬品類の評価のための試験方法ガイドライン」や通知（「水道に使用する凝集剤、薬品等の取り扱いについて」昭和 48 年 7 月 環水第 88 号厚生省環境衛生局水道課長通知）に基づき規格品を使用している。

日本水道協会規格は水道事業者等の要請に基づき制定される自主規格であるが、水道の技術的問題に配慮して規定されており、水道事業体の購入仕様等において採用されている。

日本工業規格は工業標準化法に基づく国家規格であり、水道用硫酸アルミニウム及びポリ塩化アルミニウムについては主成分と重金属等について規格値を定めている。

（1）日本水道協会（JWWA）規格

JWWA で制定している水道用薬品規格を表 5-1 に示す。（取り消し線は削除された規格）

表 5-1　水道用薬品に関する日本水道協会（JWWA）規格

記号・番号	名　　称	制定・改正	備 考
K103:1979	水道用アルギン酸ソーダ	1979/4/26改正	
K107:2005	水道用水酸化カルシウム（水道用消石灰）	2014/4/1改正	一部改正*
K108:2005	水道用炭酸ナトリウム（水道用ソーダ灰）	2014/4/1改正	一部改正*
~~K110:1975~~	~~水道用メタリン酸ナトリウム~~	~~1975/6/21改正~~	
K111:1967	水道用ベントナイト試験方法	1967/8/22制定	
K113:2005-2	水道用粉末活性炭	2014/4/1改正	一部改正*
K120:2008-2	水道用次亜塩素酸ナトリウム	2014/4/1改正	一部改正*
K121:1975	水道用ケイ酸ナトリウム溶液	1975/12/19制定	
K122:2005	水道用水酸化ナトリウム（水道用液体かせいソーダ）	2014/4/1改正	一部改正*
K126:1980	水道用ポリアクリルアミド	1980/6/28制定	
K134:2005	水道用濃硫酸	2014/4/1改正	一部改正*
K154:2016	水道用ポリ塩化アルミニウム（水道用塩基性塩化ｱﾙﾐﾆｳﾑ）	2016/8/9改正	
K155:2005	水道用硫酸アルミニウム（水道用硫酸ばんど）	2014/4/1改正	一部改正*
K159:2010	水道用ポリシリカ鉄	2010/4/1制定	

*一部改正：水道水質基準の改正に伴う改正である

(2) 日本工業規格（JIS）

水道用薬品についての JIS は、表 5-2 に示す硫酸アルミニウムとポリ塩化アルミニウムがある。

表 5-2　水道用薬品に関する日本工業規格（JIS）

記号・番号	名　　称	制定・改正
K1475	水道用ポリ塩化アルミニウム（水道用塩基性塩化アルミニウム）	2006/3/25改正
K1450	水道用硫酸アルミニウム（水道用硫酸ばんど）	2006/3/25改正

2) アメリカ

アメリカでは、主要な水道用薬品についてアメリカ水道協会（AWWA）及び NSF（National Sanitation Foundation International : アメリカ衛生財団）が規格を定めており、これらの規格がアメリカ規格協会（ANSI）で採用され国家標準となっている。

(1) アメリカ水道協会（AWWA）規格

AWWA で制定している水道用薬品規格を表 5-3 に示す。ANSI/AWWA 規格では、主成分や外観、形状、比重等の物理的性状が規定されており、重金属類の安全性については ANSI/NSF 規格で規定されている。

表 5-3　水道用薬品に関するアメリカ水道協会（AWWA）規格

記号･番号	名　　称	改正
B200	塩化ナトリウム	2017
B201	ソーダ灰	2013
B202	生石灰、消石灰	2013
B300	次亜塩素酸	2010
B301	液体塩素	2010
B302	硫安	2016
B303	亜塩素酸ナトリウム	2010
B304	液体酸素	2013
B305	無水アンモニア	2015
B306	アクアアンモニア（液体水酸化アンモニウム）	2015
B402	硫酸鉄	2012
B403	硫酸アルミニウム	2016
B404	液体ケイ酸ナトリウム	2014
B405	アルミン酸ナトリウム	2016
B406	硫酸鉄	2014
B407	液体塩化第二鉄	2012
B408	液体ポリ塩化アルミニウム	2010
B451	ポリジアリルジメチルアンモニウムクロライド	2016

表 5-3　水道用薬品に関するアメリカ水道協会（AWWA）規格

記号・番号	名　　称	改正
B452	EPI-DMA ポリアミン	2014
B453	ポリアクリルアミド	2013
B501	水酸化ナトリウム（苛性ソーダ）	2013
B502	ポリリン酸ナトリウム（ヘキサメタリン酸ナトリウム）	2017
B503	トリポリリン酸ナトリウム	2017
B504	リン酸一ナトリウム（無水）	2012
B505	リン酸二ナトリウム（無水）	2012
B506	オルトリン酸亜鉛	2013
B510	二酸化炭素	2012
B511	水酸化カリウム	2017
B512	二酸化硫黄	2015
B550	塩化カルシウム	2017
B600	粉末活性炭	2016
B601	メタ重亜硫酸ナトリウム	2011
B602	硫酸銅	2017
B603	過マンガン酸塩	2016
B701	フッ化ナトリウム	2011
B702	ヘキサフルオロケイ酸ナトリウム	2011
B703	ヘキサフルオロケイ酸	2011

（2）NSF 規格

NSF で制定している水道用薬品規格を表 5-4 に示す。

NSF は第三者認証や試験・規格開発を行う、ミシガン州法に基づく非営利の法人組織である。規格開発に関しては、製造事業者や規制当局、消費者の代表で構成される委員会で策定されている。

水道用薬品の NSF 規格は ANSI/NSF60（飲料水処理用薬品－健康影響）である。この規格は、浄水処理薬品から飲料水に直接添加される化学物質や汚染物質及び不純物について、健康影響にかかわる最小要件とその評価手法を定めており、JIS や後述の EN 規格のように化学物質等の許容含有量を定めるものではない。また、浄水処理薬品としての性能や臭味の要件を定めるものでもない。この規格で扱われている薬品は、凝集剤及びフロック形成剤、軟化剤、沈殿剤、金属イオン封鎖剤、pH 調整剤、腐食又はスケール防止剤、消毒及び酸化剤、処理薬品及び給水のための薬品が記載されているが、記載されたものに限定されるわけではなく、その他の水道用に使用される薬品類について適用可能である。

なお、粉末活性炭については ANSI/NSF61（飲料水処理システム構成要素－健康影響）で規定されている。

アメリカの多くの州でこれら規格に適合する薬品の使用が義務づけられている。なお、わが国の給水装置の浸出性能基準は、NSF61 に準拠しつつ、わが国の水道水質や給水装置の使用実態、試験の簡便性等を考慮して修正が加えられている。

表 5-4　水道用薬品等に関する NSF 規格

記号・番号	名　　称	改正
NSF60	Drinking Water Treatment Chemicals - Health Effects （飲料水処理用薬品－健康影響）	2016
NSF61	Drinking Water System Components- Health Effects （飲料水処理システム構成要素－健康影響）	2016

3）ヨーロッパ

ヨーロッパにおいては EN（Europian Norm）規格がある。この規格は CEN（European Committee for Standardization：ヨーロッパ標準化委員会）により制定される地域規格であるが、CEN 構成国（表 5-5 参照）においては、競合する国家規格を廃止して EN 規格を採用することが義務付けられている。従って、硫酸アルミニウムを例にすると、イギリス規格の「BS EN 878」とドイツ規格の「DIN EN 878」の内容は全く同一である。

水道用薬品に関する EN 規格を表 5-6 に示す。

表 5-5　CEN（ヨーロッパ標準化委員会）構成国

オーストリア、ベルギー、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、マケドニア、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、セルビア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、イギリス　　（2017 年 10 月現在）

表 5-6　水道用薬品に関する EN 規格

記号・番号	名　　称	改正	記号・番号	名　　称	改正
EN878	硫酸アルミニウム	2016/3	EN883	ポリ塩化アルミニウム	2004/11
EN896	水酸化ナトリウム	2012/11	EN897	炭酸ナトリウム	2012/11
EN900	次亜塩素酸カルシウム	2014/7	EN899	硫酸	2009/3
EN901	次亜塩素酸ナトリウム	2013/5	EN973	食塩	2009/8
EN12903	粉末活性炭	2009/3	EN1209	ケイ酸ナトリウム	2003/12
EN939	塩酸	2016/5	EN937	液化塩素	2016/5
EN12386	硫酸銅	2012/10	EN12672	過マンガン酸カリウム	2016/5
EN888	塩化第二鉄	2004/11	EN890	硫酸第二鉄	2012/8
EN1407	ポリアクリルアミド（アニオン）	2008/1	EN1410	ポリアクリルアミド（カチオン）	2008/1
EN12671	二酸化塩素	2016/5	EN938	亜塩素酸ナトリウム	2016/5
EN12120	亜硫酸水素ナトリウム	2012/11	EN12124	亜硫酸ナトリウム	2012/11

4）中国

中国では、SAC（Standardization Administration of China：中国標準化管理委員会）により作成される GB 規格（Guojia Biaozhum：国家標準）がある。GB 規格は強制力の異なる次の 2 種類がある。

・GB　：強制規格

・GB/T　：推奨（任意）規格

水処理用薬品に関する GB 規格を表 5-7 に示す。飲料水処理用の薬品については、強制規格としてポリ塩化アルミニウム（GB 15892）が制定されているのみである。なお、表 5-7 に挙げた規格に限らず、国際規格や他国規格と整合が図られている規格も多く、ポリ塩化アルミニウム（GB 15892）については JIS との整合が図られている。（取り消し線は削除された規格）

表 5-7　水処理用薬品に関する GB 規格

規格番号	名称	改正・制定	備考	国際整合
GB 15892	ポリ塩化アルミニウム	2009/4/8 改正	飲料水処理用	JIS K 1475:2006
~~GB 4482~~	~~塩化第二鉄~~	~~2006/3/14 改正~~	~~水処理用※~~	~~ANSI/AWWA B407:1998~~
~~GB 10531~~	~~硫酸鉄~~	~~2006/3/14 改正~~	~~水処理用※~~	
~~GB 14591~~	~~ポリ硫酸鉄~~	~~2006/3/14 改正~~	~~水処理用※~~	
~~GB 17514~~	~~ポリアクリルアミド~~	~~2008/9/18 改正~~	~~水処理用※~~	

※これらには I 類と II 類があり、I 類が飲用水処理用である。

【出典】SAC HP GB database
（http://220.194.5.109/stdlinfo/servlet/com.sac.sacQuery.GjbzcxServlet）

5）韓国

韓国では、飲水管理法第 36 条に基づき、環境省告示（第 2017-116 号）により水処理剤の基準・規格が定められている。環境省告示により性状や成分含有量等が定められている薬品は表 5-8 に示すとおりである。このほかでは、韓国水道協会（KWWA）規格がある（表 5-9 参照）。また、わが国の JIS に相当する KS 規格（Korean Industrial Standards：韓国工業規格）もあるが、水処理用薬品の成分量や含有物質量を規定する規格は存在しない。（取り消し線は削除された規格）

表 5-8　韓国環境省告示で規格・基準が定められている水処理薬品

ポリ塩化アルミニウム、硫酸アルミニウム、アルギン酸ナトリウム、ポリ硫酸ケイ酸アルミニウム、ポリアルミニウムヒドロキシクロロケイ酸塩、硫酸鉄、塩化第二鉄（液体）、EPI-DMA（ポリアミン）、ポリ水酸化塩化硫酸アルミニウム、高濃度次亜塩素酸、液化塩素、次亜塩素酸ナトリウム、二酸化塩素、オゾン、オンサイト生成オキシダント、過酸化水素、腐食抑制剤、水酸化カルシウム、活性炭、硫酸銅、水酸化ナトリウム、ゼオライト、イライト、硫酸、安定化二酸化塩素、二酸化炭素、過マンガン酸ナトリウム

表 5-9　水道用薬品に関する韓国水道協会（KWWA）規格

記号・番号	名　　称	改正
~~M 100~~	~~水道用アルギン酸ソーダ~~	~~2009/6/18~~
M 102	水道用ソーダ灰	2009/6/18
~~M 103~~	~~水道用メタ燐酸ナトリウム~~	~~2009/6/18~~
~~M 104~~	~~水道用ベントナイト試験方法~~	~~2009/6/18~~
M 105	水道用粉末活性炭試験方法	2009/6/18
M 106	水道用次亜塩素酸ナトリウム	2009/6/18
M 107	水道用ケイ酸ナトリウム溶液	2009/6/18
M 108	水道用ポリアクリル アミド	2009/6/18
M 109	水道用濃硫酸	2009/6/18
M 110	水道用二酸化塩素溶液	2009/6/18
M 111	水道用液体塩素	2009/6/18
M 112	水道用硫酸銅	2009/6/18

5-2. 各国における水道用薬品の現行基準・規格

各国における水道用薬品の現行基準・規格を一覧にして表 5-10～表 5-12 に示す。

表 5-10　水道用薬品の規格値（1）

【凝集剤（アルミニウム系）】

水道用薬品		硫酸アルミニウム											ポリ塩化アルミニウム								
No.		JWWA K155		JIS K1450		AWWA B403		EN878			韓国環境省告示2017-116		JWWA K154	JIS K1475	AWWA B408	EN883			韓国環境省告示 2017-116	GB15892	
年		2005		2006		2009		2016			2013		2016	2006	2010	2004			2013	2009	
		固体	液体	固体	液体	固体	液体	ﾀｲﾌﾟ1	ﾀｲﾌﾟ2	ﾀｲﾌﾟ3	固体	液体			液体	ﾀｲﾌﾟ1	ﾀｲﾌﾟ2	ﾀｲﾌﾟ3		液体	固体
ヒ素	最大値	－	－	4 ppm	2 ppm	－	－	14 mg/kg of	40 mg/kg of Al	100 mg/kg of Al	20 mg/kg	10 mg/kg	－	1 ppm	－	14 mg/kg of Al	40 mg/kg of Al	100 mg/kg of Al	5 mg/kg	0.0002 %	0.0002 %
カドミウム	最大値	－	－	2.0 ppm	1.0 ppm	－	－	3 mg/kg of	50 mg/kg of Al	100 mg/kg of Al	4 mg/kg	2 mg/kg	－	1 ppm	－	3 mg/kg of Al	50 mg/kg of Al	100 mg/kg of Al	2 mg/kg	0.0002 %	0.0002 %
クロム	最大値	－	－	10 ppm	5 ppm	－	－	30 mg/kg of	700 mg/kg of Al	1000 mg/kg of Al	20 mg/kg	10 mg/kg	－	5 ppm	－	30 mg/kg of Al	700 mg/kg of Al	1000 mg/kg of Al	10 mg/kg	0.0005 %	0.0005 %
水銀	最大値	－	－	0.2 ppm	0.1 ppm	－	－	4 mg/kg of	10 mg/kg of Al	20 mg/kg of Al	0.4 mg/kg	0.2 mg/kg	－	0.1 ppm	－	4 mg/kg of Al	10 mg/kg of Al	20 mg/kg of Al	0.2 mg/kg	1E-05 %	1E-05 %
ニッケル	最大値	－	－	－	－	－	－	20 mg/kg of	700 mg/kg of Al	1000 mg/kg of Al	－	－	－	－	－	20 mg/kg of Al	700 mg/kg of Al	1000 mg/kg of Al	－	－	－
鉛	最大値	－	－	10 ppm	5 ppm	－	－	40 mg/kg of	200 mg/kg of Al	800 mg/kg of Al	20 mg/kg	10 mg/kg	－	5 ppm	－	40 mg/kg of Al	200 mg/kg of Al	800 mg/kg of Al	10 mg/kg	0.001 %	0.001 %
アンチモン	最大値	－	－	－	－	－	－	20 mg/kg of	40 mg/kg of Al	120 mg/kg of Al	－	－	－	－	－	20 mg/kg of Al	40 mg/kg of Al	120 mg/kg of Al	－	－	－
セレン	最大値	－	－	－	－	－	－	20 mg/kg of	40 mg/kg of Al	120 mg/kg of Al	－	－	－	－	－	20 mg/kg of Al	40 mg/kg of Al	120 mg/kg of Al	－	－	－
シアン	最大値	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
アンモニア性窒素	最大値	－	－	300 ppm	100 ppm	－	－	－	－	－	0.03 %	0.01 %	－	100 ppm	－	－	－	－	0.01 %	－	－
硫酸イオン	最大値	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	3.5 %	3.5 %	－	－	－	－	3.5 %	－	－
鉄	最大値	－	－	600 ppm	200 ppm	－	－	－	－	－	1 %	0.3 %	－	100 ppm	－	－	－	－	0.01 %	－	－
マンガン	最大値	－	－	25 ppm	15 ppm	－	－	－	－	－	50 mg/kg	25 mg/kg	－	15 ppm	－	－	－	－	25 mg/kg	－	－
ふっ素イオン	最大値	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
その他		外観 酸化ｱﾙﾐﾆｳﾑ: 15.0%以上 pH値: 3.0以上 不溶分: 0.1%以下	外観 酸化ｱﾙﾐﾆｳﾑ: 8.0-8.2%以上 pH値: 3.0以上	酸化ｱﾙﾐﾆｳﾑ: 15.0%以上 pH値: 3.0以上 不溶分: 0.1%以下	外観 酸化ｱﾙﾐﾆｳﾑ: 8.0-8.2% pH値: 3.0以上	ｱﾙﾐﾆｳﾑ: 9%以上 (酸化ｱﾙﾐﾆｳﾑ: 17%以上) 不溶分: 0.5%以下	ｱﾙﾐﾆｳﾑ: 4.23%以上 (酸化ｱﾙﾐﾆｳﾑ: 17%以上) 不溶分: 0.2%以下	不溶分: 23g/kg以下 Iron free: Fe 1.6mg/kg of Al Low iron: 1.6<Fe≦115			性状、確認試験 酸化ｱﾙﾐﾆｳﾑ: 16.0%以上 pH値: 3.0以上 不溶分:0.3%以下	性状、確認試験 酸化ｱﾙﾐﾆｳﾑ: 8.0%以上 pH値: 3.0以上	外観 比重(20℃): 1.19以上 酸化ｱﾙﾐﾆｳﾑ: 10.0-11.0 塩基度: 45-75% pH値(10g/L溶液): 3.5-5.0	外観 比重(20℃): 1.19以上 酸化ｱﾙﾐﾆｳﾑ: 10.0-11.0% 塩基度: 45-65% pH値(10g/L溶液): 3.5-5.0	ｱﾙﾐﾆｳﾑ: 2.5-13% 酸化ｱﾙﾐﾆｳﾑ: 5-25% 塩基度: 10-83% 濁度: 50NTU以下	各金属はｱﾙﾐﾆｳﾑ(mg/kg)あたりの値			性状、確認試験 比重(20℃): 1.19以上 酸化ｱﾙﾐﾆｳﾑ pH値 塩基度: 35%以上	酸化ｱﾙﾐﾆｳﾑ: 10.0%以上 塩基度: 40.0-90.0% 密度(20℃): 1.12g/cm³以上 不溶分: 0.2%以下 pH度: 3.5-5.0	酸化ｱﾙﾐﾆｳﾑ: 29.0%以上 塩基度: 40.0-90.0% 不溶分: 0.6%以下 pH度: 3.5-5.0

【凝集剤（鉄系、ポリマー）、凝集助剤】

水道用薬品		塩化第二鉄					硫酸第二鉄						ポリアクリルアミド			ケイ酸ナトリウム			
No.		AWWA B407	EN888			韓国環境省告示 2017-116	AWWA B406		EN890 2012			韓国環境省告示 2017-116	JWWA	EN1407 EN1410	KWWA M108	JWWA K121	AWWA B404	EN1209	KWWA M107
年		2005	2004			2013	2006		2012			2013	1980	2008	2009	1975	2008	2003	2009
		液体	ﾀｲﾌﾟ1	ﾀｲﾌﾟ2	ﾀｲﾌﾟ3		固体	液体	ﾀｲﾌﾟ1	ﾀｲﾌﾟ2	ﾀｲﾌﾟ3						液体		
ヒ素	最大値	－	20 mg/kg of Fe(Ⅲ)	20 mg/kg of Fe(Ⅲ)	50 mg/kg of Fe(Ⅲ)	80 mg/kg	－	－	1 mg/kg of Fe(Ⅲ)	20 mg/kg of Fe(Ⅲ)	50 mg/kg of Fe(Ⅲ)	50 mg/kg	－	－	－	5 ppm	－	9 mg/kg	5 ppm
カドミウム	最大値	－	1 mg/kg of Fe(Ⅲ)	25 mg/kg of Fe(Ⅲ)	50 mg/kg of Fe(Ⅲ)	20 mg/kg	－	－	1 mg/kg of Fe(Ⅲ)	25 mg/kg of Fe(Ⅲ)	50 mg/kg of Fe(Ⅲ)	10 mg/kg	2 ppm	－	2 mg/kg	2 ppm	－	15 mg/kg	2 ppm
クロム	最大値	－	50 mg/kg of Fe(Ⅲ)	350 mg/kg of Fe(Ⅲ)	500 mg/kg of Fe(Ⅲ)	80 mg/kg	－	－	100 mg/kg of Fe(Ⅲ)	350 mg/kg of Fe(Ⅲ)	500 mg/kg of Fe(Ⅲ)	50 mg/kg	－	－	－	－	－	9 mg/kg	－
水銀	最大値	－	0.3 mg/kg of Fe(Ⅲ)	5 mg/kg of Fe(Ⅲ)	10 mg/kg of Fe(Ⅲ)	3 mg/kg	－	－	0.1 mg/kg of Fe(Ⅲ)	5 mg/kg of Fe(Ⅲ)	10 mg/kg of Fe(Ⅲ)	2 mg/kg	1 ppm	－	1 mg/kg	0.2 ppm	－	3 mg/kg	0.2 ppm
ニッケル	最大値	－	60 mg/kg of Fe(Ⅲ)	350 mg/kg of Fe(Ⅲ)	500 mg/kg of Fe(Ⅲ)	－	－	－	300 mg/kg of Fe(Ⅲ)	350 mg/kg of Fe(Ⅲ)	500 mg/kg of Fe(Ⅲ)	－	－	－	－	－	－	9 mg/kg	－
鉛	最大値	－	35 mg/kg of Fe(Ⅲ)	100 mg/kg of Fe(Ⅲ)	400 mg/kg of Fe(Ⅲ)	80 mg/kg	－	－	10 mg/kg of Fe(Ⅲ)	100 mg/kg of Fe(Ⅲ)	400 mg/kg of Fe(Ⅲ)	50 mg/kg	20 ppm	－	20 mg/kg	10 ppm	－	30 mg/kg	10 ppm
アンチモン	最大値	－	10 mg/kg of Fe(Ⅲ)	20 mg/kg of Fe(Ⅲ)	60 mg/kg of Fe(Ⅲ)	－	－	－	10 mg/kg of Fe(Ⅲ)	20 mg/kg of Fe(Ⅲ)	60 mg/kg of Fe(Ⅲ)	－	－	－	－	－	－	33 mg/kg	－
セレン	最大値	－	10 mg/kg of Fe(Ⅲ)	20 mg/kg of Fe(Ⅲ)	60 mg/kg of Fe(Ⅲ)	20 mg/kg	－	－	1 mg/kg of Fe(Ⅲ)	20 mg/kg of Fe(Ⅲ)	60 mg/kg of Fe(Ⅲ)	10 mg/kg	－	－	－	－	－	60 mg/kg	－
シアン	最大値	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	15 mg/kg	－
アンモニア性窒素	最大値	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
硫酸イオン	最大値	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	750 mg/kg	－
鉄	最大値	2.5 %	－	－	－	9.6～16.2 %	－	－	－	－	－	－	－	－	－	0.02 %	－	300 mg/kg	0.02 %
マンガン	最大値	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
ふっ素イオン	最大値	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	150 mg/kg	－
その他		塩化第二鉄: 28-47% 塩化水素: 1%以下 不溶分: 0.2%以下	ｸﾞﾚｰﾄﾞ1 / ｸﾞﾚｰﾄﾞ2 / ｸﾞﾚｰﾄﾞ3 マンガン: 0.5% / 1% / 2% 鉄(Ⅱ): 2.5% / 2.5% / 2.5% 不溶分: 0.2% / 0.2% / 0.2%			性状、確認試験 鉄(Ⅱ): 2.5%以下 遊離酸: 1.0%以下	鉄(Ⅲ)ｲｵﾝ: 18%以上 鉄(Ⅱ)ｲｵﾝ: 1.5%以下 不溶分: 6.5%以下 硫酸: 4.5%以下 塩化物: 10ppm以下/1% 鉄(Ⅲ)ｲｵﾝ	鉄(Ⅲ)ｲｵﾝ: 10%以上 鉄(Ⅱ)ｲｵﾝ: 0.5%以下 不溶分: 0.1%以下 硫酸: 3.5%以下 塩化物: 10ppm以下/1% 鉄(Ⅲ)ｲｵﾝ	ｸﾞﾚｰﾄﾞ1 / ｸﾞﾚｰﾄﾞ2 / ｸﾞﾚｰﾄﾞ3 マンガン: 0.5% / 1% / 2% 鉄(Ⅱ): 2.5% / 2.5% / 2.5% 不溶分: 0.5% / 0.5% / 0.5%			性状、確認試験 鉄(Ⅲ): 18%以上 鉄(Ⅱ): 3%以上 遊離酸: 4.5%以下 不溶分: 6.5%以下	ｱｸﾘﾙｱﾐﾄﾞﾓﾉﾏｰ: 0.05%	ｱｸﾘﾙｱﾐﾄﾞﾓﾉﾏｰ: 200mg/kg	ｱｸﾘﾙｱﾐﾄﾞﾓﾉﾏｰ: 0.05%	比重(20℃): 1.38以上 二酸化ｹｲ素: 28-30% 酸化ﾅﾄﾘｳﾑ: 9-10% 不溶分: 0.2%以下	二酸化ｹｲ素: 28%以上 (酸化ﾅﾄﾘｳﾑ比: 3.25±0.03)		比重(20℃): 1.38以上 二酸化ｹｲ素: 28-30% 酸化ﾅﾄﾘｳﾑ: 9-10% 不溶分: 0.2%以下

表 5-11　水道用薬品の規格値（2）

【アルカリ剤、酸剤】

水道用薬品		水酸化ナトリウム						炭酸ナトリウム		水酸化カルシウム				硫酸				塩酸	
No.		JWWA K122	AWWA B501		EN896		韓国環境省告示 2017-116	JWWA K108	EN897	JWWA K107	AWWA B202	韓国環境省告示2017-116		JWWA K134	EN899	韓国環境省告示 2017-116	KWWA 2009	EN939	
年		2005	2013		2013		2013	2005	2013	2005	2007	2013		2005	2009	2013	2009	2016	
			無水	液体	ﾀｲﾌﾟ1	ﾀｲﾌﾟ2						ﾀｲﾌﾟ1	ﾀｲﾌﾟ2					ﾀｲﾌﾟ1	ﾀｲﾌﾟ2
ヒ素	最大値	－	－	－	2 mg/kg	10 mg/kg	2 mg/kg	－	2 mg/kg	－	－	5 mg/kg	5 ppm	－	0.4 mg/kg	10 mg/kg	2 mg/kg	3 mg/kg	10 mg/kg
カドミウム	最大値	－	－	－	1 mg/kg	5 mg/kg	2 mg/kg	－	2 mg/kg	－	－	5 mg/kg	5 ppm	－	0.1 mg/kg	2 mg/kg	1 mg/kg	1 mg/kg	5 mg/kg
クロム	最大値	－	－	－	1 mg/kg	10 mg/kg	5 mg/kg	－	2 mg/kg	－	－	50 mg/kg	50 ppm	－	4 mg/kg	10 mg/kg	5 mg/kg	3 mg/kg	10 mg/kg
水銀	最大値	－	－	－	0.1 mg/kg	1 mg/kg	0.2 mg/kg	－	0.1 mg/kg	－	－	0.2 mg/kg	0.2 ppm	－	0.1 mg/kg	0.4 mg/kg	0.1 mg/kg	0.5 mg/kg	3 mg/kg
ニッケル	最大値	－	－	－	2 mg/kg	10 mg/kg	－	－	2 mg/kg	－	－	－	－	－	4 mg/kg	－	－	3 mg/kg	10 mg/kg
鉛	最大値	－	－	－	5 mg/kg	20 mg/kg	10 mg/kg	－	2 mg/kg	－	－	20 mg/kg	20 ppm	－	4 mg/kg	10 mg/kg	5 mg/kg	3 mg/kg	20 mg/kg
アンチモン	最大値	－	－	－	5 mg/kg	5 mg/kg	－	－	－	－	－	－	－	－	1 mg/kg	－	－	1 mg/kg	10 mg/kg
セレン	最大値	－	－	－	5 mg/kg	5 mg/kg	－	－	－	－	－	－	－	－	1 mg/kg	－	1 mg/kg	5 mg/kg	10 mg/kg
鉄	最大値	－	－	－	－	－	－	－	20 mg/kg	－	－	－	－	－	100 mg/kg	200 mg/kg	200 mg/kg	170 mg/kg	170 mg/kg
二酸化硫黄	最大値		－	－		－	－	－	－	－	－	－	－	－	100 mg/kg	－	－	－	－
その他		外観 水酸化ﾅﾄﾘｳﾑ: 45%以上 塩化ﾅﾄﾘｳﾑ: 1.5%以下	酸化ﾅﾄﾘｳﾑ: 74.4%以上 水酸化ﾅﾄﾘｳﾑ: 96%以上 炭酸ﾅﾄﾘｳﾑ: 2%以下	水酸化ﾅﾄﾘｳﾑ: 50%程度	塩化ﾅﾄﾘｳﾑ: 2.4%以下 炭酸ﾅﾄﾘｳﾑ: 0.4%以下 塩素酸ﾅﾄﾘｳﾑ: 0.7%以下		性状、確認試験 水酸化ﾅﾄﾘｳﾑ 塩化ﾅﾄﾘｳﾑ: 1.5%以下	外観 全ｱﾙｶﾘ(Na_2CO_3として): 99%以上 加熱減量: 5%以下	不溶分: 200mg/kg以下	外観 酸化ｶﾙｼｳﾑ: 72%以上 ふるい残分: 5%以下	酸化ｶﾙｼｳﾑ: 80%以上 不溶分: 5%以下 水酸化ｶﾙｼｳﾑ: 62%以上	性状、確認試験 水酸化カルシウム: 92%以上 ふるい残分: 5%以下	性状、確認試験 水酸化カルシウム	硫酸分: 93%以上		性状、確認試験 硫酸 強熱残留物: 0.05%以下	硫酸: 93%以上	有機ハロゲン化合物（塩素換算）: 17mg/kg以下	

【塩素剤、食塩（生成次亜塩素酸ナトリウム原料】

水道用薬品		次亜塩素酸カルシウム				次亜塩素酸ナトリウム							食塩	
No.		EN900		韓国環境省告示2017-116		JWWA ..120			EN901		韓国環境省告示2017-116	KWWA M106	AWWA B200	EN973
年		2014		2013		2008			2013		2013	2009	2007	2009
		ﾀｲﾌﾟ1	ﾀｲﾌﾟ2	ﾀｲﾌﾟ1	ﾀｲﾌﾟ2	一級	二級	三級	ﾀｲﾌﾟ1	ﾀｲﾌﾟ2				
ヒ素	最大値	5 mg/kg of Cl	10 mg/kg of Cl	－	－	－	－	－	1 mg/kg of Cl	5 mg/kg of Cl	1 mg/kg	1 mg/kg	－	13 mg/kg
カドミウム	最大値	5 mg/kg of Cl	10 mg/kg of Cl	－	－	－	－	－	2.5 mg/kg of Cl	5 mg/kg of Cl	1 mg/kg	1 mg/kg	－	1.3 mg/kg
クロム	最大値	15 mg/kg of Cl	15 mg/kg of Cl	－	－	－	－	－	2.5 mg/kg of Cl	5 mg/kg of Cl	2 mg/kg	2 mg/kg	－	13 mg/kg
水銀	最大値	5 mg/kg of Cl	7 mg/kg of Cl	－	－	－	－	－	3.5 mg/kg of Cl	5 mg/kg of Cl	0.2 mg/kg	0.2 mg/kg	－	0.26 mg/kg
ニッケル	最大値	8 mg/kg of Cl	10 mg/kg of Cl	－	－	－	－	－	2.5 mg/kg of Cl	10 mg/kg of Cl	－	－	－	13 mg/kg
鉛	最大値	15 mg/kg of Cl	15 mg/kg of Cl	－	－	－	－	－	15 mg/kg of Cl	15 mg/kg of Cl	1 mg/kg	1 mg/kg	－	13 mg/kg
アンチモン	最大値	15 mg/kg of Cl	15 mg/kg of Cl	－	－	－	－	－	20 mg/kg of Cl	25 mg/kg of Cl	－	－	－	2.6 mg/kg
セレン	最大値	20 mg/kg of Cl	20 mg/kg of Cl	－	－	－	－	－	20 mg/kg of Cl	25 mg/kg of Cl	－	－	－	2.6 mg/kg
臭素酸	最大値	2.1 g/kg of Cl	4.2 g/kg of Cl	－	－	50 mg/kg	100 mg/kg	100 mg/kg	－	－	12 mg/kg	－	－	－
塩素酸	最大値	－	－	－	－	4,000 mg/kg	10,000 mg/kg	10,000 mg/kg	－	－	2,000 mg/kg	－	－	－
塩化ナトリウム	最大値	－	－	－	－	4 %	4 %	12.5 %	－	－	－	－	－	－
臭素酸ナトリウム	最大値	－	－	－	－	－	－	－	2.5 g/kg of Cl	5 g/kg of Cl	－	－	－	－
その他		単位は、有効塩素1kgあたりを表す		性状、確認試験 有効塩素: 70%以上	性状、確認試験 有効塩素: 60%以上	製品Ⅰは有効塩素12%以上、製品Ⅱは有効塩素12%未満。製品Ⅱの各値は、製品Ⅰの値を有効塩素により案分。 外観 比重(20℃): 1.16以下 遊離ｱﾙｶﾘ: 2%以下	製品Ⅰは有効塩素12%以上、製品Ⅱは有効塩素12%未満。製品Ⅱの各値は、製品Ⅰの値を有効塩素により案分。 外観 比重(20℃): 1.16以下 遊離ｱﾙｶﾘ: 2%以下	製品Ⅰは有効塩素12%以上、製品Ⅱは有効塩素12%未満。製品Ⅱの各値は、製品Ⅰの値を有効塩素により案分。 外観 遊離ｱﾙｶﾘ: 2%以下	単位は、有効塩素1kgあたりを表す		性状、確認試験 有効塩素: 12%以上 遊離ｱﾙｶﾘ: 2%以下	有効塩素: 5%以上 遊離ｱﾙｶﾘ: 2%以下 不溶分: 0.01%以下	色度 水分: 0.2%以下 ｶﾙｼｳﾑ・ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ: 0.15%以下 硫酸ｲｵﾝ: 0.35%以下 不溶分: 0.05%以下 不純物: 0.5%以下 油分: 0.01%以下 塩化ﾅﾄﾘｳﾑ: 99.5%以上 pH: 5-9.5	

表 5-12　水道用薬品の規格値（3）

【酸化剤】

水道用薬品		過酸化水素	過マンガン酸カリウム	二酸化塩素			亜塩素酸ナトリウム	
No.		韓国環境省告示2017-116	EN12672	EN12671	韓国環境省告示2017-116	KWWA M110	EN938	
年		2013	2016	2016	2013	2009	2016	
							ﾀｲﾌﾟ1	ﾀｲﾌﾟ2
ヒ素	最大値	1 mg/kg	20 mg/kg	－	－	1 mg/kg	1.1 mg/kg	7.5 mg/kg
カドミウム	最大値	1 mg/kg	50 mg/kg	－	－	1 mg/kg	1.5 mg/kg	7.5 mg/kg
クロム	最大値	1 mg/kg	50 mg/kg	－	－	5 mg/kg	1.1 mg/kg	7.5 mg/kg
水銀	最大値	1 mg/kg	10 mg/kg	－	－	0.1 mg/kg	1.1 mg/kg	3.7 mg/kg
ニッケル	最大値	－	50 mg/kg	－	－	－	1.1 mg/kg	7.5 mg/kg
鉛	最大値	1 mg/kg	50 mg/kg	－	－	5 mg/kg	1.1 mg/kg	7.5 mg/kg
アンチモン	最大値	－	50 mg/kg	－	－	－	1.1 mg/kg	7.5 mg/kg
セレン	最大値	1 mg/kg	50 mg/kg	－	－	－	1.1 mg/kg	7.5 mg/kg
その他		性状、確認試験 過酸化水素 遊離酸：0.05%以下 蒸発残留物：300mg/kg以下 リン酸塩：60mg/kg以下 安定性：97%以上		原材料による	使用基準	二酸化塩素：3%以上 (溶液中) 比重(20℃)：1.0-1.2 pH値：6.0-8.0 不溶分：0.01%以下	塩素酸ナトリウム：40g/kg以下 硝酸ナトリウム：1g/kg以下	

【還元剤、その他】

水道用薬品		亜硫酸水素ナトリウム	亜硫酸ナトリウム	粉末活性炭					硫酸銅			
No.		EN12126	EN12124	JWWA K113	WA B600	EN12903	韓国環境省告示2017-116	KWWA M105	AWWA 602	EN12386	韓国環境省告示2017-116	KWWA M112
年		2012	2012	2005	2010	2009	2013	2009	2008	2012	2013	2009
ヒ素	最大値	1 mg/kg※	1 mg/kg	－	－	10 mg/kg as dry	2 mg/kg	2 mg/kg	－	5 mg/kg	3 mg/kg	3 mg/kg
カドミウム	最大値	1 mg/kg※	1 mg/kg	－	－	5 mg/kg as dry	1 mg/kg	0.5 mg/kg	－	10 mg/kg	－	－
クロム	最大値	1 mg/kg※	1 mg/kg	－	－	50 mg/kg as dry	－	－	－	5 mg/kg	－	－
水銀	最大値	1 mg/kg※	0.5 mg/kg	－	－	1 mg/kg as dry	－	－	－	0.1 mg/kg	－	－
ニッケル	最大値	1 mg/kg※	1 mg/kg	－	－	20 mg/kg as dry	－	－	－	100 mg/kg	－	－
鉛	最大値	5 mg/kg※	2 mg/kg	－	－	10 mg/kg as dry	10 mg/kg	5 mg/kg	－	70 mg/kg	10 mg/kg	10 mg/kg
アンチモン	最大値	1 mg/kg※	2 mg/kg	－	－	5 mg/kg as dry	－	－	－	1 mg/kg	－	－
セレン	最大値	1 mg/kg※	1 mg/kg	－	－	10 mg/kg as dry	－	－	－	1 mg/kg	－	－
シアン	最大値	－	－	－	－	50 mg/kg as dry	－	－	－	－	－	－
多環芳香族炭化水素	最大値	－	－	－	－	0.2 mg/kg as dry	－	－	－	－	－	－
鉄	最大値	－	－	－	－	－	－	－	－	200 mg/kg	0.1 %	0.1 %
その他		※単位は、 40%$NaHSO_3$ 1kgあたりmg		ﾌｪﾉｰﾙ価：25以下 ABS価：50以下 ﾒﾁﾚﾝﾌﾞﾙｰ脱色力：150ml/g以上 よう素吸着性能：900mg/g以上 pH値：4-11 塩化物イオン：0.5%以下 電気伝導率：900μS/cm以下 乾燥減量：50%以下 ふるい残分：10%以下	水分：8%以下 見かけ密度：0.2-0.75g/cc ふるい残分 よう素吸着性能：500mg/g以上	灰分：15%以下 水分：5%以下 水溶物質：3%以下 亜鉛：0.002%以下	性状、確認試験 pH値 ふるい残分 乾燥減量：50%以下 塩化物：0.5%以下 亜鉛：50mg/kg以下 フェノール価：25以下 ABS樹脂：50以下 ﾒﾁﾚﾝﾌﾞﾙｰ脱色力：150mL/g以上 よう素吸着性能：950mg/g以上	ふるい残分：10以下(75μm，%) 電気伝導率：900μS/cm以下 フェノール価：25以下 ABS（界面活性剤）：50以下 よう素吸着性能：950mg/g以下 ﾒﾁﾚﾝﾌﾞﾙｰ脱色力：150mL/g以下 pH値：4-11 亜鉛：50mg/kg以下 塩化物：0.5%以下	硫酸銅(Ⅱ)：63.92%以下 結晶水：36.08%以下 銅25.45%以下 硫酸ｲｵﾝ：38.47%以下 不溶分：0.5%以下	不溶分：0.5%以下 水分：0.5%以下 遊離硫酸：0.2%以下	性状、確認試験 硫酸銅一水和物：98.5%以上 不溶分：0.5%以下	比重(20℃)：2.28以下 硫酸銅(Ⅱ)五水和物：98.5%以下 不溶分：0.5%以下

6. 国内外の最新の毒性情報等の収集・整理他

6-1. 内閣府食品安全委員会における評価物質

平成 29 年 3 月以降、平成 30 年 2 月 28 日までに内閣府食品安全委員会による評価結果が公表された水質基準項目等は表 6-1 に掲げた 19 物質（結果未通知を含めると 25 物質）である。

これらの物質に関する評価の詳細情報として、TDI や ADI 等の根拠とされた動物実験の概要等を表 6-2 にまとめた。

入手 URL: http://www.fsc.go.jp/hyouka/index.html

表 6-1　内閣府食品安全委員会における新規評価物質

No.	水質基準項目等	食品安全委員会における評価						
		評価品目名	CAS番号	食品安全委員会における分類	評価要請文書受理日	評価結果通知日	評価値種類	評価値 (ADI:mg/kg 体重/日) (ARfD:mg/kg 体重)
1	基-032	亜鉛（対象外物質）（動物薬）（清涼飲料水の規格基準の改正）（肥料・飼料等）	7440-66-6	動物薬、化学・汚染	H29.6.15	H30.2.13	-	健康を損なうおそれのないことが明らか
2	基-033	アルミニウム	7429-90-5	化学・汚染	H22.3.18	H29.12.19	耐容週間摂取量（アルミニウムとして）	硫酸アルミニウム及び硫酸アルミニウムカリウムについて、 2.1mgAL/kg 体重/週
3	基-034	鉄(清涼飲料水)	7439-89-6	化学・汚染	H25.4.9	H29.4.25	-	影響を与える可能性は無視できる
4	基-039	カルシウム・マグネシウム等（硬度）（清涼飲料水の規格基準の改正）	-	化学・汚染	H25.4.9	H29.4.9	-	影響を与える可能性は無視できる
5	対-003	2,4-D	94-75-7	農薬	H22.2.23 H22.6.22 H25.6.12	H29.5.16	ADI ARfD	0.0099 0.15
6	対-021	エトフェンプロックス(農薬4版)	80844-07-1	農薬	H29.1.25	H29.4.25	ADI ARfD	0.031 1
7	対-027	カズサホス(農薬4版)	95465-99-9	農薬	H28.11.14	H29.5.23	ADI ARfD	0.00025 0.005
8	対-034	キャプタン	133-06-2	農薬	H19.6.26 H21.12.14 H24.1.23	H29.3.7	ADI ARfD	ADI:0.1 ARfD: ・3（一般の集団） ・0.3（妊婦又は妊娠している可能性のある女性）
9	対-036	除草剤グリホサート及びグルホシネート耐性トウモロコシMZHG0JG系統（飼料用）	1071-83-6	遺伝子組換え食品等	H29.2.24	H29.7.4	-	当該飼料を摂取した家畜に由来する畜産物について安全上の問題はない、ヒトの健康を損なうおそれはない
10	対-040	クロルピリホス(農薬4版)	2921-88-2	農薬	H29.7.21	-	-	-
11	対-041	クロロタロニル（TPN）	1897-45-6	農薬	H29.7.21	-	-	-
12	対-043	シアノホス（CYAP）	2636-26-2	農薬	H29.3.15	H29.10.17	ADI ARfD	0.001 0.01
13	対-049	ジチアノン(農薬)	3347-22-6	農薬	H29.8.31	-	-	-
14	対-058	ダイアジノン（農薬・動物薬）	333-41-5	農薬	H29.5.24	H29.12.12	ADI ARfD	0.001 0.025
15	対-082	フェニトロチオン（農薬・動物薬）	122-14-5	農薬	H29.1.25	H29.8.22	ADI ARfD	0.0049 0.036
16	対-094	プロシミドン(農薬)	32809-16-8	農薬	H28.10.18	H29.5.30	ADI ARfD	ADI:0.035 ARfD: ・0.3（一般の集団） ・0.035（妊婦又は妊娠している可能性のある女性）
17	対-096	プロピコナゾール(農薬2版)	60207-90-1	農薬、添加物	H28.12.14	H29.7.4	ADI ARfD	0.019 0.3
18	対-113	メタラキシル及びメフェノキサム(農薬4版)	57837-19-1	農薬	H29.3.15	H29.10.17	ADI ARfD	0.08 0.5
19	要-004	クロロピクリン（クロルピクリン）（農薬）		農薬	H29.6.15	-	-	-
20	他-005	アシベンゾラル-S-メチル(農薬)	126448-41-7	農薬	H29.10.26	H30.2.13	ADI ARfD	0.077 0.5
21	他-014	エンドタール(農薬)	145-73-3	農薬	H29.3.22	H29.3.28		回答文書
22	他-027	ジクロルプロップ	120-36-5	農薬	H25.3.12	H29.7.4	ADI ARfD	0.036 0.3
23	他-041	スピノサド(農薬・動物薬)	168316-95-8	農薬	H29.5.24	-	-	-
24	他-049	テトラコナゾール(農薬)	112281-77-3	農薬	H29.11.22	H30.3.6	ADI ARfD	0.004 0.05
25	他-063	ピレトリン	121-29-9	農薬	H29.4.19	-	-	-

注)対：水質管理目標設定項目の対象農薬、要：要検討農薬、他：その他農薬類

過去の評価結果（H28 年度調査業務の成果物をベース）について、上記の情報を追加して表 6-3 に基準値・目標等を収集・整理した。農薬類は、対象農薬、要検討農薬類及びその他農薬類を対象とした。

また、分解物・代謝物・異性体が、内閣府食品安全委員会の評価（ADI 設定）もしくは食品の試験法に組み込まれている農薬について調査しリストアップした項目を表 6-4 に示した。

表 6-2　内閣府食品安全委員会における新規評価物質の評価内容(1)

No	基準項目等番号	項目名	水質基準等(mg/L以下)(備考)	食品安全委員会評価										
				評価品目名(評価書版No.)	評価結果(TDI、ADI 等)	試験/根拠データ							安全係数	評価結果通知日
						試験種類	動物種	期間	投与方法	エンドポイント	種類	値(mg/kg 体重/日)		
1	対-007	2,4-D	0.03	2,4-D	ADI : 0.0099 mg/kg 体重/日	慢性毒性/発がん性併合試験	ラット	2年間	混餌投与	雌雄:腎尿細管褐色色素沈着等(発がん性は認められない)	NOAEL	0.99	100(種差10、個体差10、-)	H29.5.16
					ARfD : 0.15 mg/kg 体重	急性神経毒性試験	ラット	単回投与(5～6時間)	強制経口投与	雌雄:運動協調性失調、異常歩行及び自発運動量の減少	NOAEL	15	100(種差10、個体差10、-)	
					2,4-D 投与による影響は、主に体重(増加抑制)、腎臓(尿細管上皮変性等)、肝臓(肝細胞肥大等)、精巣(重量減少)、眼(網膜変性:ラット)に認められた。発がん性、繁殖能に対する影響、催奇形性及び生体において問題となる遺伝毒性は認められなかった。 各種試験結果から、農産物中の暴露評価対象物質については2,4-D及び代謝物C、畜産物中の暴露評価対象物質については2,4-D(親化合物のみ)と設定した。 各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた2 年間慢性毒性/発がん性併合試験①の0.99 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100 で除した0.0099 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量(ADI)と設定した。 また、2,4-D の単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響について、無毒性量のうち最小値はラットを用いた急性神経毒性試験の15 mg/kg 体重であったことから、これを根拠として、安全係数100 で除した0.15 mg/kg 体重を急性参照用量(ARfD)と設定した。										
					農薬抄録 2,4-PA(除草剤)(平成21 年3 月10 日改訂):ニューファム株式会社、石原産業株式会社、2009 年、一部公表予定;JMPR : "2,4-Dichlorophenoxyacetic acid (2,4-D)" Pesticide residues in food-1996 Evaluations. Part II. Toxicological. nos 914 on INCHEM (1996)									
2	対-021	エトフェンプロックス	0.08	エトフェンプロックス(第4版)	ADI : 0.031 mg/kg 体重/日	発がん性試験	マウス	2年間	混餌投与	雌雄:腎尿細管好塩基性変化(発がん性は認められない)	NOAEL	3.1	100(種差10、個体差10、-)	H29.4.25
					ARfD : 1 mg/kg 体重	発生毒性試験	ウサギ	妊娠6～28日	強制経口投与	母動物で体重増加抑制等、胎児で低体重 (催奇形性は認められない)	NOAEL	100	100(種差10、個体差10、-)	
					エトフェンプロックス投与による影響は、主に肝臓(肝細胞肥大等)、腎臓(尿細管好塩基性変化等)、甲状腺(微小ろ胞増加等:ラット)及び血液(貧血等:マウス)に認められた。神経毒性、繁殖能に対する影響、催奇形性、免疫毒性及び遺伝毒性は認められなかった。発がん性試験において、ラットの雌で甲状腺ろ胞細胞腺腫が認められたが、遺伝毒性試験が全て陰性であったこと及びメカニズム試験の結果から、腫瘍の発生機序は遺伝毒性メカニズムとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。 各種試験結果から、農産物、畜産物及び魚介類中の暴露評価対象物質をエトフェンプロックス(親化合物のみ)と設定した。各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、マウスを用いた2 年間発がん性試験の3.1 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100 で除した0.031 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量(ADI)と設定した。 また、エトフェンプロックスの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値は、ウサギを用いた発生毒性試験の100 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100 で除した1 mg/kg 体重を急性参照用量(ARfD)と設定した。									
					農薬抄録「エトフェンプロックス」(殺虫剤)(平成21 年1 月26 日改訂):三井化学株式会社、一部公表;JMPR : Etofenprox (Pesticide residues in food : evaluation Part Ⅱ Toxicology) (1993)									

表 6-2　内閣府食品安全委員会における新規評価物質の評価内容(2)

No	基準項目等番号	項目名	水質基準等(mg/L以下)(備考)	食品安全委員会評価										
				評価品目名(評価書版No.)	評価結果(TDI、ADI 等)	試験/根拠データ							安全係数	評価結果通知日
						試験種類	動物種	期間	投与方法	エンドポイント	種類	値(mg/kg 体重/日)		
3	対-027	カズサホス	0.0006	カズサホス(第4版)	ADI : 0.00025 mg/kg体重/日	2 世代繁殖試験	ラット	2世代	混餌投与	親動物雌雄で育成期間に体重増加抑制、赤血球ChE 活性阻害(20%以上)、雄で脳比重量増加、雌で哺育期間に体重増加抑制が認められたが、児動物では投与に関連した毒性所見は認められなかった。繁殖能に対する影響は認められなかった。	NOAEL	0.025	100(種差10、個体差10、-)	H29.5.23
					ARfD: 0.005 mg/kg体重	ChE 活性阻害検討試験	ラット	投与4時間	強制経口投与	雌雄:赤血球ChE 活性阻害(20%以上)が認められた	NOAEL	0.5	100(種差10、個体差10、-)	
					カズサホス投与による影響は主に脳及び赤血球ChE 活性阻害に認められた。発がん性、繁殖能に対する影響、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。 各種試験結果から、農産物中の暴露評価対象物質をカズサホス(親化合物のみ)と設定した。 各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、イヌを用いた90 日間亜急性毒性試験の0.01 mg/kg 体重/日であったが、より長期で実施された1 年間慢性毒性試験では最高用量の0.02 mg/kg 体重/日でも毒性所見が認められず、最小毒性量が設定できないことから、一日摂取許容量(ADI)の設定根拠とするには不適切と考えられた。ADI の根拠には、毒性所見が認められている長期の試験である、ラットを用いた2 世代繁殖試験の無毒性量0.025 mg/kg 体重/日がより適切と考えられた。したがって、ラットを用いた2 世代繁殖試験の無毒性量0.025 mg/kg 体重/日を根拠として、安全係数100 で除した0.00025 mg/kg 体重/日をADI と設定した。 また、カズサホスの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた急性神経毒性試験で得られた0.02mg/kg 体重であったが、本試験の最小毒性量は25 mg/kg 体重であり、ラットを用いたChE 活性阻害検討試験において無毒性量として0.5 mg/kg 体重が得られていることから、食品安全委員会は、総合的に判断し、本試験の無毒性量0.5 mg/kg体重を根拠として、安全係数100 で除した0.005 mg/kg 体重を急性参照用量(ARfD)と設定した。									
					ラットにおける繁殖試験(GLP 対応):FMC Toxicology Laboratory(米)、Hazleton Laboratories America(米)、Consulting Pathology Services(米)、1987 年、未公表;農薬抄録カズサホス(殺虫剤)(平成27 年12 月1 日改訂):エフエムシー・ケミカルズ株式会社 一部公表;ラットを用いた急性コリンエステラーゼ評価に関する試験(GLP 対応):WIL Research、2015 年、未公表									

表 6-2　内閣府食品安全委員会における新規評価物質の評価内容(3)

No	基準項目等番号	項目名	水質基準等(mg/L以下)(備考)	食品安全委員会評価										
				評価品目名(評価書版No.)	評価結果(TDI、ADI 等)	試験/根拠データ							安全係数	評価結果通知日
						試験種類	動物種	期間	投与方法	エンドポイント	種類	値(mg/kg 体重/日)		
4	対-034	キャプタン	0.3	キャプタン	ADI : 0.1mg/kg体重/日	発生毒性試験	ウサギ	妊娠7～19 日	強制経口	母動物で体重増加抑制、体重減少等、胎児で骨格変異、第13 肋骨過剰等の骨格変異、外表異常、内臓異常、骨格異常。催奇形性は認められなかった。	NOAEL	10	100(種差10、個体差10、-)	H29.3.7
					ARfD :一般集団 3 mg/kg 体重、妊婦又は妊娠している可能性のある女性 0.3mg/kg 体重	一般集団:一般薬理試験、妊婦又は妊娠している可能性のある女性:発生毒性試験	一般集団:マウス、発生毒性試験:ウサギ	一般集団:5分～24時間、発生毒性試験:妊娠7～19 日	強制経口	一般集団:流涙、自発運動低下及び軟便、妊婦または妊娠している可能性のある女性:母動物で体重減少等、胎児で骨格変異、外表異常、内臓異常。	NOAEL	一般集団:300、妊婦又は妊娠の可能性のある女性:30	100(種差10、個体差10、-)	
					キャプタン投与による影響は、主に体重(増加抑制)及び小腸(十二指腸粘膜過形成等:マウス)に認められた。繁殖能に対する影響は認められなかった。マウスでは十二指腸に腺腫及び腺癌が認められたが、トランスジェニックマウスを用いた遺伝子突然変異試験において陰性の結果が得られたことも含め、遺伝毒性試験の結果を総合的に勘案した結果、キャプタンは、in vitro では遺伝毒性を示すが、生体にとって問題となる遺伝毒性はないと考えられ、腫瘍の発生メカニズムは遺伝毒性によるものとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。ウサギ及びハムスターを用いた発生毒性試験において母動物に影響が認められている用量で外表異常、内臓異常及び骨格異常が認められた。ラットにおいては催奇形性は認められなかった。 各種試験結果から、農産物及び畜産物中の暴露評価対象物質をキャプタン(親化合物のみ)と設定した。 各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、ウサギを用いた発生毒性試験②及び③の無毒性量10 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100 で除した0.1 mg/kg体重/日を一日摂取許容量(ADI)と設定した。キャプタンの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値は、ウサギを用いた発生毒性試験③の30 mg/kg 体重/日であり、認められた所見は母動物で認められた着床後損失割合及び死亡胚数増加並びに胎児で認められた外表異常、内臓異常及び骨格異常であったことから、妊婦又は妊娠している可能性のある女性に対する急性参照用量(ARfD)は、これを根拠として、安全係数100 で除した0.3 mg/kg 体重と設定した。また、一般の集団に対しては、マウスを用いた一般薬理試験の最大無作用量である300 mg/kg 体重を根拠として、安全係数100 で除した3 mg/kg 体重をARfD と設定した。									
					JMPR: "CAPTAN (addendum)", Pesticide residues in food - 2004. Report ofthe Joint Meeting of the FAO Panel of Experts on Pesticide Residues in Food; and the Environment and the WHO Expert Group on Pesticide Residues.; EPA: Amendment to the 1999 Captan RED,2004; EFSA: Peer review of the pesticide risk assessment of the active substance captan, 2009; 農薬抄録「キャプタン」(殺菌剤)(2016 年9 月4 日改訂):アリスタライフ サイエンス株式会社、一部公表									

表 6-2　内閣府食品安全委員会における新規評価物質の評価内容(4)

No	基準項目等番号	項目名	水質基準等(mg/L以下)(備考)	食品安全委員会評価										
				評価品目名(評価書版No.)	評価結果(TDI、ADI 等)	試験/根拠データ							安全係数	評価結果通知日
						試験種類	動物種	期間	投与方法	エンドポイント	種類	値(mg/kg 体重/日)		
5	対-043	シアノホス(CYAP)	0.003	シアノホス(CYAP)	ADI : 0.001mg/kg 体重/日	慢性毒性/発がん性併合試験	ラット	2年間	混餌投与	雌雄で脳ChE 活性阻害(20%以上)等が認められた。発がん性は認められなかった。	NOAEL	0.101	100(種差10、個体差10、-)	H29.10.17
					ARfD :0.01 mg/kg 体重	ChE 活性阻害試験	ラット	単回	経口投与	赤血球ChE 活性阻害(20%以上)	NOAEL	1	100(種差10、個体差10、-)	
					シアノホス投与による影響は、主に脳及び赤血球ChE 活性阻害に認められた。発がん性、繁殖能に対する影響、催奇形性及び生体において問題となる遺伝毒性は認められなかった。各種試験結果から、農産物中の暴露評価対象物質をシアノホス(親化合物のみ)と設定した。 各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた2 年間慢性毒性/発がん性併合試験の0.101 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100 で除した0.001 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量(ADI)と設定した。また、シアノホスの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値は、ラットを用いたChE 活性阻害試験において得られた1mg/kg 体重であったことから、これを根拠として、安全係数100 で除した0.01 mg/kg体重を急性参照用量(ARfD)と設定した。										
					農薬抄録 CYAP(殺虫剤)(平成28 年10 月28 日改訂):住友化学株式会社、一部公表									
6	対-058	ダイアジノン	0.003	ダイアジノン(第2版)	ADI : 0.01mg/kg体重/日	慢性毒性/発がん性併合試験	ラット	2年間	混餌投与	雌雄で赤血球AChE 活性阻害(20%以上)が認められた。発がん性は認められなかった。	NOAEL	0.1	100(種差10、個体差10、-)	H29.12.12
					ARfD :0.025mg/kg 体重	急性神経毒性試験	ラット	単回	強制経口	雌雄で赤血球及び脳AChE 活性阻害(20%以上)、異常歩行等が認められた。	NOAEL	2.5	100(種差10、個体差10、-)	
					各種毒性試験結果から、ダイアジノン投与による主な影響は、赤血球及び脳AChEの活性阻害並びに神経症状であった。発がん性、催奇形性及び生体において問題となる遺伝毒性は認められなかった。ラットを用いた2 世代繁殖試験において、交尾率及び妊娠率の低下が認められた。各種試験結果から、農産物、畜産物及び魚介類中の暴露評価対象物質をダイアジノン(親化合物のみ)と設定した。 食品安全委員会は、各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験で得られた無毒性量0.1 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100 で除した0.001 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量(ADI)と設定した。また、ダイアジノンの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量及び最小毒性量のうち最小値は、ラットを用いた急性神経毒性試験②～⑤の無毒性量2.5 mg/kg 体重であったことから、これを根拠として、安全係数100 で除した0.025 mg/kg 体重を急性参照用量(ARfD)と設定した。										
					農薬抄録 ダイアジノン(殺虫剤)(平成20 年8 月25 日改訂):日本化薬株式会社、一部公表、US EPA①:Diazinon:Toxicology Chapter for the Red as revised 3/30/00 in response to the Novartis Crop Protection, Inc. responses submitted February 9, 2000 to the RED.(2000)、農薬抄録 ダイアジノン(殺虫剤)(平成24 年11 月19 日改訂):日本化薬株式会社、一部公表、Australia APVMA ① : Review of the mammalian toxicology and metabolism/toxicokinetics of DIAZINON、2002、農薬抄録 ダイアジノン(殺虫剤)(平成27 年6 月30 日改訂):日本化薬株式会社、一部公表、JMPR ③ :“Diazinon ” Pestiside residues in food 2016 Evaluations,PartII-Toxicological, 2016.										

表 6-2　内閣府食品安全委員会における新規評価物質の評価内容(5)

No	基準項目等番号	項目名	水質基準等(mg/L以下)(備考)	食品安全委員会評価										
				評価品目名(評価書版No.)	評価結果(TDI、ADI 等)	試験/根拠データ							安全係数	評価結果通知日
						試験種類	動物種	期間	投与方法	エンドポイント	種類	値(mg/kg 体重/日)		
7	対-082	フェニトロチオン	0.01	フェニトロチオン(第2版)	ADI : 0.0049 mg/kg 体重/日	慢性毒性/発がん性併合試験	ラット	2年間	混餌投与	雌雄:赤血球及び脳ChE活性阻害(20%以上)が認められた。発がん性は認められなかった。	NOAEL	0.49	100(種差10、個体差10、-)	H29.8.22
					ARfD : 0.036 mg/kg 体重	4日間投与試験	ヒト	4日間、2週間～5ヶ月後4日間	経口投与	ヒトに認め得る毒性をもたらさず	NOAEL	0.36	10(種差1、個体差10、-)	
					フェニトロチオン投与による影響として、主にChE 活性阻害が認められた。発がん性、繁殖能に対する影響、催奇形性、遅発性神経毒性及び生体において問題となる遺伝毒性は認められなかった。 各種試験結果から、農産物、畜産物及び魚介類中の暴露評価対象物質をフェニトロチオン(親化合物のみ)と設定した。 各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた2 年間慢性毒性/発がん性併合試験の0.49 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100 で除した0.0049 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量(ADI)と設定した。 また、フェニトロチオンの単回経口投与により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量及び最小毒性量のうち最小値は、ヒトにおける急性投与試験の0.33mg/kg 体重であったが、4 日間投与試験において無毒性量0.36 mg/kg 体重/日が得られており、ヒトにおける無毒性量は0.36 mg/kg 体重/日であると考えられた。したがって、ヒトにおける無毒性量0.36 mg/kg 体重/日を根拠として、安全係数10(種差:1、個体差:10)で除した0.036 mg/kg 体重を急性参照用量(ARfD)と設定した。										
					農薬抄録 MEP(殺虫剤)(平成21 年7 月17 日改訂):住友化学株式会社、一部公表;Two-year dietary administration in the rat.:Hazleton 研究所(米国)、1974年、未公表;Fenitrothion ingestion in humans : Subacute effects:Monash Medical School,Monash University、1999 年、未公表;農薬抄録 MEP(殺虫剤)(平成23 年9 月6 日改訂):住友化学株式会社、一部公表										

表 6-2　内閣府食品安全委員会における新規評価物質の評価内容(6)

No	基準項目等番号	項目名	水質基準等(mg/L以下)(備考)	食品安全委員会評価										
				評価品目名(評価書版No.)	評価結果(TDI、ADI 等)	試験/根拠データ							安全係数	評価結果通知日
						試験種類	動物種	期間	投与方法	エンドポイント	種類	値(mg/kg 体重/日)		
8	対-094	プロシミドン	0.09	プロシミドン(第2版)	ADI : 0.035 mg/kg 体重/日	発生毒性試験	ラット	妊娠6～19 日	強制経口	母動物で体重増加抑制等が、胎児では肛門生殖突起間距離の短縮が認められた。	NOAEL	3.5	100(種差10、個体差10、-)	H29.5.30
					ARfD : 0.3 mg/kg 体重、妊婦又は妊娠している可能性のある女性 0.035mg/kg 体重	一般集団:急性神経毒性試験・一般薬理試験 妊婦又は妊娠している可能性のある女性:発生毒性試験	一般集団:急性神経毒性試験ラット、一般薬理試験マウス、妊婦又は妊娠している可能性のある女性:ラット	一般集団:0分～1日 妊婦又は妊娠している可能性のある女性:妊娠6～19日	強制経口	一般集団:雌雄でよろめき歩行等、歩行不能、耳介反射抑制、呼吸抑制でよろめき歩調、警戒性抑制、立ち直り反射抑制、受動性亢進、運動量減少、探索行動抑制、触覚反応抑制、位置視覚異常、体姿勢異常(腹臥)、四肢筋緊張低下、躯体緊張低下、警戒性低下、受動性亢進、四肢筋及び腹筋緊張の低下、握力低下、眼瞼下垂、位置視覚異常等、異常歩行、自発運動低下、鎮静、呼吸数減少、四肢姿勢の異常、神経刺激による収縮反応抑制 妊娠又は妊娠している可能性のある女性:母動物では体重増加抑制等、胎児の肛門生殖突起間距離短縮	NOAEL	30	100(種差10、個体差10、-)	
					プロシミドン投与による影響は、主に肝臓(小葉中心性肝細胞肥大等)及び精巣(間細胞過形成等)に認められた。遺伝毒性は認められなかった。 発がん性試験において、ラットで精巣間細胞腫の発生頻度増加が認められたが、発生機序検討試験の結果、プロシミドンはアンドロゲン受容体(AR)への結合性を有し、血中ホルモンの不均衡(LH の増加)を惹起することが明らかにされ、LH の持続的な刺激により精巣間細胞腫が発現したと考えられた。また、雄マウスで肝芽腫の発生頻度の増加傾向が認められたが、腫瘍の発生機序は遺伝毒性によるものとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると判断された。繁殖試験及び発生毒性試験において、雄ラットに抗アンドロゲン作用に基づくと考えられる生殖器の異常(肛門生殖突起間距離の短縮、尿道下裂等)が認められ、雄の繁殖率が低下した。しかし、ウサギ及びサルの胎児には類似の所見はみられなかった。種差検討試験の結果、ラットでは主要代謝物である水酸化体の血漿中濃度が腸肝循環により高く維持されることが、種差の主たる要因であることが示唆された。 各種試験結果から、農産物中の暴露評価対象物質をプロシミドン(親化合物のみ)と設定した。 各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた発生毒性試験の3.5mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100 で除した0.035mg/kg 体重/日を一日摂取許容量(ADI)と設定した。 プロシミドンの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた発生毒性試験②の3.5 mg/kg 体重/日であり、認められた所見は母動物に毒性影響がみられない用量における胎児の肛門生殖突起間距離短縮であったことから、妊婦又は妊娠している可能性のある女性に対する急性参照用量(ARfD)は、これを根拠として、安全係数100 で除した0.035 mg/kg 体重と設定した。また、一般の集団に対しては、ラットを用いた急性神経毒性試験及びマウスを用いた一般薬理試験の無毒性量である30 mg/kg 体重を根拠として、安全係数100で除した0.3 mg/kg 体重をARfD と設定した。									
					農薬抄録 プロシミドン(殺菌剤)(平成22 年3 月25 日改訂):住友化学株式会社、一部公表;農薬抄録 プロシミドン(殺菌剤)(平成27 年9 月29 日改訂):住友化学株式会社、一部公表;Procymidone Technical: Dose Range-Finding Study for Acute Neurotoxicity Study in Rats (Ref.No BT-0267) (GLP 対応):The Institute of Environmental Toxicology、2015									

表 6-2　内閣府食品安全委員会における新規評価物質の評価内容(7)

No	基準項目等番号	項目名	水質基準等(mg/L以下)(備考)	食品安全委員会評価										
				評価品目名(評価書版No.)	評価結果(TDI、ADI 等)	試験/根拠データ							安全係数	評価結果通知日
						試験種類	動物種	期間	投与方法	エンドポイント	種類	値(mg/kg 体重/日)		
9	対-096	プロピコナゾール	0.05	プロピコナゾール(第2版)	ADI : 0.019 mg/kg 体重/日	慢性毒性試験	イヌ	1年間	混餌投与	雄で胃粘膜うっ血等が、雌雄で十二指腸粘膜うっ血等が認められた。	NOAEL	1.9	100(種差10、個体差10、-)	H29.7.4
					ARfD : 0.3 mg/kg 体重	急性神経毒性試験、発生毒性試験	ラット	急性神経毒性試験:単回 発生毒性試験:妊娠6～15日	強制経口	急性神経毒性試験:雌雄:歩行異常等 発生毒性試験:母動物で体重増加抑制等、胎児で口蓋裂及び胸骨の未骨化が認められた。	NOAEL	30	100(種差10、個体差10、-)	
					各種毒性試験結果から、プロピコナゾール投与による影響は、主に肝臓(肝細胞肥大、空胞化及び壊死:ラット及びマウス)及び消化管(十二指腸粘膜うっ血等:イヌ)に認められた。繁殖能に対する影響及び遺伝毒性は認められなかった。発がん性試験において、雄のマウスで肝細胞腺腫及び肝細胞癌の発生頻度増加が認められたが、遺伝毒性試験及びメカニズム試験の結果から、腫瘍の発生機序は遺伝毒性によるものとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。ラット及びウサギを用いた発生毒性試験において、母体毒性が認められる用量で胎児に口蓋裂等が認められた。 各種試験結果から、農産物及び畜産物中の暴露評価対象物質をプロピコナゾール(親化合物のみ)と設定した。 各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、イヌを用いた1 年間慢性毒性試験の1.9 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100 で除した0.019 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量(ADI)と設定した。 また、プロピコナゾールの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量及び最小毒性量のうち最小値は、ラットを用いた急性神経毒性試験及び発生毒性試験の無毒性量である30 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100 で除した0.3 mg/kg 体重を急性参照用量(ARfD)と設定した。										
					農薬抄録プロピコナゾール(平成22 年6 月7 日改訂):シンジェンタジャパン、未公表;JMPR③: "Propiconazole", Pesticide residues in food - 2004. Report of theJoint Meeting of the FAO Panel of Experts on Pesticide Residues in Food and the Environment and the WHO Expert Group on Pesticide Residues. p.180-185 (2004);JMPR④: "Propiconazole", Pesticide residues in food-1987 evaluations. Part II. Toxicology. (1987);EFSA①: Review Report for the active substance propiconazole (2003);農薬抄録プロピコナゾール(平成 25 年 10 月 8 日改訂):シンジェンタジャパ ン、一部公表										

表 6-2　内閣府食品安全委員会における新規評価物質の評価内容(8)

No	基準項目等番号	項目名	水質基準等(mg/L以下)(備考)	食品安全委員会評価										
				評価品目名(評価書版No.)	評価結果(TDI、ADI 等)	試験/根拠データ							安全係数	評価結果通知日
						試験種類	動物種	期間	投与方法	エンドポイント	種類	値(mg/kg 体重/日)		
10	対-113	メタラキシル及びメフェノキサム	0.06	メタラキシル及びメフェノキサム(第4版)	ADI : 0.08 mg/kg体重/日	亜急性毒性試験(メタラキシルM)及び慢性毒性試験(メタラキシル)	イヌ	90 日間、6 か月間及び2 年間	経口及び混餌投与	亜急性:雌雄でALP 増加並びに肝絶対及び比重量増加、慢性:雌雄でALP 増加、雌で肝対脳重量比増加雌雄で強直性痙攣、流涎を伴う死亡等	NOAEL	8.0	100(種差10、個体差10、-)	H29.10.17
					ARfD : 0.5 mg/kg体重	亜急性毒性試験(メタラキシルM)、一般薬理試験(メタラキシル)	亜急性毒性試験:ラット、一般薬理試験:マウス	亜急性毒性試験:28日間、一般薬理試験:単回	経口投与	亜急性:雌雄で自発運動低下、一般薬理:自発運動低下	NOAEL	0.5	100(種差10、個体差10、-)	
					メタラキシル及びメタラキシルM 投与による影響は、主に肝臓(重量増加等)に認められた。発がん性、繁殖能に対する影響、催奇形性、免疫毒性及び遺伝毒性は認められなかった。各種試験結果から、農産物及び魚介類中の暴露評価対象物質をメタラキシル及びメタラキシルM(親化合物のみ)、畜産物中の暴露評価対象物質をメタラキシル及びメタラキシルM 並びに2,6-ジメチルアニリン基を有する代謝物と設定した。 メタラキシル及びメタラキシルM の各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、イヌを用いた90 日間亜急性毒性試験の7.25 mg/kg 体重/日であったが、6 か月間慢性毒性試験の無毒性量は7.41 mg/kg 体重/日及び2 年間慢性毒性試験の無毒性量は8.0mg/kg 体重/日が得られており、この差は用量設定の違いによるものであると考えられた。したがって、食品安全委員会はイヌにおける無毒性量を8.0 mg/kg 体重/日と判断し、これを根拠として、安全係数100 で除した0.08 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量(ADI)と設定した。また、メタラキシル及びメタラキシルM の単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量及び最小毒性量のうち最小値は、ラットを用いた28日間亜急性毒性試験及びマウスを用いた一般薬理試験の50 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100 で除した0.5 mg/kg 体重を急性参照用量(ARfD)と設定した。									
					JMPR:Pesticide residues in food -2002 METALAXYL AND METALAXYL-M(2002 年)、US EPA:Reregistration Eligibility Decision (RED) for Metalaxyl (1994 年)、Australia NRA:Toxicology Evaluation for Metalaxyl-M(1997 年)、Health CANADA : Proposed Re-evaluation Decision for Metalaxyl and Metalaxyl-M(2007 年)、農薬抄録メタラキシルM(平成22 年3 月10 日改訂):シンジェンタ ジャパン株式会社(2010 年)、一部公表、農薬抄録メタラキシル(殺菌剤)(平成22 年4 月20 日改訂):シンジェンタ ジャパン株式会社(2010 年)、一部公表、農薬抄録メタラキシル(殺菌剤)(平成28 年1 月27 日改訂):シンジェンタ ジャパン株式会社(2016 年)、一部公表									

表 6-2　内閣府食品安全委員会における新規評価物質の評価内容(9)

No	基準項目等番号	項目名	水質基準等(mg/L以下)(備考)	食品安全委員会評価										
				評価品目名(評価書版No.)	評価結果(TDI、ADI 等)	試験/根拠データ							安全係数	評価結果通知日
						試験種類	動物種	期間	投与方法	エンドポイント	種類	値(mg/kg 体重/日)		
11	他-003	アシベンゾラル-S-メチル	0.2	アシベンゾラル-S-メチル(第2版)	ADI : 0.077 mg/kg 体重/日	慢性毒性/発がん性併合試験	ラット	2年間	混餌投与	雌雄で脾褐色色素沈着がみとめられた。発がん性は認められなかった。	NOAEL	7.77	100(種差10、個体差10、-)	H30.2.13
					ARfD : 0.5 mg/kg 体重	発生毒性試	ラット	妊娠6～15日	強制経口投与	母動物で体重増加抑制及び摂餌量減少が、胎児で骨格変異発生頻度増加等。母動物に毒性影響のみられる用量で、胎児に外表、内臓及び骨格異常。	NOAEL	50	100(種差10、個体差10、-)	
					各種毒性試験結果から、アシベンゾラル-S-メチル投与による影響は、主に体重(増加抑制)、血液(溶血性貧血等)、肝臓(クッパー細胞ヘモジデリン沈着等)及び脾臓(ヘモジデリン沈着、髄外造血等)に認められた。発がん性、繁殖能に対する影響、遺伝毒性及び免疫毒性は認められなかった。ラットを用いた発生毒性試験において、母動物に影響の認められる用量で、胃壁破裂並びに臍帯ヘルニア等の外表、内臓及び骨格異常が、ウサギを用いた発生毒性試験において、母動物に影響の認められる用量で、尾椎体形態異常が認められた。ラットを用いた発達神経毒性試験において、児動物に聴覚性驚愕反応の振幅の高値等が認められた。各種試験結果から、農産物中の暴露評価対象物質をアシベンゾラル-S-メチル(親化合物のみ)と設定した。 各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた2 年間慢性毒性/発がん性併合試験の7.77 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100 で除した0.077 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量(ADI)と設定した。また、アシベンゾラル-S-メチルの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた発生毒性試験①の50mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100 で除した0.5mg/kg 体重を急性参照用量(ARfD)と設定した。										
					農薬抄録 アシベンゾラル-S-メチル(殺菌剤)(2014 年):シンジェンタジャパン株式会社、一部公表、[phe-14C]標識アシベンゾラル-S-メチルの好気的土壌中動態試験(GLP 対応):リセルカ ラボラトリーズ社(米国)、2012 年、未公表、アシベンゾラル-S-メチルのラットを用いた混餌投与による1 年間反復経口投与毒性/発がん性併合試験(GLP 対応):チバガイギー社(スイス)、1996 年、未公表、アシベンゾラル-S-メチルのラットを用いた催奇形性試験①(GLP 対応):チバガイギー社(スイス)、1994 年、未公表										
12	他-027	ジクロルプロップ	0.06	ジクロルプロップ	ADI : 0.036 mg/kg 体重/日	慢性毒性/発がん性併合試験	ラット	2年間	混餌投与	雌雄:尿比重減少等。発がん性は認められなかった。	NOAEL	3.64	100(種差10、個体差10、-)	H29.7.4
					ARfD : 0.3 mg/kg 体重	一般薬理試験	マウス	15分～24時間後	経口投与	正向反射の消失及び腹筋緊張度の亢進、異常歩行、触反応の亢進、うずくまり及び自発運動低下、自発運動量減少	NOAEL	30	100(種差10、個体差10、-)	
					ジクロルプロップ及びジクロルプロップP 投与による影響は、主に体重(増加抑制)、肝臓(肝細胞肥大、壊死等)及び腎臓(重量増加等)に認められた。神経毒性、発がん性、催奇形性及び生体において問題となる遺伝毒性は認められなかった。ラットを用いたジクロルプロップの2 世代繁殖試験において、出産率低下、交尾率低下等が認められた。 各種毒性試験結果から、農産物中の暴露評価対象物質をジクロルプロップ(親化合物のみ:ジクロルプロップP を含む)と設定した。 各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、ジクロルプロップのラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験の3.64 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100 で除した0.036 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量(ADI)と設定した。 また、ジクロルプロップの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量及び最小毒性量のうち最小値は、ジクロルプロップのマウスを用いた一般薬理試験の最大無作用量30 mg/kg 体重であったことから、これを根拠として、安全係数100 で除した0.3 mg/kg 体重を急性参照用量(ARfD)と設定した。										
					農薬抄録 ジクロルプロップ(植物成長調整剤)(平成24 年9 月27 日改訂):バイエルクロップサイエンス株式会社、一部公表;US EPA①:Reregistration Eligibility Decision for Dichlorprop-P (2,4-DP-P)(2007)									

表 6-2　内閣府食品安全委員会における新規評価物質の評価内容(10)

No	基準項目等番号	項目名	水質基準等(mg/L以下)(備考)	食品安全委員会評価										
				評価品目名(評価書版No.)	評価結果(TDI、ADI 等)	試験/根拠データ							安全係数	評価結果通知日
						試験種類	動物種	期間	投与方法	エンドポイント	種類	値(mg/kg 体重/日)		
13	他-049	テトラコナゾール	0.01	テトラコナゾール(第2版)	ADI : 0.004 mg/kg 体重/日	慢性毒性/発がん性併合試験	ラット	2年間	混餌投与	雌雄で小葉中心性肝細胞肥大等が認められた。発がん性は認められなかった。	NOAEL	0.4	100(種差10、個体差10、-)	H30.3.6
					ARfD : 0.05 mg/kg 体重	発生毒性試験	ラット	妊娠6～15 日	強制経口投与	母動物で体重増加抑制等、胎児で水腎症及び水尿管の発生増加等が認められた母動物に影響が認められた用量で水腎症及び水尿管の発生が増加した。	NOAEL	5	100(種差10、個体差10、-)	
					各種毒性試験結果から、テトラコナゾール投与による影響は主に肝臓(小葉中心性肝細胞肥大等)、腎臓(腎皮質尿細管上皮細胞肥大等:イヌ)及び骨(頭蓋骨の肥厚等)に認められた。遺伝毒性及び免疫毒性は認められなかった。急性神経毒性試験及び亜急性神経毒性試験において、自発運動量の減少が認められた。発がん性試験において、マウスで肝細胞腺腫及び肝細胞癌の増加が認められたが、腫瘍の発生機序は遺伝毒性によるものとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。繁殖試験において妊娠期間の延長が認められた。ラットにおける発生毒性試験で母動物に影響が認められた用量で水腎症及び水尿管の発生数が増加した。ウサギでは催奇形性は認められなかった。各種試験結果から、農産物及び畜産物中の暴露評価対象物質をテトラコナゾール(親化合物のみ)と設定した。 各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた2 年間慢性毒性/発がん性併合試験の0.4 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100 で除した0.004 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量(ADI)と設定した。また、テトラコナゾールの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた発生毒性試験の5 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100 で除した0.05 mg/kg体重を急性参照用量(ARfD)と設定した。									
					農薬抄録 テトラコナゾール(殺菌剤)(平成19 年4 月27 日改訂):アリスタ ライフサイエンス株式会社、未公表、US EPA:Tetraconazole Human Exposure and Risk Assessment for the Section 3 Time-Limited Tolerance on Sugarbeets (2005)、農薬抄録 テトラコナゾール(殺菌剤)(平成24 年5 月11 日改訂):アリスタ ライフサイエンス株式会社、未公表、農薬抄録 テトラコナゾール(殺菌剤)(平成27 年1 月13 日改訂):アリスタ ライフサイエンス株式会社、一部公表									

表 6-3　内閣府食品安全委員会における全評価物質(1)

No.	水質基準項目等	食品安全委員会における評価						
		評価品目名	CAS番号	食品安全委員会における分類	評価要請文書受理日	評価結果通知日	評価値種類	評価値(ADI:mg/kg 体重/日)(ARfD:mg/kg 体重)
1	基-003	カドミウム(汚染物質)	7440-43-9	化学・汚染	H15.7.3	H20.7.3	TWI	0.007
2	基-003	カドミウム(清涼飲料水)	7440-43-9	化学・汚染	H15.7.3	H20.9.25	TWI	0.007
3	基-003	カドミウム(汚染物質)	7440-43-9	化学・汚染	H21.10.9	H21.10.15	TWI	0.007
4	基-003	カドミウム(汚染物質)	7440-43-9	化学・汚染	H21.2.9	H21.8.20	TWI	0.007
5	基-004	水銀(清涼飲料水)	7439-97-6	化学・汚染	H15.7.3	H24.5.10	TDI	0.0007:水銀として(非発がん影響)
6	基-005	セレン(清涼飲料水)	7782-49-2	化学・汚染	H15.7.3	H24.10.29	TDI	0.004
7	基-007	食品中のヒ素	7440-38-2	化学・汚染	H15.7.3	H25.12.16	-	-
8	基-009	亜硝酸態窒素	14797-65-0	化学・汚染	H15.7.3	H24.10.29	TDI	0.015
9	基-010	シアン(清涼飲料水)	-	化学・汚染	H15.7.3	H22.10.19	TDI	0.0045(シアンイオンとして)
10	基-011	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素(清涼飲料水)	14797-55-8	化学・汚染	H15.7.3	H24.10.29	TDI	1.5
11	基-011	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素(清涼飲料水)	14797-65-0	化学・汚染	H15.7.3	H24.10.29	TDI	0.015
12	基-011	亜硝酸態窒素(水道により供給される水の水質基準の設定)	14797-65-0	化学・汚染	H25.6.3	H25.7.22	TDI	0.015
13	基-012	フッ素(清涼飲料水)	7782-41-4	化学・汚染	H15.7.3	H24.12.17	TDI	0.05
14	基-013	ホウ素(清涼飲料水)	7440-42-8	化学・汚染	H15.7.3	H24.8.6	TDI	0.096
15	基-014	四塩化炭素(清涼飲料水)	56-23-5	化学・汚染	H15.7.3	H19.3.15	TDI	0.00071
16	基-015	1,4-ジオキサン(清涼飲料水)	123-91-1	化学・汚染	H15.7.3	H19.3.15	TDI	0.016
17	基-016	シス-1,2-ジクロロエチレン(清涼飲料水)	156-59-2	化学・汚染	H15.7.3	H19.3.15	TDI	0.017(シストランスの和)
18	基-016	トランス-1,2-ジクロロエチレン(清涼飲料水)	156-60-5	化学・汚染	H15.7.3	H19.3.15	TDI	0.017(シストランスの和)
19	基-016	1,2-ジクロロエチレン(シス体及びトランス体)(水道水)	540-59-0	化学・汚染	H20.4.11	H20.5.29	TDI	0.017
20	基-017	ジクロロメタン(清涼飲料水)	75-09-2	化学・汚染	H15.7.3	H20.11.6	TDI	0.006
21	基-018	テトラクロロエチレン(清涼飲料水)	127-18-4	化学・汚染	H15.7.3	H20.11.6	TDI	0.014
22	基-019	トリクロロエチレン(清涼飲料水)	79-01-6	化学・汚染	H15.7.3	H20.11.6	TDI	0.00146
23	基-019	トリクロロエチレン(清涼飲料水)	79-01-6	化学・汚染	H15.7.3	H20.11.6	発がんユニットリスク	8.3×10^{-3} $(mg/kg\ 体重/日)^{-1}$
24	基-019	トリクロロエチレン(清涼飲料水)	79-01-6	化学・汚染	H22.6.11	H22.9.2	TDI	0.00146
25	基-019	トリクロロエチレン(清涼飲料水)	79-01-6	化学・汚染	H22.6.11	H22.9.2	発がんユニットリスク	8.3×10^{-3} $(mg/kg\ 体重/日)^{-1}$
26	基-020	ベンゼン(清涼飲料水)	71-43-2	化学・汚染	H15.7.3	H20.11.6	TDI	0.018
27	基-020	ベンゼン(清涼飲料水)	71-43-2	化学・汚染	H15.7.3	H20.11.6	発がんユニットリスク	2.5×10^{-2} $(mg/kg\ 体重/日)^{-1}$
28	基-021	塩素酸(清涼飲料水)	7790-93-4	化学・汚染	H18.8.31	H19.3.15	TDI	0.030
29	基-022	クロロ酢酸(清涼飲料水)	79-11-8	化学・汚染	H15.7.3	H24.5.10	TDI	0.0035
30	基-022	クロロ酢酸(水道により供給される水の水質基準の設定)	79-11-8	化学・汚染	H26.8.12	H26.10.7	TDI	0.0035
31	基-023	クロロホルム(清涼飲料水)	67-66-3	化学・汚染	H15.7.3	H21.8.20	TDI	0.0129
32	基-024	ジクロロ酢酸(清涼飲料水の規格基準の改正)	79-43-6	化学・汚染	H15.7.3	H25.4.15	TDI	0.0125(非発がん影響)
33	基-024	ジクロロ酢酸(清涼飲料水の規格基準の改正)	79-43-6	化学・汚染	H15.7.3	H25.4.15	TDI	0.0129(発がん影響)
34	基-024	ジクロロ酢酸(清涼飲料水の規格基準の改正)	79-43-6	化学・汚染	H15.7.3	H25.4.15	発がんユニットリスク	7.8×10^{-3} $(mg/kg\ 体重/日)^{-1}$
35	基-024	ジクロロ酢酸(水道により供給される水の水質基準の設定)	79-43-6	化学・汚染	H26.8.12	H26.10.7	TDI	0.0125(非発がん影響)
36	基-024	ジクロロ酢酸(水道により供給される水の水質基準の設定)	79-43-6	化学・汚染	H26.8.12	H26.10.7	TDI	0.0129(発がん影響)
37	基-024	ジクロロ酢酸(水道により供給される水の水質基準の設定)	79-43-6	化学・汚染	H26.8.12	H26.10.7	発がんユニットリスク	7.8×10^{-3} $(mg/kg\ 体重/日)^{-1}$
38	基-025	ジブロモクロロメタン(清涼飲料水)	124-48-1	化学・汚染	H15.7.3	H21.8.20	TDI	0.0214
39	基-026	臭素酸(清涼飲料水)	7789-31-3	化学・汚染	H15.7.3	H20.11.6	TDI	0.011
40	基-026	臭素酸(清涼飲料水)	7789-31-4	化学・汚染	H15.7.3	H20.11.6	発がんユニットリスク	2.8×10^{-2} $(mg/kg\ 体重/日)^{-1}$
41	基-027	総トリハロメタン(清涼飲料水)	-	化学・汚染	H15.7.3	H21.8.20	TDI	設定できない
42	基-028	トリクロロ酢酸(清涼飲料水)	76-03-9	化学・汚染	H15.7.3	H24.5.10	TDI	0.006(発がん影響)
43	基-028	トリクロロ酢酸(清涼飲料水)	76-03-9	化学・汚染	H15.7.3	H24.5.10	TDI	0.006(非発がん影響)
44	基-028	トリクロロ酢酸(水道により供給される水の水質基準の設定)	76-03-9	化学・汚染	H26.8.12	H26.10.7	TDI	0.006(発がん影響)
45	基-028	トリクロロ酢酸(水道により供給される水の水質基準の設定)	76-03-9	化学・汚染	H26.8.12	H26.10.7	TDI	0.006(非発がん影響)
46	基-029	ブロモジクロロメタン(清涼飲料水)	75-27-4	化学・汚染	H15.7.3	H21.8.20	TDI	0.0061
47	基-030	ブロモホルム(清涼飲料水)	75-25-2	化学・汚染	H15.7.3	H21.8.20	TDI	0.0179
48	基-031	ホルムアルデヒド(清涼飲料水)	50-00-0	化学・汚染	H15.7.3	H20.4.17	TDI	0.015

表 6-3　内閣府食品安全委員会における全評価物質(2)

No.	水質基準項目等	食品安全委員会における評価						
		評価品目名	CAS番号	食品安全委員会における分類	評価要請文書受理日	評価結果通知日	評価値種類	評価値(ADI:mg/kg 体重/日)(ARfD:mg/kg 体重)
49	基-032	亜鉛(対象外物質)(動物薬)(清涼飲料水の規格基準の改正)(肥料・飼料等)	7440-66-6	動物薬、化学・汚染	H29.6.15	H30.2.13	-	健康を損なうおそれのないことが明らか
50	基-033	アルミニウム	7429-90-5	化学・汚染	H22.3.18	H29.12.19	耐容週間摂取量(アルミニウムとして)	硫酸アルミニウム及び硫酸アルミニウムカリウムについて、2.1
51	基-034	鉄(清涼飲料水)	7439-89-6	化学・汚染	H25.4.9	H29.4.25	-	影響を与える可能性は無視できる
52	基-035	銅(清涼飲料水)	7440-50-8	化学・汚染	H15.7.3	H20.4.17	許容上限摂取量	9mg/ヒト(成人)/日
53	基-036	塩化ナトリウム、塩化カリウム、塩化カルシウム及び酢酸ナトリウムを有効成分とする牛の注射剤(酢酸リングルーV注射液)並びに塩化ナトリウム、塩化カリウム、塩化カルシウム及び酢酸ナトリウム(動物用医薬品)	-	動物薬	H20.9.16	H21.1.22	-	影響を与える可能性は無視できる
54	基-037	マンガン(清涼飲料水)	7439-96-5	化学・汚染	H15.7.3	H24.8.6	TDI	0.18
55	基-038	塩化ナトリウム、塩化カリウム、塩化カルシウム及び酢酸ナトリウムを有効成分とする牛の注射剤(酢酸リングルーV注射液)並びに塩化ナトリウム、塩化カリウム、塩化カルシウム及び酢酸ナトリウム(動物用医薬品)	-	動物薬	H20.9.16	H21.1.22	-	影響を与える可能性は無視できる
56	基-038	塩化ナトリウム、塩化カリウム、塩化カルシウム及び酢酸ナトリウムを有効成分とする牛の注射剤(酢酸リングルーV注射液)並びに塩化ナトリウム、塩化カリウム、塩化カルシウム及び酢酸ナトリウム(動物用医薬品)	-	動物薬	H20.9.16	H21.1.22	-	影響を与える可能性は無視できる
57	基-039	プロピオン酸カルシウム、塩化カルシウム、リン酸一水素カルシウム及び酸化マグネシウムを有効成分とする牛の強制経口投与剤(カルチャージ)及びプロピオン酸カルシウム、塩化カルシウム、リン酸一水素カルシウム及び酸化マグネシウム(動物用医薬品)	-	動物薬	H20.5.13	H20.7.24	-	影響を与える可能性は無視できる
58	基-039	塩化ナトリウム、塩化カリウム、塩化カルシウム及び酢酸ナトリウムを有効成分とする牛の注射剤(酢酸リングルーV注射液)並びに塩化ナトリウム、塩化カリウム、塩化カルシウム及び酢酸ナトリウム(動物用医薬品)	-	動物薬	H20.9.16	H21.1.22	-	影響を与える可能性は無視できる
59	基-039	カルシウム・マグネシウム等(硬度)(清涼飲料水の規格基準の改正)	-	化学・汚染	H25.4.9	H29.4.9	-	影響を与える可能性は無視できる
60	基-046	食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて(水道水中の有機物(全有機炭素(TOC)の量))		化学・汚染	H20.5.22			回答文書
61	目-001	アンチモン(清涼飲料水)	7440-36-0	化学・汚染	H15.7.3	H24.8.6	TDI	0.006
62	目-002	ウラン(清涼飲料水)	7440-61-1	化学・汚染	H15.7.3	H24.1.12	TDI	0.0002
63	目-003	ニッケル(清涼飲料水)	7440-02-0	化学・汚染	H15.7.3	H24.7.23	TDI	0.004
64	目-005	1,2-ジクロロエタン(清涼飲料水)	107-06-2	化学・汚染	H15.7.3	H20.11.6	TDI	0.0375
65	目-005	1,2-ジクロロエタン(清涼飲料水)	107-06-3	化学・汚染	H15.7.3	H20.11.6	発がんユニットリスク	6.3×10^{-2} (mg/kg 体重/日)$^{-1}$
66	目-008	トルエン(清涼飲料水)	108-88-3	化学・汚染	H15.7.3	H20.11.6	TDI	0.149
67	目-009	フタル酸ジ(2－エチルヘキシル)(清涼飲料水の規格基準の改正)	117-81-7	化学・汚染	H15.7.3	H25.4.15	TDI	0.03
68	目-009	フタル酸ビス(2－エチルヘキシル)(DEHP)	117-81-7	器具・容器包装	H21.12.14	H25.2.18	TDI	0.03
69	目-010	亜塩素酸(清涼飲料水)	1318-59-8	化学・汚染	H15.7.3	H20.6.19	TDI	0.029(亜塩素酸イオンとして)
70	目-012	二酸化塩素(清涼飲料水)	10049-4-4	化学・汚染	H15.7.3	H20.6.19	TDI	0.029(亜塩素酸イオンとして)
71	目-013	ジクロロアセトニトリル(清涼飲料水)	3018-12-0	化学・汚染	H15.7.3	H19.3.15	TDI	0.0027
72	目-014	抱水クロラール(清涼飲料水)	302-17-0	化学・汚染	H15.7.3	H19.3.15	TDI	0.0045
73	目-016	塩素(残留塩素)(清涼飲料水)	7782-50-5	化学・汚染	H15.7.3	H19.3.15	TDI	0.136
74	目-020	1,1,1-トリクロロエタン(清涼飲料水)	71-55-6	化学・汚染	H15.7.3	H20.4.17	TDI	0.6
75	目-021	メチル-t-ブチルエーテル(清涼飲料水)	1634-04-4	化学・汚染	H15.7.3	H20.4.17	TDI	0.143
76	目-029	1,1-ジクロロエチレン(清涼飲料水)	75-35-4	化学・汚染	H15.7.3	H19.3.15	TDI	0.046
77	目-029	1,1-ジクロロエチレン(水道水)	75-35-4	化学・汚染	H20.4.11	H20.5.29	TDI	0.046
78	検-002	バリウム(清涼飲料水)	7440-39-3	化学・汚染	H15.7.3	H24.10.29	TDI	0.02
79	検-024	フタル酸ジブチル(DBP)	84-74-2	器具・容器包装	H21.12.14	H26.6.10	TDI	0.005
80	検-025	フタル酸ブチルベンジル	85-68-7	器具・容器包装	H21.12.14	H27.4.7	TDI	0.2
81	検-037	アセトアルデヒド	75-07-0	添加物	H15.11.21	H17.7.21		安全性に懸念がない
82	対-001	1，3―ジクロロプロペン　(D―D)(農薬)	542-75-6	農薬	H20.3.3	H25.2.18	ADI	0.02
83	対-001	1，3―ジクロロプロペン(農薬2版)	542-75-6	農薬	H27.2.24	H27.10.20	ADI ARfD	0.02 0.2
84	対-003	2,4-D	94-75-7	農薬	H22.2.23	H29.5.16	ADI ARfD	0.0099 0.15
85	対-003	2,4-D	94-75-7	農薬	H22.6.22	H29.5.16	ADI ARfD	0.0099 0.15
86	対-003	2,4-D	94-75-7	農薬	H25.6.12	H29.5.16	ADI ARfD	0.0099 0.15

表 6-3　内閣府食品安全委員会における全評価物質(3)

No.	水質基準項目等	食品安全委員会における評価						
		評価品目名	CAS番号	食品安全委員会における分類	評価要請文書受理日	評価結果通知日	評価値種類	評価値 (ADI:mg/kg 体重/日) (ARfD:mg/kg 体重)
87	対-004	EPN(農薬2版)	2104-64-5	農薬	H28.5.11	H29.2.14	ADI ARfD	0.0014 0.0066
88	対-004	EPN	2104-64-5	農薬	H15.7.1	H15.9.18	ADI	0.0014
89	対-004	EPN(農薬)	2104-64-5	農薬	H15.7.1	H20.10.16	ADI	0.0014
90	対-004	EPN(農薬)	2104-64-5	農薬	H20.2.5	H20.11.27	ADI	0.0014
91	対-005	MCPA(農薬)	94-74-6	農薬	H22.2.16	H23.6.16	ADI	0.0019
92	対-005	MCPA(農薬2版)	94-74-6	農薬	H26.3.25	H26.7.29	ADI	0.0019
93	対-006	アシュラム(農薬)	3337-71-1	農薬	H25.8.20	H26.10.21	ADI ARfD	0.36 3
94	対-007	アセフェート(農薬)	30560-19-1	農薬	H20.7.8	H22.7.22	ADI	0.0024
95	対-007	アセフェート(農薬2版)	30560-19-1	農薬	H23.1.17	H25.9.30	ADI	0.0024
96	対-007	アセフェート(農薬3版)	30560-19-1	農薬	H28.2.9	H28.12.13	ADI ARfD	0.0024 0.1
97	対-009	アニロホス	64249-01-0	農薬	H25.3.12	H25.3.18		回答文書
98	対-010	アミトラズ(農薬・動物薬)	33089-61-1	農薬	H18.11.6	H19.5.17	ADI	0.0025
99	対-010	アミトラズ(農薬・動物薬)	33089-61-1	動物用医薬品	H18.11.6	H19.5.17	ADI	0.0025
100	対-010	アミトラズを有効成分とするみつばちの寄生虫駆除剤(アピバール)(動物薬)	33089-61-1	動物用医薬品	H18.11.6	H19.5.17	ADI	0.0025
101	対-011	アラクロール(農薬)	15972-60-8	農薬	H20.4.1	H23.8.25	ADI	0.01
102	対-011	アラクロール(農薬2版)	15972-60-8	農薬	H25.1.30	H25.3.18	ADI	0.01
103	対-011	アラクロール(農薬2版)	15972-60-8	農薬	H24.1.23	H25.3.18	ADI	0.01
104	対-012	イソキサチオン(農薬)	18854-01-8	農薬	H23.6.10	H28.2.23	ADI ARfD	0.002 0.003
105	対-015	イソプロチオラン(農薬・動物薬)	50512-35-1	農薬	H19.8.21	H20.2.28	ADI	0.1
106	対-015	イソプロチオラン(農薬・動物薬2版)	50512-35-1	農薬	H22.1.5	H22.9.16	ADI	0.1
107	対-015	イソプロチオラン(農薬・動物薬3版)	50512-35-1	農薬	H24.5.21	H24.12.10	ADI	0.1
108	対-015	イソプロチオラン(農薬・動物薬)	50512-35-1	動物用医薬品	H19.8.21	H20.2.28	ADI	0.1
109	対-015	イソプロチオラン(農薬・動物薬2版)	50512-35-1	動物用医薬品	H22.1.5	H22.9.16	ADI	0.1
110	対-015	イソプロチオラン(農薬・動物薬3版)	50512-35-1	動物用医薬品	H24.5.21	H24.12.10	ADI	0.1
111	対-016	イプロベンホス(農薬)	26087-47-8	農薬	H19.12.18	H21.4.23	ADI	0.035
112	対-018	インダノファン(農薬)	133220-30-1	農薬	H19.9.13	H20.1.10	ADI	0.0035
113	対-018	インダノファン(農薬2版)	133220-30-1	農薬	H22.1.5	H22.9.9	ADI	0.0035
114	対-019	エスプロカルブ(農薬)	85785-20-2	農薬	H19.9.13	H20.1.17	ADI	0.01
115	対-019	エスプロカルブ(農薬2版)	85785-20-2	農薬	H21.1.20	H21.5.14	ADI	0.01
116	対-019	エスプロカルブ(農薬3版)	85785-20-2	農薬	H23.6.10	H24.2.23	ADI	0.01
117	対-021	エトフェンプロックス(農薬)	80844-07-1	農薬	H21.2.17	H21.11.19	ADI	0.031
118	対-021	エトフェンプロックス(農薬2版)	80844-07-1	農薬	H25.6.12	H25.8.5	ADI	0.031
119	対-021	エトフェンプロックス(農薬3版)	80844-07-1	農薬	H27.1.13	H27.6.9	ADI ARfD	0.031 1
120	対-021	エトフェンプロックス(農薬4版)	80844-07-1	農薬	H29.1.25	H29.4.25	ADI ARfD	0.031 1
121	対-024	オキサジクロメホン(農薬)	153197-14-9	農薬	H15.7.1	H15.9.18	ADI	0.0090
122	対-024	オキサジクロメホン(農薬)	153197-14-9	農薬	H20.6.3	H20.8.21	ADI	0.0091
123	対-025	オキシン銅(農薬)	10380-28-6	農薬	H24.8.21	H25.4.22	ADI	0.01
124	対-026	オリサストロビン(農薬)	248583-16-1	農薬	H16.2.3	H17.12.8	ADI	0.052
125	対-026	オリサストロビン(農薬2版)	248583-16-1	農薬	H20.1.11	H20.3.27	ADI	0.052
126	対-027	カズサホス(農薬)	95465-99-9	農薬	H16.10.5	H17.6.30	ADI	0.00025
127	対-027	カズサホス(農薬2版)	95465-99-9	農薬	H18.7.18	H19.2.22	ADI	0.00025
128	対-027	カズサホス(農薬3版)	95465-99-9	農薬	H20.3.3	H20.7.3	ADI	0.00025
129	対-027	カズサホス(農薬4版)	95465-99-9	農薬	H28.11.14	H29.5.23	ADI ARfD	0.00025 0.005
130	対-028	カフェンストロール(農薬)	125306-83-4	農薬	H19.8.6	H20.2.21	ADI	0.003
131	対-031	カルプロパミド(農薬)	104030-54-8	農薬	H19.8.28	H19.12.13	ADI	0.014
132	対-034	キャプタン	133-06-2	農薬	H19.6.26	H29.3.7	ADI ARfD	ADI:0.1 ARfD: ・3(一般の集団) ・0.3(妊婦又は妊娠している可能性のある女性)
133	対-034	キャプタン	133-06-2	農薬	H21.12.14	H29.3.7	ADI ARfD	ADI:0.1 ARfD: ・3(一般の集団) ・0.3(妊婦又は妊娠している可能性のある女性)
134	対-034	キャプタン	133-06-2	農薬	H24.1.23	H29.3.7	ADI ARfD	ADI:0.1 ARfD: ・3(一般の集団) ・0.3(妊婦又は妊娠している可能性のある女性)
135	対-035	クミルロン(農薬)	99485-76-4	農薬	H19.6.5	H19.8.9	ADI	0.01
136	対-036	グリホサート(農薬)	1071-83-6	農薬	H22.2.16	H28.7.12	ADI	1
137	対-036	グリホサート(農薬)	1071-83-6	農薬	H22.6.22	H28.7.12	ADI	1
138	対-036	除草剤グリホサート及びグルホシネート耐性トウモロコシMZHG0JG系統(飼料用)	1071-83-6	遺伝子組換え食品等	H29.2.24	H29.7.4	-	当該飼料を摂取した家畜に由来する畜産物について安全上の問題はない、ヒトの健康を損なうおそれはない

表 6-3　内閣府食品安全委員会における全評価物質(4)

No.	水質基準項目等	食品安全委員会における評価						
		評価品目名	CAS番号	食品安全委員会における分類	評価要請文書受理日	評価結果通知日	評価値種類	評価値(ADI:mg/kg 体重/日)(ARfD:mg/kg 体重)
139	対-037	グルホシネート(農薬)	77182-82-2	農薬	H19.7.17	H22.2.25	ADI	0.021
140	対-037	グルホシネートP(農薬)	70033-13-5	農薬	H19.7.17	H22.2.25	ADI	0.0091
141	対-037	グルホシネート(農薬2版)	77182-82-2	農薬	H23.11.18	H24.3.8	ADI	0.0091
142	対-037	グルホシネート(農薬3版)	77182-82-2	農薬	H25.6.12	H25.7.29	ADI	0.0091
143	対-038	クロメプロップ(農薬)	84496-56-0	農薬	H20.10.7	H21.7.23	ADI	0.0062
144	対-040	クロルピリホス	2921-88-2	農薬	H15.7.3	H15.9.18	ADI	0.01(詳細不明)
145	対-040	クロルピリホス(農薬)	2921-88-2	農薬	H15.7.3	H19.3.22	ADI	0.001
146	対-040	クロルピリホス(農薬)	2921-88-2	農薬	H16.11.2	H19.3.22	ADI	0.001
147	対-040	クロルピリホス(農薬)	2921-88-2	農薬	H18.7.18	H19.3.22	ADI	0.001
148	対-040	クロルピリホス(農薬2版)	2921-88-2	農薬	H21.10.26	H22.11.4	ADI	0.001
149	対-040	クロルピリホス(農薬3版)	2921-88-2	農薬	H22.8.12	H23.6.2	ADI	0.001
150	対-040	クロルピリホス(農薬4版)	2921-88-2	農薬	H29.7.21			
151	対-041	クロロタロニル(TPN)	1897-45-6	農薬	H29.7.21			
152	対-042	シアナジン(農薬)	21725-46-2	農薬	H28.10.18 H24.7.18	H29.2.28	ADI ARfD	0.00053 0.045
153	対-043	シアノホス(CYAP)	2636-26-2	農薬	H29.3.15	H29.10.17	ADI ARfD	0.001 0.01
154	対-045	ジクロベニル(農薬)	1194-65-6	農薬	H22.9.27	H26.7.1	ADI	0.01
155	対-049	ジチアノン(農薬)	3347-22-6	農薬	H19.8.6	H22.6.17	ADI	0.01
156	対-049	ジチアノン(農薬)	3347-22-6	農薬	H29.8.31			
157	対-051	ジチオピル(農薬)	97886-45-8	農薬	H19.9.13	H20.1.10	ADI	0.0036
158	対-054	ジメタメトリン(農薬)	22936-75-0	農薬	H19.10.30	H23.12.22	ADI	0.0094
159	対-057	ジメピペレート	61432-55-1	農薬	H24.2.24	H24.3.1		回答文書
160	対-058	ダイアジノン(農薬・動物薬)	333-41-5	農薬	H20.8.18	H26.8.19	ADI	0.001
161	対-058	ダイアジノン(農薬・動物薬)	333-41-5	農薬	H24.1.23	H26.8.19	ADI	0.001
162	対-058	ダイアジノン(農薬・動物薬)	333-41-5	農薬	H25.3.12	H26.8.19	ADI	0.001
163	対-058	ダイアジノン(農薬・動物薬)	333-41-5	動物用医薬品	H25.3.12	H26.8.19	ADI	0.001
164	対-058	ダイアジノン(農薬・動物薬)	333-41-5	農薬	H29.5.24	H29.12.12	ADI ARfD	0.001 0.025
165	対-059	ダイムロン(農薬)	412928-75-7	農薬	H19.8.6	H19.11.8	ADI	0.3
166	対-060	ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネート:ダゾメット(農薬)	533-74-4	農薬	H25.6.12	H27.3.24	ADI ARfD	0.004 0.028
167	対-061	チアジニル(農薬)	223580-51-6	農薬	H19.7.17	H19.10.25	ADI	0.04
168	対-065	チオベンカルブ(農薬)	28249-77-6	農薬	H19.8.6	H19.12.13	ADI	0.009
169	対-065	チオベンカルブ(農薬2版)	28249-77-6	農薬	H21.10.27	H22.8.5	ADI	0.009
170	対-070	トリシクラゾール(農薬)	41814-78-2	農薬	H22.6.22	H26.1.20	ADI	0.05
171	対-070	トリシクラゾール(農薬)	41814-78-2	農薬	H21.10.27	H26.1.20	ADI	0.05
172	対-071	トリフルラリン(農薬)	1582-09-8	農薬	H21.3.24	H24.1.26	ADI	0.024
173	対-074	ピペロホス	24151-93-7	農薬	H24.2.24	H24.3.1		回答文書
174	対-075	ピラクロニル(農薬)	158353-15-2	農薬	H18.1.16	H19.8.2	ADI	0.0044
175	対-075	ピラクロニル(農薬2版)	158353-15-2	農薬	H22.6.18	H23.6.2	ADI	0.0044
176	対-078	ピリダフェンチオン	119-12-0	農薬	H25.3.12	H25.3.18		回答文書
177	対-079	ピリブチカルブ(農薬)	88678-67-5	農薬	H19.8.6	H20.9.11	ADI	0.0088
178	対-080	ピロキロン(農薬)	57369-32-1	農薬	H19.11.27	H27.6.9	ADI ARfD	0.019 0.2
179	対-081	フィプロニル(農薬・動物薬)	120068-37-3	農薬	H23.2.14	H26.1.20	ADI	0.00019
180	対-081	フィプロニル(農薬・動物薬)	120068-37-3	農薬	H23.2.10	H26.1.20	ADI	0.00019
181	対-081	フィプロニル(農薬・動物薬)	120068-37-3	動物用医薬品	H23.2.10	H26.1.20	ADI	0.00019
182	対-081	フィプロニル(農薬・動物薬2版)	120068-37-3	農薬	H27.10.13	H28.4.5	ADI ARfD	0.00019 0.02
183	対-082	フェニトロチオン(農薬・動物薬)	122-14-5	農薬	H22.9.27	H26.6.3	ADI	0.0049
184	対-082	フェニトロチオン(農薬・動物薬)	122-14-5	農薬	H24.2.24	H26.6.3	ADI	0.0049
185	対-082	フェニトロチオン(農薬・動物薬)	122-14-5	農薬	H24.3.26	H26.6.3	ADI	0.0049
186	対-082	フェニトロチオン(農薬・動物薬)	122-14-5	農薬	H29.1.25	H29.8.22	ADI ARfD	0.0049 0.036
187	対-082	フェニトロチオン(農薬・動物薬)	122-14-5	動物用医薬品	H22.9.27	H26.6.3	ADI	0.0049
188	対-082	フェニトロチオン(農薬・動物薬)	122-14-5	動物用医薬品	H24.2.24	H26.6.3	ADI	0.0049
189	対-083	フェノブカルブ　(BPMC)(農薬・動物薬)	3766-81-2	農薬	H24.5.21	H25.9.9	ADI	0.013
190	対-083	フェノブカルブ　(BPMC)(農薬・動物薬)	3766-81-2	農薬	H24.5.21	H25.9.9	ADI	0.013
191	対-083	フェノブカルブ　(BPMC)(農薬・動物薬)	3766-81-2	農薬	H22.9.27	H25.9.9	ADI	0.013
192	対-083	フェノブカルブ　(BPMC)(農薬・動物薬)	3766-81-2	農薬	H22.9.24	H25.9.9	ADI	0.013
193	対-083	フェノブカルブ　(BPMC)(農薬・動物薬)	3766-81-2	動物用医薬品	H22.9.27	H25.9.9	ADI	0.013
194	対-083	フェノブカルブ　(BPMC)(農薬・動物薬)	3766-81-2	動物用医薬品	H24.5.21	H25.9.9	ADI	0.013
195	対-084	フェリムゾン(農薬)	89269-64-7	農薬	H20.2.5	H20.11.13	ADI	0.019
196	対-084	フェリムゾン(農薬2版)	89269-64-7	農薬	H23.6.10	H24.2.2	ADI	0.019
197	対-085	フェンチオン(農薬)	55-38-9	農薬	H21.1.20	H22.4.8	ADI	0.0023
198	対-085	フェンチオン(農薬2版)	55-38-9	農薬	H23.1.17	H25.9.30	ADI	0.0023
199	対-086	フェントエート(農薬)	2597-03-7	農薬	H21.6.9	H23.10.6	ADI	0.0029
200	対-086	フェントエート(農薬2版)	2597-03-7	農薬	H24.7.18	H25.1.21	ADI	0.0029
201	対-087	フェントラザミド(農薬)	158237-07-1	農薬	H15.7.1	H15.9.18	ADI	0.0052
202	対-087	フェントラザミド(農薬)	158237-07-1	農薬	H20.2.5	H20.12.4	ADI	0.0052
203	対-089	ブタクロール(農薬)	23184-66-9	農薬	H19.10.12	H23.8.25	ADI	0.01
204	対-090	ブタミホス(農薬)	36335-67-8	農薬	H20.4.1	H21.2.12	ADI	0.008
205	対-091	ブプロフェジン(農薬)	69327-76-0	農薬	H19.8.21	H20.5.15	ADI	0.009
206	対-091	ブプロフェジン(農薬2版)	69327-76-0	農薬	H24.5.21	H24.12.10	ADI	0.009
207	対-091	ブプロフェジン(農薬3版)	69327-76-0	農薬	H28.5.11	H28.12.13	ADI ARfD	0.009 0.5

表 6-3　内閣府食品安全委員会における全評価物質(5)

No.	水質基準項目等	食品安全委員会における評価						
		評価品目名	CAS番号	食品安全委員会における分類	評価要請文書受理日	評価結果通知日	評価値種類	評価値 (ADI:mg/kg 体重/日) (ARfD:mg/kg 体重)
208	対-092	フルアジナム(農薬)	79622-59-6	農薬	H15.7.1	H15.9.18	ADI	0.01
209	対-092	フルアジナム(農薬)	79622-59-6	農薬	H18.9.4	H25.11.11	ADI	0.01
210	対-092	フルアジナム(農薬)	79622-59-6	農薬	H19.2.27	H25.11.11	ADI	0.01
211	対-093	プレチラクロール(農薬)	51218-49-6	農薬	H19.9.25	H20.10.9	ADI	0.018
212	対-094	プロシミドン(農薬)	32809-16-8	農薬	H23.1.24	H26.1.20	ADI	0.035
213	対-094	プロシミドン(農薬)	32809-16-8	農薬	H28.10.18	H29.5.30	ADI ARfD	ADI:0.035 ARfD: ・0.3 (一般の集団) ・0.035 (妊婦又は妊娠している可能性のある女性)
214	対-096	プロピコナゾール(農薬)	60207-90-1	農薬	H22.11.12	H26.4.8	ADI	0.019
215	対-096	プロピコナゾール(農薬)	60207-90-1	農薬	H23.6.10	H26.4.8	ADI	0.019
216	対-096	プロピコナゾール(農薬2版)	60207-90-1	農薬、添加物	H28.12.14	H29.7.4	ADI ARfD	0.019 0.3
217	対-097	プロピザミド(農薬)	23950-58-5	農薬	H23.3.25	H26.1.20	ADI	0.019
218	対-097	プロピザミド(農薬)	23950-58-5	農薬	H22.3.23	H26.1.20	ADI	0.019
219	対-099	プロモブチド(農薬)	74712-19-9	農薬	H19.9.13	H20.1.10	ADI	0.04
220	対-101	ペンシクロン(農薬)	66063-05-6	農薬	H19.9.13	H20.10.16	ADI	0.053
221	対-102	ペンゾピシクロン(農薬)	156963-66-5	農薬	H19.3.6	H20.3.13	ADI	0.034
222	対-103	ペンゾフェナップ(農薬)	82692-44-2	農薬	H22.9.13	H27.8.18	ADI	0.002
223	対-105	ペンディメタリン(農薬)	40487-42-1	農薬	H20.6.3	H22.10.7	ADI	0.12
224	対-105	ペンディメタリン(農薬2版)	40487-42-1	農薬	H24.1.23	H24.8.6	ADI	0.12
225	対-107	ペンフルラリン(農薬)	1861-40-1	農薬	H20.3.25	H22.10.14	ADI	0.005
226	対-108	ペンフレセート(農薬)	68505-69-1	農薬	H19.10.12	H20.4.24	ADI	0.026
227	対-110	マラチオン(農薬)	121-75-5	農薬	H23.3.25	H26.5.13	ADI ARfD	0.29 1.5
228	対-110	マラチオン(農薬)	121-75-5	農薬	H23.4.25	H26.5.13	ADI ARfD	0.29 1.5
229	対-112	ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネート:メタム(農薬)	39680-90-5 (メタムアンモニウム塩)	農薬	H25.6.12	H27.3.24	ADI ARfD	0.005 0.03
230	対-112	ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネート:メタム(農薬)	137-42-8 (メタムナトリウム塩) 137-41-7 (メタムカリウム塩)	農薬	H25.6.12	H27.3.24	ADI ARfD	0.0075 0.021
231	対-113	メタラキシル及びメフェノキサム(農薬)	57837-19-1	農薬	H19.5.22	H21.3.5	ADI	0.022
232	対-113	メタラキシル及びメフェノキサム(農薬2版)	57837-19-1	農薬	H22.9.13	H23.7.7	ADI	0.022
233	対-113	メタラキシル及びメフェノキサム(農薬3版)	57837-19-1	農薬	H25.11.14	H26.1.20	ADI	0.022
234	対-113	メタラキシル及びメフェノキサム(農薬4版)	57837-19-1	農薬	H29.3.15	H29.10.17	ADI ARfD	0.08 0.5
235	対-116	メトミノストロビン(農薬)	133408-50-1	農薬	H20.12.9	H22.3.4	ADI	0.016
236	対-118	メフェナセット(農薬)	73250-68-7	農薬	H19.9.25	H20.3.13	ADI	0.007
237	対-119	メプロニル(農薬)	55814-41-0	農薬	H20.4.1	H21.12.17	ADI	0.05
238	要-001	アセタミプリド(農薬)	135410-20-7	農薬	H20.2.12	H20.8.29	ADI	0.071
239	要-001	アセタミプリド(農薬2版)	135410-20-7	農薬	H22.8.12	H23.6.9	ADI	0.071
240	要-001	アセタミプリド(農薬3版)	135410-20-7	農薬	H26.7.2	H26.12.16	ADI ARfD	0.071 0.1
241	要-002	イミダクロプリド	138261-41-3	農薬	H15.10.31	H16.1.15		製剤関連
242	要-002	イミダクロプリド(農薬)	138261-41-3	農薬	H19.2.27	H19.6.14	ADI	0.057
243	要-002	イミダクロプリド(農薬2版)	138261-41-3	農薬	H21.10.26	H22.9.9	ADI	0.057
244	要-002	イミダクロプリド(農薬3版)	138261-41-3	農薬	H27.11.17	H28.7.12	ADI ARfD	0.057 0.1
245	要-002	イミダクロプリド(農薬3版)	138261-41-3	農薬	H27.11.17	H28.7.12	ADI ARfD	0.057 0.1
246	要-003	エチプロール(農薬)	181587-01-9	農薬	H15.10.29	H16.7.22	ADI	0.005
247	要-003	エチプロール(農薬2版)	181587-01-9	農薬	H19.12.4	H20.2.28	ADI	0.005
248	要-003	エチプロール(農薬3版)	181587-01-9	農薬	H21.12.4	H22.7.22	ADI	0.005
249	要-003	エチプロール(農薬4版)	181587-01-9	農薬	H25.12.10	H26.3.24	ADI	0.005
250	要-004	クロロピクリン(クロルピクリン)(農薬)		農薬	H29.6.15			
251	要-005	テブコナゾール(農薬)	107534-96-3	農薬	H19.2.27	H19.7.5	ADI	0.029
252	要-005	テブコナゾール(農薬2版)	107534-96-3	農薬	H23.2.10	H23.9.8	ADI	0.029
253	要-005	テブコナゾール(農薬3版)	107534-96-3	農薬	H24.5.21	H24.10.29	ADI	0.029
254	要-005	テブコナゾール(農薬4版)	107534-96-3	農薬	H27.2.16	H27.9.8	ADI ARfD	0.029 0.3
255	要-011	プロマシル(農薬)	314-40-9	農薬	H25.6.12	H28.5.17	ADI ARfD	0.019 0.2
256	要-012	ペントキサゾン(農薬)	110956-75-7	農薬	H18.5.23	H21.10.22	ADI	0.23
257	要-013	ホサロン(農薬)	2310-17-0	農薬	H23.1.24	H26.3.10	ADI	0.002
258	要-014	メタアルデヒド(農薬5版)	108-62-3	農薬	H28.7.13	H29.2.14	ADI ARfD	0.022 0.3
259	要-014	メタアルデヒド(農薬4版)	108-62-3	農薬	H25.6.12	H25.12.2	ADI	0.022
260	要-014	メタアルデヒド(農薬3版)	108-62-3	農薬	H22.9.13	H23.6.23	ADI	0.022
261	要-014	メタアルデヒド(農薬2版)	108-62-3	農薬	H20.12.9	H21.2.5	ADI	0.022
262	要-014	メタアルデヒド(農薬)	108-62-3	農薬	H18.7.18	H19.7.19	ADI	0.022
263	要-014	メタアルデヒド(農薬)	108-62-3	農薬	H15.12.26	H19.7.19	ADI	0.022

表 6-3　内閣府食品安全委員会における全評価物質(6)

No.	水質基準項目等	食品安全委員会における評価						
		評価品目名	CAS番号	食品安全委員会における分類	評価要請文書受理日	評価結果通知日	評価値種類	評価値 (ADI:mg/kg 体重/日) (ARfD:mg/kg 体重)
264	要-015	ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネート:メチルイソチオシアネート(農薬)	556-61-6	農薬	H25.6.12	H27.3.24	ADI ARfD	0.004 0.1
265	要-016	メトラクロール(農薬)	51218-45-2	農薬	H20.6.17	H21.7.30	ADI	0.097
266	他-005	アシベンゾラル-S-メチル(農薬)	126448-41-7	農薬	H26.7.2	H27.3.24	ADI ARfD	0.077 0.5
267	他-005	アシベンゾラル-S-メチル(農薬)	126448-41-7	農薬	H23.10.11	H27.3.24	ADI ARfD	0.077 0.5
268	他-005	アシベンゾラル-S-メチル(農薬)	126448-41-7	農薬	H29.10.26	H30.2.13	ADI ARfD	0.077 0.5
269	他-006	アジムスルフロン(農薬)	120162-55-2	農薬	H19.4.10	H21.4.9	ADI	0.095
270	他-007	アミトロール(農薬)	61-82-5	農薬	H19.10.30	H22.10.7	ADI	0.0012
271	他-008	アメトリン(農薬)	834-12-8	農薬	H19.3.6	H19.9.13	ADI	0.072
272	他-012	エトキシスルフロン(農薬)	126801-58-9	農薬	H22.9.27	H25.10.21	ADI	0.056
273	他-013	エトベンザニド(農薬)	79540-50-4	農薬	H19.8.6	H26.1.20	ADI	0.044
274	他-014	エンドタール(農薬)	145-73-3	農薬	H29.3.22	H29.3.28		回答文書
275	他-015	オキサジアルギル(農薬)	39807-15-3	農薬	H15.11.17	H19.10.11	ADI	0.008
276	他-017	オキソリニック酸(農薬・動物薬2版)	14698-29-4	農薬	H22.9.13	H23.6.30	ADI	0.021
277	他-017	オキソリニック酸(農薬・動物薬3版)	14698-29-4	農薬	H25.8.20	H25.11.11	ADI	0.021
278	他-017	オキソリニック酸(農薬・動物薬)	14698-29-4	農薬	H19.12.25	H20.7.24	ADI	0.021
279	他-017	オキソリニック酸(農薬・動物薬)	14698-29-4	農薬	H18.9.4	H20.7.24	ADI	0.021
280	他-017	オキソリニック酸(農薬・動物薬)	14698-29-4	動物用医薬品	H18.9.4	H20.7.24	ADI	0.021
281	他-017	オキソリニック酸(農薬・動物薬2版)	14698-29-4	動物用医薬品	H22.9.13	H23.6.30	ADI	0.021
282	他-018	キザロホップエチル(農薬)	76578-14-8	農薬	H19.8.6	H21.10.22	ADI	0.009
283	他-018	キザロホップエチル(農薬2版)	76578-14-8	農薬	H25.11.14	H26.4.8	ADI	0.009
284	他-019	クロチアニジン(農薬)	210880-92-5	農薬	H16.10.5	H17.1.27	ADI	0.097
285	他-019	クロチアニジン(農薬2版)	210880-92-5	農薬	H18.7.18	H18.12.7	ADI	0.097
286	他-019	クロチアニジン(農薬3版)	210880-92-5	農薬	H20.1.11	H20.2.28	ADI	0.097
287	他-019	クロチアニジン(農薬4版)	210880-92-5	農薬	H23.6.10	H24.3.1	ADI	0.097
288	他-019	クロチアニジン(農薬5版)	210880-92-5	農薬	H25.11.14	H26.1.20	ADI	0.097
289	他-019	クロチアニジン(農薬6版)	210880-92-5	農薬	H26.4.7	H26.10.7	ADI ARfD	0.097 0.6
290	他-020	クロマフェノジド(農薬)	143807-66-3	農薬	H19.4.10	H19.10.18	ADI	0.27
291	他-020	クロマフェノジド(農薬2版)	143807-66-3	農薬	H23.11.18	H24.5.24	ADI	0.27
292	他-024	ジクロフェンチオン(ECP)	97-17-6	農薬	H25.3.12	H25.3.18		回答文書
293	他-025	シクロプロトリン(農薬)	63935-38-6	農薬	H22.1.25	H27.2.3	ADI	0.085
294	他-027	ジクロルプロップ	120-36-5	農薬	H25.3.12	H29.7.4	ADI ARfD	0.036 0.3
295	他-029	シノスルフロン	94593-91-6	農薬	H24.2.24	H24.3.1		回答文書
296	他-030	ジノテフラン(農薬・動物薬5版)	165252-70-0	農薬	H25.8.20	H25.12.2	ADI	0.22
297	他-030	ジノテフラン(農薬・動物薬6版)	165252-70-0	農薬	H28.7.13	H29.2.14	ADI ARfD	0.22 1.2
298	他-030	ジノテフラン(農薬)	165252-70-0	農薬	H16.4.28	H17.6.16	ADI	0.22
299	他-030	ジノテフラン(農薬・動物薬2版)	165252-70-0	農薬	H18.9.4	H19.7.26	ADI	0.22
300	他-030	ジノテフラン(農薬・動物薬3版)	165252-70-0	農薬	H22.2.16	H22.9.9	ADI	0.22
301	他-030	ジノテフラン(農薬・動物薬4版)	165252-70-0	農薬	H24.5.21	H24.10.29	ADI	0.22
302	他-030	ジノテフラン(農薬・動物薬2版)	165252-70-0	動物用医薬品	H18.11.16	H19.7.26	ADI	0.22
303	他-030	ジノテフラン(農薬・動物薬3版)	165252-70-0	動物用医薬品	H22.2.16	H22.9.9	ADI	0.22
304	他-030	ジノテフラン(農薬・動物薬4版)	165252-70-0	動物用医薬品	H24.5.21	H24.10.29	ADI	0.22
305	他-030	ジノテフランを有効成分とする動物体に直接適用しない動物用殺虫剤(フラッシュベイト、エコスピード)	165252-70-0	動物用医薬品	H18.11.16	H19.7.26	ADI	0.22
306	他-031	ジフェノコナゾール(農薬)	119446-68-3	農薬	H22.9.27	H24.10.15	ADI	0.0096
307	他-031	ジフェノコナゾール(農薬2版)	119446-68-3	農薬	H26.9.9	H27.3.3	ADI ARfD	0.0096 0.25
308	他-031	ジフェノコナゾール(農薬3版)	119446-68-3	農薬	H28.12.14	H29.2.28	ADI ARfD	0.0096 0.25
309	他-033	ジフルベンズロン(農薬・動物薬)	35367-38-5	農薬	H22.12.10	H27.7.28	ADI	0.02
310	他-033	ジフルベンズロン(農薬・動物薬)	35367-38-5	動物用医薬品	H22.12.10	H27.7.28	ADI	0.02
311	他-035	シプロジニル(農薬)	121552-61-2	農薬	H22.9.13	H24.9.24	ADI	0.027
312	他-037	シメコナゾール(農薬)	149508-90-7	農薬	H19.6.5	H19.8.23	ADI	0.0085
313	他-037	シメコナゾール(農薬)	149508-90-7	農薬	H20.10.17	H21.3.12	ADI	0.0085
314	他-037	シメコナゾール(農薬)	149508-90-7	農薬	H23.3.25	H24.2.9	ADI	0.0085
315	他-037	シメコナゾール(農薬4版)	149508-90-7	農薬	H24.7.18	H24.11.12	ADI	0.0085
316	他-037	シメコナゾール(農薬5版)	149508-90-7	農薬	H27.10.13	H28.2.23	ADI ARfD	ADI:0.0085 ARfD: ・0.2 (一般の集団) ・0.09 (妊婦又は妊娠している可能性のある女性)
317	他-039	シラフルオフェン(農薬)	105024-66-6	農薬	H19.10.12	H20.1.17	ADI	0.11
318	他-041	スピノサド(農薬・動物薬)	168316-95-8	農薬	H16.12.24	H22.4.8	ADI	0.024
319	他-041	スピノサド(農薬・動物薬)	168316-95-8	農薬	H18.7.18	H22.4.8	ADI	0.024
320	他-041	スピノサド(農薬・動物薬)	168316-95-8	農薬	H29.5.24			
321	他-041	スピノサド(農薬・動物薬)	168316-95-8	動物用医薬品	H18.7.18	H22.4.8	ADI	0.024
322	他-041	スピノサド 【残留基準の設定】(農薬・動物薬)	168316-95-8	動物用医薬品	H17.12.19	H22.4.8	ADI	0.024
323	他-041	スピノサド 【残留基準の設定】(農薬・動物薬2版)	168316-95-8	動物用医薬品	H26.10.24	H27.2.17	ADI	0.024

表 6-3　内閣府食品安全委員会における全評価物質(7)

No.	水質基準項目等	食品安全委員会における評価						
		評価品目名	CAS番号	食品安全委員会における分類	評価要請文書受理日	評価結果通知日	評価値種類	評価値 (ADI:mg/kg 体重/日) (ARfD:mg/kg 体重)
324	他-044	チアメトキサム(農薬)	153719-23-4	農薬	H18.7.18	H20.4.3	ADI	0.018
325	他-044	チアメトキサム(農薬2版)	153719-23-4	農薬	H23.6.10	H24.3.1	ADI	0.018
326	他-044	チアメトキサム(農薬3版)	153719-23-4	農薬	H27.1.13	H27.7.28	ADI ARfD	0.018 0.5
327	他-046	チフルザミド(農薬)	130000-40-7	農薬	H22.8.12	H24.10.1	ADI	0.014
328	他-046	チフルザミド(農薬2版)	130000-40-7	農薬	H27.8.5	H28.1.26	ADI ARfD	0.014 0.25
329	他-049	テトラコナゾール(農薬)	112281-77-3	農薬	H24.8.21	H27.8.18	ADI ARfD	0.004 0.05
330	他-049	テトラコナゾール(農薬)	112281-77-3	農薬	H20.7.8	H27.8.18	ADI ARfD	0.004 0.05
331	他-049	テトラコナゾール(農薬)	112281-77-3	農薬	H29.11.22	H30.3.6	ADI ARfD	0.004 0.05
332	他-050	テブフェノジド(農薬)	112410-23-8	農薬	H19.8.6	H19.11.8	ADI	0.016
333	他-050	テブフェノジド(農薬2版)	112410-23-8	農薬	H28.2.9	H28.5.17	ADI	0.016
334	他-051	トリネキサパックエチル	95266-40-3	農薬	H15.7.1	H15.9.18	ADI	0.0059
335	他-051	トリネキサパックエチル(農薬)	95266-40-3	農薬	H19.6.26	H21.10.22	ADI	0.0059
336	他-052	トリフルミゾール(農薬)	68694-11-1	農薬	H22.9.27	H25.11.11	ADI	0.015
337	他-052	トリフルミゾール(農薬2版)	68694-11-1	農薬	H28.2.9	H28.5.17	ADI ARfD	0.015 0.25
338	他-053	トルフェンピラド(農薬)	129558-76-5	農薬	H16.7.12	H16.10.7	ADI	0.0056
339	他-053	トルフェンピラド(農薬)	129558-76-5	農薬	H19.2.27	H19.5.31	ADI	0.0056
340	他-053	トルフェンピラド(農薬)	129558-76-5	農薬	H22.2.23	H23.2.10	ADI	0.0056
341	他-054	ナプロアニリド	52570-16-8	農薬	H24.2.24	H24.3.1		回答文書
342	他-055	ニテンピラム(農薬)	150824-47-8	農薬	H25.12.20	H28.5.17	ADI ARfD	0.53 0.6
343	他-055	ニテンピラム(農薬)	150824-47-8	農薬	H27.10.13	H28.5.17	ADI ARfD	0.53 0.6
344	他-056	パクロブトラゾール(農薬)	76738-62-0	農薬	H19.12.4	H21.4.2	ADI	0.02
345	他-056	パクロブトラゾール(農薬2版)	76738-62-0	農薬	H28.2.9	H28.9.6	ADI ARfD	0.02 0.3
346	他-059	ピメトロジン(農薬)	123312-89-0	農薬	H20.3.25	H22.9.9	ADI	0.013
347	他-060	ピラゾスルフロンエチル(農薬)	93697-74-6	農薬	H22.3.23	H26.5.20	ADI	0.01
348	他-061	ピリミノバックメチル(農薬)	136191-64-5	農薬	H19.11.12	H22.4.1	ADI	0.02
349	他-063	ピレトリン	121-29-9	農薬	H29.4.19			
350	他-065	フェンバレレート(農薬・動物薬)	51630-58-1	農薬	H24.7.18	H25.7.29	ADI	0.017
351	他-065	フェンバレレート(農薬・動物薬)	51630-58-1	農薬	H24.7.18	H25.7.29	ADI	0.017
352	他-065	フェンバレレート(農薬・動物薬)	51630-58-1	動物用医薬品	H24.7.18	H25.7.29	ADI	0.017
353	他-068	フルアジホップ(農薬)	83066-88-0	農薬	H25.8.20	H27.7.7	ADI ARfD	0.0044 0.02
354	他-070	プロパホス	7292-16-2	農薬	H24.2.24	H24.3.1		回答文書
355	他-071	プロパルギット又はBPPS(農薬)	2312-35-8	農薬	H19.3.6	H24.10.29	ADI	0.0098
356	他-074	プロメトリン(農薬)	7287-19-6	農薬	H25.1.30	H27.9.8	ADI ARfD	0.03 1.5
357	他-077	ベンダイオカルブ(農薬)	22781-23-3	農薬	H20.3.11	H21.8.27	ADI	0.0035
358	他-079	ボスカリド(農薬)	188425-85-6	農薬	H15.11.17	H16.5.20	ADI	0.044
359	他-079	ボスカリド(農薬2版)	188425-85-6	農薬	H18.7.18	H18.10.26	ADI	0.044
360	他-079	ボスカリド(農薬3版)	188425-85-6	農薬	H20.12.19	H21.3.19	ADI	0.044
361	他-079	ボスカリド(農薬4版)	188425-85-6	農薬	H24.1.23	H24.8.6	ADI	0.044
362	他-079	ボスカリド(農薬5版)	188425-85-6	農薬	H28.5.11	H28.9.27	ADI ARfD	0.044 3
363	他-081	メタミドホス(農薬)	10265-92-6	農薬	H20.2.12	H20.5.1	ADI	0.0006
364	他-081	メタミドホス(農薬2版)	10265-92-6	農薬	H28.2.9	H28.12.13	ADI ARfD	0.00056 0.3

*網掛け:H29年度追加　　*化学・汚染:化学物質・汚染物質

表 6-4　分解物・代謝物・異性体が、食安委の評価（ADI 設定）もしくは食品の試験法に組み込まれている農薬

群	農薬名	目標値（mg/L）	標準検査法（別添方法）	食安委の評価書（分解物・代謝物・異性体）	食品の試験法（分解物・代謝物・異性体）
対003	2，4―D（2，4―PA）	0.03	6，18	代謝物C：2,4-DCP	2,4-D、2,4-Dナトリウム塩、2,4-Dジメチルアミン塩、2,4-Dエチル、2,4-Dイソプロピル、2,4-Dブトキシエチル、2,4-Dアルカノールアミン塩 、（2,4-DB、クロプロップ ）
対005	MCPA	0.005	20の2	MCPAエチル	MCPA、MCPAエチルエステル体、MCPAナトリウム塩、MCPAチオエチルエステル体（フェノチオール）
対007	アセフェート	0.006	20	代謝物Ⅱ：メタミドホス	アセフェート
対010	アミトラズ	0.006	20の2	代謝物B：N-2,4-ジメチルフェニル-N-メチルホルムアミジン	アミトラズ、N－2,4－ジメチルフェニル－N'－メチルホルムアミジン
対013	イソフェンホス	0.001	5		イソフェンホス、イソフェンホスオキソン
対023	エンドスルファン（ベンゾエピン）	0.01	5		α -エンドスルファン、β -エンドスルファン、エンドスルファンスルフェート
対026	オリサストロビン	0.1	5の2	代謝物F001：EZE異性体（(2E)-2-(メトキシイミノ)-2{2-[(3 E ,5 Z ,6 E)-5-(メトキシイミノ)-4,6-ジメチル-2,8ジオキサ-3,7-ジアザノナ-3,6-ジエン-1-イル]フェニル}N -メチルアセトアミド）	オリサストロビン、（2E）－2－（メトキシイミノ）－2－｛2－[（3E, 5Z, 6E）－5－（メトキシイミノ）－4,6－ジメチル－2,8－ジオキサ－3,7－ジアザノナ－3,6－ジエン－1－イル]フェニル｝－N－メチルアセトアミド
対028	カフェンストロール	0.008	5	代謝物B：CHM-03（3-(2,4,6-トリメチルフェニルスルホニル)-1,2,4-トリアゾール）	カフェンストロール、3-（2,4,6-トリメチルフェニルスルホニル）-1,2,4-トリアゾール
対029	カルタップ	0.3	20の2		カルタップ、カルタップ塩酸塩、（ベンスルタップ、チオシクラム、チオシクラムシュウ酸塩、ネライストキシン、ネライストキシンシュウ酸塩）
対032	カルボフラン	0.005	14，18		カルボフラン、3-ヒドロキシカルボフラン、3OH-カルボフラン、3OH-カルボフラン配糖体
対037	グルホシネート	0.02	22	代謝部B：3-[hydroxyl(methyl)phosphinoyl]propionic acid 代謝物Z：2-acetamido-4-[hydroxyl(methyl)phosphinoyl]butanoic acid	グルホシネート、グルホシネートアンモニウム塩、N－アセチルグルホシネート、3－メチルホスフィニコープロピオン酸
対038	クロメプロップ	0.02	20の2	代謝物B：2-(2,4-ジクロロ-m-トリルオキシ)プロピオン酸	クロメプロップ、代謝物 B［2-(2,4-ジクロロ-m-トリルオキシ)プロピオン酸（別名：クロメプロップ酸）
対048	ジスルホトン（エチルチオメトン）	0.004	5		ジスルホトン、ジスルホトンスルホン体
対060	ダゾメット、メタム（カーバム）及びメチルイソチオシアネート	0.01（メチルイソチオシアネートとして）	23	MITC	ダゾメット、メタム、メタムアンモニウム塩、メタムカリウム塩、メタムナトリウム塩、メチルイソチオシアネート
対061	チアジニル	0.1	20の2	代謝物D：4-メチル-1,2,3-チアジアゾール-5-カルボン酸 代謝物E：4-ヒドロキシメチル-1,2,3-チアジアゾール-5-カルボン酸	チアジニル、4-メチル-1,2,3-チアジアゾール-5-カルボン酸、4-ヒドロキシメチル-1,2,3-チアジアゾール-5-カルボン酸
対070	トリシクラゾール	0.1	18	代謝物[D]：5-ヒドロキシメチル-1,2,4-トリアゾロ[3,4-b]ベンゾチアゾール	トリシクラゾール
対075	ピラクロニル	0.01	20の2	代謝物Ⅻ：1-(3-chloro-4-hydroxy-4,5,6,7-tetrahydropyrazolo[1,5-α]pyridin-2-yl)-5-(methylamino) pyrazole-4-carbonitrile 代謝物ⅩⅧ：1-(3-chloro-4,5,6,7-tetrahydropyrazolo[1,5-α]pyridin-2-yl)-5-(methylamino)pyrazole-4-carbonitrile	ピラクロニル
対081	フィプロニル	0.0005	18	代謝/分解物F：M&B 46513 (fipronil-desulfinyl)	フィプロニル
対084	フェリムゾン	0.05	20の2	代謝物B：E異性体 (E)-2'-methylacetophenone 4,6-dimethylpyrimidin-2-ylhydrazone	フェリムゾン（E体）、フェリムゾン（Z体）
対085	フェンチオン（MPP）	0.006	5，18	代謝物B：MPP スルホキシド　P=S,SO 代謝物C：MPP スルホン　P=S,SO2 代謝物D：MPP オキソン　P=O,S 代謝物E：MPP オキソンスルホキシド　P=O,SO 代謝物F：MPP オキソンスルホン　P=O,SO2	フェンチオン（MPP）
対087	フェントラザミド	0.01	20の2		フェントラザミド、CPT〔1－（2－クロロフェニル）－4,5－ジヒドロ－1H－テトラゾール－5－オン〕
対096	プロピコナゾール	0.05	5		プロピコナゾール、プロピコナゾール(異性体1)、プロピコナゾール(異性体2)
対099	ブロモブチド	0.1	5	代謝物B：deBr-ブロモブチド （脱ブロモ体）	ブロモブチド代謝物（deBr-ブロモブチド）、ブロモブチド、N -（α ，α -ジメチルベンジル）-3，3-ジメチルブチルアミド（deBr-ブロモブチド）
対106	ベンフラカルブ	0.04	19		ベンフラカルブ、カルボフラン、3OH-カルボフラン、3OH-カルボフラン配糖体
対111	メコプロップ（MCPP）	0.05	6，18		メコプロップ(MCPP)、メコプロップ(MCPP-P)
対112	メソミル	0.03	14，18		メソミル、メチルチオアセトヒドロキサマート（メソミルオキシム）、（チオジカルブ）
対113	メタラキシル	0.06	5	2,6-ジメチルアニリン基を有する代謝物	メタラキシル、メフェノキサム（メタラキシルM ）
対116	メトミノストロビン	0.04	5の2，20の2		メトミノストロビン（E体）
対117	メトリブジン	0.03	5の2，20の2		メトリブジン、メトリブジン脱アミノ体（DA）〔6－（1,1－ジメチルエチル）－3－（メチルチオ）－1,2,4－トリアジン－5（4H）－オン〕、メトリブジンメチルチオ基脱離酸化体（DK）〔4－アミノ－6－（1,1－ジメチルエチル）－1,2,4－トリアジン－3,5（2H,4H）－ジオン〕、メトリブジンメチルチオ基脱離酸化物脱アミノ体（DADK）〔6－（1,1－ジメチルエチル）－1,2,4－トリアジン－3,5（2H,4H）－ジオン〕
要-001	アセタミプリド	0.2	5の2，20の2	IM2-1：N1-[(6-クロロ-3-ピリジル)メチル]-N2-シアノアセトアミジン	アセタミプリド、代謝物 IM-2-1（N1-[（ 6-クロロ-3-ピリジル）メチル］ -N2-シアノアセトアミジン）
要-002	イミダクロプリド	0.1	20の2	イミダクロプリド及び6-クロロピリジル基を有する代謝物	イミダクロプリド
他-018	キザロホップエチル	0.02	20の2	代謝物B：キザロホップ	キザロホップ、キザロホップエチル、キザロホップP、キザロホップPエチル、キザロホップPテフリル
他-028	ジコホル（ジコホール、ケルセン）	0.06	-		ジコホール、ジコホール分解物(4,4ジクロロベンゾフェノン)
他-031	ジフェノコナゾール	0.02	5の2，20の2	代謝物D：アルコール体（CGA 205375）	ジフェノコナゾール、ジフェノコナゾール（異性体1）、ジフェノコナゾール（異性体2）
他-032	シフルトリン	0.05	-		シフルトリン、シフルトリン(異性体1)、シフルトリン(異性体2)、シフルトリン(異性体3)、シフルトリン(異性体4)
他-034	シプロコナゾール	0.02	5の2，20の2		シプロコナゾール、シプロコナゾール(異性体1)、シプロコナゾール(異性体2)
他-036	シペルメトリン	0.1	-		シペルメトリン、シペルメトリン(異性体1)、シペルメトリン(異性体2)、シペルメトリン(異性体3)、シペルメトリン(異性体4)
他-038	ジメチルビンホス	0.01	5の2		ジメチルビンホス（E体）、 ジメチルビンホス（Z体）
他-042	セトキシジム	0.4	-		セトキシジム、MSO［セトキシジムスルホキシド］、MSO2［セトキシジムスルホン］、M2S、M2SO、M2SO2、5-OH-MSO2、セトキシジム(異性体1)、セトキシジム(異性体2)
他-045	チオシクラム	0.03	-		チオシクラム、チオシクラムシュウ酸塩、（カルタップ、カルタップ塩酸塩、ベンスルタップ、ネライストキシン、ネライストキシンシュウ酸塩）
他-047	テクロフタラム	0.1	-		テクロフタラム、テクロフタラムイミド
他-048	テトラクロルビンホス（CVMP）	0.01	5の2，20の2		テトラクロルビンホス、テトラクロルビンホス（Z体）
他-051	トリネキサパックエチル	0.01	20の2	代謝物B：トリネキサパック CGA179500	トリネキサパックエチル、トリネキサパック〔4－シクロプロピル（ヒドロキシ）メチレン－3,5－ジオキソシクロヘキサン酢酸〕
他-052	トリフルミゾール	0.04	5の2，20の2		トリフルミゾール、トリフルミゾール代謝物（4-クロロ-α ，α ,α -トリフルオロ-N-（1-アミノ-2-プロポキシエチリデン）-o-トルイジン）
他-055	ニテンピラム	1.3	20の2		ニテンピラム、CPMA〔2－[N－（6－クロロ－3－ピリジルメチル）－N－エチル]アミノ－2－メチルイミノ酢酸〕、CPMF〔N－（6－クロロ－3－ピリジルメチル）－N－エチル－N'－メチルホルムアミジン〕
他-061	ピリミノバックメチル	0.05	5の2，20の2		ピリミノバックメチル（E体）、ピリミノバックメチル（Z体）
他-065	フェンバレレート	0.04	-		フェンバレレート、フェンバレレート(異性体1)、フェンバレレート(異性体2)、エスフェンバレレート(異性体1)、エスフェンバレレート(異性体2)
他-066	フラチオカルブ	0.008	-		フラチオカルブ、カルボフラン、3OH-カルボフラン、3OH-カルボフラン配糖体
他-067	フラメトピル	0.02	5の2，20の2		フラメトピル、フラメトピルヒドロキシ体〔N－（1,3－ジヒドロ－3－ヒドロキシ－1,1,3－トリメチルイソベンゾフラン－4－イル）－5－クロロ－1,3－ジメチルピラゾール－4－カルボキサミド〕
他-068	フルアジホップ（フルアジホップブチル）	0.03	20の2	代謝物D：フルアジホップ酸	フルアジホップブチル、フルアジホップ酸、フルアジホップPブチル、フルアジホップP酸
他-071	プロパルギット（BPPS）	0.02	-		プロパルギット、プロパルギット(異性体1及び2)
他-075	ペルメトリン	0.1	-		ペルメトリン、ペルメトリン(異性体1)、ペルメトリン(異性体2)
他-076	ベンスルタップ	0.09	-		ベンスルタップ、（カルタップ、カルタップ塩酸塩、チオシクラム、チオシクラムシュウ酸塩、ネライストキシン、ネライストキシンシュウ酸塩）
他-079	ボスカリド	0.1	5の2，20の2		ボスカリド、2-クロロ-N-（4'-クロロ-5-ヒドロキシ-ビフェニル-2-イル）ニコチンアミド
除-001	イプロジオン	0.3	5，9，18		N－(3,5－ジクロロフェニル)－3－イソプロピル－2,4－ジオキソイミダゾリジン－1－カルボキサミド

6-2. 海外諸国・機関の基準値・目標値等の収集・整理

6-2-1. 基準値等の更新

海外諸国･機関について表 6-5 を対象に、基準値等の改訂の動向を調査した。なお、過年度調査業務と同様に収集の対象は消毒薬、消毒副生成物質、有機物質、無機物質とし、微生物、放射性物質、官能性にかかわる項目（色、臭気、味）は除いた。

国内外の基準値等のまとめを、表 6-7～表 6-12 に示す。黄色網掛け、赤丸は H29 年度から更新した内容である。

表 6-5　基準値・目標値等の調査対象とする国・機関

国･機関		調査対象規則等
1	米国	National Primary Drinking Water Regulations: NPDWRs
		National Secondary Drinking Water Regulations: NSDWRs
		Drinking Water Contaminant Candidate List (CCL) and Regulatory Determination: CCL 4 (Final CCL 4 Chemical Contaminants)
2	欧州	Drinking Water Parameters: Microbiological, Chemical and Indicator Parameters in the 2014 Drinking Water Regulations 2014
3	カナダ	Guidelines for Canadian Drinking Water Quality – Summary Table: February 2017
4	豪州	Australian Drinking Water Guidelines 6 (2011) Version 3.3: Updated November 2016
5	韓国	飲料水水質基準解説書 2017 - 飲料水水質基準及び検査周期 (먹는물 수질기준 및 검사주기)
6	中国	中華人民共和国国家標準 GB 5749-2006「生活飲用水衛生標準」
7	WHO	Guidelines for Drinking-Water Quality: Fourth edition incorporating the first addendum

6-2-2. 国内の基準値等との比較及び毒性情報の整理

海外諸国・機関の基準値等の更新状況及び後述の国内の基準値等の変更（平成 30 年 2 月 15 日厚生科学審議会（生活環境水道部会)）を踏まえ、国内と諸外国の基準値等の比較を行い、諸外国の基値が国内に基準値等よりも厳しい物質を抽出し表 6-13 に示す。黄色の網掛けはクリプトスポリジウム 29 年度から更新した内容である。

日本の基準値更新は平成 30 年 2 月 15 日厚生科学審議会で審議済みの項目が提案されており、1 物質(イソキサチオン)であるが、比較対象に該当しない。

平成 29 年 8 月 22 日付け食品安全委員会評価通知のフェニトロチオン (対-082)が比較物質に該当するので基準値が厳しいオーストラリアと比較して表 6-6 に示す。オーストラリアガイドライン値との違いは、ADI、無毒性量の違いによる。

表 6-6　フェニトロチオン評価値の違い

フェニトロチオン（MEP）（対-082）; CAS（No.122-14-5）

基準値	水質基準値: 0.01 mg/L	オーストラリア飲料水ガイドライン（第6版）Health: 0.007 mg/L
評価値	ADI: 0.0049　mg/kg 体重/日	ADI: 0.002　mg/kg 体重/日
設定根拠試験	慢性毒性/発がん性併合試験	
動物種/期間	ラット/2 年間	犬/1 年間
無毒性量	0.49　mg/kg 体重/日	0.2 mg/kg/日（無影響量）
安全係数	100（種差:1、個体差:10）	100（種内および種間:10）
評価概要	30 ppm 以上投与群の雌雄で赤血球及び脳ChE活性阻害(20%以上)が認められたことから、無毒性量は雌雄とも10 ppm（雄：0.49 mg/kg 体重/日、雌：0.62 mg/kg 体重/日）であると考えられた。発がん性は認められなかった。	
文献	農薬抄録 MEP（殺虫剤）（平成 21 年 7 月 17 日改訂）：住友化学株式会社、一部公表： Two-year dietary administration in the rat.：Hazleton研究所（米国）、1974年、未公表；農薬抄録 MEP（殺虫剤）（平成23年9月6 日改訂）：住友化学株式会社、一 部公表	Queensland Health (2007). Organochlorine, organophosphorous and synthetic pyrethroid pesticide, urea and triazine herbicides and PCBs in water. QHFSS SOP 16315.

表 6-7 「水質基準項目」の諸外国・機関の基準値等（その 1/2）

項目番号	項目名	CAS番号	日本	WHO			米国※4				EU			カナダ※5			オーストラリア			韓国			中国		
			基準値(mg/L)	ガイドライン値(mg/L)	位置づけ等※2	比較※3	NPDWR(mg/L)	NSDWR(mg/L)	CCL4draft	比較	chemical parameter (mg/L)	indicator parameter (mg/L)	比較	health -based(mg/L)	aesthetic consideration(mg/L)	比較	health (mg/L)※6	aesthetic (mg/L)	比較	健康有害影響(mg/L)	感覚影響(mg/L)	比較	指標(mg/L)	参考指標(mg/L)	比較
基-001	一般細菌	-	100個/ml									No abnormal change								100 CFU/ml			100 CFU/ml		
基-002	大腸菌	-	不検出				No more than 5.0% samples total coliform-positive (TC-positive) in a month (as Total Coliforms)					0/100ml		None detectable per 100 mL (E. coli)						試料100mL中に検出してはならない			試料100mL中に検出してはならない		
基-003	カドミウム及びその化合物	7440-43-9	0.003	0.003			0.005				0.005			0.005			0.002		●	0.005			0.005		
基-004	水銀及びその化合物	7439-97-6	0.0005	0.006			0.002				0.001			0.001			0.001			0.001			0.001		
基-005	セレン及びその化合物	7782-49-2	0.01	0.04	P		0.05				0.01			0.05			0.01			0.01			0.01		
基-006	鉛及びその化合物	7439-92-1	0.01	0.01	AT		TT Action Level=0.015				0.01			0.01			0.01			0.01			0.01		
基-007	ヒ素及びその化合物	7440-38-2	0.01	0.01	AT		0.01				0.01			ALARA: 0.01 (as low as reasonably achievable)			0.01			0.01			0.01		
基-008	六価クロム化合物	7440-47-3	0.05	0.05（総クロムとして）	P		0.1 (as total chromium)				0.05 (as Chromium)			0.05 (as Chromium)			0.05 (as Chromium)			0.05 (as Chromium)			0.05 (as Chromium)		
基-009	亜硝酸態窒素	14797-65-0	0.04	3（亜硝酸イオンとして）			1 (nitite measured as nitrogen)				0.5 (as Nitrite)			1 (3 as nitrite)			3 (as nitrite)						1 (as nitrite)		
基-010	シアン化物イオン及び塩化シアン※1	-	0.01	設定なし			0.2				0.05			0.2			0.08			0.01			0.05		
	塩化シアン	506-77-4	0.01	設定なし											AO: ≤250								0.07		
基-011	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	-	10	設定なし										10						10					
	硝酸	14797-55-8	10	50（硝酸イオンとして）			10 (measured as Nitrogen)				50			45			50			10 as N(NO_3-N)			10(硝酸塩として)地下水源は20		
基-012	フッ素及びその化合物	7782-41-4	0.8	1.5			4	2			0.8			1.5			1.5			1.5			1		
基-013	ホウ素及びその化合物	7440-42-8	1	2.4							1			5			4			1			0.5		●
基-014	四塩化炭素	56-23-5	0.002	0.004			0.005							0.002			0.003			0.002			0.002		
基-015	1,4-ジオキサン	123-91-1	0.05	0.05	a				CCL4											0.05					
基-016	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	540-59-0	0.04	0.05													0.06						0.05		
	シス-1,2-ジクロロエチレン	156-59-2	0.04				0.07																		
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	156-60-5	0.04				0.1																		
基-017	ジクロロメタン	75-09-2	0.02	0.02			0.005			●				0.05			0.004		●	0.02			0.02		
基-018	テトラクロロエチレン	127-18-4	0.01	0.04			0.005			●	0.01 (Tetrachloroethene/Trichloroethene)			0.01			0.05			0.01			0.04		
基-019	トリクロロエチレン	79-01-6	0.01	0.02	P		0.005			●	0.01 (Tetrachloroethene/Trichloroethene)			0.005		●	c			0.03			0.07		
基-020	ベンゼン	71-43-2	0.01	0.01	a		0.005			●	0.001		●	0.005		●	0.001		●	0.01			0.01		
基-021	塩素酸	7790-93-4	0.6	0.7	D				CCL4(as chlorate)					1(as chlorate)			c e			0.7（水質監視基準）			0.7（塩素酸塩として）		
基-022	クロロ酢酸	79-11-8	0.02	0.02			0.06(ハロ酢酸5種合計), MCLG=0.07										0.15			0.06					
基-023	クロロホルム	67-66-3	0.06	0.3			総トリハロメタンに含む、MCLG =0.07													0.08					
基-024	ジクロロ酢酸	79-43-6	0.03	0.05	D, a		0.06(ハロ酢酸5種合計), MCLG=0			●							0.1						0.05		
基-025	ジブロモクロロメタン	124-48-1	0.1	0.1			総トリハロメタンに含む、MCLG=0.06			●										0.1			0.1		
基-026	臭素酸	7789-31-3	0.01	0.01	AT, a		0.01				0.01			0.01			0.02			0.01			0.01（臭素酸塩として）		
基-027	総トリハロメタン		0.1	ガイドライン値に対する個々の濃度の比の和が1を超えない			0.08以下			●	0.1			0.1			0.25 e			0.1			化合物中の種々の化合物の測定された濃度の合計およびそれらのそれぞれの限界は、1を超えない		
基-028	トリクロロ酢酸	76-03-9	0.03	0.2			0.06(ハロ酢酸5種合計), MCLG=0.02			●							0.1						0.1		
基-029	ブロモジクロロメタン	75-27-4	0.03	0.06	a		総トリハロメタンに含む、MCLG=0			●										0.03			0.06		
基-030	ブロモホルム	75-25-2	0.09	0.1			総トリハロメタンに含む、MCLG=0			●										0.1（水質監視基準）					
基-031	ホルムアルデヒド	50-00-0	0.08	設定なし					CCL4					None required			0.5			0.5			0.9		
基-032	亜鉛及びその化合物	7440-66-6	1	設定なし				5							AO: ≤5.0		c	3			3		1		
基-033	アルミニウム及びその化合物	7429-90-5	0.2	設定なし				0.05 to 0.2		●		0.2			OG: <0.1 (conventional treatment); <0.2 (other treatment types)	●	c	0.2			0.2		0.2		

表 6-7　「水質基準項目」の諸外国・機関の基準値等（その 2/2）

項目番号	項目名	CAS番号	日本	WHO			米国※4				EU			カナダ※5			オーストラリア			韓国			中国		
			基準値(mg/L)	ガイドライン値(mg/L)	位置づけ等※2	比較※3	NPDWR(mg/L)	NSDWR(mg/L)	CCL4draft	比較	chemical parameter(mg/L)	indicater parameter(mg/L)	比較	health-based(mg/L)	aesthetic consideration(mg/L)	比較	health(mg/L)※6	aesthetic(mg/L)	比較	健康有害影響(mg/L)	感覚影響(mg/L)	比較	指標(mg/L)	参考指標(mg/L)	比較
基-034	鉄及びその化合物	7439-89-6	0.3	設定なし				0.3				0.2			AO: ≤0.3		c	0.3			0.3		0.3		
基-035	銅及びその化合物	7440-50-8	1	2			TT Action Level=1.3	1			2				AO: ≤1.0		2	1			1		1		
基-036	ナトリウム及びその化合物	7440-23-5	200	設定なし								200			AO: ≤200		設定不要	180	●				200		
基-037	マンガン及びその化合物	7439-96-5	0.05	設定なし				0.05	CCL4			0.05			AO: ≤0.05		0.5	0.1			0.05		0.1		
基-038	塩化物イオン	16887-00-6	200	設定なし				250				250			AO: ≤250		c	250			250		250		
基-039	カルシウム、マグネシウム等(硬度)		300	設定なし										None required			設定不要 (as CaCO3)	200 (as CaCO3)	●		300		450		
基-040	蒸発残留物		500																		500				
基-041	陰イオン界面活性剤		0.2																		0.5		0.3		
基-042	ジェオスミン	19700-21-1	0.00001																		0.00002 (水質監視基準)			0.00001	
基-043	2―メチルイソボルネオール	2371-42-8	0.00001																		0.00002 (水質監視基準)			0.00001	
基-044	非イオン界面活性剤		0.02																						
基-045	フェノール類		0.005																	0.005			0.002		●
基-046	有機物(全有機炭素(TOC)の量)		3									No abnormal change												5	
基-047	pH値		5.8-8.6	設定なし				6.5-8.5				6.5-9.5			7.0-10.5		c	6.5-8.5			5.8-8.5		6.5-8.5		
基-048	味		異常でないこと									Acceptable to consumers and no abnormal change			Inoffensive		設定不要	Acceptable to most people			無味		無臭		
基-049	臭気		異常でないこと					3 threshold odor number				Acceptable to consumers and no abnormal change			Inoffensive		設定不要	Acceptable to most people			無臭		無臭		
基-050	色度		5度以下					15 (color units)				Acceptable to consumers and no abnormal change			AO: ≤15 TCU			15 HU			5度		15(カラーユニット)		
基-051	濁度		2度以下				通常ろ過・直接ろ過:1NTU、かつ月の毎日の測定値の95%値が0.3NTUを超過しない、それ以外のろ過:5NTUを超過しない			●		Acceptable to consumers and no abnormal change		·Conventional and direct filtration: ≤0.3 NTU ·slow sand and diatomaceous earth filtration: ≤1.0 NTU ·membrane filtration: ≤0.1 NTU		●	c	5 NTU			0.5NTU	●	1NTU		●

※1　諸外国の基準値等はシアンとしての数値

※2　表中の記号は次のとおり。P: 健康影響評価の観点からの暫定、T: 浄水技術の観点からの暫定値、A: 測定技術の観点からの暫定値、D: 消毒技術の観点からの暫定値、C: その物質の濃度が健康に基づくガイドライン値以下であっても、水の外観や臭味に影響があり、消費者による苦情にまで至ることがある。

a: 発がん物質と考えられる物質についてのガイドライン値は、10^{-5} の生涯過剰発がんリスク(その物質をガイドライン値と同じ濃度 で含む飲料水を、70 年間摂取し続けることにより、10 万人に 1 人ががんになることを意味する) の上限に相当する飲料水中の 濃度である。

10^{-4}および10^{-6}の推定生涯過剰発がんリスクの上限に相当する濃度は、それぞれ、ガイドライン値に10を掛けること、および、ガイドライン値を 10 で割ることによって求めることができる。

※3　「比較」の欄の●とは、諸外国の基準値等が国内の基準値等よりも厳しい物質の意味である。以降の表も全て同様。

※4　表中の記号は次のとおり。MCLG (Maximum Contaminant Level Goal): The level of a contaminant in drinking water below which there is no known or expected risk to health. MCLGs allow for a margin of safety and are non-enforceable public health goals.

TT (Treatment Technique): A required process intended to reduce the level of a contaminant in drinking water.

※5　表中の記号は次のとおり。AO: based on aesthetic considerations and listed as aesthetic objectives、OG: established based on operational considerations and listed as operational guidance values、ALARA: as low as reasonably achievable

※6　表中の記号は次のとおり。c: Insufficient data to set a guideline value based on health considerations.　f: No corresponding fact sheet for these pesticides. Guideline values for these pesticides appeared in a previous version of the ADWG and have been retained in Table 10.5 for information purposes only.

e: The concentration of all chlorination byproducts can be minimised by removing naturally occurring organic matter from the source water, reducing the amount of chlorine added, or using an alternative disinfectant (which may produce other byproducts).

Action to reduce trihalomethanes and other byproducts is encouraged, but must not compromise disinfection.

※参考　WHO: https://www.niph.go.jp/soshiki/suido/pdf/h24whogdwq/WHOgdwq4thJPweb_all_20130423.pdf 、EU: http://www.epa.ie/pubs/advice/drinkingwater/2015_04_21_ParametersStandaloneDoc.pdf 、http://www.irishstatutebook.ie/eli/2014/si/122/made/en/pdf

米国: https://www.epa.gov/ground-water-and-drinking-water/national-primary-drinking-water-regulations#one 、https://www.epa.gov/dwregdev/drinking-water-regulations-and-contaminants#Secondary 、https://www.epa.gov/ccl/chemical-contaminants-ccl-4

カナダ: https://www.canada.ca/en/health-canada/services/environmental-workplace-health/reports-publications/water-quality/guidelines-canadian-drinking-water-quality-summary-table-health-canada-2012.html

豪州: https://www.nhmrc.gov.au/_files_nhmrc/file/publications/nhmrc_adwg_6_version_3.3_2.pdf 、韓国: http://library.me.go.kr/search/DetailView.ax?sid=1&cid=5636646 、中国: https://baike.baidu.com/item/生活 饮用水卫生标准

表 6-8 「水質管理目標設定項目」の諸外国・機関の目標値等

項目番号	項目名	CAS番号	日本	WHO			米国※2				EU			カナダ※3			オーストラリア			韓国			中国		
			目標値(mg/L)	ガイドライン値(mg/L)	位置づけ等※1	比較	NPDWR(mg/L)	NSDWR(mg/L)	CCL4draft	比較	chemical arameter (mg/L)	indicater parameter (mg/L)	比較	health -based(mg/L)	aesthetic consideration (mg/L)	比較	health (mg/L)※4	aesthetic (mg/L)	比較	健康有害影響 (mg/L)	感覚影響 (mg/L)	比較	指標 (mg/L)	参考指標 (mg/L	比較
目-001	アンチモン及びその化合物	7440-36-0	0.02	0.02			0.006			●	0.005		●	0.006		●	0.003		●	0.02(水質監視基準)			0.005		●
目-002	ウラン及びその化合物	7440-61-1	0.002(暫定)	0.03	P		0.03							0.02			0.017			0.03(水質監視基準)					
目-003	ニッケル及びその化合物	7440-02-0	0.02	0.07							0.02						0.02						0.02		
目-005	1,2-ジクロロエタン	107-06-2	0.004	0.03	a		0.005				0.003		●	0.005			0.003		●				0.03		
目-008	トルエン	108-88-3	0.4	0.7	C		1							0.06	AO: 0.024	●	0.8	0.025	●	0.7			0.7		
目-009	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	117-81-7	0.08	0.008		●	0.006			●							0.01		●	0.08(水質監視基準)			0.008		●
目-010	亜塩素酸	13898-47-0	0.6	0.7	D		1							1			0.8						0.7(亜塩素酸塩として)		
目-012	二酸化塩素	10049-04-4	0.6	設定なし			0.8 (MRDL)							None required			c	0.4	●						
目-013	ジクロロアセトニトリル	3018-12-0	0.01(暫定)	0.02	P												c			0.09					
目-014	抱水クロラール	302-17-0	0.02(暫定)	設定なし										Exposure levels in Canada far below concentration that would cause health effects; levels above 0.2 mg/L may indicate a concern for health effects and should be investigated.			0.1 e			0.03			0.01		●
目-015	農薬類	-	検出値と目標値の比の和として、1以下								0.0005		●												
目-016	残留塩素	7782-50-5	1	5	C		4 (MRDL)							None required			5	0.6	●	4					
目-017	カルシウム、マグネシウム等(硬度)		10-100	設定なし										None required			設定不要	200			300		450		
目-018	マンガン及びその化合物	7439-96-5	0.01	設定なし				0.05	CCL4			0.05			AO: ≦ 0.05		0.5	0.1			0.05		0.1		
目-019	遊離炭酸	-	20																						
目-020	1，1，1-トリクロロエタン	71-55-6	0.3	設定なし			0.2			●							c			0.1		●	2		
目-021	メチル-t-ブチルエーテル	1634-04-4	0.02	設定なし					CCL4						AO: ≦ 0.015	●									
目-022	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	COD	3																		10		3		
目-023	臭気強度(TON)	-	3以下					3 threshold odor number																	
目-024	蒸発残留物		30-200																		500				
目-025	濁度		1度				通常ろ過・直接ろ過:1NTU、かつ月の毎日の測定値の95%値が0.3NTUを超過しない、それ以外のろ過:5NTUを超過しない					Acceptable to consumers and no abnormal change		·Conventional and direct filtration: ≦0.3 NTU ·slow sand and diatomaceous earth filtration; ≦1.0 NTU ·membrane filtration; ≦0.1 NTU		●	c	5 NTU			0.5NTU	●	1NTU		
目-026	pH値		7.5程度	設定なし				6.5-8.5				≧ 6.5 and ≦ 9.5			7.0-10.5		c	6.5-8.5			5.8-8.5		6.5-8.5		
目-027	腐食性(ランゲリア指数)	-	－1程度以上とし、極力0に近づける					noncorrosive																	
目-028	従属栄養細菌	-	2,000/ml以下(暫定)					TT= No more than 500 bacterial colonies per milliliter		●				A useful operational tool for monitoring general bacteriological water quality through the treatment process and in the distribution system. HPC results are not an indicator of water safety and should not be used as an indicator of potential adverse human health effects.											
目-029	1，1-ジクロロエチレン	75-35-4	0.1	設定なし			0.007			●				0.014		●	0.03		●	0.03		●	0.03		●
目-030	アルミニウム及びその化合物		0.1	設定なし				0.05 to 0.2		●		0.2			OG: <0.1 (conventional treatment); <0.2 (other treatment types)		c	0.2			0.2		0.2		

※1 表中の記号は次のとおり。P：健康影響評価の観点からの暫定、T：浄水技術の観点からの暫定値、A：測定技術の観点からの暫定値、D：消毒技術の観点からの暫定値、C：その物質の濃度が健康に基づく ガイドライン 値以下であっても、水の外観や臭味に影響があり、消費者による苦情にまで至ることがある。
a：発がん物質と考えられる物質についてのガイドライン 値は、10^{-5} の生涯過剰発がんリスク(その物質をガイドライン 値と同じ濃度 で含む飲料水を、70 年間摂取し続けることにより、10 万人に 1 人ががんになることを意味する)の上限に相当する飲料水中の 濃度である。
10^{-4}および10^{-6}の推定生涯過剰発がんリスクの上限に相当する濃度は、それぞれ、ガイドライン 値に10を掛けること、および、ガイドライン 値を 10 で割ることによって求めることができる。
※2 表中の記号は次のとおり。MCLG (Maximum Contaminant Level Goal): The level of a contaminant in drinking water below which there is no known or expected risk to health. MCLGs allow for a margin of safety and are non-enforceable public health goals.
TT (Treatment Technique): A required process intended to reduce the level of a contaminant in drinking water.
※3 表中の記号は次のとおり。AO: based on aesthetic considerations and listed as aesthetic objectives, OG: established based on operational considerations and listed as operational guidance values, ALARA: as low as reasonably achievable
※4 表中の記号は次のとおり。c: Insufficient data to set a guideline value based on health considerations. f: No corresponding fact sheet for these pesticides. Guideline values for these pesticides appeared in a previous version of the ADWG and have been retained in Table 10.5 for information purposes only.
e: The concentration of all chlorination byproducts can be minimised by removing naturally occurring organic matter from the source water, reducing the amount of chlorine added, or using an alternative disinfectant (which may produce other byproducts).
Action to reduce trihalomethanes and other byproducts is encouraged, but must not compromise disinfection.

※参考 WHO: https://www.niph.go.jp/soshiki/suido/pdf/h24whogdwq/WHOgdwq4thJPweb_all_20130423.pdf 、EU: http://www.epa.ie/pubs/advice/drinkingwater/2015.04.21_ParametersStandaloneDoc.pdf 、http://www.irishstatutebook.ie/eli/2014/si/122/made/en/pdf
米国: https://www.epa.gov/ground-water-and-drinking-water/national-primary-drinking-water-regulations#one 、https://www.epa.gov/dwregdev/drinking-water-regulations-and-contaminants#Secondary 、https://www.epa.gov/ccl/chemical-contaminants-ccl-4
カナダ: https://www.canada.ca/en/health-canada/services/environmental-workplace-health/reports-publications/water-quality/guidelines-canadian-drinking-water-quality-summary-table-health-canada-2012.html
豪州: https://www.nhmrc.gov.au/_files_nhmrc/file/publications/nhmrc_adwg_6_version_3.3.2.pdf 、韓国: http://library.me.go.kr/search/DetailView.ax?sid=1&cid=5636646 、中国: https://baike.baidu.com/item/生活 饮用水卫生标准

表 6-9 「要検討項目」の諸外国・機関の目標値等

項目番号	項目名	CAS番号	日本	WHO			米国※2				EU			カナダ※3			オーストラリア			韓国			中国		
			目標値(mg/L)	ガイドライン値(mg/L)	位置づけ等※1	比較	NPDWR(mg/L)	NSDWR(mg/L)	CCL4draft	比較	chemical arameter(mg/L)	indicater parameter(mg/L)	比較	health-based(mg/L)	aesthetic consideration(mg/L)	比較	health(mg/L)※4	aesthetic(mg/L)	比較	健康有害影響(mg/L)	感覚影響(mg/L)	比較	指標(mg/L)	参考指標(mg/L)	比較
検-001	銀	7440-22-4	-	設定なし				0.1						None required			0.1						0.05		
検-002	バリウム	7440-39-3	0.7	0.7			2							1			2						0.7		
検-003	ビスマス	7440-69-9	-																						
検-004	モリブデン	7439-98-7	0.07	設定なし					CCL4								0.05		●				0.07		
検-005	アクリルアミド	79-06-1	0.0005	0.0005	a		TT				0.0001		●				0.0002		●				0.0005		
検-006	アクリル酸	79-10-7	-																					0.5	
検-007	17―β―エストラジオール	50-28-2	0.00008(暫定)						CCL4																
検-008	エチニルエストラジオール	57-63-6	0.00002(暫定)						CCL4																
検-009	エチレンジアミン四酢酸(EDTA)	60-00-4	0.5	0.6													0.25		●						
検-010	エピクロロヒドリン	106-89-8	0.0004(暫定)	0.0004	P		TT				0.0001		●				0.0005d						0.0004		
検-011	塩化ビニル	75-01-4	0.002	0.0003	a	●	0.002				0.0005		●	ALARA: 0.002			0.0003		●	0.002(水質監視基準)			0.005		
検-012	酢酸ビニル	108-05-4	-																						
検-013	2, 4―ジアミノトルエン	95-80-7	-																						
検-014	2, 6―ジアミノトルエン	823-40-5	-																						
検-015	N, N―ジメチルアニリン	121-69-7	-																						
検-016	スチレン	100-42-5	0.02	0.02	C		0.1										0.03	0.004	●	0.02(水質監視基準)			0.02		
検-017	ダイオキシン類	-	1 pgTEQ/L暫定				0.00000003 (2,3,7,8-TCDD)																0.00000003		●
検-018	トリエチレンテトラミン	112-24-3	-																						
検-019	ノニルフェノール	25154-52-3	0.3(暫定)						CCL4																
検-020	ビスフェノールA	80-05-7	0.1(暫定)																					0.01	●
検-021	ヒドラジン	302-01-2	-						CCL4																
検-022	1, 2―ブタジエン	590-19-2	-																						
検-023	1, 3―ブタジエン	106-99-0	-						CCL4																
検-024	フタル酸ジ(n-ブチル)	84-74-2	0.01																					0.003	●
検-025	フタル酸ブチルベンジル	85-68-7	0.5																						
検-026	ミクロキスチン―LR	101043-37-2	0.0008(暫定)	0.001	P									0.0015			0.0013			0.001(水質監視基準)			0.001		
検-027	有機すず化合物	-	0.0006 暫定(TBTO)																						
検-028	ブロモクロロ酢酸	5589-96-8	-	設定なし																					
検-029	ブロモジクロロ酢酸	71133-14-7	-																						
検-030	ジブロモクロロ酢酸	5278-95-5	-																						
検-031	ブロモ酢酸	79-08-3	-	設定なし																					
検-032	ジブロモ酢酸	631-64-1	-	設定なし																					
検-033	トリブロモ酢酸	75-96-7	-																						
検-034	トリクロロアセトニトリル	545-06-2	-	設定なし													c			0.004					
検-035	ブロモクロロアセトニトリル	83463-62-1	-	設定なし													c			未設定(水質監視基準)					
検-036	ジブロモアセトニトリル	3252-43-5	0.06	0.07													c			0.1					
検-037	アセトアルデヒド	75-07-0	-						CCL4																
検-038	MX	77439-76-0	0.001	設定なし													c e								
検-040	キシレン	1330-20-7	0.4	0.5	C		10							0.09	AO: 0.02	●	0.6	0.02	●	0.5			0.5		
検-041	過塩素酸	7601-90-3	0.025																						
検-042	パーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)	1763-23-1	-						CCL4																
検-043	パーフルオロオクタン酸(PFOA)	335-67-1	-						CCL4																
検-044	N―ニトロソジメチルアミン(NDMA)	62-75-9	0.0001	0.0001					CCL4					0.00004		●	0.0001								
検-045	アニリン	62-53-3	0.02						CCL4																
検-046	キノリン	91-22-5	0.0001						CCL4																
検-047	1, 2, 3―トリクロロベンゼン	87-61-6	0.02																						
	トリクロロベンゼン	12002-48-1	0.02	設定なし													0.03	0.005	●				0.02		
検-048	ニトリロ三酢酸(NTA)	139-13-9	0.2	0.2										0.4			0.2								

※1 表中の記号は次のとおり。P:健康影響評価の観点からの暫定、T:浄水技術の観点からの暫定値、A:測定技術の観点からの暫定値、D:消毒技術の観点からの暫定値、C:その物質の濃度が健康に基づく ガイドライン値以下であっても、水の外観や臭味に影響があり、消費者による苦情にまで至ることがある。
a:発がん物質と考えられる物質についてのガイドライン 値は、10^{-5} の生涯過剰発がんリスク(その物質をガイドライン 値と同に濃度 で含む飲料水を、70 年間摂取し続けることにより、10 万人に 1 人ががんになることを意味する)の上限に相当する飲料水中の 濃度である。
10^{-4}および10^{-6}の推定生涯過剰発がんリスクの 上限に相当する濃度は、それぞれ、ガイドライン 値に10を掛けること、および、ガイドライン 値を 10 で割ることによって求めることができる。
※2 表中の記号は次のとおり。MCLG (Maximum Contaminant Level Goal): The level of a contaminant in drinking water below which there is no known or expected risk to health. MCLGs allow for a margin of safety and are non-enforceable public health goals.
TT (Treatment Technique): A required process intended to reduce the level of a contaminant in drinking water.
※3 表中の記号は次のとおり。AO: based on aesthetic considerations and listed as aesthetic objectives, OG: established based on operational considerations and listed as operational guidance values., ALARA: as low as reasonably achievable
※4 表中の記号は次のとおり。c: Insufficient data to set a guideline value based on health considerations. f: No corresponding fact sheet for these pesticides. Guideline values for these pesticides appeared in a previous version of the ADWG and have been retained in Table 10.5 for information purposes only.
e: The concentration of all chlorination byproducts can be minimised by removing naturally occurring organic matter from the source water, reducing the amount of chlorine added, or using an alternative disinfectant (which may produce other byproducts).
Action to reduce trihalomethanes and other byproducts is encouraged, but must not compromise disinfection.

※参考 WHO: https://www.niph.go.jp/soshiki/suido/pdf/h24whogdwq/WHOgdwq4thJPweb_all_20130423.pdf 、EU: http://www.epa.ie/pubs/advice/drinkingwater/2015_04_21_ParametersStandaloneDoc.pdf 、http://www.irishstatutebook.ie/eli/2014/si/122/made/en/pdf
米国: https://www.epa.gov/ground-water-and-drinking-water/national-primary-drinking-water-regulations#one 、https://www.epa.gov/dwregdev/drinking-water-regulations-and-contaminants#Secondary 、https://www.epa.gov/ccl/chemical-contaminants-ccl-4
カナダ: https://www.canada.ca/en/health-canada/services/environmental-workplace-health/reports-publications/water-quality/guidelines-canadian-drinking-water-quality-summary-table-health-canada-2012.html
豪州: https://www.nhmrc.gov.au/_files_nhmrc/file/publications/nhmrc_adwg_6_version_3.3.2.pdf 、韓国: http://library.me.go.kr/search/DetailView.ax?sid=1&cid=5636646 、中国: https://baike.baidu.com/item/生活 饮用水卫生标准

表 6-10 「対象農薬」の諸外国・機関の目標値等（その 1/3）

項目番号	項目名	CAS番号	日本	WHO			米国				EU			カナダ			オーストラリア			韓国			中国		
			目標値 (mg/L)	ガイドライン値 (mg/L)	位置づけ等※1	比較	NPDWR (mg/L)	NSDWR (mg/L)	CCL4draft	比較	chemical arameter (mg/L)	indicater parameter (mg/L)	比較	health -based (mg/L)	aesthetic considera tion	比較	health (mg/L)※2	aesthetic (mg/L)	比較	健康有害影響 (mg/L)	感覚影響 (mg/L)	比較	指標 (mg/L)	参考指標 (mg/L)	比較
対-001	1,3-ジクロロプロペン （D—D）	542-75-6	0.05	0.02		●											0.1								
対-002	ダラポン	75-99-0	0.08				0.2										0.5								
対-003	2,4-ジクロロフェノキシ酢酸 （2,4-D）	94-75-7	0.03	0.03			0.07							0.1			0.03			0.03(水質監視基準)			0.03		
対-004	EPN	2104-64-5	0.004																						
対-005	MCPA	94-74-6	0.005	0.002		●								0.1			0.04								
対-006	アシュラム	3337-71-1	0.9														0.07		●						
対-007	アセフェート	30560-19-1	0.006						CCL4								0.008								
対-008	アトラジン	1912-24-9	0.01	0.1(Atrazine and its chloro -s- triazine metabolites)			0.003			●				0.005		●	0.02						0.002		●
対-009	アニロホス	64249-01-0	0.003																						
対-010	アミトラズ	33089-61-1	0.006	除外													0.009								
対-011	アラクロール	15972-60-8	0.03	0.02	a		0.002			●										0.02(水質監視基準)		●			
対-012	イソキサチオン	18854-01-8	0.008																						
対-013	イソフェンホス	25311-71-1	0.001																						
対-014	イソプロカルブ （MIPC）	2631-40-5	0.01																						
対-015	イソプロチオラン	50512-35-1	0.3																						
対-016	イプロベンホス	26087-47-8	0.09																						
対-017	イミノクタジン酢酸塩	57520-17-9	0.006																						
対-018	インダノファン	133220-30-1	0.009																						
対-019	エスプロカルブ	85785-20-2	0.03																						
対-020	エディフェンホス （エジフェンホス， EDDP）	17109-49-8	0.006																						
対-021	エトフェンプロックス	80844-07-1	0.08																						
対-022	エトリジアゾール （エクロメゾール）	2593-15-9	0.004														0.1								
対-023	エンドスルファン （ベンゾエピン）	115-29-7	0.01	設定なし													0.02								
対-024	オキサジクロメホン	153197-14-9	0.02																						
対-025	オキシン銅	10380-28-6	0.03																						
対-026	オリサストロビン	248593-16-0	0.1																						
対-027	カズサホス	95465-99-9	0.0006																						
対-028	カフェンストロール	125306-83-4	0.008																						
対-029	カルタップ	15263-53-3	0.3																						
対-030	カルバリル （NAC）	63-25-2	0.05	設定なし										0.09			0.03		●	0.07					
対-031	カルプロパミド	104030-54-8	0.04																						
対-032	カルボフラン（カルボスルファン代謝物）	1563-66-2	0.005	0.007			0.04							0.09			0.01						0.007		
対-033	ACN	2797-51-5	0.005																						
対-034	キャプタン	133-06-2	0.3						CCL4								0.4								
対-035	クミルロン	99485-76-4	0.03																						
対-036	グリホサート	1071-83-6	2	設定なし			0.7			●				0.28		●	1		●				0.7		●
対-037	グルホシネート	77182-82-2	0.02																						
対-038	クロメプロップ	84496-56-0	0.02																						
対-039	クロルニトロフェン	1836-77-7	0.0001																						
対-040	クロルピリホス	2921-88-2	0.003	0.03										0.09			0.01						0.03		
対-041	クロロタロニル （TPN）	1897-45-6	0.05	除外													0.05						0.01		●
対-042	シアナジン	21725-46-2	0.004	0.0006		●								撤廃											
対-043	CYAP	2636-26-2	0.003																						
対-044	ジウロン （DCMU）	330-54-1	0.02						CCL4					0.15			0.02								
対-045	ジクロベニル （DBN）	1194-65-6	0.03														0.01 f		●						
対-046	ジクロルボス （DDVP）	62-73-7	0.008	設定なし													0.005		●				0.001		●
対-047	ジクワット	85-00-7	0.005	設定なし			0.02							0.07			0.007								
対-048	エチルチオメトン	298-04-4	0.004														0.004								
対-049	ジチアノン	3347-22-6	0.03																						
対-050	ジチオカルバメート系農薬	-	0.005																						

表 6-10　「対象農薬」の諸外国・機関の目標値等（その 2/3）

項目番号	項目名	CAS番号	日本	WHO			米国				EU			カナダ			オーストラリア			韓国			中国		
			目標値 (mg/L)	ガイドライン値 (mg/L)	位置づけ等※1	比較	NPDWR (mg/L)	NSDWR (mg/L)	CCL4draft	比較	chemical arameter (mg/L)	indicater parameter (mg/L)	比較	health -based (mg/L)	aesthetic consideration	比較	health (mg/L)※2	aesthetic (mg/L)	比較	健康有害影響 (mg/L)	感覚影響 (mg/L)	比較	指標 (mg/L)	参考指標 (mg/L)	比較
対-051	ジチオピル	97886-45-8	0.009																						
対-052	シハロホップブチル	122008-85-9	0.006																						
対-053	シマジン （CAT）	122-34-9	0.003	0.002		●	0.004							0.01			0.02								
対-054	ジメタメトリン	22936-75-0	0.02																						
対-055	ジメトエート	60-51-5	0.05	0.006		●								0.02		●	0.007		●				0.08		
対-056	シメトリン	1014-70-6	0.03																						
対-057	ジメピペレート	61432-55-1	0.003																						
対-058	ダイアジノン	333-41-5	0.003	除外										0.02			0.004			0.02					
対-059	ダイムロン	42609-52-9	0.8																						
対-060	ダゾメット、メタム(カーバム)及びメチルイソチオシアネート		0.01														for MITC: 0.001		●						
対-061	チアジニル	223580-51-6	0.1																						
対-062	チウラム	137-26-8	0.02														0.007		●						
対-063	チオジカルブ	59669-26-0	0.08						CCL4																
対-064	チオファネートメチル	23564-05-8	0.3						CCL4																
対-065	チオベンカルブ	28249-77-6	0.02														0.04								
対-066	テフリルトリオン	473278-76-1	0.002																						
対-067	テルブカルブ （MBPMC）	1918-11-2	0.02																						
対-068	トリクロピル	55335-06-3	0.006														0.02								
対-069	トリクロルホン （DEP）	52-68-6	0.005	除外													0.007								
対-070	トリシクラゾール	41814-78-2	0.1																						
対-071	トリフルラリン	1582-09-8	0.06	0.02		●								0.045		●	0.09								
対-072	ナプロパミド	15299-99-7	0.03														0.4								
対-073	パラコート	4685-14-7	0.005											0.01 as paraquat dichloride; 0.007 as paraquat ion			0.02								
対-074	ピペロホス	24151-93-7	0.0009																						
対-075	ピラクロニル	158353-15-2	0.01																						
対-076	ピラゾキシフェン	71561-11-0	0.004																						
対-077	ピラゾレート	58011-68-0	0.02																						
対-078	ピリダフェンチオン	119-12-0	0.002																						
対-079	ピリブチカルブ	88678-67-5	0.02																						
対-080	ピロキロン	57369-32-1	0.05																						
対-081	フィプロニル	120068-37-3	0.0005														0.0007								
対-082	フェニトロチオン （MEP）	122-14-5	0.01	設定なし													0.007		●	0.04					
対-083	フェノブカルブ （BPMC）	3766-81-2	0.03																						
対-084	フェリムゾン	89269-64-7	0.05																						
対-085	フェンチオン （MPP）	55-38-9	0.006														0.007								
対-086	フェントエート	2597-03-7	0.007																						
対-087	フェントラザミド	158237-07-1	0.01																						
対-088	フサライド	27355-22-2	0.1																						
対-089	ブタクロール	23184-66-9	0.03																						
対-090	ブタミホス	36335-67-8	0.02																						
対-091	ブプロフェジン	69327-76-0	0.02																						
対-092	フルアジナム	79622-59-6	0.03																						
対-093	プレチラクロール	51218-49-6	0.05																						
対-094	プロシミドン	32809-16-8	0.09																						
対-095	プロチオホス	34643-46-4	0.004																						
対-096	プロピコナゾール	60207-90-1	0.05														0.1								
対-097	プロピザミド	23950-58-5	0.05														0.07								
対-098	プロベナゾール	27605-76-1	0.05																						
対-099	プロモブチド	74712-19-9	0.1																						
対-100	ベノミル	17804-35-2	0.02														0.09								
対-101	ペンシクロン	66063-05-6	0.1																						
対-102	ペンゾピシクロン	156963-66-5	0.09																						

表 6-10　「対象農薬」の諸外国・機関の目標値等（その 3/3）

項目番号	項目名	CAS番号	日本	WHO			米国				EU			カナダ			オーストラリア			韓国			中国		
			目標値 (mg/L)	ガイドライン値 (mg/L)	位置づけ等※1	比較	NPDWR (mg/L)	NSDWR (mg/L)	CCL4draft	比較	chemical arameter (mg/L)	indicater parameter (mg/L)	比較	health -based (mg/L)	aesthetic consideration	比較	health (mg/L)※2	aesthetic (mg/L)	比較	健康有害影響 (mg/L)	感覚影響 (mg/L)	比較	指標 (mg/L)	参考指標 (mg/L)	比較
対-103	ベンゾフェナップ	82692-44-2	0.005																						
対-104	ベンタゾン	25057-89-0	0.2	設定なし													0.4						0.3		
対-105	ベンディメタリン	40487-42-1	0.3	0.02		●											0.4								
対-106	ベンフラカルブ	82560-54-1	0.04																						
対-107	ベンフルラリン	1861-40-1	0.01																						
対-108	ベンフレセート	68505-69-1	0.07																						
対-109	ホスチアゼート	98886-44-3	0.003																						
対-110	マラソン（マラチオン）	121-75-5	0.7	設定なし										0.19		●	0.07		●				0.25		●
対-111	メコプロップ（MCPP）	7085-19-0	0.05	0.01		●																			
対-112	メソミル	16752-77-5	0.03	除外													0.02		●						
	カーバム	144-54-7	0.01														for MITC: 0.001		●						
対-113	メタラキシル及びメフェノキサム	57837-19-1	0.06																						
対-114	メチダチオン（DMTP）	950-37-8	0.004														0.006								
対-115	メチルダイムロン	42609-73-4	0.03																						
対-116	メトミノストロビン	133408-50-1	0.04																						
対-117	メトリブジン	21087-64-9	0.03											0.08			0.07								
対-118	メフェナセット	73250-68-7	0.02																						
対-119	メプロニル	55814-41-0	0.1																						
対-120	モリネート	2212-67-1	0.005	0.006					CCL4								0.004		●						

※1　表中の記号は次のとおり。P：健康影響評価の観点からの暫定、T：浄水技術の観点からの暫定値、A：測定技術の観点からの暫定値、D：消毒技術の観点からの暫定値、C：その物質の濃度が健康に基づく ガイドライン 値以下であっても、水の外観や臭味に影響があり、消費者による苦情にまで至ることがある。

a: 発がん 物質と考えられる物質についてのガイドライン 値は、10^{-5} の生涯過剰発がんリスク(その物質をガイドライン 値と同じ濃度 で含む飲料水を、70 年間摂取し続けることにより、10 万人に 1 人ががんになることを意味する)の上限に相当する飲料水中の 濃度である。

10^{-4}および10^{-6}の推定生涯過剰発がんリスクの上限に相当する濃度は、それぞれ、ガイドライン 値に10を掛けること、および、ガイドライン 値を 10 で割ることによって求めることができる。

※2　表中の記号は次のとおり。c: Insufficient data to set a guideline value based on health considerations.　f: No corresponding fact sheet for these pesticides. Guideline values for these pesticides appeared in a previous version of the ADWG and have been retained in Table 10.5 for information purposes only.

e: The concentration of all chlorination byproducts can be minimised by removing naturally occurring organic matter from the source water, reducing the amount of chlorine added, or using an alternative disinfectant (which may produce other byproducts).

Action to reduce trihalomethanes and other byproducts is encouraged, but must not compromise disinfection.

※参考　WHO: https://www.niph.go.jp/soshiki/suido/pdf/h24whogdwq/WHOgdwq4thJPweb_all_20130423.pdf 、EU: http://www.epa.ie/pubs/advice/drinkingwater/2015_04_21_ParametersStandaloneDoc.pdf 、http://www.irishstatutebook.ie/eli/2014/si/122/made/en/pdf

米国: https://www.epa.gov/ground-water-and-drinking-water/national-primary-drinking-water-regulations#one 、https://www.epa.gov/dwregdev/drinking-water-regulations-and-contaminants#Secondary 、https://www.epa.gov/ccl/chemical-contaminants-ccl-4

カナダ: https://www.canada.ca/en/health-canada/services/environmental-workplace-health/reports-publications/water-quality/guidelines-canadian-drinking-water-quality-summary-table-health-canada-2012.html

豪州: https://www.nhmrc.gov.au/_files_nhmrc/file/publications/nhmrc_adwg_6_version_3.3_2.pdf 、韓国: http://library.me.go.kr/search/DetailView.ax?sid=1&cid=5636646 、中国: https://baike.baidu.com/item/生活 饮用水卫生标准

表 6-11 「要検討農薬」の諸外国・機関の目標値等

項目番号	項目名	CAS番号	日本	WHO			US				EU			カナダ			オーストラリア			韓国			中国		
			評価値(mg/L)	ガイドライン値(mg/L)	位置づけ等	比較	NPDWR(mg/	NSDWR(mg/	CCL4 draft	比較	chemical arameter(mg/L)	indicater parameter(mg/L)	比較	health-based(mg/L)	aesthetic consideration(mg/L)	比較	health(mg/L)※1	aesthetic(mg/L)	比較	健康有害影響	感覚影響(mg/	比較	指標(mg/L)	参考指標(mg/L)	比較
要-001	アセタミプリド	135410-20-7	0.2																						
要-002	イミダクロプリド	138261-41-3	0.1																						
要-003	エチプロール	181587-01-9	0.01																						
要-004	クロロピクリン	76-06-2	－	設定なし													c								
要-005	テブコナゾール	107534-96-3	0.07						CCL4																
	~~テフリルトリオン~~	473278-76-1	0.002																						
要-006	パラチオンメチル(メチルパラチオン)	298-00-0	0.04	設定なし													0.0007		●				0.02		●
要-007	ヒドロキシイソキサゾール	10004-44-1	0.1																						
要-008	ピラクロホス	77458-01-6	－																						
要-009	フルスルファミド	106917-52-6	－																						
要-010	ブロマシル	314-40-9	0.05														0.4								
要-011	ペントキサゾン	110956-75-7	0.6																						
要-012	ホサロン	2310-17-0	0.005																						
要-013	メタアルデヒド	108-62-3	0.06														0.02		●						
	~~メチルイソチオシアネート~~	556-61-6	0.01														0.001 (Metham for MTIC)		●						
要-014	メトラクロール	51218-45-2	0.2	0.01		●			CCL4					0.05		●	0.3								

※1 表中の記号は次のとおり。c: Insufficient data to set a guideline value based on health considerations. f: No corresponding fact sheet for these pesticides. Guideline values for these pesticides appeared in a previous version of the ADWG and have been retained in Table 10.5 for information purposes only.
e: The concentration of all chlorination byproducts can be minimised by removing naturally occurring organic matter from the source water, reducing the amount of chlorine added, or using an alternative disinfectant (which may produce other byproducts).
Action to reduce trihalomethanes and other byproducts is encouraged, but must not compromise disinfection.

※参考 WHO: https://www.niph.go.jp/soshiki/suido/pdf/h24whogdwq/WHOgdwq4thJPweb_all_20130423.pdf 、EU: http://www.epa.ie/pubs/advice/drinkingwater/2015_04_21_ParametersStandaloneDoc.pdf 、http://www.irishstatutebook.ie/eli/2014/si/122/made/en/pdf
米国: https://www.epa.gov/ground-water-and-drinking-water/national-primary-drinking-water-regulations#one 、https://www.epa.gov/dwregdev/drinking-water-regulations-and-contaminants#Secondary 、https://www.epa.gov/ccl/chemical-contaminants-ccl-4
カナダ: https://www.canada.ca/en/health-canada/services/environmental-workplace-health/reports-publications/water-quality/guidelines-canadian-drinking-water-quality-summary-table-health-canada-2012.html
豪州: https://www.nhmrc.gov.au/_files_nhmrc/file/publications/nhmrc_adwg_6_version_3.3_2.pdf 、韓国: http://library.me.go.kr/search/DetailView.ax?sid=1&cid=5636646 、中国: https://baike.baidu.com/item/生活 饮用水卫生标准

表 6-12 「その他農薬」の諸外国・機関の目標値等（その 1/2）

項目番号	項目名	CAS番号	日本	WHO			US				EU			カナダ			オーストラリア			韓国			中国		
			評価値 (mg/L)	ガイドライン値 (mg/L)	位置づけ等	比較	NPDWR (mg/	NSDWR (mg/	CCL4 draft	比較	chemical arameter (mg/L)	indicater parameter (mg/L)	比較	health -based (mg/L)	aesthetic consideration	比較	health (mg/L) ※1	aesthetic (mg/L)	比較	健康有害影響 (mg/L)	感覚影響 (mg/L)	比較	指標 (mg/L)	参考指標 (mg/L)	比較
他-001	MCPM	17639-93-9	-																						
他-002	2, 4—DB	94-82-6	-	0.09																					
他-003	DBEDC	-	-																						
他-004	MCPBエチル	10443-70-6	0.08	除外																					
他-005	アシベンゾラルSメチル	126448-41-7	0.2																						
他-006	アジムスルフロン	120162-55-2	0.2																						
他-007	アミトロール	61-82-5	0.003														0.009								
他-008	アメトリン	834-12-8	0.2														0.07		●						
他-009	イナベンフィド	82211-24-3	0.3																						
他-010	イマゾスルフロン	122548-33-8	0.2																						
他-011	ウニコナゾールP	83657-17-4	0.04																						
他-012	エトキシスルフロン	126801-58-9	0.1																						
他-013	エトベンザニド	79540-50-4	0.1																						
他-014	エンドタール	145-73-3	-				0.1										0.1								
他-015	オキサジアルギル	39807-15-3	0.02																						
他-016	オキサミル	23135-22-0	0.05	除外			0.2										0.007		●						
他-017	オキソリニック塩	14698-29-4	0.05																						
他-018	キザロホップエチル	76578-14-8	0.02																						
他-019	クロチアニジン	210880-92-5	0.2																						
他-020	クロマフェノジド	143807-66-3	0.7																						
他-021	クロルタルジメチル(TCTP)	1861-32-1	-																						
他-022	クロルピリホスメチル	5598-13-0	0.03																						
他-023	シクロスルファムロン	136849-15-5	0.08																						
他-024	ジクロフェンチオン(ECP)	97-17-6	0.006																						
他-025	シクロプロトリン	63935-38-6	0.008																						
他-026	ジクロメジン	62865-36-5	0.05																						
他-027	ジクロルプロップ	120-36-5	0.06	0.1													0.1								
他-028	ケルセン(ジコホル)	115-32-2	0.06														0.004		●						
他-029	シノスルフロン	94593-91-6	0.2																						
他-030	ジノテフラン	165252-70-0	0.6																						
他-031	ジフェノコナゾール	119446-68-3	0.02																						
他-032	シフルトリン	68359-37-5	0.05														0.05								
他-033	ジフルベンズロン	35367-38-5	0.05	設定なし													0.07								
他-034	シプロコナゾール	94361-06-5	0.02																						
他-035	シプロジニル	121552-61-2	0.07														0.09								
他-036	シペルメトリン	52315-07-8	0.1	除外													0.2								
他-037	シメコナゾール	149508-90-7	0.02																						
他-038	ジメチルビンホス	2274-67-1	0.01																						
他-039	シラフルオフェン	105024-66-6	0.3																						
他-040	シンメチリン	87818-31-3	0.1																						
他-041	スピノサド	168316-95-8	0.06	設定なし																					
他-042	セトキシジム	74051-80-2	0.4																						
他-043	チアクロプリド	111988-49-9	-																						
他-044	チアメトキサム	153719-23-4	0.05																						
他-045	チオシクラム	31895-21-3	0.03																						

表 6-12　「その他農薬」の諸外国・機関の目標値等（その 2/2）

項目番号	項目名	CAS番号	日本	WHO			US				EU			カナダ			オーストラリア			韓国			中国		
			評価値 (mg/L)	ガイドライン値 (mg/L)	位置づけ等	比較	NPDWR (mg/	NSDWR (mg/	CCL4 draft	比較	chemical arameter (mg/L)	indicater parameter (mg/L)	比較	health -based (mg/L)	aesthetic considera tion	比較	health (mg/L) ※1	aesthetic (mg/L)	比較	健康有害影響 (mg/L)	感覚影響 (mg/L)	比較	指標 (mg/L)	参考指標 (mg/L)	比較
他-046	チフルザミド	130000-40-7	0.04																						
他-047	テクロフタラム	76280-91-6	0.1																						
他-048	CVMP(テトラクロルビンホス)	22248-79-9	0.01														0.1 f								
他-049	テトラコナゾール	112281-77-3	0.01																						
他-050	テブフェノジド	112410-23-8	0.04						CCL4																
他-051	トリネキサパックエチル	95266-40-3	0.01																						
他-052	トリフルミゾール	99387-89-0	0.04																						
他-053	トルフェンピラド	129558-76-5	0.01																						
他-054	ナプロアニリド	52570-16-8	0.02																						
他-055	ニテンピラム	150824-47-8	1.3																						
他-056	パクロブトラゾール	76738-62-0	0.05																						
他-057	バリダマイシン	37248-47-8	-																						
他-058	ビスピリバックナトリウム塩	125401-75-4	0.03																						
他-059	ピメトロジン	123312-89-0	0.03																						
他-060	ピラゾスルフロンエチル	93697-74-6	0.03																						
他-061	ピリミノバックメチル	136191-64-5	0.05																						
他-062	ピリミホスメチル	29232-93-7	0.06	設定なし													0.09								
他-063	ピレトリン	8003-34-7	0.1																						
他-064	フェノキサニル	115852-48-7	0.02																						
他-065	フェンパレレート	51630-58-1	0.04														0.06								
他-066	フラチオカルブ	65907-30-4	0.008																						
他-067	フラメトピル	123572-88-3	0.02																						
他-068	フルアジホップP	83066-88-0	0.01																						
他-069	プロパニル	709-98-8	0.04	設定なし													0.7								
他-070	プロパホス	7292-16-2	0.001																						
他-071	プロパルギット又はBPPS	2312-35-8	0.02														0.007		●						
他-072	プロヘキサジオンカルシウム塩	88805-35-0	0.5																						
他-073	プロポキスル(PHC)	114-26-1	0.2	除外																					
他-074	プロメトリン	7287-19-6	0.08																						
他-075	ペルメトリン	52645-53-1	0.1	設定なし					CCL4								0.2								
他-076	ベンスルタップ	17606-31-4	0.09																						
他-077	ベンダイオカルブ	22781-23-3	0.009											撤廃											
他-078	ホキシム	14816-18-3	0.003																						
他-079	ボスカリド	188425-85-6	0.1																						
他-080	チアゾジアジン	3773-49-7	-																						
他-081	メタミドホス	10265-92-6	0.002	除外					CCL4																
他-082	メチルイソシアネート	624-83-9	0.006																						
他-083	モノクロトホス	6923-22-4	0.002	除外													0.002 f								
他-084	リニュロン	330-55-2	0.02																						

※1　表中の記号は次のとおり。c: Insufficient data to set a guideline value based on health considerations.　f: No corresponding fact sheet for these pesticides. Guideline values for these pesticides appeared in a previous version of the ADWG and have been retained in Table 10.5 for information purposes only.
e: The concentration of all chlorination byproducts can be minimised by removing naturally occurring organic matter from the source water, reducing the amount of chlorine added, or using an alternative disinfectant (which may produce other byproducts).
Action to reduce trihalomethanes and other byproducts is encouraged, but must not compromise disinfection.

※参考　WHO: https://www.niph.go.jp/soshiki/suido/pdf/h24whogdwq/WHOgdwq4thJPweb_all_20130423.pdf 、EU: http://www.epa.ie/pubs/advice/drinkingwater/2015_04_21_ParametersStandaloneDoc.pdf 、http://www.irishstatutebook.ie/eli/2014/si/122/made/en/pdf
米国: https://www.epa.gov/ground-water-and-drinking-water/national-primary-drinking-water-regulations#one 、https://www.epa.gov/dwregdev/drinking-water-regulations-and-contaminants#Secondary 、https://www.epa.gov/ccl/chemical-contaminants-ccl-4
カナダ: https://www.canada.ca/en/health-canada/services/environmental-workplace-health/reports-publications/water-quality/guidelines-canadian-drinking-water-quality-summary-table-health-canada-2012.html
豪州: https://www.nhmrc.gov.au/_files_nhmrc/file/publications/nhmrc_adwg_6_version_3.3.2.pdf 、韓国: http://library.me.go.kr/search/DetailView.ax?sid=1&cid=5636646 、中国: https://baike.baidu.com/item/生活 饮用水卫生标准

表 6-13「諸外国の基準値等が国内の基準値等よりも厳しい物質」と
その過年度の検討状況

項目番号	項目名	CAS番号	調査実施年度			食安委評価状況(H29.10)評価結果通知日等
			過年度	H28	H29	
基-003	カドミウム及びその化合物	7440-43-9	○			H20.9.25
基-013	ホウ素及びその化合物	7440-42-8	○			H24.8.6
基-017	ジクロロメタン	75-09-2	○			H20.11.6
基-018	テトラクロロエチレン	127-18-4	○			H20.11.6
基-019	トリクロロエチレン	79-01-6	○			H22.9.2
基-020	ベンゼン	71-43-2	○			H20.11.6
基-033	アルミニウム及びその化合物	7429-90-5	○			―
基-036	ナトリウム及びその化合物	7440-23-5				―
基-039	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	-			○	H29.4.25
基-045	フェノール類	-				―
基-051	濁度	-				―
目-001	アンチモン及びその化合物	7440-36-0	○			H24.8.6
目-005	1,2-ジクロロエタン	107-06-2	○			H20.11.6
目-008	トルエン	108-88-3	○			H20.11.6
目-009	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	117-81-7	○			H25.4.15
目-012	二酸化塩素	10049-04-4	○			H20.6.19
目-014	抱水クロラール	302-17-0	整理不可			H19.3.15
目-016	残留塩素	7782-50-5	○			H19.3.15
目-020	1，1，1―トリクロロエタン	71-55-6	○			H20.4.17
目-021	メチル―t―ブチルエーテル	1634-04-4	○			H20.4.17
目-029	1，1―ジクロロエチレン	75-35-4	○			H20.5.29
検-004	モリブデン	7439-98-7				―
検-005	アクリルアミド	79-06-1				―
検-009	エチレンジアミン四酢酸(EDTA)	60-00-4				―
検-010	エピクロロヒドリン	106-89-8				―
検-011	塩化ビニル	75-01-4				―
検-016	スチレン	100-42-5				―
検-020	ビスフェノールA	80-05-7				評価要請 H20.7.8
検-024	フタル酸ジ(n-ブチル)	84-74-2	整理不可			H26.6.10
検-040	キシレン	1330-20-7				―
検-044	N―ニトロソジメチルアミン(NDMA)	62-75-9				―
	トリクロロベンゼン	12002-48-1				―
対-001	1,3-ジクロロプロペン (D―D)	542-75-6	○			H27.10.20
対-005	MCPA					
対-006	アシュラム	3337-71-1	○			H26.10.21
対-008	アトラジン	1912-24-9				評価要請 H23.10.11
対-011	アラクロール	15972-60-8	○			H25.3.18
対-030	カルバリル (NAC)	63-25-2				評価要請 H24.9.18
対-036	グリホサート	1071-83-6		○		H28.7.12
対-041	クロロタロニル (TPN)	1897-45-6				評価要請 H29.7.21
対-042	シアナジン	21725-46-2		○		H29.2.28
対-045	ジクロベニル (DBN)	1194-65-6	整理不可			H26.7.1
対-046	ジクロルボス (DDVP)	62-73-7				評価要請 H21.3.24
対-053	シマジン (CAT)	122-34-9				評価要請 H25.1.30
対-055	ジメトエート	60-51-5				評価要請 H25.6.12
対-060	ダゾメット、メタム(カーバム)及びメチルイソチオシアネート	533-74-4	○			H27.3.24
対-062	チウラム	137-26-8				―
対-071	トリフルラリン	1582-09-8	○			H24.1.26
対-082	フェニトロチオン (MEP)	122-14-5			○	H29.8.22
対-105	ペンディメタリン	40487-42-1	○			H24.8.6
対-110	マラソン (マラチオン)	121-75-5	○			H27.3.17
対-111	メコプロップ (MCPP)	7085-19-0				評価要請 H24.9.18
対-112	メソミル	16752-77-5				―
対-120	モリネート	2212-67-1	○			H25.3.4
要-006	パラチオンメチル(メチルパラチオン)	298-00-0				評価要請 H21.3.24
要-013	メタアルデヒド	108-62-3		○		H29.2.14
要-014	メトラクロール	51218-45-2	○			H21.7.30
他-008	アメトリン	834-12-8	○			H19.9.13
他-016	オキサミル	23135-22-0				評価要請 H25.3.12
他-028	ケルセン(ジコホル)	115-32-2				―
他-071	プロパルギット又はBPPS	2312-35-8	○			H24.10.29

注：目-030アルミニウム及びその化合物については、水質基準項目の項目名と重複しているため本表からは除外した。
注：目-025濁度ついては、水質基準項目の項目名と重複しているため本表からは除外した。

7. 水質基準等に関する情報の更新(仕様書業務内容(6))

7-1. 水質基準等の見直しの動向

平成 29 年度水質基準逐次改正検討会（第 1 回、平成 29 年 10 月 31 日）の検討結果及び第 19 回厚生科学審議会(生活環境水道部会)(平成 30 年 2 月 15 日)の審議結果に係る概要を、表 7-1 に示す(本業務に係る内容に限り抜粋)。また、その結果を過年度に整理された情報に追加し、諸外国等の基準値等の変更も含めて、平成 29 年 2 月 28 日時点での情報に更新して表 7-2～表 7-7 に取りまとめた。表中、着色した部分が今回更新した情報である。

表 7-1　厚生科学審議会（H29.1.31）等での審議の概要

水質基準等の見直しについて（案）

１－１．食品健康影響評価の結果を踏まえた見直し

内閣府食品安全委員会による食品健康影響評価の結果が既に示され、第 18 回厚生科学審議会生活環境水道部会（平成 29 年 1 月 31 日開催）において審議されたものを表１、これまでに厚生科学審議会生活環境水道部会において未審議のものを表２に示す（いずれも農薬類）。表の網掛けの部分は、現行評価値と異なる評価値が得られており、見直しを実施すべき項目である。

表1　食品健康影響評価結果（第 18 回水道部会にて審議済みの項目）

略号※1	項目	食品安全委員会評価結果通知	評価内容:ADI (mg/kg 体重/日)	新評価値 ※2 (mg/L)	現行評価値 (mg/L)	対応方針
対-012	イソキサチオン	H28.2.23	0.002	0.005	0.008	強化
対-036	グリホサート	H28.7.12	1	2	2	変更なし

表2　食品健康影響評価結果（水道部会にて未審議の項目）

略号※1	項目	食品安全委員会評価結果通知	評価内容:ADI (mg/kg 体重/日)	新評価値 ※2 (mg/L)	現行評価値 (mg/L)	対応方針
対-003	2,4-D(2,4-PA)	H29.5.16	0.0099	0.02	0.03	強化
対-004	EPN	H29.2.14	0.0014	0.004	0.004	
対-007	アセフェート	H28.12.13	0.0024	0.006	0.006	
対-021	エトフェンプロックス	H29.4.25	0.031	0.08	0.08	
対-027	カズサホス	H29.5.23	0.00025	0.0006	0.0006	
対-034	キャプタン	H29.3.7	0.1	0.3	0.3	
対-042	シアナジン	H29.2.28	0.00053	0.001	0.004	強化
対-082	フェニトロチオン	H29.8.22	0.0049	0.01	0.01	
対-091	ブプロフェジン	H28.12.13	0.009	0.02	0.02	
対-094	プロシミドン	H29.5.30	0.035	0.09	0.09	
対-096	プロピコナゾール	H29.7.4	0.019	0.05	0.05	
要-013	メタアルデヒド	H29.2.14	0.022	0.06	0.06	
他-027	ジクロルプロップ	H29.7.4	0.036	0.09	0.06	緩和
他-030	ジノテフラン	H29.2.14	0.22	0.6	0.6	
他-031	ジフェノコナゾール	H29.2.28	0.0096	0.02	0.02	
他-081	メタミドホス	H28.12.13	0.00056	0.001	0.002	強化

※1　略号について
対：　対象農薬リスト掲載農薬類
要：　要検討農薬類
他：　その他農薬類

※２　新評価値について
食品安全委員会が設定したADIを用いて、１日2L摂取、体重50kg、寄与率10%として評価値を算出。

表１のうち、グリホサートについては、第18回厚生科学審議会生活環境水道部会（平成29年１月31日開催）において、食品健康影響評価の結果を踏まえた評価値である2.5mg/Lに見直しする旨審議したところであるが、再度、水質基準逐次改正検討会において検討した結果、

・　水質基準等においては原則として有効数字１桁での評価値設定を行っていること
・　従来の目標値2mg/Lが、他の農薬類の目標値と比較して十分高い値であること

等から、現行の2mg/Lを継続することとする。

１－２．代謝物、分解性、検出状況に関する知見を踏まえた見直し

対象農薬リスト掲載農薬類であるプロチオホスについて、代謝物であるプロチオホスオキソンも測定し、原体の濃度と、オキソン体の濃度を原体に換算した濃度を合計して算出することとする。

対象農薬リスト掲載農薬類であるジチアノンについては、速やかに加水分解され、分解物が健康影響評価の対象になっていないことから、その他農薬類に移行する。

対象農薬リスト掲載農薬類であるジメピペレートについては、平成16年に登録が失効した農薬であり、平成25年度～27年度に原水中での検出実態がないことから、その他農薬類に移行する。

※平成27年度水道統計において、原水でジメピペレートの検出報告が１件（0.0001mg/L）あったが、当該水道事業者にヒアリングしたところ、誤報告であり正しくは「不検出（0.00003mg/L未満）」であることを確認済み。

１－３．見直し方針

対象農薬リスト掲載農薬類については、パブリックコメント手続を実施したところであり（別紙参照）、その他農薬類と併せて次のとおりの変更を平成30年４月１日から適用する。

（１）　対象農薬リスト掲載農薬類（イソキサチオン、2,4-D（2,4-PA）、シアナジン）に係る新評価値の設定
（２）　対象農薬リスト掲載農薬類（プロチオホス）のオキソン体の測定及び原体への合算の追加
（３）　対象農薬リスト掲載農薬類（ジチアノン、ジメピペレート）のその他農薬類への移行
（４）　その他農薬類（ジクロルプロップ、メタミドホス）に係る新評価値の設定

表 7-2 「水質基準項目」の基準等の設定状況等（その 1/3）

項目番号	項目名	基準値		根拠TDI等（μg/kg/日）	WHO/GDWQ※1 (mg/L)	審議の経緯・予定			15年答申における見解	評価値に関連したその後の検討
		値(mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等		
基-001	一般細菌	100個/ml							感度は劣るが従属栄養細菌との量的相関、培養時間が短い等から当面は水質基準項目として据え置く	
基-002	大腸菌	不検出							・糞便汚染の指標として適当	
基-003	カドミウム及びその化合物	0.003	0.01→0.003		0.003	H20.12.16	H20.9.5 答申済み		JECFAでの評価結果を待つ必要があるが現時点では微量重金属調査研究会（1970）ベースの0.01mg/Lを当面維持	・2003年6月のJECFAは当時の暫定耐用摂取量7μg/kg/週を維持（寄与率10%で2.5μg/L） ・食安委答申（食品からのカドミウム摂取の現状に係る安全性確保、H20.7.3） →耐容週間摂取量 7μg/kg/週（JECFAの評価とは異なる方法をとったが、結果は同じ値。）
基-004	水銀及びその化合物	0.0005	H15からの変更なし(メチル水銀)	0.7	0.006（2005）	H20.12.16	H24.5.10 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加	・水質基準として維持 ・疫学上の結果をもとに0.001mg/Lが算出されるが基準の継続性を考慮	・食安委答申（魚介類に含まれるメチル水銀、H17.8.4） →ハイリスクグループ（胎児）を対象とした耐容週間摂取量 2.0μg/kg/週（メチル水銀） ・食安委化学物質・汚染物質専門調査会 幹事会（H24.1.27） →TDI＝0.7（水銀として） ・食安委答申（H24.5.10） →TDI＝0.7（水銀として）
基-005	セレン及びその化合物	0.01		4	0.04		意見募集終了 （H24.7.20締切）	WHO第4版 暫定基準に変更	評価値の10%を超えるものは1%未満だが1地点で90%を超えており継続性の観点から当面水質基準として維持	・食安委答申（H.24.10.29） →TDI＝4 ・推奨摂取量＝25～35mg/日前後（成人、上限量400mg/日前後）の必須元素 ・食安委意見募集終了（H24.7.20締切）
基-006	鉛及びその化合物	0.01		3.5	0.01 A,T		審議中（専門調査会） 自ら評価	WHO第4版	4年答申では長期目標値を0.01mg/Lとし概ね10年間に鉛管の布設替えを行い、濃度の段階的低減を図るとした	・食安委検討中（H24.3.22専門調査会） 血中鉛濃度から摂取量への変換に関して新たな知見が蓄積された場合には、耐容摂取量の設定を検討
基-007	ヒ素及びその化合物	0.01			0.01 A,T		H.25.12.16 答申済み	WHO第4版 暫定とした理由変更 A,T←P	発がん性リスクアセスメントの不確実さと除去困難性から従来からの基準値10μg/Lを維持	・WH.O第3版第2次追補版ガイドライン値0.01mg/L ・食安委答申（H.25.12.16） ヒ素の直接的なDNAへの影響の有無について判断することはできない。
基-008	六価クロム化合物	0.05			0.05 P（全Cr）		審議中 （清涼飲料水部会）	WHO第4版 追加予定 →追加されず	クロムの毒性については従来どおり六価のものに着目することが妥当	・食安委検討中（H21.8.17清涼飲料水部会） ・Crは必須元素（推奨摂取量＝30～40mg/日、成人）
基-009	亜硝酸態窒素	0.04	H26.4.1より水質基準に追加	15	0.9 （Nitriteとして3）	H26.1.14	H25.7.22 答申済み	WHO第4版 Nitrite 長期暴露ガイドライン値		
基-010	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01		4.5	設定せず	H24.3.5	H22.10.14 答申済み	WHO第4版：ガイドライン値設定せず ガイダンス値：短期暴露 シアン化物イオン 0.5、長期暴露 0.6（塩化シアンとして）、0.3（シアンとして）	水質基準として維持	・食安委答申（H22.10.14） →TDI＝4.5（非発がん）
基-011	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10			50（NO3として） 3（NO2として）		H24.10.29 答申済み	WHO第4版 変更 Nitrite 長期暴露ガイドライン値設定せず←0.2P	亜硝酸性窒素についてはWHO/GDWQが毒性評価の観点から暫定値とされていることから水質管理目標設定項目	・食安委答申（H24.10.29） →硝酸態窒素：TDI＝1500 →亜硝酸態窒素：TDI＝15
基-012	フッ素及びその化合物	0.8			1.5		H25.1.21 答申済み	WHO第3版 第2次追補版 追加	・水質基準として維持 ・斑状歯発生予防の観点から現行値：0.8mg/Lを継続	・食安委答申（H25.1.21） →TDI＝0.05 ・WHO/GDWQ第2次追補版ガイドライン値1.5mg/L
基-013	ホウ素及びその化合物	1		92（AF=40%）	2.4		意見募集終了 （H24.7.20締切）	WHO第4版 変更 2.4←0.5T	・ホウ素摂取量の調査のためマーケットバスケット調査を実施。 ・問題となるのは、基本的に海水淡水化、地質等の影響	・食安委答申（H24.8.6清涼飲料水） →TDI＝96 ・食安委意見募集終了（H24.7.20締切） ・WHO/GDWQ：2008会合にてGV値2.4mg/Lで合意。ただし各国アロケーション考慮して変更可能。

表 7-2 「水質基準項目」の基準等の設定状況等（その 2/3）

項目番号	項目名	基準値		根拠TDI等（μg/kg/日）	WHO/GDWQ※1 (mg/L)	審議の経緯・予定			15年答申における見解	評価値に関連したその後の検討
		値(mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等		
基-014	四塩化炭素	0.002	H15からの変更なし	0.71	0.004	H19.10.26	H19.3.15 答申済み			・食安委答申（H19.3.15清涼飲料水） →TDI＝0.71
基-015	1,4－ジオキサン	0.05	H15からの変更なし	10-5Risk	0.05（2005）	H19.10.2	H19.3.15 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加		・食安委答申（H19.3.15清涼飲料水） →TDI＝18
基-016	シス－1,2－ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	異性体の合算評価に変更	17	0.05	H19.10.26	H19.3.15 （シス体） H20.5.29（トランス体） 答申済み	WHO第4版 追加	評価値の10%を超えるものは1%未満だが6年以来基準値超の例もあり、継続性の観点から水質基準とする	・食安委答申（H19.3.15清涼飲料水） →TDI＝17（ﾄﾗﾝｽ体合算） ・食安委答申（H20.5.29水質基準設定） →TDI＝17（ｼｽ体及びﾄﾗﾝｽ体）
基-017	ジクロロメタン	0.02	H15からの変更なし	6	0.02	H22.2.2	H20.11.6 答申済み		評価値の10%を超えるものは1%未満だが1地点で60%を超えており継続性の観点から水質基準とする	・食安委答申（H20.11.6清涼飲料水） →TDI＝6
基-018	テトラクロロエチレン	0.01	H15からの変更なし	10-5Risk	0.04	H22.2.2	H20.11.6 答申済み		WHO/GDWQは我が国基準値より高いが安全性の観点から現行基準を維持	・食安委答申（H20.11.6清涼飲料水） →TDI＝14
基-019	トリクロロエチレン	0.01	0.03→0.01	10-5Risk	0.02 P （2005）	H22.2.2	H22.9.2 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加	WHO/GDWQは我が国基準値より高いが安全性の観点から現行基準を維持	・食安委答申（H20.11.6清涼飲料水） ・食安委答申（化学物質・汚染物質、H22.9.2） →TDI＝1.46（非発がん） 10-5発がんリスク相当VSD ＝1.2 μg/kg体重/日
基-020	ベンゼン	0.01	H15からの変更なし	10-5Risk	0.01	H22.2.2	H20.11.6 答申済み		概ね評価値の10%以下であるが過去に基準値を超えていた例もあり、継続性の観点から当面、水質基準として維持	・食安委答申（H20.11.6清涼飲料水） →TDI＝18（非発がん） 10-5発がんリスク相当VSD ＝0.40 μg/kg体重/日
基-021	塩素酸	0.6	H20.4.1 水質管理目標設定項目から移行	30 （AF=80%）	0.7 D （AF=80%） （2005）	H18.8.4	H19.3.15 答申済み		ヒトへの暴露は基本的にClO2が水道水の浄水処理に使用される場合が想定されることから水質管理目標設定項目とし、ClO2が浄水処理に使用される場合の指針として活用されるべき。 水質基準の設定等はClO2の浄水過程での使用が進んだ段階において検討すべき。	・食安委答申（H19.3.15水道水及び清涼飲料水） →TDI=30
基-022	クロロ酢酸	0.02		3.5 （AF=20%）	0.02 （AF=20%）		H26.10.7 答申済み			食安委答申（H26.10.7）はTDI＝3.5 μg/kg/日であり、過去の評価結果と同じ
基-023	クロロホルム	0.06	H15からの変更なし	12.9 （AF=20%）	0.3 （AF=75%） （2005）	H22.12.21	H21.8.20 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加		・食安委答申（H21.8.20清涼飲料水） →TDI=12.9（非発がん）（TDI不変）
基-024	ジクロロ酢酸	0.03	H27.4.1より 0.04→0.03	1.3 （10^{-5}リスク相当）	0.05 D	H27.2.5	H26.10.7 答申済み	WHO第4版 暫定とした理由変更 D←T,D		・食安委答申（H26.10.7） →非発がん影響 TDI＝12.5 発がん影響 TDI＝12.9 SF＝7.8E-3
基-025	ジブロモクロロメタン	0.1	H15からの変更なし	21 （AF=20%）	0.1 （2005）	H22.12.21	H21.8.20 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加		・食安委答申（H21.8.20清涼飲料水） →TDI＝21.4（非発がん）（TDI不変）
基-026	臭素酸	0.01	H15からの変更なし	10-5Risk ↓ BAT	0.01 AT （2005） ←0.002	H22.2.2	H20.11.6 答申済み		・10-5リスク相当VSDからは0.009mg/L ・除去方法はO3濃度の調節やH2O2-UV法に限定	・食安委答申（H20.11.6清涼飲料水） →TDI＝11（非発がん） 10-5発がんリスク相当VSD ＝0.36 μg/kg体重/日
基-027	総トリハロメタン	0.1	H15からの変更なし		設定せず（2005） 総評価は推奨	H22.12.21	H21.8.20 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加		・食安委答申（H21.8.20清涼飲料水） →総ﾄﾘﾊﾛﾒﾀﾝとしてのTDIは設定できない
基-028	トリクロロ酢酸	0.03	H27.4.1より 0.2→0.03	6 （AF=20%）	0.2 （AF=20%）	H27.2.5	H26.10.7 答申済み			・食安委答申（H26.10.7） →TDI＝6

表 7-2 「水質基準項目」の基準等の設定状況等（その 3/3）

項目番号	項目名	基準値		根拠TDI等	WHO/GDWQ※1	審議の経緯・予定			15年答申における見解	評価値に関連したその後の検討
		値(mg/L)	備考	（μg/kg/日）	(mg/L)	厚科審	食安委	WHO等		
基-029	ブロモジクロロメタン	0.03	H15からの変更なし	6.1 (AF=20%)	0.06	H22.12.21	H21.8.20 答申済み	WHO第4版 変更		・食安委答申（H21.8.20清涼飲料水） →TDI＝6.1（非発がん）（TDI不変）
基-030	ブロモホルム	0.09	H15からの変更なし	17.9 (AF=20%)	0.1 (2005)	H22.12.21	H21.8.20 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加		・食安委答申（H21.8.20清涼飲料水） →TDI＝17.9（非発がん）（TDI不変）
基-031	ホルムアルデヒド	0.08	H15からの変更なし	15 (AF=20%)	設定せず（2005） ←2.6	H20.12.16	H20.4.17 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加	入浴時等の水道水からの気化による吸入暴露による影響も考慮	・食安委答申（H20.4.17清涼飲料水） →TDI＝15
基-032	亜鉛及びその化合物	1	味覚及び色				H29.4.25 答申済み			・推奨摂取量＝7～10mg/日（成人、上限量30mg/日）の必須元素
基-033	アルミニウム及びその化合物	0.2	色（鉄共存時）			H19.10.26			多量の凝集剤を投入せざるを得ない場合にも技術的に0.1mg/Lを達成可能であるかについてはなお疑問の余地有	H19に水質管理目標値を0.1に設定
基-034	鉄及びその化合物	0.3	味覚及び洗濯物の着色		設定せず		H29.4.25 答申済み		水質基準として維持	・推奨摂取量＝10mg/日前後（成人、上限量40～50mg/日前後）の必須元素
基-035	銅及びその化合物	1	洗濯物への着色		2 （洗濯染みは生じる可能性有）	H20.12.16	H20.4.17 答申済み		水質基準として維持	・食安委答申（H20.4.17清涼飲料水） →許容上限摂取量=9mg/ヒト（成人）/日 ・推奨摂取量＝0.7～0.9mg/日（成人、上限量10mg/日）の必須元素 ・H20年基準値改正の必要性の検討が課題とされた。
基-036	ナトリウム及びその化合物	200	味覚		50（ジクロロイソシアヌル酸ナトリウムとして）			WHO第4版 追加		
基-037	マンガン及びその化合物	0.05	黒水障害		設定せず		H24.8.6 答申済み	WHO第4版 変更 設定せず←0.4C		・食安委答申（H.24.8.6清涼飲料水） →TDI＝180 ・目安摂取量＝3.5～4mg/日前後（成人、上限量10mg/日前後）の必須元素 ・食安委意見募集終了（H24.7.20締切）
基-038	塩化物イオン	200	味覚							
基-039	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	石鹸の泡立等				H29.4.25 答申済み	WHO第4版 追加予定 →追加されず		・WHO第4版追加予定→追加されず ・Caは推奨摂取量＝1g/日前後（成人、上限量2.3g/日）の必須元素 ・Mgは推奨摂取量＝300～400mg/日前後（成人）の必須元素
基-040	蒸発残留物	500								
基-041	陰イオン界面活性剤	0.2	発泡						混合すると起泡力や安定度に相乗効果が見られる場合があり知見の充実を図る必要がある	
基-042	ジェオスミン	0.00001	臭気						・粉末活性炭処理による場合：20ng/L ・粒状活性炭等恒久施設による場合：10ng/L	
基-043	2－メチルイソボルネオール	0.00001	臭気						・粉末活性炭処理による場合：20ng/L ・粒状活性炭等恒久施設による場合：10ng/L	
基-044	非イオン界面活性剤	0.02	発泡						混合すると起泡力や安定度に相乗効果が見られる場合があり知見の充実を図る必要がある	
基-045	フェノール類	0.005	臭気						水質基準として維持	
基-046	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	H21.4.1 施行 有機物			H19.10.26			旧基準であるKMnO4消費量10mg/Lに相当するTOCは相関性から1～4mg/Lで上限値に危険率25%を見込む	
基-047	pH値	5.8-8.6	腐食防止						水質基準として維持	
基-048	味	異常でない	基本指標							
基-049	臭気	異常でない	基本指標						水質基準として維持	
基-050	色度	5度	基本指標						水質基準として維持	
基-051	濁度	2度	基本指標							

※1 P：健康影響評価の観点からの暫定、T：浄水技術の観点からの暫定値、A：測定技術の観点からの暫定値、D：消毒技術の観点からの暫定値
( )内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。
※2 網掛けは昨年度からの変更箇所

表 7-3 「水質管理目標設定項目」の設定状況等（その 1/2）

項目番号	項 目 名	目標値		根拠TDI等	WHO/GDWQ※	審議の経緯・予定			15年答申における見解	評価値に関連したその後の検討
		値(mg/L)	備考	(μg/kg/日)	(mg/L)	厚科審	食安委	WHO等		
目-001	アンチモン及びその化合物	0.02	H26.4.1より 0.015→0.02	6	0.02	H26.1.14	H24.8.6 答申済み		三酸化アンチモンの研究を根拠としたかなり安全側の評価	・食安委答申(H24.8.6) →TDI＝6
目-002	ウラン及びその化合物	0.002 (暫定値)	H15からの変更なし	0.2	0.03 P	H24.3.5	H24.1.12 答申済み	WHO第4版変更 0.030P←0.015P.T	・LOAEL:0.06 mg/kg日, UF:100 ・寄与率:10% ・評価値:0.002 mg/L	・食安委答申(H24.1.12) →TDI＝0.2 (LOAEL:0.06 mg/kg/日, UF:300)
目-003	ニッケル及びその化合物	0.02	H26.4.1より 0.01(暫定値) →0.02	4	0.07 (AF=20%)	H26.1.14	H24.7.23 答申済み	WHO第3版 第1次追補版追加		・食安委答申(H.24.7.23) →TDI＝4
目-004	1,2-ジクロロエタン	0.004	H15からの変更なし	10-5Risk	0.03	H22.2.2	H20.11.6 答申済み		WHO/GDWQは我が国基準値より高いが安全性の観点から現行目標値を維持	・食安委答申(H20.11.6清涼飲料水) →TDI＝37.5(非発がん) 10-5発がんリスク相当VSD ＝0.18μg/kg体重/日
目-008	トルエン	0.4	0.2→0.4	149 (AF=10%)	0.7(C)	H22.2.2	H20.11.6 答申済み			・食安委答申(H20.11.6清涼飲料水) →TDI＝149
目-009	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08	H27.4.1より 0.1→0.08	30 (AF=10%)	0.008 (AF=1%)	H27.2.5	H25.4.15 答申済み			・食安委答申(H25.4.15) →TDI=30μg/kg/日
目-010	亜塩素酸	0.6	H15からの変更なし	29 (AF=80%)	0.7 D (AF=80%) (2005)	H20.12.16	H20.6.19 答申済み		・ヒトへの暴露は基本的にClO2が水道水の浄水処理に使用される場合が想定されることから水質管理目標設定項目とし、ClO2が浄水処理に使用される場合の指針として活用されるべき。 ・水質基準の設定等はClO2の浄水過程での使用が進んだ段階において検討すべき。	・食安委答申(H20.6.19清涼飲料水) →TDI＝29 ・添加物としてはTDI29を答申(H18.11)
目-012	二酸化塩素	0.6	H15からの変更なし	29 (AF=80%)	設定せず (2005) 亜塩素酸対応	H20.12.16	H20.6.19 答申済み			・食安委答申(H20.6.19清涼飲料水) →TDI＝29 ・WHOは異臭味閾値を0.4mg/Lと設定
目-013	ジクロロアセトニトリル	0.01 (暫定値)	0.04(暫定)→ 0.01(暫定)	8 (AF=20%)	0.02 P (AF=20%)	H19.10.26	H19.3.15 答申済み			・食安委答申(H19.3.15清涼飲料水) →TDI=2.7
目-014	抱水クロラール	0.02 (暫定値)	0.03(暫定)→ 0.02(暫定)	5.3 (AF=20%)	設定せず (2005)	H19.10.26	H19.3.15 答申済み	WHO第3版 第1次追補版追加		・食安委答申(H19.3.15清涼飲料水) →TDI＝4.5
目-015	農薬類	検出値/目標値の総和が1以下							・浄水から目標値10%値を超えて検出される事例有り(特異値を除く)は水質基準を設定。 農薬 ・農薬類(第1群)…現に水道原水から検出又は国内推定出荷量50t以上。 ・第2群…国内推定出荷量50t以上であるが水道水に適した測定方法が未確立。早急に確立しその時点で第1群に組入。27物質。 ・第3群…国内推定出荷量が50t未満で測定しても検出されるおそれがない。79物質。	・フィブロニル(殺虫剤)を追加(H20.4.1)
目-016	残留塩素	1 (遊離塩素は0.1mg/L以上)	H15からの変更なし	150	0.5～5 C (上限値はAF=100%)	H19.10.26	H19.3.15 答申済み		おいしさの観点に着目したもので今後とも水質管理目標設定項目とする	・食安委答申(H19.3.15清涼飲料水) →TDI＝136

表 7-3 「水質管理目標設定項目」の設定状況等（その 2/2）

項目番号	項 目 名	目標値		根拠TDI等	WHO/GDWQ※	審議の経緯・予定			15年答申における見解	評価値に関連したその後の検討
		値(mg/L)	備考	(μg/kg/日)	(mg/L)	厚科審	食安委	WHO等		
目-017	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10-100					H29.4.25 答申済み			
目-018	マンガン及びその化合物	0.01								
目-019	遊離炭酸	20							おいしさの観点に着目したもので今後とも水質管理目標設定項目とする	
目-020	1,1,1-トリクロロエタン	0.3	H15からの変更なし	600		H20.12.16	H20.4.17 答申済み		健康影響に関する評価値は1.5mg/Lだが臭味発生防止の観点から設定。	・食安委答申(H20.4.17清涼飲料水) →TDI＝800
目-021	メチル-t-ブチルエーテル	0.02	H15からの変更なし	143	設定せず (2005) ←0.015	H20.12.16	H20.4.17 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加	地下水で一過的に高濃度で検出されるとの情報もある	・食安委答申(H20.4.17清涼飲料水) →TDI＝143 ・WHOは異臭閾値を0.015mg/Lと設定
目-022	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3							・指標性や測定方法に関し種々問題点 ・TOCとの相関を見るため、当面水質管理目標設定項目として維持	
目-023	臭気強度(TON)	3TON							おいしい水の観点から維持	
目-024	蒸発残留物	30-200								
目-025	濁度	1度							より高いレベルの水道を目指すための目標として1度以下を設定	
目-026	pH値	7.5							より高いレベルの水道を目指すための目標として、7.5程度を設定	
目-027	腐食性(ランゲリア指数)	-1以上とし、極力0に近づける							水道施設の維持管理やCaCO3析出防止の観点から水質管理目標設定項目とする	
目-028	従属栄養細菌(HPC)	2000cfu/ml (20℃7日間)	異常増加が生じないことを確認		USEPA処理基準 500cfu/ml以下	H18.8.4			・本来的細菌数を表現、培養方法が確立、施設清浄度の劣化を表現、レジオネラ増殖環境か否かの判定が可能 ・細菌現存量の指標として有効だが、我が国の水道における情報等が不足	・水道施設の健全性を判断
目-029	1,1－ジクロロエチレン	0.1	水質基準から移動 0.02→0.1	9	設定せず (2005) ←0.14	H19.10.26	H20.5.29 答申済み		評価値の10%を超えるものは1%未満だが6年以来基準値超の例もあり、継続性の観点から水質基準とする	・食安委答申(H20.5.29) →TDI＝46
目-030	アルミニウム及びその化合物	0.1				H19.10.26				

※ P:健康影響評価の観点からの暫定、T:浄水技術の観点からの暫定値、A:測定技術の観点からの暫定値、D:消毒技術の観点からの暫定値
( )内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。
※ 網掛けは昨年度からの変更箇所

表 7-4 「要検討項目」の目標値の設定状況等（その 1/3）

項目番号	項 目 名	目標値		根拠TDI等	WHO/GDWQ※	評価値	備考	審議の経緯・予定			15年答申における見解	評価値に関連したその後の検討
		値(mg/L)	備考	（μg/kg/日）	(mg/L)	（μg/kg/日）		厚科審	食安委	WHO等		
検01	銀	－									浄水器等で消毒のために利用する事例があること等から知見収集に努める	
検02	バリウム	0.7			1.3	0.73	ヒトNOAEL7.3、UF 10		H24.10.29 答申済み	WHO第4版 第1次追補版 変更		・食安委答申（H24.10.29） →TDI＝20（ヒトNOAEL 0.21（mg/kg体重/日）、UF 10）
検03	ビスマス	－									鉛代替品としての利用が考えられており材質管理の観点で留意	
検04	モリブデン	0.07			設定せず	NOAEL 0.2	NOAELにUF 3（個体差）を適用し基準値を導出			WHO/GDWQ 第4版変更 設定せず← 0.07		
検05	アクリルアミド	0.0005			0.0005 10-5		線形多段階モデルを適用				高分子凝集剤の製品管理において残留モノマーの確実なコントロールが必要	
検06	アクリル酸	－									日本水道協会規格の塗料の品質として0.002mg/L以下を設定	
検07	17-β-エストラジオール	0.00008	暫定値	0.03							社会的関心の高い物質であり測定データ等知見の充実に努めていく必要あり	
検08	エチニルーエストラジオール	0.00002	暫定値	0.006							社会的関心の高い物質であり測定データ等知見の充実に努めていく必要あり	
検09	エチレンジアミン四酢酸（EDTA）	0.5		190 （AF=1%）	0.6 （AF=1%）	1900						
検10	エピクロロヒドリン	0.0004	暫定値	10-5Risk	0.0004 P	0.14						
検11	塩化ビニル	0.002		10-5Risk	0.0003 10-5		線形外挿法を適用				10-5リスク相当VSDから設定	
検12	酢酸ビニル	－									施設基準省令で溶出基準0.01mg/Lを設定	
検13	2,4-ジアミノトルエン	－									施設基準省令で溶出基準0.002mg/Lを設定	
検14	2,6-ジアミノトルエン	－									施設基準省令で溶出基準0.001mg/Lを設定	
検15	N,N-ジメチルアニリン	－									施設基準省令で溶出基準0.01mg/Lを設定	
検16	スチレン	0.02		7.7	0.02 C	7.7					臭気の閾値と一致	
検17	ダイオキシン類	1pgTEQ/L	暫定値	4pgTEQ/kg/日								
検18	トリエチレンテトラミン	－									施設基準省令で溶出基準0.01mg/Lを設定	
検19	ノニルフェノール	0.3	暫定値	100							社会的関心の高い物質であり測定データ等知見の充実に努めていく必要あり	
検20	ビスフェノールA	0.1	暫定値	50							社会的関心の高い物質であり測定データ等知見の充実に努めていく必要あり	・食品安全部→食安委員会諮問（H20.7.8）
検21	ヒドラジン	－									日本水道協会規格の塗料の品質として0.005mg/L以下を設定	
検22	1,2-ブタジエン	－									施設基準省令で溶出基準0.001mg/Lを設定	
検23	1,3-ブタジエン	－									施設基準省令で溶出基準0.001mg/Lを設定	

表 7-4 「要検討項目」の目標値の設定状況等（その 2/3）

項目番号	項 目 名	目標値		根拠TDI等	WHO/GDWQ※	評価値	備考	審議の経緯・予定			15年答申における見解	評価値に関連したその後の検討
		値(mg/L)	備考	(μg/kg/日)	(mg/L)	(μg/kg/日)		厚科審	食安委	WHO等		
検24	フタル酸ジ(n-ブチル)	0.01	H27.4.1より0.2→0.01	5		5	LOAEL=2.5mg/kg/d、安全係数500	H27.2.5	H26.6.10答申済み		社会的関心の高い物質であり測定データ等知見の充実に努めていく必要あり	・食安委答申(H26.6.10器具・容器包装専門調査会)→TDI=5μg/kg/日
検25	フタル酸ブチルベンジル	0.5		200		200		H28.2.17	H27.4.7答申済み		社会的関心の高い物質であり測定データ等知見の充実に努めていく必要あり	・食安委答申(H27.4.7 器具・容器包装専門調査会))→TDI=200 μg/kg/日
検26	ミクロシスチンーLR	0.0008	暫定値	0.04 (AF=80%)	0.001 P (AF=80%)	0.04						
検27	有機すず化合物	0.0006	TBTO暫定値	0.25								
検28	ブロモクロロ酢酸	-									予防的見地から、ハロ酢酸類の低減化対策を進めることが望ましい	
検29	ブロモジクロロ酢酸	-									予防的見地から、ハロ酢酸類の低減化対策を進めることが望ましい	
検30	ジブロモクロロ酢酸	-									予防的見地から、ハロ酢酸類の低減化対策を進めることが望ましい	
検31	ブロモ酢酸	-									予防的見地から、ハロ酢酸類の低減化対策を進めることが望ましい	
検32	ジブロモ酢酸	-									予防的見地から、ハロ酢酸類の低減化対策を進めることが望ましい	
検33	トリブロモ酢酸	-									予防的見地から、ハロ酢酸類の低減化対策を進めることが望ましい	
検34	トリクロロアセトニトリル	-										
検35	ブロモクロロアセトニトリル	-										
検36	ジブロモアセトニトリル	0.06		11.3 (AF=20%)	0.07 (AF=20%)	11						
検37	アセトアルデヒド	-	H15からの変更なし					H20.12.16	H17.7.21答申済み			・食安委答申(添加物、H17.7.21)→食品の着香の目的の場合、安全性に懸念が無い。(完全に生体成分に代謝される。)
検38	MX	0.001		10-5Risk	検出濃度は評価値に対し極めて低く、基準値は設定しない	0.0018	・線形多段階モデルを適用					
検40	キシレン	0.4		179	0.5(C)	179						

表 7-4 「要検討項目」の目標値の設定状況等（その 3/3）

項目番号	項 目 名	目標値		根拠TDI等	WHO/GDWQ※	評価値	備考	審議の経緯・予定			15年答申における見解	評価値に関連したその後の検討
		値(mg/L)	備考	（μg/kg/日）	(mg/L)	（μg/kg/日）		厚科審	食安委	WHO等		
検41	過塩素酸	0.025								WHO2010 (H22)		・米国EPAが暫定的なhealth advisory levelとして、15μg/lを定めている(RfD：0.7μg/kg/日に基づく)。全国的な規制の是非については検討中。 ・主たる生体影響はヨウ素摂取量の抑制 ・JECFA評価（2010.Feb.） BMDL50＝0.11 mg/kg/d（ヒト） UF＝10 PMTDI＝0.01 mg/kg/d PMTDI：暫定最大一日耐容摂取量
検42	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)	－										・英国COTがTDI：3μg/kg/日を示している。これに基づきCICADが評価を行う方向で検討中 ・発がん性の指摘はあるが、英国COTは閾値有りの評価が使用できるとの判断
検43	ペルフルオロオクタン酸(PFOA)	－										・英国COTがTDI：0.3μg/kg/日を示している。これに基づきCICADが評価を行う方向で検討中
検44	N-ニトロソジメチルアミン(NDMA)	0.0001	追加		0.0001 (2008)			H22.2.2		WHO/GDWQ第3版第2次追補版追加		・WHO/GDWQ第2次追補版追加(0.1μg/l)
検45	アニリン	0.02	追加			0.02	LOAEL=7 mg/kg/日 UF=1000 TDI=7 μg/kg/日	H24.3.5				
検46	キノリン	0.0001	追加			0.0001	IRIS：10-5	H24.3.5				
検47	1,2,3-トリクロロベンゼン	0.02	追加		設定せず （健康に基づく評価値=0.02 TDI=7.7）	0.02	WHO（参考値）	H24.3.5				
検48	ニトリロ三酢酸（NTA）	0.2	追加		0.2 （TDI=10）	0.2	WHO（ガイドライン値）	H24.3.5				

※ P：健康影響評価の観点からの暫定、T：浄水技術の観点からの暫定値、A：測定技術の観点からの暫定値、D：消毒技術の観点からの暫定値
( )内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。
※2 英国健康保護庁（HPA）による飲料水中「最大許容」濃度の改定勧告よりPFOAは0.01mg/L、PFOSは0.0003mg/Lで評価している。
※3 クロロピクリン(検39）はH25.3に削除された
※4 網掛けは昨年度からの変更箇所

表 7-5 「対象農薬」の目標値の設定状況等（その 1/8）

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI（μg/kg 体重/日）	WHO/GDWQ ※（mg/L）	審議の経緯・予定			評価値に関連したその後の検討（ADI; μg/kg 体重/日）
			値（mg/L）	備考			厚科審	食安委	WHO等	
対-001	1，3―ジクロロプロペン（D―D）	殺虫剤	0.05	H27.4.1より 0.002→0.05	20	0.02	H28.2.17	H25.2.18 H27.10.20 答申済み		・食安委答申（H25.2.18，H27.10.20） → ADI = 20 ・評価申請（H29.3.15）
対-002	2，2―DPA（ダラポン）	除草剤	0.08		30			H29.3.28 答申済み		・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-003	2，4―D（2，4―PA）	除草剤	0.02	H30.4.1 より 0.03→0.02	10	0.03	H30.2.15	H29.5.16 答申済み		・評価第四部会審議中（H25.7.10） ・食安委答申(H29.5.16) → ADI = 9.9
対-004	EPN	殺虫剤	0.004	H21.4.1 より 0.006→0.004	1.4		H19.10.26 評価値変更	H20.10.16 H20.11.27 H29.2.14 答申済み		・食安委答申（H20.10.16，H20.11.27，H29.2.14） → ADI = 1.4
対-005	MCPA	除草剤	0.005	変更なし	2	設定せず	H27.2.5	H23.6.6 H26.7.29 答申済み	WHO第4版 第1次追補 版変更	・食安委答申（H23.6.6，H26.7.29） → ADI ＝1.9
対-006	アシュラム	除草剤	0.9	H28.4.1より 0.2→0.9	72		H27.2.5	H26.10.21 答申済み		・食安委答申(H26.10.21) → ADI = 360
対-007	アセフェート	殺虫剤 殺菌剤	0.006	H25.4.1より 変更なし	2.4		H24.3.5	H22.7.22 H25.9.30 H28.12.13 答申済み		・食安委答申 （H22.7.22，H25.9.30，H28.12.13） → ADI = 2.4
対-008	アトラジン	除草剤	0.01		4	0.1			WHO第4版 変更 0.1←0.002	・評価申請（H23.10.11）
対-009	アニロホス	除草剤	0.003		1			H25.3.18 意見書提出		・食安委答申（H25.3.18） 食品中の残留基準を削除することに関する意見書提出
対-010	アミトラズ	殺虫剤	0.006	0.003→0.006	2.5		H20.12.16	H19.5.17 答申済み		・食安委答申（H19.5.17） → ADI = 2.5
対-011	アラクロール	除草剤	0.03	H25.4.1より 変更なし	10	0.02	H24.3.5	H23.8.25 H25.3.18 答申済み		・食安委答申（H23.8.25，H25.3.18） → ADI ＝ 10
対-012	イソキサチオン	殺虫剤	0.005	H30.4.1 より 0.008→0.005	2		H30.2.15	H28.2.23 答申済み		・食安委答申（H28.2.23） → ADI = 2
対-013	イソフェンホス	殺菌剤	0.001		0.5					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-014	イソプロカルブ（MIPC）	殺虫剤	0.01		4					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-015	イソプロチオラン（IPT）	殺虫剤 殺菌剤 植物成長調整剤	0.3	H22.4.1 より 0.04→0.3	100		H24.3.5	H20.2.28 H22.9.16 H24.12.10 答申済み		・食安委答申 （H20.2.28，H24.12.10，H22.9.16） → AD1 = 100

表 7-5 「対象農薬」の目標値の設定状況等（その 2/8）

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI（μg/kg 体重/日）	WHO/GDWQ ※（mg/L）	審議の経緯・予定			評価値に関連したその後の検討（ADI; μg/kg 体重/日）
			値（mg/L）	備考			厚科審	食安委	WHO等	
対-016	イプロベンホス（IBP）	殺菌剤	0.09	H23.4.1より 0.008→0.09	35		H22.12.21	H21.4.23 答申済み		・食安委答申（H21.4.23） → ADI = 35
対-017	イミノクタジン	殺虫剤 殺菌剤	0.006		2.3（イミノクタジンとして）					・食安委検討中（H22.10.6部会） ・評価要請（H22.1.25）
対-018	インダノファン	除草剤	0.009	H15年からの変更なし	3.5		H24.3.5	H20.1.10 H22.9.9 答申済み		・食安委答申（H20.1.10, H22.9.9） → AD I= 3.5
対-019	エスプロカルブ	除草剤	0.03	H22.4.1より 0.01→0.03	10		H22.12.21	H20.1.17 H21.5.14 H24.2.23 答申済み		・食安委答申 (H20.1.17, H21.5.14, H24.2.23) → ADI = 10
対-020	エディフェンホス（エジフェンホス、EDDP）	殺菌剤	0.006		2.5				WHO第4版 変更 削除←0.05	・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-021	エトフェンプロックス	殺虫剤 殺菌剤	0.08	H15年からの変更なし	30		H28.2.17	H21.11.19 H25.8.5 H27.6.9 H29.4.25 答申済み		・食安委答申 (H21.11.19, H25.8.5, H27.6.9, H29.4.25) → ADI = 31
対-022	エトリジアゾール（エクロメゾール）	殺菌剤	0.004		1.6					
対-023	エンドスルファン（ベンゾエピン）	殺虫剤	0.01		5.7					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-024	オキサジクロメホン	除草剤	0.02	H26.4.1より新規設定	9.1		H26.1.14	H15.9.18 H20.8.21 答申済み		・食安委答申（H15.9.18） → ADI = 9.0 ・食安委答申（H20.8.21） → ADI = 9.1
対-025	オキシン銅（有機銅）	殺虫剤 殺菌剤	0.03	H27.4.1より 0.04→0.03	17		H27.2.5	H25.4.22 答申済み		・食安委答申（H25.4.22） → ADI = 10
対-026	オリサストロビン	殺虫剤 殺菌剤	0.1	H26.4.1より新規設定	52		H26.1.14	H17.12.8 H20.3.27 答申済み		・食安委答申（H17.12.8, H20.3.27） → ADI = 52
対-027	カズサホス	殺虫剤	0.0006	H26.4.1より新規設定	0.25		H26.1.14	H17.6.30 H19.2.22 H20.7.3 H29.5.23 答申済み		・食安委答申 （H17.6.30, H19.2.22, H20.7.3, H29.5.23） → ADI = 0.25
対-028	カフェンストロール	殺虫剤 除草剤	0.008	H15年からの変更なし	3		H20.12.16	H20.2.21 答申済み		・食安委答申（H20.2.21） → ADI = 3

表 7-5 「対象農薬」の目標値の設定状況等（その 3/8）

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI（μg/kg 体重/日）	WHO/GDWQ ※ (mg/L)	審議の経緯・予定			評価値に関連したその後の検討（ADI; μg/kg 体重/日）
			値 (mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等	
対-029	カルタップ	殺虫剤 殺菌剤 除草剤	0.3	H15年答申	100					
対-030	カルバリル（NAC）	殺虫剤	0.05		20			審議中		・評価第四部会審議中（H25.8.7）
対-031	カルプロパミド	殺虫剤 殺菌剤	0.04	H15年からの変更なし	14		H20.12.16	H19.12.13 答申済み		・食安委答申（H19.12.13） → ADI = 14
対-032	カルボフラン	代謝物	0.005		2	0.007		H23.12.26 審議中		・評価第一部会にて審議中（最近の議事H: 23.12.26部会）
対-033	キノクラミン（ACN）	除草剤	0.005	H15年からの変更なし	2.1		H26.1.14	H25.10.7 答申済み		・食安委答申（H25.10.7） → ADI = 2.1
対-034	キャプタン	殺菌剤	0.3		125			H29.3.7 答申済み		・食安委答申（H29.3.7） → ADI = 100
対-035	クミルロン	除草剤	0.03	H15年からの変更なし	10		H20.12.16	H19.8.9 答申済み		・食安委答申（H19.8.9） → ADI = 10
対-036	グリホサート	除草剤	2.5	H30.4.1 より 2→2.5	1		H29.1.31	H28.7.12 答申済み		・食安委答申（H28.7.12） → ADI = 1000
対-037	グルホシネート	除草剤 植物成長調整剤	0.02	H26.4.1より新規設定	9.1		H26.1.14	H22.2.25 H24.3.8 H25.7.29 答申済み		・食安委答申 (H22.2.25, H24.3.8, H25.7.29) → ADI = 9.1
対-038	クロメプロップ	除草剤	0.02	H15年からの変更なし	6.2		H22.12.21	H21.7.23 答申済み		・食安委答申（H21.7.23） → ADI = 6.2
対-039	クロルニトロフェン（CNP）	除草剤	0.0001		設定せず					
対-040	クロルピリホス	殺虫剤	0.003	H21.4.1 より 0.03→0.003	1	0.03 (2008)	H24.3.5	H19.3.22 H22.11.4 H23.6.2 答申済み		・食安委答申 (H19.3.22, H22.11.4, H23.6.2) → ADI = 1 ・評価要請（H29.7.21） ・WHO/GDWQ第2次追補版追加（30 μg/L）
対-041	クロロタロニル（TPN）	殺虫剤 殺菌剤	0.05		18					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～) ・評価要請（H29.7.21）
対-042	シアナジン	除草剤	0.004	H30.4.1より 0.004→0.001	1.5	0.0006	H30.2.15	H29.2.28 答申済み	WHO第4版追加	・食安委答申（H29.2.28） → ADI = 0.53
対-043	シアノホス（CYAP）	殺虫剤	0.003	H15年答申	1			H29.10.17 答申済み		・食安委答申（H29.10.17） → ADI = 1
対-044	ジウロン（DCMU）	除草剤	0.02		6.25					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-045	ジクロベニル（DBN）	除草剤	0.03	H28.4.1より 0.01→0.03	10		H27.2.5	H26.7.1 答申済み		・食安委答申（H26.7.1） → AD I= 10
対-046	ジクロルボス（DDVP）	殺虫剤	0.008		3.3	0.02 (2007)				・食安委検討中（清涼飲料水、H15～） ・評価要請（H21.3.24）
対-047	ジクワット	除草剤	0.005		1.9					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)

表 7-5 「対象農薬」の目標値の設定状況等（その 4/8）

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI（μg/kg 体重/日）	WHO/GDWQ ※ (mg/L)	審議の経緯・予定			評価値に関連したその後の検討（ADI; μg/kg 体重/日）
			値 (mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等	
対-048	ジスルホトン（エチルチオメトン）	殺虫剤	0.004		1.4					
対-049	ジチアノン	殺菌剤	0.03	H15年答申	10		H25.3.19	H22.6.17 答申済み		・食安委答申（H22.6.17） → ADI = 10 ・評価要請（H29.8.31）
対-050	ジチオカルバメート系農薬	殺虫剤 殺菌剤	0.005	H26.4.1より新規設定			H26.1.14			二硫化炭素として
対-051	ジチオピル	除草剤	0.009	H22.4.1より 0.008→0.009	3.6		H20.12.16	H20.1.10 答申済み		・食安委答申（H20.1.10） → ADI = 3.6
対-052	シハロホップブチル	除草剤	0.006	H15年答申	2.4					
対-053	シマジン（CAT）	除草剤	0.003		1.3	0.002				・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-054	ジメタメトリン	除草剤	0.02	H15年からの変更なし	9.4		H24.3.5	H23.12.22 答申済み		・食安委答申（H23.12.22） → ADI ＝ 9.4
対-055	ジメトエート	殺虫剤	0.05		20	0.006				・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-056	シメトリン	除草剤	0.03		11					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-057	ジメピペレート	除草剤	0.003		1		H18.8.4			・H18.8.4厚科審で項目削除は見送り（浄水、原水からの検出が確認されたため） ・食安委(H24.3.1) 食品中の残留基準における削除に関する意見書提出
対-058	ダイアジノン	殺虫剤 殺菌剤	0.003	H28.4.1より 0.005→0.003	2		H27.2.5	H26.8.19 答申済み		・食安委答申（H26.8.19） → ADI = 1 ・評価要請（H29.5.24）
対-059	ダイムロン	殺虫剤 殺菌剤	0.8	H15年からの変更なし	300		H20.12.16	H19.11.8 答申済み		・食安委答申（H19.11.8） → ADI = 300
対-060	ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネート:ダゾメット	殺菌剤	0.01	H29.4.1より新規設定	2.5		H29.1.31	H27.3.24 答申済み		・食安委答申（H27.3.24） → ADI = 4
対-061	チアジニル	殺虫剤 殺菌剤	0.1	H26.4.1より新規設定	40		H26.1.14	H19.10.25 答申済み		・食安委答申（H19.10.25） →ADI = 40
対-062	チウラム	殺虫剤 殺菌剤	0.02		8.4					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-063	チオジカルブ	殺虫剤	0.08		30					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)

表 7-5 「対象農薬」の目標値の設定状況等（その 5/8）

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI（μg/kg 体重/日）	WHO/GDWQ ※ (mg/L)	審議の経緯・予定			評価値に関連したその後の検討（ADI; μg/kg 体重/日）
			値 (mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等	
対-064	チオファネートメチル	殺虫剤 殺菌剤	0.3		120					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-065	チオベンカルブ	除草剤	0.02	H15年からの変更なし	9		H24.3.5	H19.12.13 H22.8.5 答申済み		・食安委答申（H19.12.13, H22.8.5） → AD I= 9
対-066	テフリルトリオン	除草剤	0.002	H29.4.1より対象農薬に格上げ	0.8		H29.1.31	H21.2.19 答申済み		・食安委答申（H21.2.19） → ADI = 0.8
対-067	テルブカルブ（MBPMC）	除草剤	0.02		6.4		H18.8.4			・H18.8.4の厚科審で項目削除は見送り（浄水、原水からの検出が確認されたため）
対-068	トリクロピル	除草剤	0.006		2.5					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-069	トリクロルホン（DEP）	殺虫剤	0.005	H26.4.1より 0.03→0.005	10	不要	H26.1.14			・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-070	トリシクラゾール	殺虫剤 殺菌剤 植物成長調整剤	0.1	H28.4.1より 0.08→0.1	30		H27.2.5	H26.1.20 答申済み		・食安委答申（H26.1.20） → ADI ＝ 50
対-071	トリフルラリン	除草剤	0.06		24	0.02	H25.3.19	H24.1.26 答申済み		・食安委答申（H24.1.26） → ADI ＝ 24
対-072	ナプロパミド	除草剤	0.03		12.5					
対-073	パラコート	除草剤	0.005	H15年答申	2					
対-074	ピペロホス	除草剤	0.0009		0.36					・食安委(H24.3.1) 食品中の残留基準を削除することに関する意見書提出
対-075	ピラクロニル	除草剤	0.01	H26.4.1より新規設定	4.4		H26.1.14	H19.8.2 H23.6.2 答申済み		・食安委答申（H19.8.2, H23.6.2） → ADI = 4.4
対-076	ピラゾキシフェン	除草剤	0.004	H15年答申	1.5			H20.4.24 答申済み		・食安委答申（H20.4.24） → ADI = 26
対-077	ピラゾリネート(ピラゾレート)	除草剤	0.02	H15年答申	6					
対-078	ピリダフェンチオン	殺虫剤	0.002		0.85			H25.3.18 意見書提出		・食安委答申（H25.3.18） 食品中の残留基準を削除することに関する意見書提出
対-079	ピリブチカルブ	除草剤	0.02	H15年からの変更なし	7.5		H22.2.2	H20.9.11 答申済み		・食安委答申(H20.9.11) → ADI = 8.8
対-080	ピロキロン	殺虫剤 殺菌剤	0.05	H29.4.1より 0.04→0.05	15		H28.2.17	H27.6.9 答申済み		・食安委答申（H27.6.9） → ADI = 19

表 7-5 「対象農薬」の目標値の設定状況等（その 6/8）

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI（μg/kg 体重/日）	WHO/GDWQ ※（mg/L）	審議の経緯・予定			評価値に関連したその後の検討（ADI; μg/kg 体重/日）
			値（mg/L）	備考			厚科審	食安委	WHO等	
対-081	フィプロニル	殺虫剤 殺菌剤	0.0005	変更なし	0.2		H29.1.31	H26.1.20 H28.4.5 答申済み		・食安委答申（H26.1.20, H28.4.5） →ADI=0.19
対-082	フェニトロチオン（MEP）	殺虫剤 殺菌剤 植物成長調整剤	0.01	H28.4.1より 0.003→0.01	5		H27.2.5	H26.6.3 H29.8.22 答申済み		・食安委答申（H26.6.3, H29.8.22） → ADI = 4.9
対-083	フェノブカルブ（BPMC）	殺虫剤 殺菌剤	0.03	H15年からの 変更なし	13		H26.1.14	H25.9.9 答申済み		・食安委答申（H25.9.9） → ADI = 13
対-084	フェリムゾン	殺虫剤 殺菌剤	0.05	0.02→0.06	19		H22.2.2	H20.11.13 H24.2.2 答申済み		・食安委答申（H20.11.13, H24.2.2） → ADI = 19
対-085	フェンチオン（MPP）	殺虫剤	0.006	H25.4.1 より 0.001→0.006	2.3		H24.3.5	H22.4.8 H25.9.30 答申済み		・食安委答申（H22.4.8, H25.9.30） → ADI = 2.3
対-086	フェントエート（PAP）	殺虫剤 殺菌剤	0.007	H25.4.1より 0.004→0.007	2.9		H24.3.5	H23.10.6 H25.1.21 答申済み		・食安委答申（H23.10.6, H25.1.21） → ADI ＝ 2.9
対-087	フェントラザミド	除草剤	0.01	H26.4.1より新規設定	5.2		H26.1.14	H20.12.4 答申済み		・食安委答申（H20.12.4） → ADI = 5.2
対-088	フサライド	殺虫剤 殺菌剤	0.1		40					
対-089	ブタクロール	除草剤	0.03	H15年からの 変更なし	10		H24.3.5	H23.8.25 答申済み		・食安委答申（H23.8.25） → ADI ＝ 10
対-090	ブタミホス	除草剤	0.02	H23.4.1 より 0.01→0.02	8		H22.2.2	H21.2.12 答申済み		・食安委答申(H21.2.12) → ADI = 8
対-091	ブプロフェジン	殺虫剤 殺菌剤	0.02	H15年からの 変更なし	9		H29.1.31	H20.5.15 H24.12.10 H28.12.13 答申済み		・食安委答申 （H20.5.15, H24.12.10, H28.12.13） → ADI = 9
対-092	フルアジナム	殺菌剤	0.03	0.01→0.03	10		H26.1.14	H25.11.11 答申済み		・食安委答申（H25.11.11） → ADI = 10
対-093	プレチラクロール	除草剤	0.05	H23.4.1 より 0.04→0.05	18		H22.2.2	H20.10.9 答申済み		・食安委答申(H20.10.9) → ADI = 18
対-094	プロシミドン	殺菌剤	0.09	変更なし	35		H27.2.5	H26.1.20 H29.5.30 答申済み		・食安委答申（H26.1.20, H29.5.30） → ADI = 35
対-095	プロチオホス、プロチオホスオキソン（プロチオホス換算）	殺虫剤	0.004	H15年答申	1.5		H30.2.15			代謝物であるプロチオホスオキソンも測定し、原体の濃度と、オキソン体の濃度を原体に換算した濃度を合計
対-096	プロピコナゾール	殺菌剤	0.05	変更なし	18		H27.2.5	H26.4.8 H29.7.4 答申済み		・食安委答申（H26.4.8, H29.7.4） → ADI = 19

表 7-5 「対象農薬」の目標値の設定状況等（その 7/8）

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI（μg/kg 体重/日）	WHO/GDWQ ※ (mg/L)	審議の経緯・予定			評価値に関連したその後の検討（ADI; μg/kg 体重/日）
			値 (mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等	
対-097	プロピザミド	除草剤	0.05	変更なし	19		H27.2.5	H26.1.20 答申済み		・食安委答申（H26.1.20） → ADI = 19
対-098	プロベナゾール	殺虫剤 殺菌剤	0.05		20			H23.9.28 審議中		評価第三部会にて審議中（最近の議事: H23.9.28評価第三部会）
対-099	ブロモブチド	殺虫剤 除草剤	0.1	H22.4.1 より 0.04→0.1	40		H20.12.16	H20.1.10 答申済み		・食安委答申（H20.1.10） → ADI = 40
対-100	ベノミル	殺菌剤	0.02		9					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-101	ペンシクロン	殺虫剤 殺菌剤	0.1	H23.4.1 より 0.04→0.1	53		H22.2.2	H20.10.16 答申済み		・食安委答申(H20.10.16) → ADI = 53
対-102	ベンゾビシクロン	除草剤	0.09	H26.4.1より新規設定	34		H26.1.14	H20.3.13 答申済み		・食安委答申（H20.3.13） → ADI =34
対-103	ベンゾフェナップ	除草剤	0.005	H29.4.1より 0.004→0.005	1.5		H28.2.17	H27.8.18 答申済み		・食安委答申（H27.8.18） → ADI = 2
対-104	ベンタゾン	除草剤	0.2		90					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-105	ペンディメタリン	除草剤 植物成長調整剤	0.3	H25.4.1 より 0.1→0.3	120	0.02	H24.3.5	H22.10.7 H24.8.6 答申済み		・食安委答申（H22.10.7, H24.8.6） → ADI = 120
対-106	ベンフラカルブ	殺虫剤 殺菌剤	0.04		15					
対-107	ベンフルラリン（ベスロジン）	除草剤	0.01	H25.4.1より 0.08→0.01	5		H24.3.5	H22.10.14 答申済み		・食安委答申（H22.10.14） → ADI = 5
対-108	ベンフレセート	除草剤	0.07	H15から変更なし	26		H20.12.16	H21.10.22 答申済み		・食安委答申（H21.10.22） → ADI = 23
対-109	ホスチアゼート	殺虫剤	0.003	H15年答申	1			H24.9.12 幹事会報告		評価書（案）を一部修正の上、農薬専門調査会幹事会に報告することとなった。ただし、確認事項に対する回答について評価部会で確認することとなった。（最近の議事：H24.9.12 評価第三部会）

表 7-5 「対象農薬」の目標値の設定状況等（その 8/8）

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI（μg/kg 体重/日）	WHO/GDWQ ※（mg/L）	審議の経緯・予定			評価値に関連したその後の検討（ADI; μg/kg 体重/日）
			値（mg/L）	備考			厚科審	食安委	WHO等	
対-110	マラチオン（マラソン）	殺虫剤	0.7	H28.4.1より 0.05→0.7	20		H27.2.5	H26.5.13 答申済み		・食安委答申（H26.5.13） → ADI = 290
対-110	メコプロップ（MCPP）	除草剤	0.05	H26.4.1より 0.005→0.05	2	0.01	H26.1.14			・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-112	メソミル	殺虫剤	0.03		12.5					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-112（～H27）	ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネート:メタム	殺虫剤	0.01	H29.4.1より新規設定	7.5		H29.1.31	H27.3.24 答申済み		・食安委答申（H27.3.24） → ADI = 7.5
対-113	メタラキシル	殺虫剤 殺菌剤	0.06	H23.4.1より 0.05→0.06	22		H22.2.2	H21.3.5 H23.7.7 H26.1.20 H29.10.17 答申済み		・食安委答申（H21.3.5, H23.7.7, H26.1.20, H29.10.17） → ADI ＝ 80 （メタラキシル及びメフェノキサムとして）
対-114	メチダチオン（DMTP）	殺虫剤	0.004		1.5					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-115	メチルダイムロン	除草剤	0.03		12		H18.8.4			・食安委検討中（清涼飲料水、H15～） ・評価要請（H21.12.14） ・H18.8.4厚科審で取扱について検討
対-116	メトミノストロビン	殺虫剤 殺菌剤	0.04	H15年答申	16		H25.3.19	H22.3.4 答申済み		・食安委答申（H22.3.4 ） → ADI = 16
対-117	メトリブジン	除草剤	0.03	H15年答申	12.5					
対-118	メフェナセット	除草剤	0.02	H22.4.1 より 0.009→0.02	7		H20.12.16	H20.3.13 答申済み		・食安委答申（H20.3.13） → ADI = 7
対-119	メプロニル	殺虫剤 殺菌剤	0.1	H15から変更なし	50		H22.12.21	H21.12.17 答申済み		・食安委答申（H21.12.17） → ADI = 50
対-120	モリネート	除草剤	0.005		2.1	0.006	H26.1.14	H25.3.4 答申済み		・食安委答申（H25.3.4） → ADI = 2.1

※網掛けは昨年度からの変更箇所

表 7-6 「要検討農薬」の目標値の設定状況等(その 1/2)

分類	項目	用途	目標値 (mg/L)	目標値に係る備考	根拠ADI (μg/kg 体重/日)	WHO/GDWQ (mg/L)	審議の経緯・予定			評価値に関連したその後の検討 (ADI; μg/kg 体重/日)
							厚科審	食安委	WHO等	
要-001	アセタミプリド	殺虫剤 殺菌剤	0.2		71		H28.2.17	H20.8.29 H23.6.9 H26.12.16 答申済み		・食安委答申 (H20.8.29, H23.6.9, H26.12.16) → ADI = 71
要-002	イミダクロプリド	殺虫剤 殺菌剤	0.1	0.2→0.1	57		H29.1.31	H19.6.14 H22.9.9 H28.7.12 答申済み		・食安委答申 (H19.6.14,H22.9.9,H28.7.12) → ADI=57
要-003	エチプロール	殺虫剤 殺菌剤	0.01	変更なし	5		H27.2.5	H16.7.22 H16.7.22 H22.7.22 H26.3.24 答申済み		・食安委答申(H16.7.22, H16.7.22, H22.7.22, H26.3.24) → ADI = 5
要-004	クロロピクリン	殺虫剤	–							・評価要請(H29.6.15)
要-005	テブコナゾール	殺菌剤	0.07		29		H28.2.17	H19.7.5 H23.9.8 H24.10.29 H27.9.8 答申済み		・食安委答申 (H19.7.5, H23.9.8, H24.10.29, H27.9.8) → ADI = 29
要-006	パラチオンメチル	殺虫剤	0.04	H15年答申	15					・評価要請(H21.3.24)
要-007	ヒメキサゾール(ヒドロキシイソキサゾール)	殺菌剤	0.1	H15年答申	50					・評価要請(H25.8.20)
要-008	ピラクロホス	殺虫剤	–	–	–					
要-009	フルスルファミド	殺菌剤	–	–	–					・評価要請(H24.8.21)
要-010	ブロマシル	除草剤	0.05	H29.4.1より新規設定	0.019		H29.1.31	H28.5.17 答申済み		・食安委答申(H28.5.17) → ADI = 19
要-011	ペントキサゾン	除草剤	0.6	0.2→0.6	230		H22.12.21			

表 7-6 「要検討農薬」の目標値の設定状況等(その 2/2)

分類	項目	用途	目標値 (mg/L)	目標値に係る備考	根拠ADI (μg/kg 体重/日)	WHO/GDWQ (mg/L)	審議の経緯・予定			評価値に関連したその後の検討 (ADI; μg/kg 体重/日)
							厚科審	食安委	WHO等	
要-012	ホサロン	殺虫剤	0.005	H27.4.1より新規	2		H27.2.5	H26.3.10 答申済み		・食安委答申(H26.3.10) → AD I= 2
要-013	メタアルデヒド	殺虫剤	0.06	変更なし	22		H27.2.5	H19.7.19 H21.2.5 H23.6.23 H25.12.2 H29.2.14 答申済み		・食安委答申 (H19.7.19, H21.2.5, H23.6.23, H25.12.2, H29.2.14) → ADI = 22
要-014 (～H27)	ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネート:メチルイソチオシアネート	殺虫剤	-	H29.4.1より新規設定	-		H28.2.17	H27.3.24 答申済み		・食安委答申 (H27.3.24) → ADI = 4
要-014	メトラクロール	除草剤	0.2	H15から変更なし	97	0.01	H22.12.21	H21.7.30 答申済み		・食安委答申 (H21.7.30) → ADI = 97

※網掛けは昨年度からの変更箇所

表 7-7 「その他農薬」の目標値の設定状況等（その 1/6）

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI（μg/kg 体重/日）	WHO/GDWQ（mg/L）	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討（ADI; μg/kg 体重/日）
			値（mg/L）	備考			厚科審	食安委	WHO等	
他-001	2―クロロプロピオン酸メチル（MCPM）	農薬等原料	－		－			H24.10.29 答申済み		・食安委答申（H24.10.29）→ ADI = 9.8
他-002	2, 4―DB	除草剤	－		－	0.09		審議中		・食安委検討中
他-003	DBEDC	殺虫剤 殺菌剤	－		－					
他-004	MCPB	除草剤 植物成長調整剤	0.08	H15年答申	33					
他-005	アシベンゾラルSメチル	殺菌剤	0.2	H28.4.1より 0.1→0.2	50		H28.2.17	H27.3.24 答申済み		・食安委答申（H27.3.24）→ ADI = 77
他-006	アジムスルフロン	除草剤	0.2	H15から変更なし	95		H22.12.21	H21.4.9 答申済み		・食安委答申（H21.4.9）→ ADI = 95
他-007	アミトロール	除草剤	0.003	0.06→ 0.003	1.2		H24.3.5	H22.10.7 答申済み		・食安委答申(H22.10.7）→ ADI = 1.2
他-008	アメトリン	除草剤	0.2	0.003→0.2	72		H20.12.16	H19.9.13 答申済み		・食安委答申（H19.9.13）→ ADI = 72
他-009	イナベンフィド	植物成長調整剤	0.3	H15年答申	130					
他-010	イマゾスルフロン	殺虫剤 除草剤	0.2	H15年答申	89					
他-011	ウニコナゾールP	植物成長調整剤	0.04	H15から変更なし	16		H20.12.16	H19.5.31 答申済み		・食安委答申（H19.5.31）→ ADI = 16
他-012	エトキシスルフロン	除草剤	0.1	H15年から変更なし	56		H26.1.14	H25.10.21 答申済み		・食安委答申（H25.10.21）→ ADI = 56
他-013	エトベンザニド	除草剤	0.1	変更なし	44		H27.2.5	H26.1.20 答申済み		・食安委答申（H26.1.20）→ ADI ＝ 44
他-014	エンドタール	除草剤	－					H29.3.28 答申済み		
他-015	オキサジアルギル	除草剤	0.02		8		H25.3.19	H19.10.11 答申済み		・食安委答申（H19.10.11）→ ADI = 8
他-016	オキサミル	殺虫剤	0.05	H15年答申	20					評価要請 H25.3.12
他-017	オキソリニック酸	殺菌剤	0.05	H15年から変更なし	21		H26.1.14	H20.7.24 H23.6.30 H25.11.11 答申済み		・食安委答申（H20.7.24, H23.6.30, H25.11.11）→ ADI = 21

表 7-7 「その他農薬」の目標値の設定状況等（その 2/6）

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI（μg/kg 体重/日）	WHO/GDWQ（mg/L）	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討（ADI; μg/kg 体重/日）
			値（mg/L）	備考			厚科審	食安委	WHO等	
他-018	キザロホップエチル	除草剤	0.02	変更なし	9		H27.2.5	H21.10.22 H26.4.8 答申済み		・食安委答申（H21.10.22, H26.4.8） → ADI = 9
他-019	クロチアニジン	殺虫剤 殺菌剤	0.2	変更なし	97		H27.2.5	H17.1.27 H18.12.7 H20.2.28 H20.2.28 H26.1.20 H26.10.7 答申済み		・食安委答申（H17.1.27, H18.12.7, H20.2.28, H20.2.28, H26.1.20, H26.10.7） → ADI = 97
他-020	クロマフェノジド	殺虫剤	0.7	H15から変更なし	270		H20.12.16	H19.10.18 H24.5.24 答申済み		・食安委答申（H19.10.18, H24.5.24） → ADI = 270
他-021	クロルタールジメチル（TCTP）	除草剤	－		－					
他-022	クロルピリホスメチル	殺虫剤	0.03	H15年答申	10					
他-023	シクロスルファムロン	除草剤	0.08	H15年答申	30					
他-024	ジクロフェンチオン（ECP）	殺虫剤	0.006	H15年答申	2.5			H25.3.18 意見書提出		H25.3.18 食品中の残留基準を削除することに関する意見書提出
他-025	シクロプロトリン	殺虫剤	0.008	H15年答申	3.3			H27.2.3 答申済み		・食安委答申（H27.2.3） → ADI = 85
他-026	ジクロメジン	殺菌剤	0.05	H15年答申	20			H19.10.12 審議中		評価第三部会にて審議中（最近の議事：H19.10.12部会）
他-027	ジクロルプロップ	植物成長調整剤	0.09	H30.4.1より 0.06→0.09	22	0.1	H30.2.15	H29.7.4 答申済み		・食安委答申（H29.7.4） → ADI = 36
他-028	ジコホル（ケルセン）	殺虫剤	0.06	H15年答申	25	設定せず			WHO第4版第1次追補版変更 設定せず←0.006	
他-029	シノスルフロン	除草剤	0.2	H15年答申	77			H24.3.1 意見書提出		・食安委(H24.3.1) 食品中の残留基準を削除することに関する意見書提出

表 7-7 「その他農薬」の目標値の設定状況等（その 3/6）

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI（μg/kg 体重/日）	WHO/GDWQ（mg/L）	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討（ADI; μg/kg 体重/日）
			値（mg/L）	備考			厚科審	食安委	WHO等	
他-030	ジノテフラン	殺虫剤 殺菌剤	0.6	変更なし	220		H27.2.5	H17.6.16 H19.7.26 H22.9.9 H24.10.29 H25.12.2 H29.2.14 答申済み		・食安委答申（H17.6.16, H19.7.26, H22.9.9, H24.10.29, H25.12.2, H29.2.14） → ADI = 220
他-031	ジフェノコナゾール	殺虫剤 殺菌剤	0.02				H28.2.17	H24.10.15 H27.3.3 H29.2.28 答申済み		・食安委答申（H24.10.15, H27.3.3, H29.2.28） → ADI = 9.6
他-032	シフルトリン	殺虫剤 殺菌剤	0.05	H15年答申	20					
他-033	ジフルベンズロン	殺虫剤	0.05	H28.4.1より 0.03→0.05	12	設定せず	H28.2.17	H27.7.28 答申済み	WHO第4版 変更 設定せず← 0.12	・食安委答申（H27.7.28） → ADI = 20
他-034	シプロコナゾール	殺菌剤	0.02	H15年答申	9.9					
他-035	シプロジニル	殺菌剤	0.07				H25.3.19	H24.9.24 答申済み		・食安委答申（H24.9.24） → ADI = 27
他-036	シペルメトリン	殺虫剤	0.1	H15年答申	50					評価要請 H29.1.25
他-037	シメコナゾール	殺菌剤	0.02		8.5		H29.1.31	H19.8.23 H21.3.12 H24.2.9 H24.11.12 H28.2.23 答申済み		・食安委答申（H19.8.23, H21.3.12, H24.2.9, H24.11.12, H28.2.23） → ADI = 8.5
他-038	ジメチルビンホス	殺虫剤	0.01	H15年答申	4					
他-039	シラフルオフェン	殺虫剤 殺菌剤	0.3	H15から変更なし	110		H24.3.5	H24.2.9 答申済み		・食安委答申（H24.2.9） → ADI ＝ 110
他-040	シンメチリン	除草剤	0.1	H15年答申	42					
他-041	スピノサド	殺虫剤 殺菌剤	0.06	H15年答申	24		H25.3.19	H22.4.8 H27.2.17 答申済み		・食安委答申（H22.4.8, H27.2.17） → ADI = 24 ・評価要請 H29.5.24
他-042	セトキシジム	除草剤	0.4	H15年答申	140			H26.2.27 審議中		・評価第一部会で審議中（最近の議事: H26.2.27評価第一部会）
他-043	チアクロプリド	殺虫剤 殺菌剤	－							

表 7-7 「その他農薬」の目標値の設定状況等（その 4/6）

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI（μg/kg 体重/日）	WHO/GDWQ（mg/L）	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討（ADI; μg/kg 体重/日）
			値（mg/L）	備考			厚科審	食安委	WHO等	
他-044	チアメトキサム	殺虫剤 殺菌剤	0.05		18		H28.2.17	H20.4.3 H24.3.1 H27.7.28 答申済み		・食安委答申（H20.4.3, H24.3.1, H27.7.28） → ADI = 18
他-045	チオシクラム	殺虫剤	0.03	H15年答申	12					
他-046	チフルザミド	殺虫剤 殺菌剤	0.04	H15年答申	20		H29.1.31	H24.10.1 H28.1.26 答申済み		・食安委答申（H24.10.1, H28.1.26） → ADI = 14
他-047	テクロフタラム	殺菌剤	0.1	H15年答申	58					
他-048	テトラクロルビンホス(CVMP)	殺虫剤	0.01	H15年答申	4			H29.3.28 答申済み		
他-049	テトラコナゾール	殺虫剤 殺菌剤	0.01	H28.4.1より新規設定	4		H28.2.17	H27.8.18 答申済み		・食安委答申（H27.8.18） → ADI = 4
他-050	テブフェノジド	殺虫剤 殺菌剤	0.04	0.02→0.004	16		H29.1.31	H19.11.8 H28.5.17 答申済み		・食安委答申（H19.11.8, H28.5.17） → ADI = 16
他-051	トリネキサパックエチル	植物成長調整剤	0.01	H15から変更なし	5.9		H22.12.21	H21.10.22 答申済み		・食安委答申（H21.10.22） → ADI = 5.9
他-052	トリフルミゾール	殺菌剤	0.04	H26.4.1より新規設定	15		H29.1.31	H25.11.11 H28.5.17 答申済み		・食安委答申（H25.11.11, H28.5.17） → ADI = 15
他-053	トルフェンピラド	殺虫剤	0.01		5.6		H25.3.19	H16.10.7 H19.5.31 H23.2.10 答申済み		・食安委答申 (H16.10.7, H19.5.31, H23.2.10) → ADI = 5.6
他-054	ナプロアニリド	除草剤	0.02	H15年答申	7					
他-055	ニテンピラム	殺虫剤 殺菌剤	1.3	H15年答申	530		H29.1.31	H28.5.17 答申済み		・食安委答申（H28.5.17） → ADI = 530
他-056	パクロブトラゾール	殺菌剤 植物成長調整剤	0.05		20		H29.1.31	H21.4.2 H28.9.6 答申済み		・食安委答申（H21.4.2, H28.9.6） → ADI = 20
他-057	バリダマイシン	殺虫剤 殺菌剤	－							
他-058	ビスピリバック	除草剤	0.03	H15年答申	11					

表 7-7 「その他農薬」の目標値の設定状況等（その 5/6）

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI（μg/kg 体重/日）	WHO/GDWQ（mg/L）	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討（ADI; μg/kg 体重/日）
			値（mg/L）	備考			厚科審	食安委	WHO等	
他-059	ピメトロジン	殺虫剤 殺菌剤	0.03	H15から変更なし	13		H24.3.5	H22.9.9 答申済み		・食安委答申（H22.9.9） → AD = 13
他-060	ピラゾスルフロンエチル	除草剤	0.03	H27.4.1より 0.1→0.03	42		H27.2.5	H26.5.20 答申済み		・食安委答申（H26.5.20） → ADI = 10
他-061	ピリミノバックメチル	除草剤	0.05		20		H25.3.19	H22.4.1 答申済み		・食安委答申（H22.4.1） → ADI = 20
他-062	ピリミホスメチル	殺虫剤	0.06	H15年答申	25	設定不適当 ADI0.03mg/kg/日			WHO/GDWQ 第3版第2次追補版追加	
他-063	ピレトリン	殺虫剤	0.1	H15年答申	40					・評価要請（H29.4.19）
他-064	フェノキサニル	殺虫剤 殺菌剤	0.02		7		H25.3.19	H15.9.18 H20.11.27 答申済み		・食安委答申（H15.9.18） → ADI = 6.9 ・食安委答申（H20.11.27） → ADI = 7
他-065	フェンバレレート	殺虫剤	0.04	H26.4.1より 0.05→0.04	17		H26.1.14	H25.7.29 答申済み		・食安委答申（H25.7.29） → ADI = 17
他-066	フラチオカルブ	殺虫剤	0.008	H15年答申	3			H29.3.28 答申済み		
他-067	フラメトピル	殺虫剤 殺菌剤	0.02	H15から変更なし	7		H24.3.5	H23.11.17 答申済み		・食安委答申（H23.11.17） → ADI ＝ 7
他-068	フルアジホップ	除草剤	0.01	H28.4.1より 0.03→0.01	10		H28.2.17	H27.7.7 答申済み		・食安委答申（H27.7.7） → ADI = 4.4
他-069	プロパニル（DCPA）	除草剤	0.04	H15年答申	17					
他-070	プロパホス	殺虫剤	0.001	H15年答申	0.4			H24.3.1 意見書提出		・食安委(H24.3.1) 食品中の残留基準を削除することに関する意見書提出
他-071	プロパルギット（BPPS）	殺虫剤	0.02	H15年答申	8.3		H25.3.19	H25.11.11 答申済み		・食安委答申（H25.11.11） → ADI = 21

表 7-7 「その他農薬」の目標値の設定状況等（その 6/6）

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI（μg/kg 体重/日）	WHO/GDWQ（mg/L）	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討（ADI; μg/kg 体重/日）
			値（mg/L）	備考			厚科審	食安委	WHO等	
他-072	プロヘキサジオン	殺菌剤 植物成長調整剤	0.5	H15年答申	180					
他-073	プロポキスル（PHC）	殺虫剤	0.2	H15年答申	63					
他-074	プロメトリン	除草剤	0.08	H28.4.1より 0.06→0.08	22		H28.2.17	H27.9.8 答申済み		・食安委答申（H27.9.8） → ADI = 30
他-075	ペルメトリン	殺虫剤 殺菌剤	0.1	H15年答申	48	設定せず			WHO第4版 変更 設定せず← 0.3	
他-076	ベンスルタップ	殺虫剤 殺菌剤 除草剤	0.09	H15年答申	34					
他-077	ベンダイオカルブ	殺虫剤	0.009	H15から変更なし	4		H22.12.21	H21.8.27 答申済み		・食安委答申（H21.8.27） → ADI = 3.5
他-078	ホキシム	殺虫剤	0.003	H15年答申	1.2			H21.2.3 審議中		・食安委検討中 ・評価要請（H21.2.3）
他-079	ボスカリド	殺菌剤	0.1		44		H29.1.31	H16.5.20 H18.10.26 H21.3.19 H24.8.6 H28.9.27 答申済み		・食安委答申 (H16.5.20, H18.10.26, H21.3.19, H24.8.6, H28.9.27) → ADI = 44
他-080	ミルネブ（チアジアジン）	殺菌剤	－							
他-081	メタミドホス	殺虫剤	0.001	H30.4.1より 0.002→ 0.001	0.6		H30.2.15	H20.5.1 H28.12.13 答申済み		・食安委答申（H20.5.1） → ADI = 0.6 ・食安委答申（H28.12.13） → ADI = 0.56
他-082	メチルイソシアネート	殺虫剤等中間体	0.006	H15年答申	2.5					
他-083	モノクロトホス	殺虫剤	0.002	H15年答申	0.6					
他-084	リニュロン	除草剤	0.02	H15年答申	7.7					

※網掛けは昨年度からの変更箇所

7-2. データベースの整理・情報更新

水道水質基準等に係る最新の科学的知見に基づく基準値等又は分類の設定又は見直しの検討に資するよう、平成 25 年度業務までに水道水に関する有害物質の健康影響等のデータベース（以下、「データベース」という。）が構築され、平成 26 年度文献調査業務においては、データベースの使用目的を踏まえて、①情報収集の対象とする物質の整理②収集するデータ項目の整理・拡充③情報の更新等が実施されている。

7-2-1. 情報収集の対象とする物質の整理

データベースには、平成 25 年度までに 4,000 を超える項目が収載され、平成 26 年度文献調査業務においては、データベース作成の目的が水道水質基準等に係る基準値や分類の見直しに資することであることを踏まえて、当面の情報収集の対象とする物質を表 7-8 のものとし、データベースの構成を再整理して、これら物質に関する情報を充実させることを優先し、その後、順次対象とする物質を拡張していくことが望ましいとしている。平成 29 年度文献調査業務においても、この考え方を踏襲して主にデータの更新を実施した。

表 7-8　情報収集の対象とする物質(H26 年度文献調査業務の表 25)

物質グループ		物質数*
1	水道水質基準項目	51
2	水質管理目標設定項目	26
3	要検討項目	47
4	対象農薬	120
5	要検討農薬	16
6	その他農薬	84
7	除外農薬	14
8	基礎情報収集対象物質	170
9	浄水処理対応困難物質	14
10	過去に水質事故の原因となった物質等	21
11	PRTR対象物質(化管法第一種指定化学物質)	462

*各クループに該当する物質数を示すが、他の物質グループと物質が重複する場合がある。

1）収集するデータ項目の整理・拡充・更新

平成 29 年度文献調査業務では表 19 の対象物質の更新を実施すると共に、データベース出力の適正化を実施した。更新内容は黄色の網掛けを付した。

①更新フィールド

・CODE 対応：ゴルフ場排水口等における水質調査（環境省）、化学物質環境実態調査（水質；初期環境調査結果、詳細環境調査結果）、水道統計 、化審法に対応する項目を更新

・農薬出荷量：2014 年度を更新

・化学物質の製造・輸入数量(経済産業省)：2014 年度を更新
・水道水質基準項目、水質管理目標設定項目、要検討項目、農薬類（水質管理目標設定項目 15 ）の対象農薬、要検討農薬、その他農薬：厚生科学審議会(H30.2)での審議を基に更新
・ゴルフ場排水口等における水質調査（環境省）：2014 年度を更新
・水道統計：2014 年度、要調査項目存在状況調査：2015 年度を更新
・化審法：第一種特定化学物質、第二種特定化学物質、監視化学物質、優先評価化学物質を追加、更新
・化学物質環境実態調査（水質；初期環境調査結果、詳細環境調査結果）：2014 年度を更新
・水質基準項目等の審議履歴、安全性評価履歴、水質基準項目等の基準値等の設定状況、農薬類の目標値の設定状況：2016 年度を更新

②過年度のデータ活用
・薬品基準、資機材基準、給水装置基準、水質環境基準（人健康）、水質環境基準（地下水）、要監視項目（人健康）、要監視項目（地下水）、水濁法、毒劇法、化審法、化管法
・WHO ガイドライン値・評価値、EU 基準値、カナダガイドライン値、オーストラリアガイドライン値、韓国基準値、中国基準値、国際機関評価値
・有害性情報
・農薬登録情報、登録失効有効成分一覧、TX01_有効成分名、化審法旧

2）検索要領：出力(物質別)

検索要領：出力(物質別)は下記とする。

1. 物質名或いは CAS 番号を入力する。CAS 番号の方が物質の特定が有効である。
2. 物質名で別名や異性体等がある場合は、登録物質シートで該当名称を検索して入力する。

例：1,2-ジクロロエチレン→対象物質名：シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン

出力例は、報告書「平成 27 年度水道水及び水道用薬品等に関する調査業務；6.4.2.3 検索要領：出力(物質別)」と基本的に同じであるので省略した。

8. 基礎情報収集対象物質のとりまとめ(仕様書業務内容(7))

平成 21 年度第 1 回水質基準逐次改正検討会資料 5-1「水道水から検出されるおそれのある物質（母集団物質リスト候補物質）に関する情報整理」に示された別紙 4 に示す基礎情報収集対象物質（過年度において追加された基礎情報収集対象物質リストを含む）について、平成 26 年度の環境中で各物質の検出状況（環境省による化学物質環境実態調査及び要調査項目存在状況調査）から新たに要検討項目へ追加すべき物質を検討した。要検討項目に追加すべき物質案の検討に当たっては、検出された最大値の評価値に対する割合が 10%を超えるものを対象とすることを基本とし、有害性情報、水道水による曝露情報等の詳細を踏まえて、最終的な候補物質を検討した。

8-1. 要検討項目への追加候補物質の検討

8-1-1. 検討対象となる物質

過年度業務からの継続性を考慮し、環境省が実施している「化学物質環境実態調査(水質調査)」及び「要調査項目等存在状況調査」の河川、湖沼における調査結果を用いて検討を行った。本業務では、平成 27 年度化学物質環境実態調査及び平成 27, 28 年度要調査項目等存在状況調査における物質のうち、表 8-1 に示す基礎情報収集対象物質（表 8-3）に該当する物質を検討対象とした。なお、アンモニアは平成 28 年度と同様検討外とする。

表 8-1　平成 26 年度水質調査実施の基礎情報収集対象物質

実測調査名	水質調査が行われた基礎情報収集対象物質		過年度の検討状況	過年度の検討結果の概要
	番号	物質名		
平成27年度化学物質環境調査結果	83	1-ブタノール	未実施	
	96	ポリ臭素化ジフェニルエーテル(PBDE)	H26	・有害性の情報が得られる個別物質(2,2,4,4-テトラクロロビフェニルエーテル等)のデータを利用して判定した。 ・いずれの物質も検出頻度は非常に高いと言えるが、当該物質の10%仮評価値と比べて検出濃度のレベルが十分に低いことから、追加候補とはしない。
平成28年度要調査項目等存在状況調査	6	アンモニア	H22	・要調査項目等存在状況調査(H19 年度)では国45地点中37ヵ所で検出された。 ・検出濃度の最大は 11μg/L であり、当該物質の仮評価値の10%の値(=50μg/L)を超えないことから、追加の候補としない。
	27	コバルト	未実施	
	121	ジメチルアミン	H25 (H26)	・要調査項目等存在状況調査(H24 年度)では全国75 地点中4ヵ所で検出した。最大検出濃度は190μg/L である。 ・当該物質の仮評価値の 10%の値(=47.5μg/L)を超える地点が存在することから追加の候補とする。
	159	ナフタレン	未実施	

注1:上記の実測調査はいずれも環境省で実施されている調査である。
注2:番号は、基礎情報収集対象物質の通し番号に対応している。
注3:「過年度の検討状況」の年度は、過年度に「要検討項目への追加」の可能性について検討された年度を示す。

対象物質は 5 物質（アンモニア除く）、その内 3 物質は過年度検討済であり、1-ブタノール、コバルト、ナフタレンが未検討であった。表 8-1 には過年度検討結果概要を付記した。過年度検討済を含むこれら 3 物質について検討対象物質の可能性について検討した。

8-1-2. 検討対象物質の水質検査検出状況等

検討対象物質について、平成 27 年度化学物質環境実態調査及び平成 27, 28 年度要調査項目等存在状況調査を表 8-2 に整理した。

表 8-2　検討対象物質の水質検査状況

検討対象物質の水質検査状況（平成26年度化学物質環境調査結果H16-H27）

物質番号	物質名	CAS登録番号	測定年度	検出頻度		検出範囲（μg/L）	検出下限値（μg/L）
				検体	地点		
83	1-ブタノール	71-36-3	S54	0/30	0/10	－	(100～1,000)
			H7	2/33	2/11	2.3～3.7	(2)
			H27	0/19	0/19	－	(0.16)
96	ポリ臭素化ジフェニルエーテル(PBDE)	(臭素数が4から10までのもの)	H24	32/48	32/48	0.00024～0.012	(0.00024*)
			H26	47/48	47/48	0.000023～0.0062	(0.00021*)
			H27	48/48	48/48	0.00016～0.013	(0.000014*)

検討対象物質の水質検査状況（平成27, 28年度要調査項目等存在状況調査）

物質番号	物質名	CAS登録番号	測定年度	検出頻度		検出範囲（μg/L）	検出下限値（μg/L）
				検体	地点		
27	コバルト	7440-48-4	H28	4/47	4/47	<0.5～24	0.5
60	1,2,3-トリクロロプロパン	96-18-4	H27	47/47	47/47	<0.2	0.2
121	ジメチルアミン	124-40-3	H28	47/47	47/47	<.4	4
159	ナフタレン	91-20-3	H28	47/47	47/47	<0.01～0.11	0.01

注：番号は、基礎情報収集対象物質の通し番号に対応している。

表 8-3　基礎情報収集対象物質(1/3)

グループ小分類	物質グループコード	物質グループ(H26)	小分類コード	H26分類	H25分類	項目名	CAS番号
8-1	8	基礎情報収集対象物質	1	基礎情報-001		アクロレイン	107-02-8
8-2	8	基礎情報収集対象物質	2	基礎情報-002		アジピン酸ジ(2-エチルヘキシル)	103-23-1
8-3	8	基礎情報収集対象物質	3	基礎情報-003		アセトアミド	60-35-5
8-4	8	基礎情報収集対象物質	4	基礎情報-004		アニリン	62-53-3
8-5	8	基礎情報収集対象物質	5	基礎情報-005		2-アミノエタノール	141-43-5
8-6	8	基礎情報収集対象物質	6	基礎情報-006		アンモニア	7664-41-7
8-7	8	基礎情報収集対象物質	7	基礎情報-007		p-イソプロピルトルエン(p-シメン)	99-87-6
8-8	8	基礎情報収集対象物質	8	基礎情報-008		2-イミダゾリジンチオン	96-45-7
8-9	8	基礎情報収集対象物質	9	基礎情報-009		ウレタン	51-79-6
8-10	8	基礎情報収集対象物質	10	基礎情報-010		エチルベンゼン	100-41-4
8-11	8	基礎情報収集対象物質	11	基礎情報-011		エチレンオキシド	75-21-8
8-12	8	基礎情報収集対象物質	12	基礎情報-012		エチレングリコール	107-21-1
8-13	8	基礎情報収集対象物質	13	基礎情報-013		エチレンジアミン	107-15-3
8-14	8	基礎情報収集対象物質	14	基礎情報-014		塩化ベンジル	100-44-7
8-15	8	基礎情報収集対象物質	15	基礎情報-015		オクチルフェノール	1806-26-4
8-16	8	基礎情報収集対象物質	16	基礎情報-016		4-tert-オクチルフェノール	140-66-9
8-17	8	基礎情報収集対象物質	17	基礎情報-017		ε-カプロラクタム	105-60-2
8-18	8	基礎情報収集対象物質	18	基礎情報-018		カリウム	7440-09-7
8-19	8	基礎情報収集対象物質	19	基礎情報-019		キノリン	91-22-5
8-20	8	基礎情報収集対象物質	20	基礎情報-020		クメンヒドロペルオキシド	80-15-9
8-21	8	基礎情報収集対象物質	21	基礎情報-021		クロロアセトン類	－
8-22	8	基礎情報収集対象物質	22	基礎情報-022		クロロアルカン(C10-C13)	85535-84-8
8-23	8	基礎情報収集対象物質	23	基礎情報-023		クロロメタン	74-87-3
8-24	8	基礎情報収集対象物質	24	基礎情報-024		クロム及び三価クロム化合物	－
8-25	8	基礎情報収集対象物質	25	基礎情報-025		クロラミン	10599-90-3
8-26	8	基礎情報収集対象物質	26	基礎情報-026		ゲルマニウム	7440-56-4
8-27	8	基礎情報収集対象物質	27	基礎情報-027		コバルト	7440-48-4
8-28	8	基礎情報収集対象物質	28	基礎情報-028		酸化プロピレン	75-56-9
8-29	8	基礎情報収集対象物質	29	基礎情報-029		ジイソプロピルエーテル	108-20-3
8-30	8	基礎情報収集対象物質	30	基礎情報-030		ジエチレントリアミン	111-40-0
8-31	8	基礎情報収集対象物質	31	基礎情報-031		ジクロラミン	473-34-7
8-32	8	基礎情報収集対象物質	32	基礎情報-032		1,3-ジクロロ-2-プロパノール	96-23-1
8-33	8	基礎情報収集対象物質	33	基礎情報-033		1,1-ジクロロプロペン	563-58-6
8-34	8	基礎情報収集対象物質	34	基礎情報-034		1,2-ジクロロプロパン	78-87-5
8-35	8	基礎情報収集対象物質	35	基礎情報-035		1,3-ジクロロプロパン	142-28-9
8-36	8	基礎情報収集対象物質	36	基礎情報-036		2,2-ジクロロプロパン	594-20-7
8-37	8	基礎情報収集対象物質	37	基礎情報-037		1,2-ジクロロベンゼン	95-50-1
8-38	8	基礎情報収集対象物質	38	基礎情報-038		1,3-ジクロロベンゼン	541-73-1
8-39	8	基礎情報収集対象物質	39	基礎情報-039		1,4-ジクロロベンゼン	106-46-7
8-40	8	基礎情報収集対象物質	40	基礎情報-040		2,4-ジニトロトルエン	121-14-2
8-41	8	基礎情報収集対象物質	41	基礎情報-041		2,6-ジニトロトルエン	606-20-2
8-42	8	基礎情報収集対象物質	42	基礎情報-042		2,4-ジニトロフェノール	51-28-5
8-43	8	基礎情報収集対象物質	43	基礎情報-043		1,3-ジニトロベンゼン	99-65-0
8-44	8	基礎情報収集対象物質	44	基礎情報-044		1,2-ジフェニルヒドラジン	122-66-7
8-45	8	基礎情報収集対象物質	45	基礎情報-045		N,N-ジメチルホルムアミド	68-12-2
8-46	8	基礎情報収集対象物質	46	基礎情報-046		ジルコニウム	7440-67-7
8-47	8	基礎情報収集対象物質	47	基礎情報-047		ストロンチウム	7440-24-6
8-48	8	基礎情報収集対象物質	48	基礎情報-048		セシウム	7440-46-2
8-49	8	基礎情報収集対象物質	49	基礎情報-049		タリウム	7440-28-0
8-50	8	基礎情報収集対象物質	50	基礎情報-050		タングステン	7440-33-7
8-51	8	基礎情報収集対象物質	51	基礎情報-051		チオ尿素	62-56-6
8-52	8	基礎情報収集対象物質	52	基礎情報-052		1,1,1,2-テトラクロロエタン	630-20-6
8-53	8	基礎情報収集対象物質	53	基礎情報-053		1,1,2,2-テトラクロロエタン	79-34-5
8-54	8	基礎情報収集対象物質	54	基礎情報-054		テトラクロロテレフタル酸	2136-79-0
8-55	8	基礎情報収集対象物質	55	基礎情報-055		テトラクロロフタル酸	887-54-7
8-56	8	基礎情報収集対象物質	56	基礎情報-056		テルル	13494-80-9
8-57	8	基礎情報収集対象物質	57	基礎情報-057		テレフタル酸	100-21-0
8-58	8	基礎情報収集対象物質	58	基礎情報-058		トリエチルアミン	121-44-8
8-59	8	基礎情報収集対象物質	59	基礎情報-059		トリクロラミン	10025-85-1
8-60	8	基礎情報収集対象物質	60	基礎情報-060		1,2,3-トリクロロプロパン	96-18-4
8-61	8	基礎情報収集対象物質	61	基礎情報-061		トリクロロベンゼン類	－
8-62	8	基礎情報収集対象物質	62	基礎情報-062		1,2,4-トリクロロベンゼン	120-82-1
8-63	8	基礎情報収集対象物質	63	基礎情報-063		－	－
8-64	8	基礎情報収集対象物質	64	基礎情報-064		1,2,4-トリメチルベンゼン	95-63-6
8-65	8	基礎情報収集対象物質	65	基礎情報-065		トリメチレントリニトラミン	121-82-4

表 8-3　基礎情報収集対象物質(2/3)

グループ小分類	物質グループコード	物質グループ(H26)	小分類コード	H26分類	H25分類	項目名	CAS番号
8-66	8	基礎情報収集対象物質	66	基礎情報-066		o-トルイジン	95-53-4
8-67	8	基礎情報収集対象物質	67	基礎情報-067		トルエンジイソシアネート	26471-62-5
8-68	8	基礎情報収集対象物質	68	基礎情報-068		ニトログリセリン	55-63-0
8-69	8	基礎情報収集対象物質	69	基礎情報-069		N-ニトロソジ-n-プロピルアミン	621-64-7
8-70	8	基礎情報収集対象物質	70	基礎情報-070		N-ニトロソジエチルアミン	55-18-5
8-71	8	基礎情報収集対象物質	71	基礎情報-071		N-ニトロソジフェニルアミン	86-30-6
8-72	8	基礎情報収集対象物質	72	基礎情報-072		N-ニトロソピロリジン	930-55-2
8-73	8	基礎情報収集対象物質	73	基礎情報-073		ニトロベンゼン	98-95-3
8-74	8	基礎情報収集対象物質	74	基礎情報-074		―	―
8-75	8	基礎情報収集対象物質	75	基礎情報-075		二硫化炭素	75-15-0
8-76	8	基礎情報収集対象物質	76	基礎情報-076		バナジウム	7440-62-2
8-77	8	基礎情報収集対象物質	77	基礎情報-077		ビスフェノールS	80-09-1
8-78	8	基礎情報収集対象物質	78	基礎情報-078		ビスフェノールS-monoP	95235-30-6
8-79	8	基礎情報収集対象物質	79	基礎情報-079		1,2- ビス(3-メチルフェノキシ)エタン	54914-85-1
8-80	8	基礎情報収集対象物質	80	基礎情報-080		ビフェニル	92-52-4
8-81	8	基礎情報収集対象物質	81	基礎情報-081		ピペラジン	110-85-0
8-82	8	基礎情報収集対象物質	82	基礎情報-082		ピリジン	110-86-1
8-83	8	基礎情報収集対象物質	83	基礎情報-083		1-ブタノール	71-36-3
8-84	8	基礎情報収集対象物質	84	基礎情報-084		ブチルヒドロキシアニソール(BHA)	25013-16-5
8-85	8	基礎情報収集対象物質	85	基礎情報-085		sec-ブチルベンゼン	135-98-8
8-86	8	基礎情報収集対象物質	86	基礎情報-086		n-プロピルベンゼン	103-65-1
8-87	8	基礎情報収集対象物質	87	基礎情報-087		2-プロペン-1-オール	107-18-6
8-88	8	基礎情報収集対象物質	88	基礎情報-088		ブロモベンゼン	108-86-1
8-89	8	基礎情報収集対象物質	89	基礎情報-089		フロン22; ジフルオロクロロメタン	75-45-6
8-90	8	基礎情報収集対象物質	90	基礎情報-090		ヘキサクロロシクロペンタジエン	77-47-4
8-91	8	基礎情報収集対象物質	91	基礎情報-091		ヘキサクロロブタジエン	87-68-3
8-92	8	基礎情報収集対象物質	92	基礎情報-092		ヘキサン	110-54-3
8-93	8	基礎情報収集対象物質	93	基礎情報-093		ベリリウム	7440-41-7
8-94	8	基礎情報収集対象物質	94	基礎情報-094		ベンジル2-ナフチルエーテル	613-62-7
8-95	8	基礎情報収集対象物質	95	基礎情報-095		ベンゾフェノン	119-61-9
8-96	8	基礎情報収集対象物質	96	基礎情報-096		ポリ臭素化ジフェニルエーテル(PBDE)	―
8-97	8	基礎情報収集対象物質	97	基礎情報-097		無機すず	―
8-98	8	基礎情報収集対象物質	98	基礎情報-098		メタクリル酸	79-41-4
8-99	8	基礎情報収集対象物質	99	基礎情報-099		メタクリル酸メチル	80-62-6
8-100	8	基礎情報収集対象物質	100	基礎情報-100		メタノール	67-56-1
8-101	8	基礎情報収集対象物質	101	基礎情報-101		3-メチルピリジン	108-99-6
8-102	8	基礎情報収集対象物質	102	基礎情報-102		N-メチル-2-ピロリドン	872-50-4
8-103	8	基礎情報収集対象物質	103	基礎情報-103		2-メチルフェノール	95-48-7
8-104	8	基礎情報収集対象物質	104	基礎情報-104		4,4'-メチレンジアニリン	101-77-9
8-105	8	基礎情報収集対象物質	105	基礎情報-105		4,4'-メチレンビスアニリン	101-77-9
8-106	8	基礎情報収集対象物質	106	基礎情報-106		2-メトキシエタノール	109-86-4
8-107	8	基礎情報収集対象物質	107	基礎情報-107		メラミン	108-78-1
8-108	8	基礎情報収集対象物質	108	基礎情報-108		モノクロロベンゼン(クロロベンゼン)	108-90-7
8-109	8	基礎情報収集対象物質	109	基礎情報-109		モノブロモアセテート	68-10-0
8-110	8	基礎情報収集対象物質	110	基礎情報-110		リチウム	7439-93-2
8-111	8	基礎情報収集対象物質	111	基礎情報-111		りん酸トリス(2-クロロエチル)	115-96-8
8-112	8	基礎情報収集対象物質	112	基礎情報-112		りん酸トリス(2-クロロイソプロピル)	13674-84-5
8-113	8	基礎情報収集対象物質	113	基礎情報-113		りん酸トリス(2-ブトキシエチル)	78-51-3
8-114	8	基礎情報収集対象物質	114	基礎情報-114		ルビジウム	7440-17-7
8-115	8	基礎情報収集対象物質	115	基礎情報-115		硫酸塩	14808-79-8
8-116	8	基礎情報収集対象物質	116	基礎情報-116		ヨウ素	7553-56-2
8-117	8	基礎情報収集対象物質	117	基礎情報-117		ラジウム226及びラジウム228	7440-14-4
8-118	8	基礎情報収集対象物質	118	基礎情報-118		ラドン	10043-92-2
8-119	8	基礎情報収集対象物質	119	基礎情報-119		ヘキサメチレンテトラミン	100-97-0
8-120	8	基礎情報収集対象物質	120	基礎情報-120		N,N-ジメチルアニリン	121-69-7
8-121	8	基礎情報収集対象物質	121	基礎情報-121		ジメチルアミン	124-40-3
8-122	8	基礎情報収集対象物質	122	基礎情報-122		トリエチルアミン	121-44-8
8-123	8	基礎情報収集対象物質	123	基礎情報-123		2-(ジエチルアミノ)エタノール	100-37-8
8-124	8	基礎情報収集対象物質	124	基礎情報-124		N,N-ジメチルドデシルアミン	112-18-5
8-125	8	基礎情報収集対象物質	125	基礎情報-125		1,1-ジメチルヒドラジン	57-14-7
8-126	8	基礎情報収集対象物質	126	基礎情報-126		メチルアミン	74-89-5
8-127	8	基礎情報収集対象物質	127	基礎情報-127		トリメチルアミン	75-50-3
8-128	8	基礎情報収集対象物質	128	基礎情報-128		テトラメチルエチレンジアミン(TMED)	110-18-9
8-129	8	基礎情報収集対象物質	129	基礎情報-129		1,1,4,4-テトラメチル-2-テトラゼン(TMT)	6130-87-6
8-130	8	基礎情報収集対象物質	130	基礎情報-130		3,5-ジメチルピラゾール	67-51-6
8-131	8	基礎情報収集対象物質	131	基礎情報-131		シクロヘキシルアミン	108-91-8
8-132	8	基礎情報収集対象物質	132	基礎情報-132		4,4'-ヘキサメチレンビス(1,1-ジメチルセミカルバジド)(HDMS)	69938-76-7
8-133	8	基礎情報収集対象物質	133	基礎情報-133		1,1,1',1'-テトラメチル-4,4'-(メチレンジ-p-フェニレン)ジセミカルバジド(TMDS)	85095-61-0

表 8-3　基礎情報収集対象物質(3/3)

グループ小分類	物質グループコード	物質グループ(H26)	小分類コード	H26分類	H25分類	項目名	CAS番号
8-134	8	基礎情報収集対象物質	134	基礎情報-134		N,N-ジメチルエチルアミン	598-56-1
8-135	8	基礎情報収集対象物質	135	基礎情報-135		ジメチルアミノエタノール	108-01-0
8-136	8	基礎情報収集対象物質	136	基礎情報-136		1,1-ジメチルグアニジン	6145-42-2
8-137	8	基礎情報収集対象物質	137	基礎情報-137		ジエチルメチルアミン	616-39-7
8-138	8	基礎情報収集対象物質	138	基礎情報-138		1-メチルピペリジン	626-67-5
8-139	8	基礎情報収集対象物質	139	基礎情報-139		1,1- ジメチルセミカルバジド	22718-49-6
8-140	8	基礎情報収集対象物質	140	基礎情報-140		2-ホルミル-1,1-ジメチルヒドラジン	3298-49-5
8-141	8	基礎情報収集対象物質	141	基礎情報-141		ジメチルスルファミド	3984-14-3
8-142	8	基礎情報収集対象物質	142	基礎情報-142		1,1,3,3-テトラメチルグアニジン	80-70-6
8-143	8	基礎情報収集対象物質	143	基礎情報-143		ジメチルジチオカルバミン酸	79-45-8
8-144	8	基礎情報収集対象物質	144	基礎情報-144		1-メチルピラゾール	930-36-9
8-145	8	基礎情報収集対象物質	145	基礎情報-145		1,3,5- トリメチルピラゾール	1072-91-9
8-146	8	基礎情報収集対象物質	146	基礎情報-146		テトラメチルアンモニウム	51-92-3
8-147	8	基礎情報収集対象物質	147	基礎情報-147		グリシン	56-40-6
8-148	8	基礎情報収集対象物質	148	基礎情報-148		トリメチルアミン-N-オキシド	1184-78-7
8-149	8	基礎情報収集対象物質	149	基礎情報-149		メタクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル	2867-47-2
8-150	8	基礎情報収集対象物質	150	基礎情報-150		アクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル	2439-35-2
8-151	8	基礎情報収集対象物質	151	基礎情報-151		ヘキサブロモシクロドデカン	25637-99-4
8-152	8	基礎情報収集対象物質	152	基礎情報-152		アセトンジカルボン酸	542-05-2
8-153	8	基礎情報収集対象物質	153	基礎情報-153		1,3-ジハイドロキシルベンゼン	108-46-3
8-154	8	基礎情報収集対象物質	154	基礎情報-154		1,3,5-トリヒドロキシベンゼン	108-73-6
8-155	8	基礎情報収集対象物質	155	基礎情報-155		アセチルアセトン	123-54-6
8-156	8	基礎情報収集対象物質	156	基礎情報-156		2'-アミノアセトフェノン	551-93-9
8-157	8	基礎情報収集対象物質	157	基礎情報-157		3'-アミノアセトフェノン	99-03-6
8-158	8	基礎情報収集対象物質	158	基礎情報-158		臭化カリウム	7758-02-3
8-159	8	基礎情報収集対象物質	159	基礎情報-159		ナフタレン	91-20-3
8-160	8	基礎情報収集対象物質	160	基礎情報-160		フェニルメチルエーテル	100-66-3
8-161	8	基礎情報収集対象物質	161	基礎情報-161		イソ吉草酸メチル	556-24-1
8-162	8	基礎情報収集対象物質	162	基礎情報-162		エチルアルコール	64-17-5
8-163	8	基礎情報収集対象物質	163	基礎情報-163		アクリル酸2-エチルヘキシル	103-11-7
8-164	8	基礎情報収集対象物質	164	基礎情報-164		ポリアクリル酸ブチル	9003-49-0
8-165	8	基礎情報収集対象物質	165	基礎情報-165		重炭酸アンモニウム	1066-33-7
8-166	8	基礎情報収集対象物質	166	基礎情報-166		チオ硫酸ナトリウム	7772-98-7
8-167	8	基礎情報収集対象物質	167	基礎情報-167		スルファミン酸	5329-14-6
8-168	8	基礎情報収集対象物質	168	基礎情報-168		硫酸アルミニウム	10043-01-3
8-169	8	基礎情報収集対象物質	169	基礎情報-169		水酸化ナトリウム	1310-73-2
8-170	8	基礎情報収集対象物質	170	基礎情報-170		ポリプロピレングリコール	25322-69-4

8-1-3. 検討対象物質の有害性等評価値

過年度の評価指標の考え方と同様とした。詳細は次の通りである。

基礎情報収集対象物質は我が国においては評価未公開のため、Web 等で公開されている一般情報や WHO 飲料水水質ガイドライン（第 4 版）をはじめ、海外諸国・機関の基準値・目標値等の調査対象とする国・機関で設定されている場合は、設定されている値の最小値を採用した。

基準値等が設定されていない場合は、ADI、TDI 又は RfD を用いて試算した仮評価値を用いることとし、さらに ADI 等が得られない場合は、NOAEL 又は LOAEL と不確実係数を用いて ADI 等を算出することとした。

ADI 等を用いての仮評価値の試算における条件は、15 年答申における評価値の算出方法における基本条件と同一とし、飲水量 2 L/日、体重 50 kg、飲料水経由の暴露割合を ADI 等の 10%とした。

また、NOAEL 等から ADI 等の算出には、不確実係数（又は相当値）が記載されている場合はその値を用い、記載のない場合は不確実係数 100（種間差及び個体差）を用いた。

仮評価値及び参照値の算出方法を以下にまとめた。

表 8-4　仮評価値及び参照値の算出方法

仮評価値の算出
・仮評価値［mg/L］＝参照値×（飲料水経由の暴露割合/100）×体重/飲水量 参照値（ADI、TDI、RfD）：［mg/kg体重/日］ 飲料水経由の暴露割合：10［%］ 体重：50［kg］ 飲水量：2［L/日］ 飲料水経由の暴露割合、体重、飲水量の設定値は、いずれも15年答申で設定されている値である。
参照値の算出
・参照値［mg/kg体重/日］=NOAEL（又はLOAEL）/不確実係数 NOAEL（無毒性量）：［mg/kg体重/日］ LOAEL（最小毒性量）：［mg/kg体重/日］ 不確実係数：［－］ 不確実係数は、NOAEL等とともに評価書に記載されている場合はその値を用いた。 今回の試算の範囲では、種差（10）×個体差（10）の100に、試験条件の不確実さへの対応として、NOAELの代わりにLOAELの使用（5～10）、短期試験のデータを使用（5～10）が適用されている。 評価書に記載がない場合は、種差（10）×個体差（10）の100を用いる。 不確実係数は、NOAEL等とともに評価書に記載されている場合はその値を用いた。 今回の試算の範囲では、種差（10）×個体差（10）の100に、試験条件の不確実さへの対応として、NOAELの代わりにLOAELの使用（5～10）、短期試験のデータを使用（5～10）が適用されている。 評価書に記載がない場合は、種差（10）×個体差（10）の100を用いる。

8-2. 追加すべき候補物質の検討

前述の検出状況と毒性値に基づく評価指標との比較を行い、要検討項目への追加可能性について検討を行った。判断基準については、下記の過年度業務と同様とする。なお、毒性値に基づく評価指標（ここでは、「仮評価値」と表記する。）は前述した。

＜要検討物質への追加候補となる物質の条件＞

●基礎情報収集対象物質に含まれていること

●過去 10 年間のモニタリング調査（環境省が実施している要調査項目等存在状況調査、化学物質環境実態調査）における検出濃度が有害性を踏まえた仮評価値の 10%の値を超えること

●検出頻度がある程度あり、一部地域における偏りや単年度での特異現象等ではないこと

8-2-1. 評価値及び参照値の算出

①1-ブタノール（CAS: 71-36-3）（基礎情報収集対象物質番号 83）

・検出状況(平成 27 年度)：全国 19 ヶ所にて測定、検出なし
（平成 7 年度）：全国 11 ヶ所にて測定、2 ヶ所で検出
検出範囲: 平成 27 年度:－
平成 7 年度：2.3～3.7μg/L
・仮評価値/仮評価値の 10%値=325/32.5 μg/L
・検出最大値/仮評価値：平成 27 年度：－
平成 7 年度：3.7/325X100=1.1 %（検出範囲：0.7-1.1%）
・判断：最大検出値 3.7μg/L は、仮評価値の 10%を超えないことから、追加候補とはしない。

②ポリ臭素化ジフェニルエーテル(PBDE)（基礎情報収集対象物質番号 96）
・検出状況(平成 27 年度)：全国 48 ヶ所にて測定、48 ヶ所で検出
検出範囲: H24: 0.00024～0.012μg /L
H26:0.000023～0.0062μg /L
H27: 0.00016～0.01μg /L
・仮評価値/仮評価値の 10%値=H26 年度検討；0.25～17.5/0.025～1.75 μg/L
・最大検出値：0.01/0.25X100=4.0 %（検出範囲：0.06-4.0%）
・判断：最大検出値 0.01μg/L は、仮評価値の 10%を超えないことから、H26、H27 検討と同様に追加候補とはしない。

③コバルト（CAS: 7440-48-4）（基礎情報収集対象物質番号 27）
・検出状況(平成 28 年度)：全国 47 ヶ所にて測定、47 ヶ所で検出
検出範囲: <0.5～24μg /L
・仮評価値/仮評価値の 10%値=2.5/0.25 μg/L
・検出最大値/仮評価値：24/2.5X100=960%（検出範囲：-960%）
・判断：最大検出値 24μg /L は、仮評価値の 10%を超えているが、検出頻度が少なく、単年度の結果であることから、追加候補とはしない。次回調査結果を待っての判断が適切と考えられる。

④1,2,3-トリクロロプロパン（CAS: 96-18-4）（基礎情報収集対象物質番号 60）
・検出状況(平成 27 年度)：全国 47 ヶ所にて測定、47 ヶ所で検出
検出範囲: <0.2μg /L（検出下限値以下）
・仮評価値/仮評価値の 10%値=H28 年度検討；10/1 μg/L
（根拠；Oral RfD: 4 μg/kg-day（EPA IRIS）仮評価値= 4 x 0.1 x 50/2=10 μg/）
・検出最大値/仮評価値：0.2/10X100=2%（検出範囲：< 2%）
・判断：最大検出値<0.2μg L は検出下限値以下である。仮評価値の 10%を超えないことから、追加候補とはしない。

⑤ジメチルアミン(CAS: 124-40-3) (基礎情報収集対象物質番号 121)

・検出状況(平成 28 年度)：全国 47 ヶ所にて測定、47 ヶ所で検出
　検出範囲: <4μg /L (検出下限値以下)

・仮評価値/仮評価値の 10%値=120/12　μg/L
　(根拠;無毒性量は設定されていないが吸入曝露吸収率 100%として 4800μg/kg-day)
仮評価値= 48x 0.1 x 50/2=120　μg/L)

・検出最大値/仮評価値：<4/120X100=3.3% (検出範囲：<3.3%)

・判断：最大検出値<4μg L は検出下限値以下である。仮評価値の 10%を超えないことから、追加候補とはしない。

⑥ナフタレン(CAS: 91-20-3) (基礎情報収集対象物質番号 159)

・検出状況(平成 28 年度)：全国 47 ヶ所にて測定、47 ヶ所で検出
　検出範囲: <0.01～0.11μg /L

・仮評価値/仮評価値の 10%値=132.5/13.25　μg/L

・検出最大値/仮評価値：0.11/132.5X100=0.08% (検出範囲：<0.01～0.082%)

・判断：最大検出値 0.11μg L は、仮評価値の 10%を超えないことから、追加候補とはしない。

上記内容を表 8-5 に示す。

表 8-5　要検討項目の追加可能性に係る検討結果

No	物質名	検出範囲 (μg/L)	仮評価値/仮評価値の10%値	H29年度の検討結果の概要
83	1-ブタノール	H7:2.3～3.7 H27:－	325/32.5 μg/L (根拠:無毒性量13mg/kg日÷100×1000×0.1×50÷2)	最大検出値3.7μ g/Lは、仮評価値の10%を超えないことから、追加候補とはしない。
96	ポリ臭素化ジフェニルエーテル(PBDE)	H24:0.00024～0.012 H26:0.000023～0.0062 H27:0.00016～0.013	H26年度検討; 0.25～17.5/0.025～1.75 μg/L	最大検出値0.01μ g/Lは、仮評価値の10%を超えないことから、H26、H27検討と同様に追加候補とはしない。
27	コバルト	H28:<0.5～24	2.5/0.25 μg/L (根拠:無毒性量0.1mg/kg日÷100×1000×0.1×50÷2)	最大検出値24μ g /Lは、仮評価値の10%を超えているが、検出頻度が少なく、単年度の結果であることから、追加候補とはしない。次回調査結果を待っての判断が適切と考えられる。
60	1,2,3-トリクロロプロパン	H27:<0.2	H28年度検討;10/1 μg/L (根拠;Oral RfD: 4 μg/kg-day (EPA IRIS) 仮評価値=4x0.1x50/2=10 μg/L)	最大検出値<0.2μ g Lは検出下限値以下である。仮評価値の10%を超えないことから、追加候補とはしない。
121	ジメチルアミン	H28:<0.4	120/12 μg/L (根拠:無毒性量は設定されていないが吸入曝露吸収率100%として4.8mg/kg日÷100×1000×0.1×50÷2)	最大検出値<4μ g Lは検出下限値以下である。仮評価値の10%を超えないことから、追加候補とはしない。
159	ナフタレン	H28:<0.01～0.11	132.5/13.25 μg/L (根拠:無毒性量5.3mg/kg日÷100×1000×0.1×50÷2)	最大検出値0.11μ g Lは、仮評価値の10%を超えないことから、追加候補とはしない。

注:番号は、基礎情報収集対象物質の通し番号に対応している。

8-2-2. 追加すべき候補物質のまとめ

「判断基準：評価値の 10%以上」となるのは、コバルトであり、要検討項目に追加する候補物質と判断される。ただし、検出範囲は<0.5～24μg /L と幅広く、最大/最小で約 50 倍の差がある。検出データ数を増やして判断をする必要があると考えられる。